熊本市地域防災計画

令和７年度（2025 年度）版

資　料　編

熊本市防災会議

1　気象　・・・

3-1-1　防災従事職員のスキル向上のための訓練実施要領　・・・・・・・・・・・・・・・ 41
3-1-2　熊本市職員等の災害現場における避難発令マニュアル　・・・・・・・・・・・・ 42

3-2　災害に強い地域づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

3-2-1　熊本市自主防災クラブ結成・育成指導に関する要綱　・・・・・・・・・・・・・ 44
3-2-2　熊本市自主防災クラブ助成要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
3-2-3　熊本市自主防災クラブ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
3-2-4　ボランティア団体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
3-2-5　地区防災計画策定地区一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
3-2-6　避難地・避難路の指定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

3-3　災害に強い都市づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

3-3-1　熊本市小島河川防災センター条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
3-3-2　熊本市小島河川防災センター条例施行規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
3-3-3　情報伝達手段の多様化要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
3-3-4　震度分布　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
3-3-5　熊本市の急傾斜地崩壊分布図（各地震の最大震度の重ね合わせ）　・・・・・・ 92
3-3-6　熊本市の液状化分布図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
3-3-7　熊本市の津波浸水分布図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
3-3-8　熊本市防災アセスメント調査による被害想定　・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

4　災害警戒区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106

4-1　土砂災害警戒区域等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

4-2　山腹崩壊危険地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125

4-3　崩壊土砂流出危険地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127

4-4　地すべり防止区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127

4-5　がけ崩れ危険箇所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128

4-6　砂防指定地　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130

4-7　重要水防区間及び箇所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

4-7-1　評定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
4-7-2　国土交通省管理河川　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
4-7-3　県管理河川　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146

4-8　重要水防施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148

4-8-1　重要水防構造物（橋梁）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148
4-8-2　重要水防施設一覧表（ダム・水門・堰）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148
4-8-3　水門等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
4-8-4　排水機場　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150

4-8-5　堰・樋門管理調書　・・・

6-2　消防用機械等の配備及び保有状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 226
6-3　水防倉庫等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 227
6-4　防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程 ・・・・・・ 231
6-5　車両関係等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261

7　消防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
7-1　熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画
・受援計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 266
7-2　災害対策本部と消防局との連携強化要領 ・・・・・・・・・・・・・・・ 335
7-3　消防団との連携強化要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 337
7-4　消防局対策部組織編成及び事務分掌 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 338
7-5　熊本市消防団組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341
7-6　消防信号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 343

8　応援要請・協定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 344
8-1　自衛隊の災害派遣、撤収要請様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 345
8-2　ランデブーポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346
8-3　災害協定一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351
8-4　災害時における井戸水の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 358

9　災害救助法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 364
9-1　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに
実費弁償の基準について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 365

10　避難対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 370
10-1　指定緊急避難場所（スペース）・指定避難所 ・・・・・・・・・・・・・ 371
10-2　福祉避難所・福祉子ども避難所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 394
10-3　広域避難場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 399
10-4　災害危険区域内の要配慮者利用施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 400

11　緊急輸送 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 427

11-1　輸送車両関係　・・・

17-5　国民年金保険料の免除及び学生納付特例（国民年金法）抜すい　・・・　594
17-6　災害に対する金融措置一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　595
17-7　災害公営住宅計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　596
17-8　災害復旧に伴う財政援助一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　597

1　気　象

項目	ページ
１－１　月平均最高気温(℃)	2
１－２　月平均最低気温(℃)	2
１－３　月降水量(mm)	2
１－４　月最多風向(16 方位)	2
１－５　月平均風速(m/ｓ)	3
１－６　日最大風速月別の極値(m/ｓ)	3
１－７　日最大瞬間風速月別の極値(m/ｓ)	3
１－８　日降水量月別の極値(mm)	4
１－９　日最大 1 時間降水量月別の極値(mm)	4
１－１０　台風接近数、日降水量、日最大風速	5
１－１１　熊本地方気象台における階級別震度観測回数	8
１－１２　気象庁震度階級関連解説表	9

1-1 月平均最高気温(℃)

平年値（1991～2020 年）

月 / 位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
熊本市	10.7	12.4	16.1	21.4	26.0	28.1	31.8	33.3	30.1	25.0	18.8	12.9	22.2

1-2 月平均最低気温(℃)

平年値（1991～2020 年）

月 / 位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
熊本市	1.6	2.6	5.9	10.6	15.6	20.2	24.2	24.8	21.2	14.9	8.8	3.4	12.8

1-3 月降水量(mm)

平年値（1991～2020 年）

月 / 位置	1	2	3	4	5	6	7
熊本市	57.2	83.2	124.8	144.9	160.9	448.5	386.8
月 / 位置	8	9	10	11	12	全	年
熊本市	195.4	172.6	87.1	84.4	61.2	2007.0	

1-4 月最多風向(16 方位)

平年値（1991～2020 年）

月 / 位置	1	2	3	4	5	6	7
熊本市	ＮＮＥ	ＮＮＷ	ＮＮＷ	ＳＷ	ＳＷ	ＳＷ	ＳＷ
月 / 位置	8	9	10	11	12	全	年
熊本市	ＳＷ	ＮＮＷ	ＮＮＷ	ＮＮＥ	ＮＮＥ	ＮＮＷ	

1-5 月平均風速(m/s)

平年値（1991～2020 年）

月 / 位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
熊本市	2.1	2.2	2.4	2.5	2.3	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.0	2.1	2.3

1-6 日最大風速月別の極値(m/s)

統計期間（1890/2～2024 年）

月 / 位置	1	2	3	4	5	6	7
熊本市	14.3 WNW 1968 年 14 日	16.7 NE 1968 年 15 日	15.5 NW 1956 年 12 日	14.3 E 1970 年 24 日	14.7 E 1949 年 30 日	19.7 SSW 1914 年 3 日	18.5 S 1930 年 18 日

月 / 位置	8	9	10	11	12	全 年	備 考
熊本市	38.7 E 1902 年 10 日	26.6 SW 1927 年 13 日	16.5 NNW 1941 年 1 日	15.2 WNW 1951 年 25 日	16.5 WNW 1958 年 26 日	38.7 E 1902 年 8 月 10 日	

1-7 日最大瞬間風速月別の極値(m/s)

統計期間（1937～2024 年）

月 / 位置	1	2	3	4	5	6	7
熊本市	23.4 WNW 1963 年 21 日	23.1 W 2000 年 8 日	26.3 WNW 1998 年 14 日	25.9 WNW 1969 年 16 日	21.7 ESE 2003 年 25 日	28.5 S 2003 年 19 日	30.1 S 1993 年 30 日

月 / 位置	8	9	10	11	12	全 年	備 考
熊本市	41.9 ENE 2015 年 25 日	52.6 S 1991 年 27 日	26.0 NNW 2004 年 20 日	20.8 NNW 2006 年 11 日	23.9 WNW 1958 年 26 日	52.6 S 1991 年 9 月 27 日	

1-8 日降水量月別の極値(mm)

統計期間（1890/2～2024 年）

月／位置	1	2	3	4	5	6	7
熊本市	64.1 1928 年 27 日	116.5 1912 年 28 日	143.0 2024 年 24 日	161.0 1993 年 28 日	351.0 1988 年 3 日	411.9 1953 年 26 日	480.5 1957 年 25 日
月／位置	8	9	10	11	12	全 年	備 考
熊本市	250.0 1980 年 29 日	171.5 1995 年 3 日	125.3 1938 年 3 日	93.9 1934 年 26 日	132.2 1890 年 28 日	480.5 1957 年 7 月 25 日	

1-9 日最大 1 時間降水量月別の極値(mm)

統計期間（1890/2～2024 年）

月／位置	1	2	3	4	5	6	7
熊本市	23.0 1972 年 24 日	45.2 1912 年 28 日	35.3 1966 年 7 日	41.0 1958 年 30 日	71.0 1988 年 3 日	94.0 2016 年 20 日	80.5 2003 年 12 日
月／位置	8	9	10	11	12	全 年	備 考
熊本市	64.5 1956 年 27 日	59.5 1913 年 20 日	45.6 1923 年 2 日	39.5 1984 年 11 日	54.0 1890 年 28 日	94.0 2016 年 6 月 20 日	

1-10　台風接近数、日降水量、日最大風速

ア 台風の発生数･上陸数及び接近数の平年値(1991～2020 年)

項目＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
九州上陸数	―	―	―	―	―	0.0	0.2	0.3	0.5	0.1	―	―	1.1
九州北部地方接近数	―	―	―	0.0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4	―	―	3.8
九州南部接近数	―	―	―	0.0	0.1	0.4	0.7	1.0	1.2	0.5	―	―	3.9

※　上陸とは台風の中心が九州の海岸線に達した場合をいい、小さい島や半島を横切って短時間で再び海上に出た場合は通過とし、上陸には含まない。

※　接近とはそれぞれの地方の気象官署(特別地域気象観測所を含む)から 300km 以内を通過したもの。

※　九州北部地方とは、山口県、福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県をいい、九州南部とは、宮崎県、奄美地方を除く鹿児島県をいう。

イ 日降水量の累年順位表

(単位:mm)

官署	種別＼順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
熊	降水量	480.5	411.9	394.5	351.0	298.3	
	年月日	1957.7.25	1953.6.26	1982.7.24	1988.5.3	1923.7.5	1890/2～2024
本	原　因	梅雨	梅雨	梅雨	前線	梅雨	
阿	降水量	432.3	407.5	406.4	401.5	391.0	※
蘇	年月日	1953.6.26	1982.7.24	1963.8.9	1995.7.3	2003.7.12	1952/4～2017/12
山	原　因	梅雨	梅雨	台風	梅雨	梅雨	
人	降水量	331.5	300.0	299.0	286.5	283.0	
	年月日	1995.7.3	2006.7.22	2020.7.4	1983.7.15	1972.7.5	1943/1～2024
吉	原　因	梅雨	梅雨	梅雨	梅雨	梅雨	
牛	降水量	363.0	332.0	325.5	290.0	270.0	
	年月日	2020.7.4	1971.7.23	2006.7.22	1976.7.19	1990.6.30	1949/7～2024
深	原　因	梅雨	梅雨	梅雨	台風	梅雨	

ウ 日最大１時間降水量の累年順位表

（単位:㎜）

官署	順位／種別	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
熊	降水量	94.0	86.5	80.5	77.0	76.0	
	年月日	2016.6.20	2006.6.26	2003.7.12	1975.6.25	1957.7.25	1890/2～2024
本	原因	梅雨	梅雨	梅雨	梅雨	梅雨	
阿	降水量	94.5	88.5	88.2	88.0	87.6	※
蘇	年月日	2012.7.12	1997.5.14	1956.9.16	1993.7.17	1958.8.13	1952/4～2017/12
山	原因	前線	前線	前線	梅雨	前線	
人	降水量	103.5	78.0	77.5	74.7	74.0	
	年月日	1996.7.3	2005.7.6	1980.7.26	1954.7.9	1971.7.19	1943/1～2024
吉	原因	梅雨	前線	前線	梅雨	梅雨	
牛	降水量	98.0	97.6	86.5	83.5	81.0	
	年月日	2020.7.4	1949.8.12	2020.7.24	2016.6.19	1985.7.19	1949/7～2024
深	原因	梅雨	前線	梅雨	梅雨	前線	

エ 日最大風速の累年順位表

（風速:m/s 、風向:16方位）

官署	順位／種別	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
熊	風速・風向	38.7 E	26.6 SW	25.8 S	25.8 SE	25.7 W	
	年月日	1902.8.10	1927.9.13	1991.9.27	1942.8.27	1965.8.6	1890/2～2024
本	原因	台風	台風	台風	台風	台風	
阿	風速・風向	32.9 S	30.2 S	29.9 SSW	28.8 NE	28.1 SW	※
蘇	年月日	1999.9.24	1991.9.27	2004.9.7	1935.9.24	1950.4.5	1952/4～2017/12
山	原因	台風	台風	台風	台風	低気圧	
人	風速・風向	34.7 SSE	30.9 SSE	29.2 SE	28.1 ENE	26.5 ESE	
	年月日	1965.8.6	1995.9.24	1951.10.14	1955.9.30	2015.8.25	1943/1～2024
吉	原因	台風	台風	台風	台風	台風	
牛	風速・風向	37.3 ENE	31.0 SE	30.3 SE	30.0 SE	28.9 SW	
	年月日	1965.8.6	1976.9.12	1970.8.14	1991.9.14	1956.8.17	1949/7～2024
深	原因	台風	台風	台風	台風	台風	

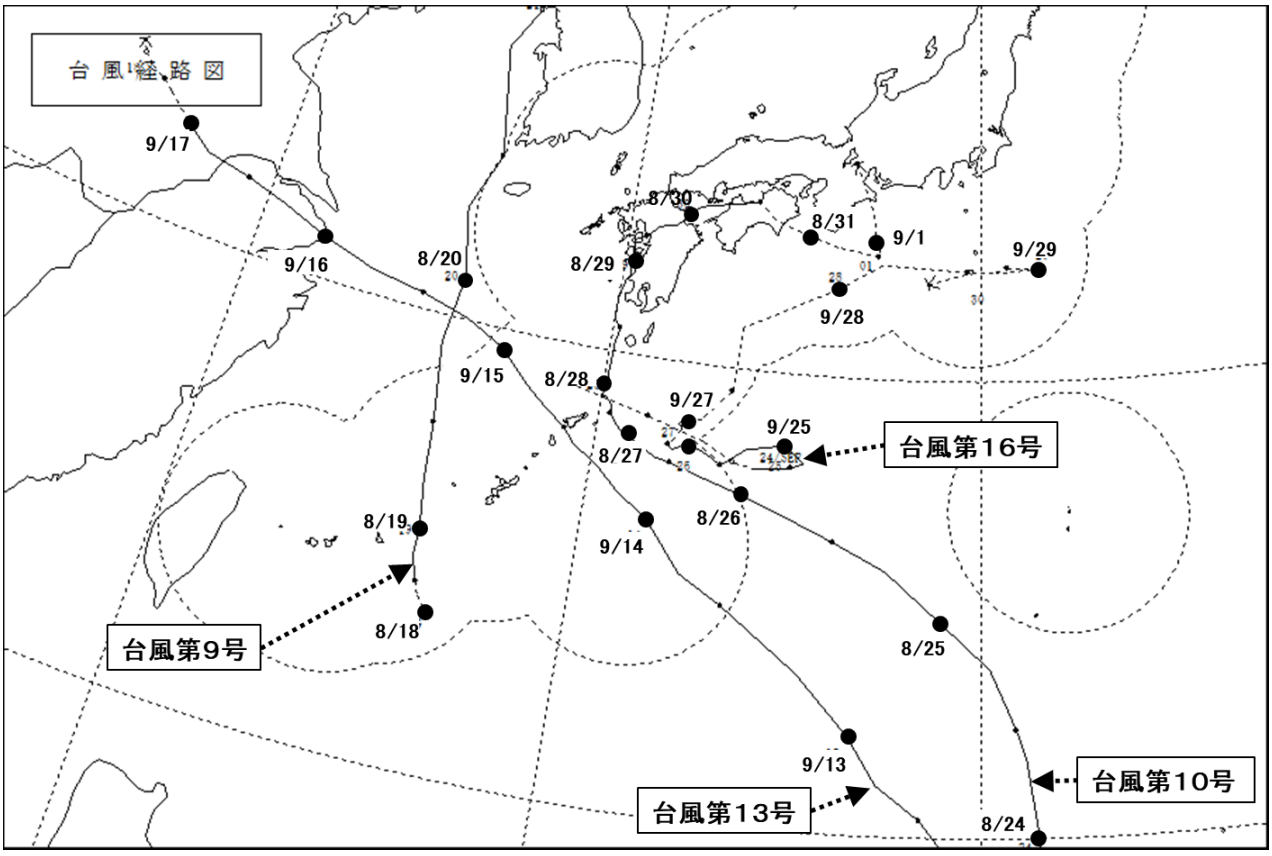
オ 日最大瞬間風速の累年順位表

（風速:m/s 、風向:16 方位）

官署	順位 / 種別	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
熊	風速･風向	52.6　S	49.0　SSE	47.4　SSW	41.9　ENE	40.9　W	
	年月日	1991.9.27	1999.9.24	2004.9.7	2015.8.25	1965.8.6	1937/1～2024
本	原　因	台風	台風	台風	台風	台風	
阿	風速･風向	60.9　SW	57.1　SSW	55.9　SSW	54.0　SW	49.9　SW	※
蘇	年月日	1991.9.27	2004.9.7	1993.3.24	1999.9.24	1996.8.14	1952/1～2017/12
山	原　因	台風	台風	低気圧	台風	台風	
人	風速･風向	58.5　SE	49.9　ESE	48.8　SSE	48.0　SSE	46.8　ESE	
	年月日	1995.9.24	1999.9.24	1991.9.27	1965.8.6	1992.8.8	1946/4～2024
吉	原　因	台風	台風	台風	台風	台風	
牛	風速･風向	66.2　ENE	52.1　SW	52.0　SE	49.2　ENE	48.0　SE	
	年月日	1999.9.24	1991.9.27	2004.9.7	1965.8.6	1976.9.12	1949/7～2024
深	原　因	台風	台風	台風	台風	台風	

※阿蘇山特別地域気象観測所の気象観測は 2017 年 12 月 11 日 14 時を持って終了

令和 6 年に九州に接近又は上陸した台風の経路図



※　日付（月/日）は 09 時の位置、実線は台風、破線は熱帯低気圧（温帯低気圧）としての経路。
　　九州北部地方には山口県を含み、九州南部には種子島・屋久島を含みます。

1-11 熊本地方気象台における階級別震度観測回数

年＼震度	1	2	3	4	計	年＼震度	1	2	3	4	計
昭和 3	21	6	1	0	28	47	2	4	1	0	7
4	29	11	3	0	43	48	2	0	0	0	2
5	21	7	1	0	29	49	7	5	1	0	13
6	26	6	4	0	36	50	14	5	4	1	24
7	7	4	0	0	11	51	2	3	3	1	9
8	26	13	2	0	41	52	36	12	5	1	54
9	7	5	1	0	13	53	13	3	1	0	17
10	10	3	1	0	14	54	4	4	2	0	10
11	7	1	1	0	9	55	0	1	3	0	4
12	23	12	3	3	41	56	5	0	0	1	6
13	5	4	0	0	9	57	7	1	0	0	8
14	10	2	0	1	13	58	7	2	2	0	11
15	9	0	0	0	9	59	4	2	0	1	7
16	14	4	1	1	20	60	1	1	1	0	3
17	9	8	1	0	18	61	2	0	1	0	3
18	27	9	2	0	38	62	5	2	0	1	8
19	13	4	1	0	18	63	3	1	1	0	5
20	8	3	0	0	11	平成 元	3	0	0	0	3
21	14	12	6	1	33	2	7	4	1	0	12
22	14	9	4	0	27	3	4	2	0	0	6
23	4	10	2	1	17	4	7	3	0	0	10
24	7	10	2	0	19	5	1	0	0	0	1
25	3	6	1	0	10	6	6	1	1	0	8
26	9	1	3	0	13	7	9	3	1	0	13
27	4	1	0	0	5	8	10	6	1	1	18
28	6	2	0	0	8	9	16	4	5	1	26
29	4	0	0	0	4	10	7	4	0	0	11
30	3	1	1	0	5	11	11	5	2	0	18
31	3	0	1	0	4	12	14	12	1	1	28
32	0	3	0	0	3	13	8	2	1	0	11
33	11	4	1	0	16	14	7	3	1	0	11
34	4	1	1	0	6	15	16	5	0	0	21
35	6	3	1	0	10	16	8	5	1	0	14
36	13	3	3	0	19	17	15	3	2	1	21
37	8	7	3	0	18	18	5	8	0	0	13
38	6	7	3	0	16	19	7	1	1	0	9
39	5	5	1	0	11	20	6	1	0	0	7
40	5	2	3	0	10	21	10	2	0	0	12
41	3	3	2	0	8	22	3	0	1	0	4
42	6	6	0	0	12	23	12	4	1	0	17
43	5	5	3	2	15	24	9	5	0	0	14
44	7	1	2	0	10	25	6	1	0	0	7
45	8	3	1	1	13	26	8	2	1	0	11
46	10	4	0	0	14	27	10	4	1	0	15

震度 / 年	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	計
平成 28	1150	422	122	31	5	1	1	1	0	1733
29	81	34	6	1	0	0	0	0	0	122
30	38	10	2	1	0	0	0	0	0	51
31	33	10	3	0	0	0	0	0	0	46
令和 2	16	4	1	0	0	0	0	0	0	21
3	19	10	0	1	0	0	0	0	0	30
4	8	6	2	1	0	0	0	0	0	17
5	9	6	2	0	0	0	0	0	0	17
6	22	5	3	1	0	0	0	0	0	31

1-12 気象庁震度階級関連解説表

◆人の体感･行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人　　間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目を覚ます	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる	棚にある食器類や書棚で落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないﾌﾞﾛｯｸ塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないﾌﾞﾛｯｸ塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているﾌﾞﾛｯｸ塀も破損するものがある。

◆木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。

しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

◆鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。１階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

◆地盤･斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※１や液状化※２が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※３。
７		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。
また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

◆ライフライン･インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水・停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道・高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制・通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

◆大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

2 財政措置・防災組織

項目	ページ
２－１　財政措置	13
２－２　熊本市防災関係機関連絡協議会会則	14
２－３　熊本市防災会議条例	16
２－４　熊本市防災会議運営要綱	18
２－５　熊本市防災会議委員名簿	19
２－６　熊本市災害対策本部条例	22
２－７　熊本市災害対策本部規程	23
２－８　熊本市災害警戒本部要綱	28
２－９　災害警戒本部業務細則	31
２－１０　熊本市防災対策推進委員設置要綱	35
２－１１　災害対策指揮室の設置運営要領	36
２－１２　災害対策本部に関する様式	38

2-1 財政措置

本市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について計画を作成し、それを実施する責務を有するものである。したがって、この計画の実施を推進するための財政措置を行うものとする。

なお、財政措置の方法としては、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害予防

ア　災害時における生活必需品等を救助物資として被災者に対して直ちに支給できるよう、絶えず備蓄するための財政措置を行う。

イ　災害による応急対策、復旧・復興対策に必要な資材は、将来における不測の災害に備え、これを備蓄するため必要な財政措置に努める。

ウ　災害により公共土木施設等に及ぼす被害の軽減を図るための補修及び改良については、この計画に基づく予防措置の徹底を期するため、平時より必要な財政措置に努める。

エ　その他、防災訓練及び防災知識普及等に要する経費について、必要な財政措置に努める。

(2) 災害応急対策

災害が発生した場合における被災者の救助等の応急対策に要する必要経費については、当初予算におけるその見込み額の算出は困難であるので、既定予算が不足する場合、その状況に応じて必要な経費を予備費の充当や財政調整基金の活用等により暫定的な措置を行う。

また、災害の規模が大きくその被害が甚大であって多額な経費を要する場合は、補正予算の措置を行う。

(3) 災害復旧

災害により被害を受けた諸施設の復旧方法は、原則として原形復旧とするが、必要に応じて改良復旧を行うものとし、その財政措置としては、次により行う。

ア　各施設の被害状況及び重要度を考慮してそれぞれの復旧計画を樹立し、その方法を決定する。

イ　各部門にわたり国庫補助金、県補助金及び起債の対象となる事業については、それぞれの承認申請を行う。

ウ　補助金、起債等の対象となる事業でその特定財源の決定まで工事の施工を見合わすことのできるものは、その特定財源の決定後において財政措置を行うものとするが、事業によって緊急に復旧を必要とする場合は、関係機関とよく協議して承認可能な範囲内において必要最小限度の財政措置を行い、歳入欠陥にならないよう留意する。

エ　以上の方法により財政措置を行うものとするが、既定予算措置が不足する場合、応急対策の必要経費と同様に災害の規模に応じその都度、補正予算の措置を行う。

2-2 熊本市防災関係機関連絡協議会会則

（名称）
第１条　この会は、熊本市防災関係機関連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。
（目的）
第２条　協議会は、防災に関する実務的かつ日常的な協議、連絡及び調整並びに防災に関する各種活動を行うことにより、災害発生の際の情報収集、応急対策等の円滑な遂行及び防災関係機関の連携の強化を図ることを目的とする。
（所掌事務）
第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、又は実施するものとする。
(1) 熊本市の防災対策の推進に関すること。
(2) 総合防災訓練、各種防災事業等に関すること。
(3) 防災に係る講演会、研修会等に関すること。
（組織）
第４条　協議会は、別表の防災関係機関から推薦された者で組織する。
（役員等）
第５条　協議会に会長及び会計監事各１名を置く。
２　会長は、熊本市政策局危機管理監がこれを務め、必要に応じて協議会を招集するとともに、これを主宰する。
３　会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
４　会計監事は、協議会員の互選によって決定し、任期は２年とする。ただし、所属する防災関係機関の役職を離れたときは、後任者が残余期間を努めるものとする。
５　会計監事は、協議会の財務を監査する。
（総会）
第６条　協議会は、事業計画、予算、決算及び会則の改廃等について総会で審議し決定する。
（幹事会）
第７条　第３条の事務事業を円滑に運営するため、協議会に幹事会を置く。
２　幹事会を構成する幹事は１０名以内とし、協議会員の互選によって決定する。
３　幹事の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
４　幹事会に幹事長及び副幹事長各１名を置く。
５　幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によって決定する。
６　幹事長及び副幹事長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
７　幹事会は幹事長の招集により定期的に開催するものとする。
（会計）
第８条　協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充て、会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。
（事務局）
第９条　協議会の事務局は、熊本市危機管理防災総部危機管理課に置く。
（委任）
第１０条　この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

別表

熊本地方気象台

国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所

陸上自衛隊第８師団第４２即応機動連隊

熊本県県央広域本部土木部工務管理課

熊本中央警察署

熊本東警察署

西日本電信電話株式会社熊本支店

熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター

九州旅客鉄道株式会社熊本支社

（一社）熊本市医師会

（一社）熊本県エルピーガス協会

(公社)熊本県トラック協会

熊本市防災協会

熊本シティエフエム

(一社)熊本都市建設業協会

国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所

九州電力送配電(株)熊本東配電事業所

九州電力送配電(株)熊本西配電事業所

九州電力送配電(株) 玉名配電事業所

九州電力送配電(株) 宇城配電事業所

九州電力送配電(株) 大津配電事業所

国土交通省大阪航空局熊本空港事務所

熊本海上保安部

熊本県危機管理防災課

熊本県警察本部警備部警備第二課

熊本南警察署

熊本北合志警察署

日本赤十字社熊本県支部

日本郵便株式会社　熊本中央郵便局

西日本高速道路（株）
九州支社熊本高速道路事務所

西部ガス株式会社

(社)熊本県建設業協会熊本支部

熊本市社会福祉協議会

(一社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部

損害保険ジャパン(株)熊本支店法人支社

熊本市政策局危機管理防災部危機管理課

熊本市健康福祉局福祉部健康福祉政策課

熊本市健康福祉局保健衛生部医療政策課

熊本市都市建設局都市政策部建築指導課

熊本市都市建設局土木部土木総務課

熊本市消防局警防部警防課

熊本市上下水道局総務部総務課

2-3 熊本市防災会議条例

昭和３８年３月２３日
条 例 第 １ ３ 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、熊本市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平12条例２・一部改正）

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　熊本市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　水防法（昭和24年法律第193号）第33条第１項に規定する水防計画を調査審議すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平14条例７・平17条例75・平22条例103・平24条例118・一部改正）

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　熊本県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3)　熊本県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　消防長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9)　前各号に掲げるもののほか、防災行政を推進する上で、市長が必要と認めて任命する者

６　前項に規定する委員の定数は、70人以内とする。

７　第５項第７号、第８号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（平９条例２・平14条例44・平22条例103・平23条例59・平24条例118・一部改正）

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

（平14条例44・平14条例45・平22条例103・一部改正）

附　則　抄

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年３月28日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（熊本市災害対策本部条例の一部改正）

２　熊本市災害対策本部条例（昭和38年条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成12年３月30日条例第２号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月28日条例第７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

（熊本市水防協議会条例の廃止）

２　熊本市水防協議会条例（昭和25年条例第４号）は、廃止する。

附　則（平成14年９月24日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年９月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年９月30日条例第75号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年６月15日条例第103号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年12月19日条例第59号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年12月26日条例第118号）

この条例は、公布の日から施行する。

2-4 熊本市防災会議運営要綱

○熊本市防災会議運営要綱〔防災計画課〕

（目的）

第１条　この要綱は、熊本市防災会議条例（昭和３８年条例第１３号）第５条の規定に基づき熊本市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。

５　前項の規定により議決権を行使する者は、第２項及び第３項の規定の適用については、出席したものとみなす。

（代理）

第３条　委員はやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する機関の職員を代理者として出席させることができる。

２　前項の規定により代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

（専決）

第４条　特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき又はやむを得ない理由により会議を開くことができない場合は、会長は、会議の処理すべき事項のうち次に掲げる事項について専決処分することができる。

(1)　緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(2)　その他軽易と認められる事項

２　会長は、第１項の規定により専決処分したとき又は前項の規定により処分したときは、次の会議において報告し承認をもとめなければならない。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附　則

この要綱は、令和３年６月３日より施行する。

2-5　熊本市防災会議委員名簿

区分	機　関　名	委員職名	所　在　地	ＴＥＬ
会長	熊本市	市長	中央区手取本町 1-1	328-2111
(1)	九州財務局	主計第一課長	西区春日 2 丁目 10 番 1 号	353-6351
	九州森林管理局	災害調整専門官	西区京町本丁 2-7	328-3631
	熊本地方気象台	次長	西区春日 2 丁目 10 番 1 号	324-3283
	大阪航空局熊本空港事務所	総務課長	上益城郡益城町大字小谷	232-2853
	九州地方整備局 熊本河川国道事務所	防災課長	東区西原 1 丁目 12-1	382-1111
	九州地方整備局 菊池川河川事務所	流域治水課長	山鹿市山鹿 178 番	0968-44-2171
	熊本海上保安部	警備救難課長	宇城市三角町三角浦 1160－20	0964-52-3103
(2)	熊本県知事公室	危機管理監	中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号	333-2115
	熊本県県央広域本部	本部長	中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号	333-2784
(3)	熊本中央警察署	署長	中央区草葉町 5-13	323-0110
	熊本南警察署	署長	南区十禅寺 3 丁目 3-28	326-0110
	熊本東警察署	署長	東区東町 3 丁目 10-1	368-0110
	熊本北合志警察署	署長	北区飛田 4 丁目 10-19	341-0110
(4)	熊本市	副市長	中央区手取本町 1-1	328-2111
	〃	副市長	〃	〃
	〃	政策局長	〃	〃
	〃	危機管理監	〃	〃
	〃	総務局長	〃	〃
	〃	財政局長	〃	〃
	〃	文化市民局長	〃	〃
	〃	健康福祉局長	〃	〃
	〃	こども局総括審議員	中央区花畑町 9-6　Spring 熊本花畑町２階	〃
	〃	環境局長	中央区手取本町 1-1	〃
	〃	経済観光局長	〃	〃

区分	機　関　名	委員職名	所　在　地	ＴＥＬ
	熊本市	農水局長	中央区手取本町 1-1	〃
	〃	都市建設局長	〃	〃
	〃	議会局長	〃	〃
	〃	上下水道事業管理者	中央区水前寺 6 丁目 2-45	381-1118
	〃	交通事業管理者	中央区大江 5 丁目 1-40	361-5211
	〃	病院事業管理者	東区東町 4 丁目 1-60	365-1711
	〃	中央区長	中央区手取本町 1-1	328-2555
	〃	東区長	東区東本町 16-30	367-9111
	〃	西区長	西区小島 2 丁目 7-1	329-1111
	〃	南区長	南区富合町清藤 405-3	357-4111
	〃	北区長	北区植木町岩野 238-1	272-1111
(5)	熊本市	教育長	中央区手取本町 1-1	328-2111
(6)	熊本市	消防局長	中央区大江 3 丁目 1-3	363-0119
	〃	消防団長	〃	〃
(7)	日本郵便株式会社 熊本中央郵便局	局長	中央区新町 2 丁目 1-1	0570-943-697
	ＮＨＫ熊本放送局	コンテンツセンター長	中央区花畑町 5-1	326-8203
	日本赤十字社 熊本県支部	事業推進課長	東区長嶺南 2 丁目 1-1	384-2111
	西日本電信電話株式会社 熊本支店	設備部長	中央区九品寺 1-2-11	272-9215
	九州電力送配電株式会社 熊本西配電事業所	所長	西区上熊本 2 丁目 12 番 10 号	0800-777-9434
	西部ガス株式会社	熊本供給部長	中央区萩原町 14-10	370-8617
	株式会社熊本日日新聞社	総務部長	中央区世安 1-5-1	361-3111
	株式会社熊本放送	総務局次長兼総務部長	中央区山崎町 30	328-5511
	株式会社テレビ熊本	総務局総務部長	北区徳王 1 丁目 8 番 1 号	354-3411
	株式会社熊本県民テレビ	経営戦略局経営戦略部 専門部長	中央区大江 2 丁目 1 番 10 号	363-6111
	熊本朝日放送株式会社	取締役	西区二本木 1 丁目 5-12	359-1111
	株式会社エフエム熊本	総務技術部主任	中央区千葉城町 5-50	353-3131
	公益社団法人 熊本県看護協会	会長	東区東町 3 丁目 10-39	369-3203

区分	機　関　名	委員職名	所　在　地	ＴＥＬ
(8)	熊本保健科学大学 防災・減災教育支援室	教授	北区和泉町 325	275-2111
	自主防災クラブ	会長		
(9)	公益社団法人 熊本県トラック協会	専務理事	東区東町 4 丁目 6-2	369-3968
	陸上自衛隊第８師団 第４２即応機動連隊	連隊長	北区八景水谷 2 丁目 17-1	343-3141
	一般社団法人熊本市医師会	会長	中央区本荘 3 丁目 3-3	362-1221
	株式会社 熊本シティエフエム	代表取締役	中央区辛島町 8-23	323-6611
	社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	会長	中央区新町 2 丁目 4-27 熊本市健康センター新町分室３階	322-2331
	熊本市老人クラブ連合会	会長	北区清水本町 16-10	341-1060
	熊本市青少年健全育成 連絡協議会	理事	中央区手取本町 1-1	328-2277
	熊本市防災協会	会長	中央区大江 3 丁目 1-3 消防局予防課内	363-9620
	熊本市男女共同参画センター はあもにい	館長	中央区黒髪 3 丁目 3-10	345-2550
	熊本市国際交流振興事業団	事務局長	中央区花畑町 4-18	359-2121
	熊本市小学校校長会	校長		
	NPO 法人防災 WEST	副理事長		
	特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク	代表理事	中央区南千反畑町 3-7-1F	288-4117

2-6　熊本市災害対策本部条例

昭和３８年３月２３日

条 例 第 １ ４ 号

(目的)

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第８項の規定に基づき、熊本市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平９条例２・一部改正）

(組織)

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（平１４条例４５・一部改正）

(雑則)

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年３月２８日条例第２号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年９月２５日条例第４５号）

この条例は、公布の日から施行する。

2-7　熊本市災害対策本部規程

制定　昭和５１年　６月　１日制定
改正　昭和６３年　４月　１日改正
平成　３年　３月１５日改正
平成　７年　４月　１日改正
平成　８年　４月　１日改正
平成　８年　５月２１日改正
平成１０年　４月　１日改正
平成１２年　３月２４日市長決裁
平成１３年　４月　１日改正
平成１９年　６月　１日市長決裁
平成２０年　５月２８日市長決裁
平成２１年　５月２７日市長決裁
平成２２年１０月　１日危機管理防災室長決裁
平成２４年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
平成２４年　９月　１日危機管理防災総室長決裁
平成２６年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
平成２７年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
平成２８年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
平成３０年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
平成３０年　５月３１日危機管理防災総室長決裁
令和　２年　３月２７日危機管理防災総室長決裁
令和　３年　６月　３日危機管理防災総室長決裁
令和　５年　３月３１日危機管理防災総室長決裁
令和　７年　５月２９日危機管理防災部長決裁

（趣旨）

第１条　この規程は、熊本市災害対策本部条例（昭和３８年条例第１４号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、熊本市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（本部の位置）

第２条　本部は、熊本市役所に置く。

（副本部長）

第３条　条例第２条第２項の災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、熊本市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が指名する副市長をもって充てる。

（本部員）

第４条　条例第２条第３項の災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、危機管理監、市長事務部局の各局長、議会局長、教育長、消防局長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者、各区長及び本部長が指名する者をもって充てる。

２　本部員は、本部長の命を受け、その所掌事務に係る災害予防、災害応急対策、復旧及び復興に関する事務を推進し、所属職員を指揮監督する。

（本部長等の職務代理）

第５条　本部長及び副本部長ともに事故あるときは、あらかじめ本部長が指名した本部員がその職務を代理する。

（本部組織）

第６条　本部に本部会議、災害対策本部指揮室（以下「指揮室」という。）、総合調整室（以下「調整室」という。）、情報支援室、政策局対策部、総務局対策部、財政局対策部、文化市民局対策部、健康福祉局対策部、こども局対策部、環境局対策部、経済観光局対策部、農水局対策部、都市建設局対策部、消防局対策部、交通局対策部、上下水道局対策部、病院局対策部、教育委員会対策部、中央区対策部、東区対策部、西区対策部、南区対策部、北区対策部及び応援対策部（以下これらを「対策部」という。）を置く。

２　本部長は、必要があると認めるときは、本部に現地災害対策本部を置くことができる。

（本部会議）

第７条　本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、次に掲げる事項について協議する。

(1)　災害予防及び災害応急対策に関する事項

(2)　自衛隊の派遣要求に関する事項

(3)　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用に関する事項

(4)　前３号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

２　本部会議の会議（以下「会議」という。）は、必要な範囲で本部長が招集する。

３　会議にやむを得ない事情により出席できない本部員は、代理者を出席させるものとする。

４　本部長は、会議の議長となる。

（調整室の事務）

第８条　調整室は、本部長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

(1)　本部会議に関すること。

(2)　災害応急対策の総合調整に関すること。

(3)　各対策部所掌事務の調整及び伝達に関すること。

(4)　避難指示に関すること。

(5)　災害情報の収集及び伝達に関すること。

(6)　気象の予警報に関すること。

(7)　防災関係機関等の連絡調整に関すること。

(8)　被害状況の総括に関すること。

(9)　被害状況等の報告及び公表に関すること。

(10)　応援要請に関すること。

(11)　自衛隊災害派遣の要請の要求等に関すること。

(12)　防災情報機器の管理運営に関すること。

(13)　本部の庶務に関すること。

(14)　物資供給に関すること。

(15)　人的応援、物的支援の要請及び受入れに関すること。

(16)　災害救助法の適用に係る調整及び被災者支援全般の調整

（調整室の組織）

第９条　調整室に総合調整室長（以下「室長」という。）及び総合調整室副室長（以下「副室長」という。）を置き、室長に危機管理防災部長、副室長に危機管理防災部課長級の職員をもって充てる。

２　調整室に調整班、情報班、広報班、総務班、受援班、物資供給班、被災者支援班を置く。

3　前項の各班に班長及び班員を置き、班長及び班員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者のうちから室長が指名する。

(1)　調整班

ア　班長　　危機管理防災部職員

イ　副班長　都市建設局課長級の職員

ウ　班員　　原則、各局主管課の主幹級以上の職員（各１名）※ ただし、各局の実情に応じて、主管課以外の主幹級以上の職員とすることも可能
都市建設局においては、この他に職員２名

(2)　情報班

ア　班長　　危機管理防災部職員

イ　班員　　各局の主査級の職員（各１名）

(3)　広報班

ア　班長　　広報課長

イ　班員　　広報課職員

(4)　総務班

ア　班長　　危機管理防災部職員

イ　班員　　危機管理防災部職員

(5)　受援班

ア　班長　　政策局又は総務局の課長級の職員

イ　副班長　政策局又は総務局の課長級の職員

ウ　班員　　政策局、総務局、文化市民局及び経済観光局の職員（政策局、総務局は班長含め各２名、その他は各１名）

(6) 物資供給班

ア　班長　　文化市民局又は経済観光局の課長級の職員

イ　班員　　文化市民局、経済観光局及び健康福祉局の職員（班長含め各３名）

(7) 被災者支援班

ア　班長　　危機管理防災部職員

イ　班員　　文化市民局、健康福祉局、経済観光局及び都市建設局の職員（文化市民局、健康福祉局、経済観光局は各２名、都市建設局は４名）

（室長等の職務）

第１０条　室長は、本部長の命を受け調整室を統括する。

2　副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代理する。

3　室長は、必要な範囲で室員を招集することができる。

4　班長は、室長の命を受け、班の事務を処理し、所属班員を指揮監督する。

5　班員は、班長の命を受け、班の事務を処理する。

（対策部の事務）

第１１条　対策部は、次に掲げる事務を処理する。

(1)　地域防災計画に定めるところにより、事務を処理する。

(2)　各対策部は、必要な対策を立案したときは、これを調整室に合議するものとし、調整室は必要に応じてその内容を公表するなど必要な処置をとるものとする。

（対策部の組織）

第１２条　各対策部に対策部長、班長及び班員を置く。
２　対策部長は、本部員をもって充てる。
３　班長及び班員は、対策部長所属の職員のうちから対策部長が指名した者をもって充てる。
（対策部長等の職務）
第１３条　対策部長は、本部長の命を受け、対策部を統括する。
２　班長は、対策部長の命を受け、対策部の担任事務を分掌し、所属班員を指揮監督する。
３　対策部長に事故あるときは、本部長が指名する者が、その職務を代理する。
（現地災害対策本部）
第１４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長を置き、本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、他の防災機関と連携し災害予防及び災害応急対策に従事する。
３　現地災害対策本部の組織等については、別に定める。
（被害速報）
第１５条　各対策部長は、地域防災計画で定める様式による被害速報を調整室に対し、迅速に報告しなければならない。
２　室長は、前項による報告があったときは、これを取りまとめ、会議等に報告するとともに、室員その他に周知するものとする。
（事務処理の原則）
第１６条　この規程に定める事項を処理するに当たっては、迅速かつ的確に処理するとともに、関係機関と十分協議しなければならない。
（補則）
第１７条　この規程に定めるほか、必要な事項は本部長が定める。

附　則
１　この規程は、昭和５１年６月１日から施行する。
２　熊本市災害対策本部運営要綱（昭和３９年災害対策本部訓令第１号）は廃止する。
附　則
この規程は、昭和６３年９月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成３年３月１５日から施行する。
附　則
この規程は、平成７年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成８年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成８年５月２１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１０年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１２年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１３年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１９年６月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２０年５月２８日から施行する。
附　則

この規程は、平成２１年５月２７日から施行する。
附　則
この規程は、平成２２年１０月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２４年９月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この規定は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この規定は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この規定は、平成３０年５月３１日から施行する。
附　則
この規定は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この規定は、令和３年６月３日から施行する。
附　則
この規定は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和７年５月２９日から施行する。

2-8　熊本市災害警戒本部要綱

制定　平成１２年　４月　１日制定
改正　平成１９年　６月　１日市長決裁
　　平成２０年　５月２８日市長決裁
　　平成２１年　５月２７日市長決裁
　　平成２２年１０月　１日危機管理防災室長決裁
　　平成２４年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
　　平成２４年　９月　１日危機管理防災総室長決裁
　　平成２７年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
　　平成２８年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
　　令和　３年　６月　３日危機管理防災総室長決裁
　　令和　４年　５月３０日危機管理防災総室長決裁
　　令和　５年　３月３１日危機管理防災総室長決裁
　　令和　５年　６月　１日危機管理防災部長決裁
　　令和　６年　５月３１日危機管理防災部長決裁
　　令和　７年　５月２９日危機管理防災部長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊本市災害対策本部設置前における災害に関する情報収集活動、応急措置等を迅速かつ的確に行うために設置する熊本市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　警戒本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、危機管理監が必要と認めるときに設置する。

(1)　今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき
(2)　土砂災害警報情報が発表されたとき
(3)　避難指示発令（警戒レベル４）
(4)　気象庁発表による震度４以上の地震が、市域に発生した場合
(5)　長周期地震動階級３が発表された場合
(6)　津波予報区（有明海及び八代海をいう。）に津波注意報又は津波警報が発表された場合
(7)　気象庁発表による南海トラフ地震臨時情報（情報種別が、「調査中」、「巨大地震注意」又は「巨大地震警戒」に限る。）が発表された場合
(8)　県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合
(9)　火災、爆発、放射線物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、航空機の墜落等で災害が発生した場合
(10)　前各号に掲げるもののほか、災害が発生し又は発生するおそれがある場合

（所掌事務）

第３条　警戒本部は、次に掲げる業務を処理する。

(1)　被害情報の収集、分析及び伝達に関すること。

(2)　県及び防災関係機関との連絡及び調整に関すること。

(3)　初期応急対策及び配備体制の検討に関すること。

(4)　災害対策本部の設置の助言に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、必要な業務

（警戒本部組織）

第４条　警戒本部に本部室、区警戒部、上下水道警戒部、農水警戒部を置く。

２　警戒本部に本部長、副本部長を置く。

３　本部長は、危機管理監をもって充てる。

４　副本部長は、危機管理防災部長をもって充てる。

（本部長等の職務）

第５条　本部長は、警戒本部を統轄する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

３　各部の責任者は、各部を統轄し、所要の業務を行う。

４　各部の副責任者は、各部の責任者に事故があるときは、部の責任者の職務を代理する。

（本部室の組織及び業務）

第６条　本部室の組織及び業務については、災害警戒本部業務細則において定める。

（廃止）

第７条　本部長は、災害発生のおそれがなくなったとき、その他必要がなくなったと認めた場合は、警戒本部を廃止する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

２　熊本市地震災害情報収集本部規程（平成１０年４月１日施行）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年５月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年５月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年６月３日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年５月３０日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月　１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年６月　１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年５月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年５月２９日から施行する。

2-9　災害警戒本部業務細則

災　害　警　戒　本　部　業　務　細　則

令和７年５月２９日　改正

１．情報収集態勢（レベル２）

(1)　本部室の責任者は、危機管理防災部職員があたる。

(2)　本態勢の人員は熊本市地域防災計画における災害警戒本部の組織（以下「災害警戒本部組織」という。）の「情報収集態勢（レベル２）」とし、津波注意報が発表された場合又は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときに出動する。但し、気象の状況等により出動の可否並びに班の増員及び本部室員をおくことができる。さらに、区警戒部、上下水道警戒部及び農水警戒部への出動要請ができる。

(3)　本部室では、潮位等の情報を絶えず注意しながら、市民からの情報や県、市消防局等からの各種情報の収集、集計整理にあたり、責任者のもとで判断し処理する。

(4)　今後の気象状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるときには、危機管理防災部長に初動準備態勢（レベル３）への移行を進言し、初動準備態勢（レベル３）の出動の命を受けたら直ちに関係者へ出動の旨伝達する。

(5)　情報収集態勢（レベル２）の要員は、初動準備態勢（レベル３）責任者の本部到着を待って、その指揮下に入る。

２．初動準備態勢（レベル３）

(1)　本部室の責任者は、危機管理防災部職員があたる。

(2)　本態勢の人員は災害警戒本部組織の「初動準備態勢（レベル３）」とし、市域で震度４の地震を観測した場合又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときに出動する。

(3)　本部室に管理班、土木情報班を設置し、区警戒部、上下水道警戒部、農水警戒部を設置する。但し、区警戒部及び農水警戒部は震度４を観測した管轄の区役所及び農業振興センターのみ設置する。

(4)　本部室では、地震の情報を絶えず注意しながら、市民からの情報や県、市消防局等からの各種情報の収集、集計整理にあたり、責任者のもとで判断し処理する。

(5)　本部室の責任者は、今後の気象状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるときには、危機管理防災部長に応急活動準備態勢（レベル４）への移行を進言し、応急活動準備態勢（レベル４）の出動の命を受けたら直ちに関係者へ出動の旨を伝達する。

(6)　初動準備態勢（レベル３）の要員は、応急活動準備態勢（レベル４）責任者の本部到着を待って、その指揮下に入る。

3．応急活動準備態勢（レベル４）

(1) 本部室の責任者及び副責任者は、危機管理防災部の職員があたる。

(2) 本態勢の人員は災害警戒本部組織の「応急活動準備態勢（レベル４）」とし、風水害時においては、今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき、土砂災害警報情報が発表されたとき又は、避難指示（警戒レベル４）が発令された場合に出動する。また、地震・津波災害時においては、高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合、市域で震度５弱の地震を観測した場合、長周期地震動階級３が発表された場合又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときに出動する。

(3) 本部室に管理調整班、電話対応班、情報整理班、土木情報班を設置し、区警戒部、上下水道警戒部、農水警戒部を設置又は充実させる。また、必要に応じて小島河川防災センター、白川地域防災センターに警戒班を待機させることができる。

(4) 本態勢の任務は、気象情報、災害情報、河川の水位及び潮位の状況を観測する。また、危険地域の巡視、警戒にあたる。

(5) 熊本市水防計画資料編における「水防に関する情報の伝達方法」に準じて、熊本市被害状況速報を作成し、防災関係各課・関係機関に情報を連絡(人員伝達及びFAX送付)する。

(6) 配備人員の範囲において、小規模災害の応急対策にあたる。

(7) 本部室の責任者は、推移する状況を的確に判断し、応急活動準備態勢（レベル４）により対処可能な限界を早期に察したときには、危機管理監に災害警戒態勢（レベル４強化）への移行を進言し、災害警戒態勢（レベル４強化）の出動の命を受けたら直ちに関係者へ出動の旨を伝達する。

(8) 応急活動準備態勢（レベル４）の要員は、災害警戒態勢（レベル４強化）の責任者の本部到着を待って、その指揮下に入る。

4．災害警戒態勢（レベル４強化）

(1) 本部室の責任者は、危機管理防災部の課長級職員があたる。また、各部にはそれぞれに責任者、副責任者をあてる。

(2) 本態勢の人員は災害警戒本部組織の「災害警戒態勢（レベル４強化）」とし、風水害においては、応急活動準備態勢による処理や対応が速やかにできないと予測されるとき又は、本部長が必要により当該配置を指示したときに出動する。また、地震・津波災害時においては、津波警報が発表された場合や、市域で震度５強以上の地震を観測した場合に出動する。さらに、県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたときに出動する。

(3) 本部室に対応部（管理調整班、報道対応班）、情報部（電話対応班、情報整理班、監視パトロール班、土木情報班）を設置し、区警戒部、上下水道警戒部、農水警戒部を設置又は充実させる。また、必要に応じて小島河川防災センター、白川地域防災センターに警戒班を待機させることができる。

(4) 本態勢の任務は、応急活動準備態勢（レベル４）責任者より情報を引き継ぎ、気象情報、災害情報、河川の水位及び潮位の状況を観測する。また、危険地域の巡視、警戒にあたるほか、応急対策の実働に対処する。(各警戒部に情報伝達)

(5)　熊本市水防計画資料編における「水防に関する情報の伝達方法」に準じて、熊本市被害状況速報を作成し、防災関係各課・関係機関に情報を連絡(人員伝達及びFAX送付)する。

(6)　配備人員の範囲において、小規模災害の応急対策にあたる。

(7)　本部室の責任者は、推移する状況を的確に判断し、災害警戒態勢（レベル４強化）により対処可能な限界を早期に察し、局地的被害が発生した場合、河川の避難判断水位を超えた場合や、大津波警報が発表された場合など、災害が拡大するおそれがある場合には、直ちに災害対策本部設置(災害対応態勢（レベル５））の要請を行う。

(8)　災害警戒態勢（レベル４強化）時の要員は、災害対策本部設置（災害対応態勢（レベル５））後は、その指揮下に入る。

熊本市災害警戒本部・災害対策本部の設置及び職員の配備基準表

	配備態勢		発動基準	人員
災害警戒本部	注意態勢	レベル２ 情報収集態勢	【地震・津波】 ・津波注意報が発表された場合（避難指示発令） ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	3 名
		レベル３ 初動準備態勢	【地震・津波】 ・震度４の地震発生 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	22～63 名
	警戒態勢	レベル４ 応急活動準備態勢	【風水害】 ・今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき ・土砂災害警報情報が発表されたとき ・避難指示発令（警戒レベル４） 【地震・津波】 ・高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合 ・震度５弱の地震発生 ・長周期地震動階級３が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	95～98 名
		レベル４強化 災害警戒態勢	【風水害】 ・応急活動準備態勢による処理や対応が速やかにできないと予測されるとき ・その他本部長が必要により当該配置を指示したとき 【地震・津波】 ・津波警報が発表された場合（避難指示発令） ・震度５強以上の地震発生 【原子力災害】 ・県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき	248 名
災害対策本部	非常態勢	レベル５ 災害対応態勢	【風水害】 ・特別警報級等発表、または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合 ・局地的な災害が発生した場合 ・緊急安全確保（警戒レベル５） 【地震・津波】 ・大津波警報が発表された場合（避難指示発令） ・局地的な災害が発生した場合 【原子力災害】 ・全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 ・県が災害対策本部を設置した場合又は市長が必要と認めた場合	最大 1/3 程度の職員 【配備内容】 災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又全庁総力態勢に直ちに移行できる体制とする
		レベル５強化 全庁総力態勢	【風水害】 ・市内全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合 【地震・津波】 ・海岸部全域に災害が発生し被害が甚大な場合 ・震度６弱以上の地震発生 ・長周期地震動階級４が発表された場合 ・市内全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合 【原子力災害】 ・国からの指示等により、住民等に対し、屋内退避もしくは避難のための立ち退きの指示があった場合	全職員 【配備内容】 災害対応態勢によりがたく、災害対策本部の職員を増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする

2-10 熊本市防災対策推進委員設置要綱

（設置）

第１条　本市の防災行政を推進するため、各局（局及び区役所並びに局に相当する組織をいう。以下同じ。）内の防災対策を確立させるとともに、これを市の組織として機能的に運用させる方策を検討する等、防災対策の充実に努めることを目的として、防災対策推進委員（以下「委員」という。）を置く。

（構成）

第２条　委員は、次の者をもって充てる。

(1)　危機管理防災部長

(2)　防災計画課長

(3)　各局区から推薦された正委員１名及び副委員若干名

２　正委員及び副委員は、原則として主幹級又は主査級の職員とする。

３　正委員及び副委員に欠員を生じた局は、速やかに後任を推薦しなければならない。

（職務）

第３条　委員は、次の職務に携わる。

(1)　地域防災計画に掲げる各局区担当部分の計画立案に関すること。

(2)　地域防災計画に沿った防災のための職員マニュアルの作成に関すること。

(2)　災害対策本部設置時における本部機能への支援等に関すること。

(3)　前３号に掲げるもののほか、防災行政の推進に関すること。

２　正委員は、局区内の防災対策のとりまとめを行う。

３　副委員は、正委員に協力し、正委員に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第４条　危機管理防災部長は、必要と認める場合に、委員による会議を開催し、これを主宰する。

２　会議において議決すべき事項がある場合は、出席委員の過半数をもって決する。

（庶務）

第５条　委員に関する庶務は、政策局防災計画課において行う。

（補則）

第６条　この要綱に定めのない事項については、会議で定める。

2-11 災害対策指揮室の設置運営要領

１　災害対策指揮室の目的

風水害、地震・津波災害及び国民保護事態等の危機事象の発生または発生の恐れがある場合等において、市長（災害対策本部長）等が市としての重要な意思決定とそれに基づく指揮、指示等を迅速かつ的確に行うため、必要な情報の収集、分析、判断を行う場として、「災害対策指揮室(以下、「指揮室」という。)」を設置する。

２　指揮室の開設・運用の考え方

（１）　指揮室の開設及び閉鎖

ア　開設

（ア）　市民の生命・身体・財産に対する危機事象が切迫あるいは発生し、市長、副市長又は危機管理監のいずれかが必要と認める場合、指揮室を開設する。

（イ）　開設後は、危機管理監又はその代理者が指揮室を管理するとともに、必要となる防災関係機関等（国交省、自衛隊、県、県警、ライフライン関係等）に対して連絡要員の派遣を要請する。

イ　閉鎖

危機事象が概ね収束した場合、市長の指示に基づき、指揮室を閉鎖する。

（２）　指揮室の運用

ア　冷静に情報を分析し、重要な決定を行うことができる環境を確保するため、指揮室への入室は市の幹部職員(危機事象に係わる主たる関係局長)、危機管理防災部の職員、防災関係機関の連絡要員など必要不可欠な者に限定する。

イ　指揮室の電話回線等は秘匿し、報道機関や市民等からの照会対応は行わないものとする。

ウ　危機管理監は、指揮室で勤務する危機管理防災部の職員の配置基準を定めておくものとする。

（ア）　危機事象に照らし指揮室の開設が予期される場合は、職員１名を配置し、指揮室の開設準備に着手させる。

（イ）　開設時には、情報システム運用要員、情報の集約（把握）と連絡調整要員等複数の必要な要員を確保し運営する。

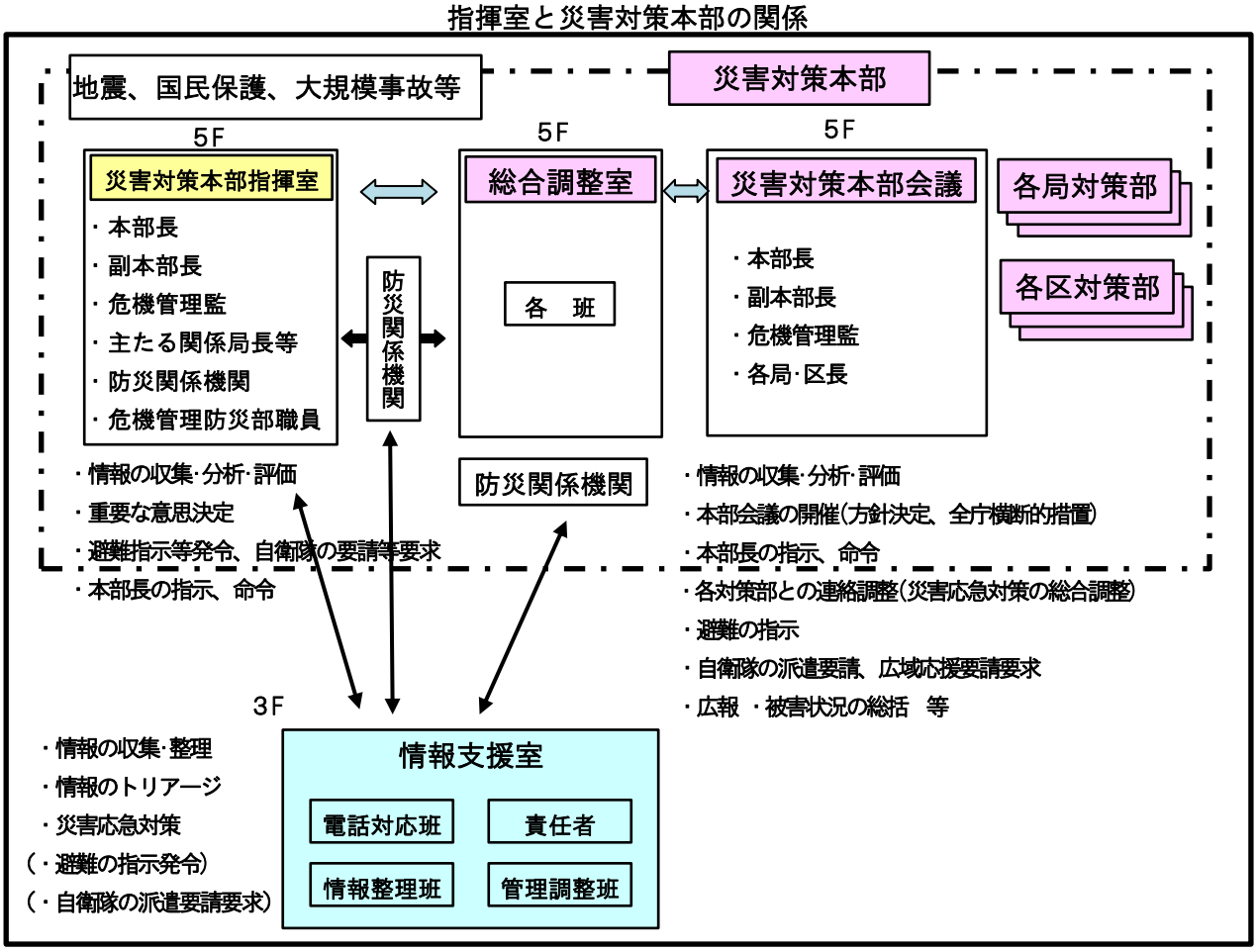
（ウ）　指揮室入口及び５Ｆ西側入口の鍵の管理は、勤務時間外においては、守衛室から借用する。

３　指揮室で提供する重要情報及び意思決定事項等

以下事項を基本に、実施する。

①　開設初動時における危機事象の状況の報告
②　緊急的な重要情報の適時の提供
③　災害等情報の集約と分析情報の提供
④　緊急で重要な意思決定とそれに伴う指揮命令・指示・措置等
（災害対策本部会議での意思決定時事項を除く）
・避難指示の発令等緊急的な意思決定
・対策本部の設置
・自衛隊の災害派遣要請、広域応援要請の決定
・意思決定に伴う、指示・措置事項等
・その他
⑤　危機事案対応の状況報告（中間報告含む。）
⑥　災害対策本部会議の開催と意思決定事項の細部事項
・応急災害活動等の対応方針決定
・各局・区等横断的な対応・措置事項等
⑦　その他、市長（本部長）の意思決定、措置等の補佐に関する事項

4　指揮室と災害対策本部との関係（概念図）



5　指揮室整備の考え方

指揮室には、C ネット端末、関係機関とのホットライン電話を含む情報・通信機器等を常備し、常時、開設及び運用が可能な状態を維持するとともに、必要な情報機器等について順次整備を行うものとする。

2-12 災害対策本部に関する様式

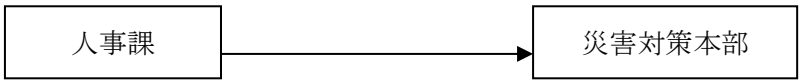
（様式4号）

局主管課 → 人事課

※ 災害対策本部従事者数報告書は、災害対策本部設置後は、毎日16時までに、人事課へ報告して下さい。

災害対策本部従事者数報告書				
発信局部課名			局内職員数	人
月	日	曜日	災害対策本部従事者数	備　　考

（様式５号）



※　災害対策本部従事者集計表は、災害対策本部設置後は、毎日 17 時までに集計して、災害対策本部室へ報告して下さい。

災害対策本部従事者数集計表				
局名	災害対策本部従事者数 (A)	職員数 (B)	従事者の割合 (B)/(A)×100	備考
政策局				
総務局	人	人	%	
財政局				
文化市民局				
健康福祉局				
こども局				
環境局				
経済観光局				
農水局				
都市建設局				
中央区役所				
東区役所				
西区役所				
南区役所				
北区役所				
病院局				
消防局				
交通局				
上下水道局				
教育委員会				
議会局 (応援対策部)				
合計				

3 災害予防

項目	ページ
3－1 災害に強い人づくり	41
3－2 災害に強い地域づくり	44
3－3 災害に強い都市づくり	67

3-1 災害に強い人づくり

3-1-1 防災従事職員のスキル向上のための訓練実施要領

1　目的

この要綱は、水防本部及び区・土木水防部で従事する防災従事職員が、適切な情報収集と共有・判断等の活動が適切に行われるよう職員のスキル向上を図るために、従事場所の職責に応じた情報処理研修・訓練等を毎年実施するとともに、区役所とも連携しながら行う災害危険箇所巡視や研修・訓練等の実施要領を定めたもの。

2　研修・訓練等について

水防等の防災活動に従事する職員研修は、水防本部室で業務する管理調整班・電話対応班・情報整理班及び各水防部の情報対応班の職員を対象とした「水防業務研修会」また、土木センターなど実動を行う職員及び各区水防部の監視調査班や水防本部の監視パトロール班など現場で活動する職員を対象とした「安全活動マニュアル研修会」を実施しているが、実情に応じ内容等の見直しを行い、より実効的なプログラムを構築していく。

3　研修・訓練内容について

改善した水防本部の業務要領を踏まえ、情報トリアージの導入や担当地域の災害特性、及び各水防部の情報伝達の強化・共有を考慮した継続的で実効的なプログラム内容とし、職責・業務内容に応じた水防業務研修等を実施する。

また、毎年実施する震災対処実動訓練においては、各局対策部が自ら各所管業務訓練を計画、実施するものとし、事後報告並びに危機管理課との事後検証を実施することとする。

（1）　水防本部に従事する職員向け研修

① 水防本部の責任者（副責任者）や管理調整班長等の責務を担う、危機管理防災部の職員を対象とした研修
② 各班の班長・指導員、管理調整班で個別業務の担当者の水防業務の職責に応じた研修
③ 電話対応班・情報整理班の班員を対象とした研修
④ 監視パトロール班を対象とした研修
⑤ その他必要な研修

（2）　各水防部（区・土木等）に従事する職員向け研修

① 各水防部の責任者、班長及び従事する職員を対象とした研修
② 各水防部の情報対応班に従事する職員を対象とした研修
③ 情報伝達及び使用する無線機等の操作研修
④ 安全活動マニュアル研修
⑤ その他必要な研修

（3）　地域の災害危険箇所等の研修

① 各区役所及び土木センター等の担当区域における災害危険箇所や既往の災害事例などの把握は、適切な情報処理や判断を行うにあたり、重要なことから各区域を担当する各農業振興センター基盤整備課・土木センターなどが主体となる情報提供を行なう意見交換会等の開催。
② 国・県が主催する土砂災害等の説明会及び河川等の巡視への出席。

3-1-2 熊本市職員等の災害現場における避難発令マニュアル

【趣旨】

市長は、災害により住民等に危険が迫っている場合、その安全を確保するため「高齢者等避難」「避難指示」（以下「避難指示等」）を発令する。しかし現場の状況が判明せず、「災害現場において危険が急迫し緊急を要する場合には、現場付近にいる市職員・消防職員及び消防団員（以下「現場職員等」）は、市長が行う避難指示等の権限を代行することができる。」と地域防災計画で定めている。

このことから、その実効性を確保するため、代行する避難指示等の権限代行実施責任者や発令判断の目安及び発令時の処置等について具体的な要領を定めたもの。

1　実施責任者

（1）避難指示等の代行実施責任者は、現場付近にいる市職員、消防職員、消防団員の中の各組織の上席者とする。

（2）基本的には現場職員等は、現場状況を市長へ報告し、市長へ避難指示等を要請することが原則であるが、避難指示等を要請するいとまがない場合、及び要請することができない場合においては、次のものが避難指示等の発令を代行することができる。

①　消防職員は消防隊の大隊長以上のもの。

②　消防団員は分団長以上のもの。

③　市職員は区長及び災害応急対策活動の管理職職員。

④　災害現場に①、②、③の者が不在であれば、これに限らず現場職員等の上席者。

（3）災害現場において市職員・消防職員・消防団員等が混在する場合の避難指示等の代行については、次のとおりとする。

①　市職員・消防職員・消防団員が混在する場合は、災害現場の危険な状況に精通する消防職員。

②　市職員・消防団員が混在する場合は職務上の責任という立場から、市職員。

2　避難指示等発令の目安

避難には「命を守るための避難」と「生活をするための避難」の二つがあることを踏まえ、切迫した状況においては、避難所開設状況に関わらず、避難指示等を次の表を目安として発令する。

区分	発令時の状況	発令時の具体的状況例
【警戒レベル５】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫 ●居住者がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！	①　水害（洪水） 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ②　土砂災害 土砂災害の発生が確認された場合 ③　高潮災害 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合
【警戒レベル４】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	①　水害（洪水） 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ②　土砂災害 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合

※　避難指示等に従わなかった者に対しての直接強制権や罰則規定はない。

3　避難指示等発令時の処置

（1）緊急を要する場合は、手続きを待たずに避難を求め、避難指示等の宣言を行い直ちに避難指示等を発令した旨、災害対策本部等へ報告（市長報告）する。

（報告先は消防職員・消防団員については消防局とし、消防局から災害対策本部等へさらに報告する。）

（2）現地の混乱、住民避難の遅れ等を想定し、避難指示等を行う。

（3）警察官、自衛官が有する避難指示等の権限を踏まえ、近くに警察官、自衛官がいる場合は連携対応する。

（4）避難指示等の周知や避難誘導は、可能な限り自治会等の支援を求め集団で行動させる

（5）避難者等の安全を確保しつつ、避難ルート、避難場所を選定し避難誘導を行う。

4　その他

（1）避難先は、災害による人的被害の発生する危険性が高いと判断される状況のときは、水害時であれば高台等緊急的な避難場所を指示する。

（その後の一時避難場所等への避難は、災害対策本部、区水防部等が現場からの報告を受けた後、指示するものとする。）

（2）災害本部等への報告（市長報告）内容

①　発令者名

②　発令理由及び発令時間

③　避難の対象区域

④　避難場所

⑤　その他必要な事項（災害拡大危険性、応援要請の有無など）

（3）住民等への伝達内容

①　避難の対象地域

②　避難理由

③　避難場所

④　その他

3-2 災害に強い地域づくり

3-2-1 熊本市自主防災クラブ結成･育成指導に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５条の規定及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「国民保護法」という。）第４条第３項並びに熊本市国民保護計画第２章第１節第２項の５の（１）並びに熊本市地域防災計画に基づき、市民による地域の自主的な防災組織の結成及び育成・指導に関して、必要な事項を定めるものとする。

（自主防災クラブの認定）

第２条　市長は、市民による地域の自主的な防災組織のうち、次に掲げる基準を満たすものを自主防災クラブと

認定し、その育成、指導及び助成を行うものとする。

(1)　町内自治会等を組織単位として、地域の住民の共助の精神に基づいて、自主的に結成される組織であること。

(2)　地震、風水害、火災その他の災害による被害の防止に努めるとともに、その被害を軽減するための防災活動を行う組織であること。

(3)　国民の保護のための措置（国民保護法第２条第３項に規定する国民の保護のための措置をいう。）に資するための自発的な活動を行う組織であること。

２　前項の自主防災クラブの認定を受けようとする組織は、自主防災クラブ結成届（様式第１号）、自主防災クラブ規約、自主防災クラブ防災計画その他の必要書類を市長に提出しなければならない。

（結成の承認）

第３条　市長は、前条に規定する必要書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、結成を承認するときは、結成承認通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（育成指導の方針等）

第４条　自主防災クラブの育成指導に当たっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害等発生の際に十分な防災活動が行えるよう指導する。

２　自主防災クラブの結成及び育成指導に関する業務は、防災対策課、消防局、各区総務企画課が、相互連携と協調に基づき実施するものとする。

（資機材等の助成）

第５条　自主防災クラブの活動を支援・促進するため、別に定めるところにより、自主防災クラブに対して資機材等を支給する。

２　自主防災クラブの運営に要する経費は、自主防災クラブ自らの負担とする。

（規約と防災計画）

第６条　第２条第２項に規定する自主防災クラブ規約及び自主防災クラブ防災計画の例示は、別紙第１号及び別紙第２号に定めるとおりとし、地域の自主性や実情等を十分に考慮して作成するものとする。

２　市長は、自主防災クラブに対して、前項の規約及び防災計画を住民一人一人に周知するよう指導するものとする。

（組織等変更届）

第７条　自主防災クラブは、その組織、名称、会長等に変更を生じたときは、熊本市自主防災クラブ組織等変更届（様式第３号）又は熊本市自主防災クラブ組織等解散届（様式第４号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（組織台帳）

第８条　自主防災クラブが結成された場合には、自主防災クラブ組織台帳（様式第５号）を作成するものとする。

（災害補償）

第９条　自主防災クラブが実施する防災訓練時の災害補償については、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償共済制度を適用させることとする。

（熊本市ボランティア保険への加入）

第１０条　市長は、自主防災クラブの熊本市ボランティア保険への加入を促進するものとする。

（各自主防災クラブ間の連携）

第１１条　災害時等において、防災活動等に対する的確な情報伝達を確保するために、各自主防災クラブは、隣接する自主防災クラブとの連携協力体制の強化を促進しなければならない。

（表彰）

第１２条　国及び県が行う自主防災クラブの活動に対する表彰は、防災対策課が取りまとめ関係機関に提出する。

（報告）

第１３条　消防局は各署で実施した訓練等を毎月、防災対策課に提出（様式６号）するものとする。

（委員会の設置）

第１４条　自主防災クラブの結成及び育成を図るため熊本市自主防災クラブ及び育成委員会を設置するものとする。

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、関係各課が協議して決定する。

3-2-2 熊本市自主防災クラブ助成要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊本市自主防災クラブ結成・育成指導に関する要綱（平成８年１１月１日制定）第５条第１項に基づき、自主防災クラブに対する資機材の支給について必要な事項を定めるものとする。

（助成）

第２条　自主防災クラブへの助成は、予算の範囲内において、資機材の現物及び資機材購入にかかる経費を支給することにより行う。

２　自主防災クラブへの助成は、１自主防災クラブにつき１回限りとし、結成時に行う。ただし、次のいずれかに該当する場合で市長が必要と認めるときは、再助成することができる。

(1)　災害活動中又は訓練実施中に資機材が毀損したとき。

(2)　資機材が本来の使用に耐えない場合であって、当該資機材に係る前回の助成又は再助成の日から起算して１０年を経過しているとき。

(3)　自主防災クラブの名称の変更があったとき（クラブ旗の再助成に限る。）。

(4)　自主防災クラブの組織再編又は世帯数の増加により、必要な資機材の増加が見込まれるとき。

（助成資機材の品目等）

第３条　助成する資機材の品目、数量及び助成金額は、別表第１に規定する点数の範囲内において、別表第２に従い決定する。

２　自由選定資機材については、購入金額の２分の１以内の額（その額が助成の対象となる自主防災クラブを構成する町内自治会等の数に５０，０００円を乗じて得た額を超えるときは、当該額）を支給する。

３　前条第２項第１号又は第２号の規定により再助成する場合にあっては、当該使用に耐えない資機材の支給に代えて、当該使用に耐えない資機材の品目の点数の範囲内において、他の品目の資機材等を支給することができる。

４　前条第２項第１号又は第２号の規定により再助成する場合における自由選定資機材の助成金額は、当該使用に耐えない資機材の品目の点数分を補助額へ換算した額を上限とし、支給することができる。

５　前条第２項第１号又は第２号の規定により再助成する場合であって、前回の助成又は再助成の時からクラブ構成世帯数が増加したときは、増加後の世帯数に応じた別表第１の助成点数から増加前の世帯数に応じた同表の助成点数を差し引いた点数の範囲で資機材等を支給することができる。

（助成の申請）

第４条　資機材の助成又は再助成を受けようとする自主防災クラブは、熊本市自主防災クラブ資機材助成（再助成）申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならないこととする。

２　自由選定資機材の購入に係る助成金の支給を受けようとする自主防災クラブは、前項の申請書に加え当該資機材の領収書の写しを提出しなければならないこととする。

（助成の決定）

第５条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容等を審査し、適当と認めたときは、助成を決定し、熊本市自主防災クラブ資機材助成（再助成）決定書（様式第２号）により通知する。

（受領書の提出）

第６条　資機材を受領した自主防災クラブは、品目及び数量等を確認し、遅滞なく熊本市自主防災クラブ資機材助成（再助成）受領書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第７条　市長は、助成の決定を受けた自主防災クラブが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当該決定の全部又は一部を取り消し、既に助成した資機材の全部又は一部を返還させることができる。

(1)　提出書類に虚偽の事項を記載する等不正の行為があったとき。

(2)　資機材を防災活動以外の目的のために使用したとき。

(3)　自主防災クラブが解散その他の事由により活動できなくなったとき。

（資機材の活用等）

第８条　資機材の助成を受けた自主防災クラブは、次に掲げる活動を行うこととする。

(1)　資機材を活用した自主的な防災訓練等を行うこと。

(2)　資機材の定期的な点検及び点検結果を記録するとともに、適正に維持管理すること。

(3)　資機材の使用法の習熟に努めること。

(4)　市が行う防災に関する訓練及び行事に積極的に参加すること。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第１（第３条関係）

構成する世帯数	助成（再助成）点数
３００世帯以下	１，０００点以内
３０１～６００世帯	１，２００点以内
６０１～９００世帯	１，４００点以内
９０１世帯以上	１，６００点以内

備考

同一校区内の複数の自治会等が合同で結成する場合は、構成する自治会等ごとに算定した点数を合計した点数をもって、当該自主防災クラブの助成点数とする。

別表第２（第３条関係）

助成資機材の品目、数量及び点数一覧

	番号	品　　目	数量	(上限)点数	点数合計
自由選定資機材	１	※発電機、倉庫等自主防災クラブの活動に必要な物品に限る。		(助成の対象となる自主防災クラブを構成する町内自治会等の数に５００点を乗じて得た点数)	
標準資機材	２	クラブ旗		３００	
	３	ヘルメット		２０	
	４	腕章		１２	
	５	警笛		２	
	６	メガホン		６	
	７	トランジスタメガホン		１５０	
	８	ラジオ付ライト		５０	
	９	ロープ		５０	
	１０	防災シート		１０	
	１１	担架		２５０	
	１２	消火用バケツ		１０	
	１３	誘導旗		５０	
	１４	背負い式搬送ベルト（一人用）		１００	
	１５	トランシーバー（一式)		３５０	
	１６	反射ベスト		１００	
	１７	折りたたみ式リヤカー		５００	
	１８	簡易トイレ（ダンボール組立トイレ４個、簡易トイレ２００回分）		５００	
	１９	５０人用災害用救急セット（１箱）		５００	
	２０	救助資機材セット（平バール、大ハンマー、スコップ等一式)		５００	
合　計					

備考

１　１点＝１００円（相当）

２　自由選定資機材の購入に対する助成を希望する場合の点数は、購入金額の２分の１で助成の対象となる自主防災クラブを構成する町内自治会等の数に５００点を乗じて得た点数を上限とし、残りの点数の範囲内で標準資機材を取得するものとする。

３　自由選定資機材は、購入金額の２分の１（その額に１００未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を点数として計上する。

3-2-3 熊本市自主防災クラブ

令和７年４月１日現在　７３８団体

No	自主防災クラブ名称	校区名	No	自主防災クラブ名称	校区名
1	川尻校区第１町内自主防災クラブ	川尻	66	高平台校区第七町内自主防災クラブ	高平台
2	小山田団地自治会自主防災クラブ	城西	67	帯西一町内自主防災クラブ	帯山西
3	子飼商店街自主防災クラブ	碩台	68	池上校区第2町内自主防災クラブ	池上
5	秋津レークタウン自治会自主防災クラブ	秋津	69	津浦町自衛救援自主防災クラブ	高平台
6	清水校区第4町内自主防災クラブ	清水	71	泉ヶ丘校区第1町内自主防災クラブ	泉ヶ丘
8	託麻東第六町内自治会自主防災クラブ	託麻東	72	東町校区第7町内自主防災クラブ	東町
9	池上3町内自治会自主防災クラブ	池上	73	芳野校区第1町内自治会自主防災クラブ	芳野
10	小島中町自主防災クラブ	小島	74	河内校区第2町内自治会自主防災クラブ	河内
11	河内校区第10町内自主防災クラブ	河内	75	河内校区第3町内自治会自主防災クラブ	河内
13	芳野校区第2町内自主防災クラブ	芳野	76	河内校区第4町内自治会自主防災クラブ	河内
14	打越町自主防災クラブ	高平台	77	託麻原校区第一町内自治会自主防災クラブ	託麻原
15	託麻原校区第3町内自主防災クラブ	託麻原	78	出水南校区第8町内自主防災クラブ	出水南
16	武蔵校区第4町内自主防災クラブ	武蔵	79	高橋校区自主防災クラブ	高橋
18	県営住宅古庭坊団地防災クラブ	大江	80	力合校区第7町内白藤ニュータウン	力合
19	岩倉台自主防災クラブ	麻生田	81	清水校区第３町内自主防災クラブ	清水
20	小島9町内自主防災クラブ	小島	82	練兵町自主防災クラブ	慶徳
21	城山下代町7町内自主防災クラブ	城山	83	奥古閑校区第6町内自主防災クラブ	奥古閑
22	出水南校区第9町内自主防災クラブ	出水南	84	川口校区第4町内自主防災クラブ	川口
23	花園校区第8町内自主防災クラブ	花園	85	サンアメニティ自主防災クラブ	託麻西
24	桜木校区第5町内自主防災クラブ	桜木	86	泉ケ丘校区第八町内自主防災クラブ	泉ヶ丘
25	楠2町内自主防災クラブ	楠	87	黒髪校区第四町内自治会自主防災クラブ	黒髪
26	楠3町内自主防災クラブ	楠	88	池田校区第5町内自主防災クラブ	池田
27	楠4町内自主防災クラブ	楠	89	秋津2町内自主防災クラブ	秋津
28	楠5町内自主防災クラブ	楠	90	託麻原校区第10町内自主防災クラブ	託麻原
29	楠6町内自主防災クラブ	楠	91	秋津校区1町内自主防災クラブ	秋津
30	楡木3町内自主防災クラブ	楡木	92	秋津校区第3町内自主防災クラブ	秋津
31	楡木4町内自主防災クラブ	楡木	93	尾ノ上校区第五町内自主防災クラブ	尾ノ上
32	西里校区第9町内自主防災クラブ	西里	94	託麻原校区第二町内自主防災クラブ	託麻原
33	市営田迎団地自主防災クラブ	田迎	95	託麻原校区第9町内自主防災クラブ	託麻原
34	尾ノ上校区第6町内自主防災クラブ	尾ノ上	96	河内校区第五町内自主防災クラブ	河内
35	一新校区第1町内自主防災クラブ	一新	97	河内校区第6町内自主防災クラブ	河内
36	一新校区第2町内自主防災クラブ	一新	98	河内校区第7町内自主防災クラブ	河内
37	一新校区第3町内自主防災クラブ	一新	99	河内校区第8町内自主防災クラブ	河内
38	一新校区第4町内自主防災クラブ	一新	100	河内校区第9町内自主防災クラブ	河内
39	一新校区第5町内自主防災クラブ	一新	101	河内校区第11町内自主防災クラブ	河内
40	一新校区第6町内自主防災クラブ	一新	102	池田校区第6-2町内自主防災クラブ	池田
41	一新校区第7町内自主防災クラブ	一新	103	武蔵校区第一町内自主防災クラブ	武蔵
42	一新校区第8町内自主防災クラブ	一新	104	武蔵校区第2町内自主防災クラブ	武蔵
43	一新校区第9町内自主防災クラブ	一新	105	龍田校区第一町内自主防災クラブ	龍田
44	一新校区第 10 町内自主防災クラブ	一新	106	龍田校区第四町内自主防災クラブ	龍田
45	一新校区第 11 町内自主防災クラブ	一新	107	帯西5町内自主防災クラブ	帯山西
46	一新校区第 12 町内自主防災クラブ	一新	109	麻生田校区第5町内自主防災クラブ	麻生田
47	一新校区第 13 町内自主防災クラブ	一新	110	画図校区第4町内自主防災クラブ	画図
48	一新校区第 14 町内自主防災クラブ	一新	111	八景水谷町内会自主防災クラブ	城北
49	一新校区第 15 町内自主防災クラブ	一新	112	弓削校区第５町内自主防災クラブ	弓削
50	一新校区第 16 町内自主防災クラブ	一新	113	砂取校区第三町内自主防災クラブ	砂取
51	御幸1町内自主防災クラブ	御幸	114	砂取校区第五町内自主防災クラブ	砂取
52	下通新天街自主防災クラブ	城東	115	奥古閑校区第5町内自主防災クラブ	奥古閑
53	田迎団地自治会自主防災クラブ	田迎	116	託麻東校区第4町内自治会自主防災クラブ	託麻東
54	託麻北第4町内自治会自主防災クラブ	託麻北	117	砂取校区第六町内自主防災クラブ	砂取
55	池上町6町内自主防災クラブ	池上	118	砂取校区第七町内自主防災クラブ	砂取
56	尾ノ上校区第4町内自主防災クラブ	尾ノ上	119	砂取校区第八町内自主防災クラブ	砂取
57	桜木校区第2町内自主防災クラブ	桜木	120	砂取校区第二町内自主防災クラブ	砂取
58	長嶺校区第3町内自主防災クラブ	長嶺	121	砂取校区第九町内自主防災クラブ	砂取
59	市営下南部団地自主防災クラブ	託麻西	122	砂取校区第四町内自主防災クラブ	砂取
60	託麻南校区第4町内自主防災クラブ	託麻南	123	砂取校区第一町内自主防災クラブ	砂取
61	西里校区第8町内自主防災クラブ	西里	124	奥古閑校区第7町内自主防災クラブ	奥古閑
62	小島校区五町内自主防災クラブ	小島	125	城西校区第10町内自主防災クラブ	城西
63	五福校区四町内3自主防災クラブ	五福	126	中緑校区第1町内自主防災クラブ	中緑
65	間島団地自主防災クラブ	秋津	127	託麻東校区第5町内自治会自主防災クラブ	託麻東

No	自主防災クラブ名称	校区名	No	自主防災クラブ名称	校区名
128	御幸7町内自主防災クラブ	御幸	189	松尾東校区第2町内自主防災クラブ	松尾東
129	出水校区第1町内自主防災クラブ	出水	190	田迎南校区第2町内自主防災クラブ	田迎南
130	江津湖団地防災クラブ	画図	191	碩台校区第5町内自主防災クラブ	碩台
131	白山校区パークマンション九品寺自主防災クラブ	白山	192	碩台校区10町内自主防災クラブ	碩台
132	画図校区第6町内自主防災クラブ	画図	193	碩台校区11町内自主防災クラブ	碩台
133	託麻東校区第7町内自治会自主防災クラブ	託麻東	194	碩台校区第八町内自主防災クラブ	碩台
134	秋津四町内自主防災クラブ	秋津	195	西里校区 15 町内(坂ノ下)自主防災クラブ	西里
135	中緑校区第2町内自治会自主防災クラブ	中緑	196	城西校区第三町内自主防災クラブ	城西
136	画図校区第10町内自主防災クラブ	画図	197	飽田東校区第5町内自主防災クラブ	飽田東
137	若葉校区第9町内自主防災クラブ	若葉	198	池田校区第2町内自主防災クラブ	池田
138	麻生田校区第四町内自主防災クラブ	麻生田	199	大江 14 町内自主防災クラブ	大江
139	城西校区第一町内自主防災クラブ	城西	200	田迎南校区第三町内自主防災クラブ	田迎南
140	画図校区第11町内自治会自主防災クラブ	画図	202	高平台校区第8町内自主防災クラブ	高平台
141	中島校区第5町内自治会自主防災クラブ	中島	203	西里校区7町内(太郎迫)自主防災クラブ	西里
142	西原校区五町内自主防災クラブ	西原	204	託麻北校区第1町内自主防災クラブ	託麻北
143	八王寺団地自主防災クラブ	春竹	205	中島校区第2町内自治会自主防災クラブ	中島
145	武蔵校区3町内自主防災クラブ	武蔵	206	池田第 2 町内ｺｱ M・MAXIM 京町台自主防災	池田
146	銭塘地区自主防災クラブ	銭塘	207	飽田東校区第1町内自主防災クラブ	飽田東
147	奥古閑校区第9町内自主防災クラブ	奥古閑	208	壺川校区第1町内ﾌﾗﾜｰ M 京町自主防災クラブ	壺川
148	若葉校区第八町内自主防災クラブ	若葉	210	健軍第1町内自主防災クラブ	健軍
149	高平台校区第5町内自主防災クラブ	高平台	212	長嶺校区第6町内自主防災クラブ	長嶺
150	芳野校区第3町内自治会自主防災クラブ	芳野	213	春日校区第13町内自治会自主防災クラブ	春日
151	託麻南校区第 2 町内自主防災クラブ	託麻南	214	池田校区第 12 町内自主防災クラブ	池田
152	託麻北校区第 12 町内自主防災クラブ	託麻北	215	池田校区第4町内自主防災クラブ	池田
153	河内校区塩屋自主防災クラブ	河内	216	川上校区13町内(西尾当)自主防災クラブ	川上
154	画図校区第5町内自治会自主防災クラブ	画図	217	龍田校区第三町内自主防災クラブ	龍田
155	画図第7町内防災クラブ	画図	219	健軍3町内自主防災クラブ	健軍
156	託麻北校区第 8 町内自主防災クラブ	託麻北	220	託麻東校区第9町内自主防災クラブ	託麻東
157	託麻北校区第 11 町内自主防災クラブ	託麻北	221	託麻原校区第12町内自治会自主防災クラブ	託麻原
158	出水校区第 4 町内自治会自主防災クラブ	出水	222	向山校区第10町内ビブレ M 自主防災クラブ	向山
159	清水本町町内自治会自主防災クラブ	清水	223	池上校区第一町内自主防災クラブ	池上
160	帯山西校区第2町内自治会自主防災クラブ	帯山西	224	泉ヶ丘校区第6町内自治会自主防災クラブ	泉ヶ丘
161	託麻北校区第9町内自主防災クラブ	託麻北	225	健軍校区第二町内自主防災クラブ	健軍
162	桜木校区第一町内自主防災クラブ	桜木	226	長嶺校区第一町内自治会自主防災クラブ	長嶺
163	泉ヶ丘校区第7町内自治会自主防災クラブ	泉ヶ丘	227	花園校区第 3 町内自主防災クラブ	花園
164	西原校区第6町内自主防災クラブ	西原	228	高平台校区3･3町内自治会自主防災クラブ	高平台
165	画図校区第二町内自治会自主防災クラブ	画図	229	泉ヶ丘校区第5町内自治会自主防災クラブ	泉ヶ丘
166	江津1町内自主防災クラブ	画図	230	高平台校区第3-5町内自治会自主防災クラブ	高平台
167	池上第五町内自主防災クラブ	池上	231	小島校区第三町内自主防災クラブ	小島
168	碩台校区第一町内自治会自主防災クラブ	碩台	232	龍田校区第 5 町内自主防災クラブ	龍田
169	小島校区第7町内自主防災クラブ	小島	233	託麻北校区第 7 町内自主防災クラブ	託麻北
170	月出校区第一町内自主防災クラブ	月出	234	奥古閑校区第1町内自主防災クラブ	奥古閑
171	石原町自主防災クラブ	託麻北	235	北部東校区10町内(一本木)自主防災クラブ	北部東
172	託麻北校区第10町内自主防災クラブ	託麻北	236	池田校区第11町内自主防災クラブ	池田
173	泉ヶ丘校区第3町内自治会自主防災クラブ	泉ヶ丘	238	西原校区一町内自主防災クラブ	西原
174	松尾北校区自主防災クラブ	松尾北	239	白川校区第7町内自主防災クラブ	白川
175	山ノ内校区第二町内自治会自主防災クラブ	山ノ内	240	飽田西校区第1町内自主防災クラブ	飽田西
176	西里校区 12 町内(庄)自主防災クラブ	西里	241	帯山西校区第三町内自治会自主防災クラブ	帯山西
177	北部東14町内(東梶尾)自主防災クラブ	北部東	242	城山校区第4町内自主防災クラブ	城山
178	川上校区第1町内自主防災クラブ	川上	243	碩台校区第7町内自主防災クラブ	碩台
179	城山校区第5町内自主防災クラブ	城山	244	帯山西校区第4町内自主防災クラブ	帯山西
180	碩台校区12町内自主防災クラブ	碩台	245	健軍東校区第5町内自治会自主防災クラブ	健軍東
181	西里校区1町内(徳王)自主防災クラブ	西里	246	西里校区10町内(田上)自主防災クラブ	西里
182	託麻西校区第2町内自主防災クラブ	託麻西	247	龍田校区第6町内自主防災クラブ	龍田
183	画図校区第三町内自治会自主防災クラブ	画図	248	出水校区第六町内自治会自主防災クラブ	出水
184	飽田西校区第6町内自主防災クラブ	飽田西	249	五福校区第 8 町内自主防災クラブ	五福
185	奥古閑校区第8町内自主防災クラブ	奥古閑	250	碩台校区第 16 町内自主防災クラブ	碩台
186	西里校区24町内(川東)自主防災クラブ	西里	251	五福校区第 3 町内自主防災クラブ	五福
187	田迎南校区第4町内自主防災クラブ	田迎南	252	西里校区第 11 町内(柚木)自主防災クラブ	西里
188	碩台校区9町内自主防災クラブ	碩台	253	上ノ郷自主防災クラブ	日吉

No	自主防災クラブ名称	校区名	No	自主防災クラブ名称	校区名
254	桜木東校区第三町内自主防災クラブ	桜木東	315	パークマンション熊高正門前・託麻原第五町内会	託麻原
255	桜木東校区第四町内自主防災クラブ	桜木東	316	画図校区第八町内自治会自主防災クラブ	画図
256	桜木東校区第五町内自主防災クラブ	桜木東	317	五福校区第7町内自主防災クラブ	五福
257	桜木東校区第二町内自主防災クラブ	桜木東	318	御幸校区第10町内自主防災クラブ	御幸
258	川尻校区第 7 町内自治会自主防災クラブ	川尻	319	野口町自主防災クラブ	力合西
259	帯山校区第 3 町内自治会自主防災クラブ	帯山	320	銭塘校区第4町内自主防災クラブ	銭塘
260	白坪校区第 13 町内自治会自主防災クラブ	白坪	321	タサキハイツ団地自主防災クラブ	白坪
261	北部東校区 6 町内(鶴団地)自主防災クラブ	北部東	322	出水南校区第 10 町内自治会自主防災クラブ	出水南
262	五福校区第 2 町内自主防災クラブ	五福	323	小島校区第6町内自主防災クラブ	小島
263	五福校区第 9 町内自主防災クラブ	五福	324	健軍校区第五町内自主防災会自主防災クラブ	健軍
264	田迎校区第 2 町内自主防災クラブ	田迎	325	清水校区7町内自主防災クラブ	清水
265	西原四町内自主防災クラブ	西原	326	飽田西校区第5町内自主防災クラブ	飽田西
266	コアマンションネクステージ熊本自主防災クラブ	花園	327	若葉校区第6町内自主防災クラブ	若葉
267	託麻北校区第 2 町内自主防災クラブ	託麻北	328	御幸校区第六町内自主防災クラブ	御幸
268	春日校区第 3 町内自治会自主防災クラブ	春日	329	池田校区第9町内自主防災クラブ	池田
269	五福校区第 5 町内自主防災クラブ	五福	330	出水南校区第4町内自治会自主防災クラブ	出水南
270	五福校区第 6 町内自主防災クラブ	五福	331	日吉東校区第1町内自主防災クラブ	日吉東
271	北部東校区4町内(鶴の原)自主防災クラブ	北部東	332	日吉東校区第2町内自主防災クラブ	日吉東
272	松尾西校区自主防災クラブ	松尾西	333	日吉東校区第3町内自主防災クラブ	日吉東
273	山室町内自主防災クラブ	高平台	334	日吉東校区第4町内自主防災クラブ	日吉東
275	桜木東校区第一町内自主防災クラブ	桜木東	335	西原校区第2町内自治会自主防災クラブ	西原
276	帯山校区第2町内自治会自主防災クラブ	帯山	336	北部東校区 11 町内(葉山自由ヶ丘)自主防災クラブ	北部東
277	花園校区第2町内自治会自主防災クラブ	花園	337	北部東校区7町内(羽田)自主防災クラブ	北部東
278	西里校区 19 町内(小塚・小萩)自主防災クラブ	西里	338	川上校区8町内(馬出)自主防災クラブ	川上
279	奥古閑校区第4町内自主防災クラブ	奥古閑	339	銭塘校区第5町内自主防災クラブ	銭塘
280	奥古閑校区第2町内自主防災クラブ	奥古閑	340	出水南校区第2町内自治会自主防災クラブ	出水南
281	西里校区13町内(田畑)自主防災クラブ	西里	341	白川校区第8町内自治会自主防災クラブ	白川
282	西里校区4町内(五丁中原)自主防災クラブ	西里	342	御幸校区第5町内自主防災ｸﾗﾌﾞ	御幸
283	託麻北校区第六町内自治会自主防災クラブ	託麻北	343	花園校区第6町内自治会自主防災ｸﾗﾌﾞ	花園
284	西里校区2町内(釜尾)自主防災クラブ	西里	344	高平台校区 3-1 町内自治会自主防災ｸﾗﾌﾞ	高平台
285	小島校区第四町内自主防災クラブ	小島	345	川上校区 10 町内(上野)自主防災ｸﾗﾌﾞ	川上
286	五福校区第1町内自主防災クラブ	五福	346	西里校区 20 町内(古市)自主防災ｸﾗﾌﾞ	西里
287	白川校区第1町内自主防災クラブ	白川	347	清水校区第6町内自治会自主防災ｸﾗﾌﾞ	清水
288	飽田南校区第1町内自主防災クラブ	飽田南	348	日吉校区栗の内団地自主防災ｸﾗﾌﾞ	日吉
289	託麻北校区第三町内自治会自主防災クラブ	託麻北	349	西里校区5町内(古閑)自主防災クラブ	西里
290	泉ヶ丘校区第2町内自治会自主防災クラブ	泉ヶ丘	350	託麻西校区第一町内自主防災クラブ	託麻西
291	力合西校区鳶町自主防災クラブ	力合西	351	城山校区9町内自治会自主防災クラブ	城山
292	桜木校区第三町内自治会自主防災クラブ	桜木	352	出水南校区第3町内自治会自主防災クラブ	出水南
293	池田校区第3町内自主防災クラブ	池田	353	楡木校区第2町内自治会自主防災クラブ	楡木
294	西里校区 21 町内(上古閑)自主防災クラブ	西里	354	川上校区 17 町内(八原)自主防災クラブ	川上
295	桜木校区第四町内自治会自主防災クラブ	桜木	355	健軍校区第7町内自治会自主防災クラブ	健軍
296	湖東自主防災クラブ	健軍	356	託麻南校区6町内自治会自主防災クラブ	託麻南
297	本荘校区第9町内自主防災クラブ	本荘	357	大江校区 13 町内自治会自主防災クラブ	大江
298	本荘校区第 10 町内自主防災クラブ	本荘	358	黒髪校区第 16 町内自主防災クラブ	黒髪
299	白川校区第9町内自主防災クラブ	白川	359	託麻原校区第6町内自治会自主防災クラブ	託麻原
300	白川校区第3町内自主防災クラブ	白川	360	画図校区第 12 町内自治会自主防災クラブ	画図
301	松尾東校区第9町内自主防災クラブ	松尾東	361	出水南校区第6町内自治会自主防災クラブ	出水南
302	白川校区第 12 町内自主防災クラブ	白川	362	御幸校区第九町内自主防災クラブ	御幸
303	春竹校区第 18 町内琴平団地自主防災クラブ	春竹	363	池田校区第8町内自主防災クラブ	池田
304	泉ヶ丘校区第4町内自治会自主防災クラブ	泉ヶ丘	364	出水南校区第1町内自治会自主防災クラブ	出水南
305	本荘校区第2町内自主防災クラブ	本荘	365	白藤団地自主防災クラブ	力合
306	花園校区第7町内自治会自主防災クラブ	花園	366	泉ヶ丘校区第9町内自治会自主防災クラブ	泉ヶ丘
307	城西校区第五町内自治会自主防災クラブ	城西	367	城西校区第六町内自治会自主防災クラブ	城西
308	城南校区鉾町団地自主防災クラブ	城南	368	山ノ内校区第一町内自治会自主防災クラブ	山ノ内
309	春竹校区第5町内自主防災クラブ	春竹	369	白川校区第5町内自治会自主防災クラブ	白川
310	奥古閑校区第3町内自主防災クラブ	奥古閑	370	碩台校区第 13 町内自主防災クラブ	碩台
311	火の国防災クラブ(白川6町内)	白川	371	白坪校区第8町内自治会自主防災クラブ	白坪
312	北部東校区9町内(飛田本町)自主防災クラブ	北部東	372	春日14町内自治会自主防災クラブ	春日
313	小島校区第一町内自治会自主防災クラブ	小島	373	花園校区第5町内自主防災クラブ	花園
314	城西校区第二町内自主防災クラブ	城西	374	出水南校区第5町内自治会自主防災クラブ	出水南

No	自主防災クラブ名称	校区名	No	自主防災クラブ名称	校区名
375	健軍校区第4町内自主防災クラブ	健軍	435	城南町東阿高区自主防災クラブ	豊田
376	託麻西校区第5町内自主防災クラブ	託麻西	436	城南町旭町区自主防災クラブ	豊田
377	麻生田1町内自治会自主防災クラブ	麻生田	437	城南町城南団地区自主防災クラブ	隈庄
378	古町校区第3町内自治会自主防災クラブ	古町	438	城南町阿高区自主防災クラブ	豊田
379	田井島自主防災クラブ	田迎南	439	城南町栄町区自主防災クラブ	隈庄
380	中島校区第1町内自主防災クラブ	中島	440	城南町尾窪区自主防災クラブ	豊田
381	白川校区第 10 町内自主防災クラブ	白川	441	城南町東阿高団地区自主防災クラブ	豊田
382	小島校区第八町内自主防災クラブ	小島	442	春日校区第 12 町内自治会自主防災クラブ	春日
383	中島校区第7町内自治会自主防災クラブ	中島	443	楡木校区第1町内自主防災クラブ	楡木
384	託麻西校区四町内自主防災クラブ	託麻西	444	池田校区第6－1町内自治会自主防災クラブ	池田
385	北部東校区 12 町内(東葉山)自主防災クラブ	北部東	445	川上校区6町内(尾当)自主防災クラブ	川上
386	出水南校区第 7 町内自治会自主防災クラブ	出水南	446	御幸校区 4 町内自主防災クラブ	御幸
387	中島校区第6町内自主防災クラブ	中島	447	飽田南校区第 3 町内自治会自主防災クラブ	飽田南
388	西里校区 26 町内(いろは坂)自主防災クラブ	西里	448	尾ノ上校区第 8 町内自主防災クラブ	尾ノ上
389	城西校区第八町内自主防災クラブ	城西	449	日吉校区第 4 町内自主防災クラブ	日吉
390	富合町杉島区自主防災クラブ	富合	450	北部東校区 3 町内(南陽台)自主防災クラブ	北部東
391	池田校区第7町内自主防災クラブ	池田	451	植木町下岩野区自主防災クラブ	山東
392	中島校区第4町内自治会自主防災クラブ	中島	452	植木町上古閑区自主防災クラブ	菱形
393	松尾校区第1町内自治会自主防災クラブ	松尾東	453	植木町辺田野区自主防災クラブ	菱形
394	西里校区6町内(立福寺)自主防災クラブ	西里	454	植木町七本区自主防災クラブ	菱形
395	白山校区第9町内自治会自主防災クラブ	白山	455	植木町内区自主防災クラブ	山本
396	飽田西校区第4町内無田口自主防災クラブ	飽田西	456	植木町北広住区自主防災クラブ	植木
397	黒髪校区第5町内自主防災クラブ	黒髪	457	植木町大和地区自主防災クラブ	菱形
398	若葉校区第4町内自主防災クラブ	若葉	458	植木町清水甲区自主防災クラブ	山本
399	中島校区第 10 町内自主防災クラブ	中島	459	植木町五丁目西区自主防災クラブ	植木
400	室園町内自治会自主防災クラブ	清水	460	植木町正清・大塚区自主防災クラブ	田底
401	武蔵校区第 5 町内自主防災クラブ	武蔵	461	植木町中尾区自主防災クラブ	田原
402	御幸木部自主防災クラブ	御幸	462	植木町宮原区自主防災クラブ	田底
403	城西校区第四町内自治会自主防災クラブ	城西	463	植木町亀甲中区自主防災クラブ	吉松
404	飽田東校区第三町内自主防災クラブ	飽田東	464	植木町植木温泉区自主防災クラブ	田底
405	城南町丹生宮区自主防災クラブ	杉上	465	植木町大平区自主防災クラブ	田原
406	城南町築地区自主防災クラブ	杉上	466	植木町宿・中久保・本村区自主防災クラブ	田原
407	城南町永区自主防災クラブ	杉上	467	植木町停車場区自主防災クラブ	桜井
408	城南町舞原区自主防災クラブ	隈庄	468	植木町一木区自主防災クラブ	山東
409	城南町千原区自主防災クラブ	杉上	469	植木町谷自治会自主防災クラブ	田原
410	城南町坂本区自主防災クラブ	杉上	470	植木町上岩野区自主防災クラブ	山東
411	城南町島田区自主防災クラブ	隈庄	471	植木町清水乙区自主防災クラブ	山本
412	城南町南藤山区自主防災クラブ	豊田	472	御幸校区第2町内自治会自主防災クラブ	御幸
413	城南町沈目区自主防災クラブ	豊田	473	御幸校区第 8 町内自主防災クラブ	御幸
414	城南町二の町区自主防災クラブ	隈庄	474	若葉第 7 町内自治会自主防災クラブ	若葉
415	城南町萱木区自主防災クラブ	隈庄	475	西里校区18町内(緑坂)自主防災クラブ	西里
416	城南町赤見区自主防災クラブ	杉上	476	飽田西校区第3町内自主防災クラブ	飽田西
417	城南町碇区自主防災クラブ	杉上	477	川尻校区12町内自主防災クラブ	川尻
418	城南町上宮地区自主防災クラブ	隈庄	478	春竹校区第九町内自主防災クラブ	春竹
419	城南町才木区自主防災クラブ	隈庄	479	川尻校区第 9 町内自主防災クラブ	川尻
420	豊田区第 5 町内自主防災クラブ	豊田	480	託麻西校区3町内自主防災クラブ	託麻西
421	城南町高区自主防災クラブ	杉上	481	城山校区1町内自主防災クラブ	城山
422	城南町今区自主防災クラブ	杉上	482	向山校区第 1 町内自主防災クラブ	向山
423	城南町出水区自主防災クラブ	杉上	483	城南町本町区自主防災クラブ	隈庄
424	城南町陣内区自主防災クラブ	豊田	484	月出校区第 2 町内自主防災クラブ	月出
425	城南町藤山区自主防災ｸﾗﾌﾞ	豊田	485	向山校区3町内自治会自主防災クラブ	向山
426	城南町塚原区自主防災クラブ	豊田	486	託麻南校区第 7 町内自主防災クラブ	託麻南
427	杉上校区第 3 町内(吉野)自主防災クラブ	杉上	487	池田校区第1町内自主防災クラブ	池田
428	城南町六田区自主防災クラブ	隈庄	488	帯山校区第5町内自主防災クラブ	帯山
429	城南町蓍町区自主防災クラブ	杉上	489	中島校区第9町内自主防災クラブ	中島
430	城南町金屋町区自主防災クラブ	隈庄	490	帯山校区第7町内自治会自主防災クラブ	帯山
431	城南町中宮地区自主防災クラブ	隈庄	491	本荘校区第 8 町内自主防災クラブ	本荘
432	城南町平野区自主防災クラブ	杉上	492	川上校区11町内(西梶尾)自主防災クラブ	川上
433	城南町下宮地区自主防災クラブ	隈庄	493	松尾校区八町内自主防災会	松尾東
434	城南町土鹿野区自主防災クラブ	豊田	494	中島校区第 3 町内自主防災クラブ	中島

No	自主防災クラブ名称	校区名	No	自主防災クラブ名称	校区名
495	城西校区第七町内自治会自主防災クラブ	城西	561	大江校区第 5 町内自主防災クラブ	大江
496	託麻原校区第5町内自治会自主防災クラブ	託麻原	562	日吉校区第 1 町内自主防災クラブ	日吉
497	鳥場防災クラブ	富合	563	白坪校区第 9 町内自主防災クラブ	白坪
498	白坪校区 4 町内自主防災クラブ	白坪	564	若葉校区第 1 町内自主防災クラブ	若葉
499	向山校区第4町内自主防災クラブ	向山	565	田迎西校区第一町内自主防災クラブ	田迎西
500	画図校区14町内(重富)自主防災クラブ	画図	566	城南校区第 2 町内自主防災クラブ	城南
501	城南町さんさん地区自主防災クラブ	隈庄	567	豊田校区旭が丘自主防災クラブ	豊田
502	山本校区第2町内(味取)自治会自主防災クラブ	山本	568	吉松校区第 12 町内(舟島)自主防災クラブ	吉松
503	黒髪校区第13町内自主防災クラブ	黒髪	569	隈庄校区一ノ町自主防災クラブ	隈庄
504	植木校区第2町内自治会自主防災クラブ	植木	570	若葉校区第 5 町内自主防災クラブ	若葉
505	中島校区 11 町内自主防災クラブ	中島	571	西原校区 3 町内自主防災クラブ	西原
506	桜井校区16町内自治会自主防災クラブ	桜井	572	富合校区第 5 町内(田尻地区)自主防災クラブ	富合
507	白藤町自主防災クラブ	力合	573	黒髪校区第 3 町内自主防災クラブ	黒髪
508	向山校区 12 町内自治会自主防災クラブ	向山	574	古町校区第 9 町内自主防災クラブ	古町
509	植木校区第7町内(6丁目)自主防災会	植木	575	白坪校区第 6 町内自主防災クラブ	白坪
510	黒髪校区第 7 町内自主防災クラブ	黒髪	576	吉松校区第 13 町内(伊知坊)自主防災クラブ	吉松
511	野田町自治会自主防災クラブ	川尻	577	川尻校区第 4 町内自主防災クラブ	川尻
512	吉松校区第 10 町内(平井)自治会自主防災クラブ	吉松	578	出水校区第 3 町内自主防災クラブ	出水
513	託麻原校区 13 町内自治会自主防災クラブ	託麻原	579	川上校区第 5 町内自主防災クラブ	川上
514	向山校区 5 町内自治会自主防災クラブ	向山	580	城南校区第 3 町内自主防災クラブ	城南
515	山東校区第 6 町内自治会自主防災クラブ	山東	581	黒髪校区第八町内自主防災クラブ	黒髪
516	帯山校区第 6 町内自治会自主防災クラブ	帯山	582	植木校区第 8 町内(一木)自主防災クラブ	植木
517	西里校区第 16 町内自主防災クラブ	西里	583	春竹校区第 7 町内自主防災クラブ	春竹
518	山ノ内校区第 3 町内自主防災クラブ	山ノ内	584	池田校区第 13 町内自主防災クラブ	池田
519	龍田校区第 2 町内自主防災クラブ	龍田	585	本荘校区第 6 町内自主防災クラブ	本荘
520	大江校区第 12 町内自主防災クラブ	大江	586	田原校区第 3 町内(後古閑)自主防災クラブ	田原
521	春竹校区第 10 町内自治会自主防災クラブ	春竹	587	田迎西校区第 2 町内自主防災クラブ	田迎西
522	帯山校区第 4 町内自主防災クラブ	帯山	588	富合校区廻江区自主防災クラブ	富合
523	富合校区榎津区自治会自主防災クラブ	富合	589	春竹校区第 15 町内自主防災クラブ	春竹
524	城北校区第 4 町内自主防災クラブ	城北	590	託麻東校区第 8 町内自主防災クラブ	託麻東
525	川尻校区第 13 町内自主防災クラブ	川尻	591	川尻校区第 2 町内自主防災クラブ	川尻
526	城山校区第 8 町内(半田団地)自主防災クラブ	城山	592	吉松校区第 11 町内(宝田)自主防災クラブ	吉松
527	黒髪校区第 1 町内自主防災クラブ	黒髪	593	桜井校区第 6 町内(滴水)自主防災クラブ	桜井
528	健軍東校区第 6 町内自主防災クラブ	健軍東	594	桜井校区第 12 町内(北中尾)自主防災クラブ	桜井
529	植木校区第 9 町内自治会自主防災クラブ	植木	595	吉松校区第 5 町内(今藤)自主防災クラブ	吉松
530	向山校区第 11 町内自治会自主防災クラブ	向山	596	春竹校区第 2 町内自主防災クラブ	春竹
531	黒髪校区第 11 町内自主防災クラブ	黒髪	597	託麻南校区第 3 町内自主防災クラブ	託麻南
532	向山校区第 13 町内自主防災クラブ	向山	598	春竹校区第 11 町内自主防災クラブ	春竹
533	碩台校区第 17 町内自主防災クラブ	碩台	599	川口校区第 1 町内自主防災クラブ	川口
534	本荘校区第 11 町内自主防災クラブ	本荘	600	健軍東校区第 3 町内自主防災クラブ	健軍東
535	麻生田校区第 2 町内自主防災クラブ	麻生田	601	古町校区第 5 町内自主防災クラブ	古町
536	託麻南校区第 8 町内自主防災クラブ	託麻南	602	古町校区第 13 町内自主防災クラブ	古町
537	城山校区 2 町内自主防災クラブ	城山	603	城南校区第 1 町内自主防災クラブ	城南
538	向山校区第 6 町内自主防災クラブ	向山	604	富合校区第 7 町内(古閑)自主防災クラブ	富合
539	川尻校区第 3 町内自主防災クラブ	川尻	605	田底校区第 10 町内(西宮原)自主防災クラブ	田底
540	向山校区第 15 町内自主防災クラブ	向山	606	田底校区第 4 町内(平島)自主防災クラブ	田底
541	中島校区第 8 町内自主防災クラブ	中島	607	植木校区第 3 町内自主防災クラブ	植木
542	川尻校区第五町内自治会自主防災クラブ	川尻	608	弓削校区第 6 町内自主防災クラブ	弓削
543	健軍東校区ヴィラノーバ健軍自主防災クラブ	健軍東	603	城南校区第 1 町内自主防災クラブ	城南
544	花園校区第 4 町内自治会自主防災クラブ	花園	604	富合校区第 7 町内(古閑)自主防災クラブ	富合
545	長嶺校区第 5 町内自主防災クラブ	長嶺	605	田底校区第 10 町内(西宮原)自主防災クラブ	田底
546	山本校区第 6 町内(色出)自主防災クラブ	山本	606	田底校区第 4 町内(平島)自主防災クラブ	田底
547	銭塘校区第 7 町内自主防災クラブ	銭塘	607	植木校区第 3 町内自主防災クラブ	植木
548	長嶺校区第 2 町内自主防災クラブ	長嶺	608	弓削校区第 6 町内自主防災クラブ	弓削
549	白坪校区第 7 町内自主防災クラブ	白坪	609	川尻校区第 15 町内自主防災クラブ	川尻
550	川尻校区第八町内自主防災クラブ	川尻	610	富合校区第 17 町内(小岩瀬)自主防災クラブ	富合
551	本荘校区第 4 町内自主防災クラブ	本荘	611	春竹校区第 8 町内自主防災クラブ	春竹
552	川上校区第 3 町内自主防災クラブ	川上	612	城山校区 3 町内自主防災クラブ	城山
553	飽田東校区第 6 町内自主防災クラブ	飽田東	613	植木校区第 4 町内自主防災クラブ	植木
554	西里校区第 14 町内自主防災クラブ	西里	614	菱形校区第4町内(那知)自主防災クラブ	菱形

No	自主防災クラブ名称	校区名	No	自主防災クラブ名称	校区名
615	碩台校区第 14 町内自主防災クラブ	碩台	675	春日校区第 10 町内自主防災クラブ	春日
616	富合校区第 14 町内(上杉)自主防災クラブ	富合	676	花園校区第 9 町内自主防災クラブ	花園
617	桜井校区第 1 町内(舞尾)自主防災クラブ	桜井	677	若葉校区第 2･3 町内自主防災クラブ	若葉
618	川尻校区第14町内自主防災クラブ	川尻	678	山東校区第 7 町内(小野)自主防災クラブ	山東
619	白坪校区第 11 町内自主防災クラブ	白坪	679	菱形校区第 10 町内(笹尾)自主防災クラブ	菱形
620	託麻西校区第 7 町内自主防災クラブ	託麻西	680	画図校区第 13 町内自主防災クラブ	画図
621	黒髪校区第 10 町内自主防災クラブ	黒髪	681	向山校区第 19 町内自主防災クラブ	向山
622	本荘校区第 3 町内自主防災クラブ	本荘	682	黒髪校区第 9 町内自主防災クラブ	黒髪
623	ｻｰﾊﾟｽｼﾃｨ熊本(向山校区第 18 町内)自主防災クラブ	向山	683	田底校区第 5 町内(山城)自主防災クラブ	田底
624	吉松校区第 4 町内(亀甲西)自主防災クラブ	吉松	684	飽田東校区第 2 町内自主防災クラブ	飽田東
625	田原校区第 14 町内(舟底)自主防災クラブ	田原	686	古町校区第 10 町内自主防災クラブ	古町
626	託麻原校区第4町内自主防災クラブ	託麻原	687	白坪校区第 3 町内自主防災クラブ	白坪
627	帯山校区第1町内自主防災クラブ	帯山	688	富合校区第 19 町内(菰江)自主防災クラブ	富合
628	富合校区第 11 町内(新)自主防災クラブ	富合	689	古町校区第 2 町内自主防災クラブ	古町
629	富合校区第 12 町内(釈迦堂)自主防災クラブ	富合	690	古町校区第 1 町内自主防災クラブ	古町
630	託麻南校区第 1 町内自主防災クラブ	託麻南	691	日吉校区第 2 町内自主防災クラブ	日吉
631	城西校区 9 町内自主防災クラブ	城西	692	菱形校区第 6 町内(円台寺)自主防災クラブ	菱形
632	力合校区第1町内自主防災クラブ	力合	693	向山校区第 14 町内自主防災クラブ	向山
633	吉松校区第2町内(亀東)自主防災クラブ	吉松	694	川口校区第3町内自主防災クラブ	川口
634	西里校区第17町内(ﾛｲﾔﾙｼｬﾄｰ徳王)自主防災クラブ	西里	695	出水校区第 10 町内自主防災クラブ	出水
635	黒髪校区第18町内自主防災クラブ	黒髪	696	力合西校区第 1 町内自主防災クラブ	力合西
636	吉松校区第 6 町内(加茂小屋)自主防災クラブ	吉松	697	出水校区第 11 町内自主防災クラブ	出水
637	力合西校区第 2 町内自主防災クラブ	力合西	698	弓削校区第一町内自主防災クラブ	弓削
638	池上校区第7町内自主防災クラブ	池上	699	菱形校区第 9 町内(木留)自主防災クラブ	菱形
639	北部東校区 5 町内(鶴)自主防災クラブ	北部東	700	山ノ内校区第 4 町内自主防災クラブ	山ノ内
640	飽田東校区第4町内自主防災クラブ	飽田東	701	託麻南校区第 5 町内自主防災クラブ	託麻南
641	桜井校区第 5 町内(新村)自主防災クラブ	桜井	702	東町校区第 6 町内自主防災クラブ	東町
642	富合校区第 2 町内(木原)自主防災クラブ	富合	703	出水校区第 2 町内自主防災クラブ	出水
643	富合校区第 16 町内(御船手)自主防災クラブ	富合	704	富合校区第 20 町内(莎崎)自主防災クラブ	富合
644	託麻東校区第 1 町内自治会自主防災クラブ	託麻東	705	富合校区第 8 町内(志々水)自主防災クラブ	富合
645	託麻東校区第二町内自治会自主防災クラブ	託麻東	706	慶徳校区第 4 町内自主防災クラブ	慶徳
646	託麻東校区第三町内自治会自主防災クラブ	託麻東	707	飽田西校区第 2 町内自主防災クラブ	飽田西
647	弓削校区第 4 町内自主防災クラブ	弓削	708	東町校区第 3 町内会自主防災会	東町
648	富合校区第 18 町内(国町)自主防災クラブ	富合	709	富合校区第 6 町内(西田尻)自主防災クラブ	富合
649	富合校区第 3 町内(平原)自主防災クラブ	富合	710	池上校区第 4 町内自主防災クラブ	池上
650	白川校区第 2 町内自主防災クラブ	白川	711	白坪校区第 12 町内自主防災クラブ	白坪
651	富合校区第 13 町内(大町)自主防災クラブ	富合	712	富合校区第 4 町内(南田尻)自主防災クラブ	富合
652	本荘校区第 7 町内自主防災クラブ	本荘	713	力合校区第 3 町内自主防災クラブ	力合
653	力合校区第 2 町内自主防災クラブ	力合	714	飽田南校区第 2 町内自主防災クラブ	飽田南
654	向山校区第 8 町内自主防災クラブ	向山	715	白坪校区第 10 町内自主防災クラブ	白坪
655	日吉校区第 3 町内自主防災クラブ	日吉	716	龍田西校区第 2 町内自主防災クラブ	龍田西
656	桜井校区第11町内(向坂)自主防災クラブ	桜井	717	山東校区第 4 町内(有泉)自主防災クラブ	山東
657	大江校区第 1 町内自主防災クラブ	大江	718	川尻校区第 6 町内自主防災クラブ	川尻
658	白山校区第 3 町内自主防災クラブ	白山	719	田原校区第 4 町内(萩尾)自主防災クラブ	田原
659	田原校区第 2 町内(鞍掛)自主防災クラブ	田原	720	龍田西校区第一町内自主防災クラブ	龍田西
660	秋津校区第 7 町内自主防災クラブ	秋津	721	田底校区第 1 町内(慈恩寺)自主防災クラブ	田底
661	植木校区第 5 町内自治会自主防災クラブ	植木	722	川尻校区第 11 町内自主防災クラブ	川尻
662	富合校区第 21 町内(硴江)自主防災クラブ	富合	723	池田校区第 10 町内自主防災クラブ	池田
663	富合校区第 9 町内(清藤)自主防災クラブ	富合	724	黒髪校区第 12 町内自主防災クラブ	黒髪
664	田迎西校区第三町内自主防災クラブ	田迎西	725	花園校区第 1 町内自主防災クラブ	花園
665	城山校区第 6 町内自主防災クラブ	城山	726	春竹校区第 1 町内自主防災クラブ	春竹
666	城南校区第 4 町内自主防災クラブ	城南	727	白山校区第 2 町内自主防災クラブ	白山
667	春日校区第 6 町内自主防災クラブ	春日	728	出水校区第 5 町内自主防災クラブ	出水
668	吉松校区第 8 町内(豊田南)自主防災クラブ	吉松	729	桜井校区第 13 町内(投刀塚)自主防災クラブ	桜井
669	城山校区第 11 町内自主防災クラブ	城山	730	龍田西校区第 4 町内自主防災クラブ	龍田西
670	吉松校区第9町内(豊田北)自主防災クラブ	吉松	731	本荘校区第 1 町内自主防災クラブ	本荘
671	白坪校区第 2 町内自主防災クラブ	白坪	732	城東校区自主防災クラブ	城東
672	秋津校区第 2-1 町内自主防災クラブ	秋津	733	本荘校区第 5 町内自主防災クラブ	本荘
673	秋津校区第 5 町内自主防災クラブ	秋津	734	大江校区第 7 町内自主防災クラブ	大江
674	力合校区パストラルハイム白藤自主防災クラブ	力合	735	春日校区第 16 町内自主防災クラブ	春日

No	自主防災クラブ名称	校区名
736	出水校区第 8 町内自主防災クラブ	出水
737	川口校区第 5 町内自主防災クラブ	川口
738	田迎南校区第 5 町内自主防災クラブ	田迎南
739	白川校区第 11 町内自主防災クラブ	白川
740	銭塘校区第 6 町内自主防災クラブ	銭塘
741	春竹校区第 3 町内自主防災クラブ	春竹
742	力合西校区第 4 町内自主防災クラブ	力合西
743	古町校区第 7 町内自主防災クラブ	古町
744	熊本市大江校区2町内自主防災福祉クラブ	大江
745	龍田西校区第3町内自治会自主防災クラブ	龍田西
746	田底校区第 2 町内(嘉村区)自主防災クラブ	田底
747	西原校区第7町内自治会自主防災クラブ	西原
748	出水校区第 9 町内自主防災クラブ	出水
749	出水校区第 7 町内自治会自主防災クラブ	出水
750	日吉校区第 5 町内自主防災クラブ	日吉
751	健軍東校区第二町内自主防災クラブ	健軍東
752	壺川校区自主防災クラブ	壺川
753	吉松校区 1(大井区)自主防災クラブ	吉松

3-2-4 ボランティア団体

ボランティア団体	事　務　局	電　話
熊本市社協ボランティアセンター 登録ボランティア	熊本市社会福祉協議会 熊本市ボランティアセンター	３２２－２３３１
赤十字防災ボランティア	日本赤十字社熊本県支部	３８４－２１１１

3-2-5 地区防災計画策定地区一覧

No	地区名	計画名	計画概要	策定年度
1	秋津校区	秋津校区地区防災計画	1. 校区の特性（リスク特性） 2. 地区防災計画策定の経緯と方法 3. 秋津校区の課題 4. 校区内の防災・減災ルール 5. やることリスト（実施計画） 6. 今後の運用に向けて	2019 年度
2	西原校区	西原校区地区防災計画	1. 校区の特性（リスク特性） 2. 地区防災計画策定の経緯と方法 3. 西原校区の課題 4. 校区内の防災・減災ルール 5. やることリスト（実施計画） 6. 今後の運用に向けて	2023 年度
3	画図校区	画図校区地区防災計画	1. 防災マップ・校区ルール 2. やることリスト 【記録編】 1. 過去の災害 2. 校区の特性 （地形・災害・人口特性） 3. 画図校区防災連絡会と地区防災計画策定の経緯 4. 校区内の防災・減災ルール 5. やることリスト（実施計画） 6. 校区の課題（ハード面の整備等） 7. 今後の運用に向けて	2025 年度

3-2-6 避難地・避難路の指定

①宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）

番号	事業箇所	面積(m2)	避難地・避難路
1	龍田3丁目西地区	24,457	万石第50号線
			上立田第138号線
			上立田第139号線
			上立田第141号線
			陳内上立田第4号線
2	龍田陳内2丁目地区	38,779	龍田陳内2丁目第1号線
			龍田陳内2丁目第2号線
			龍田陳内2丁目第5号線
			龍田陳内2丁目第7号線
			龍田陳内2丁目第8号線
			龍田陳内2丁目第9号線
			龍田陳内2丁目第10号線
			龍田陳内1丁目龍田陳内2丁目第1号線
3	龍田3丁目東地区	25,630	上立田第140号線
			上立田第141号線
			陣内上立田第4号線
			陳内上立田第5号線
			陳内上立田第6号線
			上立田陣内第1号線
			陳内第77線
4	龍田2丁目地区	14,404	上立田陳内第1号線
			龍田2丁目第6号線
			龍田2丁目第7号線
			龍田2丁目第8号線
			龍田2丁目第20号線
			龍田2丁目第22号線
5	清水岩倉1丁目地区	43,830	兎谷第28号線
			兎谷第37号線

			兎谷第38号線
			兎谷第39号線
			兎谷第40号線
			兎谷第41号線
			兎谷第42号線
6	龍田陳内3丁目地区	21,330	陳内第39号線
			陳内第40号線
			陳内第41号線
			陳内第58号線
			陳内第59号線
			陳内第60号線
			陳内第61号線
			陳内第62号線
			陳内第65号線
			陳内第87号線
			龍田2丁目龍田3丁目第1号線
7	池田1丁目地区	26,250	池田1丁目第30号線
			池田1丁目第31号線
			池田2丁目第5号線
			池田2丁目1丁目第1号線
			池田1丁目355－1
8	池田3丁目地区	37,350	池田3丁目第45号線
			池田3丁目第49号線
			池田3丁目第63号線
			池田3丁目第64号線
			池田3丁目第65号線
			池田3丁目第66号線
			池田3丁目第69号線
			池田1丁目池田4丁目第1号線

9	城南町鰐瀬地区	26,140	城南町鰐瀬1642-46地先～城南町鰐瀬1642-85地先
			城南町鰐瀬1642-86地先～城南町鰐瀬1642-37地先
			城南町鰐瀬1642-67地先～城南町鰐瀬1642-75地先
			城南町鰐瀬1642-142地先～城南町鰐瀬1642-52地先
			城南町鰐瀬1642-142地先～城南町鰐瀬1642-142地先
			城南町鰐瀬1642-58地先～城南町鰐瀬1642-76地先
			城南町鰐瀬1642-165地先～城南町鰐瀬1642-164地先
			城南町鰐瀬1642-27地先～城南町鰐瀬1642-47地先
			城南町鰐瀬1642-154地先～城南町鰐瀬1642-43地先

※本事業箇所は現場条件等により変更の可能性がある。

②宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 拡充制度）

番号	事業箇所	盛土高（m）	延長（m）	避難地・避難路
1	西区池田3丁目38-1	2.1	13.6	池田3丁目38-1地先道路
2	西区島崎3丁目14-6	2.5	14.6	島崎3丁目上高橋町第1号線、島崎3丁目第29号線
3	南区城南町藤山614	2.3	70.5	藤山下方線
4	北区龍田5丁目5-1	2.4	66.8	龍田6丁目龍田3丁目第1号線、上立田第54号線
5	西区池田2丁目17-42	2.1	44.9	池田1丁目池田4丁目第1号線
6	南区城南町東阿高1229	2.0	14.4	東阿高一ノ尾線
7	中央区黒髪1丁目9-5	2.1	17.7	黒髪1丁目9-5地先道路
8	西区春日5丁目10-13	2.7	20.4	春日5丁目公園
9	南区城南町塚原758-1	2.1	36.8	中尾村中線、東阿高学校線
10	南区城南町鰐瀬2952	2.5	99.9	土鹿野溜池線、城南町鰐瀬2952地先道路
11	北区清水東町7-18	2.6	38.5	清水亀井町清水東町第2号線、清水亀井町第7号線
12	西区横手4丁目20-24	4.0	24.3	横手4丁目61-1 外1筆
13	東区鹿帰瀬町649	3.3	71.7	鹿帰瀬町第3号線
14	南区城南町塚原838	2.1	44.2	塚原本村線、城南町塚原838地先道路
15	東区神園2丁目9-30	3.1	23.0	小山1丁目神園1丁目第1号線
16	西区池田3丁目23-2	2.2	12.0	池田1丁目池田4丁目第1号線
17	東区保田窪4丁目5-12	2.2	12.9	保田窪本町第6号線
18	中央区千葉城町3-53	4.1	5.0	千葉城町第3号線
19	南区城南町宮地1090-1	3.0	20.0	宮地第11号線
20	北区龍田5丁目12-91	3.1	20.0	龍田2丁目龍田8丁目第1号線
21	西区河内町岳1566-2	2.1	49.8	河内町岳第4号線
22	西区河内町岳1566-1	2.1	49.8	河内町岳第4号線
23	西区河内町岳1566-3	2.1	49.8	河内町岳第4号線
24	西区谷尾崎962-5	2.3	20.0	谷尾崎町962-5地先道路
25	西区河内町岳1800-6	12.2	26.5	河内町岳1800-6地先道路
26	中央区帯山1丁目7-5	2.2	14.7	水前寺4丁目帯山1丁目第1号線
27	東区長嶺東7丁目8-34	5.0	48.5	長嶺町第173号線

28	東区長嶺東7丁目8-35	5.0	48.5	長嶺町第173号線
29	東区長嶺東7丁目8-33	5.0	48.5	長嶺町第173号線
30	西区池田1丁目15-13	2.3	16.8	池田1丁目第37号線
31	南区城南町鰐瀬2955-1	2.5	99.9	土鹿野溜池線、城南町鰐瀬2952地先道路
32	南区城南町鰐瀬字山下1395-7	2.2	29.3	市口宮原線
33	西区花園5丁目24-25	2.0	13.0	花園5丁目第24号線
34	南区城南町藤山358	2.8	34.1	城南町藤山358地先道路
35	北区龍田6丁目16-35	2.0	27.2	龍田6丁目龍田3丁目第1号線
36	北区植木町滴水496-9	2.7	15.8	植木町滴水496-9地先道路
37	南区城南町陳内1163	2.0	42.0	陣内近道線
38	東区長嶺東6丁目27-16	2.0	13.1	長嶺町第7号線
39	北区池田3丁目8-51	3.9	8.8	池田3丁目第46号線
40	西区池田2丁目17-5	2.1	44.9	池田1丁目池田4丁目第1号線
41	北区植木町滴水69-3	3.0	19.7	小糸山町明徳町第1号線
42	南区城南町塚原1024-11	2.4	26.6	火の君通り線、城南町塚原1024-11地先道路
43	北区山室2丁目8-2	2.5	54.9	山室第14号線、山室2丁目190-176
44	北区山室2丁目8-3	2.5	54.9	山室第14号線、山室2丁目190-176
45	北区山室2丁目8-8	2.3	30.7	山室第13号線、山室2丁目190-176 外1筆
46	南区城南町鰐瀬2951	2.5	99.9	土鹿野溜池線、城南町鰐瀬2952地先道路
47	南区城南町鰐瀬2954	2.5	99.9	土鹿野溜池線、城南町鰐瀬2952地先道路
48	南区城南町鰐瀬1394-1	2.1	62.7	市口宮原線
49	南区城南町沈目663-2	2.6	70.0	隅庄橋沈目線、城南町沈目663-2地先道路
50	北区徳王1丁目13-23	4.4	9.6	徳王1丁目13-23地先道路
51	西区池田1丁目5-36-1	4.4	42.4	上熊本3丁目第1号線
52	西区池田1丁目5-35	4.4	42.4	上熊本3丁目第1号線
53	西区池田1丁目5-31-2	4.4	42.4	上熊本3丁目第1号線
54	西区池田1丁目5-37	4.4	42.4	上熊本3丁目第1号線
55	西区戸坂町13-15	2.1	17.8	戸坂町第3号線
56	東区鹿帰瀬町569	5.0	64.0	鹿帰瀬町569地先道路

57	西区春日4丁目37-3	2.8	24.0	春日4丁目5丁目第4号線
58	南区城南町宮地1166	3.3	2.0	上ノ山西方寺線
59	東区佐土原1丁目17-19	2.9	15.3	健軍町第57号線
60	中央区京町1丁目2-10	2.6	14.6	京町1丁目第6号線
61	西区上代1丁目7-64	3.2	18.2	上代1丁目7-64地先道路
62	南区城南町東阿高507-29	2.0	23.5	東阿高竹部原南3号線
63	西区春日4丁目14-17	2.6	7.1	春日4丁目第22号線
64	北区龍田5丁目4-30	2.3	20.4	龍田4丁目5丁目第1号線
65	南区城南町宮地1131	2.8	23.2	宮地第11号線
66	西区池田1丁目18-4	2.2	22.3	池田1丁目第22号線
67	北区植木町小野970-23	4.4	8.1	小道1号線
68	東区新外4丁目3-47	2.0	25.4	健軍町第27号線
69	南区城南町鰐瀬2945-1	2.0	43.0	城南町鰐瀬2945-1地先道路
70	北区室園町19-34	3.9	7.0	室園町麻生田第1号線
71	北区打越町22-58	2.4	28.4	出町室園町第1号線
72	南区城南町塚原724	3.6	45.6	東阿高学校線
73	西区谷尾崎町1-10	3.6	22.6	谷尾崎町1-10地先道路、谷尾崎町5-2 外１筆
74	東区小山5丁目19-23	2.0	24.3	長嶺西1丁目小山5丁目第1号線
75	南区城南町鰐瀬140	2.9	89.6	城南町鰐瀬140地先道路
76	北区北迫町309	4.0	32.0	北迫町第1号線
77	南区城南町鰐瀬143-3	2.9	89.6	市口村中線、城南町鰐瀬140地先道路
78	南区城南町鰐瀬143-1	2.9	89.6	市口村中線
79	南区城南町鰐瀬土鹿野2993	2.8	54.0	鰐瀬土鹿野線
80	西区池田1丁目17-19	4.5	24.0	池田4丁目第2号線
81	西区池田1丁目17-22	4.5	24.0	池田4丁目第2号線
82	西区池田1丁目17-15	4.5	24.0	池田4丁目第2号線
83	西区春日4丁目13-14	3.8	12.4	春日4丁目第20号線
84	東区健軍5丁目2-9	2.7	20.4	健軍5丁目第1号線、健軍5丁目第5号線
85	東区戸島本町5-14	2.2	12.0	戸島本町5-14地先道路

86	東区健軍3丁目4-11	2.7	19.6	健軍3丁目第39号線
87	西区花園6丁目33-32	2.2	13.5	花園2丁目6丁目第1号線
88	北区八景水谷1丁目3-43	2.6	47.2	八景水谷1丁目第2号線
89	北区室園町16-52	2.0	21.4	室園町第5号線
90	中央区壺川2丁目1-43	2.7	17.4	壺川2丁目第5号線
91	北区植木町正清237	2.0	10.0	植木町正清237地先道路
92	南区城南町塚原787-2	2.1	30.7	塚原本村線、城南町塚原787-2地先道路
93	南区城南町鰐瀬2957	2.0	43.0	城南町鰐瀬2945-1地先道路
94	南区城南町塚原733	2.0	43.6	中尾村中線、城南町塚原733地先道路
95	南区城南町今吉野772	2.5	10.1	今居屋敷線
96	南区城南町陳内近道1237-1	2.3	21.4	城南町陣内近道1237-1地先道路
97	南区城南町塚原759-1	2.0	9.3	東阿高学校線
98	北区八景水谷1丁目6-40	4.8	60.0	八景水谷1丁目第4号線
99	西区池田1丁目24-10	4.0	11.0	池田1丁目第34号線
100	北区楡木4丁目5-14	4.9	106.0	楡木第1号線
101	北区楡木4丁目5-1	4.9	106.0	楡木第1号線
102	北区楡木4丁目5-2	4.9	106.0	楡木第1号線
103	北区楡木4丁目5-3	4.9	106.0	楡木第1号線
104	北区楡木4丁目5-5	4.9	106.0	楡木第1号線
105	北区楡木4丁目5-6	4.9	106.0	楡木第1号線
106	西区島崎7丁目39-9	3.4	35.2	島崎5丁目島崎7丁目第1号線
107	西区島崎7丁目39-6	3.4	35.2	島崎5丁目島崎7丁目第1号線
108	南区城南町東阿高508-11	2.1	8.0	市野滑川線
109	北区龍田陳内1丁目4-45	2.5	29.0	陳内第1号線
110	西区花園6丁目36-39	2.0	18.7	花園2丁目6丁目第1号線
111	東区佐土原1丁目17-18	2.9	15.3	健軍町第57号線
112	東区健軍本町32-3	4.4	12.6	健軍本町第6号線
113	南区城南町鰐瀬1408	2.1	26.7	湯ノ上中央線
114	西区島崎4丁目13-15	2.3	13.7	島崎4丁目第11号線

115	東区戸島1丁目8-107	2.3	15.0	戸島町第56号線、戸島町葉山南第1号線
116	南区城南町藤山1105	2.0	17.8	藤山中央線
117	南区城南町藤山1104	2.0	24.4	藤山中央線、城南町藤山1104地先道路
118	北区室園町19-25	2.0	10.9	室園町第14号線
119	東区戸島1丁目13-25	2.3	22.7	戸島町第15号線
120	東区健軍本町27-9	2.6	12.9	健軍本町第34号線
121	南区城南町沈目1403	2.3	17.5	隈庄橋沈目線
122	西区島崎5丁目1085-12	5.0	51.0	西区島崎5丁目1083-4 外10筆
123	南区城南町出水858	4.2	6.8	出水第9号線
124	西区横手4丁目20-29	3.5	25.0	横手4丁目97-7外5筆
125	西区花園5丁目52-11	4.1	8.8	花園5丁目1075 外1筆
126	西区花園5丁目52-12	3.5	6.2	花園5丁目1075 外1筆
127	西区花園6丁目13-58	3.5	15.5	花園2丁目花園7丁目第1号線
128	北区室園町10-68	2.3	13.7	室園町第1号線
129	東区新生1丁目3-63	2.6	19.8	新生1丁目秋津1丁目第1号線、新生1丁目第2号線
130	南区城南町築地675	3.0	11.2	築地上村線
131	西区戸坂町11-67	3.5	33.9	池上町戸坂町第１号線
132	南区城南町陳内1190	2.0	46.2	陣内近道線
133	南区城南町鰐瀬100	2.1	23.4	鰐瀬中央線 市口村中線
134	東区新外4丁目3-12、3-13、3-15	2.1	49.8	健軍町第13号線、健軍町第26号線、新外4丁目2984-4
135	北区高平2丁目13-5	5.0	17.8	高平2丁目第1号線
136	西区島崎7丁目733	4.0	26.3	島崎7丁目733地先道路
137	南区城南町築地733	3.1	21.9	築地上村線
138	東区保田窪4丁目19-20	2.0	22.1	八反田1丁目保田窪5丁目第1号線
139	北区龍田8丁目17-43	2.3	18.3	上立田第46号線
140	西区花園7丁目2497-1	2.3	22.0	花園7丁目第70号線
141	北区龍田7丁目3-102	3.7	41.5	上立田第89号線
142	東区健軍本町36-11	2.2	14.0	健軍本町健軍3丁目第1号線
143	西区池田1丁目14-51	2.1	15.7	池田1丁目第25号線

144	西区京町本丁2-56	2.3	34.0	京町本丁坪井3丁目第1号線
145	東区健軍本町26-16	3.1	9.8	健軍3丁目健軍本町第3号線
146	西区小島8丁目2-6	2.1	24.9	小島下町第34号線
147	北区楠野町464	2.3	18.0	楠野町大鳥居町第1号線
148	西区花園7丁目83-3	2.9	14.0	上熊本3丁目花園6丁目第1号線
149	北区植木町小野970-19	3.2	9.2	小野第7号線
150	池田1丁目15-28	3.3	32.0	池田1丁目第37号線

※本事業箇所は現場条件等により変更の可能性がある。

③ブロック塀等安全対策緊急支援事業

この事業でいう避難地は避難場所及び避難所の存ずる敷地とする。

番号	事業個所		避難路
1	西区京町本丁	198-10	京町本丁 198-10 地先～169 地先
2	中央区京町 1 丁目	93-4	京町 1 丁目 84-1 地先～93-1 地先
3	北区麻生田 4 丁目	1665	麻生田 4 丁目 1665 地先～1667 地先
4	中央区京町本丁	23-1	京町本丁 23-1 地先～23 地先
5	中央区島崎 1 丁目	229，230	島崎 1 丁目 213 地先～229 地先
6	中央区京町 1 丁目	351-2	京町 1 丁目 341-1 地先～360 地先
7	東区東野 1 丁目	1389-3	東野 1 丁目 17-1 地先～1400 地先
8	西区池田 2 丁目	1639	池田 2 丁目 1637-4 地先～1656-2 地先
9	中央区水前寺 4 丁目	595	水前寺 4 丁目 582 地先～591 地先
10	西区上代 3 丁目	737	上代 3 丁目 740 地先～758-2 地先
11	中央区大江 3 丁目	4-45	大江 3 丁目 3-2 地先～4-45 地先
12	東区保田窪 5 丁目	1146-2	保田窪 5 丁目 1140-1 地先～1141-3 地先、 1146－1 地先～1146-6 地先
13	南区上南真理今吉野	1308-4	城南町今吉野 1308-4 地先～1308-10 地先
14	東区健軍 4 丁目	1079-3、-8	健軍 4 丁目 1079-7 地先～1101 地先
15	北区植木町正清	986-2	植木町正清字箱根崎 983-2 地先～987-1 地先
16	北区龍田 2 丁目	693-71	693-71 地先～1048-47 地先
17	中央区神水本町	683	685 地先～637-3 地先
18	西区花園 7 丁目	1575-1	1575-1 地先～1577-1 地先
19	西区河内町船津	1966 合	1965-2 地先～1971-1 地先
20	東区画図大字下無田	149-1、2	149-1 地先～151 地先
21	中央区黒髪 5 丁目	508、509	508、509 地先～513 地先

22	東区東京塚町	2093-1、9	2093-1、9 地先～2212-7 地先
23	東区若葉 6 丁目	111	111 地先～107 地先
24	中央区黒髪 1 丁目	221	24 地先～29 地先
25	西区小島 8 丁目		小島下町第 38 号線

3-3 災害に強い都市づくり

3-3-1 熊本市小島河川防災センター条例

平成15年3月17日
条 例 第 35 号

(趣旨)

第１条　この条例は、河川における洪水時等においての円滑かつ効果的な水防活動、緊急復旧活動等を行う拠点としての熊本市小島河川防災センター(以下「センター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第２条　センターの位置は、熊本市西区小島6丁目10番10号とする。

(平20条例27・一部改正)

(用途等)

第３条　センターは、第1条の拠点としての目的を達成するため、次に掲げる用途に供するものとする。

(1) 水防活動時における災害情報等の収集活動に関すること。

(2) 水防活動時における職員、消防団員等の待機及び活動に関すること。

(3) 水防活動時における災害活動物資の支援に関すること。

(4) 市民の水防に対する意識を高めるための啓発に関すること。

(5) 市民の水防技術向上のための訓練の実施に関すること。

(6) その他市長が特に必要と認めること。

２　災害時のセンターの緊急体制については、水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づく熊本市水防計画で定めるところによる。

(平17条例75・一部改正)

(目的外使用の許可)

第４条　センターの施設で、別表第1に掲げるものについては、市民の防災意識の高揚及び防災技術の向上に資するための使用その他市長が認めるもので公用に支障がないときは、これを地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により、団体に対し目的外使用させることができる。

２　前項の規定により、センターの施設を目的外使用しようとするものは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

３　市長は、センターの施設の目的外使用をしようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 第1項に規定する条件に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 営利目的に使用しようとするとき。

(3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) センターの施設等をき損し、若しくは滅失するおそれがあるとき。

(6) センターの管理上支障があるとき。

(7) その他使用を不適当と認めるとき。

4　市長は、センターの目的外使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは既にした許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。　この場合において、使用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。

(1) 前項第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。

(2) 緊急に水防活動に使用する必要があるとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

(4) その他センターの管理上支障があるとき。

5　使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納とすることができる。

6　市長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

7　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第4項第2号又は第4号の規定により許可が取り消され、又は使用停止が命じられセンターの使用ができなかったとき。

(2) 天災地変その他不可抗力の事由によりセンターの使用ができないとき。

(3) 使用者が使用を開始する前日までに使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。

8　使用者は、センターの施設等の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別な設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

9　使用者は、使用中の施設に職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

１０　使用者は、センターの施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

１１　使用者は、センターの使用に当たってその施設等をき損し、若しくは滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平20条例27・一部改正)

(委任)

第５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第4条関係)

施設目的外使用料

施設名＼使用時間区分		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
会議室	和室A	700円	900円
	和室B	400円	500円
	全面	1,000円	1,300円
水防待機室		1,000円	1,300円
湯沸室		1回につき　500円	
シャワー室		1人1回につき　100円	

備考

1　使用時間の延長は、1時間以内に限りできるものとし、延長した時間の使用料は、当該使用時間区分使用料の3割とする。ただし、使用時間区分が午前及び午後にわたる場合の区分間の時間の使用料については、これを徴しない。

2　市長が特に必要と認める場合で、午後5時から翌朝午前9時までの間における使用料は、1時間につき午後の使用料の3割とする。この場合において、1時間未満は、1時間として計算する。

別表第2(第4条関係)

附属設備使用料

附属設備使用料は、次に定める金額以内で規則で定める。

種目	1回の使用料
音響器具類	2,000円
映写機類	2,000円
その他の器具類	200円
冷暖房設備	消費量について時価で計算した金額

3-3-2 熊本市小島河川防災センター条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市小島河川防災センター条例（平成15年条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用手続）

第２条　条例第４条第２項の規定により熊本市小島河川防災センター（以下「センター」という。）の施設等を目的外使用（以下「使用」という。）しようとする者は、熊本市小島河川防災センター使用許可申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書は、使用日の属する月の３月前から使用日の３日前までに提出するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

３　市長は、第１項の申請書を審査し、センターの施設等の使用を許可したときは、熊本市小島河川防災センター使用許可書（様式第２号）を当該申請者に交付するものとする。

（使用中止の届及び使用許可の変更等）

第３条　センターの施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用開始前に使用を取りやめようとするときは熊本市小島河川防災センター使用中止届（様式第３号）を、使用許可に係る事項を変更しようとするときは熊本市小島河川防災センター使用許可変更申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の届及び申請書（附属設備の追加使用に係るものを除く。）は、使用日の前日までに提出しなければならない。

３　市長は、使用者が条例第４条第４項の規定に該当すると認めるときは熊本市小島河川防災センター使用許可取消（停止）通知書（様式第５号）を、第１項の規定による変更申請を適当と認めたときは、熊本市小島河川防災センター使用変更許可書（様式第６号）を使用者に交付するものとする。

（附属設備使用料）

第４条　センターの附属設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。

（使用料の納付）

第５条　使用者は、第２条第３項の許可書の交付を受けるまでに、使用料の全額を納入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

２　変更の許可を受けた場合において、既納の使用料に不足額が生じる場合には、第３条第３項に規定する許可書の交付を受ける際に当該不足額を納入しなければならない。

（使用料の減免申請）

第６条　条例第４条第６項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、熊本市小島河川防災センター使用料減額・免除申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（平24規則59・追加）

（使用料の還付）

第７条　条例第４条第７項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、熊本市小島河川防災センター使用料還付申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　還付を受けられる使用料の額は、次に定めるとおりとする。

(1)　条例第４条第７項第１号又は第２号に該当するとき　既納使用料の全額

(2)　条例第４条第７項第３号に該当するとき　既納使用料の額から使用料の５割に相当する額を控除した額

（平24規則59・旧第６条繰下・一部改正）

（毀損滅失届）

第８条　使用者は、センターの施設等を毀損し、又は滅失したときは、熊本市小島河川防災センター施設等毀損（滅失）届（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（平24規則59・旧第７条繰下・一部改正）

（使用許可書の提示）

第９条　使用者は、センターの施設等を使用する際は、使用許可書又は使用変更許可書を携帯し、職員から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（平24規則59・旧第８条繰下）

（使用者の遵守事項）

第10条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　使用許可を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

(2)　アルコール類の持込み又は飲酒をしないこと。

(3)　所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4)　物品の販売等の営利目的行為を行わないこと。

(5)　使用許可を受けてない施設等を使用しないこと。

(6)　施設及び設備等を毀損し、若しくは滅失又は汚損しないこと。

(7)　使用中又は使用後に事故発生又は異常を認めた場合は、直ちに市長にその旨を報告し、その指示を受けること。

(8)　他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。

(9)　使用開始前に職員から説明を受け、その職員の指示に従うこと。

（平24規則59・旧第９条繰下、平25規則44・一部改正）

（委任）

第11条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平24規則59・旧第10条繰下）

別表（第４条関係）

（平25規則44・一部改正）

別表

(1) 器具類

種　　目	品名	単位	１回利用料金
音響器具類	ダイナミックマイク	１式	500円
	ワイヤレスマイク	１式	1,800円
	パワーアンプ	１式	2,000円
映写機類	テレビ	１台	200円
	ビデオデッキ	１台	1,000円
	プロジェクター	１式	2,000円
その他の器具類	持込器具	１kwまでごとに	100円
	和机	１台	100円
	毛布	１枚	100円

備考　使用の回数は、条例別表第１の表の使用時間区分の１区分の使用を１回として計算する。

(2) 冷暖房設備

施設名		１時間当たり料金
会議室	和室A	100円
	和室B	100円
	全面	200円
水防待機室		200円

備考

使用時間の延長に対する冷暖房料の額は、１時間当たり100円とする。この場合において、１時間未満は、１時間として計算する。

様式第１号（第２条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可申請書

年　　月　　日

熊本市長　（宛）

住所（所在地）
団体名
氏名(代表者名)
連絡責任者　　電話番号

熊本市小島河川防災センターの施設を使用したいので次のとおり申請します。

使用目的及び内容				
使用室名		人員	男　人 女　人 計　人	
使用日時	年　月　日　時～　時			円
	年　月　日　時～　時			円
	年　月　日　時～　時			円
	年　月　日　時～　時			円
	年　月　日　時～　時			円
冷暖房費	使用時間　　時間			円
附属設備	１　使用する（別紙）　２　使用しない			円
許可番号	第　　号	使用料金合計		円
許可年月日	年　月　日			

※太枠内は記入しないで下さい。

様式第２号（第２条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可書

年　　月　　日

住所（所在地）
団体名等
氏名（代表者名）
（責任者氏名）　　電話番号

熊本市長　　印

熊本市小島河川防災センター施設の使用について、次のとおり許可します。

使用目的及び内容				
使用室名		人員	男　人 女　人 計　人	
使用日時	年　月　日　時～　時			円
	年　月　日　時～　時			円
	年　月　日　時～　時			円
	年　月　日　時～　時			円
	年　月　日　時～　時			円
冷暖房費	使用時間　　時間			円
附属設備	１　使用する（別紙）　２　使用しない			円
許可番号	第　　号		使用料金合計	円
許可年月日	年　月　日			
許可条件	使用に際しては、関係条例、規則及びこれに基づく規定を厳守し指示に従ってください。			

様式第３号（第３条関係）

熊本市小島河川防災センター使用中止届

年　　月　　日

熊本市長（宛）

住所（所在地）
団体名
氏名（代表者名）
連絡責任者　　電話番号

年　　月　　日第　　号をもって許可のあった熊本市小島河川防災センターの施設等の使用について、次の理由により中止したいので届け出ます。

使用日	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
使用室名	
行事等の名称	
中止理由	
備考	

使用料	当初料金	既納額	

※太枠内は記入しないで下さい。

様式第４号（第３条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可変更申請書

年　　月　　日

熊本市長　（宛）

住所（所在地）
団体名
氏名（代表者名）
連絡責任者　　電話番号

年　　月　　日第　　号をもって許可のあった熊本市小島河川防災センターの施設等の使用について、次のとおり変更したいので申請します。

使用目的及び内容		
使用室名		
行事（会議）の名称		
変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
使用期日	年　月　日	年　月　日
使用時間	時～　時	時～　時
室名又は附属設備		
変更理由		

変更許可年月日	年　月　日	変更許可番号	変更第　号
使用料	変更後料金	既納額	追加使用料

※太枠内は記入しないで下さい。

様式第５号（第３条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可取消（停止）通知書

第　　号

年　　月　　日

様

熊　本　市　長　　印

年　　月　　日第　　号をもって許可しました熊本市小島河川防災センターの施設等の使用について、次の理由により取消（停止）します。

使用日	年　月　日　～　　年　月　日
使用室名	
行事等の名称	
理由	
備考	

様式第６号（第３条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可変更許可書

年　　月　　日

年　　月　　日付けで申請のあった熊本市小島河川防災センターの施設等の使用について、次のとおり変更を許可します。

<table>
<tr><td colspan="2">使用目的及び内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用室名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">行事等の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">変更事項</td><td>使用期日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>使用時間</td><td colspan="3">時～　　時</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更許可年月日</td><td>年　月　日</td><td>変更許可番号</td><td>変更第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">使用料</td><td>変更後料金</td><td>既納額</td><td>追加使用料</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

様式第７号（第６条関係）

熊本市小島河川防災センター使用料減額・免除申請書

年　　月　　日

熊本市長（宛）

住所（所在地）

団体名

氏名（代表者氏名）

連絡責任者　　電話番号

熊本市小島河川防災センターの施設を次のとおり使用したいので、使用料の減免をお願いします。

使用日時	年　月　日　時　分　～　時　分
使用室名	
人　　員	
減免の理由	

決定理由	減額	免除

※　太枠内は記入しないでください。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第８号（第７条関係）

熊本市小島河川防災センター使用料還付申請書

年　　月　　日

熊本市長　（宛）

住所（所在地）
団体名
氏名（代表者名）
連絡責任者　　電話番号

年　　月　　日第　　号をもって許可のあった熊本市小島河川防災センターの使用について、次の理由により使用できませんので、使用料の還付を申請します。

使用室名		
使用できない理由		
使用日	年　月　日　時～　時	円
	年　月　日　時～　時	円
	年　月　日　時～　時	円
	年　月　日　時～　時	円
	年　月　日　時～　時	円
冷暖房費	使用時間　　時間	円
附属設備		円
	計	円
備考		

様式第９号（第８条関係）

熊本市小島河川防災センター施設等毀損（滅失）届

年　　月　　日

熊本市長　（宛）

住所（所在地）
団体名
氏名（代表者名）
連絡責任者　　電話番号

熊本市小島河川防災センターの施設等を、次のとおり毀損（滅失）したのでお届けします。

つきましては、熊本市小島河川防災センター条例第　　条の規定に基づき、指示された方法により損害を弁償いたします。

日時	年　　月　　日　　時
き損（滅失）した箇所又は物品	
き損（滅失）した内容又は程度	

※太枠内は記入しないで下さい。

処理状況	
備考	

3-3-3 情報伝達手段の多様化要領

１　目的

災害の発生及び発生の恐れがある場合、市が発信する避難指示等の防災情報の伝達において、広く地域住民を対象としたこれまでの多様な手段に加え、更に、報道機関や交通事業者、商店街など民間事業者を通じた市民への情報伝達が出来る多様な情報伝達体制を確保し、災害時等の市民等の迅速な避難行動等による安全の確保を図る。

２　報道機関との更なる情報連携

水防本部等から報道機関への迅速な情報の手法については、両者間で随時協議を重ねる。

３　交通事業者等との連携

(1)　交通事業者との連携により、災害時に移動中の車両等及び乗車中の市民、旅行者等の迅速、的確な避難行動のための情報伝達を図る。

(2)　災害時に避難情報等の緊急情報を伝達する交通事業者は次のとおりとする。
①　熊本市交通局
②　ＪＲ九州熊本支社
③　桜町バスターミナル

４　商店街、大規模小売店舗との連携

(1)　緊急情報を商店街、大規模小売店舗等に伝達することにより、商店街等が所有する構内一斉放送の設備を活用し、商店街・店舗内に滞留する市民への迅速な情報提供により、的確な避難行動を促す。

(2)　災害時に避難情報等の緊急情報を伝達する相手先は次のとおりとする。

①上通商栄会	096-353-1638
②下通繁栄会	096-352-3377
③熊本市新市街商店街振興組合	096-356-3877
④熊本市駕町通り商店街振興組合	096-351-0965
⑤鶴屋百貨店	096-356-2111
⑥COCOSA	096-352-0553
⑦SAKURA MACHI Kumamoto	096-354-1111

(3)　上記連絡先への情報伝達にはｉファックスを利用する。
簡明な広報文をあらかじめ数パターン準備しておく。

５　宿泊施設等との連携

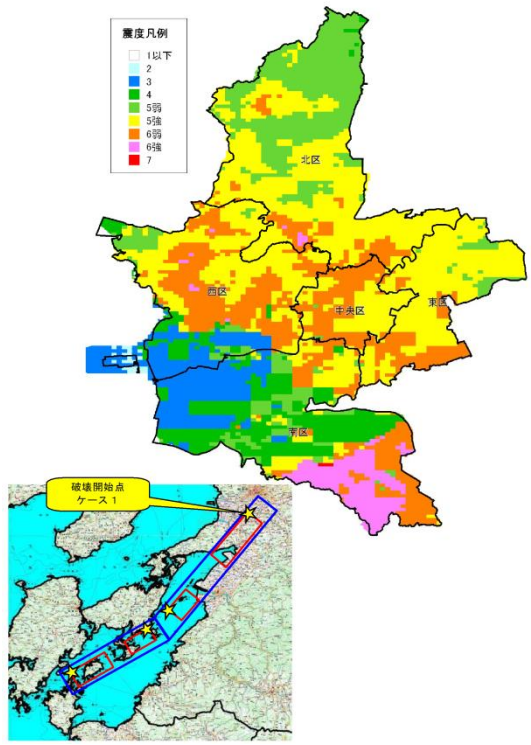
(1)　緊急情報を宿泊施設等に伝達することにより、本市への旅行者・宿泊者等への情報伝達を図り、的確な避難行動を促す。

(2)　災害時に避難情報等の緊急情報を伝達する相手先は次のとおりとする。
①　熊本市観光旅館ホテル共同組合
②　熊本市旅館ホテル組合
③　熊本県ホテル協会

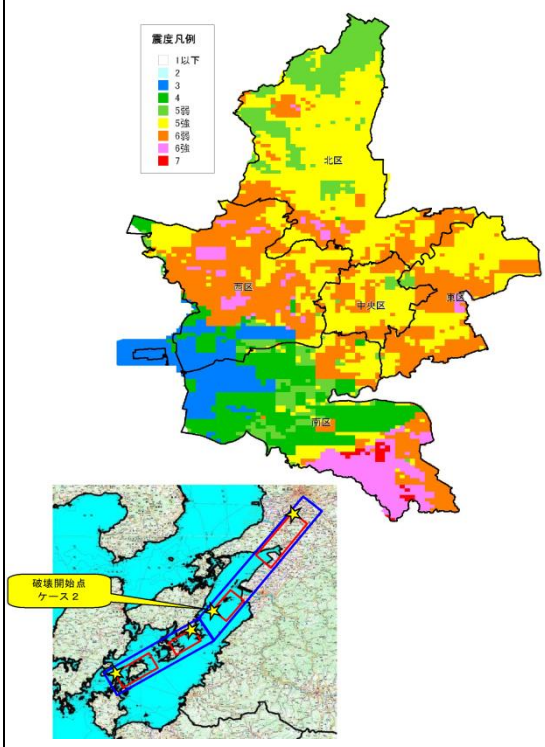
3-3-4 震度分布

布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）による震度分布

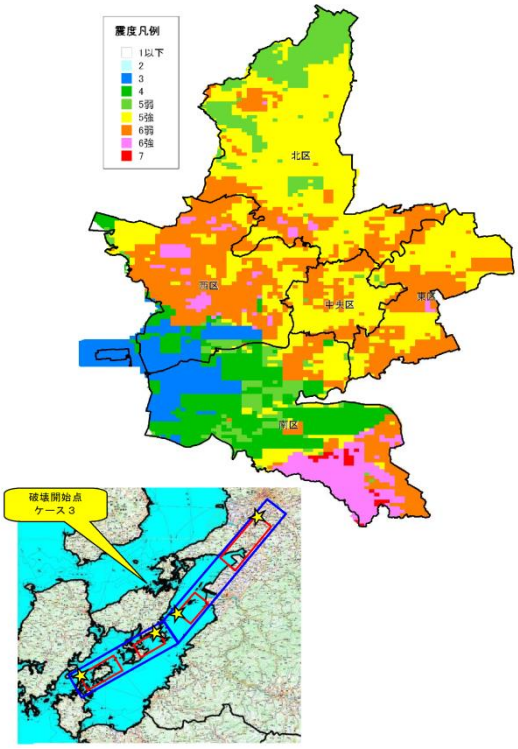
破壊開始点 ケース１



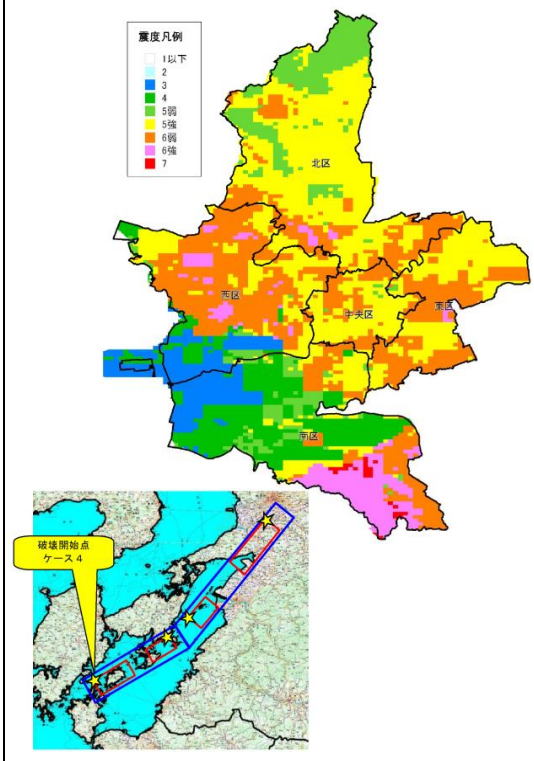
破壊開始点 ケース２



破壊開始点 ケース３

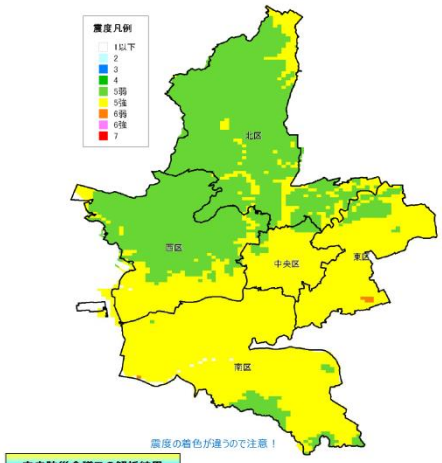


破壊開始点 ケース４



南海トラフ（最大値）による震度分布

中央防災会議での解析結果



震度の着色が違うので注意！

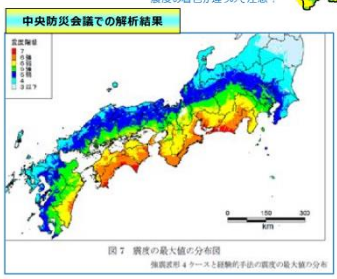
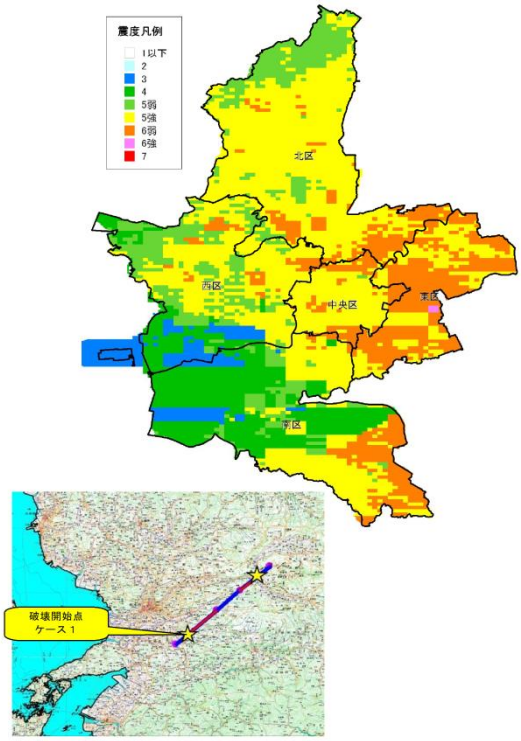


図 7 震度の最大値の分布図

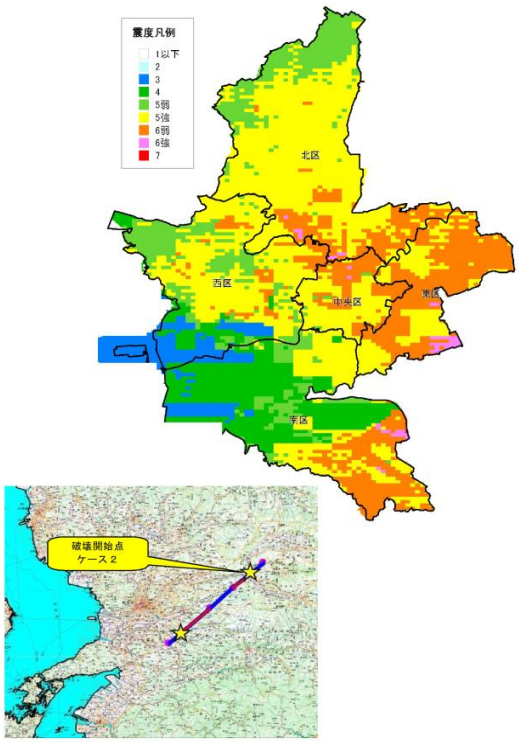
強震断層 4 ケースと経験的手法の震度の最大値の分布

布田川・日奈久断層帯（北東部単独型）による震度分布

破壊開始点 ケース１

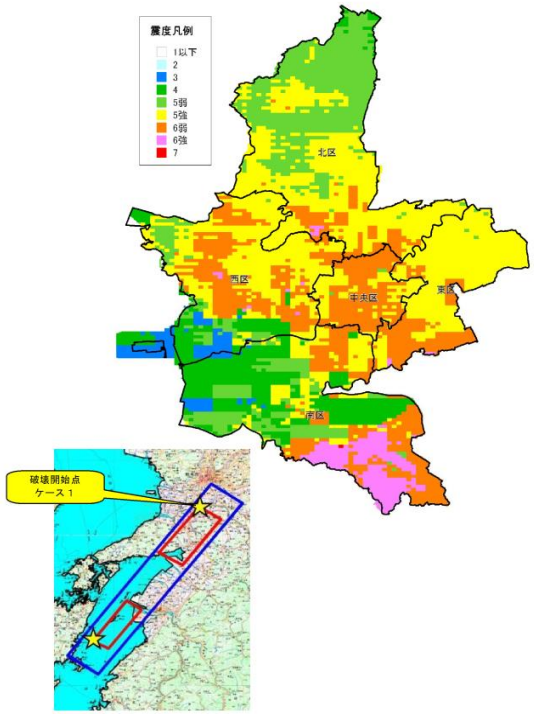


破壊開始点 ケース２

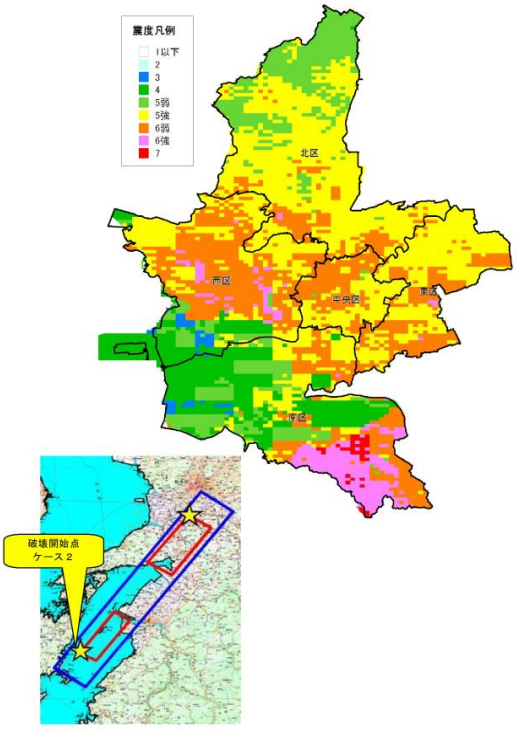


布田川・日奈久断層帯（中部単独型）による震度分布

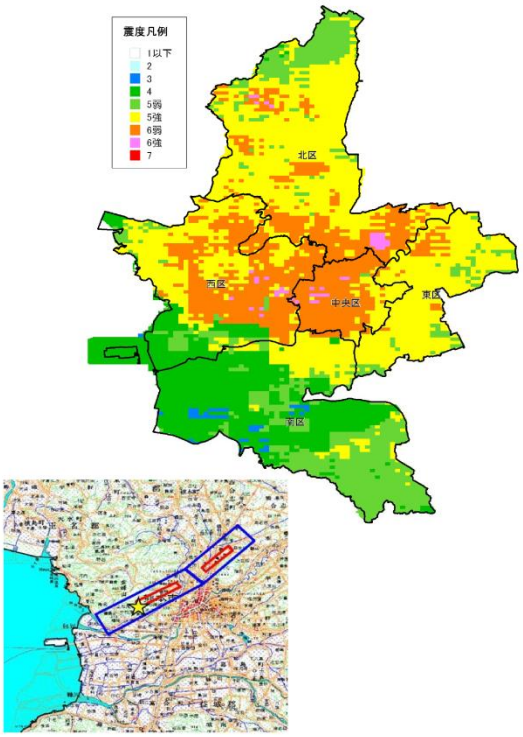
破壊開始点 ケース１



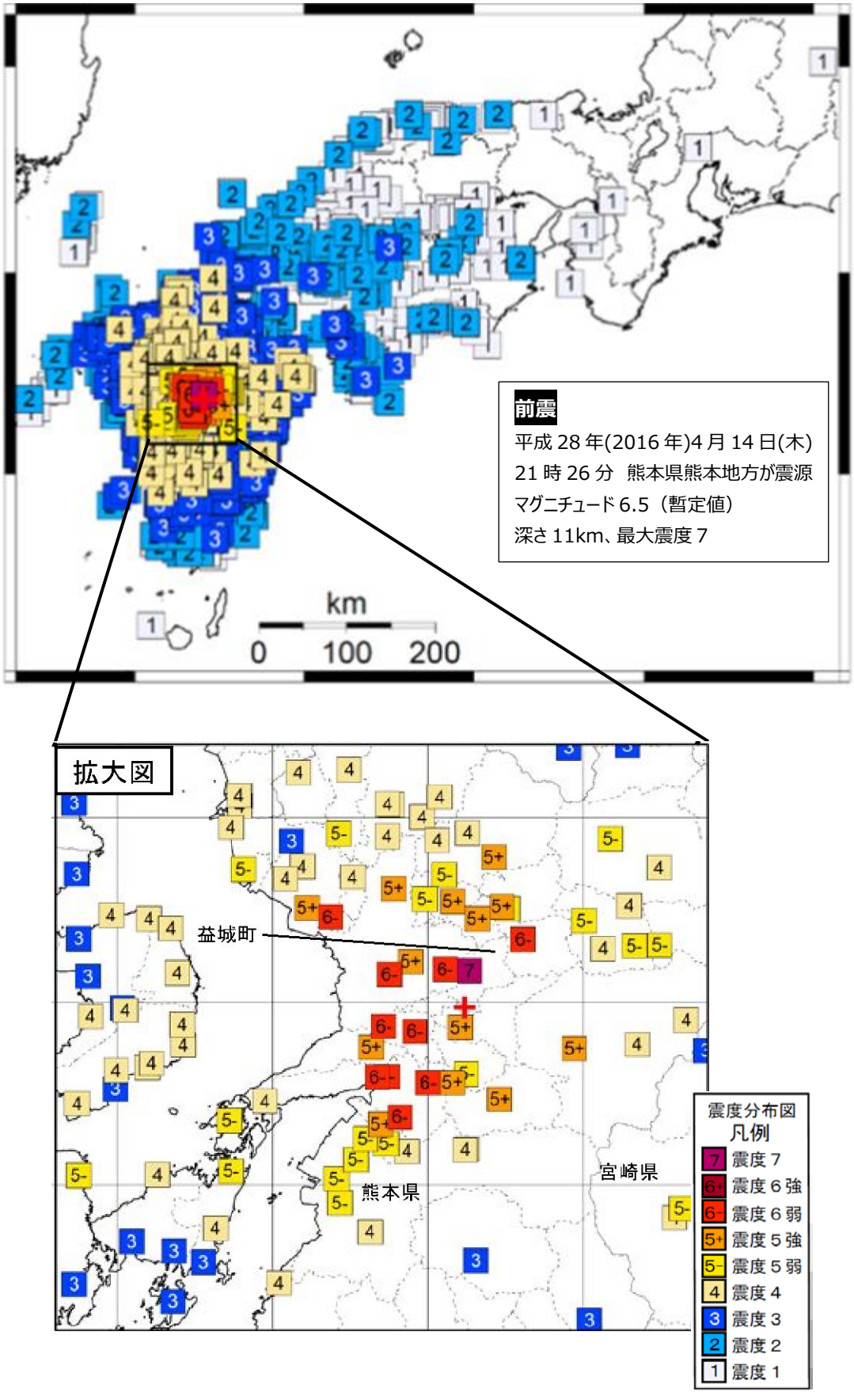
破壊開始点 ケース２



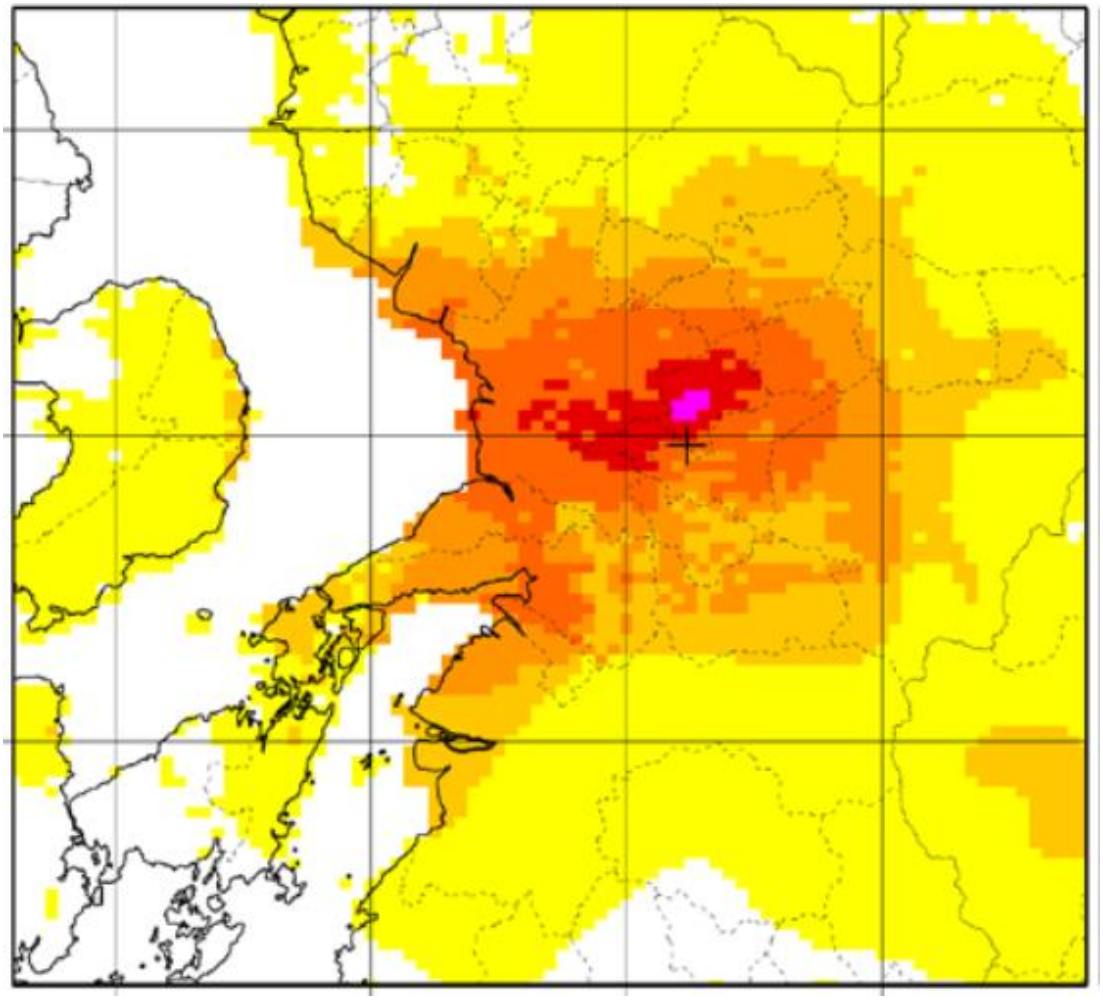
立田山断層による震度分布



■4 月 14 日 21 時 26 分 熊本県熊本地方の地震（M6.5、深さ 11 km、最大震度７）の震度分布図



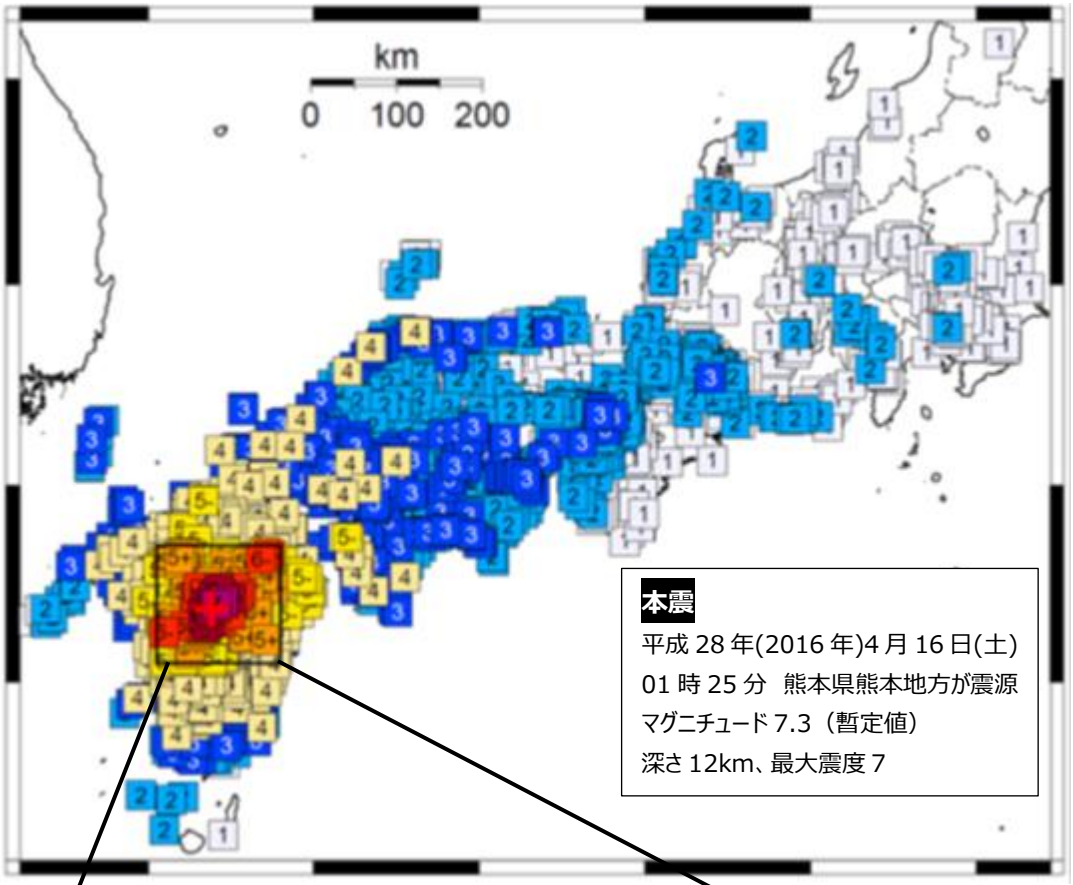
■推計震度分布図

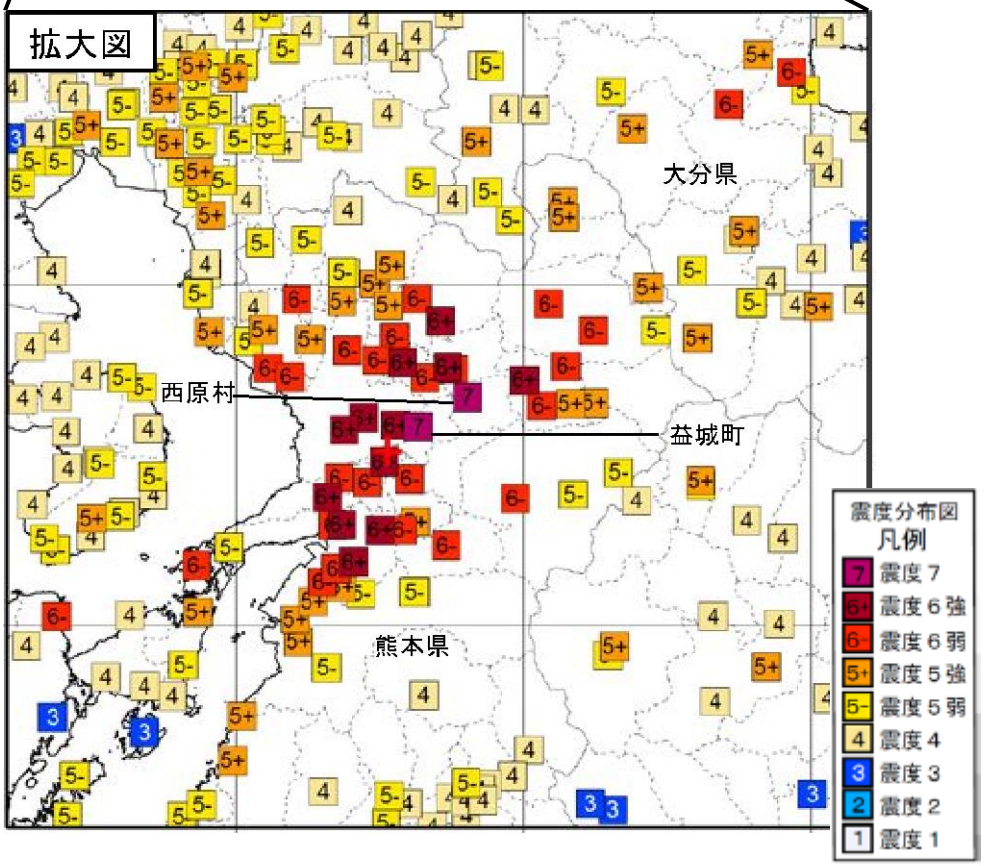


＜推計震度分布図について＞
地震の際に観測される震度は、ごく近い場所でも地盤の違いなどにより１階級程度異なることがある。また、このほか震度を推計する際にも誤差が含まれるため、推計された震度と実際の震度が１階級程度ずれることがある。このため、個々のメッシュの位置や震度の値ではなく、大きな震度の面的な広がり具合とその形状に着目して利用されたい。

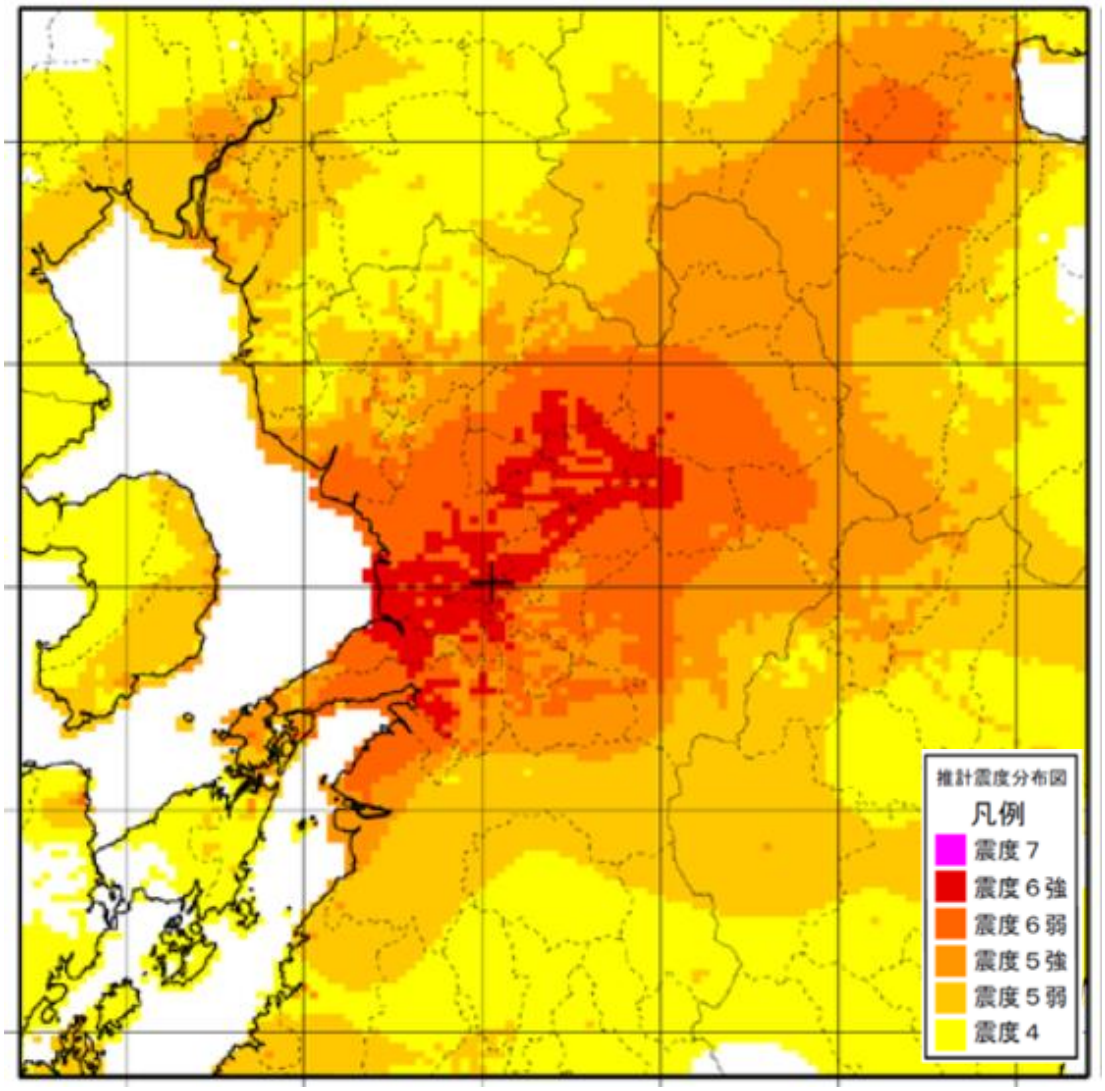
出典：平成 28 年 5 月 13 日 地震調査研究推進本部地震調査委員会
「平成 28 年(2016 年)熊本地震の評価」

■4 月 16 日 01 時 25 分 熊本県熊本地方の地震（M7.3、深さ 12km、最大震度７）の震度分布図





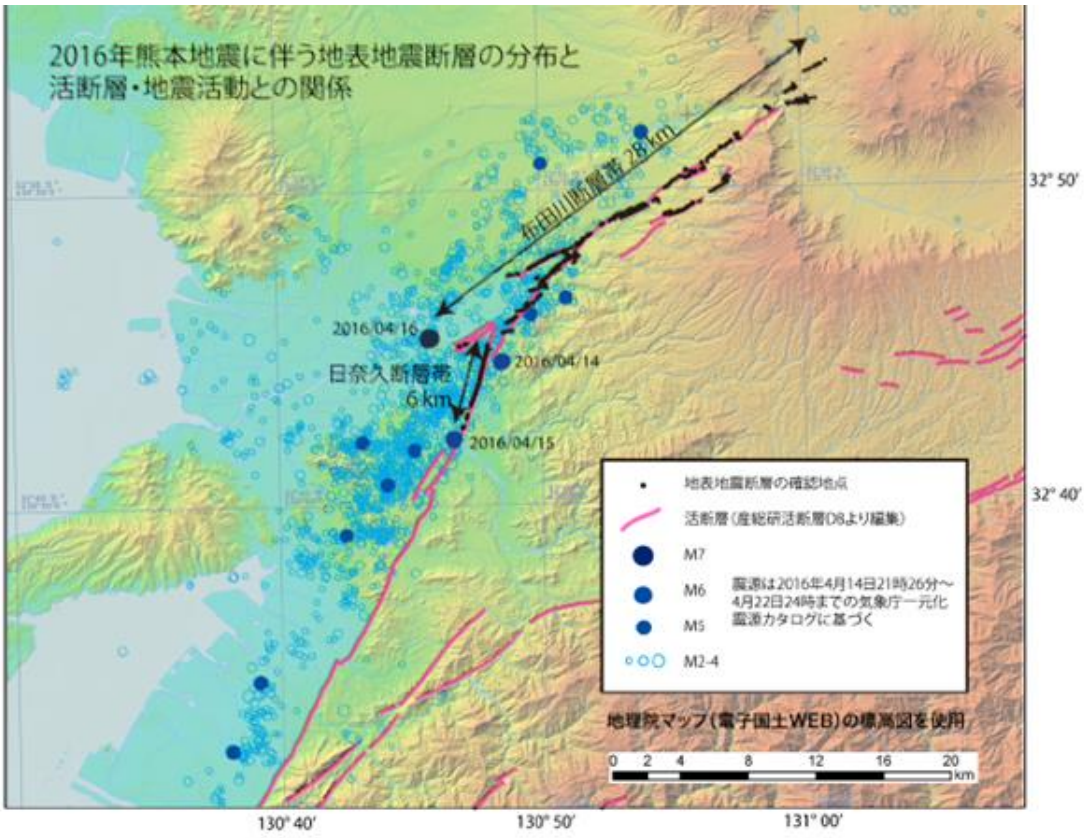
■推計震度分布図



＜推計震度分布図について＞
地震の際に観測される震度は、ごく近い場所でも地盤の違いなどにより１階級程度異なることがある。また、このほか震度を推計する際にも誤差が含まれるため、推計された震度と実際の震度が１階級程度ずれることがある。このため、個々のメッシュの位置や震度の値ではなく、大きな震度の面的な広がり具合とその形状に着目して利用されたい。

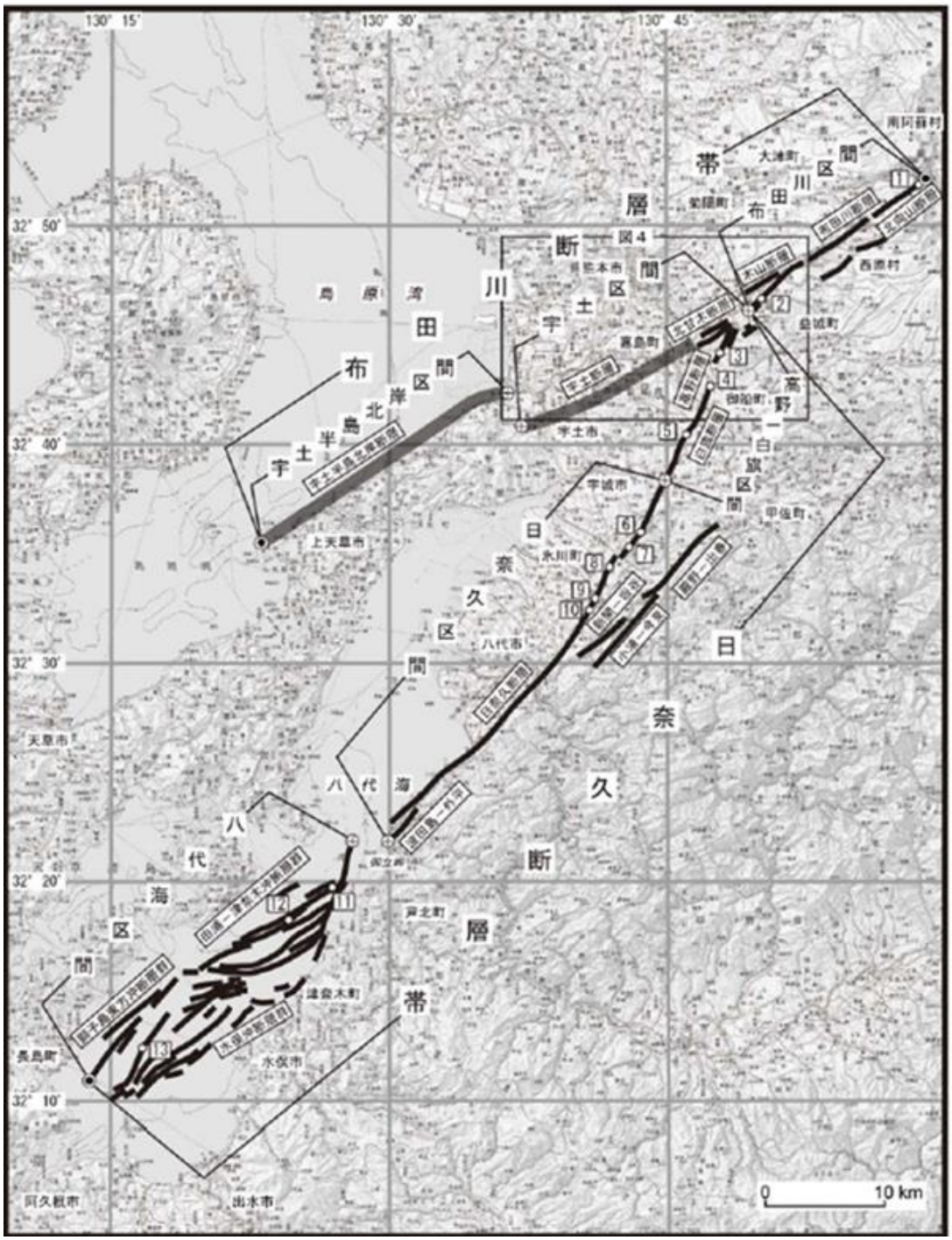
出典：平成 28 年 5 月 13 日 地震調査研究推進本部地震調査委員会
「平成 28 年(2016 年)熊本地震の評価」

■平成 28 年(2016 年)熊本地震に伴う地表地震断層の分布と活断層・地震活動との関係



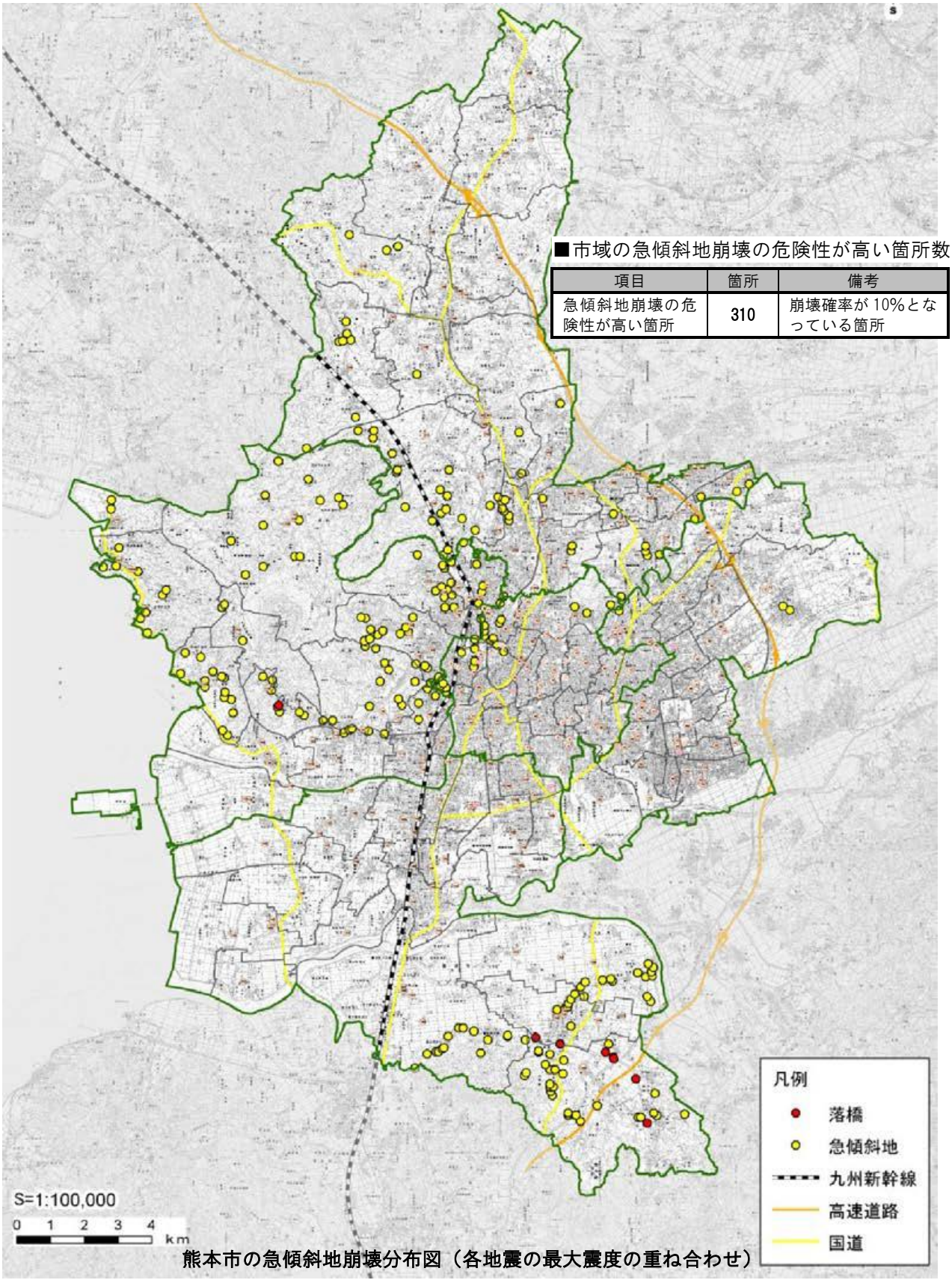
出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会「平成 28 年（2016 年）熊本地震の評価」H28.05.13
国立研究開発法人　産業技術総合研究所の資料より

■布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置



出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会
「布田川断層帯・日奈久断層帯の評価（一部改訂）」H25.02.01

3-3-5 熊本市の急傾斜地崩壊分布図（各地震の最大震度の重ね合わせ）

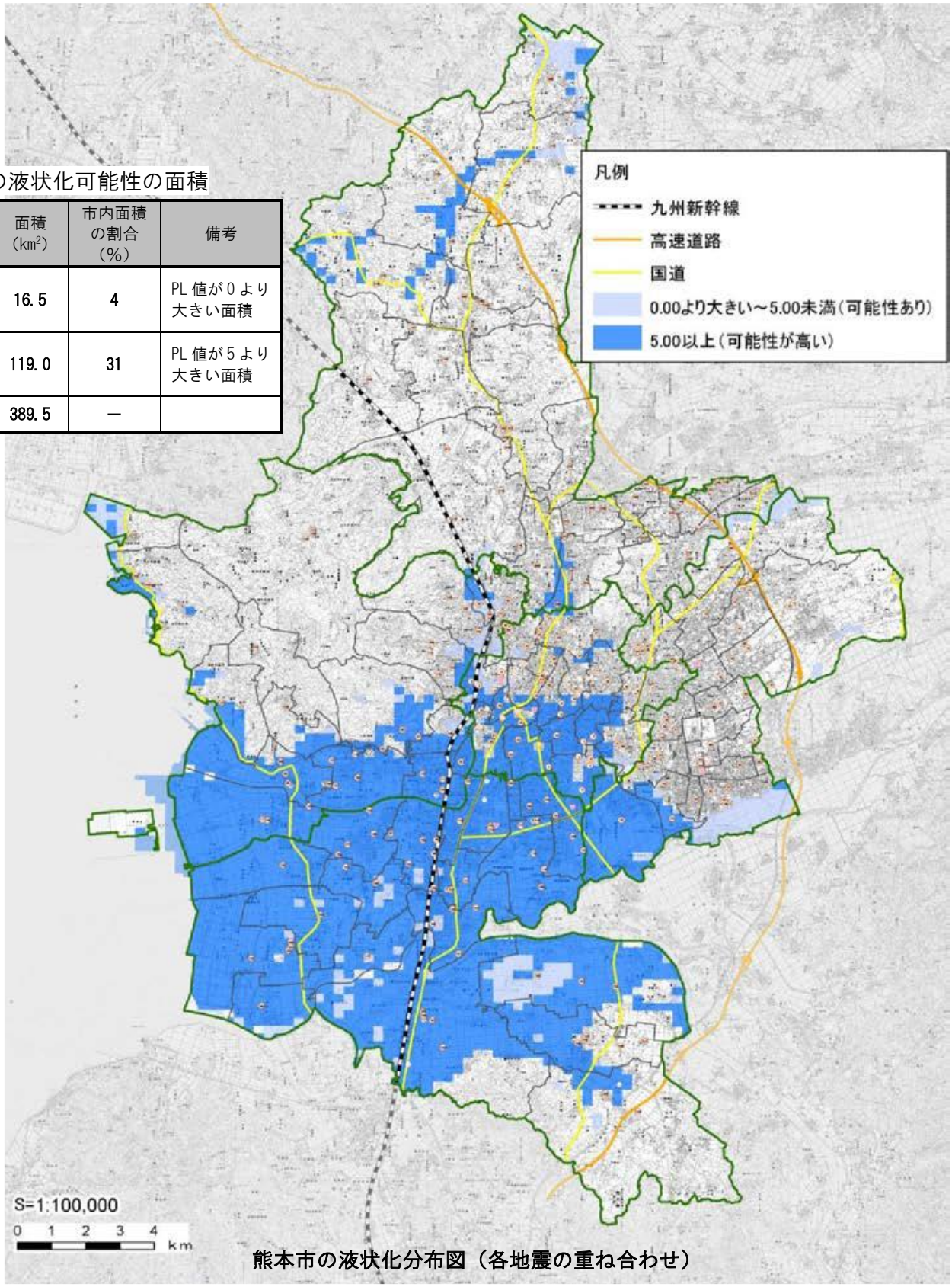


熊本市の急傾斜地崩壊分布図（各地震の最大震度の重ね合わせ）

3-3-6 熊本市の液状化分布図

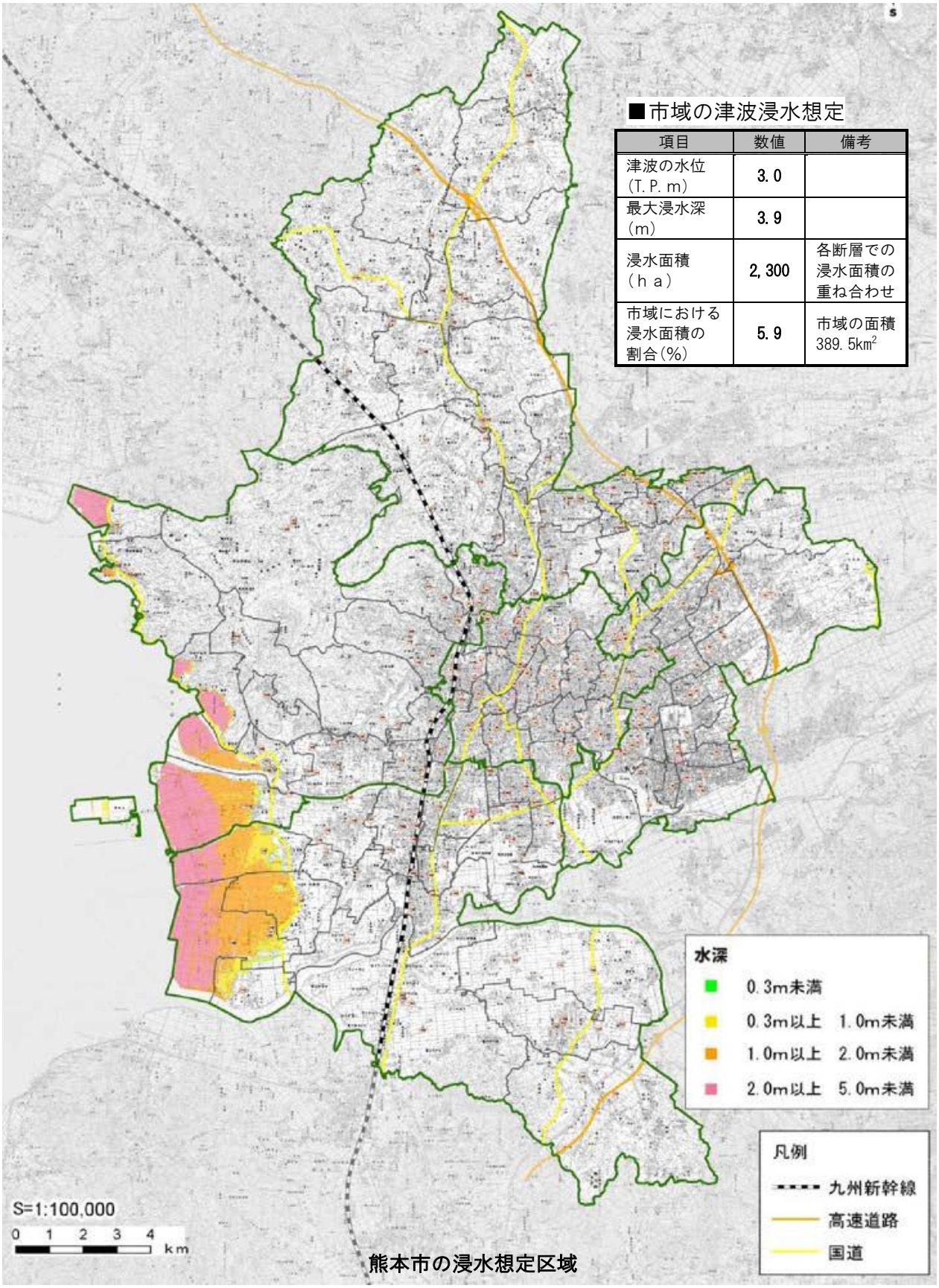
■市域の液状化可能性の面積

項目	面積（km²）	市内面積の割合（%）	備考
液状化の危険性が低い箇所	16.5	4	PL 値が 0 より大きい面積
液状化の危険性が高い箇所	119.0	31	PL 値が 5 より大きい面積
市内全域	389.5	―	



熊本市の液状化分布図（各地震の重ね合わせ）

3-3-7 熊本市の津波浸水分布図



3-3-8 熊本市防災アセスメント調査による被害想定

■平成 25 年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

（建物・人的被害）

【熊本市全体】

項目		対象地震					最大値
		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	全壊家屋	1,332 棟	0 棟	1,387 棟	315 棟	539 棟	1,387 棟
	半壊家屋	4,509 棟	273 棟	4,504 棟	3,123 棟	3,998 棟	4,509 棟
	死者	89 人	0 人	87 人	19 人	56 人	89 人
	重傷者	728 人	0 人	774 人	322 人	629 人	774 人
液状化	全壊家屋	583 棟	1,275 棟	653 棟	480 棟	500 棟	1,275 棟
	半壊家屋	845 棟	1,913 棟	946 棟	700 棟	725 棟	1,913 棟
	死者	―	―	―	―	―	―
	重傷者	―	―	―	―	―	―
急傾斜地崩壊	全壊家屋	13 棟	1 棟	12 棟	8 棟	12 棟	13 棟
	半壊家屋	28 棟	1 棟	26 棟	18 棟	27 棟	28 棟
	死者	2 人	0 人	2 人	1 人	2 人	2 人
	重傷者	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
津波	全壊家屋	1,077 棟	1,535 棟	- 棟	- 棟	- 棟	1,535 棟
	半壊家屋	3,977 棟	4,531 棟	- 棟	- 棟	- 棟	4,531 棟
	死者	23 人	22 人	―	―	―	23 人
	重傷者	175 人	218 人	―	―	―	218 人
地震火災	全出火数	5 棟	5,棟	5 棟	2 棟	3 棟	5 棟
	炎上出火数	3 棟	2 棟	3 棟	1 棟	2 棟	3 棟
	死者	7 人	6 人	8 人	0 人	1 人	8 人
	重傷者	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	1 人

【中央区】

項目		対象地震					最大値
		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	全壊家屋	68 棟	0 棟	99 棟	79 棟	285 棟	285 棟
	半壊家屋	898 棟	50 棟	1,147 棟	823 棟	1,824 棟	1824 棟
	死者	9 人	0 人	10 人	5 人	46 人	46 人
	重傷者	102 人	0 人	120 人	90 人	485 人	485 人
液状化	全壊家屋	247 棟	58 棟	238 棟	213 棟	247 棟	247 棟
	半壊家屋	346 棟	89 棟	334 棟	300 棟	348 棟	348 棟
	死者	―	―	―	―	―	―
	重傷者	―	―	―	―	―	―
急傾斜地崩壊	全壊家屋	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊家屋	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	死者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	重傷者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
津波	全壊家屋	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊家屋	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	死者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	重傷者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
地震火災	全出火数	1 棟	0 棟	1 棟	1 棟	2 棟	2 棟
	炎上出火数	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟	1 棟
	死者	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
	重傷者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【東区】

項目		対象地震					最大値
		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	南海トラフ（最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	全壊家屋	81 棟	0 棟	65 棟	107 棟	6 棟	107 棟
	半壊家屋	911 棟	65 棟	738 棟	1,134 棟	218 棟	1,134 棟
	死者	5 人	0 人	4 人	6 人	0 人	6 人
	重傷者	128 人	0 人	87 人	151 人	7 人	151 人
液状化	全壊家屋	59 棟	84 棟	60 棟	59 棟	39 棟	84 棟
	半壊家屋	93 棟	133 棟	94 棟	93 棟	62 棟	133 棟
	死者	―	―	―	―	―	―
	重傷者	―	―	―	―	―	―
急傾斜地崩壊	全壊家屋	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊家屋	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	死者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	重傷者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
津波	全壊家屋	0 棟	0 棟	―	―	―	0 棟
	半壊家屋	0 棟	0 棟	―	―	―	0 棟
	死者	0 人	0 人	―	―	―	0 人
	重傷者	0 人	0 人	―	―	―	0 人
地震火災	全出火数	1 棟	0 棟	1 棟	1 棟	0 棟	1 棟
	炎上出火数	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	死者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	重傷者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【西区】

項目		対象地震					最大値
		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	南海トラフ（最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	全壊家屋	206 棟	0 棟	233 棟	36 棟	176 棟	233 棟
	半壊家屋	990 棟	34 棟	1,001 棟	312 棟	1,096 棟	1,096 棟
	死者	13 人	0 人	15 人	2 人	11 人	15 人
	重傷者	129 人	0 人	175 人	35 人	159 人	175 人
液状化	全壊家屋	57 棟	287 棟	68 棟	42 棟	60 棟	287 棟
	半壊家屋	83 棟	424 棟	97 棟	60 棟	81 棟	424 棟
	死者	―	―	―	―	―	―
	重傷者	―	―	―	―	―	―
急傾斜地崩壊	全壊家屋	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊家屋	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	死者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	重傷者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
津波	全壊家屋	560 棟	774 棟	―	―	―	774 棟
	半壊家屋	1,941 棟	1,966 棟	―	―	―	1,966 棟
	死者	12 人	10 人	―	―	―	12 人
	重傷者	96 人	112 人	―	―	―	112 人
地震火災	全出火数	1 棟	0 棟	1 棟	0 棟	1 棟	1 棟
	炎上出火数	1 棟	0 棟	1 棟	0 棟	1 棟	1 棟
	死者	1 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人
	重傷者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【南区】

項目		対象地震					最大値
		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	南海トラフ（最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	全壊家屋	944 棟	0 棟	998 棟	44 棟	2 棟	998 棟
	半壊家屋	1,368 棟	116 棟	1,476 棟	379 棟	61 棟	1,476 棟
	死者	62 人	0 人	63 人	3 人	0 人	63 人
	重傷者	389 人	0 人	424 人	17 人	2 人	424 人
液状化	全壊家屋	226 棟	837 棟	286 棟	163 棟	146 棟	837 棟
	半壊家屋	333 棟	1,255 棟	418 棟	243 棟	219 棟	1,255 棟
	死者	―	―	―	―	―	―
	重傷者	―	―	―	―	―	―
急傾斜地崩壊	全壊家屋	13 棟	1 棟	12 棟	8 棟	13 棟	13 棟
	半壊家屋	28 棟	1 棟	26 棟	18 棟	27 棟	28 棟
	死者	2 人	0 人	2 人	1 人	2 人	2 人
	重傷者	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
津波	全壊家屋	517 棟	762 棟	―	―	―	762 棟
	半壊家屋	2,037 棟	2,565 棟	―	―	―	2,565 棟
	死者	12 人	12 人	―	―	―	12 人
	重傷者	79 人	106 人	―	―	―	106 人
地震火災	全出火数	3 棟	0 棟	3 棟	0 棟	0 棟	3 棟
	炎上出火数	1 棟	0 棟	2 棟	0 棟	0 棟	2 棟
	死者	4 人	0 人	7 人	0 人	0 人	7 人
	重傷者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【北区】

項目		対象地震					最大値
		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	南海トラフ（最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	全壊家屋	63 棟	0 棟	29 棟	51 棟	71 棟	63 棟
	半壊家屋	595 棟	8 棟	351 棟	593 棟	799 棟	799 棟
	死者	7 人	0 人	4 人	5 人	4 人	7 人
	重傷者	45 人	0 人	17 人	41 人	76 人	76 人
液状化	全壊家屋	11 棟	9 棟	11 棟	11 棟	11 棟	11 棟
	半壊家屋	14 棟	13 棟	15 棟	15 棟	15 棟	15 棟
	死者	―	―	―	―	―	―
	重傷者	―	―	―	―	―	―
急傾斜地崩壊	全壊家屋	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊家屋	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	死者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	重傷者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
津波	全壊家屋	0 棟	0 棟	―	―	―	0 棟
	半壊家屋	0 棟	0 棟	―	―	―	0 棟
	死者	0 人	0 人	―	―	―	0 人
	重傷者	0 人	0 人	―	―	―	0 人
地震火災	全出火数	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟	1 棟
	炎上出火数	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	死者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	重傷者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（ライフライン）

【熊本市全体】

項目			対象地震					最大値
			布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	南海トラフ（最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	上水道	断水人口（発災直後）	339, 770 人	― 人	265, 799 人	103, 917 人	229, 478 人	339, 770 人
		断水人口（発災１日後）	202, 851 人	― 人	155, 401 人	63, 755 人	138, 003 人	202, 851 人
		断水人口（発災２日後）	196, 413 人	― 人	149, 708 人	60, 670 人	133, 261 人	196, 413 人
	下水道	支障人口	10, 856 人	6, 101 人	11, 058 人	10, 497 人	11, 735 人	11, 735 人
	電力	停電軒数	13, 812 軒	10, 894 軒	9, 404 軒	3, 514 軒	4, 295 軒	13, 812 軒
	電話・通信	不通回線数	164 回線	127 回線	112 回線	47 回線	66 回線	164 回線
	都市ガス	供給停止戸数	73, 300 戸	0 戸	91, 700 戸	91, 700 戸	85, 300 戸	91, 700 戸
	ＬＰガス	供給停止戸数	829 戸	0 戸	834 戸	550 戸	335 戸	834 戸
液状化	上水道	断水人口（発災直後）	339, 770 人	― 人	265, 799 人	103, 917 人	229, 478 人	339, 770 人
		断水人口（発災１日後）	202, 851 人	― 人	155, 401 人	63, 755 人	138, 003 人	202, 851 人
		断水人口（発災２日後）	196, 413 人	― 人	149, 708 人	60, 670 人	133, 261 人	196, 413 人
	下水道	支障人口	10, 856 人	6, 101 人	11, 058 人	10, 497 人	11, 735 人	11, 735 人
津波	上水道	浸水施設数	2 施設	2 施設	― 施設	― 施設	― 施設	2 施設
	下水道	浸水施設数	2 施設	2 施設	― 施設	― 施設	― 施設	2 施設
	電力	浸水施設数	0 施設	0 施設	― 施設	― 施設	― 施設	0 施設
	電話・通信	浸水施設数	2 施設	2 施設	― 施設	― 施設	― 施設	2 施設

【中央区】

項目			対象地震					最大値
			布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	南海トラフ（最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	上水道	断水人口（発災直後）	95, 635 人	0 人	81, 053 人	29, 851 人	96, 140 人	96, 140 人
		断水人口（発災１日後）	58, 143 人	0 人	47, 664 人	18, 037 人	58, 320 人	58, 320 人
		断水人口（発災２日後）	56, 410 人	0 人	46, 014 人	17, 136 人	56, 572 人	56, 572 人
	下水道	支障人口	4, 200 人	2, 046 人	4, 610 人	3, 755 人	5, 506 人	5, 506 人
	電力	停電軒数	1, 253 軒	193 軒	1, 437 軒	1, 127 軒	2, 322 軒	2, 322 軒
	電話・通信	不通回線数	18 回線	2 回線	21 回線	16 回線	36 回線	36 回線
	ＬＰガス	供給停止戸数	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸
液状化	上水道	断水人口（発災直後）	95, 635 人	0 人	81, 053 人	29, 851 人	96, 140 人	96, 140 人
		断水人口（発災１日後）	58, 143 人	0 人	47, 664 人	18, 037 人	58, 320 人	58, 320 人
		断水人口（発災２日後）	56, 410 人	0 人	46, 014 人	17, 136 人	56, 572 人	56, 572 人
	下水道	支障人口	4, 200 人	2, 046 人	8, 610 人	3, 755 人	5, 506 人	8, 610 人
津波	上水道	浸水施設数	0 施設	0 施設	―施設	―施設	―施設	0 施設
	下水道	浸水施設数	0 施設	0 施設	―施設	―施設	―施設	0 施設
	電力	浸水施設数	0 施設	0 施設	―施設	―施設	―施設	0 施設
	電話・通信	浸水施設数	0 施設	0 施設	―施設	―施設	―施設	0 施設

【東区】

項目			対象地震					最大値
			布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	南海トラフ（最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	上水道	断水人口（発災直後）	69,850 人	0 人	46,505 人	25,856 人	19,897 人	69,850 人
		断水人口（発災１日後）	39,660 人	0 人	27,011 人	15,884 人	13,136 人	39,660 人
		断水人口（発災２日後）	38,061 人	0 人	25,749 人	15,021 人	12,451 人	38,061 人
	下水道	支障人口	3,871 人	2,002 人	3,529 人	4,212 人	2,575 人	4,212 人
	電力	停電軒数	863 軒	298 軒	758 軒	1,010 軒	208 軒	1,010 軒
	電話・通信	不通回線数	10 回線	3 回線	9 回線	13 回線	3 回線	13 回線
	ＬＰガス	供給停止戸数	93 戸	0 戸	68 戸	213 戸	44 戸	213 戸
液状化	上水道	断水人口（発災直後）	69,850 人	0 人	46,505 人	25,856 人	19,897 人	69,850 人
		断水人口（発災１日後）	39,660 人	0 人	27,011 人	15,884 人	13,136 人	39,660 人
		断水人口（発災２日後）	38,061 人	0 人	25,749 人	15,021 人	12,451 人	38,061 人
	下水道	支障人口	3,871 人	2,002 人	3,529 人	4,212 人	2,575 人	4,212 人
津波	上水道	浸水施設数	0 施設	0 施設	ー施設	ー施設	ー施設	0 施設
	下水道	浸水施設数	0 施設	0 施設	ー施設	ー施設	ー施設	0 施設
	電力	浸水施設数	0 施設	0 施設	ー施設	ー施設	ー施設	0 施設
	電話・通信	浸水施設数	0 施設	0 施設	ー施設	ー施設	ー施設	0 施設

【西区】

項目			対象地震					最大値
			布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	南海トラフ（最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	上水道	断水人口（発災直後）	43,938 人	0 人	35,421 人	11,715 人	42,537 人	43,938 人
		断水人口（発災１日後）	26,048 人	0 人	20,767 人	7,275 人	25,649 人	26,048 人
		断水人口（発災２日後）	25,223 人	0 人	20,042 人	6,976 人	24,905 人	25,223 人
	下水道	支障人口	1,166 人	610 人	1,259 人	832 人	1,463 人	1,463 人
	電力	停電軒数	3,098 軒	3,662 軒	986 軒	255 軒	813 軒	3,662 軒
	電話・通信	不通回線数	44 回線	49 回線	17 回線	4 回線	14 回線	49 回線
	ＬＰガス	供給停止戸数	234 戸	0 戸	210 戸	57 戸	206 戸	234 戸
液状化	上水道	断水人口（発災直後）	43,938 人	0 人	35,421 人	11,715 人	42,537 人	43,938 人
		断水人口（発災１日後）	26,048 人	0 人	20,767 人	7,275 人	25,649 人	26,048 人
		断水人口（発災２日後）	25,223 人	0 人	20,042 人	6,976 人	24,905 人	25,223 人
	下水道	支障人口	1,166 人	610 人	1,259 人	832 人	1,463 人	1,463 人
津波	上水道	浸水施設数	1 施設	1 施設	ー施設	ー施設	ー施設	1 施設
	下水道	浸水施設数	2 施設	2 施設	ー施設	ー施設	ー施設	2 施設
	電力	浸水施設数	0 施設	0 施設	ー施設	ー施設	ー施設	0 施設
	電話・通信	浸水施設数	1 施設	1 施設	ー施設	ー施設	ー施設	1 施設

【南区】

項目			対象地震					最大値
			布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	上水道	断水人口（発災直後）	66,440 人	0 人	57,876 人	15,124 人	26,244 人	66,440 人
		断水人口（発災１日後）	41,337 人	0 人	34,968 人	10,092 人	15,501 人	41,337 人
		断水人口（発災２日後）	40,259 人	0 人	33,941 人	9,673 人	14,917 人	40,259 人
	下水道	支障人口	754 人	786 人	906 人	566 人	580 人	906 人
	電力	停電軒数	8,446 軒	6,720 軒	6,254 軒	824 軒	533 軒	8,446 軒
	電話・通信	不通回線数	89 回線	72 回線	65 回線	9 回線	6 回線	89 回線
	ＬＰガス	供給停止戸数	439 戸	0 戸	499 戸	218 戸	0 戸	499 戸
液状化	上水道	断水人口（発災直後）	66,440 人	0 人	57,876 人	15,124 人	26,244 人	66,440 人
		断水人口（発災１日後）	41,337 人	0 人	34,968 人	10,092 人	15,501 人	41,337 人
		断水人口（発災２日後）	40,259 人	0 人	33,941 人	9,673 人	14,917 人	40,259 人
	下水道	支障人口	754 人	786 人	906 人	566 人	580 人	906 人
津波	上水道	浸水施設数	1 施設	1 施設	―施設	―施設	―施設	1 施設
	下水道	浸水施設数	0 施設	0 施設	―施設	―施設	―施設	0 施設
	電力	浸水施設数	0 施設	0 施設	―施設	―施設	―施設	0 施設
	電話・通信	浸水施設数	1 施設	1 施設	―施設	―施設	―施設	1 施設

【北区】

項目			対象地震					最大値
			布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	上水道	断水人口（発災直後）	65,486 人	0 人	44,944 人	30,643 人	44,661 人	65,486 人
		断水人口（発災１日後）	38,177 人	0 人	24,991 人	17,576 人	25,396 人	38,177 人
		断水人口（発災２日後）	36,950 人	0 人	23,963 人	16,782 人	24,417 人	36,950 人
	下水道	支障人口	1,392 人	657 人	1,179 人	1,509 人	1,611 人	1,509 人
	電力	停電軒数	342 軒	21 軒	168 軒	324 軒	418 軒	418 軒
	電話・通信	不通回線数	6 回線	0 回線	3 回線	6 回線	7 回線	7 回線
	ＬＰガス	供給停止戸数	69 戸	0 戸	58 戸	62 戸	85 戸	85 戸
液状化	上水道	断水人口（発災直後）	65,486 人	0 人	44,944 人	30,643 人	44,661 人	65,486 人
		断水人口（発災１日後）	38,177 人	0 人	24,991 人	17,576 人	25,396 人	38,177 人
		断水人口（発災２日後）	36,950 人	0 人	23,963 人	16,782 人	24,417 人	36,950 人
	下水道	支障人口	1,392 人	657 人	1,179 人	1,509 人	1,611 人	1,611 人
津波	上水道	浸水施設数	0 施設	0 施設	―施設	―施設	―施設	0 施設
	下水道	浸水施設数	0 施設	0 施設	―施設	―施設	―施設	0 施設
	電力	浸水施設数	0 施設	0 施設	―施設	―施設	―施設	0 施設
	電話・通信	浸水施設数	0 施設	0 施設	―施設	―施設	―施設	0 施設

（交通施設被害）

【熊本市全体】

項目				対象地震					最大値
				布田川･日奈久断層帯中部・南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川･日奈久断層帯中部単独型	布田川・日奈久断層帯北東部単独型	立田山断層	
揺れ	道路	被災箇所数		180 箇所	141 箇所	188 箇所	169 箇所	167 箇所	188 箇所
		一般道	橋梁被害（落橋･倒壊）	10 橋	0 橋	11 橋	4 橋	8 橋	11 橋
			橋梁被害（亀裂･損傷）	14 橋	0 橋	13 橋	7 橋	9 橋	14 橋
		高速道	橋梁被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			橋梁被害（亀裂･損傷）	4 橋	0 橋	4 橋	2 橋	0 橋	4 橋
	市電	不通路線延長		全線	全線	全線	全線	全線	全線
	鉄道	在来線	大被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	0 橋	1 橋
			中被害（亀裂･損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	0 橋	1 橋
		新幹線	大被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			中被害（亀裂･損傷）	4 橋	0 橋	2 橋	2 橋	1 橋	4 橋
	漁港・港湾	（漁港）被害岸壁数		38 施設	― 施設	31 施設	7 施設	10 施設	38 施設
		（港湾）被害岸壁数		23 施設	― 施設	16 施設	3 施設	10 施設	23 施設
津波	道路	被災箇所数		27 箇所	33 箇所	― 箇所	― 箇所	― 箇所	33 箇所
	鉄道	在来線	浸水鉄道延長	0 ｋｍ	0 ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ	0 ｋｍ

【中央区】

項目				対象地震					最大値
				布田川･日奈久断層帯中部・南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川･日奈久断層帯中部単独型	布田川・日奈久断層帯北東部単独型	立田山断層	
揺れ	道路	被災箇所数		27 箇所	22 箇所	29 箇所	26 箇所	30 箇所	30 箇所
		一般道	橋梁被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	3 橋	3 橋
			橋梁被害（亀裂･損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	3 橋	3 橋
		高速道	橋梁被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			橋梁被害（亀裂･損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
	市電	不通路線延長		全線	全線	全線	全線	全線	全線
	鉄道	在来線	大被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			中被害（亀裂･損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
		新幹線	大被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			中被害（亀裂･損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	1 橋
	漁港・港湾	（漁港）被害岸壁数		0 施設	― 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
		（港湾）被害岸壁数		0 施設	― 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
津波	道路	被災箇所数		0 箇所	0 箇所	― 箇所	― 箇所	― 箇所	0 箇所
	鉄道	在来線	浸水鉄道延長	0 ｋｍ	0 ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ	0 ｋｍ

【東区】

項目				対象地震					最大値
				布田川･日奈久断層帯 中部・南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川･日奈久断層帯 中部単独型	布田川･日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	道路	被災箇所数		39 箇所	30 箇所	38 箇所	41 箇所	32 箇所	41 箇所
		一般道	橋梁被害（落橋・倒壊）	0 橋	0 橋	1 橋	3 橋	0 橋	3 橋
			橋梁被害（亀裂・損傷）	0 橋	0 橋	1 橋	4 橋	0 橋	4 橋
		高速道	橋梁被害（落橋・倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			橋梁被害（亀裂・損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
	市電	不通路線延長		全線	全線	全線	全線	全線	全線
	鉄道	在来線	大被害（落橋・倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			中被害（亀裂・損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
		新幹線	大被害（落橋・倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			中被害（亀裂・損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
	漁港・港湾	(漁港)被害岸壁数		0 施設	― 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
		(港湾)被害岸壁数		0 施設	― 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
津波	道路	被災箇所数		0 箇所	0 箇所	― 箇所	― 箇所	― 箇所	0 箇所
	鉄道	在来線	浸水鉄道延長	0 ｋｍ	0 ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ	0 ｋｍ

【西区】

項目				対象地震					最大値
				布田川･日奈久断層帯 中部・南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川･日奈久断層帯 中部単独型	布田川･日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	道路	被災箇所数		28 箇所	16 箇所	30 箇所	21 箇所	31 箇所	31 箇所
		一般道	橋梁被害（落橋・倒壊）	1 橋	0 橋	1 橋	0 橋	5 橋	5 橋
			橋梁被害（亀裂・損傷）	4 橋	0 橋	2 橋	0 橋	6 橋	6 橋
		高速道	橋梁被害（落橋・倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			橋梁被害（亀裂・損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
	市電	不通路線延長		全線	全線	全線	全線	全線	全線
	鉄道	在来線	大被害（落橋・倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			中被害（亀裂・損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
		新幹線	大被害（落橋・倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			中被害（亀裂・損傷）	1 橋	0 橋	1 橋	0 橋	0 橋	1 橋
	漁港・港湾	(漁港)被害岸壁数		19 施設	― 施設	13 施設	2 施設	7 施設	19 施設
		(港湾)被害岸壁数		23 施設	― 施設	16 施設	3 施設	10 施設	23 施設
津波	道路	被災箇所数		15 箇所	19 箇所	― 箇所	― 箇所	― 箇所	19 箇所
	鉄道	在来線	浸水鉄道延長	0 ｋｍ	0 ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ

【南区】

項目				対象地震					最大値
				布田川･日奈久断層帯 中部・南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川･日奈久断層帯 中部単独型	布田川･日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	道路	被災箇所数		37 箇所	48 箇所	45 箇所	29 箇所	19 箇所	48 箇所
		一般道	橋梁被害（落橋･倒壊）	9 橋	0 橋	10 橋	0 橋	0 橋	10 橋
			橋梁被害（亀裂･損傷）	10 橋	0 橋	11 橋	0 橋	0 橋	11 橋
		高速道	橋梁被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			橋梁被害（亀裂･損傷）	4 橋	0 橋	4 橋	2 橋	0 橋	4 橋
	市電	不通路線延長		－ｋｍ	－ｋｍ	－ｋｍ	－ｋｍ	－ｋｍ	－ｋｍ
	鉄道	在来線	大被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			中被害（亀裂･損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
		新幹線	大被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			中被害（亀裂･損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
	漁港・港湾	(漁港)被害岸壁数		20 施設	― 施設	19 施設	5 施設	3 施設	20 施設
		(港湾)被害岸壁数		0 施設	― 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
津波	道路	被災箇所数		12 箇所	14 箇所	― 箇所	― 箇所	― 箇所	14 箇所
	鉄道	在来線	浸水鉄道延長	0 ｋｍ	0 ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ	0 ｋｍ

【北区】

項目				対象地震					最大値
				布田川･日奈久断層帯 中部・南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川･日奈久断層帯 中部単独型	布田川･日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	道路	被災箇所数		52 箇所	25 箇所	48 箇所	53 箇所	0 箇所	53 箇所
		一般道	橋梁被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			橋梁被害（亀裂･損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	2 橋	0 橋	2 橋
		高速道	橋梁被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			橋梁被害（亀裂･損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
	市電	不通路線延長		－ｋｍ	－ｋｍ	－ｋｍ	－ｋｍ	－ｋｍ	－ｋｍ
	鉄道	在来線	大被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	0 橋	1 橋
			中被害（亀裂･損傷）	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	0 橋	1 橋
		新幹線	大被害（落橋･倒壊）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			中被害（亀裂･損傷）	3 橋	0 橋	1 橋	2 橋	0 橋	3 橋
	漁港・港湾	(漁港)被害岸壁数		0 施設	― 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
		(港湾)被害岸壁数		0 施設	― 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
津波	道路	被災箇所数		0 箇所	0 箇所	― 箇所	― 箇所	― 箇所	0 箇所
	鉄道	在来線	浸水鉄道延長	0 ｋｍ	0 ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ	― ｋｍ	0 ｋｍ

（避難生活者・帰宅困難者）

【熊本市全体】

項目		対象地震					最大値
		布田川日奈久断層中部南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川日奈久断層中部単独型	布田川日奈久断層北東部単独型	立田山断層	
帰宅困難者数		31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人
避難者数	避難生活者数	57,946 人	8,961 人	44,600 人	21,091 人	39,761 人	57,946 人
	疎開者数	31,202 人	4,825 人	24,016 人	11,357 人	21,410 人	31,202 人

【中央区】

項目		対象地震					最大値
		布田川日奈久断層中部南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川日奈久断層中部単独型	布田川日奈久断層北東部単独型	立田山断層	
避難者数	避難生活者数	15,490 人	355 人	13,637 人	6,206 人	17,715 人	17,715 人
	疎開者数	8,341 人	191 人	7,343 人	3,342 人	9,539 人	9,539 人

【東区】

項目		対象地震					最大値
		布田川日奈久断層中部南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川日奈久断層中部単独型	布田川日奈久断層北東部単独型	立田山断層	
避難者数	避難生活者数	10,742 人	414 人	7,570 人	5,684 人	3,508 人	10,742 人
	疎開者数	5,784 人	223 人	4,076 人	3,061 人	1,889 人	5,784 人

【西区】

項目		対象地震					最大値
		布田川日奈久断層中部南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川日奈久断層中部単独型	布田川日奈久断層北東部単独型	立田山断層	
避難者数	避難生活者数	8,986 人	3,197 人	6,326 人	1,509 人	7,492 人	8,986 人
	疎開者数	4,839 人	1,721 人	3,407 人	812 人	4,034 人	4,839 人

【南区】

項目		対象地震					最大値
		布田川日奈久断層中部南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川日奈久断層中部単独型	布田川日奈久断層北東部単独型	立田山断層	
避難者数	避難生活者数	13,313 人	4,962 人	10,851 人	3,166 人	4,237 人	13,313 人
	疎開者数	7,169 人	2,672 人	5,843 人	1,705 人	2,282 人	7,169 人

【北区】

項目		対象地震					最大値
		布田川日奈久断層中部南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川日奈久断層中部単独型	布田川日奈久断層北東部単独型	立田山断層	
避難者数	避難生活者数	9,551 人	34 人	6,216 人	4,773 人	6,810 人	9,551 人
	疎開者数	5,143 人	19 人	3,347 人	2,570 人	3,667 人	5,143 人

（災害廃棄物の発生量）

【熊本市全体】

項目	対象地震					最大値
	布田川日奈久断層中部南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川日奈久断層中部単独型	布田川日奈久断層北東部単独型	立田山断層	
災害廃棄物の発生量	477,832t	413,031t	285,192t	164,227t	213,680t	477,832t

【中央区】

項目	対象地震					最大値
	布田川日奈久断層中部南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川日奈久断層中部単独型	布田川日奈久断層北東部単独型	立田山断層	
災害廃棄物の発生量	61,425t	7,943t	68,649t	51,683t	105,100t	105,100t

【東区】

項目	対象地震					最大値
	布田川日奈久断層中部南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川日奈久断層中部単独型	布田川日奈久断層北東部単独型	立田山断層	
災害廃棄物の発生量	37,018t	11,021t	30,617t	45,798t	11,482t	45,798t

【西区】

項目	対象地震					最大値
	布田川日奈久断層中部南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川日奈久断層中部単独型	布田川日奈久断層北東部単独型	立田山断層	
災害廃棄物の発生量	138,473t	145,019t	45,726t	14,711t	43,666t	145,019t

【南区】

項目	対象地震					最大値
	布田川日奈久断層中部南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川日奈久断層中部単独型	布田川日奈久断層北東部単独型	立田山断層	
災害廃棄物の発生量	231,779t	247,835t	136,294t	36,208t	27,291t	247,835t

【北区】

項目	対象地震					最大値
	布田川日奈久断層中部南西部連動型	南海トラフ（最大値）	布田川日奈久断層中部単独型	布田川日奈久断層北東部単独型	立田山断層	
災害廃棄物の発生量	21,037t	1,212t	12,302t	20,160t	26,141t	26,141t

4 災害警戒区域

項目		ページ
４－１	土砂災害警戒区域等	107
４－２	山腹崩壊危険地区	125
４－３	崩壊土砂流出危険地区	127
４－４	地すべり防止区域	127
４－５	がけ崩れ危険箇所	128
４－６	砂防指定地	130
４－７	重要水防区間及び箇所	133
４－８	重要水防施設	148
４－９	海岸	153
４－１０	道路冠水・落石・崩壊	153

4-1 土砂災害警戒区域等

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
1	清田川	(201-1-005)	熊本市	河内町河内	土石流	○	○	熊本県告示第388号	平成17年4月4日	
2	平川	(201-1-014)	熊本市	河内町河内	土石流	○	○	熊本県告示第388号	平成17年4月4日	
3	小森川	(201-1-016)	熊本市	河内町河内	土石流	○		熊本県告示第388号	平成17年4月4日	
4	平谷（水谷川）	(201-2-004)	熊本市	河内町河内	土石流	○	○	熊本県告示第388号	平成17年4月4日	
5	中川内谷（鑓川）	(201-1-004)	熊本市	河内町	土石流	○		熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
6	古閑第3谷（古閑川）	(201-1-007)	熊本市	河内町古閑	土石流	○	○	熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
7	本村谷	(201-1-009)	熊本市	河内町岳	土石流	○	○	熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
8	富塚川	(201-1-010)	熊本市	河内町岳	土石流	○		熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
9	葛山川	(201-1-015)	熊本市	河内町河内	土石流	○		熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
10	西谷川	(201-1-047)	熊本市	河内町大多尾	土石流	○	○	熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
11	古閑第1谷（仁川川）	(201-2-002)	熊本市	河内町岳	土石流	○	○	熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
12	葛山谷（仁田尾川）	(201-2-005)	熊本市	河内町河内	土石流	○	○	熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
13	鰐洞川	(201-2-006)	熊本市	河内町河内	土石流	○	○	熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
14	西見継	(201-1-037)	熊本市	河内町野出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
15	内鶴	(201-1-039)	熊本市	河内町東門寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
16	古閑前－1	(201-1-063-1)	熊本市	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
17	古閑前－2	(201-1-063-2)	熊本市	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
18	仁川	(201-2-104)	熊本市	河内町野出	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第363号	平成18年3月31日	
19	岩戸川第1谷	(201-1-011)	熊本市	松尾町平山	土石流	○		熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
20	岩戸川第2谷	(201-1-012)	熊本市	松尾町平山	土石流	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
21	岩戸川第3谷	(201-1-013)	熊本市	松尾町平山	土石流	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
22	椿原	(201-1-020)	熊本市	松尾町上松尾	土石流	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
23	梅洞川	(201-1-021)	熊本市	松尾町上松尾	土石流	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
24	梅洞平谷	(201-1-022)	熊本市	松尾町上松尾	土石流	○		熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
25	梅洞谷	(201-1-023)	熊本市	松尾町上松尾	土石流	○		熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
26	松尾川1	(201-1-024)	熊本市	松尾町上松尾	土石流	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
27	松尾川2	(201-1-025)	熊本市	松尾町上松尾	土石流	○		熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
28	出口谷	(201-1-026)	熊本市	松尾町上松尾	土石流	○		熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
29	百山谷	(201-1-029)	熊本市	松尾町上松尾	土石流	○		熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
30	松尾川5	(201-1-030)	熊本市	松尾町上松尾	土石流	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
31	要江	(201-1-150)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
32	梅洞－1	(201-1-151-1)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
33	梅洞－2	(201-1-151-2)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
34	上松尾1	(201-1-152)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
35	上松尾2－1	(201-1-153-1)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
36	上松尾2－2	(201-1-153-2)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
37	内村	(201-1-156)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
38	上松尾4	(201-1-157)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
39	射場の本－1	(201-2-066-1)	熊本市	松尾町平山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
40	射場の本－2	(201-2-066-2)	熊本市	松尾町平山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
41	平山	(201-2-067)	熊本市	松尾町平山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
42	平山2	(201-2-073)	熊本市	松尾町平山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
43	上松尾2	(201-2-081)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
44	上松尾3－1	(201-2-082-1)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
45	上松尾3－2	(201-2-082-2)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
46	上松尾4	(201-2-083)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
47	上松尾5	(201-2-084)	熊本市	松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
48	甲塚	(201-2-085)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
49	中松尾	(201-2-086)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第154号	平成19年2月21日	
削除	下川床谷（中川床川）	(201-1-006)	熊本市	河内町	土石流	×	×	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	解除・再指定により削除
50	小野屋敷川	(201-2-010)	熊本市	貢町	土石流	○		熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
51	万楽寺谷	(201-2-012)	熊本市	万楽寺町	土石流	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
52	赤水屋敷1－1	(201-1-022-1)	熊本市	和泉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
53	赤水屋敷1－2	(201-1-022-2)	熊本市	和泉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
54	赤水屋敷2	(201-1-023)	熊本市	和泉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
55	寺ノ前	(201-1-042)	熊本市	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
56	大狩野	(201-2-023)	熊本市	万楽寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
57	本村屋敷	(201-2-024)	熊本市	万楽寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
58	北原山－1	(201-2-025-1)	熊本市	太郎迫町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
59	北原山－2	(201-2-025-2)	熊本市	太郎迫町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
60	明徳－1	(201-2-027-1)	熊本市	河内町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
61	明徳－2	(201-2-027-2)	熊本市	河内町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
62	平畑	(201-2-031)	熊本市	和泉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
63	古閑園	(201-2-041)	熊本市	河内町東門寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
64	大間	(201-2-043)	熊本市	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
65	原口原	(201-2-044)	熊本市	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
66	中尾谷	(201-2-045)	熊本市	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
67	下屋敷	(201-2-046)	熊本市	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
68	五町屋敷	(201-2-047)	熊本市	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
69	城原	(201-2-096)	熊本市	立福寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
70	権現平	(201-2-102)	熊本市	河内町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	
71	下津久礼3	(404-1-003)	菊陽町 熊本市	津久礼 龍田町弓削	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第524号	平成19年6月8日	菊陽町と重複
72	白浜川支線谷	(201-1-002)	熊本市	河内町白浜	土石流	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
73	塩屋川－1	(201-1-017-1)	熊本市	河内町河内	土石流	○		熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
74	塩屋川－2	(201-1-017-2)	熊本市	河内町河内	土石流	○		熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
削除	近津川1	(201-1-018)	熊本市	松尾町近津	土石流	×	×	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	解除・再指定により削除
75	島崎第1谷	(201-1-037)	熊本市	島崎5丁目	土石流	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
76	麹川1	(201-1-038)	熊本市	島崎5丁目	土石流	○		熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
77	小山田川	(201-1-040)	熊本市	島崎6丁目	土石流	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
78	花園谷	(201-1-042)	熊本市	花園7丁目	土石流	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
79	成道寺川	(201-1-043)	熊本市	花園7丁目	土石流	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
80	島崎5丁目3	(201-1-133)	熊本市	島崎5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
81	島崎5丁目4	(201-1-134)	熊本市	島崎5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
82	島崎4丁目2	(201-1-136)	熊本市	島崎4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
83	島崎3・4丁目	(201-1-137)	熊本市	島崎3丁目 島崎4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
削除	島崎4丁目	(201-1-138)	熊本市	島崎3丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	解除・再指定により削除
84	花園7丁目1	(201-2-056)	熊本市	花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
85	花園7丁目2	(201-2-057)	熊本市	花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
86	花園7丁目3	(201-2-058)	熊本市	花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
87	島崎6丁目	(201-2-069)	熊本市	島崎6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
88	下椿原	(201-2-074)	熊本市	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
89	島崎7丁目	(201-2-075)	熊本市	島崎7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
90	島崎5丁目1	(201-2-076)	熊本市	島崎5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	

4 災害警戒区域

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
91	島崎5丁目2	(201-2-077)	熊本市	島崎5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
92	島崎3丁目	(201-2-078)	熊本市	島崎3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第197号	平成20年3月14日	
93	小塚川	(201-3-001)	熊本市	貢町	土石流	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
94	万楽寺谷2	(201-3-002)	熊本市	万楽寺町	土石流	○		熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
95	松ヶ迫－1	(201-1-001-1)	熊本市	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
96	松ヶ迫－2	(201-1-001-2)	熊本市	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
97	山下	(201-1-002)	熊本市	北迫町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
98	筒井－1	(201-1-003-1)	熊本市	北迫町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
99	筒井－2	(201-1-003-2)	熊本市	北迫町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
100	尾ノ上	(201-1-004)	熊本市	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
101	又丸屋敷	(201-1-005)	熊本市	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
102	小堂	(201-1-006)	熊本市	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
103	居屋敷	(201-1-007)	熊本市	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
104	柳浦・下畑－1	(201-1-008-1)	熊本市	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
105	柳浦・下畑－2	(201-1-008-2)	熊本市	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
106	外井川1	(201-1-009)	熊本市	西梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
107	外井川2	(201-1-010)	熊本市	西梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
108	大浦屋敷	(201-1-011)	熊本市	西梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
109	谷山	(201-1-012)	熊本市	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
110	古屋敷	(201-1-013)	熊本市	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
111	中村屋敷	(201-1-019)	熊本市	硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
112	北原	(201-1-025)	熊本市	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
113	城ヶ辻－1	(201-1-026-1)	熊本市	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
114	城ヶ辻－2	(201-1-026-2)	熊本市	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
115	山ノ上	(201-1-027)	熊本市	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
116	東屋敷－1	(201-1-028-1)	熊本市	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
117	東屋敷－2	(201-1-028-2)	熊本市	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
118	登立	(201-1-029)	熊本市	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
119	前田・出口－1	(201-1-030-1)	熊本市	鶴羽田町 梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
120	前田・出口－2	(201-1-030-2)	熊本市	鶴羽田町 梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
121	前田・出口－3	(201-1-030-3)	熊本市	鶴羽田町 梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
122	宇土－1	(201-1-031-1)	熊本市	鶴羽田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
123	宇土－2	(201-1-031-2)	熊本市	鶴羽田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
124	柳迫	(201-1-032)	熊本市	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
125	近津(2)－1	(201-1-127-1)	熊本市	松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
126	近津(2)－2	(201-1-127-2)	熊本市	松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
127	近津(2)－3	(201-1-127-3)	熊本市	松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
128	島崎5丁目1	(201-1-129)	熊本市	島崎5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
129	島崎5丁目2	(201-1-130)	熊本市	島崎5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
130	宮の本	(201-1-132)	熊本市	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
131	迎平－1	(201-1-161-1)	熊本市	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
132	迎平－2	(201-1-161-2)	熊本市	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
133	立石	(201-2-001)	熊本市	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
134	西久保1	(201-2-002)	熊本市	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
135	西久保2	(201-2-003)	熊本市	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
136	前田	(201-2-004)	熊本市	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
137	向原	(201-2-005)	熊本市	小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
138	浦田	(201-2-006)	熊本市	小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
139	松尾原	(201-2-007)	熊本市	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
140	井上	(201-2-008)	熊本市	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
141	井出元	(201-2-009)	熊本市	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
142	前畑	(201-2-010)	熊本市	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
143	水吐	(201-2-011)	熊本市	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
144	中野	(201-2-012)	熊本市	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
145	山下	(201-2-013)	熊本市	北迫町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
146	大浦屋敷	(201-2-014)	熊本市	西梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
147	杉尾屋敷－1	(201-2-015-1)	熊本市	西梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
148	杉尾屋敷－2	(201-2-015-2)	熊本市	西梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
149	井川迫	(201-2-016)	熊本市	大鳥居町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
150	荊平、北原	(201-2-017)	熊本市	大鳥居町 梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
151	陣内屋敷	(201-2-018)	熊本市	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
152	本村屋敷	(201-2-019)	熊本市	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
153	古屋敷	(201-2-020)	熊本市	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
154	古閑原	(201-2-021)	熊本市	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
155	前田	(201-2-022)	熊本市	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
156	小原	(201-2-026)	熊本市	立福寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
157	中村屋敷	(201-2-029)	熊本市	硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
158	本村屋敷	(201-2-030)	熊本市	硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
159	北原	(201-2-032)	熊本市	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
160	長峰屋敷	(201-2-033)	熊本市	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
161	上古閑	(201-2-034)	熊本市	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
162	葉山	(201-2-035)	熊本市	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
163	西六反割	(201-2-036)	熊本市	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
164	権現谷2	(201-2-037)	熊本市	飛田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
165	鳥越、尾迫	(201-2-038)	熊本市	飛田1丁目 飛田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
166	北平	(201-2-039)	熊本市	鶴羽田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
167	八反田－1	(201-2-042-1)	熊本市	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
168	八反田－2	(201-2-042-2)	熊本市	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
169	石場	(201-2-079)	熊本市	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
170	堀切	(201-2-080)	熊本市	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
171	木戸田－1	(201-2-092-1)	熊本市	小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
172	木戸田－2	(201-2-092-2)	熊本市	小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
173	古閑屋敷	(201-2-095)	熊本市	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
174	蛇の尾	(201-2-099)	熊本市	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第200号	平成21年3月13日	
175	申塚川	(201-2-007)	熊本市	松尾町上松尾	土石流	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
176	東原川	(201-2-013)	熊本市	石原町	土石流	○		熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
177	筒井前	(201-1-045)	熊本市	大窪2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
178	上島屋敷1	(201-1-046-1)	熊本市	大窪2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
179	上島屋敷2	(201-1-046-2)	熊本市	大窪2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
180	八景水谷1丁目1	(201-1-047)	熊本市	八景水谷1丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第900号	平成22年9月24日	

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
181	八景水谷1丁目２－１	(201-1-048-1)	熊本市	八景水谷1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
182	八景水谷1丁目２－２	(201-1-048-2)	熊本市	八景水谷1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
183	打越町－１	(201-1-074-1)	熊本市	打越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
184	打越町－２	(201-1-074-2)	熊本市	打越町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
185	水浦	(201-1-075)	熊本市	打越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
186	舟場－１	(201-1-117-1)	熊本市	打越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
187	舟場－２	(201-1-117-2)	熊本市	打越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
削除	舟場－３	(201-1-117-3)	熊本市	打越町	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	解除・再指定により削除
188	横手4丁目１	(201-1-140)	熊本市	横手4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
189	横手4丁目２	(201-1-141)	熊本市	横手4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
190	居屋敷	(201-1-165)	熊本市	池上町 戸坂町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
191	横手原	(201-1-167)	熊本市	横手3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
192	北内潟	(201-1-180)	熊本市	小島下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
193	花園7丁目江福田１	(201-1-189-1)	熊本市	釜尾町 花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
194	花園7丁目江福田２	(201-1-189-2)	熊本市	釜尾町 花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
195	河内	(201-1-010)(人)	熊本市	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
196	長畑	(201-2-048)	熊本市	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
197	島ヶ浦	(201-2-049)	熊本市	大窪1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
198	馬狭	(201-2-050)	熊本市	大窪1丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
199	船津	(201-2-054)	熊本市	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
200	島ヶ浦	(201-2-097)	熊本市	大窪1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
201	横手2丁目２	(201-2-101)	熊本市	横手2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
202	川床	(201-2-105)	熊本市	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第900号	平成22年9月24日	
203	八久保	(363-2-001)	玉名市 熊本市 熊本市	天水町小天 河内町白浜 河内町野出	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	玉名市と重複
204	弓削３	(201-1-051)	熊本市	龍田弓削1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
205	弓削４	(201-1-052)	熊本市	龍田町弓削	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
206	龍田２丁目	(201-1-080)	熊本市	龍田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
207	新開	(201-1-081)	熊本市	龍田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
208	上立田１	(201-1-082)	熊本市	龍田7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
削除	前原・落水	(201-1-083)	熊本市	龍田陣内4丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	解除・再指定により削除
209	上立田２	(201-1-084)	熊本市	龍田7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
210	小山町１	(201-1-086)	熊本市	小山6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
211	小山町２	(201-1-087)	熊本市	小山6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
212	堤尻	(201-1-121)	熊本市	龍田陣内1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
213	新南部2丁目	(201-1-124)	熊本市	新南部2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
214	戸島町	(201-1-125)	熊本市	戸島本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
215	戸島町1	(201-1-191)	熊本市	戸島本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
216	弓削	(201-2-053)	熊本市	龍田町弓削	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
217	堂の前屋敷	(201-2-064)	熊本市	龍田2丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
218	戸島町2	(201-2-071)	熊本市	戸島本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第546号	平成24年4月3日	
219	弓削2	(201-1-050)	熊本市北区	龍田町弓削	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
220	近津	(201-1-126)	熊本市西区	松尾町近津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
221	二の丸	(201-1-147)	熊本市中央区	二の丸	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
222	松尾-1	(201-1-158-1)	熊本市西区	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
223	松尾-2	(201-1-158-2)	熊本市西区	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
224	松尾-3	(201-1-158-3)	熊本市西区	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
225	戸坂-1	(201-1-166-1)	熊本市中央区	横手2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
226	戸坂-2	(201-1-166-2)	熊本市中央区	横手2丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
227	戸坂-3	(201-1-166-3)	熊本市中央区	横手3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
228	横手町(1)-1	(201-1-169-1)	熊本市中央区	横手2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
229	横手町(1)-2	(201-1-169-2)	熊本市中央区	横手2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
230	横手町(2)-1	(201-1-170-1)	熊本市中央区	横手3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
231	横手町(2)-2	(201-1-170-2)	熊本市中央区	横手3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
232	横手町(2)-3	(201-1-170-3)	熊本市中央区	横手3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
233	横手町(2)-4	(201-1-170-4)	熊本市中央区	横手3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
234	横手町(3)-1	(201-1-171-1)	熊本市西区	春日4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
235	横手町(3)-2	(201-1-171-2)	熊本市西区	横手2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
236	横手2･4丁目	(201-1-175)	熊本市西区	横手2丁目 春日4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
237	上松尾5	(201-1-179)	熊本市西区	松尾町上松尾 （百貫石）	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
238	城山2	(201-1-184)	熊本市西区	上代9丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
239	春日4丁目1	(201-1-192)	熊本市西区	春日4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
240	春日4丁目2	(201-1-193)	熊本市西区	春日4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
241	上松尾	(201-1-009(人))	熊本市西区	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
242	上松尾1-1	(201-2-072-1)	熊本市西区	松尾町近津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
243	上松尾1-2	(201-2-072-2)	熊本市西区	松尾町近津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
244	上松尾6	(201-2-087)	熊本市西区	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
245	百貫関	(201-2-089)	熊本市西区	松尾町上松尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
246	北浦	(201-2-091)	熊本市西区	上代9丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
247	二の丸	(201-2-094)	熊本市中央区	宮内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1054号	平成24年9月14日	
248	池上川	(201-1-034)	熊本市西区	池上町 上高橋2丁目	土石流	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
249	畳石第2谷（貉谷川）	(201-1-044)	熊本市西区	河内町東門寺	土石流	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
250	天水湖-1	(201-1-033-1)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
251	天水湖-2	(201-1-033-2)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
252	白浜-1	(201-1-034-1)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
253	白浜-2	(201-1-034-2)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
254	白浜-3	(201-1-034-3)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
255	南丸尾-1	(201-1-035-1)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
256	南丸尾-2	(201-1-035-2)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
257	尾跡	(201-1-053)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
258	尾跡(2)	(201-1-054)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
259	小川内	(201-1-055)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
260	船津-1	(201-1-056-1)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
261	船津-2	(201-1-056-2)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
262	新地2-1	(201-1-058-1)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
263	新地2-2	(201-1-058-2)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
264	民胴-1	(201-1-059-1)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
265	民胴-2	(201-1-059-2)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
266	民胴-3	(201-1-059-3)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
267	田代-1	(201-1-060-1)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
268	田代-2	(201-1-060-2)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
269	田代-3	(201-1-060-3)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
270	田代-4	(201-1-060-4)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
271	清田	(201-1-090)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
272	葛山-1	(201-1-091-1)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
273	葛山-2	(201-1-091-2)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
274	葛山-3	(201-1-091-3)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
275	花園7丁目1	(201-1-092)	熊本市西区	花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
276	花園7丁目2	(201-1-093)	熊本市西区	花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
277	平	(201-1-094)	熊本市西区	花園6丁目 花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
削除	花園6丁目	(201-1-095)	熊本市西区	花園6丁目 花園7丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	解除・再指定により削除
278	花園5・6・7丁目	(201-1-096)	熊本市西区	花園5丁目 花園6丁目 花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
279	花園4・5丁目-1	(201-1-098-1)	熊本市西区	花園4丁目 花園5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
280	花園4・5丁目-2	(201-1-098-2)	熊本市西区	花園5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
削除	花園5丁目2	(201-1-101)	熊本市西区	花園5丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	解除・再指定により削除
281	寺原-1	(201-1-113-1)	熊本市中央区 熊本市中央区 熊本市西区	京町本丁 壺川2丁目 稗田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
282	寺原-2	(201-1-113-2)	熊本市西区	稗田町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
283	寺原-3	(201-1-113-3)	熊本市中央区 熊本市西区	壺川2丁目 稗田町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
284	稗田町	(201-1-114)	熊本市西区 熊本市西区 熊本市北区	稗田町 出町 津浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
285	谷尾崎町・島崎3丁目 (戸坂町・横手4丁目)	(201-1-139)	熊本市西区	戸坂町 横手4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
286	南平(2)(北平)	(201-1-163)	熊本市西区	池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
287	春日町	(201-1-172)	熊本市西区	春日6丁目 春日7丁目 春日8丁目 池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
288	前平	(201-2-028)	熊本市西区	河内町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
削除	甲後坂	(201-2-040)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	解除・再指定により削除
289	前川	(201-2-068)	熊本市西区	花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
290	池上町	(201-2-088)	熊本市西区	池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
291	林ノ下	(201-3-021)	熊本市北区	北迫町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
292	舞足	(201-3-022)	熊本市北区	北迫町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
293	垣添	(201-3-038)	熊本市北区	万楽寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
294	菰田	(201-3-039)	熊本市北区	立福寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
295	付山	(201-3-041)	熊本市北区	立福寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
296	浦畑・日の迫	(201-3-044)	熊本市北区	硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
297	惣門・東門寺	(201-3-048)	熊本市北区	立福寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第37号	平成26年1月21日	
298	井川道-1	(201-1-024-1)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
299	井川道-2	(201-1-024-2)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
300	井川道-3	(201-1-024-3)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
301	権現谷1	(201-1-188)	熊本市北区	飛田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
302	楢山	(201-3-001)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
303	三反1(三反田1)	(201-3-002)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
304	三反田2	(201-3-003)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
305	三反田3	(201-3-004)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
306	浦田	(201-3-005)	熊本市北区	小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
307	中原	(201-3-006)	熊本市北区	小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
308	鳥迫	(201-3-007)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
309	宝出原-1	(201-3-008-1)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
310	宝出原-2	(201-3-008-2)	熊本市北区	改寄町 小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
311	柳井田1-1	(201-3-009-1)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
312	柳井田1-2	(201-3-009-2)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
313	柳井田2	(201-3-010)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
314	津留	(201-3-011)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
315	井上	(201-3-012)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
316	木戸田	(201-3-013)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
317	小清水	(201-3-014)	熊本市北区	改寄町 小糸山町 明徳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
318	沖野	(201-3-015)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
319	山の上	(201-3-016)	熊本市北区	小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
320	清島-1	(201-3-017-1)	熊本市北区	小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
321	清島-2	(201-3-017-2)	熊本市北区	小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
322	外園	(201-3-018)	熊本市北区	明徳町 小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
323	宮の尾	(201-3-019)	熊本市北区	改寄町 明徳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
324	中尾	(201-3-023)	熊本市北区	鹿子木町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
325	ハツ江	(201-3-024)	熊本市北区	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
326	松尾平-1	(201-3-025-1)	熊本市北区	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
327	松尾平-2	(201-3-025-2)	熊本市北区	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
328	松尾口	(201-3-026)	熊本市北区	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
329	大平-1	(201-3-027-1)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
330	大平-2	(201-3-027-2)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
331	後口畑	(201-3-028)	熊本市北区	西梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
332	三崎前1	(201-3-029)	熊本市北区	西梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
333	三崎前2	(201-3-030)	熊本市北区	西梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
334	射の馬場	(201-3-031)	熊本市北区	大鳥居町 明徳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
335	井川迫	(201-3-032)	熊本市北区	大鳥居町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
336	迎-1	(201-3-033-1)	熊本市北区	大鳥居町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
337	迎-2	(201-3-033-2)	熊本市北区	大鳥居町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
338	荊平1	(201-3-034)	熊本市北区	大鳥居町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
339	前畑	(201-3-046)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
340	名越	(201-3-047)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第398号	平成26年4月11日	
341	木原川1	(342-1-001)	熊本市南区	富合町木原	土石流	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
342	木原川4	(342-1-003)	熊本市南区	富合町木原	土石流	○		熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
343	木原川3	(342-1-004)	熊本市南区	富合町木原	土石流	○		熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
344	木原川8	(342-1-005)	熊本市南区	富合町木原	土石流	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
345	永宮川	(342-1-006)	熊本市南区	富合町木原	土石流	○		熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
346	平原川4	(342-1-007)	熊本市南区	富合町平原	土石流	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
347	平原川5	(342-1-008)	熊本市南区	富合町平原	土石流	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
348	平原川2	(342-1-010)	熊本市南区	富合町平原	土石流	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
349	平原川3	(342-1-011)	熊本市南区	富合町平原	土石流	○		熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
350	平原川6	(342-1-012)	熊本市南区	富合町平原	土石流	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
351	山辺田川	(342-1-013)	熊本市南区	富合町平原	土石流	○		熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
352	木原川6	(342-2-001)	熊本市南区	富合町木原 城南町阿高	土石流	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
353	木原川9	(342-3-001)	熊本市南区	富合町木原	土石流	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
354	木原川5	(342-3-002)	熊本市南区	富合町木原 城南町阿高	土石流	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
355	木原川7	(342-3-003)	熊本市南区	富合町木原 城南町阿高	土石流	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
356	木原川10	(342-1001)	熊本市南区	富合町木原	土石流	○		熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
357	平原1	(342-1-001)	熊本市南区	富合町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
358	木原1(平原6)	(342-1-002)	熊本市南区	富合町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
359	平原2-1	(342-1-003-1)	熊本市南区	富合町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
360	平原2-2	(342-1-003-2)	熊本市南区	富合町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
361	平原2-3	(342-1-003-3)	熊本市南区	富合町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
362	木原2	(342-1-004)	熊本市南区	富合町木原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
363	居屋敷	(342-1-005)	熊本市南区	富合町木原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
削除	南田尻-1	(342-2-001-1)	熊本市南区	富合町南田尻	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	解除・再指定により削除
364	南田尻-2	(342-2-001-2)	熊本市南区	富合町南田尻	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
365	平原3	(342-2-002)	熊本市南区	富合町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
366	平原4	(342-2-003)	熊本市南区	富合町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
367	平原5	(342-2-004)	熊本市南区	富合町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
368	木原3	(342-2-005)	熊本市南区	富合町木原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
369	木原5-1	(342-2-007-1)	熊本市南区	富合町木原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
370	木原5-2	(342-2-007-2)	熊本市南区	富合町木原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
371	木原6	(342-2-008)	熊本市南区	富合町木原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
372	木原7	(342-2-009)	熊本市南区	富合町木原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
373	木原8	(342-2-010)	熊本市南区	富合町木原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
374	平原7	(342-3-001)	熊本市南区	富合町木原 富合町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
375	木原7-1	(342-3-002-1)	熊本市南区	富合町木原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
376	木原7-2	(342-3-002-2)	熊本市南区	富合町木原 富合町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
377	木原8(木原9)	(342-3-003)	熊本市南区	富合町木原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1206号	平成26年12月26日	
378	古閑前川	(201-1-008)	熊本市西区	河内町岳	土石流	○		熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
379	松尾川3	(201-1-027)	熊本市西区	上松尾町	土石流	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
380	松尾川4	(201-1-028)	熊本市西区	上松尾町	土石流	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
381	花立谷(花立谷川)	(201-1-031)	熊本市西区	中松尾町	土石流	○		熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
382	荒谷川	(201-1-032)	熊本市西区	中松尾町 松尾1丁目	土石流	○		熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
383	大将陣川	(201-2-003)	熊本市西区	河内町岳 河内町相ケ谷	土石流	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
384	園山-1	(201-1-064-1)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
385	園山-2	(201-1-064-2)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
386	園山-3	(201-1-064-3)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
387	江福田-1	(201-1-065-1)	熊本市北区	釜尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
388	江福田-2	(201-1-065-2)	熊本市北区	釜尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
389	江福田-3	(201-1-065-3)	熊本市北区	釜尾町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
390	江福田-4	(201-1-065-4)	熊本市北区	釜尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
391	江福田-5	(201-1-065-5)	熊本市北区	釜尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
392	江福田-6	(201-1-065-6)	熊本市北区	釜尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
393	江福田-7	(201-1-065-7)	熊本市北区	釜尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
394	梅洞(2)	(201-1-154)	熊本市西区	西松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
395	東竹洞-1	(201-1-155-1)	熊本市西区	西松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
396	東竹洞-2	(201-1-155-2)	熊本市西区	西松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
397	皆代	(201-1-159)	熊本市西区	松尾1丁目 上高橋2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
398	百貫	(201-1-177)	熊本市西区	西松尾町 小島9丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
399	千金甲	(201-1-178)	熊本市西区	小島9丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
400	楢崎	(201-1-181)	熊本市西区	小島8丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
401	南四番割	(201-1-182)	熊本市西区	小島3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
402	古閑前	(201-2-055)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
403	折地	(201-2-090)	熊本市西区	小島8丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
404	面木	(201-2-001(人))	熊本市西区	河内町面木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
405	本村屋敷	(201-3-061)	熊本市北区	釜尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
406	百貫石	(201-3-067)	熊本市西区	西松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	
407	上才又	(201-3-068)	熊本市西区	中松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第485号	平成27年5月19日	

4 災害警戒区域

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
408	堂平1	(384-2-005)	山鹿市 熊本市北区	鹿央町千田 植木町宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1018号	平成27年11月20日	再指定告示 山鹿市と重複
409	岩熊川	(211-1-005)	宇土市 熊本市南区	岩古曽町 富合町南田尻	土石流	○		熊本県告示第1053号	平成27年12月4日	再指定告示 宇土市と重複
解除	花園6丁目	(201-1-095)	熊本市西区	花園6丁目 花園7丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第217号	平成28年3月4日	解除告示
削除	花園6丁目	(201-1-095)	熊本市西区	花園6丁目 花園7丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第218号	平成28年3月4日	解除・再指定により削除
解除	南田尻－1	(342-2-001-1)	熊本市南区	富合町南田尻	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第291号	平成28年3月18日	解除告示
解除	甲後坂	(201-2-040)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第292号	平成28年3月18日	解除告示
410	南田尻－1	(342-2-001-1)	熊本市南区 宇土市	富合町南田尻 岩古曽町岩熊	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第293号	平成28年3月18日	再指定告示 宇土市と重複
411	甲後坂	(201-2-040)	熊本市西区 玉名市	河内町白浜 天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第293号	平成28年3月18日	再指定告示 玉名市と重複
412	本村1-2	(341-1-006-2)	熊本市南区	城南町陳内	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第294号	平成28年3月18日	
413	土鹿野-4	(341-1-008-4)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第294号	平成28年3月18日	
414	塘下	(341-1-021)	熊本市南区	城南町今吉野 城南町宮地	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第294号	平成28年3月18日	
415	沈目-2	(341-3-007-2)	熊本市南区	城南町沈目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第294号	平成28年3月18日	
416	小萩谷(西浦川1)	(201-2-008)	熊本市北区	貢町	土石流	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
417	畳石第1谷（西浦川2)	(201-2-009)	熊本市北区	貢町	土石流	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
418	東迫川2	(341-2-001)	熊本市南区	城南町阿高	土石流	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
419	阿高川	(341-3-001)	熊本市南区	城南町東阿高 城南町阿高	土石流	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
420	居屋敷1-1	(341-1-001-1)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
削除	居屋敷1-2	(341-1-001-2)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	解除・再指定により削除
421	居屋敷2-1	(341-1-002-1)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
422	居屋敷2-2	(341-1-002-2)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
423	一の谷	(341-1-003)	熊本市南区	城南町今吉野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
424	吉野	(341-1-004)	熊本市南区	城南町今吉野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
425	出水-1	(341-1-005-1)	熊本市南区	城南町出水 城南町舞原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
426	出水-2	(341-1-005-2)	熊本市南区	城南町出水 城南町舞原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
427	出水-3	(341-1-005-3)	熊本市南区	城南町出水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
428	本村1-1	(341-1-006-1)	熊本市南区	城南町陳内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
429	北口1	(341-1-007)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
430	土鹿野-1	(341-1-008-1)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
431	土鹿野-2	(341-1-008-2)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
432	土鹿野-3	(341-1-008-3)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
433	土鹿野-5	(341-1-008-5)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
434	尾窪1	(341-1-009)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
435	一の尾2	(341-1-011)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
436	一の尾3	(341-1-012)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
437	竹部原	(341-1-013)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
438	一の尾-1	(341-1-014-1)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
439	一の尾-2	(341-1-014-2)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
440	一の尾-3	(341-1-014-3)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
441	本村2	(341-1-015)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
442	居屋敷1(居屋敷5)	(341-1-016)	熊本市南区	城南町下宮地 城南町隈庄	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
削除	古城	(341-1-017)	熊本市南区	城南町隈庄	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	解除・再指定により削除
443	祇園寺(祇園寺1)	(341-1-018)	熊本市南区	城南町宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
444	前無田	(341-1-019)	熊本市南区	城南町宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
445	宮本-1	(341-1-020-1)	熊本市南区	城南町宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
446	宮本-2	(341-1-020-2)	熊本市南区	城南町宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
447	西原	(341-1-022)	熊本市南区	城南町今吉野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
448	居屋敷1(居屋敷6)	(341-1-023)	熊本市南区	城南町今吉野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
449	北志導寺	(341-1-001(人))	熊本市南区	城南町鰐瀬 城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
450	一の尾5	(341-1-002(人))	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
451	祇園寺(祇園寺2)	(341-1-003(人))	熊本市南区	城南町宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
452	居屋敷3	(341-2-001)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
453	居屋敷4	(341-2-002)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
454	葉山1-1	(341-2-003-1)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
455	葉山1-2	(341-2-003-2)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
456	葉山2	(341-2-004)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
457	平野	(341-2-005)	熊本市南区	城南町坂野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
削除	出水居屋敷	(341-2-006)	熊本市南区	城南町出水	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	解除・再指定により削除
458	奥野1	(341-2-007)	熊本市南区	城南町沈目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
459	奥野2	(341-2-008)	熊本市南区	城南町沈目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
460	沈目居屋敷	(341-2-009)	熊本市南区	城南町沈目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
461	北口2	(341-2-010)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
462	北口3	(341-2-011)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
463	北志導寺	(341-2-012)	熊本市南区	城南町鰐瀬 城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
464	尾窪2	(341-2-013)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
465	尾窪本村	(341-2-014)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
466	名荷谷1	(341-2-015)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
467	名荷谷2	(341-2-016)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
468	一の尾4	(341-2-017)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
469	新開	(341-2-018)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
470	本村3	(341-2-019)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
471	御領	(341-2-020)	熊本市南区	城南町東阿高 城南町阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
472	阿高1	(341-2-021)	熊本市南区	城南町阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
473	阿高2-1	(341-2-022-1)	熊本市南区	城南町阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
474	阿高2-2	(341-2-022-2)	熊本市南区	城南町阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
475	宮本	(341-2-023)	熊本市南区	城南町宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
476	松尾1	(341-2-025)	熊本市南区	城南町阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
477	松尾2	(341-2-026)	熊本市南区	城南町阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
478	平野1	(341-3-001)	熊本市南区	城南町坂野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
479	平野2	(341-3-002)	熊本市南区	城南町坂野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
480	坂本	(341-3-003)	熊本市南区	城南町坂野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	

	区域名	（番号）	市町村		自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
481	築地	(341-3-004)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
482	今吉野	(341-3-005)	熊本市南区	城南町今吉野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
483	居屋敷	(341-3-006)	熊本市南区	城南町出水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
484	沈目-1	(341-3-007-1)	熊本市南区	城南町沈目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
485	竹部原	(341-3-008)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
486	床並	(341-3-009)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
487	南藤山2	(341-3-011)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
488	南藤山3	(341-3-012)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
489	南藤山4	(341-3-013)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
490	南藤山6	(341-3-015)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
491	南藤山7	(341-3-016)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
492	南藤山8	(341-3-017)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
493	下原	(341-3-019)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
494	近道-1	(341-3-020-1)	熊本市南区	城南町陳内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
495	近道-2	(341-3-020-2)	熊本市南区	城南町陳内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
496	北口4	(341-3-021)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第295号	平成28年3月18日	
497	色出-3	(385-1-006-3)	熊本市北区	植木町色出	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第1021号	平成29年11月24日	
498	米塚	(385-1-008)	熊本市北区	植木町米塚	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第1021号	平成29年11月24日	
499	横尾-3	(385-1-014-3)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第1021号	平成29年11月24日	
500	宮原-1	(385-1-003-1)	熊本市北区	植木町宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
501	宮原-2	(385-1-003-2)	熊本市北区	植木町宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
502	宮原-3	(385-1-003-3)	熊本市北区	植木町宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
503	色出-1	(385-1-006-1)	熊本市北区	植木町色出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
504	色出-2	(385-1-006-2)	熊本市北区	植木町色出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
505	本村1-1	(385-1-007-1)	熊本市北区	植木町正清	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
506	本村1-2	(385-1-007-2)	熊本市北区	植木町正清	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
507	本村1-3	(385-1-007-3)	熊本市北区	植木町正清	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
508	諏訪尾-1	(385-1-009-1)	熊本市北区	植木町色出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
509	諏訪尾-2	(385-1-009-2)	熊本市北区	植木町色出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
510	伊知坊-1	(385-1-010-1)	熊本市北区	植木町伊知坊	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
511	伊知坊-2	(385-1-010-2)	熊本市北区	植木町伊知坊	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
512	横尾-1	(385-1-014-1)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
513	横尾-2	(385-1-014-2)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
514	横尾2	(385-1-015)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
515	加茂小屋	(385-1-016)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
516	立山-1	(385-1-017-1)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
517	立山-2	(385-1-017-2)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
518	宗像-1	(385-1-018-1)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
519	宗像-2	(385-1-018-2)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
520	余内-1	(385-1-019-1)	熊本市北区	植木町舟島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
521	余内-2	(385-1-019-2)	熊本市北区	植木町舟島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
522	余内-3	(385-1-019-3)	熊本市北区	植木町舟島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
523	亀東-1	(385-1-027-1)	熊本市北区	植木町亀甲	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
524	亀東-2	(385-1-027-2)	熊本市北区	植木町亀甲	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
525	亀東-3	(385-1-027-3)	熊本市北区	植木町亀甲	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
526	諏訪尾1	(385-2-001)	熊本市北区	植木町色出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
527	横尾3	(385-2-005)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
528	宗像1-1	(385-2-006-1)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
529	宗像1-2	(385-2-006-2)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
530	宗像3	(385-2-007)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
531	本村4	(385-2-008)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
532	横尾4-1	(385-2-009-1)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
533	横尾4-2	(385-2-009-2)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
534	亀東1-1	(385-2-017-1)	熊本市北区	植木町亀甲	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
535	亀東1-2	(385-2-017-2)	熊本市北区	植木町亀甲	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
536	大塚2	(385-2-036)	熊本市北区	植木町正清	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
537	余内3	(385-2-038)	熊本市北区	植木町舟島・伊知坊	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
538	平尾3-1	(385-2-039-1)	熊本市北区	植木町味取・亀甲	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
539	平尾3-2	(385-2-039-2)	熊本市北区	植木町味取	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
540	横尾5	(385-2-043)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
541	大塚	(385-3-001)	熊本市北区	植木町正清	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
542	諏訪尾1（諏訪尾3）	(385-3-003)	熊本市北区	植木町色出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
543	諏訪尾2	(385-3-004)	熊本市北区	植木町豊田・色出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
544	横尾1	(385-3-005)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
545	今藤	(385-3-008)	熊本市北区	植木町今藤	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
546	余内	(385-3-010)	熊本市北区	植木町舟島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
547	横尾2	(385-3-011)	熊本市北区	植木町豊田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
548	平井	(385-3-012)	熊本市北区	植木町亀甲	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1022号	平成29年11月24日	
549	本村3-2	(385-1-028-2)	熊本市北区	植木町有泉	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第1023号	平成29年11月24日	
550	山の上1-2	(385-3-009-2)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第1023号	平成29年11月24日	
551	中尾-1	(385-1-004-1)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
552	中尾-2	(385-1-004-2)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
553	中尾-3	(385-1-004-3)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
554	中尾2	(385-1-005)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
555	小清水-1	(385-1-011-1)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
556	小清水-2	(385-1-011-2)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
557	小塚	(385-1-012)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
558	長沼-1	(385-1-013-1)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
559	長沼-2	(385-1-013-2)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
560	草場2-1	(385-1-024-1)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
561	草場2-2	(385-1-024-2)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
562	草場2-3	(385-1-024-3)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
563	草場2-4	(385-1-024-4)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
564	草場2-5	(385-1-024-5)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
565	山本橋-1	(385-1-026-1)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
566	山本橋-2	(385-1-026-2)	熊本市北区	植木町内・山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
567	山本橋-3	(385-1-026-3)	熊本市北区	植木町味取・山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
568	本村3-1	(385-1-028-1)	熊本市北区	植木町有泉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
569	市場-1	(385-1-033-1)	熊本市北区	植木町岩野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
570	市場-2	(385-1-033-2)	熊本市北区	植木町岩野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
571	石川-1	(385-1-034-1)	熊本市北区	植木町石川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
572	石川-2	(385-1-034-2)	熊本市北区	植木町石川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
573	宮本	(385-2-002)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
574	砥石1	(385-2-003)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
575	丸山	(385-2-004)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
576	本村5-1	(385-2-012-1)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
577	本村5-2	(385-2-012-2)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
578	大般若塚	(385-2-013)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
579	西の原1	(385-2-014)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
580	本村6	(385-2-016)	熊本市北区	植木町有泉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
581	一木	(385-2-020)	熊本市北区	植木町一木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
582	小野	(385-2-021)	熊本市北区	植木町小野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
583	小園1	(385-2-034)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
584	臼井1-1	(385-2-035-1)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
585	臼井1-2	(385-2-035-2)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
586	臼井1-3	(385-2-035-3)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
587	山の上1	(385-2-037)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
588	仁連塔3	(385-2-042)	熊本市北区	植木町広住	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
589	結	(385-3-002)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
590	宮本-1	(385-3-006-1)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
591	宮本-2	(385-3-006-2)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
592	宮本-3	(385-3-006-3)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
593	内-1	(385-3-007-1)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
594	内-2	(385-3-007-2)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
595	内-3	(385-3-007-3)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
596	山の上1-1	(385-3-009-1)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
597	大般若塚-1	(385-3-019-1)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
598	大般若塚-2	(385-3-019-2)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
599	山の上2-1	(385-3-020-1)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
600	山の上2-2	(385-3-020-2)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
601	向原1-1	(385-3-021-1)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
602	向原1-2	(385-3-021-2)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
603	向原1-3	(385-3-021-3)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
604	今古閑	(385-3-022)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
605	平尾	(385-3-024)	熊本市北区	植木町味取	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
606	山口	(385-3-025)	熊本市北区	植木町岩野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
607	五両-1	(385-3-036-1)	熊本市北区	植木町一木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
608	五両-2	(385-3-036-2)	熊本市北区	植木町一木・山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
609	北広住	(385-3-049)	熊本市北区	植木町広住	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1024号	平成29年11月24日	
610	鐙田川	(385-1-005)	熊本市北区	植木町木留・辺田野	土石流	○		熊本県告示第1025号	平成29年11月24日	
611	木留川	(385-1-006)	熊本市北区	植木町木留	土石流	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
612	八幡川	(385-2-006)	熊本市北区	植木町円台寺・上古閑	土石流	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
613	埋原屋敷	(385-1-035)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
614	埋原1	(385-1-036)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
615	辺田野一1	(385-1-038-1)	熊本市北区	植木町辺田野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
616	辺田野一2	(385-1-038-2)	熊本市北区	植木町辺田野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
617	辺田野一3	(385-1-038-3)	熊本市北区	植木町辺田野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
618	辺田野一4	(385-1-038-4)	熊本市北区	植木町辺田野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
619	木留	(385-1-039)	熊本市北区	植木町上古閑	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
620	山口	(385-1-042)	熊本市北区	植木町木留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
621	那知1	(385-2-022)	熊本市北区	植木町那知	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
622	那知4	(385-2-024)	熊本市北区	植木町那知	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
623	内目2	(385-2-025)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
624	生野1	(385-2-027)	熊本市北区	植木町円台寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
625	生野2	(385-2-028)	熊本市北区	植木町円台寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
626	生野3	(385-2-029)	熊本市北区	植木町円台寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
627	辺田野1	(385-2-030)	熊本市北区	植木町辺田野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
628	石橋1	(385-2-041)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
629	那知（本村）	(385-2-044)	熊本市北区	植木町那知	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
630	轟一1	(385-3-026-1)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
631	轟一2	(385-3-026-2)	熊本市北区	植木町轟・豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
632	中尾2－1	(385-3-030-1)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
633	中尾2－2	(385-3-030-2)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
634	中尾2－3	(385-3-030-3)	熊本市北区	植木町豊岡・富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
635	轟2	(385-3-031)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
636	轟3	(385-3-032)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
637	轟4	(385-3-033)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
638	埋原1（埋原5）	(385-3-038)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
639	埋原2	(385-3-039)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
640	那知1（那知5）	(385-3-040)	熊本市北区	植木町那知	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
641	埋原3	(385-3-041)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
642	埋原4－1	(385-3-042-1)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
643	埋原4－2	(385-3-042-2)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
644	埋原4－3	(385-3-042-3)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
645	埋原4－4	(385-3-042-4)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
646	七本1－1	(385-3-043-1)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
647	七本1－2	(385-3-043-2)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
648	七本2－1	(385-3-044-1)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
649	七本2－2	(385-3-044-2)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
650	内目	(385-3-045)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
651	滴水	(385-3-046)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
652	那知2－1	(385-3-047-1)	熊本市北区	植木町那知	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
653	那知2－2	(385-3-047-2)	熊本市北区	植木町那知	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
654	円台寺一1	(385-3-048-1)	熊本市北区	植木町円台寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
655	円台寺一2	(385-3-048-2)	熊本市北区	植木町円台寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
656	生野1（生野4）	(385-3-050)	熊本市北区	植木町円台寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
657	生野2（生野5）	(385-3-051)	熊本市北区	植木町円台寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
658	原古閑1	(385-3-052)	熊本市北区	植木町上古閑	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
659	原古閑2	(385-3-053)	熊本市北区	植木町上古閑・木留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
660	原古閑3	(385-3-054)	熊本市北区	植木町上古閑・木留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
661	原古閑4	(385-3-055)	熊本市北区	植木町上古閑	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
662	辺田野1－1	(385-3-056-1)	熊本市北区	植木町木留・辺田野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
663	辺田野1－2	(385-3-056-2)	熊本市北区	植木町木留・辺田野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
664	辺田野2－1	(385-3-057-1)	熊本市北区	植木町辺田野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
665	辺田野2－2	(385-3-057-2)	熊本市北区	植木町辺田野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1026号	平成29年11月24日	
666	小畑川	(385-1-002)	熊本市北区	植木町平原・豊岡・富応	土石流	○		熊本県告示第1027号	平成29年11月24日	
667	中谷川-1	(385-1-003-1)	熊本市北区	植木町豊岡	土石流	○		熊本県告示第1027号	平成29年11月24日	
668	中谷川-2	(385-1-003-2)	熊本市北区	植木町豊岡	土石流	○		熊本県告示第1027号	平成29年11月24日	
669	舟底	(385-1-004)	熊本市北区	植木町豊岡	土石流	○		熊本県告示第1027号	平成29年11月24日	
670	上鈴麦1	(385-2-001)	熊本市北区	植木町鈴麦	土石流	○		熊本県告示第1027号	平成29年11月24日	
671	上鈴麦2	(385-2-002)	熊本市北区	植木町鈴麦	土石流	○		熊本県告示第1027号	平成29年11月24日	
672	上鈴麦3	(385-2-003)	熊本市北区	植木町鈴麦・平原	土石流	○		熊本県告示第1027号	平成29年11月24日	
673	大平川1	(385-2-004)	熊本市北区	植木町平原	土石流	○		熊本県告示第1027号	平成29年11月24日	
674	舟底(舟底1)	(385-2-005)	熊本市北区	植木町豊岡	土石流	○		熊本県告示第1027号	平成29年11月24日	
675	西山	(385-3-001)	熊本市北区	植木町富応	土石流	○		熊本県告示第1027号	平成29年11月24日	
676	大平川	(385-1-001)	熊本市北区	植木町平原	土石流	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
677	小畑	(385-3-002)	熊本市北区	植木町平原・山本・富応	土石流	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
678	百肥-1	(385-1-020-1)	熊本市北区	植木町鈴麦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
679	百肥-2	(385-1-020-2)	熊本市北区	植木町鈴麦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
680	谷-1	(385-1-021-1)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
681	谷-2	(385-1-021-2)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
682	谷-3	(385-1-021-3)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
683	谷-4	(385-1-021-4)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
684	大平-1	(385-1-022-1)	熊本市北区	植木町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
685	大平-2	(385-1-022-2)	熊本市北区	植木町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
686	後田	(385-1-023)	熊本市北区	植木町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
687	小畑	(385-1-025)	熊本市北区	植木町富応・平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
688	舟底	(385-1-030)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
689	迎原-1	(385-1-031-1)	熊本市北区	植木町豊岡・富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
690	迎原-2	(385-1-031-2)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
691	迎原-3	(385-1-031-3)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
692	西山	(385-1-032)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
693	停車場	(385-1-040)	熊本市北区	植木町荻迫・鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
694	鐙田	(385-1-041)	熊本市北区	植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
695	中谷2	(385-2-010)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
696	大平2	(385-2-011)	熊本市北区	植木町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
697	迎原1	(385-2-018)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
698	西山1	(385-2-019)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
699	荻迫1	(385-2-031)	熊本市北区	植木町荻迫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
700	鐙田1	(385-2-032)	熊本市北区	植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
701	荻迫3	(385-2-033)	熊本市北区	植木町荻迫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
702	市尾1-1	(385-2-040-1)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
703	市尾1-2	(385-2-040-2)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
704	大平1	(385-3-013)	熊本市北区	植木町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
705	大平2(大平6)	(385-3-014)	熊本市北区	植木町平原・鈴麦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
706	中谷	(385-3-015)	熊本市北区	植木町豊岡・平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
707	大平3	(385-3-016)	熊本市北区	植木町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
708	大平4	(385-3-017)	熊本市北区	植木町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
709	大平5	(385-3-018)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
710	迎原	(385-3-027)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
711	市尾	(385-3-028)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
712	中尾1	(385-3-029)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
713	中尾3	(385-3-034)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
714	西山(西山2)	(385-3-035)	熊本市北区	植木町富応・鞍掛	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
715	舞尾	(385-3-037)	熊本市北区	植木町舞尾・鞍掛	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
716	北中尾1	(385-3-058)	熊本市北区	植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
717	北中尾2	(385-3-059)	熊本市北区	植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
718	北中尾3	(385-3-060)	熊本市北区	植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
719	向坂2-1	(385-3-062-1)	熊本市北区	植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
720	向坂2-2	(385-3-062-2)	熊本市北区	植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
721	投刀塚1	(385-3-064)	熊本市北区	植木町投刀塚・鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
722	投刀塚2	(385-3-065)	熊本市北区	植木町投刀塚・滴水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
723	荻迫1	(385-3-066)	熊本市北区	植木町荻迫・滴水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
724	荻迫2	(385-3-067)	熊本市北区	植木町荻迫・滴水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
725	荻迫3(荻迫4)	(385-3-068)	熊本市北区	植木町荻迫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1028号	平成29年11月24日	
726	白浜川	(201-1-001)	熊本市西区	河内町白浜	土石流	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
727	小責川－1	(201-1-003-1)	熊本市西区	河内町船津	土石流	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
728	小責川－2	(201-1-003-2)	熊本市西区	河内町船津、河内町野出	土石流	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
729	平川－1	(201-1-035-1)	熊本市西区	池上町	土石流	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
730	麹川2－1	(201-1-039-1)	熊本市西区	島崎7丁目、島崎5丁目	土石流	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
731	麹川2－2	(201-1-039-2)	熊本市西区	河内町岳、花園7丁目	土石流	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
732	前川－1	(201-1-041-1)	熊本市西区	花園7丁目、花園6丁目	土石流	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
733	合戸第1谷－1（立福寺川－1）	(201-1-045-1)	熊本市	西区河内町大多尾、河内町東門寺、北区立福寺町	土石流	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
734	皮篭石川	(201-2-011)	熊本市北区	和泉町、立福寺町	土石流	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
735	近津川3	(201-1001)	熊本市西区	松尾町近津	土石流	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
736	八代町－2	(201-1-043-2)	熊本市北区	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
737	弓削－2	(201-1-049-2)	熊本市北区	龍田町弓削	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
738	小山－2	(201-1-085-2)	熊本市東区	小山6丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
739	小山－3	(201-1-085-3)	熊本市東区	小山6丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
740	塩谷（B）－1	(201-1-088-1)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
741	塩谷（B）－2	(201-1-088-2)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
742	花園－1	(201-1-097-1)	熊本市西区	花園6丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
743	花園－2	(201-1-097-2)	熊本市西区	花園6丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
744	花園－3	(201-1-097-3)	熊本市西区	花園6丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
745	池田2丁目3－2	(201-1-103-2)	熊本市西区	池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
746	池田1丁目1	(201-1-105)	熊本市西区	池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
747	谷尾崎－1	(201-1-131-1)	熊本市西区	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
748	谷尾崎－2	(201-1-131-2)	熊本市西区	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
749	春日5丁目2－1	(201-1-176-1)	熊本市西区	春日5丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
750	高野峯－3	(201-1-186-3)	熊本市西区	上代1丁目、池上町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
751	二の丸－1	(201-1-7(人)-1)	熊本市中央区	二の丸、古城町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
752	船津	(201-12)	熊本市西区	河内町船津	地滑り	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
753	近津	(201-81)	熊本市西区	松尾町近津	地滑り	○		熊本県告示第274号の7	平成30年3月29日	
754	近津川2	(201-1-019)	熊本市西区	松尾町近津	土石流	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
755	谷川	(201-1-033)	熊本市西区	上高橋2丁目、高橋町2丁目、松尾町上松尾	土石流	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
756	平川－2	(201-1-035-2)	熊本市西区	池上町	土石流	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
757	谷尾崎川－1	(201-1-036-1)	熊本市西区	谷尾崎町	土石流	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
758	谷尾崎川－2	(201-1-036-2)	熊本市西区	谷尾崎町	土石流	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
759	前川－2	(201-1-041-2)	熊本市西区	花園7丁目、花園6丁目	土石流	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
760	合戸第1谷（立福寺川）－2	(201-1-045-2)	熊本市西区	河内町東門寺	土石流	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
761	合戸第2谷（西鶴川）	(201-1-046)	熊本市北区	太郎迫町、立福寺町	土石流	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
762	須原谷（須原川）	(201-2-001)	熊本市西区	河内町河内、河内町野出	土石流	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
763	東平－1	(201-1-014-1)	熊本市西区	河内町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
764	東平－2	(201-1-014-2)	熊本市西区	河内町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
765	東平－3	(201-1-014-3)	熊本市西区	河内町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
766	東平－4	(201-1-014-4)	熊本市西区	河内町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
767	上屋敷	(201-1-015)	熊本市北区	万楽寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
768	日平屋敷	(201-1-016)	熊本市北区	万楽寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
769	西鶴	(201-1-017)	熊本市北区	立福寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
770	上屋敷(B)	(201-1-018)	熊本市北区	立福寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
771	市迫（一迫）－1	（201-1-020-1）	熊本市北区	硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
772	市迫（一迫）－2	（201-1-020-2）	熊本市北区	硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
773	庄屋敷－1	（201-1-021-1）	熊本市北区	硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
774	庄屋敷－2	（201-1-021-2）	熊本市北区	硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
775	庄屋敷－3	（201-1-021-3）	熊本市北区	硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
776	日平	（201-1-041）	熊本市西区	河内町東門寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
777	八代町－1	（201-1-043-1）	熊本市北区	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
778	大窪	（201-1-044）	熊本市北区	大窪1丁目、大窪2丁目、下硯川1丁目、徳王2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
779	弓削－1	（201-1-049-1）	熊本市北区	龍田町弓削	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
780	新地1	（201-1-057）	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
781	野出居屋敷	（201-1-061）	熊本市西区	河内町野出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
782	池田4丁目（池田4丁目3）	（201-1-066）	熊本市西区	池田2丁目、池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
783	池田4丁目2－1	（201-1-067-1）	熊本市西区	池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
784	池田4丁目2－2	（201-1-067-2）	熊本市西区	池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
785	高平	（201-1-068）	熊本市北区	高平1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
786	高平1丁目	（201-1-069）	熊本市北区	高平1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
787	池田2丁目2	（201-1-070）	熊本市西区	池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
788	池田2丁目	（201-1-071）	熊本市西区	池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
789	津浦町1	（201-1-072）	熊本市北区	津浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
790	津浦町2	（201-1-073）	熊本市北区	津浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
791	万石（万石2）	（201-1-076）	熊本市北区	清水万石5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
792	清水万石4丁目	（201-1-077）	熊本市北区	清水万石4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
793	清水万石2丁目－1	（201-1-078-1）	熊本市北区	清水万石2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
794	清水万石2丁目－2	（201-1-078-2）	熊本市北区	清水万石2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
795	清水万石1丁目－1	（201-1-079-1）	熊本市北区	室園町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
796	清水万石1丁目－2	（201-1-079-2）	熊本市北区	室園町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
797	清水万石1丁目－3	（201-1-079-3）	熊本市北区	室園町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
798	小山－1	（201-1-085-1）	熊本市東区	小山6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
799	塩谷	（201-1-089）	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
800	花園5丁目	（201-1-099）	熊本市西区	花園5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
801	本妙寺	（201-1-100）	熊本市西区	花園2丁目、花園4丁目、花園5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
802	山の下	（201-1-102）	熊本市西区	池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
803	池田2丁目3－1	（201-1-103-1）	熊本市西区	池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
804	池田1丁目2	（201-1-104）	熊本市西区	池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
805	岩ヶ鼻－1	（201-1-106-1）	熊本市西区	池田1丁目、池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
806	岩ヶ鼻－2	（201-1-106-2）	熊本市西区	池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
807	岩ヶ鼻－3	（201-1-106-3）	熊本市西区	池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
808	池田	（201-1-107）	熊本市西区	池田1丁目、上熊本3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
809	上熊本	（201-1-108）	熊本市西区	池田1丁目、上熊本3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
810	京町本丁	（201-1-109）	熊本市	西区京町本丁、中央区京町2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
811	京町2丁目－1	（201-1-110-1）	熊本市中央区	京町2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
削除	京町2丁目－2	（201-1-110-2）	熊本市中央区	京町2丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	解除、再指定により削除
812	新坂－1	（201-1-111-1）	熊本市中央区	京町2丁目、壺川1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
813	新坂－2	（201-1-111-2）	熊本市中央区	京町2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
814	新坂－3	（201-1-111-3）	熊本市中央区	京町2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
815	壺川－1	（201-1-112-1）	熊本市中央区	京町2丁目、壺川1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
816	壺川－2	（201-1-112-2）	熊本市中央区	京町2丁目、壺川1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
817	打越	（201-1-115）	熊本市北区	津浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
818	津浦－1	（201-1-116-1）	熊本市	北区津浦町、西区出町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
819	津浦－2	（201-1-116-2）	熊本市	北区津浦町、西区出町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
削除	津浦－3	（201-1-116-3）	熊本市北区	津浦町	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	解除・再指定により削除
820	室園	（201-1-118）	熊本市北区	室園町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
821	黒髪5丁目－1	（201-1-119-1）	熊本市中央区	黒髪5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
822	黒髪5丁目－2	（201-1-119-2）	熊本市中央区	黒髪5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
823	黒髪6・8丁目－1	（201-1-120-1）	熊本市中央区	黒髪6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
824	黒髪6・8丁目－2	（201-1-120-2）	熊本市中央区	黒髪6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
825	黒髪6・8丁目－3	（201-1-120-3）	熊本市中央区	黒髪6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
826	陣内（陳内）－1	（201-1-122-1）	熊本市北区	龍田陳内1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
827	陣内（陳内）－2	（201-1-122-2）	熊本市北区	龍田陳内1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
828	黒髪7丁目－1	（201-1-123-1）	熊本市中央区	黒髪7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
829	黒髪7丁目－2	（201-1-123-2）	熊本市中央区	黒髪7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
830	黒髪7丁目－3	（201-1-123-3）	熊本市中央区	黒髪7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
831	島崎7丁目	（201-1-128）	熊本市西区	島崎7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
832	島崎－1	（201-1-135-1）	熊本市西区	島崎4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
833	島崎－2	（201-1-135-2）	熊本市西区	島崎4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
834	島崎－3	（201-1-135-3）	熊本市西区	島崎4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
835	新町	（201-1-142）	熊本市中央区	新町3丁目、宮内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
836	古京町	（201-1-143）	熊本市	西区上熊本2丁目、中央区古京町、中央区段山本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
837	新堀町	（201-1-144）	熊本市	中央区古京町、西区上熊本1丁目、西区上熊本2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
削除	京町1丁目	（201-1-145）	熊本市	西区上熊本1丁目、中央区京町1丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	解除・再指定により削除
838	古城町	（201-1-148）	熊本市中央区	古城町、二の丸	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
839	千葉城町	（201-1-149）	熊本市中央区	千葉城町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
840	上高橋－1	（201-1-160-1）	熊本市西区	上高橋2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
841	上高橋－2	（201-1-160-2）	熊本市西区	上高橋2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
842	上高橋－3	（201-1-160-3）	熊本市西区	上高橋2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
843	谷口	（201-1-162）	熊本市西区	池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
844	南平－1	（201-1-164-1）	熊本市西区	池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
845	南平－2	（201-1-164-2）	熊本市西区	池上町、春日6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
846	南平－3	（201-1-164-3）	熊本市西区	池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
847	横手2丁目	（201-1-168）	熊本市中央区	横手2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
848	春日5丁目－1	（201-1-173-1）	熊本市西区	春日5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
849	春日5丁目－2	（201-1-173-2）	熊本市西区	春日5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
850	春日4丁目	（201-1-174）	熊本市西区	春日4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	

	区域名	（番号）	市町村		自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
851	春日5丁目2－2	(201-1-176-2)	熊本市西区	春日5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
852	城山1－1	(201-1-183-1)	熊本市西区	上代9丁目、城山大塘1丁目、高橋町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
853	城山1－2	(201-1-183-2)	熊本市西区	上代9丁目、高橋町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
854	高野山－1	(201-1-185-1)	熊本市西区	池上町、上高橋1丁目、上代1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
855	高野山－2	(201-1-185-2)	熊本市西区	上代1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
856	高野山－3	(201-1-185-3)	熊本市西区	上代1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
857	高野山－4	(201-1-185-4)	熊本市西区	上代1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
858	高野峯－1	(201-1-186-1)	熊本市西区	上代1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
859	高野峯－2	(201-1-186-2)	熊本市西区	上代1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
860	健軍本町	(201-1-187)	熊本市東区	健軍本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
861	清水万石4丁目(清水万石4丁目2)	(201-1-190)	熊本市北区	清水万石4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
862	大迫	(201-1-001(人))	熊本市北区	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
863	井川北谷	(201-1-002(人))	熊本市北区	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
864	兎谷	(201-1-003(人))	熊本市北区	清水岩倉3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
865	花園(2)	(201-1-005(人))	熊本市西区	花園5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
866	新町(2)	(201-1-006(人))	熊本市中央区	新町3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
867	二の丸－2	(201-1-007(人)-2)	熊本市中央区	二の丸	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
868	二の丸－3	(201-1-007(人)-3)	熊本市中央区	二の丸	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
869	千葉城町(千葉城町2)	(201-1-008(人))	熊本市中央区	千葉城町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
870	小迫－1	(201-2-051-1)	熊本市北区	山室1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
削除	小迫－2	(201-2-051-2)	熊本市北区	山室1丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	解除・再指定により削除
871	飛田4丁目	(201-2-052)	熊本市北区	飛田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
872	花園7丁目4	(201-2-059)	熊本市西区	花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
873	花園7丁目5	(201-2-060)	熊本市西区	花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
874	池田4丁目(池田4丁目4)	(201-2-061)	熊本市西区	池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
875	池田2丁目－1	(201-2-062-1)	熊本市西区	池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
876	池田2丁目－2	(201-2-062-2)	熊本市西区	池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
877	平の山	(201-2-065)	熊本市東区	上南部2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
878	黒髪7丁目	(201-2-070)	熊本市中央区	黒髪7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
879	万石(万石3)	(201-2-093)	熊本市北区	清水万石4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
880	池田1丁目3	(201-2-098)	熊本市西区	上熊本3丁目、池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
削除	京町1丁目2	(201-2-100)	熊本市中央区	京町1丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	解除・再指定により削除
881	中平	(201-2-103)	熊本市西区	河内町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
882	京町	(201-2-106)	熊本市中央区	京町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
883	山ノ下	(201-3-020)	熊本市北区	北迫町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
884	陣内下	(201-3-036)	熊本市北区	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
885	本村屋敷－1	(201-3-037-1)	熊本市北区	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
886	本村屋敷－2	(201-3-037-2)	熊本市北区	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
887	山口屋敷・陣田崎－1	(201-3-040-1)	熊本市北区	和泉町、立福寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
888	山口屋敷・陣田崎－2	(201-3-040-2)	熊本市北区	和泉町、立福寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
889	居屋敷	(201-3-042)	熊本市北区	硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
890	曲尾2	(201-3-050)	熊本市北区	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
891	黒井	(201-3-051)	熊本市北区	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
892	井川北谷－1	(201-3-052-1)	熊本市北区	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
893	井川北谷－2	(201-3-052-2)	熊本市北区	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
894	井川南谷－1	(201-3-053-1)	熊本市北区	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
895	井川南谷－2	(201-3-053-2)	熊本市北区	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
896	井川南谷－3	(201-3-053-3)	熊本市北区	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
897	狩衣	(201-3-054)	熊本市北区	下硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
898	池田4丁目・津留－1	(201-3-060-1)	熊本市	西区池田4丁目、北区釜尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
899	池田4丁目・津留－2	(201-3-060-2)	熊本市	西区池田4丁目、北区釜尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
900	池田3丁目・大坪－1	(201-3-062-1)	熊本市	北区池田3丁目、西区池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
901	池田3丁目・大坪－2	(201-3-062-2)	熊本市北区	池田3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
902	上松尾	(201-3-063)	熊本市西区	松尾町近津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
903	近津	(201-3-064)	熊本市西区	松尾町近津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
904	園山	(201-3-065)	熊本市西区	松尾町近津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
905	来迎院	(201-3-066)	熊本市西区	池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
906	谷口2	(201-1001)	熊本市西区	池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
907	清水亀井町	(201-1002)	熊本市北区	清水亀井町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
908	向坂1	(385-3-061)	熊本市北区	植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
909	向坂3	(385-3-063)	熊本市北区	植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号の8	平成30年3月29日	
解除	京町2丁目－2	(201-1-110-2)	熊本市中央区	京町2丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第178号	令和元年7月16日	解除告示
910	京町2丁目－2	(201-1-110-2)	熊本市中央区	京町2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	令和元年7月16日	再指定告示
911	宝出原-3	(K-201-0003)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第614号	令和3年7月16日	
912	谷山-2	(K-201-0040)	熊本市北区	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第614号	令和3年7月16日	
913	相迫	(K-201-0001)	熊本市北区	小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第615号	令和3年7月16日	
914	向原-2	(K-201-0002)	熊本市北区	小糸山町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第615号	令和3年7月16日	
915	立石-2	(K-201-0004)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第615号	令和3年7月16日	
916	木戸田-2	(K-201-0005)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第615号	令和3年7月16日	
917	中野1	(K-201-0007)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第615号	令和3年7月16日	
918	神園	(K-201-0017)	熊本市北区	万楽寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第615号	令和3年7月16日	
919	甲塚	(K-201-0019)	熊本市北区	太郎迫町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第615号	令和3年7月16日	
920	三つ丸屋敷	(K-201-0037)	熊本市北区	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第615号	令和3年7月16日	
921	中尾原	(K-201-0038)	熊本市北区	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第615号	令和3年7月16日	
解除	島崎4丁目	(201-1-138)	熊本市西区	島崎4丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第616号	令和3年7月16日	解除告示
解除	舟場-3	(201-1-117-3)	熊本市北区	打越町	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第617号	令和3年7月16日	解除告示
解除	花園5丁目2	(201-1-101)	熊本市西区	花園5丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第618号	令和3年7月16日	解除告示
解除	津浦-3	(201-1-116-3)	熊本市北区	津浦町	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第619号	令和3年7月16日	解除告示
解除	京町1丁目	(201-1-145)	熊本市西区 熊本市中央区	上熊本1丁目 京町1丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第619号	令和3年7月16日	解除告示
解除	京町1丁目2	(201-2-100)	熊本市中央区	京町1丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第619号	令和3年7月16日	解除告示
922	花園5丁目2	(201-1-101)	熊本市西区	花園5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	令和3年7月16日	再指定告示
923	津浦-3	(201-1-116-3)	熊本市北区	津浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	令和3年7月16日	再指定告示
924	舟場-3	(201-1-117-3)	熊本市北区	打越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	令和3年7月16日	再指定告示
925	島崎4丁目	(201-1-138)	熊本市西区	島崎4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	令和3年7月16日	再指定告示

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
926	京町1丁目	(201-1-145)	熊本市西区 熊本市中央区	上熊本1丁目 京町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	令和3年7月16日	再指定告示
927	京町1丁目2	(201-2-100)	熊本市中央区	京町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	令和3年7月16日	再指定告示
928	糸山1	(K-201-0009)	熊本市北区	明徳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
929	糸山2	(K-201-0010)	熊本市北区	明徳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
930	尾ノ上2	(K-201-0011)	熊本市北区	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
931	松尾口2	(K-201-0012)	熊本市北区	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
932	居屋敷2	(K-201-0014)	熊本市北区	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
933	山ノ上2	(K-201-0035)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
934	谷山2	(K-201-0036)	熊本市北区	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
935	名越2	(K-201-0044)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
936	長峰屋敷2	(K-201-0047)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
937	藤山1	(K-341-0009)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
938	藤山2	(K-341-0010)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
939	北志導寺2	(K-341-0012)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
940	鰐瀬1	(K-341-0013)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
941	南藤山9	(K-341-0017)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
942	南藤山10	(K-341-0018)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
943	鰐瀬2	(K-341-0019)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
944	鰐瀬3	(K-341-0020)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第621号	令和3年7月16日	
解除	居屋敷1-2	(341-1-001-2)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第622号	令和3年7月16日	解除告示
解除	古城	(341-1-017)	熊本市南区	城南町隈庄	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第622号	令和3年7月16日	解除告示
解除	出水居屋敷	(341-2-006)	熊本市南区	城南町出水	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第622号	令和3年7月16日	解除告示
945	居屋敷1-2	(341-1-001-2)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第623号	令和3年7月16日	再指定告示
946	古城	(341-1-017)	熊本市南区	城南町隈庄 城南町宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第623号	令和3年7月16日	再指定告示
947	出水居屋敷	(341-2-006)	熊本市南区	城南町出水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第623号	令和3年7月16日	再指定告示
948	小川内(A)2	(K-201-0061)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第624号	令和3年7月16日	
949	白浜川2	(D-201-0002)	熊本市西区	河内町白浜	土石流	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
950	白浜4	(K-201-0057)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
951	白浜5	(K-201-0058)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
952	白浜6	(K-201-0059)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
953	小川内(A)1	(K-201-0060)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
954	尾跡(3)	(K-201-0062)	熊本市西区	河内町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
955	中川内	(K-201-0149)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
956	清田	(K-201-0150)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
957	塩屋(C)1	(K-201-0151)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
958	塩屋(C)2	(K-201-0153)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
959	塩屋(C)3	(K-201-0154)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
960	塩屋(C)4	(K-201-0155)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
961	葛山-4	(K-201-0158)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
962	山ノ内	(K-201-0252)	熊本市東区	山ノ内1丁目 山ノ内3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第625号	令和3年7月16日	
解除	近津川1	(201-1-018)	熊本市西区	松尾町近津	土石流	×	×	熊本県告示第626号	令和3年7月16日	解除告示
963	近津川1	(201-1-018)	熊本市西区	松尾町近津	土石流	○		熊本県告示第627号	令和3年7月16日	再指定告示
964	白浜-4	(K-201-0063)	熊本市西区	河内町白浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第628号	令和3年7月16日	
965	野出4	(K-201-0067)	熊本市西区	河内町野出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第628号	令和3年7月16日	
966	大多尾	(K-201-0068)	熊本市西区	河内町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第628号	令和3年7月16日	
967	野出5	(K-201-0069)	熊本市西区	河内町野出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第628号	令和3年7月16日	
968	野出6	(K-201-0070)	熊本市西区	河内町野出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第628号	令和3年7月16日	
969	野出7	(K-201-0071)	熊本市西区	河内町野出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第628号	令和3年7月16日	
削除	野出8	(K-201-0072)	熊本市西区	河内町野出	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第628号	令和3年7月16日	解除・再指定により削除
970	坂野1	(D-341-0001)	熊本市南区	城南町坂野	土石流	○		熊本県告示第629号	令和3年7月16日	
971	坂野3	(D-341-0003)	熊本市南区	城南町坂野	土石流	○		熊本県告示第629号	令和3年7月16日	
972	木原川11	(D-341-0004)	熊本市南区	城南町阿高	土石流	○		熊本県告示第629号	令和3年7月16日	
973	坂野2	(D-341-0002)	熊本市南区	城南町坂野	土石流	○	○	熊本県告示第630号	令和3年7月16日	
974	東迫川3	(D-341-0005)	熊本市南区	城南町阿高	土石流	○	○	熊本県告示第630号	令和3年7月16日	
975	東迫川4	(D-341-0006)	熊本市南区	城南町阿高	土石流	○	○	熊本県告示第630号	令和3年7月16日	
976	東阿高	(D-341-0007)	熊本市南区	城南町東阿高	土石流	○	○	熊本県告示第630号	令和3年7月16日	
977	木原川12	(D-342-0001)	熊本市南区	富合町木原	土石流	○	○	熊本県告示第630号	令和3年7月16日	
978	居屋敷3	(K-341-0001)	熊本市南区	城南町築地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第630号	令和3年7月16日	
979	本村4	(K-341-0002)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第630号	令和3年7月16日	
980	一の尾6	(K-341-0004)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第630号	令和3年7月16日	
981	東阿高	(K-341-0007)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第630号	令和3年7月16日	
982	藤山5	(K-341-0008)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第630号	令和3年7月16日	
983	南田尻2	(K-342-0001)	熊本市南区	富合町南田尻 富合町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第630号	令和3年7月16日	
984	木原10	(K-342-0003)	熊本市南区	富合町木原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第630号	令和3年7月16日	
985	本村	(D-385-0014)	熊本市北区	植木町那知	土石流	○		熊本県告示第237号	令和4年3月25日	
986	坂口	(D-385-0016)	熊本市北区	植木町辺田野	土石流	○		熊本県告示第237号	令和4年3月25日	
987	牛ヶ迫	(D-385-0012)	熊本市北区	植木町那知	土石流	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
988	下長谷	(D-385-0013)	熊本市北区	植木町轟	土石流	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
989	生野	(D-385-0015)	熊本市北区	植木町円台寺	土石流	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
990	迫ノ上	(K-201-0050)	熊本市北区	四方寄町 飛田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
991	権現谷3	(K-201-0051)	熊本市北区	四方寄町 飛田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
992	飛田3丁目	(K-201-0054)	熊本市北区	四方寄町 飛田3丁目 飛田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
993	那知1	(K-385-0090)	熊本市北区	植木町那知	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
994	円台寺1	(K-385-0101)	熊本市北区	植木町円台寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
995	円台寺2	(K-385-0102)	熊本市北区	植木町円台寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
996	木留1	(K-385-0103)	熊本市北区	植木町木留 植木町上古閑	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
997	木留2	(K-385-0105)	熊本市北区	植木町木留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
998	荒平1	(K-385-0115)	熊本市北区	植木町木留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
999	荒平2	(K-385-0116)	熊本市北区	植木町木留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
1000	木留・上古閑	(K-385-0117)	熊本市北区	植木町上古閑 植木町木留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
1001	那知迫-1	(K-385-0118)	熊本市北区	植木町木留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
1002	那知迫-2	(K-385-0119)	熊本市北区	植木町木留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
1003	辺田野4	(K-385-0121)	熊本市北区	植木町辺田野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
1004	辺田野5	(K-385-0122)	熊本市北区	植木町辺田野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
1005	辺田野6	(K-385-0123)	熊本市北区	植木町辺田野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
1006	山口1	(K-385-0124)	熊本市北区	植木町木留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第238号	令和4年3月25日	
1007	硯川1	(K-201-0026)	熊本市北区	硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1008	庄屋敷2	(K-201-0027)	熊本市北区	硯川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1009	赤水屋敷3	(K-201-0028)	熊本市北区	和泉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1010	下畑2	(K-201-0030)	熊本市北区	西梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1011	四方寄	(K-201-0032)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1012	城ケ辻2	(K-201-0034)	熊本市北区	西梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1013	名越3	(K-201-0043)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1014	轟5	(K-385-0061)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1015	埋原5	(K-385-0064)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1016	七本3	(K-385-0065)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1017	七本4	(K-385-0067)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1018	七本5	(K-385-0068)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1019	石橋2	(K-385-0094)	熊本市北区	植木町滴水 植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1020	滴水2	(K-385-0095)	熊本市北区	植木町轟	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1021	オスキ1	(K-385-0096)	熊本市北区	植木町滴水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1022	オスキ2	(K-385-0097)	熊本市北区	植木町滴水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1023	滴水3	(K-385-0098)	熊本市北区	植木町滴水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1024	滴水4	(K-385-0100)	熊本市北区	植木町滴水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1025	荻迫4	(K-385-0108)	熊本市北区	植木町荻迫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1026	鐙田2	(K-385-0110)	熊本市北区	植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1027	鐙田3	(K-385-0112)	熊本市北区	植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1028	中尾4	(K-385-0113)	熊本市北区	植木町鐙田 鹿子木町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1029	北中尾4	(K-385-0114)	熊本市北区	植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第239号	令和4年3月25日	
1030	馬場	(K-385-0075)	熊本市北区	植木町岩野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第240号	令和4年3月25日	
1031	塘ノ下	(K-385-0076)	熊本市北区	植木町岩野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第240号	令和4年3月25日	
1032	永野	(K-385-0077)	熊本市北区	植木町岩野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第240号	令和4年3月25日	
1033	永野2	(K-385-0078)	熊本市北区	植木町有泉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第240号	令和4年3月25日	
1034	南原	(K-385-0079)	熊本市北区	植木町岩野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第240号	令和4年3月25日	
1035	後迫	(K-385-0080)	熊本市北区	植木町岩野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第240号	令和4年3月25日	
1036	牛相	(K-385-0081)	熊本市北区	植木町鞍掛	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第240号	令和4年3月25日	
1037	北原	(K-385-0082)	熊本市北区	植木町舞尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第240号	令和4年3月25日	
1038	仁連塔2	(K-385-0084)	熊本市北区	植木町広住	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第240号	令和4年3月25日	
1039	七国1	(K-385-0088)	熊本市北区	植木町小野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第240号	令和4年3月25日	
1040	七国2	(K-385-0089)	熊本市北区	植木町小野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第240号	令和4年3月25日	
1041	川床谷2	(D-201-0007)	熊本市西区	河内町岳 河内町野出	土石流	○		熊本県告示第241号	令和4年3月25日	
1042	平1	(K-201-0159)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第241号	令和4年3月25日	
1043	岩戸	(K-201-0163)	熊本市西区	松尾町平山	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第241号	令和4年3月25日	
1044	三の岳川	(D-201-0004)	熊本市西区 熊本市北区	河内町大多尾 万楽寺町	土石流	○	○	熊本県告示第242号	令和4年3月25日	
1045	川床谷1	(D-201-0006)	熊本市西区	河内町岳 河内町野出	土石流	○	○	熊本県告示第242号	令和4年3月25日	
1046	上川床谷	(D-201-0008)	熊本市西区	河内町岳 河内町野出	土石流	○	○	熊本県告示第242号	令和4年3月25日	
1047	西見継2	(K-201-0073)	熊本市西区	河内町野出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第242号	令和4年3月25日	
1048	古閑園2	(K-201-0075)	熊本市西区	河内町東門寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第242号	令和4年3月25日	
1049	平2	(K-201-0160)	熊本市西区	河内町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第242号	令和4年3月25日	
1050	下川床	(K-201-0161)	熊本市西区	河内町野出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第242号	令和4年3月25日	
解除	小迫－２	(201-2-051-2)	熊本市北区	山室1丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第821号	令和4年11月22日	解除告示
1051	小迫－２	(201-2-051-2)	熊本市北区	山室1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第822号	令和4年11月22日	再指定告示
1052	大窪3丁目1	(K-201-0104)	熊本市北区	大窪3丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第916号	令和4年12月27日	
1053	大窪4丁目1	(K-201-0105)	熊本市北区	大窪4丁目 大窪5丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第916号	令和4年12月27日	
1054	大窪3丁目2	(K-201-0106)	熊本市北区	大窪3丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第916号	令和4年12月27日	
1055	中尾屋敷	(K-201-0076)	熊本市北区	和泉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第917号	令和4年12月27日	
1056	亀ノ甲	(K-201-0079)	熊本市北区	和泉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第917号	令和4年12月27日	
1057	松ノ本	(K-201-0080)	熊本市北区	和泉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第917号	令和4年12月27日	
1058	貢1	(K-201-0081)	熊本市北区	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第917号	令和4年12月27日	
1059	貢2	(K-201-0082)	熊本市北区	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第917号	令和4年12月27日	
1060	貢3	(K-201-0083)	熊本市北区	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第917号	令和4年12月27日	
1061	下硯川	(K-201-0101)	熊本市北区	下硯川1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第917号	令和4年12月27日	
1062	筒井前2	(K-201-0103)	熊本市北区	大窪2丁目 大窪3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第917号	令和4年12月27日	
1063	馬狭2	(K-201-0107)	熊本市北区	大窪1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第917号	令和4年12月27日	
1064	八景水谷1丁目3	(K-201-0114)	熊本市北区	八景水谷1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第917号	令和4年12月27日	
1065	八景水谷1丁目4	(K-201-0115)	熊本市北区	八景水谷1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第917号	令和4年12月27日	
1066	春日4丁目6	(K-201-0246)	熊本市西区	春日4丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第918号	令和4年12月27日	
1067	近津(3)	(K-201-0224)	熊本市西区	松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1068	下椿原2	(K-201-0225)	熊本市西区	西松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1069	甲塚2	(K-201-0229)	熊本市西区	上松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1070	東大谷	(K-201-0234)	熊本市西区	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1071	春日6丁目	(K-201-0245)	熊本市西区	春日6丁目 池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1072	横手町(4)	(K-201-0247)	熊本市中央区 熊本市中央区 熊本市西区	横手1丁目 横手3丁目 横手1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1073	新町(3)	(K-201-0248)	熊本市中央区	段山本町 古京町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1074	古京町2	(K-201-0249)	熊本市中央区	段山本町 古京町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1075	二の丸2	(K-201-0250)	熊本市中央区	古城町 二の丸	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1076	千金甲2	(K-201-0255)	熊本市西区	小島9丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1077	甲塚3	(K-201-0256)	熊本市西区	上松尾町 中松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1078	甲塚4	(K-201-0257)	熊本市西区	中松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1079	皆代2	(K-201-0258)	熊本市西区	中松尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1080	上高橋2丁目	(K-201-0259)	熊本市西区	上高橋2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
1081	谷口3	(K-201-0260)	熊本市西区	池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1082	高野山2	(K-201-0261)	熊本市西区	池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1083	高野山3	(K-201-0262)	熊本市西区	池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1084	万日山	(K-201-0265)	熊本市西区	春日6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1085	春日4丁目3	(K-201-0269)	熊本市西区	春日4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1086	春日4丁目4	(K-201-0270)	熊本市西区	春日4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1087	春日4丁目5	(K-201-0271)	熊本市西区	春日4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第919号	令和4年12月27日	
1088	菖浦川1	(D-385-0003)	熊本市北区	植木町山本	土石流	○		熊本県告示第920号	令和4年12月27日	
1089	菖浦川3	(D-385-0009)	熊本市北区	植木町富応	土石流	○		熊本県告示第920号	令和4年12月27日	
1090	菖浦川2	(D-385-0011)	熊本市北区	植木町山本	土石流	○		熊本県告示第920号	令和4年12月27日	
1091	中谷川2	(D-385-0005)	熊本市北区	植木町豊岡 植木町平原	土石流	○	○	熊本県告示第921号	令和4年12月27日	
1092	中谷川3	(D-385-0006)	熊本市北区	植木町豊岡 植木町平原	土石流	○	○	熊本県告示第921号	令和4年12月27日	
1093	菖浦川4	(D-385-0010)	熊本市北区	植木町富応	土石流	○	○	熊本県告示第921号	令和4年12月27日	
1094	大平6	(K-385-0024)	熊本市北区	植木町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第921号	令和4年12月27日	
1095	大平7	(K-385-0025)	熊本市北区	植木町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第921号	令和4年12月27日	
1096	大平8	(K-385-0026)	熊本市北区	植木町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第921号	令和4年12月27日	
1097	大平9	(K-385-0027)	熊本市北区	植木町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第921号	令和4年12月27日	
1098	鈴麦1	(K-385-0028)	熊本市北区	植木町鈴麦 植木町平原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第921号	令和4年12月27日	
1099	中谷3	(K-385-0029)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第921号	令和4年12月27日	
1100	本村7	(K-385-0030)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第921号	令和4年12月27日	
1101	西山3	(K-385-0059)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第921号	令和4年12月27日	
1102	西山4	(K-385-0060)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第921号	令和4年12月27日	
1103	舟底1	(D-385-0004)	熊本市北区	植木町豊岡	土石流	○		熊本県告示第922号	令和4年12月27日	
1104	迎原1	(D-385-0007)	熊本市北区	植木町豊岡	土石流	○		熊本県告示第922号	令和4年12月27日	
1105	迎原2	(D-385-0008)	熊本市北区	植木町富応	土石流	○		熊本県告示第922号	令和4年12月27日	
1106	境木1	(K-385-0046)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第923号	令和4年12月27日	
1107	舟底1	(K-385-0047)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第923号	令和4年12月27日	
1108	舟底2	(K-385-0048)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第923号	令和4年12月27日	
1109	舟底3	(K-385-0049)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第923号	令和4年12月27日	
1110	中久保1	(K-385-0050)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第923号	令和4年12月27日	
1111	中久保2	(K-385-0051)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第923号	令和4年12月27日	
1112	迎原2	(K-385-0052)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第923号	令和4年12月27日	
1113	迎原3	(K-385-0053)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第923号	令和4年12月27日	
1114	迎原4	(K-385-0054)	熊本市北区	植木町豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第923号	令和4年12月27日	
1115	市尾2	(K-385-0055)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第923号	令和4年12月27日	
1116	市尾3	(K-385-0056)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第923号	令和4年12月27日	
1117	中尾3	(K-385-0057)	熊本市北区	植木町富応	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第923号	令和4年12月27日	
1118	清水万石4丁目2	(K-201-0129)	熊本市北区	清水万石3丁目 清水万石4丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第924号	令和4年12月27日	
1119	池田2丁目6	(K-201-0194)	熊本市西区	池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第924号	令和4年12月27日	
1120	清水岩倉2・3丁目3	(K-201-0274)	熊本市北区	清水岩倉2丁目 清水岩倉3丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第924号	令和4年12月27日	
1121	前川3	(D-201-0011)	熊本市西区	花園6丁目 花園7丁目	土石流	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1122	古閑原2	(K-201-0039)	熊本市北区	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1123	前田2	(K-201-0042)	熊本市北区	梶尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1124	池田4丁目5	(K-201-0096)	熊本市西区	池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1125	清水岩倉2・3丁目1	(K-201-0119)	熊本市北区	清水岩倉2丁目 清水岩倉3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1126	清水岩倉2・3丁目2	(K-201-0120)	熊本市北区	清水岩倉2丁目 清水岩倉3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1127	清水岩倉3丁目1	(K-201-0125)	熊本市北区	清水岩倉3丁目 兎谷3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1128	前川2	(K-201-0176)	熊本市西区	花園6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1129	花園7丁目6	(K-201-0177)	熊本市西区	花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1130	花園7丁目7	(K-201-0178)	熊本市西区	花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1131	池田4丁目6	(K-201-0187)	熊本市西区	池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1132	池田4丁目7	(K-201-0188)	熊本市西区	池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1133	池田4丁目8	(K-201-0189)	熊本市西区	池田3丁目 池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1134	池田2丁目4	(K-201-0191)	熊本市西区	池田2丁目 池田3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1135	池田2丁目5	(K-201-0193)	熊本市西区	池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1136	池田2丁目7	(K-201-0195)	熊本市西区	池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1137	池田2丁目8	(K-201-0196)	熊本市西区	池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1138	出町	(K-201-0201)	熊本市西区	出町 津浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1139	津浦2	(K-201-0202)	熊本市北区	津浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1140	清水岩倉1丁目2	(K-201-0272)	熊本市北区	清水岩倉1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1141	清水岩倉1丁目3	(K-201-0273)	熊本市北区	清水岩倉1丁目 兎谷3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第925号	令和4年12月27日	
1142	大将陣一	(D-201-0010)	熊本市西区	河内町岳	土石流	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1143	余り	(K-201-0165)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1144	富塚	(K-201-0166)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1145	亀ノ甲2	(K-201-0167)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1146	椎倉	(K-201-0168)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1147	椎山1	(K-201-0170)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1148	外平	(K-201-0171)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1149	椎山2	(K-201-0172)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1150	相ヶ谷	(K-201-0173)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1151	大坂	(K-201-0174)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1152	大将陣	(K-201-0227)	熊本市西区	河内町岳	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1153	西大谷1	(K-201-0231)	熊本市西区	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1154	西大谷2	(K-201-0232)	熊本市西区	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1155	島崎7丁目1	(K-201-0233)	熊本市西区	島崎7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1156	島崎7丁目2	(K-201-0237)	熊本市西区	島崎7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1157	面付	(K-201-0263)	熊本市西区	池上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第926号	令和4年12月27日	
1158	小迫2	(K-201-0109)	熊本市北区	山室1丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第927号	令和4年12月27日	
1159	中尾台2	(K-201-0084)	熊本市北区	貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1160	江福田2	(K-201-0087)	熊本市北区	釜尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
1161	江福田3	(K-201-0088)	熊本市北区	釜尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1162	花園7丁目6	(K-201-0090)	熊本市西区	花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1163	花園7丁目7	(K-201-0091)	熊本市西区	花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1164	池田4丁目9	(K-201-0092)	熊本市西区	池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1165	池田4丁目10	(K-201-0093)	熊本市西区	池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1166	池田3丁目・大坪2	(K-201-0094)	熊本市北区	池田3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1167	池田4丁目11	(K-201-0095)	熊本市西区	池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1168	徳王町1	(K-201-0097)	熊本市北区	徳王町 貢町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1169	徳王1丁目1	(K-201-0099)	熊本市北区	徳王1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1170	高平1丁目2	(K-201-0111)	熊本市北区	高平1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1171	高平1丁目3	(K-201-0112)	熊本市北区	高平1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1172	高平1丁目・2丁目1	(K-201-0113)	熊本市北区	高平1丁目 高平2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1173	麻生田1丁目1	(K-201-0118)	熊本市北区	麻生田1丁目 清水岩倉3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1174	麻生田2丁目1	(K-201-0121)	熊本市北区	麻生田2丁目 楡木2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1175	清水岩倉3丁目2	(K-201-0123)	熊本市北区	清水岩倉3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1176	楡木2丁目1	(K-201-0124)	熊本市北区	楡木2丁目 麻生田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1177	麻生田2丁目2	(K-201-0126)	熊本市北区	麻生田2丁目 麻生田4丁目 楡木3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第928号	令和4年12月27日	
1178	要江	(J-201-2001)	熊本市西区	西松尾町	地滑り	○		熊本県告示第323号	令和5年3月31日	
1179	柳迫2	(K-201-0049)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1180	権現谷4	(K-201-0052)	熊本市北区	四方寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1181	弓削6丁目	(K-201-0138)	熊本市北区	弓削6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1182	石原3丁目1	(K-201-0142)	熊本市東区	石原3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1183	石原3丁目2	(K-201-0143)	熊本市東区	石原3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1184	神園1丁目	(K-201-0147)	熊本市東区	神園1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1185	上南部4丁目	(K-201-0220)	熊本市東区	上南部4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1186	長嶺東7丁目	(K-201-0222)	熊本市東区	長嶺東7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1187	小山6丁目	(K-201-0223)	熊本市東区	小山6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1188	内迫	(K-341-0003)	熊本市南区	城南町阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1189	一ノ尾7	(K-341-0005)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1190	一ノ尾8	(K-341-0006)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1191	後田2	(K-341-0011)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1192	舟石	(K-341-0014)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1193	長迫	(K-341-0016)	熊本市南区	城南町藤山	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第273号	令和6年3月8日	
1194	立石一3	(K-201-0006)	熊本市北区	改寄町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第274号	令和6年3月8日	
1195	今古閑2	(K-385-0071)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第275号	令和6年3月8日	
1196	今藤2	(K-385-0014)	熊本市北区	植木町今藤	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第276号	令和6年3月8日	
1197	山の上3	(K-385-0034)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第276号	令和6年3月8日	
1198	味取1	(K-385-0041)	熊本市北区	植木町味取	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第276号	令和6年3月8日	
1199	大塚4	(K-385-0003)	熊本市北区	植木町正清	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第277号	令和6年3月8日	
1200	大塚3	(K-385-0001)	熊本市北区	植木町正清	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1201	大塚5	(K-385-0004)	熊本市北区	植木町正清 植木町米塚	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1202	駄の原	(K-385-0005)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1203	中尾4	(K-385-0006)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1204	中尾5	(K-385-0007)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1205	小清水2	(K-385-0008)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1206	三十六	(K-385-0009)	熊本市北区	植木町清水	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1207	横尾6	(K-385-0010)	熊本市北区	植木町今藤	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1208	下田	(K-385-0011)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1209	正竹	(K-385-0012)	熊本市北区	植木町今藤	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1210	今藤5	(K-385-0013)	熊本市北区	植木町今藤	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1211	下色出	(K-385-0016)	熊本市北区	植木町色出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1212	諏訪尾4	(K-385-0017)	熊本市北区	植木町色出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1213	諏訪尾5	(K-385-0018)	熊本市北区	植木町色出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1214	諏訪尾6	(K-385-0019)	熊本市北区	植木町色出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1215	伊知坊2	(K-385-0020)	熊本市北区	植木町伊知坊 植木町舟島 植木町色出	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1216	伊知坊3	(K-385-0021)	熊本市北区	植木町米塚	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1217	平井2	(K-385-0022)	熊本市北区	植木町平井	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1218	辺田野3	(K-385-0120)	熊本市北区	植木町辺田野 植木町木留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1219	今藤4	(K-385-0125)	熊本市北区	植木町今藤	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1220	山の上4	(K-385-0126)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1221	味取3	(K-385-0127)	熊本市北区	植木町味取	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1222	今古閑3	(K-385-0128)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第278号	令和6年3月8日	
1223	見継谷2	(D-201-0015)	熊本市西区	河内町野出 河内町岳	土石流	○		熊本県告示第279号	令和6年3月8日	
1224	近道3	(K-341-0021)	熊本市南区	城南町陳内	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第279号	令和6年3月8日	
1225	近道4	(K-341-0022)	熊本市南区	城南町陳内	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第279号	令和6年3月8日	
1226	見継谷1	(D-201-0003)	熊本市西区	河内町野出 河内町岳	土石流	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1227	上川床2	(D-201-0009)	熊本市西区	河内町岳	土石流	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1228	東阿高	(D-341-0008)	熊本市南区	城南町東阿高	土石流	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1229	島崎6丁目2	(K-201-0183)	熊本市西区	島崎6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1230	島崎6丁目3	(K-201-0184)	熊本市西区	島崎6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1231	島崎6丁目4	(K-201-0185)	熊本市西区	島崎6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1232	島崎6丁目5	(K-201-0186)	熊本市西区	島崎6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1233	島崎5丁目5	(K-201-0238)	熊本市西区	島崎5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1234	島崎5丁目6	(K-201-0240)	熊本市西区	島崎5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1235	島崎5丁目7	(K-201-0241)	熊本市西区	島崎5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1236	蛇の尾2	(K-201-0242)	熊本市西区	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1237	宮の本2	(K-201-0243)	熊本市西区	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1238	宮の本3	(K-201-0244)	熊本市西区	谷尾崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1239	一の尾7	(K-341-0023)	熊本市南区	城南町東阿高	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
1240	鰐瀬2	(K-341-0024)	熊本市南区	城南町鰐瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第280号	令和6年3月8日	
解除	下川床谷（中川床川）	(201-1-006)	熊本市	河内町下川床	土石流	×	×	熊本県告示第307号	令和6年3月15日	解除告示
1241	下川床谷（中川床川）	(201-1-006)	熊本市西区	河内町下川床	土石流	○		熊本県告示第308号	令和6年3月15日	再指定告示

4 災害警戒区域

	区域名	（番号）	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
1242	千田川	(D-385-0001)	熊本市北区	植木町清水	土石流	○		熊本県告示第309号	令和6年3月15日	
1243	今藤3	(K-385-0015)	熊本市北区	植木町今藤	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第309号	令和6年3月15日	
1244	本村8	(K-385-0032)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	令和6年3月15日	
1245	本村9	(K-385-0033)	熊本市北区	植木町内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	令和6年3月15日	
1246	今藤4	(K-385-0037)	熊本市北区	植木町今藤	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	令和6年3月15日	
1247	新村	(K-385-0039)	熊本市北区	植木町亀甲	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	令和6年3月15日	
1248	向原4	(K-385-0040)	熊本市北区	植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	令和6年3月15日	
1249	味取2	(K-385-0042)	熊本市北区	植木町味取 植木町山本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	令和6年3月15日	
1250	東古賀	(K-385-0043)	熊本市北区	植木町亀甲	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	令和6年3月15日	
1251	古賀	(K-385-0044)	熊本市北区	植木町古閑	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	令和6年3月15日	
1252	有泉	(K-385-0045)	熊本市北区	植木町有泉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	令和6年3月15日	
1253	馬場2	(K-385-0072)	熊本市北区	植木町岩野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	令和6年3月15日	
1254	馬場3	(K-385-0073)	熊本市北区	植木町岩野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	令和6年3月15日	
1255	馬場4	(K-385-0074)	熊本市北区	植木町岩野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	令和6年3月15日	
1256	楡木3丁目	(K-201-0127)	熊本市北区	楡木3丁目 楡木4丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第311号	令和6年3月15日	
1257	龍田3丁目2	(K-201-0132)	熊本市北区	龍田3丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第311号	令和6年3月15日	
1258	龍田2丁目2	(K-201-0135)	熊本市北区	龍田2丁目 龍田陳内3丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第311号	令和6年3月15日	
1259	龍田7丁目1	(K-201-0136)	熊本市北区	龍田7丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第311号	令和6年3月15日	
1260	龍田陳内3丁目1	(K-201-0210)	熊本市北区	龍田陳内3丁目	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第311号	令和6年3月15日	
1261	黒髪川1	(D-201-0012)	熊本市中央区	黒髪5丁目 黒髪8丁目	土石流	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1262	黒髪川2	(D-201-0013)	熊本市中央区	黒髪5丁目 黒髪8丁目	土石流	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1263	龍田陳内川	(D-201-0014)	熊本市北区	龍田陳内1丁目	土石流	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1264	万楽寺	(K-201-0018)	熊本市北区 熊本市北区 熊本市西区	万楽寺町 太郎迫町 河内町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1265	龍田3丁目1	(K-201-0130)	熊本市北区	龍田3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1266	龍田2丁目1	(K-201-0133)	熊本市北区	龍田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1267	弓削5	(K-201-0137)	熊本市北区	龍田弓削1丁目 龍田7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1268	黒髪8丁目	(K-201-0209)	熊本市中央区	黒髪8丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1269	龍田陳内3丁目2	(K-201-0211)	熊本市北区	龍田陳内3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1270	龍田7丁目2	(K-201-0212)	熊本市北区	龍田7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1271	上南部1丁目	(K-201-0213)	熊本市東区	上南部1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1272	上南部2丁目	(K-201-0214)	熊本市東区	上南部2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1273	下南部1丁目	(K-201-0217)	熊本市東区	下南部1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1274	龍田3丁目3	(K-201-0275)	熊本市北区	龍田3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	令和6年3月15日	
1275	松尾口3	(K-201-0013)	熊本市北区	楠野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1276	中尾2	(K-201-0016)	熊本市北区	鹿子木町 植木町鐙田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1277	小原	(K-201-0020)	熊本市北区	立福寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1278	山下	(K-201-0021)	熊本市北区	北迫町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1279	舞足2	(K-201-0022)	熊本市北区	北迫町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1280	柿原公園1	(K-201-0179)	熊本市西区	花園6丁目 花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1281	柿原公園2	(K-201-0180)	熊本市西区	花園6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1282	柿原公園3	(K-201-0181)	熊本市西区	花園6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1283	池田4丁目1	(K-201-0190)	熊本市西区	池田3丁目 池田4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1284	池田2丁目-3	(K-201-0192)	熊本市西区	池田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1285	池亀町1	(K-201-0199)	熊本市西区	池亀町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1286	池亀町2	(K-201-0200)	熊本市西区	池亀町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1287	京町本丁	(K-201-0203)	熊本市西区	京町本丁 上熊本3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1288	黒髪3丁目	(K-201-0204)	熊本市中央区	黒髪3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1289	黒髪4丁目2	(K-201-0205)	熊本市中央区 熊本市北区	黒髪4丁目 室園町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1290	室園町2	(K-201-0206)	熊本市北区	室園町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1291	黒髪4丁目	(K-201-0207)	熊本市中央区	黒髪4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
1292	黒髪7丁目	(K-201-0215)	熊本市中央区	黒髪7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	令和6年3月15日	
解除	前原・落水	(201-1-083)	熊本市	龍田陣内4丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第381号	令和6年3月26日	解除告示
1293	前原・落水	(201-1-083)	熊本市北区	龍田陣内4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第382号	令和6年3月26日	再指定告示
1294	飛田1丁目	(K-201-0056)	熊本市北区	飛田1丁目 飛田2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第673号	令和6年7月12日	
1295	那知2	(K-385-0093)	熊本市北区	植木町那知 植木町円台寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第673号	令和6年7月12日	
1296	円台寺3	(K-385-0092)	熊本市北区	植木町那知 植木町滴水 植木町円台寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第674号	令和6年7月12日	
解除	花園6丁目	(201-1-095)	熊本市西区	花園6丁目 花園7丁目	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第813号	令和6年10月4日	解除告示
1297	花園6丁目	(201-1-095)	熊本市西区	花園6丁目 花園7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第816号	令和6年10月4日	再指定告示
解除	野出8	(K-201-0072)	熊本市西区	河内町野出	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第814号	令和6年10月4日	解除告示
1298	野出8	(K-201-0072)	熊本市西区	河内町野出	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第815号	令和6年10月4日	再指定告示

急傾斜地崩壊危険区域 一覧表

整理番号	事務所・振興局名	区域名	所在地				指定概要					斜面の状況			保全対象					斜面の経過履歴の概要		その他の情報	
			郡市	町村	大字	字	指定年月日	告示番号	指定回数	斜面区分	指定面積 (㎡)	地形概要 高さ(m)	地形概要 延長(m)	地形概要 勾配(度)	一戸建て (戸)	アパート等 (棟)	公共的建物 (戸)	その他建物 (戸)	公共施設 有無	災害履歴 回数	対策工事の 有無	他規制 区域有無	他事業 の有無
0001	熊本土木事務所	船津	熊本市		船津	居屋敷 他	1970/3/17	197		自然	8,840	30		60	16		0					レッドゾーン	
0012	熊本土木事務所	新地	熊本市		船津	長崎 他	1972/5/13	397		自然	36,492	30	300	85	51		0					レッドゾーン	
0014	熊本土木事務所	民洞	熊本市		船津	新地	1972/5/13	397		自然	12,715	10	500	80	5		0					レッドゾーン	
0021	熊本土木事務所	小川内	熊本市		船津	小川内	1973/1/6	1		自然	3,291	20	120	90	40		0					レッドゾーン	
0022	熊本土木事務所	白浜	熊本市		白浜	井手上 他	1973/1/6	1		自然	8,379	30	371	80	12		0					レッドゾーン	
0023	熊本土木事務所	出水	熊本市	熊本市(城南町)	出水	居屋敷 他	1973/1/6	1		自然	4,934	15	330	70	14		0					レッドゾーン	
0026	熊本土木事務所	塩屋	熊本市		河内	射崎 他	1973/5/29	362		自然	4,187	30	100	60	10		0					レッドゾーン	
0027	熊本土木事務所	天水湖	熊本市		白浜	井手上 他	1973/5/29	362		自然	10,520	10	200	80	10		0					レッドゾーン	
0038	熊本土木事務所	南丸尾	熊本市		白浜	南丸尾	1974/3/23	239		自然	1,550	10	100	80	1		1						
0050	熊本土木事務所	古京町	熊本市		古京町		1974/5/28	437		自然	5,487			40	5		0					レッドゾーン	
0051	熊本土木事務所	京町本丁	熊本市		京町本丁		1974/5/28	437		自然	3,081	15	120	70	11		0					レッドゾーン	
0052	熊本土木事務所	壺川	熊本市		壺川		1974/5/28	437		自然	4,892	15	400	65	58		0					レッドゾーン	
0053	熊本土木事務所	陣内	熊本市		陣内		1974/5/28	437		自然	5,440			35	13		0						
0074	熊本土木事務所	京町	熊本市		京町		1976/5/1	382		自然	148,800	20	300	50	6		0					レッドゾーン	
0075	熊本土木事務所	新坂	熊本市		京町		1976/5/1	382		自然	1,710	11	170	65	10		0					レッドゾーン	
0076	熊本土木事務所	池田	熊本市		池田		1976/5/1	382		自然	3,779	15	180	65	20		0	1				レッドゾーン	
0077	熊本土木事務所	花園	熊本市		花園		1976/5/1	382		自然	2,218	12	60	60	8		1						
0078	熊本土木事務所	南平	熊本市		池上	南平	1981/8/11	721-3		自然	29,366	25	250	52	38		0	1				レッドゾーン	
0093	熊本土木事務所	那知	熊本市	熊本市(植木町)	那知	本村	1977/10/13	978		自然	11,401	30	100	70	7		1					レッドゾーン	
0106	熊本土木事務所	色出	熊本市	熊本市(植木町)	色出	本村	1978/7/13	579		自然	23,849	30	460	50	21		0					レッドゾーン	
0107	熊本土木事務所	停車場	熊本市	熊本市(植木町)	荻迫	居屋敷	1978/7/13	579		自然	13,820	30	280	70	27		1					レッドゾーン	
0117	熊本土木事務所	日平屋敷	熊本市		万楽寺	日平屋敷	1978/7/13	579		自然	17,967	20	300	30	19		0					レッドゾーン	
0118	熊本土木事務所	上屋敷	熊本市		万楽寺		1978/7/13	579		自然	9,780	30	111	35	12		0					レッドゾーン	
0119	熊本土木事務所	西鶴	熊本市		立福寺		1978/7/13	579		自然	10,546			35	7		0					レッドゾーン	
0120	熊本土木事務所	中村屋敷	熊本市		硯川		1978/7/13	579		自然	4,603			45	8		0					レッドゾーン	
0121	熊本土木事務所	東平	熊本市		大多尾		1978/7/13	579		自然	30,503	30	120	50	10		0	1				レッドゾーン	
0122	熊本土木事務所	市ノ迫	熊本市		硯川		1983/2/8	136		自然	7,552			60	7		1					レッドゾーン	
0123	熊本土木事務所	千金甲	熊本市		千金甲		1978/7/13	579		自然	9,806	15	230	60	24		2					レッドゾーン	
0133	熊本土木事務所	山ノ下	熊本市		池田		1978/7/13	579		自然	17,380	30	300	40	28		0					レッドゾーン	
0135	熊本土木事務所	上熊本	熊本市		上熊本		1978/7/13	579		自然	19,609	16	400	45	42		0					レッドゾーン	
0137	熊本土木事務所	近津	熊本市		近津		1979/4/24	346		自然	4,243	30	570	30	10		0					レッドゾーン	
0244	熊本土木事務所	井川道	熊本市		四方寄	井川道	1981/4/16	341		自然	4,550	20	100	40	5		0					レッドゾーン	
0245	熊本土木事務所	庄屋敷	熊本市		硯川	庄屋敷	1981/4/16	341		自然	27,812	20	240	32	12		0					レッドゾーン	
0246	熊本土木事務所	井川北谷	熊本市		下硯川	井川北谷	1981/4/16	341		人工	6,216	20	150	40	5		0					レッドゾーン	
0247	熊本土木事務所	万石	熊本市		万石	本村屋敷	1981/4/16	341		自然	21,256	20	400	30	40		0					レッドゾーン	
0254	熊本土木事務所	土鹿野	熊本市	熊本市(城南町)	鰐瀬	居屋敷	1981/8/11	721-2		自然	26,451	10	592	70	55		0					レッドゾーン	
0255	熊本土木事務所	高野山	熊本市		城山上代	高野部田	1981/8/11	721-2		自然	24,603	12	450	80	26		0					レッドゾーン	
0300	熊本土木事務所	中平	熊本市		大多尾		1982/9/4	940		自然	5,810	30	199	45	5		0					レッドゾーン	
0301	熊本土木事務所	城山	熊本市		城山 他		1982/9/4	940		自然	65,296	15	260	80	50		0	1				レッドゾーン	
0302	熊本土木事務所	新町	熊本市		新町		1982/9/4	940		自然	3,480	12	250	80	17		2					レッドゾーン	
0303	熊本土木事務所	寺原	熊本市		壺川		1982/9/4	940		自然	37,390	15	328	30	68		1					レッドゾーン	
0316	熊本土木事務所	皆代	熊本市		皆代		1983/2/8	136		自然	38,596			70	54		0					レッドゾーン	
0317	熊本土木事務所	池田１丁目	熊本市		池田		1983/2/8	136		自然	1,836	12	70	70	8		0						
0318	熊本土木事務所	黒髪五丁目	熊本市		黒髪		1983/2/8	136		自然	3,318	12	100	70	26		0					レッドゾーン	
0319	熊本土木事務所	京町２丁目	熊本市		京町		1983/2/8	136		自然	14,684			70	39		0					レッドゾーン	
0320	熊本土木事務所	小山	熊本市		小山町		1983/2/8	136		自然	20,310	10	60	30	6		0					レッドゾーン	
0329	熊本土木事務所	大平	熊本市	熊本市(植木町)	平原	馬瀬	1983/2/8	136		自然	10,121	30	150	70	5		1	1				レッドゾーン	
0330	熊本土木事務所	山本橋	熊本市	熊本市(植木町)	内村	扇子	1983/2/8	136		自然	10,390	30	200	70	7		0					レッドゾーン	
0335	熊本土木事務所	弓削	熊本市		弓削		1983/10/20	935		自然	7,189	12	150	60	9		0					レッドゾーン	
0336	熊本土木事務所	津浦	熊本市		津浦出町		1983/10/20	935		自然	4,059	25	180	40	17		0					レッドゾーン	
0360	熊本土木事務所	栖崎	熊本市		小島下町	栖崎	1983/10/20	935		自然	25,472			60	21		0					レッドゾーン	
0404	熊本土木事務所	日平	熊本市		東門寺	平	1984/8/16	706		自然	8,134	30	200	35	6		0					レッドゾーン	
0429	熊本土木事務所	上高橋	熊本市		上高橋	岩崎	1985/11/4	715		自然	19,369	6		50	14		0					レッドゾーン	

4 災害警戒区域

整理番号	事務所・振興局名	区域名	所在地				指定概要					斜面の状況			保全対象					斜面の経過履歴の概要		その他の情報	
			郡市	町村	大字	字	指定年月日	告示番号	指定回数	斜面区分	指定面積（㎡）	地形概要			一戸建て（戸）	ｱﾊﾟｰﾄ等（棟）	公共的建物（戸）	その他建物（戸）	公共施設有無	災害履歴回数	対策工事の有無	他規制区域有無	他事業の有無
												高さ(m)	延長(m)	勾配(度)									
0430	熊本土木事務所	本妙寺	熊本市		花園		1986/1/23	54		自然	18,054						0					レッドゾーン	
0435	熊本土木事務所	谷尾崎	熊本市		谷尾崎		1986/1/23	54		自然	23,406	7		55	9		0					レッドゾーン	
0436	熊本土木事務所	大窪	熊本市		大窪	立口	1986/6/3	408		自然	9,238	40		60	8		0	1				レッドゾーン	
0440	熊本土木事務所	本村	熊本市	熊本市（城南町）	陣内		1986/6/3	408		自然	18,393	6		35	12		0	1				レッドゾーン	
0446	熊本土木事務所	谷	熊本市	熊本市（植木町）	豊岡	谷	1986/6/3	408		自然	15,442	20	250	35	7		1					レッドゾーン	
0470	熊本土木事務所	古城	熊本市	熊本市（城南町）	隅庄	古城	1986/7/29	545		自然	7,607	5		35	5		0						
0476	熊本土木事務所	西宮原	熊本市	熊本市（植木町）	宮原	浦田 他	1986/10/13	755		自然	4,000	13	70	90	5		0					レッドゾーン	
0493	熊本土木事務所	塩屋(B)	熊本市		河内	塩屋	1986/12/23	958		自然	5,087			65			0						
0494	熊本土木事務所	高野峯	熊本市		池上町	高野峯 他	1986/12/23	958		自然	20,307	22		75	14		0					レッドゾーン	
0495	熊本土木事務所	春日5丁目	熊本市		春日町	長谷平	1986/12/23	958		自然	15,192	8		90	22		0	6				レッドゾーン	
0537	熊本土木事務所	尾跡	熊本市		船津	塚山	1987/9/17	638		自然	5,134	7	150	80	5		0					レッドゾーン	
0547	熊本土木事務所	上屋敷(B)	熊本市		立福寺	上屋敷	1988/7/21	518		自然	45,400			35	22		0	1				レッドゾーン	
0569	熊本土木事務所	梅洞(2)	熊本市		上松尾	宮ノ前 他	1989/3/15	221		自然	10,465	20	210	40	13		1	1				レッドゾーン	
0573	熊本土木事務所	宮本	熊本市	熊本市（城南町）	宮地	宮本	1989/3/15	221		自然	19,414				12		0					レッドゾーン	
0574	熊本土木事務所	横尾	熊本市	熊本市（植木町）	豊田	乗越	1989/3/15	221		自然	11,960	30	160	35	6		0					レッドゾーン	
0592	熊本土木事務所	池ノ上	熊本市		池上町	谷口	1989/3/15	221		自然	11,544	15	220	40	13		0					レッドゾーン	
0605	熊本土木事務所	大平(1)	熊本市	熊本市（植木町）	平原	大平	1990/3/28	242		自然	22,778	30	310	33	10		1					レッドゾーン	
0606	熊本土木事務所	大平(2)	熊本市	熊本市（植木町）	平原	後田	1990/3/28	242		自然	10,347	30	160	36	5		1					レッドゾーン	
0662	熊本土木事務所	花園5丁目	熊本市		花園		1992/1/17	35		自然	4,810			70	11		0	1				レッドゾーン	
0663	熊本土木事務所	権現平	熊本市		河内町	権現平 他	1992/1/17	35		自然	3,241	11		75	5		0					レッドゾーン	
0667	熊本土木事務所	横手二丁目	熊本市		横手		1993/3/17	238		自然	4,501	15		40	6		0					レッドゾーン	
0669	熊本土木事務所	松尾	熊本市		上松尾	開通	1993/3/17	238		自然	5,832	7	210	70	7		0	1				レッドゾーン	
0670	熊本土木事務所	岩ヶ鼻	熊本市		池田		1993/3/17	238		自然	4,466			70	13		0					レッドゾーン	
0713	熊本土木事務所	百貫	熊本市		上松尾	百貫石	1994/3/11	198		自然	21,282	20		80	25		0	1				レッドゾーン	
0741	熊本土木事務所	田代	熊本市		河内町	田代	1995/3/22	186		自然	22,429	20		40	28		0	1				レッドゾーン	
0772	熊本土木事務所	上松尾	熊本市		上松尾	開通	1997/3/24	196		自然	3,661	12		47	5		0					レッドゾーン	
0795	熊本土木事務所	面木	熊本市		河内町	折口	1998/3/30	248		自然	2,507	10	100	50	5		0					レッドゾーン	
0796	熊本土木事務所	尾跡(2)	熊本市		船津	塚山	1998/3/30	248		自然	11,033			38	4		0					レッドゾーン	
0797	熊本土木事務所	清田	熊本市		河内	清田	1998/3/30	248		自然	17,534	10	100	37	19		0					レッドゾーン	
0815	熊本土木事務所	花園(2)	熊本市		花園		1999/3/31	251			19,287			70	35		0	10				レッドゾーン	
0816	熊本土木事務所	葛山	熊本市		河内	小森	1999/3/31	251		自然	12,540			56	6		0					レッドゾーン	
0829	熊本土木事務所	東竹洞	熊本市		上松尾	東竹洞	2000/3/31	316			16,517			40	8							レッドゾーン	
0830	熊本土木事務所	江福田	熊本市		釜尾	常福寺	2000/3/31	316			20,237			70	10							レッドゾーン	
0848	熊本土木事務所	池上	熊本市		池上町	面付他	2003/1/29	75			7,069			40	11		0					レッドゾーン	
0849	熊本土木事務所	塩屋(C)	熊本市		河内町	迫	2003/1/29	75			832			90	6		0					レッドゾーン	
0850	熊本土木事務所	花園3丁目	熊本市		花園	3丁目	2003/1/29	75			3,840			60	13		0						
0851	熊本土木事務所	池田	熊本市		池田	1丁目	2003/1/29	75			3,411			45	7		0					レッドゾーン	
0866	熊本土木事務所	園山	熊本市		河内町	園山他	2003/3/31	343	2		19,151			30	27							レッドゾーン	
0898	熊本土木事務所	花園七丁目	熊本市		花園七丁目		2005/3/23	315			13,029	10		30	17							レッドゾーン	
0670-2	熊本土木事務所	岩ヶ鼻	熊本市		池田	1丁目 2丁目	2006/12/1	1202		自然	6,840				23		1		有				
0915	熊本土木事務所	飛尾	熊本市	城南町	東阿高	南飛尾 飛尾	2007/2/28	177			9,431				19							レッドゾーン	
0925	熊本土木事務所	京町1丁目	熊本市		京町1丁目		2007/6/8	524			1,561			30	5							レッドゾーン	
0926	熊本土木事務所	花園6丁目	熊本市		花園6丁目		2007/6/8	524			2,701			30～45	6							レッドゾーン	
0949	熊本土木事務所	市場	熊本市	植木町	岩野	道祖野	2009/8/21	806			4,099			30～35	5							レッドゾーン	
0959	熊本土木事務所	百肥	熊本市	植木町	鈴麦		2010/11/9	1018			6,725			30～45	5				有（道路）			レッドゾーン	
0849-2	熊本土木事務所	塩屋(C)	熊本市	西区河内町	河内	迫 他	2013/4/5	420			1,359			35～70	5								
0983	熊本土木事務所	近道2	熊本市	南区城南町	陣内	近道	2013/4/5	421			4,236			30～80	8								
0984	熊本土木事務所	北内潟	熊本市	西区	小島9丁目		2013/4/9	451			12,579			30	24							レッドゾーン	
1007	県央広域本部	島崎四丁目	熊本市		西区島崎四丁目		2017/11/17	1011			1,861			39～50	4							レッドゾーン	
1018	県央広域本部	東阿高	熊本市	南区城南町	東阿高	竹部原	2018/2/16	111			3,650			44～64	6							レッドゾーン	
1041	県央広域本部	池田4丁目	熊本市西区	池田4丁目			2020/11/20	855		自然	2,841			30～52	5							レッドゾーン	
1044	県央広域本部	津浦町2	熊本市北区	津浦町			2021/10/22	891		自然	2,895			30	0							レッドゾーン	
1050	県央広域本部	龍田陳内4丁目	熊本市北区	龍田陳内			2023/3/3	146		自然	543			40		1						レッドゾーン	
1051	県央広域本部	大迫	熊本市北区	下硯川			2023/7/4	547		自然	1,158			34～37	6							レッドゾーン	
計											1,416,538				1,602	1	16	29					

4-2 山腹崩壊危険地区

番号	位置		直接保全対象施設			治山事業進捗状況	保安林の指定
	大字	字	人家戸数	公共施設	道		
1	清水町	亀井	76		県市	概成	有
2	清水町	紫原屋敷	145	4	市道	無	有
3	柿原	道手	3		市道	無	無
4	柿原	成道寺	3	1		無	無
5	花園	6丁目	15		市道	無	無
6	島崎	荒尾A	58		市道	無	無
7	島崎	4丁目	80	1	市道	無	無
8	島崎	氏家	9		市道	無	無
9	谷尾崎	大谷A	1		市道	無	無
10	谷尾崎	大谷B	25		市道	無	無
11	谷尾崎	大谷C	58			無	無
12	池上	新村A	200	1	県市	無	有
13	池上	独鈷山	14	1	県市	無	無
14	松尾	中松尾A	106		市道	一部	有
15	松尾	上松尾A	72	1	市道	無	無
16	上松尾	竹洞B	31		市道	一部	有
17	上松尾	梅洞A	64	2	市道	無	無
18	松尾	上松尾B	60	1	市道	一部	無
19	小島	千金甲B	53	2	市道	無	無
20	硯川	日平	7		県道	無	無
21	釜尾町	江梅田	17		市道	無	無
22	貢	原口原	6			無	無
23	硯川	庄屋敷	9		市道	無	無
24	立福寺	西鶴	12		市道	無	無
25	和泉	井川谷	10		県市	概成	無
26	北部	万楽寺	15	1	市道	無	無
27	大多尾	横山	15		市道	無	無
28	面木	川床	10		市道	一部	有
29	平	平	6		県道	一部	無
30	野出	園	21			概成	有
31	野出	両見継	25		市道	概成	有
32	大多尾	大多尾A	34		市道	無	有
33	東門寺	城山	9			無	無
34	大多尾	出羽	22		市道	無	無
35	河内	仏崎	3		県道	概成	無
36	尾跡	影平	35		国市	無	無
37	河内	松山	20		県道	一部	有
38	龍田町上立田	堂ノ前	15		市道	無	無
39	池上町		10	1	市道	無	無
40	池田4		5		市道	無	無
41	神園1		10		市道	無	無
42	平山町		10			無	無
43	城南町築地	塘添	40	2	市道	無	有
44	城南町宮地	前無田	150		県道	無	有
45	城南町陣内	本村	53	1	市道	無	有
46	城南町東阿高	飛尾	21		県道	無	有
47	富合町	木原	14	1	市道	無	有
48	植木町平原	大平A	69	2	県市	無	有

4 災害警戒区域

番号	位置		直接保全対象施設			治山事業進捗状況	保安林の指定
	大字	字	人家戸数	公共施設	道		
49	植木町轟	内目	44		市道	一部	有
50	植木町舟島	余内	23	1	市道	概成	有
51	植木町正清	本村	9		国道	概成	有
52	植木町亀甲	吉松	10		市道	無	有
53	植木町味取	平尾	20		市道	無	有
54	植木町鈴麦	下鈴麦	20	1	県市	無	有
55	植木町富応	小畑	10		市道	無	有

山腹崩壊危険地区準用地区

番号	枝番	位置			直接保全対象施設				治山事業進捗状況	保安林の指定
		町	大字	字	人家戸数	公共施設	要配慮者利用施設	道		
1	準1	龍田町陣内	女瀬平		5		1	市道	無	無

4-3 崩壊土砂流出危険地区

番号	位置		直接保全対象施設			治山事業進捗状況	地すべり防止区域指定	保安林の指定
	大字	字	人家戸数	公共施設	道路			
1	竜田町	陳内	99	鉄道	国道	一部	無	有
2	柿原	成道寺	15		市道	無	無	有
3	花園町	羽ノ尾	120	公民館	市道	一部	無	有
4	島崎	7丁目	100		市道	一部	無	有
5	荒尾	鎌研坂	40		市道	一部	無	有
6	谷尾崎町	大谷	85		市道	無	無	有
7	池上町	平	25		市道	無	無	無
8	池上町	新村	20		市道	未成	無	有
9	松尾町	上松尾	25		市道	無	無	有
10	松尾町	竹洞A	20		市道	無	無	有
11	松尾町	竹洞B	20		市道	無	無	有
12	松尾町	近津	40		市道	無	無	無
13	平山	小節	78	小学校	県道	一部	無	有
14	楠野	楠野	12	学校	市道	一部	無	有
15	西梶尾	外井川	10		市道	無	無	無
16	釜尾	常福寺	13		市道	無	無	無
17	貢	立岩平	10		市道	無	無	無
18	立福寺	杉山	8		市道	無	無	無
19	万楽寺	大狩野	20		市道	無	無	有
20	万楽寺	下鶴	35		県道	概成	無	有
21	貢	八反田	36		県道	一部	無	有
22	東門寺	亀ケ平	15		市道	無	無	無
23	岳	城山	19		県道	一部	無	有
24	平	平	22		県道	無	無	無
25	河内	鰐洞	5		県道	一部	無	無
26	野出	見継	2		県道	無	無	有
27	大多尾	東平A	27		県道	無	無	有
28	船津	向木原	26		市道	概成	無	無
29	岳	椎山	36		県道	概成	無	有
30	松尾町	梅洞	22	公民館	市道	一部	無	有
31	黒髪	乗越ケ丘	50		市道	無	無	有
32	植木町平原	大平A	20		県道	無	無	無
33	植木町平原	大平B	0		市道	無	無	無
34	植木町平原	大平C	3		市道	無	無	無

4-4 地すべり防止区域

(熊本県指定)

区域名	所在地	面積	法指定年月日
要江	松尾町上松尾字要江	40.89ha	S33.10.25 (林野庁所管)
船津	河内町字船津	23.50ha	S34.4.17 (国土交通省所管)

4-5 がけ崩れ危険箇所

整理番号	箇所名	所在地			がけの状況		
		区名	大字・町名	字名・丁目	高さ(m)	延長(m)	区分
1	京町1丁目(その2)	中央	京町	1	6.0	44.0	人工
2	京町2丁目(その1)	中央	京町	2	3.1～3.8	26.0	人工
3	壺川2丁目(その1)	中央	壺川	2	6.0	10.3	人工
4	横手3丁目(その1)	中央	横手	3	3.2～4.7	49.1	人工
5	植木町広住(その1)	北	植木町広住		3.1～3.4	61.7	人工
6	打越町(その1)	北	打越		4.0	10.0	人工
7	清水新地7丁目(その1)	北	清水新地	7	3.7～5.1	43.0	人工
8	龍田2丁目(その1)	北	龍田	2	3.7～4.7	14.3	人工
9	龍田5丁目(その1)	北	龍田	5	3.0～4.7	18.5	人工
10	龍田陳内1丁目(その1)	北	龍田陳内	1	3.1	17.2	自然
11	龍田弓削1丁目(その1)	北	龍田弓削	1	3.4～8.0	23.5	人工
12	津浦町(その1)	北	津浦町		3.0～4.3	25.6	人工
13	楡木3丁目(その1)	北	楡木	3	2.7	46.7	人工
14	八景水谷2丁目(その1)	北	八景水谷	2	5.6	18.0	人工
15	四方寄町(その1)	北	四方寄町		4.9	33.0	人工
16	池上町(その1)	西	池上町		3.1	19.0	人工
17	池田1丁目(その6)	西	池田	1	3.0	14.0	人工
18	池田2丁目(その1)	西	池田	2	4.25～5.25	26.4	人工
19	池田2丁目(その2)	西	池田	2	4.5	15.0	人工
20	池田2丁目(その3)	西	池田	2	3.0	26.0	人工
21	池田2丁目(その4)	西	池田	2	3.9	13.0	人工
22	池田3丁目(その3)	西	池田	3	4.2	80.0	人工
23	池田4丁目(その1)	西	池田	4	3.4～4.5	13.0	人工
24	春日4丁目(その1)	西	春日	4	4.9	6.0	人工
25	春日4丁目(その2)	西	春日	4	5.1	17.5	人工
26	春日4丁目(その3)	西	春日	4	4.9	16.3	人工
27	春日5丁目(その1)	西	春日	5	8.1	49.0	人工
28	春日6丁目(その1)	西	春日	6	4	40.5	人工
29	春日6丁目(その2)	西	春日	6	3.5	10.5	人工
30	上代1丁目(その1)	西	上代	1	3.7	35	人工
31	島崎3丁目(その1)	西	島崎	3	3.1～5.9	20.5	人工
32	島崎3丁目(その3)	西	島崎	3	3.6	15.5	自然
33	島崎6丁目(その1)	西	島崎	6	5.8	28.4	人工
34	谷尾崎町(その1)	西	谷尾崎町		5	30	人工
35	谷尾崎町(その4)	西	谷尾崎町		3.95	20	人工

36	花園5丁目(その1)	西	花園	5	3.0～3.7	29.2	人工
37	花園5丁目(その2)	西	花園	5	3.6	48	人工
38	花園5丁目(その3)	西	花園	5	5.6～6.5	47.6	人工
39	花園7丁目(その1)	西	花園	7	3.1	6	人工
40	花園7丁目(その2)	西	花園	7	4.4	18.6	人工
41	上南部4丁目(その1)	東	上南部	4	8	20	人工
42	下南部2丁目(その1)	東	下南部	2	5.5	26	人工
43	健軍4丁目(その1)	東	健軍	4	4.8	14	人工
44	健軍4丁目(その2)	東	健軍	4	3	20	人工
45	健軍5丁目(その1)	東	健軍	5	4.1	23	人工
46	健軍本町(その2)	東	健軍本町		3.5	16	人工
47	西原2丁目(その1)	東	西原	2	4.1	18.1	人工
48	西原3丁目(その1)	東	西原	3	3	25	人工
49	保田窪3丁目(その1)	東	保田窪	3	3.5	27	人工
50	保田窪3丁目(その2)	東	保田窪	3	3.1	20	人工
51	山ノ内4丁目(その1)	東	山ノ内	4	4.3	73.4	人工
52	城南町出水(その1)	南	城南町出水		10.5	46	人工
53	城南町出水(その2)	南	城南町出水		5.5～7.7	44.5	人工
54	居屋敷1－2	南	城南町築地		7.9～10.0	60	自然
55	城南町築地(その2)	南	城南町築地		3.8～5.9	132	自然
56	城南町鰐瀬山下(その1)	南	城南町鰐瀬	山下	3.4～5.6	59	人工
57	城南町鰐瀬山下(その2)	南	城南町鰐瀬	山下	4.4	20.5	人工
58	池田2丁目(その5)	西	池田	2	3.4	27.8	人工
59	龍田7丁目(その1)	北	龍田	7	4.9	12.5	人工
60	春日4丁目(その4)	西	春日	4	4.9	8.7	人工
61	清水岩倉3丁目(その2)	北	清水岩倉	3	3.3	9.8	人工
62	清水岩倉3丁目(その3)	北	清水岩倉	3	5.1	12	人工
63	健軍本町(その3)	東	健軍本町		4	41.6	人工
64	谷尾崎町(その6)	西	谷尾崎町		4.2～4.7	15	人工
65	出町(その1)	西	出町		5.1	29	人工
66	戸坂町(その1)	西	戸坂町		5.2	7	人工
67	池田1丁目(その7)	西	池田	1	4.8	11	人工
68	京町1丁目(その5)	中央	京町	1	3.1	13	人工
69	龍田陳内3丁目(その2)	北	龍田陣内	3	3.6～7.4	61	人工
70	京町1丁目(その6)	中央	京町	1	4.0～4.8	48.6	人工
71	楡木3丁目(その2)	北	楡木	3	3.9	56.5	人工

※本事業箇所は現場条件等により変更の可能性がある。

4-6 砂防指定地

砂 防 地 指 定

（熊本土木事務所管内）

整理番号	市町村整理番号	水系河川名	渓流名	所在地			指定年月及び告示番号	面積(ha)	概況			その他			指定方法		
				町	大字	字			河川敷	山林(ha)		道路等	国有地	公民有地	面	線	標柱
									(ha)	国有林	公民有林	(ha)	(ha)	(ha)	指定	指定	指定
a0001	熊-1	坪井川	谷尾崎川	池上		谷尾崎	S30.3 290	8.84	1.5	0	2.7	1.2	0	3.44		○	
a0016	熊-2	河内川			河内	鮎帰	S30.11 1324	11.94	1	0	5	0.94	0	5	○	○	
					岩戸	岩戸											
a0018	熊-3	坪井川	西谷川		万楽寺	甲塚、中地獄、西迫、下平	S31.12 1851	13.5	1.45	0	1.55	1.3	0	6.2		○	
a0019	熊-4	坪井川	西浦川		貢	中小萩	S32.10 1284	30.1	1.1	0	12	1.5	0	15.5		○	
a0020	熊-5	坪井川	西谷川		大多尾	本村	S32.10 1284	54.6	2.5	0	22.6	4	0	25.5		○	
						西迫											
a0021	熊-6	小貴川	小貴川		野出	山の神	S32.10 1284	21.45	1.5	0	8.45	1.5	0	10		○	
a0022	熊-7	坪井川	立福寺川		東門寺	裏	S32.10 1284	30.1	2.3	0	11.2	2	0	14.6		○	
a0023	熊-8	坪井川	丸山谷		東門寺	甲頭石	S32.10 1284	12.02	1	0	5	1.02	0	5	○	○	
a0024	熊-9	坪井川	狢谷		東門寺	狢谷	S32.10 1284	13	1.5	0	5.5	0	0	6		○	
a0025	熊-10	近津川	近津川	松尾町	近津	奥山	S32.10 1284	21.45	1.45	0	9.5	1	0	9.5		○	
a0026	熊-11	坪井川	松尾川	松尾町	上松尾	焼野、丸薬籠、甲塚	S32.10 1284	36.4	2	0	17	2.4	0	15		○	
					平山	小節											
a0027	熊-12	坪井川	荒谷川	松尾町	松尾町	外平、関通、荒谷	S32.10 1284	18.9	1	0	8	1.9	0	8		○	
a0029	熊-13	坪井川 坪井川	北原川		梶尾	北原	S34.7 1357	0.69	0.19	0	0	0.3	0	0.2		○	
a0030	熊-14	河内川	河内川		芳野	相ケ谷	S34.7 1357	12.5	2.5	0	0	0	6	4		○	
				松尾町		岩戸											
a0035	熊-15	河内川	須原川		野出	須原	S42.6 1741	1.57	0.27	0	1.3	0	0	0		○	
a0039	熊-16	坪井川	坪井川及び支流小糸山川		改寄	菅浦	S42.6 1791	60.1	6.18	0	4.13	5.72	0	44.07		○	
					飛田	田迎											
					明徳	向強戸											
a0043	熊-17	坪井川	三ノ岳川及び支流東平川		大多尾	堂別当、東平	S42.6 1791	26.98	0.78	5.4	13.5	0.05	0	7.25		○	
a0044	熊-18	河内川	東須原川及び支流中須原川		野出	居屋敷、搭ノ本	S42.6 1791	8.25	0.76	0	2.8	0.02	0	4.67		○	
a0045	熊-19	坪井川	平川	池上町		平居屋敷、北小路	S42.6 1791	7.26	0.66	0	2.1	0.28	0	4.22		○	
a0047	熊-20	坪井川	梶尾川		梶尾	古屋敷	S43.3 360	18.14	0.55	0	3.17	0.32	0	14.1		○	
a0048	熊-21	坪井川	井上川		改寄	水吐	S43.3 360	11.48	0.28	0	4.8	0.13	0	6.27		○	
a0050	熊-22	坪井川	万石川	清水町	万石	窪	S43.9 2711	15.41	0.41	0	2.88	0.72	0	11.4		○	
a0051	熊-23	坪井川	兎谷川	清水町	兎谷	兎谷	S43.9 2711	16.79	0.29	0	7.32	0.36	0	8.82		○	
a0052	熊-24	坪井川	南迫川	池田町		南迫、雀林	S43.9 2711	0.52	0.01	0	0	0.03	0	0.48		○	
a0053	熊-25	坪井川	大鳥居川		大鳥居	久保	S43.12 3640	7.3	0.36	0	1.8	0.28	0	4.86		○	
a0054	熊-26	河内川	岩戸川及びへり山川	松尾町		宮の前、へり山	S44.6 3043	4.06	0.33	0	1.32	0.31	0	2.1		○	
a0060	熊-27	坪井川 井芹川	今熊川		立福寺	城原	S50.2 91	1.1	0.12	0	0.3	0.1	0	0.58		○	

砂 防 地 指 定

（熊本土木事務所管内）

整理番号	市町村整理番号	水系河川名	渓流名	所在地			指定年月及び告示番号	面積(ha)	概況			その他			指定方法		
				町	大字	字			河川敷(ha)	山林(ha)		道路等(ha)	国有地(ha)	公民有地(ha)	面指定	線指定	標柱指定
										国有林	公民有林						
a0061	熊-28	坪井川	豆尾川		下硯川	黒井	S51.5 841	1.54	0.09	0	0	0.21	0	1.24		○	
a0062	熊-29	坪井川	麹川			花園七丁目、島崎七丁目、島崎五丁目	S51.5 841	9.12	1.71	3.15	1.66	0.15	0	2.45		○	
a0070	熊-30	坪井川 坪井川	谷川		上高橋町	烏帽子、岩崎	S60.10 1441	0.59	0.01	0.43	0	0	0	0.15			○
a0074	熊-31	坪井川 坪井川	五丁川		貢町	西浦の前、内迫、櫻山	S61.9 1549	1.68									○
a0076	熊-32	坪井川 坪井川	前川	花園町	七丁目		S61.12 2003	0.95	0.1	0.18	0.66	0.01	0	0			○
a0081	熊-33	坪井川 松尾川	松尾川	松尾町	上松尾	山田	S63.3 905	0.05	0	0	0	0.02	0	0.03			○
a0083	熊-34	坪井川 坪井川	荒谷川	松尾町	上松尾	外平	S63.10 2102	0.83	0.06	0	0.47	0.02	0	0.28			○
a0087	熊-35	坪井川 坪井川	西浦川		貢	慰斗の尾、上小久保	H1.2 178	0.1	0	0.1	0	0	0	0			○
a0089	熊-36	坪井川 松尾川	松尾川支川	松尾町	平山	小節	H1.2 234	0.68	0	0	0.04	0.04	0	0.6			○
					上松尾	井手口											
a0096	熊-37	坪井川 松尾川	松尾川支川	松尾町	上松尾	井手口	H3.3 370	0.33	0.08	0	0.15	0.03	0	0.07			○
a0097	熊-38	坪井川 井芹川	西鶴川	河内町	大多尾	立道ほか	H3.9 1595	16.69	0.1	0	10.8	0.5	0	5.29	○	○	
					太郎迫	南原山											
				北部町	立福寺	西鶴、山口屋敷											
a0100	熊-39	河内川 河内川	古閑前川	河内町	岳	外園、横林、北平	H4.2 432	0.62	0.02	0	0.3	0.05	0	0.25			○
a0104	熊-40	坪井川 井芹川	西谷川	万楽寺町		大狩野、甲塚	H5.11 2210	0.77	0	0	0.7	0.06	0.01	0			○
a0108	熊-41	白浜川 白浜川	白浜川	河内町	白浜	水谷、北加倉	H8.3 603	0.77	0.05	0	0.57	0.01	0	0.14			○
a0110	熊-42	河内川 河内川	古閑前川	河内町	岳	外園、横林、本村屋敷、開田、北平、水洗	H8.3 730	1.15	0.11	0.03	0.01	0.08	0.09	0.83		○	
a0112	熊-43	坪井川 松尾川	花立谷川	松尾町	上松尾	観音平、諏訪、中津倉	H8.12 2278	9.59							○	○	
a0116	熊-44	坪井川 井芹川	谷尾崎川		谷尾崎	西谷院平、西大谷	H11.3 747	0.33		0.11	0.22	0		0			○
a0119	熊-45	坪井川 坪井川	谷川		上高橋	岩崎	H13.3 254	0.46	0.05		0.09	0.02		0.3		○	
a0120	熊-46	小貴川 小貴川	小貴川	河内町	船津	休場、影平	H14.8 762	0.04						0.04			○
—	熊-47	小貴川 小貴川	小貴川	河内町	船津	犀ケ谷、小谷	H17.8 879	0.1308			0.0288			0.102			○
g0021	熊-48	緑川	永宮川	富合町	木原	水汲谷	S42.3 1162	4.5	0.7	0	1.5	0	0	2.3		○	
g0022	熊-49	緑川	木原川	富合町	木原	犀川地、西口	S42.3 1162	7	0.7	0	4	0	0	2.3			○
g0068	熊-50	緑川	平原川、同右支川及び第二右支川	富合町	平原	山口、大谷、中畑、本生	S61.9 1549	1.25									○
g0081	熊-51	緑川 浜戸川	下園川	富合町	平原	下園、角ノ山	H7.2 277	2.05	0.05	0	1.4	0.04	0	0.56			○
g0086	熊-52	緑川 浜戸川	山辺田川	富合町	平原	方田口	H12.5 1331	1.5		1.5							○
g0087	熊-53	緑川 木原川	木原川(4)	富合町	木原	宮ノ谷、桟敷	H16.1 53	0.8516			0.6593	0.0099	0.0167	0.1657			○
—	熊-54	河内川 河内川	清田川	河内町	河内	橋本、前平、東前平、清田	H21.8 888	0.5342	0.0295		0.2877	0.0106		0.2064			○

砂 防 地 指 定

（熊本土木事務所管内）

整理番号	市町村整理番号	水系河川名	渓流名	所在地			指定年月及び告示番号	面積(ha)	概況			その他			指定方法		
				町	大字	字			河川敷(ha)	山林(ha)		道路等(ha)	国有地(ha)	公民有地(ha)	面指定	線指定	標柱指定
										国有林	公民有林						
g0019	熊−55	緑川 浜戸川	滑川	城南町	藤山	赤迫、毛抜橋	S42.3 1162	8.54	1.78	0	1.76	0.3	0	4.7		○	
g0020	熊−56	緑川	東迫川	城南町	東阿高	内迫	S42.3 1162	3.29	0.27	0.52	0.78	0.16	0	1.56		○	
g0063	熊−57	緑川	沈目川	城南町	沈目	地頭、奥野、林後	S60.2 165	0.41									○
g0074	熊−58	緑川 浜戸川	滑川	城南町	藤山	南丸尾、赤迫、舟石	H3.3 370	0.91	0.01	0	0.77	0.01	0	0.12			○
d0011	熊−59	菊池川	那知川	植木町	円台寺	南谷、菱形、西受	S32.10 1284	13	1	0	7.2	0	0	4.8		○	
d0013	熊−60	菊池川	大平川	植木町	平原	大平迫	S34.10 2033	7.1	2.5	0	0.6	0	0	4		○	
d0014	熊−61	菊池川	中谷川	植木町	平原	城ノ尾	S34.10 2033	8.5	1.5	0	4.1	0	0	2.9		○	
d0028	熊−62	菊池川	八幡川	植木町	円台寺	菱形	S42.6 1791	14	4	0	3	0.21	0	6.79		○	
d0029	熊−63	坪井川	鐙田川	植木町	木留 鐙田	山口迫 春河内	S42.6 1791	14.49	2.5	0	4.5	0.09	0	7.4		○	
d0031	熊−64	菊池川	小野川	植木町	小野	仲間田、東ノ前	S43.3 360	9	1.5	0	2.09	0.01	0	5.4		○	
d0032	熊−65	菊池川	下岩野川	植木町	岩野	城山、井の迫	S43.3 360	6.3	0.9	0	1.47	0.02	0	3.91		○	
d0033	熊−66	菊池川	千田川	植木町	清水	楠木、長沼	S43.3 360	6.6	0.6	0	2.4	0.01	0	3.59		○	
d0042	熊−67	菊池川	大井川	植木町	大井	西田	S43.3 3043	3.6	0.6	0	1.3	0.6	0	1.1		○	
d0050	熊−68	菊池川 木葉川	神の木川	植木町	滴水	山之坊	S55.4 941	0.271	0.1	0	0	0.01	0	0.16		○	○
d0053	熊−69	坪井川 坪井川	木留川	植木町	木留	那知迫、中道	S58.3 823	1.6636	0.08	0	1.45	0.03	0	0.11			○
d0062	熊−70	坪井川 坪井川	木留川	植木町	木留	大下、中鶴、北中原、宇土、中土井ほか	H2.1 89	2.1	0.29	0	0.34	0.24	0	1.23			○
d0079	熊−71	坪井川 井芹川	木留川	植木町	木留	本村屋敷、中土井、那知迫	H15.11 1470	1.9277	0.2532		0.456	0.1922		1.0263			○
—	熊−72	坪井川 井芹川	鐙田川	植木町	辺田野 木留	六本柿、迎山 峠、一本松	H16.6 633	1.3761	0.0653		1.111	0.0164		0.1834			○
—	熊−73	近津川 近津川	近津川3	松尾町	近津	中座山、園山	H23.4 411	1.8911	0.0275		1.7774	0.0287		0.0575	○		
—	熊−74	坪井川 松尾川	百山谷川	松尾町	上松尾	古閑	H25.2 99	0.7769	0.0231		0.1268	0.0193		0.6077			○
a0125	熊−75	近津川	近津川1	松尾町	近津	宇土、牧野	H25.7 671	0.866	0.0363		0.1176	0.0533		0.6588			○
a0126	熊−76	河内川	下川床谷	河内町	野出	中川床	H28.4 631	0.5465	0.0324		0.5141						○
76		箇所数計						635.716	53.917	11.420	213.329	30.640	6.117	304.368	5	46	30

4-7 重要水防区間及び箇所

4-7-1 評定基準

① 河川危険度評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にあたる堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にあたる堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置がされている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

重点区間：水防時に重点的に巡視すべき区間（河川延長の１割程度設定）

危険個所：氾濫ブロック毎に堤防からの越水など、氾濫危険水位を設定している箇所

重点監視区間：重要水防箇所（A）等の中でも特に重点的に監視が必要な区間

② 海岸危険度評定基準

内容 / 種別	水防上最も重要な区間Ａ	次に重要な区間Ｂ	その他の重要な区間Ｃ
	溢水・破堤により耕地１０ha以上、人家・学校・病院・道路・鉄道等の被害が生ずる恐れがあるもので次の各号のいずれかに該当する区間とする。	溢水・破堤により耕地１０ha未満の被害が生ずる恐れがあるもので次の各号のいずれかに該当する区間とする。	Ａ、Ｂ以外の区間で水防の必要が認められる区間
海　岸	過去において高潮高波により溢水破堤した実績があるか、または堤防が老朽して被害が予測される区間		

③ 重要水防箇所評定基準

種　別	重　要　水　防　箇　所
橋りょう	流失または沈下が予測される箇所または水防上被害が予測される箇所
溜　池	流域1ｋｍ^2(100ha)以下の溜池で溜池下流の水路断面が狭少で氾濫するか堤防が老朽し破堤による被害が予測される箇所
道　路	冠水洗掘が予測される箇所
水門等	水門、こう門、樋門等の工作物の設置時期が古く老朽し不等沈下漏水等による被害が予測される箇所または水防上被害が予測される箇所

4-7-2 国土交通省管理河川

重要水防箇所一覧表（A）

様式－3(堤防)　　白川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 南区 上ノ郷二丁目	左岸	7.900 ～ 8.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
2	〃	〃	熊本市 南区 近見一丁目 熊本市 南区 平田一丁目	左岸	8.300 ～ 8.700	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 A)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
3	〃	〃	熊本市 南区 平田一丁目 熊本市 中央区 本山一丁目	左岸	8.700 ～ 11.200	2,500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
4	〃	〃	熊本市 西区 蓮台寺三丁目 熊本市 西区 二本木一丁目	右岸	8.020 ～ 10.500	2,480	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
5	〃	〃	熊本市 西区 春日一丁目 熊本市 中央区 紺屋阿弥陀寺町	右岸	10.700 ～ 11.200	500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
6	〃	〃	熊本市 東区 渡鹿八丁目	左岸	16.900 ～ 17.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
7	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	16.900 ～ 17.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
計					7箇所	6,480		

要水防箇所一覧表（A）

様式－3(工作物)　　白川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 南区 薄場一丁目 熊本市 西区 蓮台寺五丁目		7.850		白川橋梁 (桁下高不足)	
2	〃	〃	熊本市 南区 平田一丁目 熊本市 西区 蓮台寺二丁目		8.600		蓮台寺橋 (桁下高不足)	
3	〃	〃	熊本市 中央区 十禅寺一丁目 熊本市 西区 二本木四丁目		9.440		第1白川橋梁 (桁下高不足)	
4	〃	〃	熊本市 中央区 世安町 熊本市 西区 二本木三丁目		10.000		新世安橋 (桁下高不足)	
5	〃	〃	熊本市 中央区 世安町 熊本市 西区 二本木一丁目		10.160		世安橋 (桁下高不足)	
6	〃	〃	熊本市 中央区 本山三丁目 熊本市 西区 二本木一丁目		10.600		白川橋 (桁下高不足)	
7	〃	〃	熊本市 中央区 本山一丁目 熊本市 中央区 紺屋阿弥陀寺町		11.200		泰平橋 (桁下高不足)	
計					7箇所			

重要水防箇所一覧表（B）

様式－3(堤防)　　白川水系

番号	県名	河川名	地先名	左･右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 西区 小島下町 熊本市 西区 小島六丁目	右岸	2.000 ～ 2.750	750	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積･シート張
2	〃	〃	熊本市 西区 中原町 熊本市 西区 小島上町	左岸	2.840 ～ 3.100	260	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
3	〃	〃	熊本市 西区 小島上町	左岸	3.100 ～ 3.160	60	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(洗掘 B)	土のう積･シート張･捨石
4	〃	〃	熊本市 西区 小島三丁目	右岸	3.200 ～ 3.350	150	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積･シート張
5	〃	〃	熊本市 西区 小島上町	左岸	3.160 ～ 3.700	540	護岸部洗掘の恐れあり。 (洗掘 B)	捨石
6	〃	〃	熊本市 西区 城山薬師二丁目	右岸	3.900 ～ 4.300	400	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積･シート張
7	〃	〃	熊本市 南区 今町	左岸	4.500 ～ 4.600	100	基礎地盤漏水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)(洗掘 B)	土のう積･シート張･捨石
8	〃	〃	熊本市 南区 今町	左岸	4.600 ～ 4.900	300	護岸部洗掘の恐れあり。 (洗掘 B)	捨石
9	〃	〃	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	4.750 ～ 5.000	250	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積･シート張
10	〃	〃	熊本市 南区 今町	左岸	4.900 ～ 5.100	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(洗掘 B)	土のう積･シート張･捨石
11	〃	〃	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	5.000 ～ 5.200	200	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積･シート張
12	〃	〃	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	5.200 ～ 5.250	50	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積･シート張
13	〃	〃	熊本市 西区 城山半田二丁目 熊本市 西区 蓮台寺三丁目	右岸	6.300 ～ 8.020	1,720	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
14	〃	〃	熊本市 南区 薄場一丁目 熊本市 南区 上ノ郷二丁目	左岸	7.725 ～ 7.900	175	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
15	〃	〃	熊本市 南区 上ノ郷二丁目 熊本市 南区 近見一丁目	左岸	8.100 ～ 8.300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
16	〃	〃	熊本市 西区 二本木一丁目 熊本市 西区 春日一丁目	右岸	10.500 ～ 10.700	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
17	〃	〃	熊本市 中央区 本山二丁目 熊本市 中央区 大江一丁目	左岸	11.200 ～ 14.900	3,700	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
18	〃	〃	熊本市 中央区 紺屋阿弥陀寺町 熊本市 中央区 松原町	右岸	11.200 ～ 11.700	500	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
19	熊本県	白川	熊本市 中央区 紺屋今町 熊本市 中央区 井川淵町	右岸	11.900 ～ 13.875	1,975	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
20	〃	〃	熊本市 中央区 井川淵町 熊本市 中央区 東子飼町	右岸	13.925 ～ 14.300	375	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
21	〃	〃	熊本市 中央区 東子飼町 熊本市 中央区 黒髪二丁目	右岸	14.300 ～ 14.700	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(洗掘 B)	土のう積･シート張･捨石
22	〃	〃	熊本市 中央区 大江一丁目	左岸	14.900 ～ 15.300	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(洗掘 B)	土のう積･シート張･捨石
23	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪二丁目	右岸	14.700 ～ 15.500	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
24	〃	〃	熊本市 中央区 大江一丁目 熊本市 中央区 渡鹿五丁目	左岸	15.300 ～ 15.650	350	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
25	〃	〃	熊本市 中央区 渡鹿六丁目	左岸	15.900 ～ 16.700	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
26	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪五丁目 熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	15.950 ～ 16.200	250	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
27	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪五丁目 熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	16.400 ～ 16.700	300	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
28	〃	〃	熊本市 東区 渡鹿八丁目	左岸	17.100 ～ 17.300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
29	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	17.100 ～ 17.300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積･シート張
計					29箇所	15,805		

重要水防箇所一覧表（B）

様式－3（工作物）　　白川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 西区 小島六丁目 熊本市 西区 小島上町		3.200		小島橋 （桁下高不足）	
2	〃	〃	熊本市 西区 城山半田二丁目 熊本市 南区 今町		5.275		八城橋 （桁下高不足）	
3	〃	〃	熊本市 南区 薄場二丁目 熊本市 西区 新土河原一丁目		7.300		薄場橋 （桁下高不足）	
4	〃	〃	熊本市 中央区 本荘五丁目 熊本市 中央区 慶徳堀町		11.740		長六橋 （桁下高不足）	
5	〃	〃	熊本市 中央区 本荘五丁目 熊本市 中央区 新鍛冶屋町		12.300		代継橋 （桁下高不足）	
6	〃	〃	熊本市 中央区 本荘一丁目 熊本市 中央区 下通二丁目		12.500		新代継橋 （桁下高不足）	
7	〃	〃	熊本市 中央区 九品寺一丁目 熊本市 中央区 中央街		12.850		銀座橋 （桁下高不足）	
8	〃	〃	熊本市 中央区 九品寺一丁目 熊本市 中央区 安政町		13.040		安巳橋 （桁下高不足）	
9	〃	〃	熊本市 中央区 九品寺一丁目 熊本市 中央区 水道町		13.200		大甲橋 （桁下高不足）	
10	〃	〃	熊本市 中央区 新屋敷二丁目 熊本市 中央区 東子飼町		14.470		子飼橋 （桁下高不足）	
計					10箇所			

重要水防箇所一覧表（要注意区間（堤防））

様式－3　　白川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 西区 小島下町 熊本市 西区 小島六丁目	右岸	1.978～2.788	810	新堤防（令和5年度施工）	
2	〃	〃	熊本市 西区 中原町	左岸	2.210～2.600	390	新堤防（令和5年度施工）	
3	〃	〃	熊本市 西区 中原町	左岸	2.600～2.840	240	新堤防（令和6年度施工）	
4	〃	〃	熊本市 西区 小島六丁目 熊本市 西区 小島三丁目	右岸	2.788～3.261	473	新堤防（令和6年度施工）	
5	〃	〃	熊本市 中央区 新屋敷一丁目	左岸	13.210～13.775	565	新堤防（令和4年度施工）	
6	〃	〃	熊本市中央区水道町 熊本市 中央区 南千反畑町	右岸	13.210～13.775	565	新堤防（令和4年度施工）	
計					6箇所	3,043		

重要水防箇所一覧表（要注意区間（工作物））

様式－3　　白川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 中央区 新屋敷1丁目地先	左岸	13.292	2.65	白川小学校前陸閘No.1	
2	熊本県	白川	熊本市 中央区 新屋敷1丁目地先	左岸	13.450	3.00	白川小学校前陸閘No.2	
計					2箇所			

重要水防箇所一覧表（重点区間）

様式－3　　白川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 中央区 十禅寺二丁目 〃 十禅寺一丁目	左岸	9.415 ～ 9.472	57	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
計					1箇所	57		

重要水防箇所一覧表（A）

様式－3（堤防）　　緑川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	熊本市 南区 富合町莎崎	左岸	4.000 ～ 4.200	200	堤防高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり （越水 A）（堤体漏水 B）	土のう積・シート張・くい
2	〃	〃	熊本市 南区 富合町杉島	右岸	7.000 ～ 7.400	400	堤体漏水及び護岸部洗掘の恐れあり。 （堤体漏水 B）（洗掘 A）	土のう積・シート張・くい・捨石
3	〃	〃	熊本市 南区 富合町杉島	右岸	7.400 ～ 7.600	200	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水、護岸部洗掘の恐れあり。 （越水 B）（堤体漏水 B）（洗掘 A）	土のう積・シート張・くい・捨石
4	〃	〃	熊本市 南区 富合町杉島 熊本市 南区 野田3丁目	右岸	7.600 ～ 7.800	200	余裕高（流下能力）が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 （越水 B）（洗掘 A）	土のう積・シート張・捨石
5	〃	〃	熊本市 南区 城南町永 熊本市 南区 城南千町	左岸	12.600 ～ 12.800	200	堤防高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり （越水 A）（堤体漏水 B）	土のう積・シート張・くい
6	〃	〃	熊本市 南区 城南町坂野 熊本市 南区 城南町築地	左岸	15.000 ～ 15.400	400	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水、護岸部洗掘の恐れあり。 （越水 B）（堤体漏水 B）（洗掘 A）	土のう積・シート張・くい・捨石
7	〃	〃	嘉島町 上島	右岸	15.000 ～ 15.200	200	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
8	〃	〃	御船町 豊秋	右岸	15.400 ～ 15.800	400	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
9	〃	〃	御船町 豊秋	右岸	15.800 ～ 15.850	50	堤防高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり （越水 A）（堤体漏水 B）	土のう積・シート張・くい
10	〃	〃	御船町 豊秋	右岸	15.850 ～ 16.000	150	堤防高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 （越水 A）（堤体漏水 B）（基礎地盤漏水 B）	土のう積・シート張・くい
11	〃	〃	熊本市 南区 城南町築地	左岸	16.000 ～ 16.200	200	堤防高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり （越水 A）（堤体漏水 B）	土のう積・シート張・くい
12	〃	〃	甲佐町 吉田	右岸	16.400 ～ 16.600	200	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
13	〃	〃	熊本市 南区 城南町築地 熊本市 南区 城南町出水	左岸	16.200 ～ 16.800	600	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
14	〃	〃	熊本市 南区 城南町出水	左岸	17.000 ～ 17.200	200	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
15	〃	〃	甲佐町 津志田 甲佐町 麻生原	左岸	22.200 ～ 22.600	400	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
16	〃	〃	甲佐町 古閑（甲佐町船津古閑）	左岸	23.800 ～ 24.075	275	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
17	〃	〃	甲佐町 船津	左岸	25.000 ～ 25.200	200	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
18	熊本県	緑川	美里町 高木（美里町中郡高木）	左岸	25.800 ～ 26.120	320	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
19	〃	〃	甲佐町 上豊内（甲佐町豊内上豊	右岸	28.600 ～ 28.800	200	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
20	〃	〃	甲佐町 東寒野	左岸	28.800 ～ 29.000	200	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
21	〃	〃	甲佐町 東寒野	左岸	29.200 ～ 29.400	200	護岸部洗掘の恐れあり。 （洗掘 A）	捨石
22	〃	〃	甲佐町 上揚	右岸	29.800 ～ 30.000	200	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
23	熊本県	加勢川	熊本市 南区 中無田町	右岸	2.600 ～ 2.800	200	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
24	〃	〃	熊本市 東区 画図町大字下無田	右岸	9.800 ～ 10.200	400	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
25	〃	〃	熊本市 東区 画図町大字下無田 嘉島町 鯰	左岸	10.400 ～ 11.500	1,100	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
26	〃	〃	熊本市 東区 画図町大字下無田	右岸	10.600 ～ 11.500	900	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
27	熊本県	御船川	嘉島町 上島	左岸	0.000 ～ 0.200	200	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
28	〃	〃	嘉島町 上島 御船町 豊秋	左岸	0.600 ～ 1.000	400	堤防高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 （越水 A）	土のう積・シート張
計					28箇所	8,795		

重要水防箇所一覧表（A）

様式－3（工作物）　　緑川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	加勢川	熊本市 南区 川尻4丁目 熊本市 南区 川尻5丁目 熊本市 南区 川尻6丁目		3.830		新町橋 （桁下高不足）	
2	〃	〃	熊本市 南区 野田1丁目 熊本市 南区 野田2丁目 熊本市 南区 元三町3丁目		4.600		加勢川橋 （桁下高不足）	
3	〃	〃	嘉島町 犬渕		5.700		新川橋 （桁下高不足）	
4	〃	〃	熊本市 南区 御幸木部町		6.750		下居屋敷橋 （桁下高不足）	
5	〃	〃	嘉島町 下仲間 熊本市 南区 御幸木部町		7.400		下仲間橋 （桁下高不足）	
6	〃	〃	熊本市 南区 御幸木部町		8.150		水神橋 （桁下高不足）	
7	〃	〃	熊本市 南区 画図町大字下無田 嘉島町 鯰		9.750		中の瀬橋 （桁下高不足）	
8	〃	御船川	御船町 小坂 御船町 小坂		3.000		小坂橋 （桁下高不足）	
9	〃	緑川	宇土市 新開町	左岸	2.040		下新開排水樋管 （応急対策施設）	
10	〃	〃	熊本市 南区 富合町莎崎	左岸	4.085		莎崎排水樋管 （応急対策施設）	
11	〃	〃	熊本市 南区 富合町 杉島	右岸	6.805		長江樋管 （応急対策施設）	
12	〃	浜戸川	熊本市 南区 富合町砥江	左岸	5.175		砥江用水樋管 （応急対策施設）	
計					12箇所			

重要水防箇所一覧表（B）

様式－3(堤防)　　緑川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	熊本市 南区 川口町	右岸	0.900 ～ 0.944	44	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
2	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	1.248 ～ 1.750	502	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
3	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	1.925 ～ 1.950	25	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
4	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.150 ～ 2.400	250	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
5	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	3.050 ～ 3.225	175	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
6	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	3.675 ～ 3.800	125	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
7	〃	〃	宇土市 新開町 宇土市 走潟町	左岸	3.250 ～ 3.800	550	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
8	〃	〃	熊本市 南区 川口町 熊本市 南区 美登里町	右岸	3.941 ～ 4.800	859	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
9	〃	〃	熊本市 南区 富合町莎崎	左岸	4.200 ～ 4.600	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
10	〃	〃	熊本市 南区 富合町莎崎	左岸	4.600 ～ 4.800	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
11	〃	〃	熊本市 南区 富合町莎崎 瀬	左岸	4.800 ～ 6.600	1,800	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
12	〃	〃	熊本市 南区 富合町 富合町小岩	左岸	6.600 ～ 6.700	100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
13	〃	〃	熊本市 南区 富合町杉島	右岸	6.800 ～ 7.000	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
14	〃	〃	熊本市 南区 富合町杉島 熊本市 南区 富合町上杉	左岸	7.300 ～ 7.900	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
15	〃	〃	熊本市 南区 野田3丁目	右岸	7.800 ～ 8.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
16	〃	〃	熊本市 南区 富合町上杉 熊本市 南区 城南町丹生宮	左岸	8.100 ～ 11.500	3,400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
17	〃	〃	熊本市 南区 野田3丁目 熊本市 南区 元三町4丁目	右岸	8.200 ～ 9.400	1,200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
18	〃	〃	熊本市 南区 元三町4丁目 嘉島町 犬渕	右岸	9.400 ～ 10.200	800	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
19	〃	〃	嘉島町 犬渕	右岸	10.200 ～ 10.400	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
20	熊本県	緑川	嘉島町 犬渕 嘉島町 下仲間	右岸	10.400 ～ 11.000	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
21	〃	〃	嘉島町 下仲間	右岸	11.000 ～ 11.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
22	〃	〃	熊本市 南区 城南町永	左岸	11.800 ～ 12.200	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
23	〃	〃	嘉島町 下仲間 嘉島町 上仲間	右岸	11.800 ～ 12.400	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
24	〃	〃	熊本市 南区 城南町永	左岸	12.200 ～ 12.600	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
25	〃	〃	嘉島町 上仲間	右岸	12.400 ～ 12.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
26	〃	〃	嘉島町 上仲間	右岸	12.600 ～ 13.000	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
27	〃	〃	熊本市 南区 城南町千町	左岸	12.800 ～ 14.100	1,300	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
28	〃	〃	嘉島町 上仲間 嘉島町 上島	右岸	13.000 ～ 13.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
29	〃	〃	嘉島町 上島	右岸	13.800 ～ 15.000	1,200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
30	〃	〃	熊本市 南区 城南町千町 熊本市 南区 城南町坂野	左岸	14.100 ～ 15.000	900	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
31	〃	〃	熊本市 南区 城南町築地	左岸	15.400 ～ 15.800	400	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
32	〃	〃	熊本市 南区 城南町築地	左岸	15.800 ～ 16.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
33	〃	〃	御船町 豊秋	右岸	16.000 ～ 16.200	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
34	〃	〃	御船町 豊秋 甲佐町 吉田	右岸	16.200 ～ 16.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
35	〃	〃	甲佐町 吉田	右岸	16.600 ～ 17.200	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
36	〃	〃	熊本市 南区 城南町出水	左岸	16.800 ～ 17.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
37	〃	〃	熊本市 南区 城南町出水	左岸	17.200 ～ 17.300	100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
38	〃	〃	熊本市 南区 城南町出水 甲佐町 府領	左岸	17.300 ～ 17.400	100	余裕高(流下能力)が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
39	熊本県	緑川	甲佐町 府領	左岸	17.400 ～ 17.600	200	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
40	〃	〃	甲佐町 府領 甲佐町 田口	左岸	17.600 ～ 18.900	1,300	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
41	〃	〃	甲佐町 田口	左岸	18.900 ～ 19.000	100	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
42	〃	〃	甲佐町 白旗	右岸	19.400 ～ 19.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張

43	〃	〃	甲佐町 白旗	右 岸	19.600 ～ 20.000	400	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
44	〃	〃	甲佐町 田口 甲佐町 津志田	左 岸	20.000 ～ 20.200	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
45	〃	〃	甲佐町 糸田	右 岸	20.400 ～ 20.800	400	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
46	〃	〃	甲佐町 津志田	左 岸	20.600 ～ 21.600	1,000	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
47	〃	〃	甲佐町 糸田	右 岸	20.800 ～ 21.000	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
48	〃	〃	甲佐町 糸田	右 岸	21.300 ～ 22.000	700	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
49	〃	〃	甲佐町 津志田	左 岸	21.800 ～ 22.200	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
50	〃	〃	甲佐町 糸田	右 岸	22.000 ～ 22.200	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
51	〃	〃	甲佐町 糸田 甲佐町 下横田	右 岸	22.200 ～ 22.800	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
52	〃	〃	甲佐町 麻生原 甲佐町 船津	左 岸	22.600 ～ 23.400	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
53	〃	〃	甲佐町 下横田	右 岸	22.800 ～ 23.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
54	〃	〃	甲佐町 船津 甲佐町 大町	右 岸	23.600 ～ 25.200	1,600	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
55	〃	〃	甲佐町 有安	左 岸	24.075 ～ 24.200	125	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
56	〃	〃	甲佐町 仁田子	右 岸	25.400 ～ 25.600	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
57	〃	〃	甲佐町 仁田子	右 岸	25.800 ～ 26.000	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
58	熊 本 県	緑 川	甲佐町 緑町	右 岸	27.200 ～ 27.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
59	〃	〃	甲佐町 豊内	右 岸	28.200 ～ 28.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
60	〃	〃	甲佐町 上揚	右 岸	29.400 ～ 29.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
61	熊 本 県	加勢川	熊本市 南区 美登里町	右 岸	0.000 ～ 0.800	800	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
62	〃	〃	熊本市 南区 美登里町 熊本市 南区 中無田町	右 岸	0.800 ～ 1.950	1,150	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
63	〃	〃	熊本市 南区 中無田町	右 岸	1.950 ～ 2.000	50	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
64	〃	〃	熊本市 南区 中無田町	右 岸	2.000 ～ 2.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
65	〃	〃	熊本市 南区 川尻3丁目 熊本市 南区 川尻4丁目	右 岸	2.800 ～ 3.400	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
66	〃	〃	熊本市 南区 川尻4丁目	右 岸	3.400 ～ 3.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 B)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
67	〃	〃	熊本市 南区 川尻4丁目 熊本市 南区 川尻5丁目	右 岸	3.600 ～ 4.000	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
68	〃	〃	熊本市 南区 富合町 杉島 熊本市 南区 元三町4丁目	左 岸	3.800 ～ 4.600	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
69	〃	〃	熊本市 南区 川尻5丁目 熊本市 南区 元三町4丁目	右 岸	4.000 ～ 4.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
70	〃	〃	熊本市 南区 元三町4丁目	右 岸	4.600 ～ 5.000	400	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
71	〃	〃	熊本市 南区 元三町4丁目	左 岸	4.800 ～ 5.000	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
72	〃	〃	熊本市 南区 元三町4丁目	右 岸	5.000 ～ 5.400	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
73	〃	〃	熊本市 南区 元三町4丁目 熊本市 南区 御幸木部町	右 岸	5.400 ～ 6.200	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
74	〃	〃	熊本市 南区 元三町4丁目 嘉島町 犬渕	左 岸	5.200 ～ 6.200	1,000	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
75	〃	〃	嘉島町 犬渕 東区 画図町 大字下無田	左 岸	6.400 ～ 10.400	4,000	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
76	〃	〃	熊本市 南区 御幸木部町 画図町 大字下無田	右 岸	6.400 ～ 9.800	3,400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
77	熊 本 県	加勢川	画図町 大字下無田	右 岸	10.200 ～ 10.600	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
78	熊 本 県	御船川	嘉島町 上島	右 岸	0.000 ～ 0.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
79	〃	〃	御船町 小坂	左 岸	2.600 ～ 3.400	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
80	〃	〃	御船町 小坂 御船町 滝川	右 岸	3.400 ～ 3.600	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
81	〃	〃	御船町 滝川 御船町 滝川	右 岸	3.600 ～ 4.500	900	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
82	〃	〃	御船町 滝川	左 岸	4.150 ～ 4.200	50	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
83	〃	〃	御船町 滝川	左 岸	4.200 ～ 4.500	300	余裕高(流下能力)が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
84	〃	〃	御船町 滝川 御船町 辺田見	左 岸	4.500 ～ 6.600	2,100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
85	〃	〃	御船町 滝川 御船町 御船	右 岸	4.500 ～ 5.600	1,100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
86	〃	〃	御船町 辺田見 御船町 辺田見	右 岸	5.800 ～ 6.600	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張

87	熊 本 県	浜戸川	宇土市 新開町	左 岸	0.525 ～ 0.800	275	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
88	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	0.900 ～ 2.800	1,900	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
89	〃	〃	宇土市 新開町 宇土市馬之瀬町	左 岸	1.000 ～ 2.600	1,600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
90	〃	〃	宇土市馬之瀬町 宇土市 走潟町	左 岸	3.000 ～ 3.200	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
91	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	3.000 ～ 3.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
92	〃	〃	宇土市 走潟町	左 岸	3.400 ～ 3.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
93	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	3.600 ～ 3.750	150	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
94	〃	〃	宇土市 走潟町 宇土市馬之瀬町	左 岸	3.600 ～ 4.000	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
95	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	3.750 ～ 3.800	50	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
96	熊 本 県	浜戸川	宇土市 走潟町	右 岸	3.800 ～ 4.000	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
97	〃	〃	宇土市馬之瀬町	左 岸	4.000 ～ 4.200	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
98	〃	〃	宇土市 走潟町 熊本市 南区 富合町莎崎	右 岸	4.000 ～ 5.200	1,200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
99	〃	〃	宇土市馬之瀬町 熊本市 南区 富合町硴江	左 岸	4.200 ～ 4.400	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
100	〃	〃	熊本市 南区 富合町硴江	左 岸	4.400 ～ 4.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
101	〃	〃	熊本市 南区 富合町硴江	左 岸	4.600 ～ 5.000	400	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
102	〃	〃	熊本市 南区 富合町莎崎	右 岸	5.200 ～ 5.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
103	〃	〃	熊本市 南区 富合町硴江	左 岸	5.300 ～ 5.400	100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
					103箇所	61,180		

重要水防箇所一覧表（B）

様式－3(工作物)　　緑川水系

番号	県名	河川名	地先名	左･右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	熊本市 南区 富合町杉島 熊本市 南区 富合町小岩瀬		7.100		緑川橋梁 （桁下高不足）	
2	〃	〃	熊本市 南区 富合町杉島 熊本市 南区 富合町小岩瀬		7.450		緑川橋 （桁下高不足）	
3	〃	〃	熊本市 南区 富合町釈迦堂 嘉島町 犬渕		10.255		釈迦堂橋 （桁下高不足）	
4	〃	〃	熊本市 南区 城南町永 嘉島町 下仲間		11.600		城南橋 （桁下高不足）	
5	〃	〃	嘉島町 上仲間 熊本市 南区 城南町千町		13.600		著町橋 （桁下高不足）	
6	〃	〃	甲佐町 有安 甲佐町 有安		24.450		安津橋 （桁下高不足）	
7	〃	〃	美里町 岩下 甲佐町 仁田子		27.000		中甲橋 （桁下高不足）	
8	〃	加勢川	熊本市 南区 富合町杉島 熊本市 南区 川尻3丁目 熊本市 南区 川尻4丁目		3.330		加勢川橋梁 （桁下高不足）	
9	〃	〃	熊本市 南区 御幸木部町 嘉島町 犬渕		6.200		犬渕大橋 （桁下高不足）	
10	〃	御船川	嘉島町 上島 嘉島町 上島		0.200		森崎橋 （桁下高不足）	
11	〃	〃	御船町 豊秋 嘉島町 上六嘉		1.950		八竜橋 （桁下高不足）	
12	〃	〃	御船町 小坂 御船町 豊秋		2.100		御船川橋 （桁下高不足）	
13	〃	〃	御船町 滝川 御船町 滝川		4.000		メロディー橋 （桁下高不足）	
14	〃	〃	御船町 滝川 御船町 滝川		4.500		滝川橋 （桁下高不足）	
15	〃	〃	御船町 滝川 御船町 滝川		5.100		五庵橋 （桁下高不足）	
16	〃	〃	御船町 御船 御船町 御船		5.350		御船橋 （桁下高不足）	
17	〃	〃	御船町 御船 御船町 辺田見		5.870		思い出橋 （桁下高不足）	
計					17箇所			

重要水防箇所一覧表（要注意区間（堤防））

様式－3　　緑川水系

番号	県名	河川名	地先名	左･右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	宇土市 新開町	左岸	1.811～2.000	189	新堤防(令和5年度施工)	
2	〃	〃	宇土市 新開町	左岸	2.504～3.250	746	新堤防(令和6年度施工)	
3	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	0.921～1.250	329	新堤防(令和5年度施工)	
4	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	1.750～1.925	175	新堤防(令和6年度施工)	
5	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	1.950～2.150	200	新堤防(令和6年度施工)	
6	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.150～2.184	34	新堤防(令和5年度施工)	
7	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.200～2.241	41	新堤防(令和4年度施工)	
8	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.241～2.327	86	新堤防(令和5年度施工)	
9	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.327～2.350	23	新堤防(令和4年度施工)	
10	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.400～3.050	650	新堤防(令和6年度施工)	
11	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	3.225～3.675	450	新堤防(令和6年度施工)	
12	〃	〃	熊本市 南区 美登里町	右岸	4.615～4.750	135	新堤防(令和5年度施工)	
13	〃	浜戸川	宇土市 新開町	左岸	0.000～0.050	50	新堤防(令和5年度施工)	
14	〃	〃	宇土市 新開町	左岸	0.050～0.525	475	新堤防(令和6年度施工)	
15	〃	〃	宇土市 走潟町	右岸	0.300～0.820	520	新堤防(令和6年度施工)	
16	〃	〃	宇土市 野鶴町 宇土市 馬之瀬町	左岸	1.936～2.375	439	新堤防(令和4年度施工)	
計					16箇所	4,542		

重要水防箇所一覧表（要注意区間（工作物））

様式－3

緑川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	宇土市 網津町直築	左岸	0.400		網津陸閘門扉No.1	
2	〃	〃	〃 網津町直築	左岸	0.505		網津陸閘門扉No.2	
3	〃	〃	〃 網津町直築	左岸	0.570		網津陸閘門扉No.3	
4	〃	〃	〃 笹原町	左岸	0.650		網津陸閘門扉No.4	
5	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	0.900		川口陸閘門扉No.1	
6	〃	〃	〃 〃 川口町	右岸	1.270		川口陸閘門扉No.2	
7	〃	〃	〃 〃 川口町	右岸	1.300		川口陸閘門扉No.3	
8	〃	〃	〃 〃 川口町	右岸	1.550		川口陸閘門扉No.4	
9	〃	〃	〃 〃 川口町	右岸	1.570		川口陸閘門扉No.5	
10	〃	〃	〃 〃 川口町	右岸	1.650		川口陸閘門扉No.6	
11	〃	加勢川	熊本市 南区 川尻3丁目	右岸	3.030		川尻陸閘門扉No.1	
12	〃	〃	〃 〃 川尻3丁目	右岸	3.050		川尻陸閘門扉No.2	
13	〃	〃	〃 〃 川尻3丁目	右岸	3.110		川尻陸閘門扉No.3	
14	〃	〃	〃 〃 川尻3丁目	右岸	3.310		川尻陸閘門扉No.6	
15	〃	〃	〃 〃 川尻4丁目	右岸	3.385		川尻陸閘門扉No.7	
計					15箇所			

重要水防箇所一覧表（重点区間）

様式－3

緑川水系

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	御船町 増見鶴 (御船町豊秋増見鶴)	右岸	15.600 ～ 16.000	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 A)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
2	〃	加勢川	熊本市 画図町 (熊本市東区画図町下無田)	右岸	11.000 ～ 11.500	500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
3	〃	加勢川	嘉島町 鯰 (嘉島町鯰～嘉島町下六嘉)	左岸	11.000 ～ 11.500	500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
計					3箇所	1,400		

重要水防箇所一覧表（A）

様式－3(工作物)　　菊池川水系

新番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	熊本市北区植木町山城	左岸	2/640	管のクラック(5mm以下)(山城排水樋管)	
2			熊本市北区植木町平島	左岸	3/440	管のクラック(5mm以下)(平島第一排水樋管)	
3			熊本市北区植木町米塚	左岸	4/215	操作台高不足(山城水門)	
		計			3箇所		

重要水防箇所一覧表（B）

様式－3(堤防)　　菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	山鹿市鹿本町分田	左岸	1/100～1/300	200	堤体から漏水が発生する恐れあり(堤体漏水B)	シート張り工
2			熊本市北区植木町田底	左岸	1/500～2/100	600	堤体から漏水が発生する恐れあり(堤体漏水B)	シート張り工
3			熊本市北区植木町伊知坊	左岸	4/500～4/700	200	堤体から漏水が発生する恐れあり(堤体漏水B)	シート張り工
4			熊本市北区植木町舟島	左岸	4/900～5/100	200	堤体から漏水が発生する恐れあり(堤体漏水B)	シート張り工
			熊本市北区植木町舟島～平井	左岸	5/100～5/500	400	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
5			熊本市北区植木町亀甲～菊池市泗水町南田島	左岸	6/100～7/700	1,600	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
6			菊池市泗水町南田島	左岸	8/100～8/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
7			菊池市泗水町南田島	左岸	8/500～8/700	200	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
8			菊池市泗水町南田島	左岸	8/900～9/100	200	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
9			菊池市泗水町豊水	左岸	9/300～9/700	400	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
10	熊本県	合志川	熊本市北区植木町伊知坊～舟島	右岸	4/500～5/100	600	堤体から漏水が発生する恐れあり(堤体漏水B)	シート張り工
			熊本市北区植木町舟島	右岸	5/100～5/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり(越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
			熊本市北区植木町平井	右岸	5/300～5/500	200	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
			熊本市北区植木町平井	右岸	5/500～5/900	400	堤体から漏水が発生する恐れあり(堤体漏水B)	シート張り工
11			熊本市北区植木町平井	右岸	6/100～6/500	400	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり(越水B,堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
			熊本市北区植木町平井～菊池市泗水町田島	右岸	6/500～7/700	1,200	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
12			菊池市泗水町田島	右岸	8/100～8/700	600	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
13			菊池市泗水町田島	右岸	8/900～9/100	200	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
					18	8,000		

様式－3(工作物)　　菊池川水系

新番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	山鹿市鹿本町分田		0/935	桁下高不足(奉迎橋)	
2			熊本市北区植木町米塚		3/930	桁下高不足(米塚橋)	
3			熊本市北区植木町伊知坊		4/550	桁下高不足(伊知坊橋)	
4			熊本市北区植木町舟島		5/265	桁下高不足(舟島橋)	
5			熊本市北区植木町平井		5/845	桁下高不足(平井橋)	
6			熊本市北区植木町亀甲		6/515	桁下高不足(宝田橋)	
7			菊池市泗水町田島		8/435	桁下高不足(田島橋)	
		計			7		

重要水防箇所一覧表（要注意区間）

様式－3　　菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	熊本市植木町米塚	左岸	4/000～4/050	50	旧川跡	シート張り工
2			山鹿市鹿本町中川	右岸	1/000～1/050	50	旧川跡	シート張り工
3			熊本市北区植木町田底	右岸	3/770	3	陸閘(角落し)	土のう積み工
		計			3	103		

重要水防箇所一覧表（重点区間）

様式－3　　菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	熊本市北区植木町平井	左岸	5/100～5/300	200	河積不足の為、越水の恐れあり(越水B)	積み土のう工
		計			1	200		

4-7-3 県管理河川

重要水防区間一覧表[河川の部]（Aランク）

番号	水系名	河川名	振興局名	地先名			延長(m)	危険状況	水防工法
1	緑川	天明新川	熊本土木	熊本市南区流通団地２丁目	～	熊本市南区中無田町	右岸 4,100 左岸 4,100	堤防高不足 洗掘	積み土のう工 筵張工
2	緑川	木部川	熊本土木	熊本市東区画図町下無田	～	熊本市南区元三町	右岸 4,850 左岸 700	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 筵張工
3	緑川	加勢川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田	～	熊本市東区秋津町秋田	右岸 200 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
4	緑川	木山川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田	～		右岸 1,900 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
5	緑川	秋津川	熊本土木	熊本市東区秋津町沼山津	～	熊本市東区秋津町秋田	右岸 2,600 左岸 3,000	堤防高不足	積み土のう工 筵張工
6	白川	白川	熊本土木	熊本市東区鹿帰瀬町	～	熊本市東区渡鹿８丁目	右岸 9,100 左岸 10,700	堤防高不足	積み土のう工 筵張工
7	坪井川	坪井川	熊本土木	熊本市北区飛田３丁目	～	熊本市西区小島	右岸 19,000 左岸 18,600	堤防高不足	積み土のう工 筵張工
8	坪井川	井芹川	熊本土木	熊本市北区釜尾町	～	熊本市西区上高橋町	右岸 7,200 左岸 7,200	堤防高不足	積み土のう工 筵張工
9	除川	除川	熊本土木	熊本市南区畠口町	～		右岸 850 左岸 850	漏水	積み土のう工 月の輪工
10	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区富合町砥江	～	熊本市南区富合町国町	右岸 370 左岸 1,300	堤防高不足 漏水	積み土のう工 筵張工
11	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区富合町廻江	～	熊本市南区富合町榎津	右岸 1,900 左岸 2,700	堤防高不足	積み土のう工 筵張工
12	緑川	潤川	熊本土木	熊本市南区富合町田尻	～	熊本市南区富合町南田尻	右岸 800 左岸 800	堤防高不足	杭打筵張工 積み土のう工
13	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区城南町島田	～	熊本市南区城南町阿高	右岸 3,400 左岸 2,600	堤防高不足	杭打筵張工 積み土のう工
14	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区城南町鰐瀬	～		右岸 2,400 左岸 2,400	堤防高不足	杭打筵張工 積み土のう工
熊本土木事務所　計				14 箇所		113,750	右岸 58,800 左岸 54,950		

重要水防区間一覧表[河川の部]（Bランク）

番号	水系名	河川名	振興局名	地先名			延長(m)	危険状況	水防工法
1	緑川	天明新川	熊本土木	熊本市南区中無田町	～	熊本市南区川口町	右岸 7,300 左岸 7,300	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 筵張工
2	緑川	木山川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田	～		右岸 0 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
3	緑川	矢形川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田	～		右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
4	緑川	内田川	熊本土木	熊本市南区内田町	～		右岸 250 左岸 250	法崩れすべり	積み土のう工
5	坪井川	井芹川	熊本土木	熊本市北区立福寺町	～	熊本市北区釜尾町	右岸 5,190 左岸 5,190	堤防高不足	積み土のう工 木流し工
6	坪井川	坪井川	熊本土木	熊本市北区鶴羽田町	～	熊本市北区飛田３丁目	右岸 1,000 左岸 1,000	洗掘	積み土のう工 木流し工
7	坪井川	立福寺川	熊本土木	熊本市北区立福寺町	～		右岸 300 左岸 300	洗掘	積み土のう工
8	坪井川	西谷川	熊本土木	熊本市北区万楽寺町	～	熊本市北区立福寺町	右岸 2,549 左岸 2,549	洗掘	木流し工
9	除川	除川	熊本土木	熊本市南区無田口地先	～	熊本市南区畠口町	右岸 2,300 左岸 2,300	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工

番号	水系名	河川名	振興局名	地　先　名	延長(m)	危険状況	水防工法
10	千間江湖	千間江湖	熊本土木	熊本市南区江富町　～　熊本市南区内田町	右岸 2,862 左岸 2,862	堤防高不足	積み土のう工
11	緑川	滑川	熊本土木	熊本市南区城南町阿高　～	右岸 1,800 左岸 1,800	堤防高不足	積み土のう工
熊本土木事務所　計				11 箇所　50,002	右岸 24,151 左岸 25,851		

重要水防区間一覧表（C ランク）

番号	水系名	河川名	振興局名	地　先　名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	緑川	浜戸川	熊本土木	熊本市南区城南町阿高　～　熊本市南区城南町鰐瀬	右岸 4,150 左岸 4,150	堤防高不足	積み土のう工
2	菊池川	豊田川	熊本土木	熊本市北区植木町舟島　～　熊本市北区植木町鞍掛	右岸 7,100 左岸 7,100	堤防高不足	積み土のう工
3	菊池川	木葉川	熊本土木	熊本市北区植木町豊岡　～　熊本市北区植木町円大寺	右岸 4,200 左岸 4,200	堤防高不足	積み土のう工
熊本土木事務所　計				3 箇所　30,900	右岸 15,450 左岸 15,450		

4-8 重要水防施設

4-8-1 重要水防構造物（橋梁）

番号	水系名	河川名	構造物名	距離標	左・右岸の別	備　　考	管理者
1	緑川	緑川	日和瀬橋	27.600		根入不足・桁下高不足	熊　本　県
2	〃	御船川	森崎橋	0.200	左岸	引堤	〃
3	〃	緑川	緑川橋梁	7.100	左岸	根入不足・スパン割是正・桁下高不足	ＪＲ熊本支社
4	〃	加勢川	加勢川橋梁	3.275	右岸	根入不足	〃

4-8-2 重要水防施設一覧表（ダム･水門･堰）

名　　称	海岸名	地先名	管　理　者	危険状態
加勢川水門	加勢川	南区元三町	国交省熊本河川国道事務所	緑川逆流閉塞
新加勢川水門	〃	〃	〃	気象注意報で解放（野田塚）
中無田水門	〃	南区中無田町	〃	緑川逆水入始緑川側扉粗と同時に閉塞
六間堰	〃	南区美登里町	熊本市南土地改良区	気象注意報で解放
松の木堰	天明新川	南区奥古閑町	熊本市南土地改良区	〃
三本松堰	白川	南区上ノ郷町	熊本市南土地改良区	JR 鹿児島本線白川橋上流
十八口堰	〃	南区薄場町	白川西南部土地改良区	気象注意報で解放
渡鹿堰	白川	中央区渡鹿６丁目	渡鹿堰土地改良区	〃
石塘堰	坪井川	西区春日町	石塘堰樋土地改良区	自動転倒
杉島堰	緑川	南区富合町	熊本平野南部土地改良区	水位 30cm 上昇につき自動閉扉
砥江堰	浜戸川	南区富合町	熊本平野南部土地改良区	気象注意報で解放、ＪＲ鹿児島本線浜戸川橋上流
築地堰	緑川	南区城南町	杉上土地改良区	
丹生宮堰	〃	〃	熊本平野南部土地改良区	丹生宮堰閉堰
島田堰	浜戸川	〃	熊本平野南部土地改良区	自動転倒
木原・六田統合堰	〃	〃	木原・六田統合堰管理組合	自動転倒

4-8-3 水門等

番号	水系名	河川名	構造物名	距離標	左・右岸の別	備　　考	管理者
1	白川	白川	井樋山堰	4.475		固定堰で老朽化による。	白川西南部土地改良区
2	〃	〃	十八口堰	7.130		固定堰で老朽化による（H23 一部改築）。	白川西南部土地改良区
3	〃	〃	三本松堰	8.125		固定堰で老朽化による	熊本市南土地改良区
4	〃	〃	渡鹿堰	16.415		固定堰 H31.3(2019.3)河川改修関連で改築	渡鹿堰土地改良区
5	〃	〃	世安放流樋管	10.040	左岸	空洞化	熊　本　市
6	緑川	緑川	第３樋管	28.685	右岸	老朽化　（H22 時点未調査）	国土交通省
7	〃	〃	第４樋管	28.750	右岸	〃	〃
8	〃	浜戸川	三枝排水樋管	1.120	左岸	老朽化 平成 14 年度新設、H22 時点未撤去	〃
9	〃	〃	殿井樋管	1.560	右岸	〃	〃
10	〃	〃	長エ門樋管	1,575	右岸	〃	〃
11	〃	緑川	杉島堰	8.015		老朽化と河積阻害による	熊本平野南部土地改良区
12	〃	〃	丹生宮堰	11.370		〃	〃
13	〃	〃	高田堰	14.180		〃	高田堰土地改良区
14	〃	〃	築地堰	16.920		〃	杉上土地改良区
15	〃	〃	糸田堰	21.885		〃	糸田堰土地改良区
16	〃	〃	麻生原堰	23.400		〃	麻生原堰土地改良区
17	〃	〃	鵜の瀬堰	29.080		〃	甲佐町土地改良区
18	〃	〃	下新開排水樋管	2.040	左岸	堤版下の開口空洞　H22 健全度評価 D	熊本平野南部土地改良区
19	〃	〃	莎崎排水樋管	4.085	左岸	堤版下の開口空洞　H22 健全度評価 D	熊本市
20	〃	緑川	鵜の瀬樋管	28.300	右岸	老朽化に伴う不備　（H22 時点未調査）	甲佐町土地改良区
21	〃	〃	網津陸閘門扉 NO.1	0.400	左岸	陸閘設置箇所のため	国土交通省
22	〃	〃	網津陸閘門扉 NO.2	0.505	左岸	〃	〃
23	〃	〃	網津陸閘門扉 NO.3	0.570	左岸	〃	〃
24	〃	〃	網津陸閘門扉 NO.4	0.650	左岸	〃	〃
25	〃	〃	川口陸閘門扉 NO.1	0.900	右岸	〃	〃
26	〃	〃	川口陸閘門扉 NO.2	1.270	右岸	〃	〃
27	〃	〃	川口陸閘門扉 NO.3	1.300	右岸	〃	〃
28	〃	〃	川口陸閘門扉 NO.4	1.550	右岸	〃	〃
29	〃	〃	川口陸閘門扉 NO.5	1.570	右岸	〃	〃
30	〃	〃	川口陸閘門扉 NO.6	1.650	右岸	〃	〃
31	〃	加勢川	川尻陸閘門扉 NO.1	3.030	右岸	〃	〃
32	〃	〃	川尻陸閘門扉 NO.2	3.050	右岸	〃	〃
33	〃	〃	川尻陸閘門扉 NO.3	3.110	右岸	〃	〃
34	〃	〃	川尻陸閘門扉 NO.6	3.310	右岸	〃	〃
35	〃	〃	川尻陸閘門扉 NO.7	3.385	右岸	〃	〃
36	〃	緑川	長江樋管	6.805	右岸	周辺堤防の空洞化　H22 健全度評価 D	熊本市
37	〃	浜戸川	砥江用水樋管	5.175	左岸	堤版下の空洞化　H22 健全度評価 D	熊本平野南部土地改良区
38	除川	除川	除川水門			危険状況：浸水	熊本農政事務所
39	千間江湖	千間江湖	千間江湖水門			危険状況：浸水	熊本土木事務所
40	緑川	浜戸川	砥江堰			危険状況：浸水　水防工法：積み土のう工	熊本平野南部土地改良区

4-8-4 排水機場

No.	名　　称	排水能力 ㎥/ｓ	所在地	管理部署
1	新花畑ポンプ場	1.83	中央区花畑町 2-3	水再生課（中部浄化センター）
2	花畑第２ポンプ場	2.00	中央区手取本町 1-1	〃
3	本山ポンプ場	3.84	中央区本山 2-9-39	〃
4	世安ポンプ場	13.45	中央区世安町 549-1	〃
5	平田ポンプ場	7.00	南区平田 2 丁目 14 番 1 号	南区土木センター
6	江津ポンプ場	1.67	東区江津 1 丁目 20-21	東区土木センター
7	温泉地区排水機場	1.70	西区河内町船津地内	西区土木センター
8	近津排水機場	1.50	西区松尾町近津 1510 番 2 地先	西南部農業振興ｾﾝﾀｰ基盤整備課
9	小白第１排水機場	5.60	西区河内町白浜 3256 番 6 地先	〃
10	除川排水機場	7.30	南区畠口町 2525 番 4	〃
11	千間江湖排水機場	3.00	南区畠口町 2772 番地	〃
12	甲畠口排水機場	3.00	南区畠口町 1969 番	〃
13	乙畠口排水機場	2.00	南区畠口町 2576 番 2	〃
14	美登里排水機場	8.00	南区美登里町 1407 番 2	〃
15	第１海路口排水機場	3.00	南区海路口町 2994 番 2	〃
16	第２海路口排水機場	2.00	南区海路口町 2807 番 3	〃
17	浦田排水機場	3.00	南区海路口町 3791 番 2	〃
18	海路口排水機場	1.10	南区海路口町 3748 番 2	〃
19	天明南部第１排水機場	1.50	南区川口町 734 番 5	〃
20	天明南部第２排水機場	3.00	南区川口町 1718 番地	〃
21	菖蒲谷排水機場	1.60	西区小島 9 丁目 23-8	西区土木センター
22	北内潟排水機場	3.00	西区小島 8 丁目 16-14	〃
23	皆代排水機場	5.10	西区松尾町上松尾地内	〃
24	小山田排水機場	9.00	西区花園 3 丁目外地内	〃
25	川尻排水機場	0.12	南区八幡 5 丁目 10 番地地内	南区土木センター
26	間島団地排水機場	0.20	東区秋津町間島団地地内	東区土木センター
27	壺川排水機場	3.00	中央区壷川 2 丁目地内	中央区土木センター
28	流団東側排水機場	1.20	南区流通団地 1 丁目 71	南区土木センター
29	流団西側排水機場	0.60	南区流通団地 2 丁目 22	南区土木センター
30	梅洞排水機場	9.50	西区松尾町上松尾 4620 番 1 地先	西南部農業振興ｾﾝﾀｰ基盤整備課
31	小島排水機場	3.00	西区小島下町 4950 番 2	〃
32	高砂排水機場	2.60	西区沖新町 4828 番	〃
33	中島南北排水機場	13.10	西区沖新町 3607 番 2 地先	〃
34	中島排水機場	3.30	西区沖新町 3607 番 2	〃
35	城山排水機場	2.00	西区小島下町 930 番 2	〃
36	大塘排水機場	4.00	西区城山大塘 7 丁目 726 番 2	〃
37	池上第１排水機場	1.50	西区池上町 1949 番 3	〃
38	池上第２排水機場	5.40	西区池上町 1042 番 1	〃
39	池上第３排水機場	3.60	西区池上町 943 番 1 地先	〃
40	野田排水機場	1.20	南区野田 2 丁目 205 番 2	南区土木センター
41	元三排水機場	40.50	南区元三町 3 丁目 1808 番	西南部農業振興ｾﾝﾀｰ基盤整備課
42	画図排水機場	3.12	東区画図町下無田 1842 番地先	北東部農業振興ｾﾝﾀｰ基盤整備課
43	秋田排水機場	5.33	東区秋津町秋田 2793 番地	秋津飯野土地改良区
44	上高橋排水機場	2.20	西区高橋町 2 丁目 7 - 1	西区土木センター
45	春日排水機場	9.00	西区春日 1 丁目地内	西区土木センター
46	泥川排水機場	6.00	中央区坪井 5 丁目 12	県河川課（土木事務所）
47	山ノ下排水機場	4.50	西区花園 1 丁目 489	西区土木センター
48	小島第２排水機場	2.40	西区小島下町 4761 番 6	西南部農業振興ｾﾝﾀｰ基盤整備課
49	井芹排水機場	2.00	西区花園 5 丁目 1	市営住宅課
50	力合地区排水機場	2.00	南区野口 4 丁目 609-2 地先	南区土木センター
51	小島中須排水機場	0.70	西区小島 7 丁目 1 番地先	西区土木センター
52	九品寺地区排水機場	0.90	中央区九品寺 1 丁目地内	中央区土木センター
53	小島御幸排水機場	0.80	西区小島 7 丁目 14-22 地先	西区土木センター
54	高橋稲荷雨水ゲートポンプ場	0.50	西区高橋町 1 丁目 295 番地	〃
55	小白第２排水機場	9.20	玉名市天水町小天	玉名市

No.	名　　称	排水能力 ㎥/ｓ	所在地	管理部署
56	無田口排水機場	3.60	南区畠口町 1400 番 1	西南部農業振興ｾﾝﾀｰ基盤整備課
57	天明中央排水機場	4.00	南区川口町 4268 番 1	〃
58	天明東部排水機場	2.60	南区美登里町 1326 番 2	〃
59	内田川排水機場	15.00	南区海路口町	国土交通省
60	壺川排水機場	1.50	中央区壺川 2 丁目 7	県河川課（土木事務所）
61	新川橋ポンプ場	0.48	中央区坪井 5-5-27	中央区土木センター
62	谷尾崎川排水機場	10.00	西区池上町地内	西区土木センター
63	上杉排水機場	21.96	南区富合町上杉 289	西南部農業振興ｾﾝﾀｰ基盤整備課
64	莎崎排水機場	5.50	南区富合町莎崎 301	〃
65	硴江排水機場	20.10	南区富合町硴江 87-1	〃
66	榎津排水機場	8.00	南区富合町榎津 699	〃
67	榎津第２排水機場	4.30	南区富合町榎津 699	〃
68	志々水排水機場	8.00	南区富合町志々水 490-1	〃
69	島田排水機場	13.00	南区城南町島田 796-1	〃
70	小島第３排水機場	1.70	西区小島下町 4127 番地先	〃
71	画図第２排水機場	21.00	南区御幸木部町 7 番	北東部農業振興ｾﾝﾀｰ基盤整備課
72	鯨油地区排水機場	0.21	南区川口町 4488-2 地先	南区土木センター
73	池上排水機場	1.00	西区池上町地内	西区土木センター
74	加勢川第６排水区雨水調整池	1.28	東区若葉６丁目地内	東区土木センター

4-8-5 堰･樋門管理調書

渡鹿堰土地改良区

水路名称	堰番号	名称	開閉器具	堰の確認	管理	摘要
渡鹿一の井手水路	1	前無田堰	レバー	北東部農業振興ｾﾝﾀｰ基盤整備課	渡鹿堰土地改良区	堀内理髪店前
〃	2	下長溝上堰	レバー	〃	渡鹿堰土地改良区	出水南中学校東側
〃	3	下長溝下堰	レバー	〃	渡鹿堰土地改良区	東バイパス出水歩道橋横
〃	4	石町堰	レバー	〃	渡鹿堰土地改良区	重富住吉神社前
渡鹿二の井手水路	5	荻原上堰	レバー	〃	渡鹿堰土地改良区	県薬剤師会館前
〃	6	田迎下堰	レバー	西南部農業振興ｾﾝﾀｰ基盤整備課	渡鹿堰土地改良区	徳本モータース前
〃	7	良町上堰	レバー	〃	渡鹿堰土地改良区	サンフード前
〃	8	良町中堰	レバー	〃	渡鹿堰土地改良区	宮本工業所前
〃	9	良町排水口堰	レバー	〃	渡鹿堰土地改良区	二の井手排水口
〃	10	田井島大堰	ハンドル	〃	渡鹿堰土地改良区	田井島ファミリーマーケット裏
渡鹿三の井手水路	11	世安町国道３号線横堰	ハンドル	北東部農業振興ｾﾝﾀｰ基盤整備課	渡鹿堰土地改良区	玉姫殿前
〃	12	十禅寺堰	ハンドル	〃	渡鹿堰土地改良区	十禅寺１丁目
〃	13	十禅寺踏切上堰	ハンドル	〃	渡鹿堰土地改良区	豊肥線十禅寺踏切横
〃	14	平田上堰	ハンドル	西南部農業振興ｾﾝﾀｰ基盤整備課	渡鹿堰土地改良区	日吉保育園前
〃	15	下近見上堰	レバー	〃	渡鹿堰土地改良区	極楽橋下 50m

〃	16	下近見中堰	レバー	〃	渡鹿堰 土地改良区	メガネのヨネザワ西側
日吉 排水路	17	平成３丁目堰	ハンドル	北東部農業振興 ｾﾝﾀｰ基盤整備課	渡鹿堰 土地改良区	熊本ガスタンク西豊肥線横 50m

渡鹿堰幹線水路管理者

水路名称	管理者
一の井手	渡鹿堰土地改良区
二の井手	渡鹿堰土地改良区
三の井手	渡鹿堰土地改良区

渡鹿堰・一・二・三の井手取入水門、大井手排水転倒堰（新屋敷２丁目）

水路名称	管理者
一・二・三の井手	渡鹿堰土地改良区
大井手	渡鹿堰土地改良区

防災重点農業用ため池

名　称	所在地	所有者	管理者	担当部署	摘要
新地	熊本市南区城南町鰐瀬 2211	市有	新地水利組合	西南部農業振興センター基盤整備課	
鬼	熊本市南区城南町陳内 1303 および 1324	市有	前田水利組合	〃	
正院浦下	熊本市北区植木町大字山本字正院浦 2283	大字山本共有地	正院浦下ため池水利組合	北東部農業振興センター基盤整備課	
正院浦中	熊本市北区植木町大字山本字正院浦 2309	大字山本共有地	新田用水組合	〃	
宮ノ下	熊本市南区城南町塚原 86	市有	宮下水利組合	西南部農業振興センター基盤整備課	
下園	熊本市南区富合町大字平原 1574-1	市有	平原区	〃	
沢水	熊本市南区城南町下宮地 61	市有	下宮地区	〃	
村中	熊本市南区城南町塚原 910	市有	塚原区	〃	
野田	熊本市南区城南町鰐瀬 2369	市有	鰐瀬区	〃	
大窪（１）	熊本市北区大窪１丁目 85 番	清水村大字大窪共有	大窪農区	北東部農業振興センター基盤整備課	
小塚２	熊本市北区植木町大字内字小塚迫 1314	不明	用水組織	〃	
小塚３	熊本市北区植木町大字内字小塚迫 1315	不明	用水組織	〃	

4-9 海岸

4-9-1 海岸

重要水防区間一覧表[海岸の部]

番号	所管	ランク	沿岸区分	海岸名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	熊本	B	有明海沿岸	百貫港沿岸	熊本市西区松尾町上松尾 ～ 熊本市西区松尾町近津	420	越波	
熊本土木事務所　計				1 箇所		420		

4-10 道路冠水･落石･崩壊

4-10-1 熊本市管理国県道冠水箇所

路線名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
国道５０１号	熊本市西区小島下町９丁目	200	路面冠水	
国道５０１号	熊本市南区無田口町	200	路面冠水	遮断
四方寄熊本線	熊本市北区高平１丁目	100	道路冠水	
四方寄熊本線	熊本市北区下硯川町	200	道路冠水	
小池竜田線	熊本市東区御領８丁目	100	路面冠水	遮断
熊本菊陽線	熊本市北区龍田１丁目	100	路面冠水	
熊本高森線	熊本市中央区水前寺公園	100	路面冠水	
熊本高森線	熊本市東区東野１丁目	200	路面冠水	
瀬田熊本線	熊本市東区下南部３丁目	200	路面冠水	
熊本益城大津線	熊本市中央区神水２丁目	100	路面冠水	
熊本益城大津線	熊本市東区桜木６丁目	100	路面冠水	
熊本大津線	熊本市北区八景水谷４丁目	200	路面冠水	
熊本大津線	熊本市北区清水新地４丁目	100	路面冠水	
田迎木原線	熊本市南区御幸笛部２丁目	500	路面冠水	
熊本空港線	熊本市東区八反田２丁目	50	路面冠水	
畠口川尻停車場線	熊本市南区畠口町	100	路面冠水	
畠口川尻停車場線	熊本市南区会富町	100	路面冠水	
畠口川尻停車場線	熊本市南区並建町	50	路面冠水	
県道小島新町線	熊本市西区池上町	50	路面冠水	
国道５０１号	熊本市西区西松尾町	200	路面冠水	
宇土甲佐線	熊本市南区城南町下宮地	400	路面冠水	遮断
国道２６６号線	熊本市南区城南町下宮地	300	路面冠水	遮断
計　２２箇所		3,650		

4-10-2 市道冠水箇所（中央区土木センター）

中央区土木センター

路線名	地先名（付近の目標）	延長(m)	予想される危険
手取本町新市街第３号線	中央区新市街 11-５	50	道路冠水
新町３丁目第２号線	中央区新町３丁目 10-３	100	道路冠水
神水１丁目第 25 号線	中央区神水１丁目 630	200	道路冠水
神水２丁目第 11 号線 神水２丁目健軍１丁目第１号線	中央区神水２丁目 180	80	道路冠水
渡鹿４丁目第４号線	中央区渡鹿４丁目 685-1	220	道路冠水
出水４丁目国府４丁目第１号線	中央区出水４丁目 54	250	道路冠水
出水１丁目５丁目第１号線外	中央区出水３丁目 11	300	道路冠水
萩原町出水２丁目第１号線	中央区国府３丁目 450	200	道路冠水
菅原町第３号線	中央区菅原町３-10	150	道路冠水
九品寺６丁目画図町下無田第１号線	中央区国府本町 142	1200	道路冠水
出水７丁目６丁目第１号線	中央区出水６丁目 72-２	200	道路冠水
出水４丁目第３号線 出水４丁目第 15 号線	中央区出水４丁目 11-４ 中央区出水４丁目 25-１	160 180	道路冠水
出水７丁目第 11 号線外	中央区出水７丁目 733-10	500	道路冠水
水前寺３丁目第 10 号線外	中央区水前寺３丁目３	400	道路冠水
新大江３丁目帯山２丁目第１号線	中央区保田窪１丁目 177-１	250	道路冠水
壺川１丁目津浦町第１号線	中央区壺川２丁目３－78	350	路面冠水
坪井４丁目打越町第１号線	中央区坪井６丁目１０－１	250	路面冠水

4-10-3 市道冠水箇所（西区土木センター）

西区土木センター

路線名	地先名（付近の目標）	延長(m)	予想される危険
新町４丁目上熊本２丁目第１号線 上熊本２丁目第１号線　外	西区上熊本２丁目 389 西区上熊本２丁目 162	300 300	道路冠水
花園３丁目第６号線 島崎５丁目６丁目第１号線　外	西区花園３丁目 640 西区島崎６丁目 180	300 200	道路冠水
谷尾崎町池上町第２号線 池上町第 17 号線　外	西区谷尾崎町 434-2 西区池上町 1066	200 100	道路冠水
島崎２丁目第 15 号線	西区島崎２丁目 313-１	100	道路冠水
池上町戸坂町第１号線	西区戸坂町 280-３	50	道路冠水
春日５丁目第１号線	西区春日５丁目 39-１	100	道路冠水
上高橋町第５号線　外	西区上高橋町 167	200	道路冠水
上代大塘第１号線　外	西区城山大塘町 1142-１	200	道路冠水
松尾団地第１号線　外	西区松尾町上松尾 207-３	200	道路冠水
小島上町中原町第１号線	西区小島上町 2371-１	50	道路冠水
上松尾第 15 号線	西区松尾町上松尾 4605	100	道路冠水
小島下町第 54 号線　外	西区小島下町 1599-17	200	道路冠水

4-10-4 市道冠水箇所（南区土木センター）

南区土木センター

路線名	地先名（付近の目標）	延長(m)	予想される危険
川口町第５号線 川口町第２７号線	南区川口町 4535 南区川口町 1848	200 100	道路冠水
川尻町第１２号線	南区川尻３丁目 1081	100	道路冠水
笛田第１２号線	南区御幸笛田１丁目 148-1	50	道路冠水
上ノ郷町第１１号線	南区上ノ郷２丁目 465-3	100	道路冠水
八幡町第１３号線	南区川尻２丁目 1005-2	100	道路冠水
野田町第１０号線	南区野田２丁目 175-9	100	道路冠水
田井島第 36 号線	南区田井島１丁目 96-1	550	道路冠水

4-10-5 市道冠水箇所（東区土木センター）

東区土木センター

路線名	地先名（付近の目標）	延長(m)	予想される危険
保田窪本町第３号線	東区保田窪３丁目 734-9	200	道路冠水
東町第１号線	東区健軍町 3101-13	80	道路冠水
下南部町第 13 号線 下南部町第 11 号線	東区新南部６丁目 83-1	120	道路冠水
長嶺町第 36 号線 長嶺町小山町第２号線	東区長嶺南１丁目 2479-1	270 350	道路冠水
桜木６丁目花立６丁目第１号線 桜木５丁目第４号線	東区花立６丁目 538-4	650	道路冠水
江津２丁目第３号線	東区江津２丁目 460-1	150	道路冠水
長嶺町第 61 号線外	東区長嶺南７丁目 1539-15	400	道路冠水
健軍町第 90 号線外	東区三郎２丁目 2192-77	900	道路冠水
若葉２丁目４丁目第１号線外	東区若葉２丁目 11	700	道路冠水
花立２丁目４丁目第１号線外	東区花立４丁目 142	1010	道路冠水
長嶺町小山町第３号線	東区長嶺東８丁目 591-4	200	道路冠水
御領町第 11 号線	東区御領１丁目 788	700	道路冠水
健軍町第 57 号線	東区榎町 4176-3	500	道路冠水
健軍３丁目健軍本町第３号線	東区健軍本町 698-2	800	道路冠水
若葉六丁目第９号線外	東区若葉６丁目 263	300	道路冠水
江津１丁目第１号線外	東区江津１丁目 460-2	350	道路冠水
長嶺町第１号線	東区長嶺東５丁目 845-5	180	道路冠水
江津１丁目上無田第１号線	東区江津１丁目 757-1	400	道路冠水
若葉５丁目秋田第１号線	東区若葉５丁目 465	450	道路冠水

4-10-6 市道冠水箇所（北区土木センター）

北区土木センター

路線名	地先名（住所）	延長(m)	予想される危険
麻生田第５５号線	北区麻生田４丁目２－５０	100	路面冠水
弓削第３２号線	北区武蔵ケ丘１丁目１－６５	200	路面冠水
上立田陣内第１号線	北区武蔵ケ丘５丁目２９－１２	150	路面冠水
上立田第２号線 上立田第５号線	北区龍田６丁目 780-15 北区龍田１丁目 583-2	450 100	道路冠水
弓削第３号線 弓削第 122 号線外	北区龍田町弓削 707-1 北区龍田町弓削 661-21	100 200	道路冠水
上立田第３号線	北区龍田４丁目 1713-3	100	道路冠水
陳内第 44 号線	北区龍田陳内 76	300	道路冠水

4-10-7 県指定道路危険箇所

危険度の区分	
1	程度：大
2	程度：中
3	程度：小
4	特に変状は見られないが不安定
5	特に変状は見られない

【落石・崩壊】

No.	施設管理番号	路線名	所在地	危険度の区分
1	A501-A010	一般国道 501号	西区河内町白浜	3
2	A501-A040	〃 501号	西区河内町船津	5
3	A501-A050	〃 501号	西区河内町河内	3
4	A501-A060	〃 501号	西区河内町河内	4
5	A501-A070	〃 501号	西区河内町河内	4
6	A001-A040	主要地方道 熊本玉名線	西区島崎７丁目	3
7	A001-A050	〃 熊本玉名線	西区島崎７丁目	4
8	A001-A180	〃 熊本玉名線	西区島崎７丁目	4
9	A001-A010	〃 熊本玉名線	中央区京町１丁目	4
10	A001-A110	〃 熊本玉名線	西区島崎７丁目	4
11	A001-A220	主要地方道 熊本玉名線	西区河内町岳	4
12	A001-A230	〃 熊本玉名線	西区河内町岳	4
13	A001-A020	〃 熊本玉名線	中央区京町１丁目	5
14	A001-A030	〃 熊本玉名線	西区島崎６丁目	5
15	A001-A070	〃 熊本玉名線	西区島崎７丁目	5
16	A001-A090	〃 熊本玉名線	西区島崎７丁目	5
17	A001-A100	〃 熊本玉名線	西区島崎７丁目	5
18	A001-A130	〃 熊本玉名線	西区島崎７丁目	5
19	A001-A190	〃 熊本玉名線	西区島崎７丁目	5
20	A101-A100	一般県道 植木河内港線	西区河内町河内	4
21	A332-A030	〃 小天下硯川線	西区河内町大田尾	2
22	A332-A040	〃 小天下硯川線	西区河内町大田尾	2
23	A101-A010	〃 植木河内港線	西区河内町大田尾	3
24	A101-A030	〃 植木河内港線	西区河内町東門寺	4
25	A101-A040	〃 植木河内港線	西区河内町東門寺	3
26	A101-A050	〃 植木河内港線	西区河内町岳	3
27	A101-A060	〃 植木河内港線	西区河内町岳	3
28	A101-A070	〃 植木河内港線	西区河内町岳	3
29	A101-A080	〃 植木河内港線	西区河内町岳	3
30	A231-A010	〃 託麻北部線	西区島崎７丁目	3
31	A231-A020	〃 託麻北部線	北区龍田町弓削	3

No.	施設管理番号	路線名	所在地	危険度の区分
32	A231-A030	〃 託麻北部線	北区龍田町弓削	3
33	A332-A050	〃 小天下硯川線	西区河内町東門寺	3
34	A101-A002	〃 植木河内港線	西区河内町大田尾	3
35	A101-A020	〃 植木河内港線	西区河内町東門寺	4
36	A101-A090	〃 植木河内港線	西区河内町河内	4
37	A101-A091	〃 植木河内港線	西区河内町河内	4
38	A231-A011	〃 託麻北部線	北区龍田町弓削	4
39	A303-A010	〃 四方寄熊本線	中央区千葉城町	4
40	A303-A020	〃 四方寄熊本線	中央区千葉城町	4
41	A332-A010	〃 小天下硯川線	西区河内町大田尾	4
42	A332-A060	〃 小天下硯川線	西区河内町東門寺	4
43	A101-A045	〃 植木河内港線	西区河内町東門寺	3
44		主要地方道 大牟田植木線	北区植木町清水	3
45		一般県道 玉名植木線	北区植木町円台寺	3

【土石流】

No.	施設管理番号	路線名	所在地	危険度の区分
1	A501-E010	一般国道 501号	西区河内町河内	3
2	A001-E020	主要地方道 熊本玉名線	西区河内町野出	4
3	A001-E030	〃 熊本玉名線	西区河内町野出	4
4	A001-E040	〃 熊本玉名線	西区河内町野出	4
5	A101-E010	一般地方道 植木河内港線	西区河内町岳	4
6	A332-E010	〃 小天下硯川線	西区河内町東門寺	4

【盛土】

No.	施設管理番号	路線名	所在地	危険度の区分
1	A051-F010	主要地方道 熊本港線	西区沖新町	4
2	A001-F020	〃 熊本玉名線	西区河内町岳	3
3	A001-F010	〃 熊本玉名線	西区島崎７丁目	4
4	A231-F010	一般県道 託麻北部線	北区龍田町弓削	5

【擁壁】

No.	施設管理番号	路線名	所在地	危険度の区分
1	A501-G010	一般国道 501号	西区河内町白浜	4
2	A501-G010	〃 501号	西区河内町白浜	5
3	A501-G010	〃 501号	西区河内町船津	4
4	A501-G010	〃 501号	西区河内町河内	5

5	A501-G010	主要地方道　熊本玉名線	西区島崎７丁目	4
6	A501-G010	〃　熊本玉名線	西区島崎７丁目	4
7	A501-G010	〃　熊本玉名線	中央区古京町	5
8	A501-G010	〃　熊本玉名線	西区島崎７丁目	5
9	A501-G010	〃　熊本玉名線	西区島崎７丁目	4
10	A501-G010	〃　熊本玉名線	西区島崎７丁目	4
11	A501-G010	〃　熊本玉名線	西区島崎７丁目	5
12	A501-G010	〃　熊本玉名線	北区下硯川町西屋敷	5
13	A501-G010	一般地方道　植木河内港線	西区河内町大田尾	4

【橋梁基礎の洗堀】

No.	施設管理番号	路線名	所在地	危険度の区分
1	A266-H010	一般国道　226号	中央区本荘３丁目	3
2	A028-H010	主要地方道　熊本高森線	中央区水道町	4

【その他】

No.	施設管理番号	路線名	所在地	危険度の区分
1	A501-J010	一般国道　501号	西区河内町河内	5

4-10-8 市道冠水箇所（その他）

No.	路線名	地先名（付近の目標）	延長(m)	予想される危険
1	松尾団地第2号線	西区松尾町上松尾（松尾団地内）	150	排水ポンプ不能な時冠水
2	池上町第17号線外3	西区谷尾崎町（池上第四水源地前）	1,100	路面冠水
3	春日3丁目1丁目第1号線	西区春日3丁目（春日地下道）	120	排水ポンプ不能な時冠水
4	細工町5丁目新土河原第1号線	西区蓮台寺町（第2八島架道橋地下街）	250	〃
5	八島1丁目第3号線	西区田崎1丁目（田崎地下道）	50	〃
6	島崎2丁目第3号線	西区島崎2丁目（聖母幼稚園小山田川沿）	1,000	路面冠水
7	段山本町島崎7丁目第1号線	西区島崎2丁目（島崎カトリック教会前）	250	〃
8	新町4丁目上熊本2丁目第1号線	西区上熊本2丁目（電車通り）	900	排水ポンプ不能な時冠水
9	上熊本2丁目第1号線	西区上熊本2丁目（白屋クリーニング前）	250	〃
10	新大江2丁目水前寺4丁目第1号線	中央区水前寺3丁目（渡瀬公民館一・帯）	200	路面冠水
11	保田窪1丁目帯山4丁目第1号線	中央区保田窪1丁目（マルショク保田窪店）	100	〃
12	新南部町第43号線	東区西原1丁目（西原地下道）	130	排水ポンプ不能な時冠水
13	御領町長嶺町第5号線	東区御領町（県道小池竜田線関係地下道）	50	〃
14	若葉2丁目4丁目第1号線	東区若葉2丁目（丸勢会館前通り）	250	路面冠水
15	秋田第38号線外1	東区秋津町秋田（西無田橋右右岸一帯）	450	〃
16	若葉5丁目秋田第1号線外	東区若葉4丁目（若葉小学校付近）	650	〃
17	秋津2丁目沼山津3丁目第1号線	東区秋津2丁目（鴬二号橋通）	300	〃
18	東野1丁目秋津2丁目第1号線	東区秋津2丁目（畑中開発付近一帯）	350	〃
19	東野3丁目4丁目第1号線	東区東野3丁目（秋津四町内公民館南側）	350	〃
20	長嶺戸島第1号線	東区戸島西3丁目（野田鉄工所付近）	500	〃
21	長嶺町第60号線	東区長嶺南7丁目（長嶺中学校北側）	400	〃
22	長嶺町戸島町第2号線	東区長嶺南7丁目（長嶺中学校東側付近）	600	〃
23	長嶺町戸島町第2号線	東区長嶺南7丁目（長嶺小学校東側通）	50	〃
24	江津1丁目上無田第1号線	東区画図町大字上無田（画図小学校付近）	300	〃
25	渡鹿4丁目第4号線	中央区渡鹿4丁目（加来薬品付近）	210	〃
26	上立田第2号線	北区龍田6丁目（東福寺東側通）	150	〃
27	弓削第117号線	北区武蔵ケ丘9丁目（星山商店南側通）	250	〃
28	保田窪本町第3号線	東区保田窪4丁目（西原中学校南側通）	800	〃
29	神水1丁目第25号線	中央区神水1丁目（田中石材店南側通）	150	〃
30	田井島第35号線	南区田井島1丁目（田井島地下道）	50	排水ポンプ不能な時冠水

5　情報の収集・伝達

項目	ページ
5－1　連絡先	162
5－2　情報収集伝達手段	168
5－3　被害報告	182

5-1 連絡先

5-1-1 防災関係機関等電話番号

令和５年６月１日現在

名称	番号	名称	番号
熊本地方気象台	096-324-3283	熊本県庁	096-383-1111
熊本海上保安部	0964-52-3103	熊本市役所	096-328-2111
熊本空港事務所	096-232-2853	災害対策本部	096-311-1111
九州地方整備局熊本河川国道事務所	096-382-1111	水防本部・災害警戒本部	096-328-2222
白川地域防災センター	096-354-5454	熊本市消防局	096-363-0119
九州地方整備局菊池川河川事務所	0968-44-2171	中央消防署	096-371-0119
陸上自衛隊第42即応機動連隊	096-343-3141	西消防署	096-325-0119
県央広域本部総務部	096-333-2784 096-383-3113〔災害優先〕 096-333-2768〔災害待機直通〕	東消防署	096-367-0119
		南消防署	096-212-0119
熊本県警察本部	096-381-0110	北消防署	096-327-0119
熊本中央警察署	096-323-0110	熊本市上下水道局	096-381-1118
熊本南警察署	096-326-0110	熊本市交通局	096-361-5211
熊本東警察署	096-368-0110	熊本市中央区土木センター	096-355-2936
熊本北合志警察署	096-341-0110	熊本市東区土木センター	096-367-4360
日本赤十字社熊本県支部	096-384-2100	熊本市西区土木センター	096-355-2937
日本赤十字社熊本県支部事業推進課	096-384-2119	熊本市南区土木センター	096-357-4154
西日本電信電話㈱熊本支店	096-272-9215	熊本市北区土木センター	096-245-5050
九州電力送配電㈱玉名配電事業所	0800-777-9432	中央区役所（総務企画課）	096-328-2610
九州電力送配電㈱大津配電事業所	0800-777-9433	東区役所（総務企画課）	096-367-9121
九州電力送配電㈱熊本西配電事業所	0800-777-9434	西区役所（総務企画課）	096-329-1142
九州電力送配電㈱熊本東配電事業所	0800-777-9435	南区役所（総務企画課）	096-357-4112
九州電力送配電㈱宇城配電事業所	080-777-9436	北区役所（総務企画課）	096-272-1110
西部ガス㈱ 供給本部熊本供給部	096-370-8617	熊本市北部まちづくりセンター	096-245-2112
九州旅客鉄道㈱熊本支社	096-324-4303	熊本市河内まちづくりセンター	096-276-1111
西日本高速道路㈱九州支社 熊本高速道路事務所	0965-39-0711	熊本市飽田まちづくりセンター	096-227-1111
熊本中央郵便局	096-352-6671	熊本市天明まちづくりセンター	096-223-1111
NHK熊本放送局	096-326-8203	熊本市城南まちづくりセンター	0964-28-3111
熊本日日新聞	096-361-3111	小島河川防災センター	096-329-5951
㈱熊本放送	096-328-5500	熊本市社会福祉協議会	096-322-2331
㈱テレビ熊本	096-354-3411	（一社）熊本都市建設業協会	096-372-7575
㈱熊本県民テレビ	096-363-6111	熊本市医師会	096-362-1221
熊本朝日放送㈱	096-359-9032	（社）日本アマチュア無線連盟 熊本県支部	096-286-3811
㈱熊本シティエフエム	096-323-6611	（公社）熊本県トラック協会	096-369-3968
㈱エフエム熊本	096-353-3131	（一社）熊本エルピーガス協会	096-381-3131
火災情報	096-371-2500	気象情報	096-356-8080
道路情報	096-380-2861		

5-1-2 関係機関等とのホットラインの整備要領

1　目的

この要綱は、防災業務に携わる国・県・ライフライン関係企業・報道等（以下「関係機関等」という。）の幹部職員と本市幹部職員が、風水害、地震・津波災害等の危機事象の発生または発生の恐れがある場合等の非常時に、直接、緊急情報や対応等についてやり取りができるホットライン（非常時緊急電話）を設定しておくことにより、各機関が有する緊急情報等の速達により、迅速・的確な意思決定及び応急災害対策等を図ることを目的とする。

2　非常時緊急電話等の連絡体制の設置について

関係機関等及び本市幹部職員の対応部署名（窓口）、役職名（担当名）、連絡先、連絡手段を相互が確認し、連絡時期や連絡内容等について明示する。

(1) 国土交通省との連絡体制

1） 熊本河川国道事務所

ア　非常時緊急情報等の内容

○河川の水位予測、○堤防等の危険情報

イ　対応部署

【ホットライン】

熊本河川国道事務所		熊　本　市
防災情報室 TEL:***－***－**** FAX:***－***－****		危機管理防災部 TEL:***－***－**** FAX:***－***－****
河川副所長 （公用携帯） ***－****－****	⇔	危機管理防災部長 （公用携帯） ***－****－****
流域治水課長 （公用携帯） ***－****－****		危機管理防災部課長級 （公用携帯） ***－****－**** ***－****－**** ***－****－****
流域治水課専門官 （公用携帯） ***－****－****		水防担当者 （公用携帯2） ***－****－****

2） 菊池川河川事務所

ア 非常時緊急情報等の内容

○河川の水位予測、○堤防等の危険情報

イ 対応部署

【ホットライン】

菊池河川事務所		熊 本 市
防災情報室 TEL:***－***－**** FAX:***－***－****		危機管理防災部 TEL:***－***－**** FAX:***－***－****
河川副所長 （公用携帯） ***－****－****	⇔	危機管理防災部長 （公用携帯） ***－****－****
調査課長 （公用携帯） ***－****－****		危機管理防災部課長級 （公用携帯） ***－****－**** ***－****－**** ***－****－****
調査係長 （公用携帯） ***－****－****		水防担当者 （公用携帯2） ***－****－****

（2） 熊本気象台との連絡体制

ア 非常時緊急情報等の内容

○風水害、地震、津波等の気象情報全般、○緊急的な気象情報

イ 対応部署

【ホットライン】

熊本地方気象台		熊 本 市
平日の日中 TEL:***－***－**** 夜間又は休日: ***－***－****	⇔	危機管理防災部 TEL:***－***－**** FAX:***－***－****
		水防担当者 （公用携帯1） ***－****－****

（３）　熊本県との連絡体制　　【市危機管理防災部以外は、○秘扱い】

ア　非常時緊急情報等の内容

○緊急情報、○河川・土砂災害等に関する情報

○広域応援体制（自衛隊派遣、緊急消防援助隊派遣）

イ　対応部署

【ホットライン】

熊　本　県		熊　本　市
危機管理防災課		危機管理防災部
TEL:***－***－**** FAX:***－***－****		TEL:***－***－**** FAX:***－***－****
（防災行政無線） ***-****、**** ****-****		（防災行政無線） ***-**、** ****-**
危機管理監 （公用携帯） ***－****－****		危機管理監 （公用携帯） ***－****－****
危機管理防災課長 （県防災行政無線） ***－***－****	⇔	危機管理防災部長 （公用携帯） ***－****－****
危機管理防災課審議員 （県防災行政無線） ***-****－****		危機管理防災部課長級 （公用携帯） ***－****－**** ***－****－**** ***－****－****

（４） ライフライン関係企業等との連絡体制の整備

１） 九州電力送配電(株)との連絡体制

ア 非常時緊急情報等の内容

○停電世帯等の状況、○復旧状況、○非常発電装置の配備等

イ 管轄区域

○総括:熊本支社 企画業務部 企画管理グループ
○熊本西配電事業所【管轄:熊本市白川右岸(河内町の一部)】
○熊本東配電事業所【管轄:熊本市白川左岸(富合・城南町の一部)】
○玉名配電事業所 【管轄:熊本市西区河内町(北区植木町の一部)】
○宇城配電事業所 【管轄:熊本市南区(富合・城南町の一部)】
○大津配電事業所 【管轄:熊本市北区弓削5丁目付近他】

ウ 対応部署

【ホットライン】

熊本支社(配電事業所)		熊 本 市
総括:企画業務部 企画管理グループ TEL:***－***－**** FAX:***－***－**** 熊本東(配電グループ) TEL:***－***－**** FAX:***－***－**** 熊本西(配電グループ) TEL:***－***－**** FAX:***－***－**** 玉名(配電グループ) TEL:****－**－**** FAX:****－**－**** 宇城(配電グループ) TEL:****－**－**** FAX:****－**－**** 大津(配電グループ) TEL：****－**－**** FAX：****－**－****	⇔	危機管理防災部 TEL:***－***－**** FAX:***－***－**** (水防本部・災害警戒本部専用電話) ID:***－******

２）　ＮＴＴ西日本(株)との連絡体制

ア　非常時緊急情報等の内容

○電話の不通状況、○復旧状況、○緊急電話回線の確保等

イ　対応部署

【ホットライン】

熊本支店		熊本市
設備部 TEL:***－***－**** FAX:***－***－****	⇔	危機管理防災部 TEL:***－***－**** FAX:***－***－****
災害対策室長 （設備部専用電話） ID:****－**－***		危機管理防災部課長級 （水防本部・災害警戒本部専用電話） ID:****－**－***

３）　西部ガス(株)との連絡体制

ア　　非常時緊急情報等の内容

○都市ガスの供給支障、○復旧状況等

イ　対応部署

【ホットライン】

供給本部		熊本市
熊本供給部 保全グループ TEL:***－***－**** FAX:***－***－****	⇔	危機管理防災部 TEL:***－***－**** FAX:***－***－****

（５）　報道関係

ア　非常時緊急情報等の内容

○報道・取材活動等を通じて、得た災害情報についての提供

イ　対応部署

広報課(非常時緊急電話)　TEL:○○○－○○○－○○○○

ウ　その他：被害状況等の問合せ

水防本部・災害警戒本部への災害状況及び被害等の調査・問い合わせ等については、防災活動に支障をきたす場合もあることから、情報連絡及び伝達についての窓口を広報課とする。

３　相互連絡手段の確保

平常時から災害対応の技量の向上を図るため、年度当初に連絡訓練等を実施するもの。

5-2 情報収集伝達手段

5-2-1 熊本市防災行政無線

（1）移動系〔周波数 262.1125～265.2125MHz〕

① 基地局　　1 基

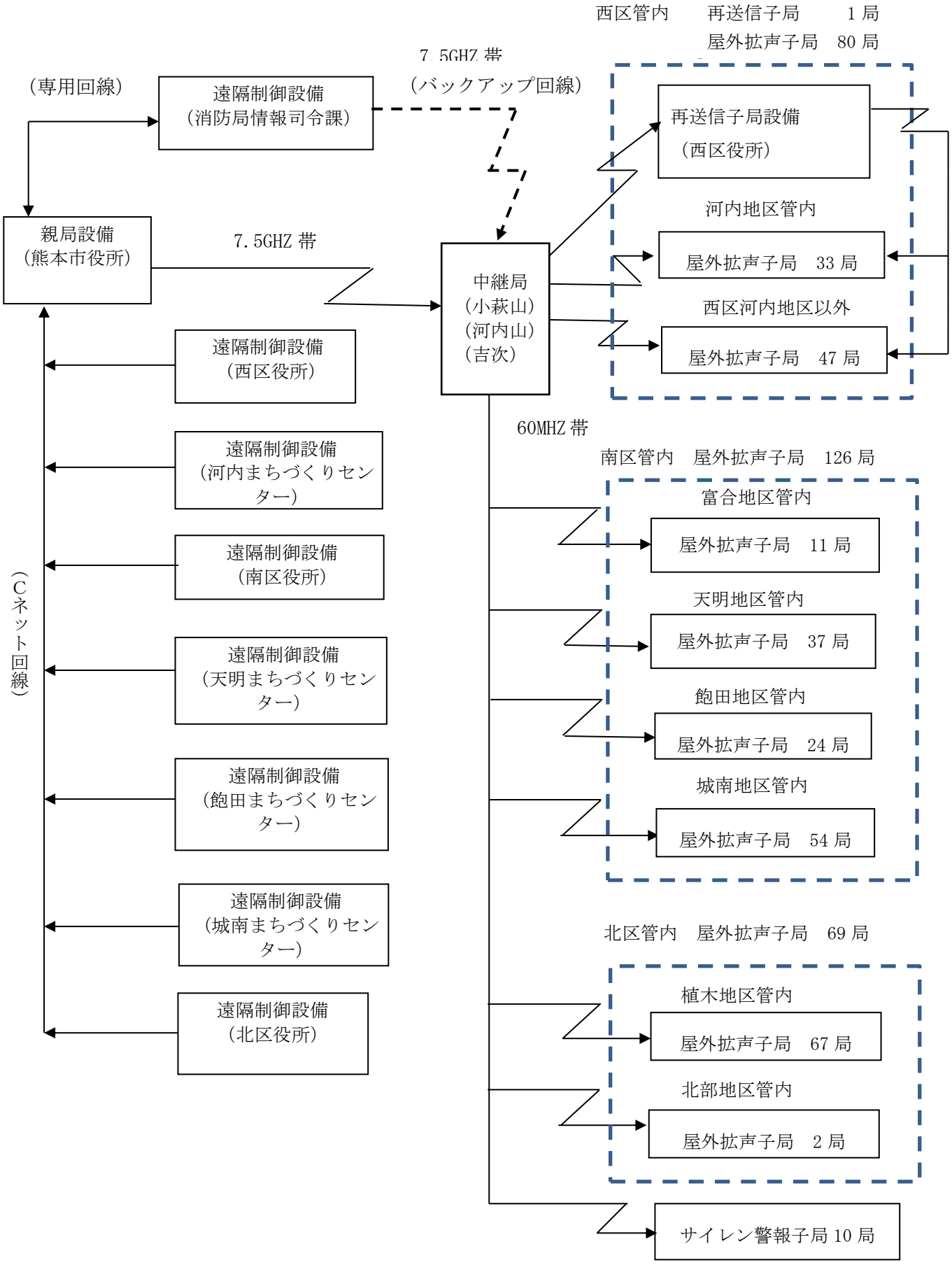
② 陸上移動局（直接通信用）　3 局

③ 陸上移動局（通信用）　100 台

基地局	識 別 番 号	配 備 場 所
基地局	くまもとしぼうさい	熊本市西区河内町岳12-206

無線局の種別	呼 出 名 称	配 備 場 所
		熊本市中央区手取本1番1号
陸上移動局（直接通信用）	くまもとしぼうさい 500	熊本市役所水防本部・災害警戒本部
陸上移動局（直接通信用）	くまもとしぼうさい 501	熊本市役所指揮室
陸上移動局（直接通信用）	くまもとしぼうさい 502	熊本市役所指揮室
陸上移動局（通話用）	くまもとしぼうさい 100	熊本市役所水防本部・災害警戒本部
陸上移動局（通話用）	～ ～	熊本市役所水防本部・災害警戒本部
陸上移動局（通話用）	くまもとしぼうさい 199	熊本市役所水防本部・災害警戒本部

(2) 固定系　系統図


西区管内　再送信子局　1 局
屋外拡声子局　80 局
7.5GHZ 帯
(バックアップ回線)
(専用回線)
遠隔制御設備
(消防局情報司令課)
再送信子局設備
(西区役所)
親局設備
(熊本市役所)
7.5GHZ 帯
河内地区管内
屋外拡声子局　33 局
中継局
(小萩山)
(河内山)
(吉次)
西区河内地区以外
屋外拡声子局　47 局
遠隔制御設備
(西区役所)
60MHZ 帯
南区管内　屋外拡声子局　126 局
遠隔制御設備
(河内まちづくりセンター)
富合地区管内
屋外拡声子局　11 局
遠隔制御設備
(南区役所)
天明地区管内
屋外拡声子局　37 局
(Cネット回線)
遠隔制御設備
(天明まちづくりセンター)
飽田地区管内
屋外拡声子局　24 局
遠隔制御設備
(飽田まちづくりセンター)
城南地区管内
屋外拡声子局　54 局
遠隔制御設備
(城南まちづくりセンター)
北区管内　屋外拡声子局　69 局
遠隔制御設備
(北区役所)
植木地区管内
屋外拡声子局　67 局
北部地区管内
屋外拡声子局　2 局
サイレン警報子局 10 局

(3) テレメータ系(警報局を含む)系統図及び観測所

テレメータ系(警報局を含む)系統図

熊本市災害対策本部室
すいぼうくまもと
周波数411.55Mhz・出力10W・F2D
NTT専用線

番号	局　名	種　別	河川名	位　置
1	山室警報	警　報	坪 井 川	北区清水亀井町 清水まちづくりセンター内
2	高平〃	〃	〃	北区清水亀井町24番１号 熊本市上下水道局亀井水源地内
3	坪井〃	〃	〃	中央区坪井５丁目・永康橋下流左岸
4	花畑〃	〃	〃	中央区桜町１丁目３番・行幸橋下流左岸・ 熊本市民会館屋上
5	春日〃	〃	〃	西区春日１丁目・春日排水機場内
6	山王〃	〃	井 芹 川	西区花園５丁目・山王橋上流左岸
7	段山〃	〃	〃	西区島崎１丁目・段山橋左岸
8	沼山津水位	水　位	秋 津 川	東区秋津町・上沼山津橋左岸
9	八幡〃	〃	天明新川	南区八幡町・市道川尻1号橋際右岸
10	金峰山雨量	雨　量		西区池上町・金峰山少年自然の家
11	水防熊本市〃	〃		熊本市役所屋上

(4) 水位及び雨量観測所

(ｱ) 水位観測所(熊本市)

河川名	観測局名	所　在　地	観測方法	(熊本市水位) 通報水位	(熊本市水位) 警戒水位
秋 津 川	沼山津(ぬやまづ)	秋津町上沼山津橋右岸	テレメータ	2.50	3.00
天明新川	八　幡(やはた)	八幡町市道川尻１号橋右岸	テレメータ	2.50	3.00

(ｲ) 市雨量観測所

観 測 局 名	所　在　地	観　測　方　法
水 防 熊 本 市	熊本市役所庁舎屋上	テレメータ
金　峰　山	池上町・金峰山少年自然の家	テレメータ

(ｳ)　画像監視局　（ＣＣＴＶ）

観測局名	所在地
坪井警報局	中央区坪井 5 丁目・永康橋下流左岸
山王警報局	西区上熊本 3 丁目山王橋・上流左岸
春日警報局	西区春日 1 丁目地内・春日排水機場内
八幡警報局	南区八幡町・市道川尻 1 号橋際右岸
沼山津警報局	東区秋津町・上沼山津橋左岸
西-10（防災行政無線）	西区河内町船津
西-16（防災行政無線）	西区河内町河内
西-53（防災行政無線）	西区松尾町近津
西-66（防災行政無線）	西区小島下町
野田排水機場	南区野田 2 丁目
藻器堀川	中央区水前寺 1 丁目
東原地下道 1	東区御領 6 丁目・御領 8 丁目
東原地下道 2	東区御領 6 丁目・御領 8 丁目
東原地下道 3	東区御領 6 丁目・御領 8 丁目
西原地下道 1	東区西原 1 丁目・新南部 3 丁目
西原地下道 2	東区西原 1 丁目・新南部 3 丁目
西原地下道 3	東区西原 1 丁目・新南部 3 丁目地内
黒迫排水路 1	東区長嶺南 8 丁目
黒迫排水路 2	東区長嶺南 8 丁目
ゆめタウンはません 1	南区田井島 1 丁目
ゆめタウンはません 2	南区田井島 1 丁目
畠口川尻	南区会富町
R501 無田口	南区無田口町
田迎木原線 1	南区御幸木部 1 丁目
田迎木原線 2	南区御幸木部 1 丁目
新蓮台寺地下道 1	西区蓮台寺 5 丁目
新蓮台寺地下道 2	西区蓮台寺 5 丁目
蓮台寺地下道	西区蓮台寺 4 丁目
上熊本	西区上熊本 2 丁目

熊本市防災行政用無線局の管理に関する訓令

(趣旨)

第１条　この訓令は、熊本市地域防災計画に基づく災害時における防災対策及び平常時における一般行政事務を能率的に推進するために設置する防災行政に関する無線局(以下「無線局」という。)の管理及び運用に関し、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 基地局　移動系において陸上移動局と通信を行うため本市に開設する移動しない無線局をいう。

(2) 陸上移動局　移動系において陸上を移動中、又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

(3) 固定局　同報系又はテレメータ系において雨量、水位の測定を行い、その測定結果及びその他災害に関する情報を送受するための無線局をいう。

(4) 無線従事者　無線設備の操作を行う者であって電波法第41条の規定により総務大臣の免許を受けたものをいう。

(無線局の種別等)

第３条　無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、市長が別に定める。

(統制管理者)

第４条　基地局に統制管理者を置き、政策局危機管理防災部長をもって充てる。

２　統制管理者は、無線局の管理及び運用を総括する。

(管理責任者)

第５条　統制管理者の職務を補助するため基地局、陸上移動局及び固定局に管理責任者を置く。

２　管理責任者は、統制管理者が指名する者をもって充てる。

３　管理責任者は、統制管理者の命を受けて無線局の事務を管理する。

(無線従事者)

第６条　基地局及び固定局に無線従事者を置き、統制管理者が指名する者をもって充てる。

２　無線従事者は、関係法令に従い無線設備の操作を行うものとする。

(運用の原則)

第７条　無線局における通信は、全て基地局の統制及び指示のもとに行うものとする。

(秘密の保持)

第８条　無線局の業務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通信の種類)

第９条　無線局における通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 緊急通信　普通通信を中断して行う緊急の場合の通信

(2) 普通通信　平常時に行う通信

(通信の優先順位)

第１０条　通信の優先順位は、緊急通信を第1順位とし、普通通信を第2順位とする。

(非常時における通信体制)

第１１条　統制管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに無線従事者の待機その他通信の確保に必要な措置をとるものとする。

(1) 災害又は緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

(2) 前号以外の場合で、気象注意報、警報等が発せられ配備体制が指示されたとき。

（無線設備の保守点検）

第１２条　無線従事者は、統制管理者の指示に従って無線設備について試験通信又は感度状況等の調査その他の保守点検を行い、当該無線設備の正常な機能の保持に努めなければならない。

（事故の措置）

第１３条　無線従事者は、無線設備について故障その他の原因により通信を行うことができなくなったときは、直ちに必要な措置をとるとともに、その旨を管理責任者に報告しなければならない。

（無線業務日誌）

第１４条　管理責任者は、無線業務日誌を備え付けるものとし、無線従事者は、通信の都度当該無線業務日誌に必要な事項を記入しなければならない。

（雑則）

第１５条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

5-2-2 消防通信

無線施設状況

種別			数量
固定局			3
基地局			3
陸上移動局	車　載　型	136	527
	携　帯　型		
	デジタル波	120	
	署活用波	271	
携帯局	携帯局非常備		104
	携　帯　型	104	

5-2-3 熊本市上下水道局無線

デジタル無線設置場所	設置数	
	基地局型	携帯型
総務課	1	10
経営企画課	0	0
料金課	0	0
給排水設備課	1	18
計画調整課	0	1
計画調整課技術監理室	0	1
水道整備課	0	2
下水道整備課	0	0
水道維持課	1	3
下水道維持課	1	3
水運用課	1	9
水運用課水質管理室	0	1
水再生課	1	2
水再生課中部浄化センター	0	1
（委託）東部浄化センター	0	1
（委託）西部浄化センター	0	1
（委託）南部浄化センター	0	1
計	6	54

5-2-4 熊本市交通局無線

種　別(出力)	呼　出　名　称	設　　置　　場　　所
基地局(10W)	くまもとしこうつう	運行管理課
基地局(10W)	くまもとしかみくましやこ	運行管理課
移動局(10W)	くまもとしこうつう1	運行管理課キャブ型バン軽(緊急指定車両)
移動局(10W)	くまもとしこうつう2	運行管理課キャブ型バン(緊急指定車両)
移動局(10W)	くまもとしこうつう3	運行管理課架線作業車(緊急指定車両)
移動局(10W)	くまもとしこうつう4	運行管理課キャブ型バン軽(緊急指定車両)
移動局(10W)	くまもとしこうつう5	運行管理課2tダンプトラック(緊急指定車両)
移動局(10W)	くまもとしこうつう6	運行管理課3tダンプトラック(緊急指定車両)
移動局(10W)	くまもとしこうつう11	運行管理課2tダンプトラック(緊急指定車両)
移動局(10W)	くまもとしこうつう12	
移動局(5W)	くまもとしこうつう19	
移動局(5W)	くまもとしこうつう20	運行管理課携帯
移動局(5W)	くまもとしこうつう21	
移動局(5W)	くまもとしこうつう22	
移動局(5W)	くまもとしこうつう23	
移動局(10W)	くまもとしこうつう101	
	↓	電車搭載(42両)
移動局(10W)	くまもとしこうつう142	
移動局(10W)	くまもとしこうつう144	電車搭載(２４０１号車)
移動局(10W)	くまもとしこうつう145	電車搭載(２４０２号車)
移動局(10W)	くまもとしこうつう146	電車搭載(０８０３号車)

5-2-5 熊本市防災情報伝達体制整備一覧

拠点	MCA 無線	ガラホ	携帯電話
危機管理防災部	1	5	3
指揮室	1	3	
総合調整室		25	
情報支援室		10	
中央区役所	1	10	1
大江市民交流室	1	1	
五福交流室		1	
東区役所	1	10	1
託麻まちづくりセンター	1	1	
秋津まちづくりセンター	1	1	
東部まちづくりセンター	1	1	
西区役所	1	10	1
花園まちづくりセンター	1	1	
西部まちづくりセンター		1	
河内まちづくりセンター	1	1	
芳野分室	1	1	
南区役所	1	4	1
幸田まちづくりセンター	1	2	
飽田まちづくりセンター	1	2	
天明まちづくりセンター	1	2	
城南まちづくりセンター	1	2	
南部まちづくりセンター	1	2	
富合まちづくりセンター		2	
北区役所	1	10	1
植木まちづくりセンター		1	
清水まちづくりセンター	1	1	
北部まちづくりセンター	1	1	
龍田まちづくりセンター	1	1	
道路保全課	1	1	
中央区土木センター	1		2
東区土木センター	1	1	4
南区土木センター	1	3	
西区土木センター	1	1	2
北区土木センター	1	1	4
上下水道局	1	1	
交通局	1	1	
消防局		1	
病院局	1	1	
計	31	123	20

5-2-6 特設公衆電話設置一覧

区	名　称	名　称
中央区	出水小学校	熊本武道館
	出水南小学校	熊本市総合体育館・青年会館
	出水中学校	中央公民館
	出水南中学校	碩台小学校
	湧心館高等学校体育館	託麻原小学校
	一新小学校	熊本高等学校体育館
	西山中学校	白山小学校
	大江交流室・公民館	春竹小学校
	大江小学校	江原中学校
	白川中学校	本荘小学校
	熊本大学大江体育館	
	熊本学園大学	
	帯山小学校	
	帯山西小学校	
	帯山中学校	
	黒髪小学校	
	桜山中学校	
	竜南中学校	
	必由館高等学校	
	熊本大学黒髪体育館	
	濟々黌高等学校体育館	
	サンライフ熊本	
	慶徳小学校	
	向山小学校	
	江南中学校	
	壺川小学校	
	京陵中学校	
	五福小学校	
	五福交流室・公民館	
	城東小学校	
	藤園中学校	
	白川小学校	
	熊本大学本荘体育館	
	砂取小学校	
	熊本商業高等学校体育館	
	熊本工業高等学校体育館	
	水前寺競技場	

東区	秋津まちづくりセンター・公民館
	秋津小学校
	東野中学校
	泉ヶ丘小学校
	画図小学校
	環境総合センター
	東部公民館
	尾ノ上小学校
	錦ケ丘中学校
	健軍小学校
	湖東中学校
	健軍東小学校
	東町中学校
	桜木小学校
	桜木東小学校
	桜木中学校
	託麻北小学校
	東部中学校
	託麻スポーツセンター
	託麻西小学校
	託麻東小学校
	二岡中学校
	託麻まちづくりセンター・公民館
	託麻南小学校
	月出小学校
	熊本県立大学
	長嶺小学校
	長嶺中学校
	西原小学校
	西原中学校
	東海大学
	東町小学校
	第二高等学校体育館
	東稜高等学校体育館
	山ノ内小学校
	若葉小学校
	健軍文化ホール

西区	池田小学校
	井芹中学校
	熊本県立総合体育館
	池上小学校
	三和中学校
	西部公民館
	小島小学校
	城西中学校
	西部交流センター
	春日小学校
	くまもと森都心プラザ
	河内交流室・公民館
	河内小学校
	旧河内小学校白浜分校
	河内中学校
	城山小学校
	熊本西高等学校体育館
	西部環境工場
	城西小学校
	市立千原台高校
	白坪小学校
	花陵中学校
	高橋小学校
	中島小学校
	花園まちづくりセンター・公民館
	花園小学校
	古町小学校
	旧松尾北小学校
	旧松尾西小学校
	旧松尾東小学校
	芳野小学校
	芳野中学校
	芳野ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ

南区	飽田東小学校	杉上小学校
	飽田中学校	豊田小学校
	飽田西小学校	城南福祉センター
	飽田まちづくりセンター・公民館	
	飽田南小学校	
	奥古閑小学校	
	天明中学校	
	天明体育館	
	天明まちづくりセンター・公民館	
	川口小学校	
	川尻小学校	
	城南中学校	
	熊本農業高等学校体育館	
	南部まちづくりセンター・公民館	
	城南小学校	
	銭塘小学校	
	田迎小学校	
	託麻中学校	
	田迎西小学校	
	田迎南小学校	
	浜線健康パーク（田迎公園運動施設）	
	富合小学校	
	富合中学校	
	雁回館	
	アスパル富合（富合公民館）	
	中緑小学校	
	日吉小学校	
	日吉東小学校	
	日吉中学校	
	幸田まちづくりセンター・公民館	
	御幸小学校	
	力合小学校	
	力合中学校	
	力合西小学校	
	南部総合スポーツセンター	
	アクアドームくまもと	
	城南総合スポーツセンター	
	火の君文化センター	
	下益城城南中学校	
	隈庄小学校	

北区	麻生田小学校
	五霊中学校
	植木小学校
	北部まちづくりセンター・公民館
	川上小学校
	北部中学校
	楠小学校
	鹿南中学校
	桜井小学校
	山東小学校
	植木文化センター
	植木中央公園運動施設
	清水まちづくりセンター・公民館
	清水小学校
	清水スポーツセンター
	城北小学校
	清水中学校
	高平台小学校
	田底小学校
	龍田まちづくりセンター・公民館
	龍田体育館
	武蔵塚武道場
	龍田小学校
	龍田中学校
	龍田西小学校
	田原小学校
	西里小学校
	熊本市食品交流会館
	楡木小学校
	楠中学校
	菱形小学校
	大和地域コミュニティセンター
	北部東小学校
	勤労青少年ホーム
	武蔵小学校
	武蔵中学校
	弓削小学校
	山本小学校
	植木北中学校
	吉松小学校

5-3 被害報告

5-3-1 被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告(以下「被害報告等」という。)は、県における災害応急対策および災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱いについては、下記の要領によって行うものとする。

1．定　義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象、又は大規模な火事もしくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。

(2) 被害の判定基準は、次のとおりである。

区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48 年法律第82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、１ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、１ヶ月未満で治ゆできる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば２世帯とする。
	住家全壊（全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。
	住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度

区分		判定基準
住家の被害	住家半壊（半焼）	のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。
	床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一部破損	全壊(全焼、流失、埋没を含む)、半壊(半焼、流失、埋没を含む)、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
非住家の被害	公共建物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊または半壊したものとする。
り災者等	り災世帯	災害によって全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
文教施設等	公立学校施設	地方公共団体の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の使用施設（共同利用施設を含む。）のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設とする。
	社会教育施設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文化財	文化財保護法第２条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とする。
農林	田の流失埋没	田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

区分		判定基準
農林水産業施設	田の冠水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱う。
	農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1.かんがい排水施設 2.農業用道路 3.農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設。
	林業用施設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1.林地荒廃防止施設(地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く) 2.林道
	漁業用施設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1.沿岸漁場整備開発施設 2.漁港施設
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業の共同利用に供する施設とする。
公共土木施設	河川	河川法が適用され、もしくは準用される河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
	砂防	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設(立木を除く。)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み、立木を除く。)とする。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設とする。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道路	道路法第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

区分		判定基準
公共土木施設	港湾	港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい溜施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港漁場整備法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	下水道	下水道法第２条第３号に規定する公共下水道、同条第４号に規定する流域下水道又は同条第５号に規定する都市下水路とする。
	集落排水施設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設とする。
衛生施設	医療施設	病院、診療所及び助産所とする。
	その他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環境施設	水道施設	人の飲用に適する水として供給する施設であって、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	水質特定施設排水施設対象事業場	水質汚濁防止法第２条第２項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全等に関する条例第２８条第２号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第７条第２号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものとする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社会福祉施設	老人福祉施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）とする。
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心身障害者福祉施設	障害者支援施設、就労継続支援事業所、身体障害者福祉ホーム、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉センターとする。
	介護保険施設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。
都市施設	公園等	都市計画法第１１条第１項第２号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	その他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。

区分		判定基準
公営住宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農業関係被害	農作物等	米、麦、雑こく類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家畜等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在庫品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物(生産資材、食料品、消費生活物資等)とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。
林業関係被害	山地崩壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造林地等	人工造林地における造林木及び天然木(利用伐期齢級未満のもの)とする。
	林産施設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗畑等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその附属施設とする。
	林産物	立木(利用伐期齢級以上のもの)、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在庫品	森林組合及び森林組合連合会並びに木・製材業者の所有または管理する物(木材、薪炭、特殊林産物)とする。
水産業関係被害	水産物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。
	漁具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養殖施設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たいなどの魚貝類の養殖施設とする。
	漁場	漁業法第６条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在庫品	水産業協同組合の所有又は管理するものとする。

区分		判定基準
商工業関係被害	商業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱業	鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観光施設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設とする。
	船舶（漁船を除く）	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。
その他の被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交通止め	冠水又は崩土等により交通止めとなった道路とする。
	がけ崩れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲上したものを除いたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	孤立集落	車で到達することができず、住民がとどまっている集落とする。

5-3-2 収集および報告要領

(1) 市町村における措置

① 災害を覚知したときは、その災害の状況、災害に対してとるべき措置を熊本県防災情報共有システム（以下「共有システム」という。）に入力すること。

また、共有システムが使用できない場合においては、様式１号を用いて報告すること。

② 災害による被害状況及び応急措置状況等を一定時間(特に指定しない場合には、毎日９時３０分まで及び１４時３０分までの２回)に、共有システムの定時報告に入力すること（様式２号）。

③ 各部門別の被害状況については、管内の確実な被害状況等を取りまとめのうえ県等の出先機関に報告するものとする。この場合必ず当該市町村内の各部門主管課と連絡を密にし、被害報告等取扱責任者の決裁を得るものとする。

④ 同一災害による被害状況について、被害調査及び応急対策が終了した場合は、共有システムの定時報告入力の際に、備考欄に「確定」と入力すること。

⑤ 住民の避難状況を一定時間(特に指定しない場合には、毎日９時３０分まで及び１４時３０分までの２回)に、共有システムに入力すること（様式４号）。

⑥ 毎年１月１日から１２月３１日までの災害による被害状況(災害年報(様式５号))を、４月１日現在で明らかになったものを４月５日までに広域本部・地域振興局（熊本市にあっては熊本土木事務所。以下「地域振興局等」という。）に報告するものとする。

(2) 地域振興局等における措置

① 市町村からの各部門別の被害状況をとりまとめのうえ、本庁各関係部（課）に報告すること。

② 市町村からの毎年１月１日から１２月３１日までの災害による被害状況(災害年報)を取りまとめのうえ、４月１０日までに危機管理防災課長に報告するものとする。

(3) 県(本庁)における措置

① 災害情報については、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。

② 災害による被害状況及び応急措置状況(様式２号)は、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。

③ 出先機関からの部門別被害状況については、それぞれの担当部(局)において取りまとめのうえ、一定時間(特に指定しない場合には、毎日１０時まで、及び１５時までの ２回)に、共有システムの定時報告に入力するものとする。

また、備考欄には、災害発生場所、災害の種類及び概況等について簡潔に入力するものとする（様式３号）。

④ 同一災害に対する被害調査が終了したとき及び応急対策が終了した場合は、定時報告入力の際に、備考欄に「確定」と入力すること。

⑤ 危機管理防災課は、それぞれ報告のあった事項について項目別に取りまとめるものとする。

⑥ 危機管理防災課長は、取りまとめた被害状況を東京事務所長に連絡するものとする。

⑦ 危機管理防災課(災害対策本部)は、電力施設、通信施設、交通機関(鉄道、船舶、バス、航空機等)の被害状況については、それぞれの関係機関から報告を求めるものとする。

⑧ 毎年１月１日から１２月３１日までの災害による部門別被害状況を４月１日現在で明らかになったものを、それぞれ担当部(局)において取りまとめのうえ４月１０日までに危機管理防災課に報告するものとする。(その都度文書をもって照会する)

5-3-3 報告等の種別

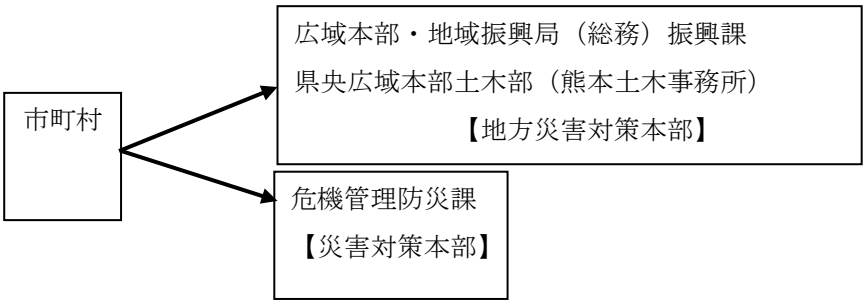
災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は、次のとおりとする。

報告区分	報告責任者	報告様式等	摘要
(1) 災害情報	市町村長 県の出先機関の長	共有システム（様式第１号）	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対してとるべき措置等についてその都度入力すること。
(2) 被害状況報告（速報）	市町村長	様式第２号（共有システム）	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を一定時間置き入力すること。
(3) 被害状況報告（確定）	市町村長	様式第２号（共有システム）	同一の災害に対する被害調査が終了したとき及び応急対策が終了した場合は、共有システムの定時報告入力の際に、備考欄に「確定」と入力すること。
(4)各部門別被害状況報告（速報・確定）	各部門別担当部（局）長	各部門別ごとの報告取扱要領による様式とする。 但し､危機管理防災課の取りまとめは様式第３号による。 （共有システム）	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を各部門別に一定時間置き入力すること。備考欄には、災害発生場所、災害の種類及び概況等について簡潔に入力すること。 同一災害に対する被害調査が終了したとき及び応急対策が終了した場合は、定時報告入力の際に、備考欄に「確定」と入力すること。
(5) 住民避難等報告	市町村長	様式第４号（共有システム）	住民の避難状況を一定時間置いて入力するものとする。
(6) 災害年報	市町村長 地域振興局長及び熊本土木事務所長 各部門別担当部（局）長	様式第５号 別途照会する様式とする。	毎年１月１日から１２月３１日までの被害状況について４月１日現在で明らかになったものを報告する。

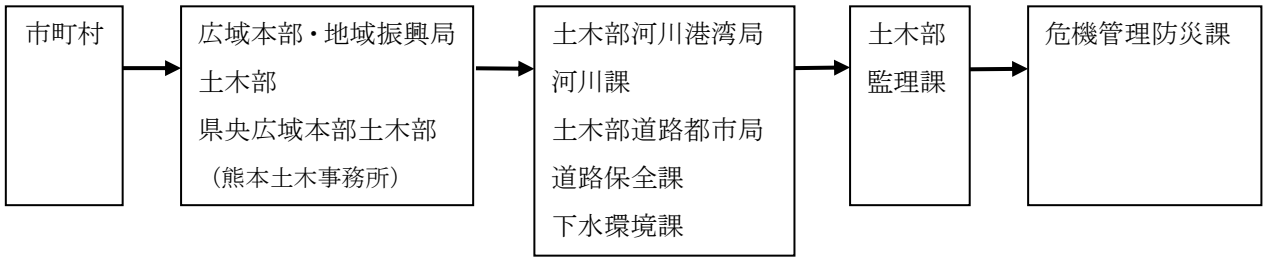
5-3-4 報告等の様式および報告等の系統

市町村、県における被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要な関係機関に報告することができる。

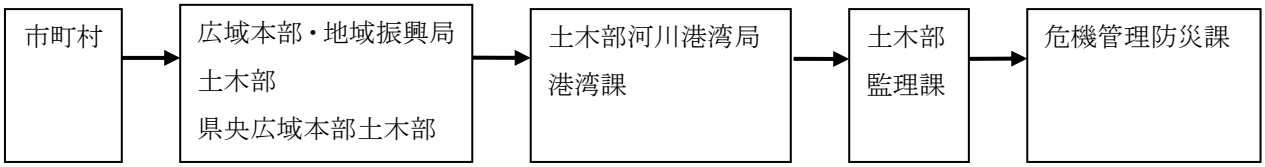
(1) 災害情報(様式第１号)、被害状況報告(速報)(様式第２号)、被害状況報告(確定)(様式第２号)住民避難等報告（様式第４号）



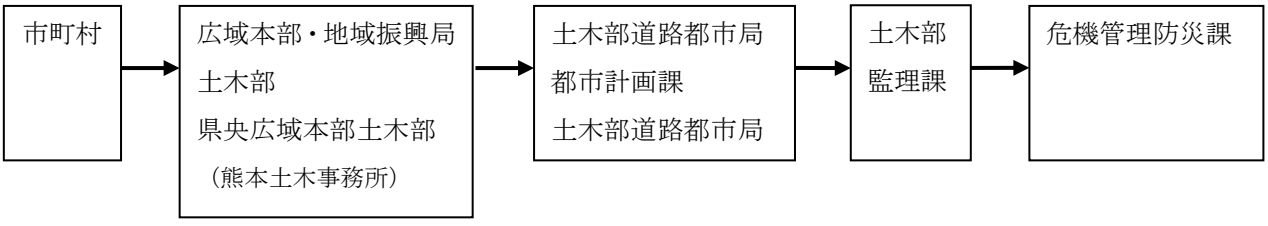
(2) 公共土木施設（河川、海岸、砂防、道路、橋梁、下水道）関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条第１項、第２項、規則第４条）



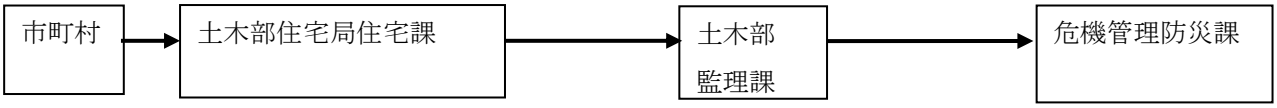
(3) 港湾関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条第１項、第２項、規則第４条）



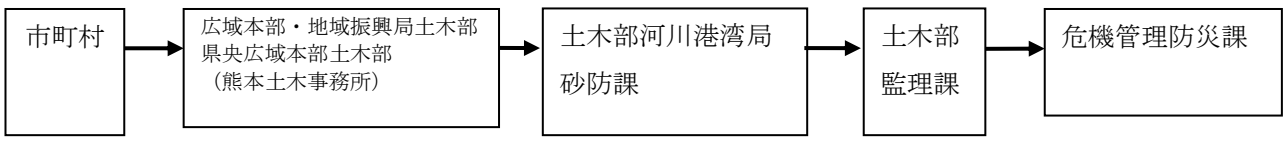
(4) 都市災害関係被害報告(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針)



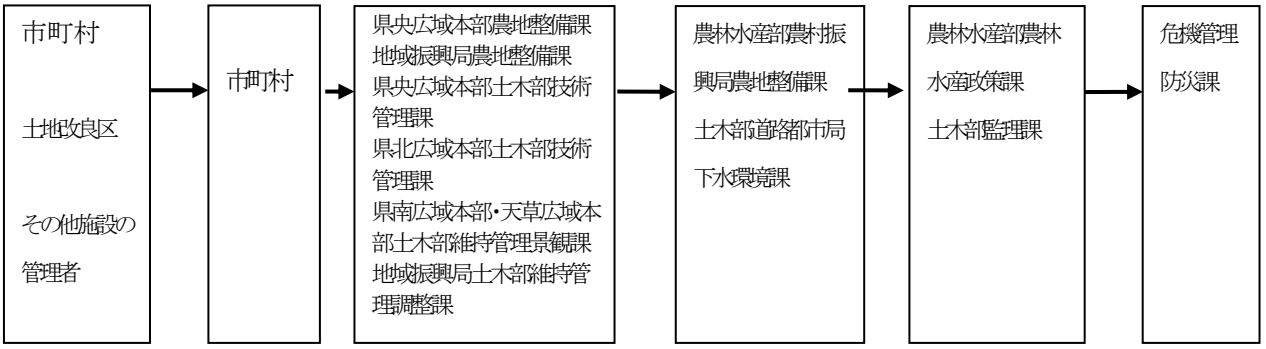
(5) 住宅(公営)関係被害報告(住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」)



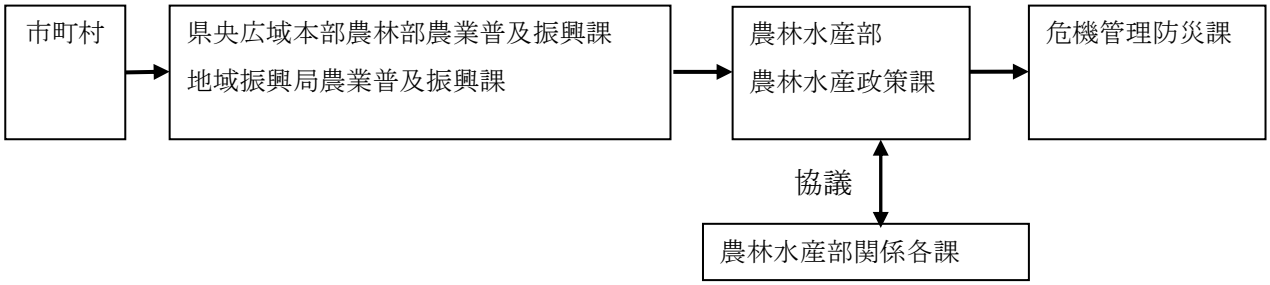
(6) 土砂災害関係（土石流、地すべり、急傾斜）被害報告（国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」)



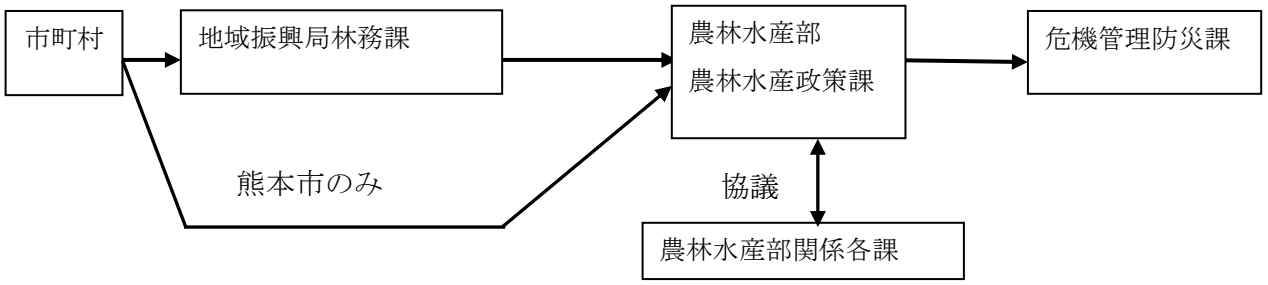
(7)　農地及び農業用施設関係被害報告（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領）



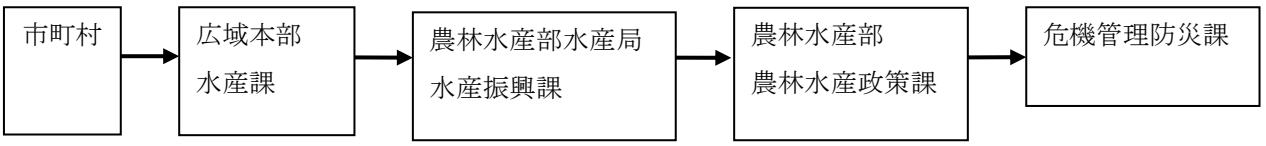
(8) 農業関係被害報告（農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」）



(9) 林業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条第１項、第２項、規則第２条）

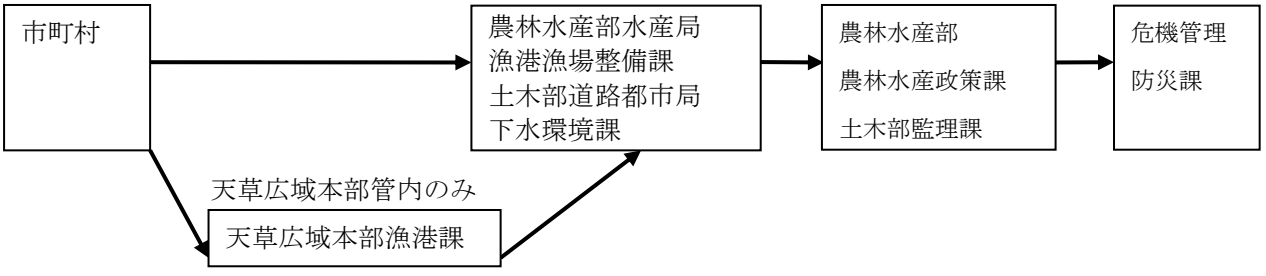


(10) 水産業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領）

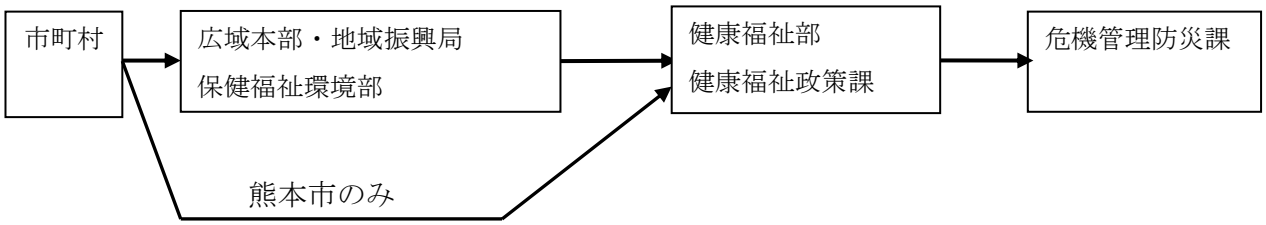


※熊本市は県北広域本部経由で報告

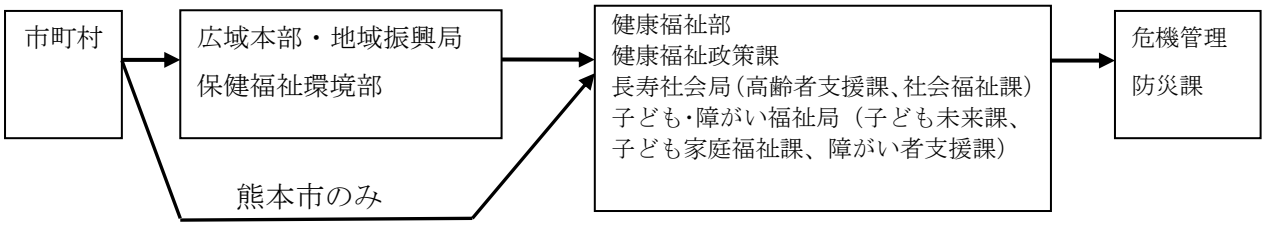
(11) 漁港関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条）



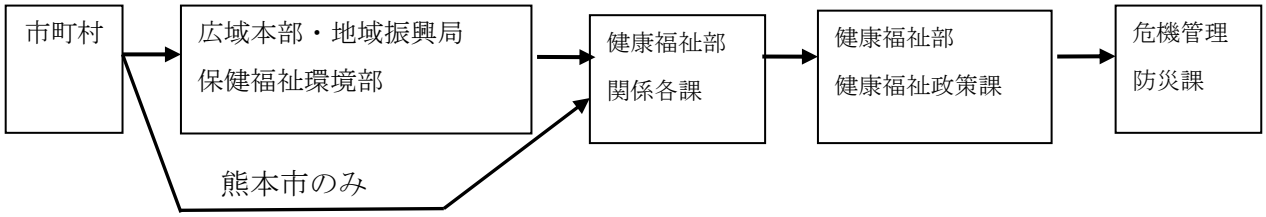
(12) 災害救助関係被害報告（社会局長通知「災害救助法による救助の実施」）



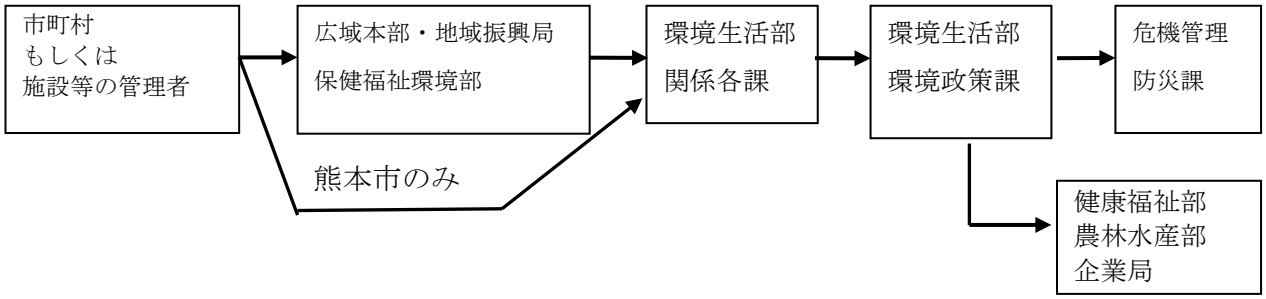
(13) 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



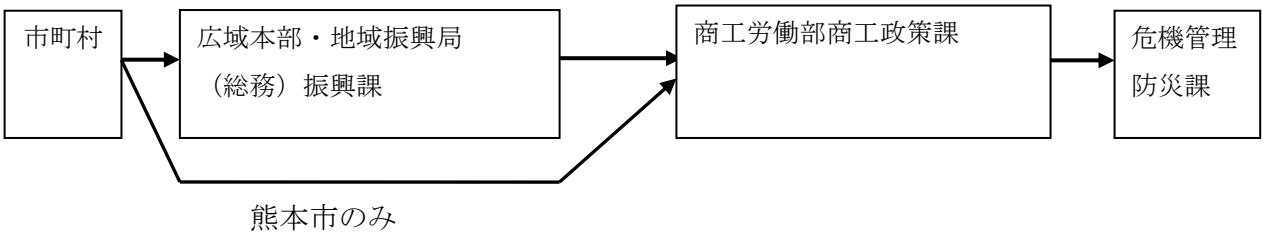
(14) 衛生関係被害報告（医療関係、火葬場、と畜場、保健センター）



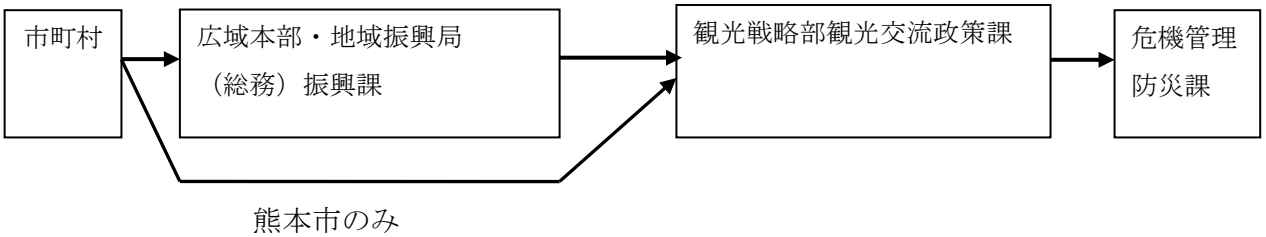
(15) 環境関係被害報告（水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設）



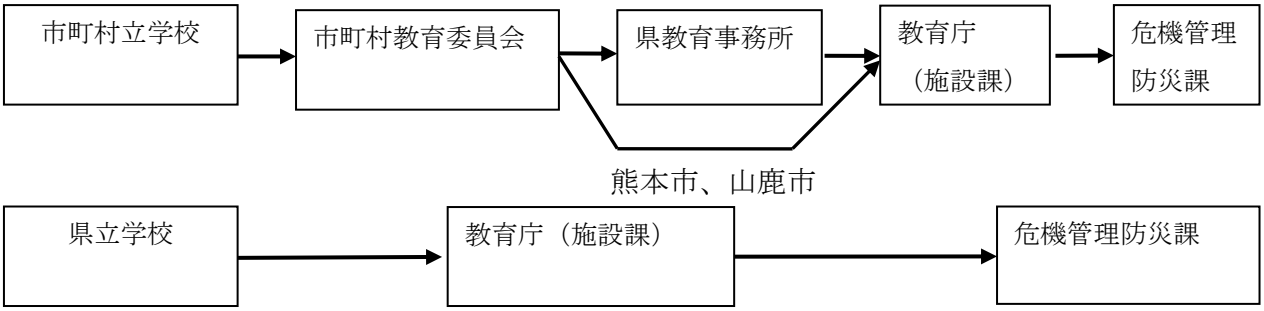
(16) 商工関係被害報告



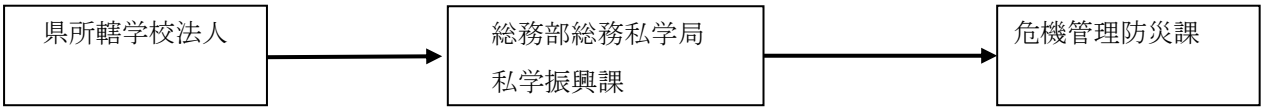
(17) 観光関係被害報告



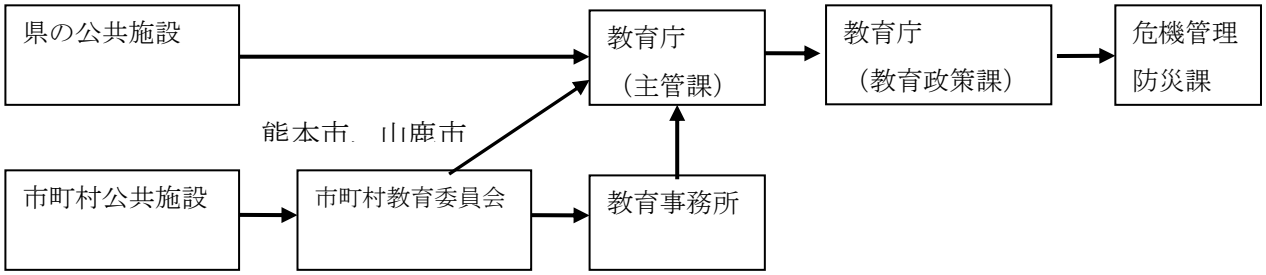
(18) 公立学校施設関係被害報告（文部省監理局長通知「公立学校施設災害復旧事業費国庫負担事業の事務手続き等について」）



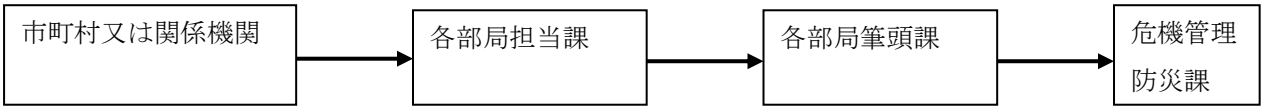
(19) 私立学校関係被害報告（文部省監理局長通知「私立学校の被害状況報告について」）



(20) 県（地方機関を含む）、市町村の教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告



(21)　その他の被害報告



様式第１号

災害情報			
災害の種別		災害発生日時	
災害発生場所	（グリッド番号）		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
発信時刻		月 日 時 分	
受信事項			
処理事項			

（注意）
災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。
１．人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。
２．住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。
３．道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。
４．河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。
５．住民の避難について、自主避難・避難指示等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。

被害状況報告(速報・確定)

様式２号

災害名	

市町村名
報告者名:

年　月　日　時　分　現在

区分 ＼ 市町村名				○○市町村									計	摘　要
1	人的被害	死　者	人										0	
		うち災害関連死者	人										0	
2		行方不明者	人										0	
3		重傷者	人										0	
4		軽傷者	人										0	
5		分類未確定	人										0	
6	住家被害	全　壊	棟										0	
7			世帯										0	
8			人										0	
9		半　壊	棟										0	
10			世帯										0	
11			人										0	
12		床上浸水	棟										0	
13			世帯										0	
14			人										0	
15		床下浸水	棟										0	
16			世帯										0	
17			人										0	
18		一部破損	棟										0	
19			世帯										0	
20			人										0	
21		分類未確定	棟										0	
22			世帯										0	
23			人										0	
24	非住家	公共建物	棟										0	
25		その他	棟										0	
26		分類未確定	棟										0	
27	り災世帯数		世帯										0	
28	り災者数		人										0	
29	災害警戒本部等設置日時												0	
30	災害警戒本部等廃止日時												0	
31	災害対策本部設置日時												0	
32	災害対策本部廃止日時												0	
33	消防職員出動延人数												0	
34	消防団出動延人数												0	

区分			市町村名	○○市町村									摘　要
35	首長の安否		確認済										
			未確認										
36	職員の参集状況		充足										
			不足										
37	本庁舎の使用の可否		可・否										
38	電力の確保状況	本庁	通電										
			停電										
39		支所等	通電										
			停電										
40	水の確保状況	職員用	充足										
			不足										
41		住民用	充足										
			不足										
42	食料の確保状況	職員用	充足										
			不足										
43		住民用	充足										
			不足										
44	孤立地域の有無		有										
			無										
45	通信手段の被災状況	電　話	異常なし										
			不通										
46		ＦＡＸ	異常なし										
			不通										
47		インターネット	異常なし										
			不通										
48		防災行政無線	異常なし										
			不通										
49		防災情報ネットワーク	異常なし										
			不通										

様式第５号　災害年報

都道府県

災害名 / 発生年月日 / 区分									計
人的被害	死者		人						
		うち災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	崖くずれ		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						

都道府県

区分＼災害名＼発生年月日								計
その他	電話	回線						
	電気	戸						
	ガス	戸						
	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農林水産業施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公共土木施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他の公共施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
小計		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
都道府県災害対策本部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

5-3-5 被害状況報告に関する様式

熊本市水防に関する情報（速報　第1報　）
熊本市水防本部発表　　集計日時:令和 年 月 日 時 分

被害措置状況

被害種別		被害	被害種別		被害	被害種別		被害
人的被害	死者	0 人	その他被害等 道路	損壊	0 箇所	資材要請	土のう	袋
	行方不明	0 人		冠水	0 箇所		土のう	箇所
	重傷者	0 人		橋梁	0 箇所		資材	箇所
	軽傷者	0 人						
住家被害	全壊	0 棟	その他被害等	がけ崩れ	0 箇所			
	半壊	0 棟		河川決壊	0 箇所			
	一部破損	0 棟		倒木	0 箇所			
	床上浸水	0 棟		水道	戸	道路通行止	累積	箇所
	床下浸水	0 棟		電話	件		現況	箇所
				電気	戸		※詳細は特記事項に記載	
				ガス	戸			
				マンホール	箇所		その他	件

学校状況				
休校	小学校　校	中学校　校	高校　校
始業遅れ	小学校　校	中学校　校	高校　校
途中下校	小学校　校	中学校　校	高校　校

市電・バス		運休	路線変更	備考
市電		本	路線	
バス		本	路線	

その他情報

被害の概要または特記事項
現行通行止め箇所　○○線（○○○丁目）等

状況等

体制	災害対策本部設置前の体制（名称:　）	災害対策本部設置
	設置日時 配備人員　人	設置日時 配備人員　人

避難	避難の種別	避難地区数	避難の日時	避難世帯数	避難者数	備考
	準備・勧告・指示	地区		世帯	人	
	自主避難	地区		世帯	人	

気象警報・注意報発令状況	発表	

(1) 水防実施状況報告書

（管理団体で水防箇所ごとに作成するもの）　（作成責任者）　㊞

<table>
<tr><td colspan="3">管理団体名</td><td colspan="3">指定・非指定の別</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">水防実施時の台風名豪雨名</td><td colspan="2">報告年月日</td><td colspan="3">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">場　所</td><td colspan="5" rowspan="2">左岸
川
右岸　　地先　　m</td><td rowspan="11">所要経費</td><td rowspan="4">人件費</td><td></td><td>管理団体分</td><td>県分</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>手当</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日　時</td><td>その他</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="5">自　　月　　日　　時
至　　月　　日　　時</td><td>計</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動人員数</td><td>水防団員</td><td>消防団員</td><td>その他</td><td colspan="2">合計</td><td rowspan="6">円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td colspan="2">人</td><td>器材費</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">水防活動の概況および工　法</td><td colspan="5" rowspan="3">工　法
箇所　m
出水位
はん濫注意水位
雨　量</td><td>燃料費</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>雑費</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>計</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">水防の結果</td><td>施設等</td><td>堤防</td><td>田</td><td>畑</td><td>家</td><td>鉄道</td><td>道路</td><td>人口</td><td></td><td colspan="2">合計</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>効果</td><td>m</td><td>ha</td><td>ha</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td>人</td><td rowspan="5">使用資材</td><td colspan="2">かます･俵</td><td>俵</td><td>俵</td><td>俵</td></tr>
<tr><td>被害</td><td>m</td><td>ha</td><td>ha</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td>人</td><td colspan="2">むしろ</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td></tr>
<tr><td colspan="2">なわ</td><td>kg</td><td>kg</td><td>kg</td></tr>
<tr><td colspan="2">丸太</td><td>本</td><td>本</td><td>本</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>他の団体よりの応援状況</td><td colspan="7"></td><td colspan="2">立退きの状況およびそれを指示した理由</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>居住者出動状況</td><td colspan="7"></td><td colspan="2">水防功労者の氏名、年令、所属、およびその功績概要</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>警察の援助状況</td><td colspan="7"></td><td colspan="2">堤防その他の施設等の異状の有無および緊急工事を要したものが生じたときはその場所および損傷状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>現場指導者氏名</td><td colspan="7"></td><td colspan="2">水防活動に関する自己批判</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>水防関係者の死傷</td><td colspan="7"></td><td colspan="2">備　　考</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式2号）

被害情報収集課 → 局主管課 → 災害対策本部室

※施設被害速報は・各課で区分毎に記載のうえ、局主管課で取りまとめて、災害対策本部室へ毎日16時までに、報告して下さい。
ただし・人的被害や人的被害の恐れがあるときは、至急報告して下さい。

<table>
<tr><td colspan="4">公　共
施　設　被　害　（速報、確定）
民　間</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月　　日　　時　　分現在</td><td>発信局部課名</td><td></td></tr>
<tr><td>区分</td><td colspan="3">公　共　（文教施設・農林水産業施設・公共土木施設・その他公共施設）
民　間　（農林水産被害・商工被害・その他）
※該当する項目に〇をして下さい。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被害状況</td><td>施設名等</td><td>被　害　内　容</td><td>被害額(千円)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>復旧処理状況等</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（様式３号）

被害状況報告書

（熊本市　第　　報）　　月　　日　　時　　分現在

災害発生の日時	月　日　時　分				
災害対策本部設置状況	設置　月　日　時　分	廃止　月　日　時　分	災害救助法適用	適用日時　月　日　時　分	
本部設置前の体制	設置　月　日　時　分	廃止　月　日　時　分	災害救助法適用基準（災害救助法施行令第１条第１項１号） 150 世帯：全壊(焼)は１,半壊(焼)は 1/2,床上浸水は 1/3 で換算		

被害状況

区分		被害	備考	区分	被害	備考
人的被害	死者	人		公共の被害	道路通行止	箇所	
	行方不明	人			橋梁流出	箇所	
	重傷者	人			河川	箇所	
	軽傷者	人			文教施設	箇所	
住家被害	全壊	棟			清掃施設	箇所	
		世帯			山(崖)くずれ	箇所	
		人			文教施設	箇所	
	半壊	棟			下水道施設	箇所	
		世帯			市営住宅	箇所	
		人			公園施設	箇所	
	一部破損	棟			福祉施設	箇所	
		世帯			保健施設	箇所	
		人			農林水産施設	箇所	
	床上浸水	棟			市庁舎	箇所	
		世帯			観光施設	箇所	
		人			その他	箇所	
	床下浸水	棟			水道	戸	
		世帯			電気	戸	
		人			電話	件	
					ガス	戸	

※主な被害状況等

被害総額の細目

区分		被害（千円）	備考
公共施設	健康福祉部門		
	環境部門		
	都市建設部門		
	文教施設		
	その他		
	小計		
民間施設	農林水産業		
	商工業		
	その他		
	小計		
合計			

5-3-6 火災･災害等即報要領

火災・災害等即報要領

（昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官）

（改正　平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号 、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号）

第１　総則

１　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第４０条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めたものとする。

（参考）
消防組織法第４０条
消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２ 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。
なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号)」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号)」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号)」の定めるところによる。

３ 報告手続

(1) 「第２ 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第２ 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第２ 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後３０分以内）、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４ 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については第２号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５ 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第２ 即報基準」又は「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第２ 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１ 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が３人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

（ア）建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反対象物の火災

e 建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災

g 損害額１億円以上と推定される火災

（イ）林野火災

a 焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請又は実施したもの

c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

（ウ）交通機関の火災

a 航空機火災

b タンカー火災

c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d トンネル内車両火災

e 列車火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

（ウ）特定事業所内の火災（（ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（ア）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）負傷者が５名以上発生したもの

（ウ）周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ）５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

（オ）海上、河川への危険物等流出事故

（カ）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

（ア）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ）原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（エ）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

２ 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者５人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3) 要救助者が５人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・ バスの転落による救急・救助事故

・ ハイジャックによる救急・救助事故

・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第１７２条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第１３条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３ 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

１ 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第２の１の(2) のアの(ウ) に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第２の１の (2) のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第２の１の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２ 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第２の３の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第２の４の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４ 記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

5-3-7 火災・災害等即報要領様式

＜火災等即報＞

1 第１号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者３人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のｅ、ｆ又はｇのいずれかに該当する火災

（ア）発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

（ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）り災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

（イ）林野の植生

（ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

（ア）車両、船舶、航空機等の概要

（イ）焼損状況、焼損程度

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

2 第２号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第２号様式 （特定の事故）　　第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等	人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部（署）		台 人	
	消防団		台 人	
	消防防災ヘリコプター		機 人	
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア　「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ　「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
・ 避難指示の発令状況
・ 避難所の設置状況
・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
・ ＮＢＣ検知結果（剤の種類、濃度等）
・ 被害の要因（人為的なもの）
　不審物（爆発物）の有無
　立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	１　救急事故　２　救助事故　３　武力攻撃災害　４　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防･救急･救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜災害即報＞

４ 第４号様式

(1) 第４号様式（その１）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

１１９番通報の件数を記入する欄については、第３ 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、１１９番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

(2) 第４号様式（その２）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

（オ） 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災等害の対策本部状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没 ha		公立文教施設	千円			市町村	
				冠水 ha		農林水産業施設	千円				
報告者名			畑	流失・埋没 ha		公共土木施設	千円				
				冠水 ha		その他の公共施設	千円				
			学校	箇所		小計	千円				
			病院	箇所		公共施設被害市町村数	団体				
			道路	箇所		その他	農産被害	千円			
			橋りょう	箇所			林産被害	千円			
			河川	箇所			畜産被害	千円			
			港湾	箇所			水産被害	千円			
			砂防	箇所			商工被害	千円			
			清掃施設	箇所							
			崖くずれ	箇所							
			鉄道不通	箇所							
			被害船舶	隻			その他	千円			
			水道	戸		被害総額		千円			
			電話	回線		災害の概況					
			電気	戸							
			ガス	戸							
			ブロック塀等	箇所							
						応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
							自衛隊の災害派遣		その他		

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分			被害
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
火災発生	建物	件	
	危険物	件	
	その他	件	

災害救助法適用市町村名	計　団体
119番通報件数	件

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

6 防災資機材

項目	ページ
６－１　災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況	225
６－２　消防用機械等の配備及び保有状況	226
６－３　水防倉庫等	227
６－４　防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程	231
６－５　車両関係等	261

6-1 災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況

品　　名	数　量	品　　名	数　量
市防災行政無線電話装置(基地局)	５局	ラ　ジ　オ	２台
〃　　(移動局車載用)	６９局	国　　旗	２枚
〃　　(　〃　携帯用)	７５局	市　　旗	１枚
県防災行政無線電話装置	１局	水防標旗	１００枚
電話機及びＦＡＸ装置	１１台	腕　　章	２５０枚
カラーテレビ	２台	管内防災計画図(10,000分の1)	１枚
複　写　機	２台	看　　板(災害対策本部・水防本部)	１枚
カ　メ　ラ	２台	長　　机	１７台
ハンドマイク	６個	折りたたみ椅子	４２脚
双　眼　鏡	２台	九州電力送配電直通電話	１台
サーチライト(単１．６本入)	４７個	ＮＴＴ西日本直通電話	１台
懐中電灯(単１．３本入)	４７個	緊急情報ネットワーク端末	１台
防災気象情報端末	１台		

6-2 消防用機械等の配備及び保有状況

(1) 消防資機材

種別	品名	数量	種別	品名	数量
消火資機材	ホース 50 ミリ	394	水難救助資機材	潜水用空気ボンベ	46
	65 ミリ	765		救命ボート	35
	泡ノズル	19		潜水器具	21
	フォグガン	15		救命胴衣	340
	特殊ノズル	42		水中投光器	10
	可搬式排煙機	5		船外機	31
	発動発電機	37		救命浮環	60
	投光器	61		水中カメラ	1
	泡消火薬剤	111	山林火災用資機材	ジェットシューター	74
	油処理剤	1086		鉈	85
	オイルフェンス（20m）	5		鎌	89
救助資機材	救命索発射銃	3		水幕ホース	21
	油圧式救助器具	6	救急資器材	患者監視装置	31
	ガス溶断器	5		血圧計	31
	空気式救助マット	1		聴診器	27
	エアソー	5		血中酸素飽和度測定器	27
	緩降機	2		人工呼吸器	27
	三連はしご	30		手動式人工呼吸器	27
	マット型空気ジャッキ	5		電動式吸引器	27
	空気呼吸器	175		喉頭鏡セット	27
	削岩機	5		マギール鉗子	27
	放射線測定器	5		レスキューシート	27
	可搬式牽引機	8		自動式心臓マッサージ器	27
	空気ボンベ	556		半自動式除細動器	27
	赤外線カメラ	5		メインストレッチャー	30
	耐電衣	5		電動ストレッチャー	1
	エンジンカッター	6		全脊柱固定器具(バックボード)	27
	ペダルカッター	5		スクープストレッチャー	27
	ハンマードリル	5		携帯電話	27
	携帯警報器	98		オゾン発生器	27
	チェーンソー	33		オゾンロッカー	23
	鉄線カッター	13	テロ資機材	陽圧式化学防護服	45
	バスケット担架	6		化学防護服	185
	マンホール救助器具	5		有毒ガス検知管	1
	エアーテント	5		化学剤検知紙	1
				携帯型化学検知機	1
				除染シャワー	1
				除染剤散布器	2
				防毒マスク	114

(2) コミュニティ防災資機材一覧表

配備先	配備資機材
消防署、消防出張所　　２２箇所 （益城西原署管内含む）	チェーンソー、大型バール、ガンヅメ、弁慶、掛矢、鋸、 ワイヤーロープ、剣先スコップ、キャップライト、 防塵マスク、防塵メガネ、ホース保護器、ホース、 可搬式送水装置(各署及び河内出張所)
消防分団機械倉庫　　８７箇所	剣先スコップ、ホース保護器、軽量筒先、掛矢、 大型バール、万能斧、ボルトクリッパー、防水シート、 ホース

6-3 水防倉庫等

(1) 水防倉庫

① 設置箇所

区分	水防倉庫	給備する河川、海岸	面積(㎡)	位置
中央区	菅原町水防倉庫	白川、坪井川	31	白山1丁目
東区	画図町〃	加勢川	33	画図町下無田
西区	松尾町〃	坪井川、松尾海岸、近津川	17	松尾町要江
	小島下町〃	白川、坪井川、小島海岸	33	小島下町
	小島上町〃	白川、坪井川	26	小島上町
	沖新町〃	小島海岸、除川	21	沖新町二番
	城山下代町〃	白川、坪井川	25	城山下代町
	中原町〃	白川	33	中原町
	土河原町〃	白川	36	土河原町
	畠口町〃	千間江湖川	8.15	畠口町
南区	川尻町〃	無田川、天明新川、加勢川	14	川尻町
	近見町〃	白川	33	近見町
	中無田町〃	加勢川、天明新川	31	中無田町
	美登里町〃	緑川、加勢川、天明新川	33	美登里町
	川口町〃	緑川、天明新川	33	川口町
	海路口町〃	緑川、有明海岸	32	海路口町
	富合第1水防倉庫	浜戸川・潤川		富合町
	富合第2水防倉庫	浜戸川・潤川		富合町
	城南町水防倉庫	緑川・浜戸川		城南町
北区	清水町〃	坪井川、万石川、兎谷川	33	清水亀井町
	植木町水防倉庫	合志川		植木町

② 水防倉庫備蓄資材

水防倉庫１棟当りに備蓄する資材・器具は次のとおり

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	2,000	手斧	丁	10
杭木 2 m	本	100	錠鎌	丁	10
縄	巻	10	片手ハンマー	丁	10
鉄線(#14)	kg	20	ペンチ	丁	5
スコップ	丁	20	鋸	丁	5
唐鍬	丁	5	掛矢	丁	5
鶴ハシ	丁	10	バール	丁	1

富合町水防倉庫【合計】

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	800	スコップ	丁	10
杭木 2 m	本	60	掛矢	丁	7
シート	枚	9	鶴ハシ	丁	7

植木町水防倉庫

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	1,000	スコップ	丁	10
杭木	本	10	掛矢	丁	3
シート	枚	10	発電機	台	1
ハンマ	個	1	照明器	個	1

城南町水防倉庫【合計】

品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	7,000
杭木	本	1,400

③ 水防倉庫の管理

ア　水防倉庫の管理は、水防本部が統轄して、備蓄材の補充に当る。

イ　水防倉庫の責任者は、水防本部長が定める。

ウ　水防倉庫の責任者は、備蓄材の搬入、搬出について、その状況を速やかに水防本部へ報告する。

④ 重要水防資材の備蓄

資材・器具	数量・個数	保管場所
越止めスイノウ	16(基)	東区土木センター(8基) 西区土木センター(8基)

⑤ 熊本市防災備蓄倉庫（戸坂町）

倉庫A(水防関係)				倉庫A(防災関係) 建物面積A冨120㎡				倉庫B(土石流関係) 建物面積Aニ200㎡				倉庫外部 (土砂置場)			
バリケード		個	30	発電機		台	5	発電機		台	5	山砂		m3	80
カラーコーン	赤/白 H700	個	30	照明器	ハロゲン式	台	5	照明器	ハロゲン式	台	5	砕石		m3	30
ブルーシート	3600×5400㎜	枚	40	水中ポンプ		台	5	電動カッター		台	5				
ポリバケツ	15ℓ	個	10	延長コード	20mドラム	台	5	水中ポンプ		台	5				
ポリタンク	20ℓ	個	10	脚立	はしご兼用	脚	2	エアーコンプレッサー		台	3				
簡易自立水槽		槽	2	テント	組み立て式	張	4	簡易自立水槽		槽	3				
水中長靴	タボ	足	10	ブルーシート	3600×5400㎜	枚	30	ボート		槽	5				
台車		台	1	トラロープ	φ12×200m	巻	5	延長コード	20mドラム	台	5				
巻尺	20m	個	5	ポリバケツ	15ℓ	個	10	脚立	はしご兼用	脚	2				
ほうき	竹柄・長柄	本	5	ポリタンク	20ℓ	個	10	バリケード		個	70				
ヘルメット		個	10	台車		台	1	カラーコーン	赤/白 H700	個	70				
土のう袋	W480×H620	枚	4500	ほうき	竹柄・長柄	本	5	ブルーシート	3600 ×5400m	枚	30				
懐中電灯	防水用	個	10	ヘルメット		個	10	トラロープ	φ12x200m	巻	5				
ポリ袋		枚	1000	土のう袋	W480XH620	枚	4500	水中長靴	ダボ	足	10				
軍手		足	500	万能オノ	手斧750g	丁	30	台車		台	2				
オノ	まき割り斧 1.7kg	丁	30	ナタ	ヒツナタ 450g	丁	20	ほうき	竹柄・長柄	本	10				
万能オノ	手斧750g	丁	10	ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁	10	土のう袋	W480XH620	枚	600				
ナタ	ヒツナタ 450g	丁	10	掛屋	135㎜	丁	30	懐中電灯	防水用	個	10				
ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁	10	ノコギリ	両刃鋸	丁	25	レミファルト	30kg	袋	200				
掛屋	135㎜	丁	10	剣先スコップ		丁	50	木杭	末口12cm Lニ2m	本	150				
ツルハシ	両ツル3.0kg	丁	25	大型バール	つる首	丁	30	軽量鋼矢板	2m(t=5 w=250)	枚	50				
ノコギリ	両刃鋸	丁	25	バール	φ25×1500	丁	30	軽量鋼矢板	3m(t=5 w=250)	枚	50				
大型パール	つる首	丁	10	クリツパー		丁	20	塩ビ管	VU200 L=2000	本	50				
バール	φ25x1500	丁	10	やかん		個	5	鋼杭	φ25㎜ X1.2m	本	200				
				湯飲茶碗		杯	20	鋼杭	φ32㎜ X1.2皿	本	200				
				灰皿	据付式	個	1	鉄線	なまし8番線	kg	100				
				ごみ箱		個	1	鉄線	なまし10番線	kg	100				
				卓上 ガスコンロ		台	5	才ノ	まき割り斧 1.7kg	丁	20				
				ガスボンベ		本	15	万能オノ	手斧750g	丁	10				
				テーブル		台	4	ナタ	ヒツナタ 450g	丁	20				
				椅子	折りたたみ式	脚	10	ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁	30				
								掛屋	135㎜	丁	10				
								ツルハシ	両ツル 3.0kg	丁	25				
								大型バール	つる首	丁	10				
								バール	φ25×1500	丁	10				

⑥ 小島河川防災センター備蓄倉庫

保管棚		物品名	数量	単位	形状	備考(場所等)
東側棚(No.1)	1	二連梯子	3	本		上段 棚横合計4本(No.2に1本)
	2	大ハンマー	5	本	3.5kg	中段
	3	番線カッター	5	挺		中段
	4	スコップ	11	本	パイプ柄ショベル丸型	中段
	5	のこぎり	5	本	刃渡り27cm	中段
	6	中ハンマー	5	本	1.3kgパイプ柄	中段
	7	なた	10	本		中段
	8	金てこ	10	本	1200mm	下段
	9	バール	10	本	900mm	下段
	10	掛矢	5	本	135mm	下段
	11	万能おの	10	本		下段
	12	スコップ	9	本	パイプ柄ショベル丸型	下段 スコップ合計20本
中央棚(No.2)	1	二連梯子	1	本		上段 合計4本(No.1に1本)
	2	投光器	8	台		中段
	3	懐中電灯	10	個		中段 乾電池装着なし
	4	発電機	4	台		中段
	5	カラーコーン	50	本	赤色	中段
	6	担架	2	台		中段
	7	バリケード	10	脚	付属品 ボード10枚	下段
	8	乾電池(単1)	120	個	1箱10個入り 12箱	下段
	9	バケツ	5	個		下段
	10	ガソリン缶タンク	2	缶	10ﾘｯﾄﾙ燃料補充済	下段
	11	鉄線	1	巻	φ4mm 25kg	下段
	12	エンジンオイル	1	缶	ガソリン専用4ﾘｯﾄﾙ	下段
	13	つるはし	10	本		下段
	14	三脚	8	脚		下段
	15	工具セット	2	箱		下段
	16	電動カッター	2	台	保護めがね付き	下段
西側棚(No.3)	1	オイルフェンス	5	セット		上段
	2	救命胴衣	80	着	赤色	中段
	3	救命胴衣	10	着	黄色	中段
	4	夜光チョッキ	5	着		下段
	5	救命浮き輪	5	個		下段
	6	揚水ホース	8	本	50A×20m1.3KE	下段
	7	水中ポンプ	8	台		下段
	8	コードリール	8	台		下段
	9	トランジスタメガホン	2	台		下段 乾電池装着なし
	10	乾電池(単3)	40	箱	1箱(40本入り)	下段 メガホン用
北側棚(No.4)	1	ビニールシート	19	枚	青色3.6mm×5.4mm	中段
	2	水槽	1	槽	ビニール製	中段
	3	ゴム長靴	5	足	サイズ25cm	中段
	4	軍手	36	対	3袋(1袋12対入り)	中段
	5	土のう	2400	枚	12梱包(1梱包200枚)	中段
	6	土のう	2400	枚	12梱包(1梱包200枚)	下段 軍手合計4800枚
	7	ポリタンク	10	個	120ﾘｯﾄﾙ	下段
	8	標識ロープ	20	巻	4梱包(1梱包5巻)	下段
	9					
	10					
	11	台車	1	台		
	12	ゴムボート	2	艘	船外機付	

6-4 防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程

熊本市防災倉庫に関する維持管理規程

制定　平成２０年　６月　１日危機管理防災室長決裁
改正　平成２２年１０月　１日危機管理防災室長決裁
平成２４年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
平成２４年　９月　１日危機管理防災総室長決裁
令和　２年１２月１７日危機管理防災総室長決裁
令和　３年　６月１８日危機管理防災総室長決裁
令和　４年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
令和　５年　３月３１日危機管理防災総室副室長決裁
令和　５年　５月３１日危機管理防災部長決裁
令和　７年　３月３１日危機管理防災部長決裁

（趣旨）

第１条　この規程は、熊本市が災害時の救助を実施するうえで必要な資機材、非常食糧及び生活物資（以下「物資等」という。）を保管するために設置した防災倉庫（以下「倉庫」という。）を災害時に的確に使用できるように、その維持管理等に関し、基本的な事項を定めるものとする。

（設置場所等）

第２条　倉庫の設置場所等は、別表１のとおりとする。

（防災倉庫管理運営会議）

第３条　倉庫及び物資等の管理に関する総合調整を行うため、防災倉庫管理運営会議（以下「会議」という。）を設置する。

２　会議は、防災対策課、健康福祉政策課、みどり公園課、中央区土木センター維持課、東区土木センター維持課、西区土木センター維持課、南区土木センター維持課、各区役所総務企画課・福祉課及び消防局警防課（以下「関係課」という。）の職員をもって構成する。会議の出席者は、主査級又は主幹級の職にある者とする。ただし、代理も可とする。

３　会議に座長を置き、座長には防災対策課長の職にある者をもってこれに充てる。

４　会議は、年１回確実に実施する。５月開催を基本とし、その他必要に応じて座長が招集する。

５　会議の事務局は、倉庫及び物資等の管理について総括的な役割を担う防災対策課に置く。

（財産の種類と管理）

第４条　この規程による財産及び管理は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。なお、修繕は所管課が行うこととし、大規模な改修又は廃止撤去等の重要な判断が必要な場合は、予算確保の調整も含め防災対策課及び所管課が協議し、決定する。

(1)　建物　建物本体及び付帯設備は、市有財産として管理し、所管は、別表１に定めるとおりとする。ただし、電気料金の支払いは、土木総務課及び中央区まちづくりセンターで行う。

(2)　資機材　資機材の品目等及び所管は、別表２に定めるとおりとする。

(3)　非常食糧及び生活物資　非常食糧及び生活物資の品目等は、別表３に定めるとおりとし、所管は健康福祉政策課とする。

(4)　消防ポンプ　災害時に消火作業を行うときに使用する装置とし、所管は消防局とする。
(5)　防災倉庫用発電機　災害時に倉庫の電力を確保するための発電機とし、所管は建物と同様とする。
(6)　緊急時給水装置　災害時に給水活動を行うときに使用する装置とし、所管は建物と同様とする。
(7)　説明板　倉庫の外壁の見やすい箇所に設けられた説明板（倉庫の説明、連絡先等を記載するものをいう。）とし、所管は建物と同様とする。
(8)　耐震性貯水槽　災害時の飲料水、生活用水及び消火用水利として利用するものとし、所管は建物と同様　とする。この場合において、所管課が保守点検を適正に行う。上下水道局は、点検時の仕切弁操作に係る支援作業を実施する。また、点検に併せて水質検査等を実施し、検査結果を所管課へ通知する。

（棚卸し等）

第５条　物資等の棚卸し等は、次のとおり行う。
(1)　健康福祉政策課及び各区役所福祉課は、棚卸しを年１回実施する。
(2)　不足する物資等については、各所管課が責任を持って補充する。
(3)　倉庫内の物資等については、防災対策課が配置図を作成し、棚には表示ラベルを貼付し、利用しやすいように整理する。

（点検等）

第６条　建物本体、付帯設備及び配備する機械等の点検及び修繕は、次のとおり行う。なお、点検した結果については、次条に定める様式に記入のうえ、防災対策課が指定するＣネットポータル受取箱内に保存することで、関係課との情報共有を図るとともに、防災対策課への報告とする。
(1)　建物本体及び付帯設備は、建物の所管課が６か月に１回点検を実施する。この場合において、建物本体及び付帯設備に異状があった場合は、所管課が修繕する。
(2)　消防ポンプは、消防局が月１回点検を実施する。この場合において、機械等に異状があった場合は、消防局が修繕する。
(3)　防災倉庫用発電機及び緊急時給水装置は、所管課が月１回点検を実施する。この場合において、機械等に異状があった場合は、所管課が修繕する。
(4)　避難所用発電機は、防災対策課が月１回点検を実施する。この場合において、機械に異状があった場合は、防災対策課が修繕する。

（管理記録等）

第７条　倉庫及び物資等の維持管理を適正に行うため、次の各号に掲げる記録簿を当該各号に定めるところにより整備する。
(1)　非常食糧及び生活物資受払簿（様式第１号）　非常食糧及び生活物資の受け払いを実施する場合は、使用者等が事前に健康福祉政策課へ提出する。
(2)　資機材使用簿（様式第２号）　所管課以外が資機材を使用する場合は、使用者が使用前及び使用後に所管課へ提出する。
(3)　建物本体及び付帯設備点検報告表（様式第３号）　建物本体及び付帯設備の点検を実施した場合記入する。
(4)　消防ポンプ一式点検報告表（様式第４号）　消防ポンプ等の点検を実施した場合記入する。
(5)　緊急時給水装置一式点検報告表（様式第５号）　緊急時給水装置等の点検を実施した場合記入する。

(6)　発電機等点検報告表（様式第６号）　発電機等の点検を実施した場合記入する。

（非常食糧の有効活用）

第８条　賞味期限まで概ね１年未満となる非常食糧は、校区防災連絡会等の防災訓練、小中学校等の防災教育その他の有効活用に努めるものとする。

２　非常食糧を活用しようとする者は、事前に健康福祉政策課に次に掲げる事項を届け出なければならない。

(1)　利用する非常食糧

(2)　利用数

(3)　利用予定日

(4)　利用目的

３　賞味期限を超えた非常食糧の取扱いは、会議において協議のうえ、決定するものとする。

（鍵の管理）

第９条　鍵の管理は、次のとおり行うこととし、目的外に利用することはできない旨を理解し保管する。

(1)　マスターキーは、防災対策課が保管する。

(2)　鍵は、消防局、中央区土木センター維持課、東区土木センター維持課、西区土木センター維持課、南区土木センター維持課、健康福祉政策課、各区役所福祉課、中央区まちづくりセンター、秋津まちづくりセンター及び東部まちづくりセンターが保管する。

(3)　防災対策課は、地元自主防災クラブ会長及び地元町内自治会長へ鍵を預け管理する。

(4)　消防局は、地元消防分団長へ鍵を預け管理する。

(5)　消防局は、鍵を預けた場合、日付、氏名、住所及び連絡先を防災対策課へ届ける。この場合において、鍵の預け先が変更になった場合は、次の責任者に先任者の鍵を引き継ぎ、防災対策課へ届ける。

（地元説明等）

第１０条　地元及び関係者に対する倉庫の使用に関する説明は、次のとおり行う。

(1)　倉庫に関しての遵守事項は、防災対策課で作成する。

(2)　地元消防団への消防ポンプ操作手順又は倉庫利用についての指導は、消防局が行う。

(3)　校区防災連絡会及び地元自主防災クラブへの倉庫利用についての指導は、防災対策課及び各区役所総務企画課が行う。

(4)　市民からの倉庫に関する問い合わせは、防災対策課にて受け、必要に応じて、関係課に指示する。

（訓練等）

第１１条　倉庫を使用する訓練は、次のとおり実施する。

(1)　関係課で計画する訓練等で、倉庫又は資機材を利用する場合は、防災対策課へ事前の協議を行う。

(2)　関係課以外で、倉庫又は物資等を利用する訓練等を行う場合は、窓口は防災対策課とし、必要に応じて各課は協力する。

（その他）

第１２条　この規程に定めるもののほか、倉庫及び物資等の管理に必要な事項は、会議で協議の上、決定する。

附　則

この規程は、平成２０年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年６月１８日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年３月３１日から施行する。

別表１（第２条関係）

防災倉庫　設置場所等

番号	名称	所在地	所管	耐震性貯水槽の有無(容量)
1	渡鹿公園	中央区渡鹿 1 丁目 15-1	中央区土木センター維持課	有（100 トン）
2	秋津中央公園	東区東野 2 丁目 26-1	消防局	有（100 トン）
3	八王寺中央公園	中央区八王寺町 1075	中央区土木センター維持課	有（100 トン）
4	蓮台寺公園	西区蓮台寺 4 丁目 14	西区土木センター維持課	有（100 トン）
5	白川公園	中央区草葉町 5-1	消防局	有（100 トン）
6	錦ヶ丘公園	東区錦ヶ丘 8-1	東区土木センター維持課	有（100 トン）
7	池上中央公園	西区池上町 484	西区土木センター維持課	有（60 トン）
8	楠中央公園	北区楠 3 丁目 10-1	消防局	有（100 トン）
9	平成中央公園	南区馬渡 1 丁目 63	南区土木センター維持課	有（100 トン）
10	山ノ内中央公園	東区山ノ内 3 丁目 1	東区土木センター維持課	無

別表２（第４条関係）

各防災倉庫共通　資機材

○資機材		
所管	品目	数量
防災対策課管理	テント（2 間×3 間）	5 張
	自転車	3 台
	担架	3 本
	トラロープ	3 巻
	ヘルメット	15 個
	バケツ	10 個
	金てこ	10 本
	ノコ	5 本
	スコップ	10 本
	ナタ	5 本
	ハンマー	5 本
	土のう袋	1,000 袋
	避難所用発電機（定格出力 2.5KVA）	1 台
	投光器	4 台
	三脚・コード	2 台
	やかん	5 個
	卓上ガスコンロ	5 台
	ガスボンベ	15 本
	トイレハウス	3 台
	ポータブルトイレ	6 台
	トイレパック（便袋・凝固剤）	300 回分
	折りたたみ椅子	10 脚
	長机	3 台
	燃料缶	3 缶
	キャビネット	2 台
	脚立	2 台
	延長コード	2 本
	カッター	2 本
	ブルーシート	20 枚
	トランジスタメガホン	3 個
	ライト	3 個
	リヤカー	3 台
	バール	10 本
建物所管課管理	防災倉庫用発電機（定格出力 3KVA）	1 式
	緊急時給水装置※	1 式
	説明板	1 枚
消防局管理	消防ポンプ	1 式

※　耐震性貯水槽が設置された公園のみ

別表３（第４条関係）

各防災倉庫共通　非常食糧及び生活物資（健康福祉政策課管理）

○非常食糧※			
品目	更新期限	箱数	数量
アルファ米（アレルギー対応）1箱 50 食	4 年	60 箱	3,000 食
アルファ米（おかゆ）1箱 50 食	4 年	4 箱	200 食
長期保存パン　1箱 24 食（又は 1 箱 48 食）	4 年	63 箱	1,728 食
粉ミルク　1箱 5 食	1 年	10 箱	50 食
飲料水（2L）1箱 6 本	4 年	267 箱	1,602 本
飲料水（500ml）1箱 24 本	4 年	48 箱	1,152 本

※　４年周期でのローリングストックを行う。

○生活物資			
品目	更新期限	箱数	数量
レスキューシート	－	24 箱	1,200 枚
毛布（真空パック）	－	30 箱	300 枚
生理用品 1箱（10 パック）※ 昼用：28 枚・夜用：15 枚／パック	10 年	2 箱	860 枚
子供用紙おむつ（ＳＳサイズ）1箱　90 枚×2 パック	10 年	1 箱	180 枚
子供用紙おむつ（Ｓサイズ）1箱　82 枚×2 パック	10 年	1 箱	164 枚
子供用紙おむつ（Mサイズ）1箱　64 枚×2 パック	10 年	1 箱	128 枚
子供用紙おむつ（Ｌサイズ）1箱　54 枚×2 パック	10 年	1 箱	108 枚
子供用紙おむつ（Big サイズ）1箱　42 枚×2 パック	10 年	1 箱	84 枚
大人用紙おむつ（普通サイズ）1箱　22 枚×4 パック	10 年	2 箱	176 枚
大人用紙おむつ（大きいサイズ）1箱　20 枚×4 パック	10 年	2 箱	160 枚
タオル	－	－	100 枚
ゴミ袋	－	－	300 枚
肌着セット（男）	－	－	100 着
肌着セット（女）	－	－	100 着
ローソク	－	－	100 本
釜戸セット	－	－	1 セット
飯重缶	－	－	1 缶
両手鍋	－	－	1 個

様式第１号（第７条関係）

防災倉庫

非常食糧及び生活物資受払簿

日付	品目	賞味期限	数量	受入数	払出数	在庫数	使用者等		使用目的等
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		

様式第２号（第７条関係）

防災倉庫

資機材使用簿

日付	品目	数量	使用者		使用目的	返却予定日	返却日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日

様式第３号（第７条関係）

防災倉庫

建物本体及び付帯設備点検報告表

点検日						
点検者						
No.	設備名称					
1	建物外観					
2	放送設備					
3	屋外照明					
4	屋内照明					
5	換気装置					
異常の有無						
不備事項						

様式第４号（第７条関係）

防災倉庫

消防ポンプ一式点検報告表

点検日						
点検者						
No.	品名	数量				
1	吸水管（７５mm×６m（スロッター付））	１本				
2	吸管ストレーナー（７５mm）	１個				
3	籐籠（７５mm）	１個				
4	吸管枕木（止めバンド付）	１個				
5	吸管バンド	１組				
6	吸管ロープ（控え綱）クレモナ（φ９mm×１０m）	１本				
7	消火栓金具（７５mm×６５mm）	１個				
8	消火栓開閉金具（熊本市型（スピンドルバルブキー）１．３m）	１本				
9	軽量管鎗（ハンドル付（６５mm））	１本				
10	噴霧ノズル（NMⅡ型）	１個				
11	熊本ネジ式単口スタンドパイプ（１m（吐水口７５mm消防ネジメス・スロッター付・首振））	１本				
12	消火用ホース（６５mm×２０m（１６K圧））	５本				
13	充電器（１２V・８A（オートストップ機能付））	１個				
14	照明灯（三脚付）（本機付属品）	１式				
15	ポンプ用工具（本機付属品）	１式				
16	マンホール蓋開閉用バール（２８型）	１本				
17	手がき	１本				
18	台車（小型動力ポンプ用）	１台				
19	ポンプ用バッテリー	１個				
20	燃料	－				
21	ポンプ本体	１台				
異常の有無						
不備内容						

様式第５号（第７条関係）

防災倉庫

緊急時給水装置一式点検報告表

点検日							
点検者							
No.	品名	数量					
1	動力ポンプ本体	１台					
2	手動ポンプ	１台					
3	給水用ホース	１式					
4	マンホール開閉用バール（十字型）	１本					
5	蛇口スタンド	３台					
6	燃料	－					
異常の有無							
不備内容							

様式第６号（第７条関係）

防災倉庫

発電機等点検報告表

点検日							
点検者							
No.	品名	数量					
1	防災倉庫用発電機（大型）	1台					
①	バッテリー	1台					
②	充電器	1台					
③	燃料	－					
異常の有無							
不備内容							
2	避難所用発電機（小型）	1台					
－	燃料	－					
異常の有無							
不備内容							

熊本市備蓄倉庫に関する維持管理規程

制定　平成２０年１１月　１日危機管理防災室長決裁
改正　平成２２年１０月　１日危機管理防災室長決裁
平成２４年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
平成２４年　９月　１日危機管理防災総室長決裁
平成２５年　８月２１日危機管理防災総室長決裁
令和　２年１２月１７日危機管理防災総室長決裁
令和　３年　６月１８日危機管理防災総室長決裁
令和　４年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
令和　５年　３月３１日危機管理防災総室副室長決裁
令和　５年　５月３１日危機管理防災部長決裁
令和　７年　３月３１日危機管理防災部長決裁

（趣旨）

第１条　この規程は、熊本市が災害時の救助を実施するうえで必要な非常食糧、生活物資及び資機材（以下「物資等」という。）を保管するために設置した備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）を災害時に的確に使用できるように、その維持管理等に関し、基本的な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第２条　倉庫の設置場所は、別表１のとおりとする。

（備蓄倉庫管理運営会議）

第３条　倉庫及び物資等の管理に関する総合調整を行うため、備蓄倉庫管理運営会議（以下「会議」という。）を設置する。

２　会議は、防災対策課、健康福祉政策課、各区役所総務企画課及び倉庫が設置されているまちづくりセンター（第９条において「関係課」という。）の職員をもって構成する。会議の出席者は、主査級又は主幹級の職にある者とする。ただし、代理も可とする。

３　会議に座長を置き、座長には防災対策課長の職にある者をもってこれに充てる。

４　会議は、年１回確実に実施する。５月開催を基本とし、その他必要に応じて座長が招集する。

５　会議の事務局は、倉庫及び物資等の管理について総括的な役割を担う防災対策課に置く。

（財産の種類と管理）

第４条　この規程による財産及び管理は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　倉庫本体　健康福祉政策課で管理する。

(2)　物資等　物資等の品目等は、別表２に定めるとおりとし、非常食糧及び生活物資については健康福祉政策課、資機材については防災対策課で管理する。

（棚卸し等）

第５条　物資等の棚卸し等は、次のとおり行う。

(1)　避難所担当職員及び倉庫が設置されている区役所総務企画課及びまちづくりセンターは、棚卸しを年１回実施する。

(2)　不足する物資等については、防災対策課及び健康福祉政策課が速やかに補充する。

(3)　倉庫内の物資等については、健康福祉政策課が配置図を作成し、利用しやすいように整理する。

（管理記録等）

第６条　物資等の維持管理を適正に行うため、次の各号に掲げる記録簿を当該各号に定めるところにより整備する。

(1)　非常食糧及び生活物資受払簿（様式第１号）　非常食糧及び生活物資の受け払いを実施する場合は、使用者等が事前に健康福祉政策課へ提出する。

(2)　資機材使用簿（様式第２号）　資機材を使用する場合は、使用者が使用前及び使用後に防災対策課へ提出する。

（非常食糧の有効活用）

第７条　賞味期限まで概ね１年未満となる非常食糧は、校区防災連絡会等の防災訓練、小中学校等の防災教育その他の有効活用に努めるものとする。

２　非常食糧を活用しようとする者は、事前に健康福祉政策課に次に掲げる事項を届け出なければならない。

(1)　利用する非常食糧

(2)　利用数

(3)　利用予定日

(4)　利用目的

３　賞味期限を超えた非常食糧の取扱いについては、会議において協議のうえ、決定するものとする。

（鍵の管理）

第８条　鍵の管理は、次のとおり行うこととし、目的外に利用することはできない旨を理解し保管する。

(1)　マスターキーは、健康福祉政策課が保管する。

(2)　健康福祉政策課は、倉庫が設置されている区役所総務企画課及びまちづくりセンターに鍵を渡す。

(3)　スペアキーは、防災対策課が保管する。

（市民説明）

第９条　市民からの倉庫に関する問い合わせは、防災対策課にて受け、必要に応じて、関係課に指示する。

（その他）

第１０条　この規程に定めるもののほか、倉庫及び物資等の管理に必要な事項は、会議で協議の上、決定する。

附　則

この規程は、平成２０年１１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年８月２１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年６月１８日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年３月３１日から施行する。

別表１（第２条関係）

備蓄倉庫　設置場所

番号	施設名	住所
１	南区役所	南区富合町清藤４０５－３
２	北区役所	北区植木町岩野２３８－１
３	東区役所託麻まちづくりセンター※	東区長嶺東７丁目１１－１５
４	西区役所河内まちづくりセンター※ （河内交流室・河内公民館）	西区河内町船津７９１
５	西区役所花園まちづくりセンター※	西区花園５丁目８－３
６	西区役所河内まちづくりセンター※ 芳野分室	西区河内町野出１４１０
７	南区役所飽田まちづくりセンター※	南区会富町１３３３－１
８	南区役所天明まちづくりセンター※	南区奥古閑町２０３５
９	南区役所城南まちづくりセンター	南区城南町宮地１０５０
１０	南区役所幸田まちづくりセンター※	南区幸田２丁目４－１
１１	南区役所南部まちづくりセンター※	南区南高江６丁目７－３５
１２	北区役所北部まちづくりセンター※	北区鹿子木町６６
１３	北区役所清水まちづくりセンター※	北区清水亀井町１４－７
１４	北区役所龍田まちづくりセンター※	北区龍田弓削１丁目１－１０

※　風水害などで最初に開設する避難場所

別表２（第４条関係）

各備蓄倉庫共通　物資等（非常食糧及び生活物資：健康福祉政策課管理　資機材：防災対策課管理）

〇非常食糧※

品目	更新期限	箱数	数量
アルファ米（アレルギー対応）1箱50食	4年	48箱	2,400食
アルファ米（おかゆ）1箱50食	4年	5箱	250食
長期保存パン　1箱24食（又は1箱48食）	4年	56箱	1,536食
粉ミルク　1箱5食	1年	16箱	80食
飲料水（2L）1箱6本	4年	264箱	1,584本
飲料水（500ml）1箱24本	4年	48箱	1,152本

※　４年周期でのローリングストックを行う。

〇生活物資

品目	更新期限	箱数	数量
レスキューシート	－	24箱	1,200枚
生理用品 1箱（10パック）昼用：28枚・夜用：15枚／パック	10年	3箱	1,290枚
子供用紙おむつ（ＳＳサイズ）1箱　90枚×2パック	10年	1箱	180枚
子供用紙おむつ（Ｓサイズ）1箱　82枚×2パック	10年	1箱	164枚
子供用紙おむつ（Mサイズ）1箱　64枚×2パック	10年	1箱	128枚
子供用紙おむつ（Ｌサイズ）1箱　54枚×2パック	10年	1箱	108枚
子供用紙おむつ（Bigサイズ）1箱　42枚×2パック	10年	1箱	84枚
大人用紙おむつ（普通サイズ）1箱　22枚×4パック	10年	1箱	88枚
大人用紙おむつ（大きいサイズ）1箱　20枚×4パック	10年	1箱	80枚
タオル	－	－	100枚
ゴミ袋	－	－	300枚
ブルーシート	－	－	20枚
肌着セット（男）	－	－	100着
肌着セット（女）	－	－	100着
ローソク	－	－	100本
釜戸セット	－	－	1セット
両手鍋	－	－	1個

〇資機材

品目	数量
災害用救急箱	1箱
メガホン	1個
懐中電灯	1個
乾電池（単1・単2・単3）	各10本
特設公衆電話	1台
簡易ベッド（段ボールベッドを含む）※	12台
パーティション（布製を含む）※	60区画

※　風水害などで最初に開設する避難場所のみ（別表１参照）

様式第１号（第６条関係）

備蓄倉庫

非常食糧及び生活物資受払簿

日付	品目	賞味期限	数量	受入数	払出数	在庫数	使用者等		使用目的等
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		

様式第２号（第６条関係）

備蓄倉庫

資機材使用簿

日付	品目	数量	使用者		使用目的	返却予定日	返却日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日

熊本市分散備蓄倉庫に関する維持管理規程

制定　令和　２年１２月１７日危機管理防災総室長決裁
改正　令和　３年　６月１８日危機管理防災総室長決裁
令和　４年　４月　１日危機管理防災総室長決裁
令和　５年　３月３１日危機管理防災総室副室長決裁
令和　５年　５月３１日危機管理防災部長決裁
令和　７年　３月３１日危機管理防災部長決裁

（趣旨）

第１条　この規程は、災害時に避難所の運営を実施するうえで必要な非常食糧、生活物資及び資機材（以下「物資等」という。）を保管するために設置した分散備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）を災害時に的確に使用できるように、その維持管理等に関し、基本的な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第２条　倉庫の設置場所は、別表１のとおりとする。

（分散備蓄倉庫管理運営会議）

第３条　倉庫及び物資等の管理に関する総合調整を行うため、分散備蓄倉庫管理運営会議（以下「会議」という。）を設置する。

２　会議は、防災対策課、健康福祉政策課、各区役所総務企画課、教育政策課、下水道維持課及び給排水設備課（以下「関係課」という。）の職員をもって構成する。会議の出席者は、主査級又は主幹級の職にある者とする。ただし、代理も可とする。

３　会議に座長を置き、座長には防災対策課長の職にある者をもってこれに充てる。

４　会議は、年１回確実に実施する。５月開催を基本とし、その他必要に応じて座長が招集する。

５　会議の事務局は、倉庫及び物資等の管理について総括的な役割を担う防災対策課に置く。

（財産の種類と管理）

第４条　この規程による財産及び管理は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　倉庫本体　防災対策課で管理する。

(2)　物資等　物資等の品目等は、別表２に定めるとおりとし、非常食糧及び生活物資については健康福祉政策課、資機材については防災対策課、下水道維持課及び給排水設備課で管理する。

（棚卸し等）

第５条　物資等の棚卸し等は、次のとおり行う。

(1)　避難所担当職員は、棚卸しを年１回実施する。

(2)　不足する物資等については、防災対策課及び健康福祉政策課が補充する。

(3)　倉庫内の物資等については、防災対策課が配置図を作成し、利用しやすいように整理する。

（管理記録等）

第６条　物資等の維持管理を適正に行うため、次の各号に掲げる記録簿を当該各号に定めるところにより整備する。

(1)　非常食糧及び生活物資受払簿（様式第１号）　非常食糧及び生活物資の受け払いを実施する場合は、使用者等が事前に健康福祉政策課へ提出する。

(2)　資機材使用簿（様式第２号）　資機材を使用する場合は、使用者が使用前及び使用後に防災対策課へ提出する。

(3)　資機材管理簿（様式第３号）　資機材が故障又は使用等により不足する場合は、避難所担当職員等が防災対策課へ提出する。

（非常食糧の有効活用）

第７条　賞味期限まで概ね１年未満となる非常食糧は、校区防災連絡会等の防災訓練、小中学校等の防災教育その他の有効活用に努めるものとする。

２　非常食糧を活用しようとする者は、事前に健康福祉政策課に次に掲げる事項を届け出なければならない。

(1)　利用する非常食糧

(2)　利用数

(3)　利用予定日

(4)　利用目的

３　賞味期限を超えた非常食糧の取扱いについては、会議において協議のうえ、決定するものとする。

（鍵の管理）

第８条　鍵の管理は、次のとおり行うこととし、目的外に利用することはできない旨を理解し保管する。

(1)　鍵は、防災対策課が保管する。

(2)　防災対策課は、倉庫が設置されている避難所に鍵を渡す。

(3)　避難所における倉庫の鍵は、発災時、倉庫内の物資等を速やかに利用できるよう、キーボックスによる保管を基本とする。

（市民説明）

第９条　市民からの倉庫に関する問い合わせは、防災対策課にて受け、必要に応じて、関係課に指示する。

（訓練等）

第１０条　物資等を使用する訓練は、次のとおり実施する。

(1)　関係課で計画する訓練等で、物資等を利用する場合は、防災対策課へ事前の協議を行う。

(2)　関係課以外で、物資等を利用する訓練等を行う場合は、窓口は防災対策課とし、必要に応じて各課は協力する。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか、倉庫及び物資等の管理に必要な事項は、会議で協議の上、決定する。

附　則

この規程は、令和２年１２月１７日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年６月１８日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年３月３１日から施行する。

別表１（第２条関係）

分散備蓄倉庫　設置場所

区	小学校区	配置場所	区	小学校区	配置場所
中央区	出水	出水小学校	東区	秋津	秋津小学校
	出水南	出水南小学校			東野中学校
		出水中学校			秋津まちづくりセンター ※3
		出水南中学校		泉ヶ丘	泉ヶ丘小学校
		湧心館高校		画図	画図小学校
	一新	一新小学校			環境総合センター
		西山中学校		尾ノ上	尾ノ上小学校
	大江	大江小学校			錦ヶ丘中学校
		白川中学校			東部公民館 ※3
		大江交流室・公民館 ※3		健軍	健軍小学校
		熊本学園大学 ※1			湖東中学校
		熊本大学大江体育館 ※2		健軍東	健軍東小学校
	帯山	帯山小学校			東町中学校
	帯山西	帯山西小学校		桜木	東区役所
		帯山中学校			桜木小学校
	黒髪	黒髪小学校		桜木東	桜木東小学校
		桜山中学校			桜木中学校
		竜南中学校		託麻北	託麻北小学校
		市立必由館高校			東部中学校
		サンライフ熊本 ※3			託麻スポーツセンター
		熊本大学黒髪運動場・黒髪体育館		託麻西	託麻西小学校
		済々黌高校		託麻東	託麻東小学校
	慶徳	慶徳小学校			二岡中学校
	向山	向山小学校		託麻南	託麻南小学校
		江南中学校		月出	月出小学校
	壺川	壺川小学校			熊本県立大学
		京陵中学校		長嶺	長嶺小学校
	五福	五福小学校			長嶺中学校
		五福交流室・公民館 ※1 ※3		西原	西原小学校
	城東	城東小学校			西原中学校
		藤園中学校			東海大学 ※1
		中央区役所　※1		東町	東町小学校
	白川	白川小学校			第二高校
		熊本大学本荘体育館 ※2		山ノ内	山ノ内小学校
	砂取	砂取小学校			東稜高校
		熊本市総合体育館・青年会館 ※1		若葉	若葉小学校
		武道館 ※1	西区		健軍文化ホール
		熊本商業高校 ※1		池田	池田小学校
		熊本工業高校			井芹中学校
	碩台	碩台小学校			熊本県立体育館
		中央公民館 ※2		池上	池上小学校
	託麻原	託麻原小学校			三和中学校
		熊本高校 ※1		小島	小島小学校
	白山	白山小学校			城西中学校
	春竹	春竹小学校			西部公民館 ※3
		江原中学校			西部交流センター
	本荘	本荘小学校		春日	春日小学校

※1　分散備蓄倉庫本体は設置せず、建物内の倉庫等で保管している。

※2　分散備蓄倉庫本体は設置せず、最寄りの備蓄倉庫等で保管している。

※3　風水害などで最初に開設する避難場所

別表１（第２条関係）

分散備蓄倉庫　設置場所

区	小学校区	配置場所	区	小学校区	配置場所
西区	春日	くまもと森都心プラザ ※1	南区	御幸	御幸小学校
	河内	河内小学校		力合	力合小学校
		河内中学校			力合中学校
		旧河内小学校白浜分校		力合西	力合西小学校
	城山	城山小学校			南部総合スポーツセンター
		熊本西高校			アクアドームくまもと
		西部環境工場		富合	富合小学校
	城西	城西小学校			富合中学校
		市立千原台高校			雁回館
	白坪	白坪小学校			アスパル富合（富合公民館） ※3
		花陵中学校		豊田	豊田小学校
	高橋	高橋小学校	北区	麻生田	麻生田小学校
	中島	中島小学校		植木	植木小学校
	花園	花園小学校			五霊中学校
	古町	古町小学校		川上	川上小学校
	旧松尾北	旧松尾北小学校			北部中学校
	旧松尾西	旧松尾西小学校		楠	楠小学校
	旧松尾東	旧松尾東小学校		桜井	桜井小学校
	芳野	芳野小学校			鹿南中学校
		芳野中学校		山東	山東小学校
南区	飽田東	飽田東小学校			植木文化センター ※3
		飽田中学校			植木中央公園運動施設 ※1
	飽田西	飽田西小学校		清水	清水小学校
	飽田南	飽田南小学校			清水スポーツセンター
	奥古閑	奥古閑小学校		城北	城北小学校
		天明中学校			清水中学校
		天明体育館		田底	田底小学校
	川口	川口小学校		田原	田原小学校
	川尻	川尻小学校		高平台	高平台小学校
		城南中学校		龍田	龍田小学校
		熊本農業高校			龍田中学校
	隈庄	隈庄小学校			龍田体育館 ※2
		下益城城南中学校			武蔵塚武道場 ※2
		城南総合スポーツセンター		龍田西	龍田西小学校
		火の君文化センター ※3		西里	西里小学校
		城南老人福祉センター ※2			熊本市食品交流会館
	城南	城南小学校		楡木	楡木小学校
	杉上	杉上小学校			楠中学校
	銭塘	銭塘小学校		菱形	菱形小学校
	田迎	田迎小学校			大和地域コミュニティセンター
		託麻中学校		北部東	北部東小学校
	田迎西	田迎西小学校			勤労青少年ホーム
	田迎南	田迎南小学校		武蔵	武蔵小学校
		浜線健康パーク			武蔵中学校
	中緑	中緑小学校		山本	山本小学校
	日吉	日吉小学校		吉松	吉松小学校
	日吉東	日吉東小学校			植木北中学校
		日吉中学校		弓削	弓削小学校

※1　分散備蓄倉庫本体は設置せず、建物内の倉庫等で保管している。

※2　分散備蓄倉庫本体は設置せず、最寄りの備蓄倉庫等で保管している。

※3　風水害などで最初に開設する避難場所

別表２（第４条関係）

各分散備蓄倉庫共通　物資等（非常食糧及び生活物資：健康福祉政策課管理　資機材：防災対策課管理）

〇非常食糧※及び生活物資

品目	更新期限	箱数	数量
アルファ米（アレルギー対応）1箱50食	4年	4箱	200食
アルファ米（おかゆ）1箱50食	4年	4箱	200食
長期保存パン　1箱24食（又は1箱48食）	4年	7箱	192食
粉ミルク　1箱5食	1年	4箱	20食
飲料水（2L）1箱6本	4年	48箱	288本
飲料水（500ml）1箱24本	4年	12箱	288本
レスキューシート	－	6箱	300枚

※　４年周期でのローリングストックを行う。

〇資機材

品目	数量
トランジスタメガホン	2個
投光器	2台
コードリール（コード長30m）	2台
ガスボンベ	10本
卓上ガスコンロ	2台
鍋	1個
やかん	1個
乾電池（単1・単2・単3）	各10本
懐中電灯	1個
レスキューボード	1台
災害用救急箱（50人用）	1箱
メガホン（大）	1台
ガスボンベ式発電機（定格出力0.9kVA）	1台
折畳式リヤカー	1台
発電機用エンジンオイル缶（1L）	1缶
ヘルメット	5個
避難所初動運営キット	1式
マンホールトイレ資機材（テント、便座等）※1	1式
貯水機能付給水管備品（給水栓等）※1	1式
非接触型体温計	3個
マスク	50枚
消毒液（1L）	1本
ポリエチレン製手袋（S・M・L）	各100枚
養生テープ（50mm×25m）	30巻
組立式トイレ	5個
トイレパック（便袋・凝固剤）	600回分
毛布	20枚
パーティション※2	16区画

※1　マンホールトイレ及び貯水機能付給水管が設置された施設のみ

※2　風水害などで最初に開設する避難場所（別表１参照）には、60区画保管している。

別表２（第４条関係）

各分散備蓄倉庫一部　資機材（防災対策課管理）

○資機材		
品目	配備場所	数量
簡易ベッド （段ボールベッド含む）	大江交流室（大江公民館）・サンライフ熊本 五福交流室（五福公民館）・東部公民館 秋津まちづくりセンター・西部公民館 アスパル富合（富合公民館） 火の君文化センター・植木文化センター	12 台
	熊本市総合体育館・託麻スポーツセンター 天明体育館・アクアドームくまもと 浜線健康パーク・南部スポーツセンター 城南総合スポーツセンター・雁回館 清水スポーツセンター・龍田体育館 武蔵塚武道場・植木中央公園運動施設	5 台
特設公衆電話	別表１における下欄の場所以外に配備	1 台
	湧心館高校・済々黌高校・中央区役所 熊本商業高校・熊本工業高校・熊本高校 東区役所・第二高校・東稜高校 熊本西高校・熊本農業高校・熊本北高校	―

様式第１号（第６条関係）

分散備蓄倉庫

非常食糧及び生活物資受払簿

日付	品目	賞味期限	数量	受入数	払出数	在庫数	使用者等		使用目的等
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		
年　月　日							課		

様式第２号（第６条関係）

分散備蓄倉庫

資機材使用簿

日付	品目	数量	使用者		使用目的	返却予定日	返却日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日
年　月　日			課			年　月　日	年　月　日

様式第３号（第６条関係）

分散備蓄倉庫

資機材管理簿

日付	品目	数量	入力者		避難所	不足理由
年　月　日			課			
年　月　日			課			
年　月　日			課			
年　月　日			課			
年　月　日			課			
年　月　日			課			
年　月　日			課			
年　月　日			課			
年　月　日			課			
年　月　日			課			
年　月　日			課			
年　月　日			課			
年　月　日			課			
年　月　日			課			

6-5 車両関係等

(1) 自動車

Ｒ５．７．１０現在

種類	台数	うち集中管理車
バス	1	
普通乗用車	３７	４
小型乗用車	４８	１２
軽乗用車	１１８	２４
普通貨物車	３７	
小型貨物車	６３	２
軽貨物車	１９８	１５
塵芥車	７８	
特殊自動車	１０	
その他特種車両	３４７	
合計	９３７	５７

(2) 二輪車

種別	台数	内訳
原動機付自転車	６６	中央区役所６　その他出先６０

(3) 舟艇

種別	台数	内訳
軽金属製折畳ボート	１８	消防局１８
ゴムボート	9	消防局６
ラフティングボード	1	消防局１
ＦＲＰ製小型ボート	7	消防局７
合計	３５台	

(4) 消防車両等

		車両（台）																					
		ポンプ車	タンク車	梯子車	救助工作車	特別高度工作車	特殊災害対応車	大型除染システム搭載車	化学車	水槽車	支援車	災害対応多目的車	緊急資機材搬送車	火災調査車	司令車	指揮車	軽消防車	高規格救急車	広報査察車	連絡車	燃料補給車	後方支援車	合計
合計		15	11	5	6	1	1	1	1	1	1	1	3	1	7	5	19	31	12	15	1	1	139
消防局	総務部 総務課																			2			2
	総務部 管理課																			2			2
	予防部 予防課													1					1				2
	予防部 規制課																		2				2
	警防部 警防課										1	1			1								3
	警防部 情報司令課																		1				1
	警防部 救急課																			1			1
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	4	5	0	0	13
中央署	本署	1		1	1	1			1						1	1	2	4	2	1			16
	南熊本庁舎																(1)	(1)					(2)
	出水出張所	1															1	1					3
	小計	2	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	3	5	2	1	0	0	19
東署	本署	1	1	1	1		1	1							1	1	1	2	1	1			13
	託麻出張所		1														1	1					3
	小山出張所		1															1		1			3
	小計	1	3	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4	1	2	0	0	19
西署	本署	1	1	1	1								1		1	1	2	3	1	2			15
	池田庁舎																(1)	(1)					(2)
	田崎出張所	1								1							1	1					4
	小島出張所	1															1	1					3
	島崎出張所	1															1	1					3
	河内出張所	1															1	1					3
	小計	5	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	6	7	1	2	0	0	28
南署	本署	1	1	1	1								1		1	1		2	2	1		1	13
	川尻出張所	1															1	1					3
	飽田天明出張所		1														1	1					3
	富合出張所		1														1	1					3
	城南出張所	1															1	1					3
	小計	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4	6	2	1	0	1	25
北署	本署		1	1	1								1		1	1	1	2	2	1			12
	清水出張所	1															1	1					3
	楠出張所		1														1	1					3
	植木出張所	1	1														1	2					5
	小計	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4	6	2	1	0	0	23
益城西原署	本署	1	1		1										1			2		2	1		9
	西原出張所	1																1		1			3
	小計	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	3	1	0	12

※中央消防署及び西消防署は各庁舎の車両を含み、下段に各庁舎の車両を再掲している。

(5) 大規模災害対応車両一覧表

番号	車　両　名	配　備　先	車　両　概　要
1	支援車	消　防　局	緊急消防援助隊員が、自給自足するための資機材を積載し、シャワー、トイレ等を備えた緊急車両。
2	災害対応多目的車	消　防　局	災害現場に消防隊員や必要資機材を搬送したり、軽傷者を一度に搬送する緊急車両。
3	小型動力ポンプ付水槽車	田崎出張所	震災時等の消火栓使用不能時に、動く防火水槽として活用できる、飲料水にも使用可能な１０ｔの水を積載した緊急車両。
4	緊急資機材搬送車	南消防署 西消防署	大量の資機材を搬送するための、クレーン装置を備えた緊急車両。
5	特別高度工作車	中央消防署	大容量の送風が可能な大型ブロアと、水圧と研磨剤により切断するウォーターカッターを装備した緊急車両。
6	特殊災害対応自動車	東消防署	車内に陽圧機能を搭載し、外気の侵入を防いだ分析室を設け、特殊災害（ＢＣ災害）に対応する緊急車両。
7	大型除染システム搭載車	東消防署	特殊災害に対応する除染資機材等を備えたコンテナを、積載装置により積替えが可能な緊急車両。
8	重機運搬車	北消防署	重機を運搬するための、クレーン装置を備えた緊急車両。

(6) 交通局

適　用	種　別	用　途	台　数	そ の 他
乗 合 電 車	中　型	〃	５６（４５編成）	〃

(7) 上下水道局

車　　種	内容区分	大小区分	台　数	備　　考
小型乗用車	人員	－	1	
普通乗用車	〃	－	1	
普通特殊Wキャブトラック（赤色灯・広報付）	〃	1.25ｔ	3	（緊急自動車指定）
小型特殊（赤色灯・広報付）	〃	0.4ｔ	4	（緊急自動車指定）
小型貨物（広報付）	〃	0.4ｔ	4	
小型貨物　箱型バン	〃	0.75ｔ	3	
漏水調査車	調査	1ｔ	1	
軽貨物　箱型バン（広報付）	人員	0.2t	１７	
軽貨物　箱型バン	〃	0.35ｔ	４６	
軽貨物　トラック	〃	〃	3	
軽乗用車（広報付）	〃	－	2	
軽乗用車	〃	－	9	
給水車（赤色灯・広報付）	飲料水	3,400ℓ 2,000ℓ 1,700ℓ	7	（緊急自動車指定）
ダンプ	貨物	普通	3	
汚泥吸引車	下水道	2t 4t	2	
普通特殊　高圧洗浄車	〃	2t	1	
フォークリフト	貨物	小型特殊	1	
計			１０８	緊急自動車指定１４台

(8) 健康福祉局

自動車所有	救護班輸送	資材輸送	患者収容	備　　考
熊本市保健所				病院調査１２
市民病院	1		1	

7　消　防

項目	ページ
7－1　熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画	266
7－2　災害対策本部と消防局との連携強化要領	335
7－3　消防団との連携強化要領	337
7－4　消防局対策部組織編成及び事務分掌	338
7－5　熊本市消防団組織	341
7－6　消防信号	343

7-1 熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画

（熊本市消防局）

熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画
（令和7年（2025年）4月1日改正）

第１章 総則

1 目的

この計画は、熊本県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）、熊本県消防広域応援基本計画に定める緊急消防援助隊熊本県大隊応援等実施計画（以下「県応援計画」という。）及び相互応援協定実施計画（以下「相互応援計画」という。）に定めるもののほか、当該計画を的確かつ迅速に遂行するため、県応援計画に基づく緊急消防援助隊又は相互応援協定に基づく県内応援隊として出動する熊本市消防局応援隊（以下「局応援隊」という。）の編成や出動等について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この計画における用語の定義は、県応援計画及び相互応援計画に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

⑴ 統合機動部隊とは、大規模災害又は特殊災害の発生後、迅速に先遣出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、熊本県大隊（以下、「県大隊」という。）が後続する場合に県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行う部隊をいう。

⑵ 県大隊とは、県応援計画に基づき応援出動する緊急消防援助隊又は相互応援計画に基づく県内応援隊をいう。

⑶ ＮＢＣ災害即応部隊は、ＮＢＣ災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成１５年８月２９日政令第３７９号）第１条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。以下同じ）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う部隊をいう。

⑷ 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行う部隊をいう。

⑸ 救急特別編成部隊は、多数の傷病者の発生その他の事情により特に集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行う部隊をいう。

⑹ 特別編成陸上隊とは、国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補完体制を整えた上で特別に編成する隊をいう。

⑺ 後方支援本部とは、局応援隊及び県大隊の出動に係る関係機関との情報連絡調整及び後方支援活動を行う熊本市消防局（代表消防機関）に設置する本部をいう。

第２章 局応援隊の組織

1 局応援隊の編成

⑴　指揮支援隊

編成は、原則として指揮支援隊のみとし、別表第１－１のとおりとする。

⑵　統合機動部隊

編成は、原則として指揮隊、消火小隊、救助小隊（特殊装備小隊）、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊とし、別表第１－１のとおりとする。

ただし、アクションプランの適用又は特殊災害等の発生に伴い、消防庁長官又は熊本県知事から増隊又は特殊車両等の出動要請があった場合は、熊本市消防局長（以下「局長」という。）は、緊急消防援助隊の登録状況に基づき、出動隊を指定し増隊出動させるものとする。

なお、指揮隊長は熊本県大隊長（以下「県大隊長」という。）及び熊本県統合機動部隊長を、指揮隊は県大隊指揮隊及び熊本県統合機動部隊指揮隊を兼務する。

⑶　ＮＢＣ災害即応部隊

編成は、原則として指揮隊、検知・救助隊、除染隊、後方支援小隊とし、別表第１－２のとおりとする。

⑷　土砂・風水害機動支援部隊

編成は、原則として指揮隊、救助小隊（特殊装備小隊）、後方支援小隊とし、別表第１－２のとおりとする。

⑸　特別編成陸上隊

編成は、原則として消火隊及び救急隊とし、別表第１－３のとおりとする。

⑹　県内応援隊

編成は、同項第２号のとおりとする。ただし、応援要請の内容、災害規模、災害種別等に応じて、局長の判断により隊を選別して編成することができる。

２　局応援隊の事前準備

⑴　局応援隊は、応援出動に備え、別表第２に基づき３泊４日の活動が可能な個人装備及び災　害活動等に必要な資機材等を常時準備しておくものとする。ただし、国家的な非常災害時については、災害内容、発災場所等の状況から５泊６日になる可能性があることも考慮しておく。

⑵　前号に定めるもののほか、交替のため出動する局応援隊は、後方支援本部と協力し、被災地に関する情報収集を行うとともに、災害活動等について必要な資機材及び活動方針を検討しておくものとする。

３　局応援隊の任務

⑴　指揮支援隊（指揮支援隊長）

指揮支援隊（指揮支援隊長）は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊等の活動を管理することを任務とする。

⑵　統合機動部隊指揮隊（県大隊指揮隊（県大隊長））

統合機動部隊指揮隊（県大隊指揮隊（県大隊長））は、大規模災害又は特殊災害の発生後、迅速に先遣出動し、後続する県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、県大隊と合流し被災地における県大隊の活動を管理することを任務とする。

⑶ ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊

ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊は、ＮＢＣ災害に関する知見を有し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を活用し、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うことを任務とする。

⑷ 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊

土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を活用し、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うことを任務とする。

⑸ 救急特別編成部隊統括救急隊

指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該救急特別編成部隊の活動の指揮を行うことを任務とする。

⑹ 消火、救助、救急小隊等

消火、救助、救急小隊等は、県大隊長の指揮の下に消防活動を行うことを任務とする。

⑺ 後方支援小隊

後方支援小隊は、県大隊長の指揮の下に局応援隊が活動可能な食糧、飲料水、その他必要な資機材を携行するとともに、後方支援本部と連携し、効率的かつ適切な支援を行うため必要な活動を行うことを任務とする。

⑻ 通信支援小隊

通信支援小隊は、県大隊長の指揮の下に、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊等の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うとともに、災害情報収集活動ドローンを活用して上空から情報収集を行い、消防活動を迅速かつ的確に行うための支援活動を行うことを任務とする。

⑼ 毒劇物対応小隊（検知・救助隊）

ＮＢＣ災害対応資機材を常時積載した特殊災害車両を活用し、有害物質の検知及び救助活動等を行うことを任務とする。

⑽ 毒劇物対応小隊（除染隊）

大型除染テント等を積載した特殊車両を活用し、大規模な除染活動等を行うことを任務とする。

⑾ 各隊共通

局応援隊各隊は、前各号に定めるもののほか、必要に応じ被災地の状況及び消防隊の活動状況等を動画又は静止画として記録し、関係機関及び後方支援本部等に提供することを任務とする。

第３章 後方支援本部の組織

１ 後方支援本部の設置

局長は、局応援隊又は県大隊が出動準備又は応援出動する場合、警防部警防課又は警防部情報司令課対策室に後方支援本部を設置するものとする。ただし、応援要請の内容、災害規模、災害種別等を考慮して局長が後方支援本部の設置が必要でないと認めた場合はこの限り

ではない。

2　後方支援本部の編成

⑴　後方支援本部に本部長及び副本部長を置き、本部長に消防局警防部長、副本部長に警防部警防課長をもって充てる。

⑵　後方支援本部の本部員は、別表第３のとおりとする。

3　後方支援本部の任務

後方支援本部は、局応援隊又は県大隊の支援業務の指揮を執るものとし、別表第４に定める各所属の任務遂行のための指示又は調整を行うものとする。

4　後方支援本部の解散

後方支援本部の解散は、原則として局応援隊又は県大隊の帰局後とし、本部長の指示により解散するものとする。

第４章　局応援隊の出動

1　出動（出動準備）基準

局応援隊の出動（出動準備）基準は、次のとおりとする。

⑴　指揮支援隊

指揮支援隊は、別表第５－１のとおりとする。

⑵　統合機動部隊

統合機動部隊は、別表第５－２のとおりとする。

⑶　ＮＢＣ災害即応部隊

ＮＢＣ災害即応部隊は、ＮＢＣ災害又はＮＢＣの発散が疑われる災害（爆発を伴うものを含む。以下「ＮＢＣ災害等」という。）が発生し、多数の負傷者が見込まれ、ＮＢＣ災害の対処能力や迅速性の観点から消防庁長官がＮＢＣ災害即応部隊の出動が必要と認めた場合とする。

⑷　土砂・風水害機動支援部隊

土砂・風水害機動支援部隊は、被災地近くの都道府県からは都道府県大隊が出動し、さらに重機等の特殊車両が必要で、消防庁長官が比較的遠い都道府県から土砂・風水害機動支援部隊の出動が必要と認めた場合とする。

⑸　特別編成陸上隊

国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受け、消防庁長官が必要と認めた場合とする。

⑹　県内応援隊

相互応援協定第２条に規定する応援要請及び同第４条に規定する即時応援に該当する事案が発生した場合とする。

2　集結場所

指揮支援隊、統合機動部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び特別編成陸上隊の集結場所は、原則として消防局本部庁舎とする。

3　出動準備

⑴　指揮支援隊は別表第５－１、統合機動部隊は別表第５－２に掲げる迅速出動又は出動準

備の基準に該当する場合は、直ちに出動準備を行うものとする。

土砂・風水害機動支援部隊は、消防庁長官による出動の求め又は出動の指示が行われた場合は、直ちに出動準備を行うものとする。

特別編成陸上隊は、消防庁長官による出動の求め又は指示が行われた場合は、直ちに出動準備を行うものとする。

⑵ 前号の場合において、指令管制長は、後方支援本部長の指示により、局応援隊出動車両に対し、速やかに管内災害への出場不能登録等の措置をとるものとし、局応援隊は、速やかに個人装備及び資機材等を携行し、概ね３０分以内に緊急走行等により集結場所へ集結するものとする。ただし、後方支援本部長は、局応援隊が集結する前の時点において、必要に応じ自所属での待機を指示することができる。

⑶ 指揮支援隊長は、集結後直ちに後方支援本部と協力し、情報収集を行うとともに、隊員へ出動について必要な事項を指示するものとする。

⑷ 前項に掲げる集結場所に集結した指揮隊長は、集結後直ちに後方支援本部と協力し、情報収集を行うとともに、出動する局応援隊又は県大隊へ出動について必要な事項を指示するものとする。

⑸ 前項に掲げる集結場所に集結した局応援隊（指揮支援隊及び前号に掲げる指揮隊を除く。）の各隊長は、集結後直ちに後方支援本部と協力し、情報収集を行うとともに、指揮隊長の指示を受け、隊員へ出動について必要な事項を指示するものとする。

⑹ 前項に掲げる集結場所に集結した局応援隊の各隊員は、集結後直ちに隊長と協力し、情報収集を行うとともに、出動について必要な準備活動を実施するものとする。

4 応援出動

⑴ 局応援隊（ＮＢＣ災害即応部隊及び特別編成陸上隊を除く。）は、別表第５－１及び別表第５－２に掲げる迅速出動若しくは出動の基準に該当する場合又は消防庁長官による出動の求め若しくは出動の指示が行われた場合は、概ね６０分以内に前項に掲げるところにより出動準備を完了し、直ちに出動するものとする。ただし、県内応援隊のうち相互応援協定第４条に規定する即時応援に該当する事案については、指令管制長と出動隊が調整を行い直接出動するものとする。

⑵ ＮＢＣ災害即応部隊は、消防庁長官による出動の指示が行われた場合は、概ね３０分以内に出動準備を完了し、直ちに進出拠点へ直接出動するものとする。ただし、後方支援小隊にあっては、消防局本部庁舎へ集結後出動するものとする。

⑶ 特別編成陸上隊は、消防庁長官による出動の求め又は指示が行われた場合は出動準備を完了し、指定された時間までに消防局本部庁舎へ集結し出動するものとする。

第５章 情報連絡体制

1 応援出動連絡体制

緊急消防援助隊及び県内相互応援の応援出動連絡体制は、別図第１のとおりとする。

2 後方支援本部情報連絡体制

後方支援本部が局応援隊又は県大隊の情報連絡調整を行うものとし、その情報連絡体制は、別図第２のとおりとする。

3　県大隊出動・編成報告

後方支援本部は、県大隊の出動・編成状況を様式１号及び様式２号に取りまとめ、熊本県へ報告するものとする。また、県内消防本部及び熊本県防災消防航空隊へも同様の事項を連絡するものとする。

4　通信連絡手段

後方支援本部の通信連絡手段は、有線（携帯）電話、ＦＡＸ、電子メール、熊本県防災情報ネットワークシステム等を基本とし、状況に応じて消防無線等の通信可能な連絡手段を検討し活用するものとする。

第６章　その他

1　局長は、平常時から局応援隊及び後方支援本部の活動を円滑に実施するため、連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、応援体制の強化を図るものとする。

2　この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附　則

1　この計画は、平成１７年２月１日から施行する。

附　則（平成２２年１２月２１日）

1　この計画は、通知の日から施行する。

附　則（平成２３年　５月１２日）

1　この計画は、通知の日から施行する。

附　則（平成２４年　５月　８日）

1　この計画は、通知の日から施行する。

附　則（平成２６年　３月２６日）

1　この計画は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年　３月２５日）

1　この計画は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２３日）

1　この計画は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和２年（２０２０年）３月２７日）

1　この計画は、令和２年（２０２０年）４月１日から施行する。

附　則（令和３年（２０２１年）３月３０日）

1　この計画は、令和３年（２０２１年）４月１日から施行する。

附　則（令和４年（２０２２年）３月３１日）

1　この計画は、令和４年（２０２２年）４月１日から施行する。

附　則（令和７年（２０２５年）３月２７日）

1　この計画は、令和７年（２０２５年）４月１日から施行する。

別表第１－１

局応援隊編成表（指揮支援隊、統合機動部隊及び県内応援隊）

【指揮支援隊】

隊種別		第1編成隊 待機日時 1日8:30～11日8:30	第2編成隊 待機日時 11日8:30～21日8:30	第3編成隊 待機日時 21日8:30～翌月1日8:30	車 両
指揮支援隊	隊長 （司令長）	局副課長又は署副署長のうち消防局長が指定する者			司令車
	副隊長 （司令）	局警防課	局警防課	局警防課	
	隊員 （司令以下）	総務課	総務課	総務課	
		規制課	規制課	規制課	
		救急課	救急課	救急課	

【統合機動部隊及び県内応援隊】

隊種別		第1編成隊 待機日時 1日8:30～11日8:30	第2編成隊 待機日時 11日8:30～21日8:30	第3編成隊 待機日時 21日8:30～翌月1日8:30	車 両
指揮隊	隊長 （司令長）	各署警防課長又は各署警防課副課長のうち消防局長が指定する者			指揮車
	副隊長 （司令） 隊員 （司令以下）	出動隊 ： 中央署指揮隊		（当務・4名）	
		予備隊 ： 西署指揮隊			
通信支援小隊	隊長・隊員 （司令以下）	予防課	予防課	予防課	広報通信車
		情報司令課	情報司令課	情報司令課	
		情報司令課	情報司令課	情報司令課	
後方支援小隊	隊 長 （司令）	各署主査のうち消防局長が指定する者			災害支援車 後方支援車
	隊員☆ （司令以下）	管理課	管理課	管理課	
		局警防課	局警防課	局警防課	
		東署	西署	南署	
	隊員 （司令以下）	益城西原署（当務・2名）			燃料補給車
消火小隊	隊長・隊員 （司令以下）	出動隊 ： 西署〔署で選択〕		（当務・4～5名）	水槽付ポンプ車 又は ポンプ車
		予備隊 ： 西署〔署で選択〕			
		出動隊 ： 南署〔署で選択〕		（当務・4～5名）	
		予備隊 ： 南署〔署で選択〕			
		出動隊 ： 北署〔署で選択〕		（当務・4～5名）	
		予備隊 ： 北署〔署で選択〕			
救助小隊 （特殊装備小隊）	隊長・隊員 （司令以下）	出動隊 ： 中央署特別高度救助小隊		（当務・5名）	救助工作車
		予備隊 ： 西署特別救助小隊			
		出動隊 ： 北署特別救助小隊		（当務・5名）	救助工作車 及び 重機・搬送車 （北署出動時）
		予備隊 ： 東署特別救助小隊			
救急小隊	隊長・隊員 （司令以下）	出動隊 ： 東署〔署で選択〕 ★		（当務・3名）	救急車
		予備隊 ： 東署〔署で選択〕 ★			
		出動隊 ： 西署〔署で選択〕		（当務・3名）	
		予備隊 ： 西署〔署で選択〕			
		出動隊 ： 南署〔署で選択〕		（当務・3名）	
		予備隊 ： 南署〔署で選択〕			

※ ☆の隊員は大型免許取得者

※ 出動隊の次隊が交替隊として出動する。（例：第3⇒第1⇒第2⇒第3）

※ 隊の交替サイクルは、原則3泊4日とし、後方支援本部長が指示するものとする。

※ 上記編成隊員及び車両は、必要に応じ特別編成とすることができる。

※ アクションプラン又は特殊災害等に係る応援出動時は、局長が緊急消防援助隊登録状況に基づき、追加出動隊を指定するものとする。

※ 出動隊が出動できない場合は、予備隊が出動するものとする。予備隊が出動できない場合は、後方支援本部長が出動する隊を指定するものとする。

※ 指定された編成隊員が出動できない場合は、各隊において代替人員を確保しておくものとする。

※ ★小隊は、指揮支援本部長から指名された場合、「救急特別編成部隊統括救急隊」として活動とする。

別表第１－２

局応援隊編成表（NBC災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊）

【NBC災害即応部隊】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">隊種別</th><th>第１編成隊</th><th>第２編成隊</th><th>第３編成隊</th><th rowspan="2">車　両</th></tr>
<tr><th>待機日時
1日8:30～11日8:30</th><th>待機日時
11日8:30～21日8:30</th><th>待機日時
21日8:30～翌月1日8:30</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">指揮隊</td><td rowspan="2">隊長
（司令）
隊員
（司令以下）</td><td colspan="2">出動隊　：　東署指揮隊</td><td rowspan="2">（当務・4名）</td><td rowspan="2">指揮車</td></tr>
<tr><td colspan="2">予備隊　：　北署指揮隊</td></tr>
<tr><td rowspan="4">毒劇物対応小隊</td><td rowspan="2">検知・救助隊</td><td rowspan="2">隊長・隊員
（司令以下）</td><td colspan="2">出動隊　：　東署特別救助小隊</td><td rowspan="2">（当務・5名）</td><td rowspan="2">特殊災害対応車</td></tr>
<tr><td colspan="2">予備隊　：　北署特別救助小隊</td></tr>
<tr><td rowspan="2">除染隊</td><td rowspan="2">隊長・隊員
（司令以下）</td><td colspan="2">出動隊　：　東署梯子ポンプ小隊</td><td rowspan="2">（当務・5名）</td><td rowspan="2">大型除染システム
搭載車</td></tr>
<tr><td colspan="2">予備隊　：　北署梯子ポンプ小隊</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">後方支援小隊</td><td>隊　長
（司令）</td><td colspan="3">各署主査のうち消防局長が指定する者</td><td rowspan="3">災害支援車
後方支援車</td></tr>
<tr><td rowspan="3">隊員☆
（司令以下）</td><td>管理課</td><td>管理課</td><td>管理課</td></tr>
<tr><td>局警防課</td><td>局警防課</td><td>局警防課</td></tr>
<tr><td>東署</td><td>西署</td><td>南署</td></tr>
<tr><td>隊員
（司令以下）</td><td colspan="3">益城西原署（当務・2名）</td><td>燃料補給車</td></tr>
</table>

【土砂・風水害機動支援部隊】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">隊種別</th><th>第１編成隊</th><th>第２編成隊</th><th>第３編成隊</th><th rowspan="2">車　両</th></tr>
<tr><th>待機日時
1日8:30～11日8:30</th><th>待機日時
11日8:30～21日8:30</th><th>待機日時
21日8:30～翌月1日8:30</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">指揮隊</td><td>隊長
（司令長）</td><td colspan="3">各署警防課長又は指導課長のうち消防局長が指定する者</td><td rowspan="3">指揮車</td></tr>
<tr><td rowspan="2">副隊長
（司令）
隊員
（司令以下）</td><td colspan="2">出動隊　：　北署指揮隊</td><td rowspan="2">（当務・4名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">予備隊　：　中央署指揮隊</td></tr>
<tr><td colspan="2">救助小隊
（特殊装備小隊）</td><td>隊長・隊員
（司令以下）</td><td colspan="2">出動隊　：　北署特別救助小隊
予備隊　：　中央署特別高度救助小隊</td><td>（当務・5名）</td><td>救助工作車
及び
重機・搬送車
（北署出動時）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">後方支援小隊</td><td>隊　長
（司令）</td><td colspan="3">各署主査のうち消防局長が指定する者</td><td rowspan="3">災害支援車
後方支援車</td></tr>
<tr><td rowspan="3">隊員☆
（司令以下）</td><td>管理課</td><td>管理課</td><td>管理課</td></tr>
<tr><td>局警防課</td><td>局警防課</td><td>局警防課</td></tr>
<tr><td>東署</td><td>西署</td><td>南署</td></tr>
<tr><td>隊員
（司令以下）</td><td colspan="3">益城西原署（当務・2名）</td><td>燃料補給車</td></tr>
</table>

※　☆の隊員は大型免許取得者

※　出動隊の次隊が交替隊として出動する。（例：第3⇒第1⇒第2⇒第3）

※　隊の交替サイクルは、原則3泊4日とし、後方支援本部長が指示するものとする。

※　上記編成隊員及び車両は、必要に応じ特別編成とすることができる。

※　アクションプラン又は特殊災害等に係る応援出動時は、局長が緊急消防援助隊登録状況に基づき、追加出動隊を指定するものとする。

※　出動隊が出動できない場合は、予備隊が出動するものとする。予備隊が出動できない場合は、後方支援本部長が出動する隊を指定するものとする。

※　指定された編成隊員が出動できない場合は、各隊において代替人員を確保しておくものとする。

別表第１－３

局応援隊編成表（特別編成陸上隊）

【特別編成陸上隊】

隊種別		第１編成隊 待機日時 1日8:30～11日8:30	第２編成隊 待機日時 11日8:30～21日8:30	第３編成隊 待機日時 21日8:30～翌月1日8:30	車 両
消火隊	隊長・隊員 （司令以下）	中央署	中央署	中央署	ポンプ車
		中央署	西署	中央署	
		西署	西署	西署	
		北署	南署	西署	
消火隊	隊長・隊員 （司令以下）	東署	東署	東署	ポンプ車
		東署	東署	南署	
		南署	北署	南署	
		南署	北署	北署	
救急隊	隊長・隊員 （司令以下）	中央署	中央署	中央署	救急車
		東署	南署	東署	
		南署	南署	南署	
救急隊	隊長・隊員 （司令以下）	西署	東署	西署	救急車
		西署	西署	北署	
		北署	北署	北署	

※ 出動隊の次隊が交替隊として出動する。（例：第3⇒第1⇒第2⇒第3）

※ 隊の交替サイクルは、原則3泊4日とするが、災害内容、発災場所等の状況から5泊6日になる可能性があることも考慮しておく。

※ 編成隊員は、出動要請後、各所属で調整するものとする。

※ 災害内容、災害状況等に応じて局長が出動隊を増隊又は減隊するものとする。

局応援隊準備品等一覧　　別表第2

隊	品名	数量	チェック	隊	品名	数量	チェック
各隊共通	個人装備品	一式	□	各隊共通 ※必要に応じ	剣先スコップ	必要数	□
	携帯電話(個人)・充電器	各自	□		チェンソー	必要数	□
	車両装備品	一式	□		ブルーシート	必要数	□
	燃料・車両消耗品	必要数	□		バール	必要数	□
	公務従事車両証明書	必要数	□		マスク・防塵マスク	必要数	□
	筆記用具等	一式	□		プラスチック手袋	必要数	□
	緊急消防援助隊標示マグネット	一式	□				□
指揮支援隊	動態情報管理システム	1	□	通信支援小隊	可搬型衛星地球局(VSAT)	一式	□
	携帯電話	1	□		衛星携帯電話(イリジウム)	1	□
	ノートパソコン	必要数	□		携帯無線機(デジタル)	1	□
	衛星携帯電話(ISAT)	1	□		携帯無線機(アナログ)	2	□
	携帯無線機(デジタル)	2	□		携帯無線機(アナログ防災相互波150MHz)	1	□
	携帯無線機(アナログ)	2	□		携帯無線機(デジタル)充電器	必要数	□
	携帯無線機(アナログ防災相互波150MHz)	1	□		携帯無線機(アナログ)充電器	必要数	□
	携帯無線機(デジタル)充電器	必要数	□		県大隊用ベスト(県大隊)	2	□
	携帯無線機(アナログ)充電器	必要数	□		ドローン	一式	□
	指揮支援隊旗	1	□	消火小隊 救助小隊 (特殊装備小隊) 救急小隊	携帯電話	1	□
	腕章(指揮支援隊長)	1	□		携帯無線機(デジタル)	1	□
	指揮支援隊用ベスト	5	□		携帯無線機(アナログ)	必要数	□
	前途金(管理課から受領)	必要金額	□		携帯無線機(デジタル)充電器	必要数	□
指揮隊	動態情報管理システム	1	□		携帯無線機(アナログ)充電器	必要数	□
	携帯電話	1	□		県大隊用ベスト(県大隊)	2	□
	携帯無線機(デジタル)	2	□		デジタルカメラ	1	□
	携帯無線機(アナログ)	5	□	後方支援小隊	携帯電話(警防課)	1	□
	携帯無線機(デジタル)充電器	必要数	□		食料品	50人分	□
	携帯無線機(アナログ)充電器	必要数	□		飲料水	50人分	□
	統合機動部隊旗	1	□		スポーツ飲料	50人分	□
	熊本県大隊旗	1	□		毛布	50人分	□
	腕章(統合機動部隊指揮隊長・県大隊長)	1	□		野営資機材	一式	□
	県大隊用ベスト(県大隊)	5	□		携帯無線機(デジタル)	1	□
			□		携帯無線機(アナログ)	2	□
			□		携帯無線機(デジタル)充電器	必要数	□
			□		携帯無線機(アナログ)充電器	必要数	□
			□		県大隊用ベスト(県大隊)	2	□
			□		前途金(管理課から受領)	必要金額	□

別表第3

後方支援本部編成表

		第1班 待機日時 （1日8:30～11日8:30）	第2班 待機日時 （11日8:30～21日8:30）	第3班 待機日時 （21日8:30～翌月1日8:30）	設置場所
後方支援本部	本部長	警防部長			局警防課 又は 情報司令課対策室 ※原則24時間体制で活動
	副本部長	局警防課長			
	要員 （司令以下）	局警防課（全員）			
		総務課	総務課	総務課	
		管理課	管理課	管理課	
		予防課	予防課	予防課	
		規制課	規制課	規制課	
		情報司令課	情報司令課	情報司令課	
		救急課	救急課	救急課	
	支援要員	情報司令課（対応可能な職員）			
		中央消防署（対応可能な職員）			

※ 招集班の次班が交替班として活動する。（例：第2⇒第3⇒第1⇒第2）

※ 班の交替サイクルは、原則24時間以内とし、後方支援本部長が指示するものとする。

※ 本部長及び副本部長が活動できない場合は、局課長又は局副課長から代替人員を確保しておくものとする。

※ 指定された要員が活動できない場合は、各所属において代替人員を確保しておくものとする。

※ 本部長は、必要に応じ本部員を増員又は減員することができる。

※ 支援要員は、初動時において、局応援隊出動準備及び後方支援本部活動等を支援するものとする。

別表第4

局応援隊の出動に係る各所属の任務

担　当	任　　務
総務課	1　消防局内の調整に関すること 2　消防長会関係の連絡に関すること 3　報道対応及び広報に関すること 4　派遣隊員の服務に関すること
管理課	1　経費に関すること 2　派遣に係る食料、飲料水等の調達に関すること 3　本庁との連絡調整に関すること
予防課	1　派遣隊の活動及び派遣に係る消防局内の活動等の記録
規制課	1　被災地の災害情報収集（途中道路状況を含む）
局警防課	1　後方支援本部の設置に関すること 2　県又は総務省消防庁及び県内消防本部からの応援出動に係る報告等の受信及び、その集計並びに派遣要請連絡の受信等に関すること 3　派遣に係る消防資機材の調整に関すること 4　派遣隊及び隊員等の編成、活動に関すること 5　出動準備待機中の災害出場計画に関すること 6　派遣期間中の災害出場計画に関すること
情報司令課	1　夜間、休日の出動要請対応に関すること 2　各署への災害情報等の伝達に関すること 3　通信及び連絡系統の調整に関すること
救急課	1　災害派遣医療機関等との連絡調整に関すること 2　派遣に係る救急資機材の調整に関すること
各　署	1　派遣隊員の人選と編成に関すること 2　出動車両の準備に関すること 3　出動準備待機中の管内災害出場に関すること 4　派遣期間中の管内災害出場に関すること 5　派遣隊員に関すること

別表第５－１

【指揮支援隊】出動（出動準備）基準

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備及び迅速出動の措置を講ずるものとする。

隊名	区分		災害発生県（地域） 山口 福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	災害発生県（地域） その他の都道府県	災害発生県（地域） 熊本県内市町村（消防局管轄を除く）	備考
緊急消防援助隊（指揮支援隊）	Ⅰ 最大震度7の地震の震央管轄都道府県に対する措置※1	単独※2	**迅速出動※3**			アクションプランが適用された場合は、本別表は適用せずアクションプランに基づき運用する。
		複数※2	**迅速出動※3**			
	Ⅱ 最大震度6強の地震の震央管轄都道府県に対する措置※1	単独※2	出動準備			
		複数※2	**迅速出動※3**			
	Ⅲ-ア 最大震度6弱（政令市は5強又は6弱）の地震の震央管轄都道府県に対する措置※1	単独※2				
		複数※2	出動準備			
	Ⅲ-イ 大津波警報が発表された都道府県に対する措置	単独※2				
		複数※2	出場準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動			
	噴火警報（居住地域）が発表された都道府県に対する措置					
	要請要綱に基づき出動準備の要請に対する措置		出動準備			
	要請要綱に基づき出動の求め又は指示の要請に対する措置		**出 動**			

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 「単独」・・・災害発生県が1つの場合　「複数」・・・災害発生県が複数の場合等（要請要綱第6条第4項に該当する場合）

※3 迅速出動の適用となる地震が発生した場合、局警防課は消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

発生した地震の震央が海域の場合は、迅速出動を行わず出動準備を行う。

別表第５－２

【統合機動部隊】出動（出動準備）基準

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備及び迅速出動の措置を講ずるものとする。

部隊名	区分		災害発生県（地域） 福岡 佐賀 長崎 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	災害発生県（地域） 広島、山口	災害発生県（地域） その他の都道府県	災害発生県（地域） 熊本県内市町村（消防局管轄を除く）	備考
緊急消防援助隊（統合機動部隊）	Ⅰ 最大震度7の地震の震央管轄都道府県に対する措置※1	単独※2	**迅速出動※3**	出動準備			アクションプランが適用された場合は、本別表は適用せずアクションプランに基づき運用する。
		複数※2	**迅速出動※3**				
	Ⅱ 最大震度6強の地震の震央管轄都道府県に対する措置※1	単独※2	**迅速出動※3**				
		複数※2	**迅速出動※3**				
	Ⅲ-ア 最大震度6弱（政令市は5強又は6弱）の地震の震央管轄都道府県に対する措置※1	単独※2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動				
		複数※2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動				
	Ⅲ-イ 大津波警報が発表された都道府県に対する措置	単独※2	出動準備				
		複数※2	出動準備				
	噴火警報（居住地域）が発表された都道府県に対する措置		出場準備				
	要請要綱に基づき出動準備の要請が行われた場合		出動準備				
	要請要綱に基づき出動の求め又は指示の要請が行われた場合		**出 動**				
県内応援隊	相互応援計画に基づき出動の要請が行われた場合					**出 動**	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 「単独」・・・災害発生県が1つの場合　「複数」・・・災害発生県が複数の場合等（要請要綱第6条第4項に該当する場合）

※3 迅速出動の適用となる地震が発生した場合、局警防課は消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

発生した地震の震央が海域の場合は、迅速出動を行わず出動準備を行う。

第２編　受援計画

第１章　総則

第１　目的

この計画は、熊本市消防局が管轄する市町村（熊本市、益城町及び西原村の区域に限る。以下「管内」という。）が被災し、消防組織法（以下「組織法」という。）第３９条及び第４４条に規定する広域消防応援を受ける場合の体制（以下「受援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第２　用語の定義

この計画における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　応援部隊とは、組織法第３９条の規定による熊本県消防相互応援協定に基づき出動する熊本県内応援隊及び第４４条の規定により他都市から管内へ応援出動する緊急消防援助隊のことをいう。

(2)　第一次出動都道府県大隊とは、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊をいう。

(3)　出動準備都道府県大隊とは、第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊をいう。

(4)　応援部隊支援地図とは、消火栓以外の消防水利、広域及び一時避難場所、救急医療機関など、応援部隊が活動するために必要な情報を明示した管内地図のことをいう。

(5)　消防局対策部（指揮本部）とは、熊本市消防局非常災害対策規程第２条に規定する局長が設置するものをいう。

(6)　拠点地区隊とは、被災地域における活動拠点として応援部隊を運用するため、局長が指定する消防署をいう。

(7)　支援地区隊とは、応援部隊、消防局対策部（指揮本部）の支援活動を行わせるために、局長が指定する消防署をいう。

(8)　前項までに定めるもののほか、用語については別表第１のとおりとする。

第２章　応援要請

第３　応援部隊要請の基準

局長は、災害により次に掲げる被害等が発生した場合、消防の応援等の必要性について判断するものとする。

(1)　地震

ア　中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合

イ　地震の揺れによる直接的な被害により、複数の住家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

ウ　地震に伴う土砂災害により、住家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

エ　火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見

込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(2)　風水害

ア　白川、緑川又はそれらの支流の堤防が決壊した場合

イ　市街地又は準市街地において、浸水深１．５ｍを超えている場合又は超えると見込まれる場合

ウ　土砂災害により、住家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

エ　１１９番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(3)　火災

ア　６件以上の火災が同時に発生している場合

イ　危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

(4)　上記以外の災害で、甚大な被害が見込まれる場合

第４　市町村長への状況報告

局長は市町村長に対し、応援部隊の要請に必要な情報を災害発生後速やかに報告するものとする。

第５　熊本県内応援隊の応援要請の手続

局長は、第３に基づき応援等が必要であると判断した場合には、直ちに熊本県消防相互応援協定の規定に基づき、熊本県内応援隊の応援要請を行うものとする。

２　局長は、前項の連絡を行う場合、災害の状況及び応援に必要な隊の種別、規模、活動場所等、応援活動に必要な情報を付するものとする。

第６　緊急消防援助隊の応援等要請の手続

指揮者は、熊本県内応援隊の出動が困難な場合又は熊本県内応援隊のみでは十分な対応が困難と判断した場合（被害の詳細が把握できず対応の可否を判断できない場合を含む。）は、知事に対して、緊急消防援助隊の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとする。

２　指揮者は、次に掲げる事項が明らかになり次第、知事に電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（要請要綱別記様式１－２）。

ア　災害の概況

イ　出動が必要な区域や活動内容

ウ　その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

３　指揮者は、第２項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

4　指揮者は、知事に対して第１項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第２項アからウに掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式１－２）。

5　指揮者は、被災地及びその周辺地域に緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、第１項、３項及び４項の連絡と併せて報告するものとする。

第７　迅速出動等適用時の対応

指揮者は、要請要綱第５条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第２９条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が熊本県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

(1)　最大震度６弱以上の地震が発生した場合

(2)　大津波警報が発表された場合

(3)　噴火警報（居住区域）が発表された場合

第８　情報連絡窓口

応援部隊の要請に係る連絡は、別図第１を参照して実施するものとする。また、関係機関等の連絡窓口は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　別表第２（総務省消防庁及び九州ブロック各県並びに各県代表消防本部）

(2)　別表第３（熊本県内関係機関及び県内消防本部）

(3)　別表第４（緊急消防援助隊指揮支援隊）

(4)　別表第５（熊本県域第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の代表消防本部）

第９　情報連絡方法及び情報共有

情報の連絡は、原則として有線（携帯）電話、ファクシミリ、緊急消防援助隊動態情報管理システム、熊本県防災情報ネットワーク等によるものとするが、有線途絶等の場合は、地域衛星通信ネットワーク及び消防無線を活用するものとする。

2　被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

第３章　事前計画

第10　応援部隊支援地図の整備

消防署長（以下「署長」という。）は、受援における応援部隊の円滑な活動を支援するため、応援部隊支援地図を作成し、所要部数を常時各消防署に整備しておくものとする。

第11　応援部隊の進出拠点候補地の選定

局長は、熊本県緊急消防援助隊受援計画（以下「県受援計画」という。）に定めるものの

ほか、進出拠点候補地を別表第６にて選定しておくものとする。

第12　応援部隊の宿営場所等の候補地の選定

署長は、県受援計画に定めるもののほか、あらかじめ応援部隊の宿営場所になりうる場所を選定し、様式第１号により警防部警防課長に報告するものとする。

第４章　受援体制

第13　消防局対策部（指揮本部）の設置

局長は、熊本県内応援隊又は緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、応援隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、消防局対策部（指揮本部）を設置するものとする。

２　消防局対策部（指揮本部）の設置場所は、消防局３階「対策室」とする。

３　消防局対策部（指揮本部）の本部長は、局長をもって充てるものとする。

４　消防局対策部（指揮本部）は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1)　被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。

(2)　被害状況並びに消防局及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3)　熊本県内応援隊又は緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。（別図第２参照）

(4)　その他の受援に必要な事項に関すること。

５　消防局対策部（指揮本部）は、別表第１１、様式第２号、様式第３号及び様式第４号を活用し、運用するものとする。

第14　緊急消防援助隊の受入れ対応

消防局対策部（指揮本部）は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援本部を設置する候補場所（消防局３階「対策室」）を報告し、指揮支援本部の設置場所が決定した際は、調整本部（調整本部が設置されない場合は都道府県災害対策本部。以下同じ。）と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

２　前項に規定する指揮支援本部が設置された場合は、当該指揮支援本部へ指揮支援本部応援班として次の各号に掲げる職員を配置する。この場合において、各号に掲げる職員の配置人数は災害の程度を勘案し、局長が別途指定する。

(1)　指揮支援本部応援班班長（以下「班長」という。）（警防部課長の職にある者又は局長が指定する者）

(2)　指揮支援本部応援班副班長（警防部副課長の職にある者又は局長が指定する者）

(3)　指揮支援本部応援班担当者（局警防課員又は班長が指定する者）

３　指揮支援本部応援班は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)　管内及び県内の災害情報及び被害状況等の把握に関すること。

(2)　応援部隊の活動及び連絡調整に関すること。

(3)　応援部隊の受入準備に関すること。

(4)　応援部隊への災害情報の提供に関すること。

(5)　応援部隊支援地図の提供に関すること。
(6)　応援部隊との情報連絡調整に関すること。
(7)　応援部隊の燃料等の調達に関すること。
(8)　応援部隊の必要とする資器材の調達に関すること。
(9)　応援部隊活動報告の集計及び記録等に関すること。
(10)　その他応援部隊の活動に必要な事項に関すること。

4　班長は、指揮支援本部長に対し、様式第２号及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱第３１条に規定する別記様式２により応援部隊の毎日の活動状況等について情報提供を求めるものとする。

5　消防局対策部（指揮本部）は、緊急消防援助隊到着後は、受入れ対応に注力するものとする。

6　消防局対策部（指揮本部）は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、消防局及び消防団の活動状況、熊本県内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

7　消防局対策部（指揮本部）は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、都道府県に速やかにその任務に係る調整を求めるものとする。

第15　進出拠点の選定

局長は、応援部隊を要請した場合の進出拠点を別表第６の中から選定し、調整本部及び消防庁へ連絡するものとする。なお、被害の状況により進出拠点を選定できない場合は、隣接する消防本部に協力要請を行い、又は県受援計画に定める進出拠点及び県が定める部隊活動拠点候補施設を準用するものとする。

第16　宿営場所の選定

局長は、応援部隊の宿営場所を別表第７－１の中から選定し、調整本部及び消防庁へ連絡するものとする。なお、被害の状況により宿営場所が使用できない場合は、隣接する消防本部に協力要請を行い、又は県が定める部隊活動拠点候補施設を準用するものとする。

第５章　指揮体制及び通信運用体制

第17　指揮体制等

局長は、熊本県内応援隊の指揮を行うとともに、緊急消防援助隊指揮支援本部長の補佐を受け緊急消防援助隊の都道府県大隊及び各部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）の指揮を行うものとする。

2　局長は、ヘリベース指揮者又は熊本県災害対策本部に航空運用調整班が設置されている場合には同班に対し、航空に係る活動要請を行うものとする。

第18　通信運用体制

調整本部、指揮支援本部、応援部隊の各指揮隊及び消防局対策部（指揮本部）相互の消防救急デジタル無線の通信は、統制波１を使用する。

2　署活動用無線の使用無線波は、別表第１２のとおりとする。

第６章　職員の派遣等

第19　局長又は署長は、調整本部及び拠点地区隊へ次の各号に掲げる職員の他、別表第１０のとおり職員を派遣するものとする。

(1)　調整本部連絡調整員

ア　消防局課長の職にある者又は局長が指定する者

イ　消防局警防課員又は局長が指定する者

ウ　その他災害の状況に応じ、局長が指定する者

(2)　拠点地区隊連絡調整員又は応援要員

ア　熊本市消防局指揮支援隊長又は副隊長

イ　熊本市消防局指揮支援隊員又は局長が指定する者

ウ　その他必要に応じ、支援地区隊から局長が指定する者

第20　第１９において、派遣された職員は、調整本部又は拠点地区隊と連携し次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)　初動時における情報収集体制の強化に努めるとともに相互に連絡を取り合い、情報の共有化に努めること。

(2)　調整本部の消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長と連携して応援部隊の迅速かつ円滑な活動の推進に努め、指揮支援本部との連絡調整を行うこと。

(3)　拠点地区隊の署長及び都道府県大隊長と連携して応援部隊の迅速かつ円滑な活動の推進に努め、指揮支援本部との連絡調整を行うこと。

第７章　拠点地区隊

第21　拠点地区隊の措置

署長は、応援部隊の運用を円滑に行うため、次の措置を講ずるものとする。

(1)　都道府県大隊長と連絡調整を図り、地区隊管轄内の災害事象の情報を提供するとともに、応援部隊及び地区隊消防隊並びに消防団と連携し、効果的な消防活動を行うこと。

(2)　応援部隊等の部隊規模を把握し、災害現場への誘導等応援部隊の活動に必要な情報の提供を行うこと。この場合において、応援部隊の補助等には、地理に詳しい消防職員、消防団員等をあてることとし、その詳細については別表第１０のとおりとする。

(3)　応援部隊に対して、必要に応じて次に掲げる地図を配布するものとする。

ア　広域地図（通行障害の情報を付記したもの）

イ　住宅地図

ウ　ヘリコプターの離着陸場所位置図

エ　燃料補給場所位置図

オ　消防水利位置図

カ　物資等の調達可能場所位置図

キ　救急搬送医療機関位置図

(4)　応援部隊が活動するために必要な消火栓用スタンドパイプ、スピンドルドライバー等の必要な資機材の提供を行うこと。スピンドルドライバーの口径及び形状は、「先端４０ｍｍ四角×根本３２ｍｍ四角」である。

(5)　その他、応援部隊の運用に関し、必要な措置を行うこと。

第22　応援部隊の活動の把握

署長は、応援部隊の都道府県大隊長に対し、様式第３号及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱第３１条に規定する別記様式２により応援部隊の毎日の活動状況について情報提供を求めるものとする。

第23　応援部隊の引揚げ等

署長は、応援部隊の活動の終息時期について、災害状況の推移を都道府県大隊長と協議するものとする。この場合において、署長は局長に対し、当該協議内容を報告するものとする。

第８章　支援地区隊

第24　支援地区隊の措置

署長は、大規模災害に対応する初動活動を行うとともに、応援部隊の運用を円滑に行うため、次の措置を講ずるものとする。

(1)　指揮支援本部応援班から指示された進出拠点へ職員を派遣し、到着した応援部隊に対し、拠点地区隊への誘導及び応援活動に関する被害状況等の情報提供を行うこと。

(2)　前号に掲げるもののほか、局長からの要請に基づき、所属の署員を消防局対策部（指揮本部）又は拠点地区隊に応援派遣すること。

(3)　その他、応援部隊、消防局対策部（指揮本部）及び拠点地区隊の運用に関し、必要な措置を行うこと。

第９章　消防応援活動の調整等

第25　任務付与

指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、次に掲げる事項について、到着した熊本県内応援隊及び緊急消防援助隊に対して情報提供を行うとともに、任務付与する。

(1)　被害状況

(2)　活動方針

(3)　活動地域及び任務

(4)　安全管理に関する体制

(5)　使用無線系統

(6)　地理及び水利の状況

(7)　燃料補給場所

(8)　その他活動上必要な事

第26　関係機関との活動調整

指揮者は、市町村災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

２　消防局対策部（指揮本部）は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

３　現地合同調整所の指揮は、原則、拠点地区隊の署長又は拠点地区隊の署長が指名した者が行う。

４　現地合同調整所の指揮者は、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について調整することとする。

なお、指揮支援本部長と調整し、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、ＮＢＣ災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、都道府県大隊等の中の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、熊本県内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

(1)　役割分担
(2)　活動エリア
(3)　活動時間
(4)　活動の中止基準
(5)　検索救助活動におけるマーキングの手法
(6)　緊急避難等の合図
(7)　連絡手段
(8)　その他活動上、必要な事項

第27　ヘリコプターの離着陸場等

ヘリコプターの場外離着陸場は、別表第９のとおりとする。

２　消防局対策部（指揮本部）は、ヘリベース指揮者と調整の上、必要がある場合は、フォワードベース及びランディングポイントに安全管理員を派遣するものとする。なお、安全管理員は、原則、当該フォワードベース、ランディングポイントを管轄する消防署の職員とする。

第28　緊急消防援助隊の部隊移動

指揮者は、長官又は知事から緊急消防援助隊の部隊移動について意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式６－２により回答するものとする。

第29　応援部隊の増隊要請

指揮者は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合は、調整本部長に増隊の要請を行うものとする。

第１０章　応援等の引揚げの判断

第30　熊本県内応援隊の活動終了に関する連絡

局長は、熊本県内応援隊からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、熊本県内応援隊の活動終了を判断し、引揚げを決定するものとする。

第31　緊急消防援助隊の活動終了に関する連絡

指揮者は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

第１１章　その他

第32　局長は、平常時から応援部隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、応援部隊の応受援体制の強化を図るものとする。

第33　局長は、この受援計画を変更した場合は、熊本県知事に報告するものとする。

第34　署長は、この受援計画の具体的対策について、実動計画を作成し、毎年局長に報告しなければならない。ただし、報告については、変更があった事項についてのみ行うものとする。

第35　この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附　則

１　この計画は、平成１７年２月１日から施行する。

附　則（平成２４年５月８日）

１　この計画は、通知の日から施行する。

附　則（平成２８年３月２５日）

１　この計画は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日）

１　この計画は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和３年（２０２１年）３月３０日）

１　この計画は、令和３年（２０２１年）４月１日から施行する。

附　則（令和５年（２０２３年）１月３１日）

１　この計画は、令和５年（２０２３年）２月１日から施行する。

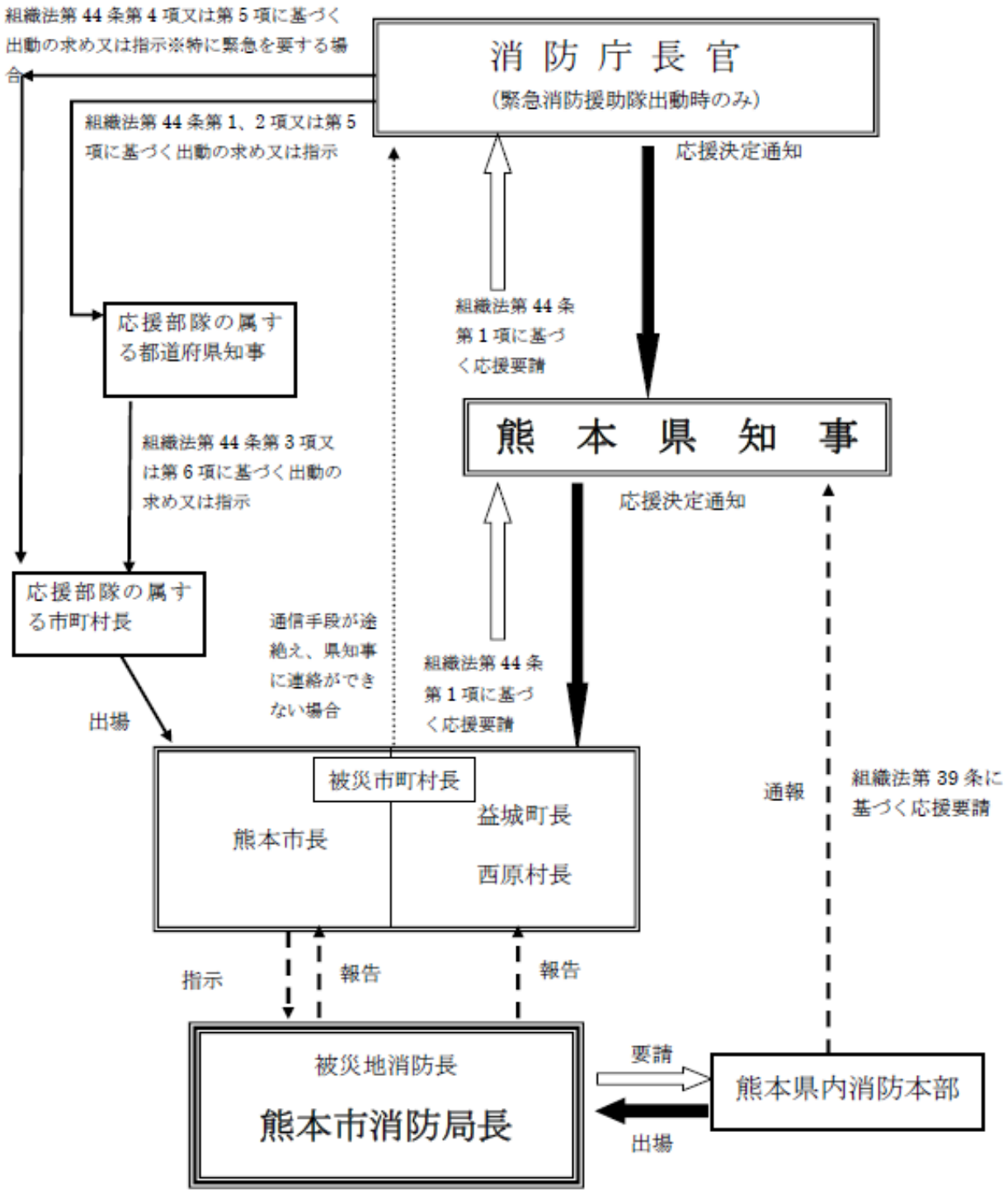
附　則（令和６年（２０２４年）３月１９日）

１　この計画は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

別図第１

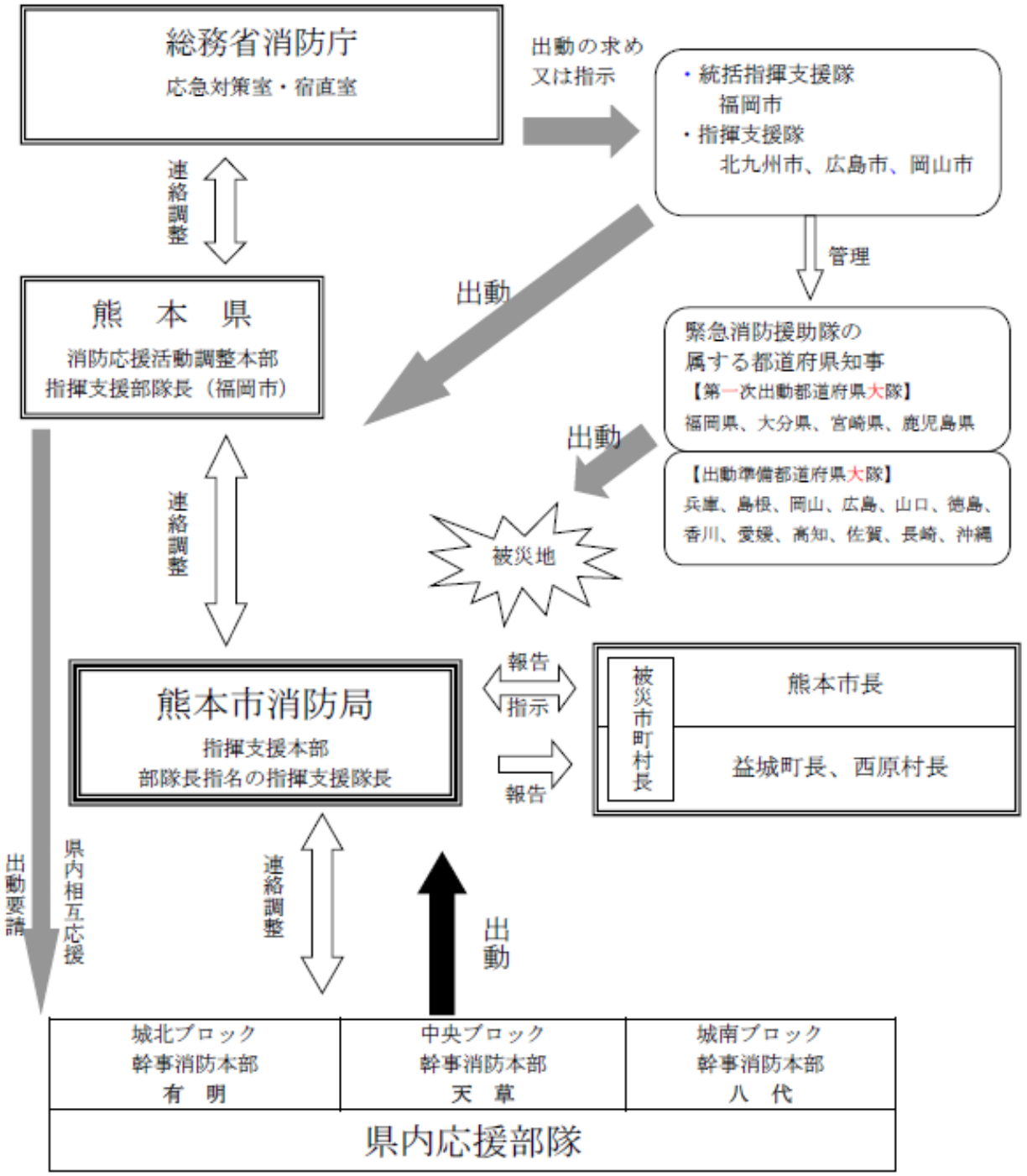
応援要請経路

（応援部隊）



別図第２

緊　急　消　防　援　助　隊　受　援　連　絡　体　制



別表第１

No.	用 語	内 容	備 考
1	法	「消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）」をいう。	
2	応援等	法第 44 条第１項の消防の応援等をいう。	
3	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画第２章第５節１（４）
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年 3 月 31 日消防広第 74 号）」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年３月 26 日消防震第 19 号）」をいう。	
6	長官	消防庁長官をいう。	
7	迅速出動	法第 44 条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第２条（17）
8	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第２章第５節１（１）
9	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第２章第５節１（３）
10	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第 25 条
11	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第２章第５節１（４）
12	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第 44 条の２
13	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第２章第２節３

No.	用　語	内　容	備　考
14	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画第２章第５節２
15	エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第２章第５節３
16	NBC 災害即応部隊	ＮＢＣ災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年８月 29 日政令第 379 号）第１条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第２章第５節４
17	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第２章第５節５
18	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。	運用要綱第２条(15)
19	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画第２章第２節２
20	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	
21	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画第２章第５節１（５）
22	フォワードベース	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。	
23	ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。	
24	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	

No.	用 語	内 容	備 考
25	航空隊	法第 30 条第３項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第２条(11)
26	部隊移動	法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第 44 条の３の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第２条（２１）
27	宿営場所	緊急消防援助隊が宿営するホテル等以外の場所をいう。ホテル等とは消防法施行令別表第１で定める 5 項イの防火対象物の用途に当たる旅館、ホテル、宿泊所をいう。	運用要綱第 21 条（３）
28	宿泊場所	緊急消防援助隊が宿泊するホテル等をいう。	運用要綱第 21 条（３）

別表第２

総務省消防庁・九州ブロック各県連絡窓口一覧

機関名	時間帯別	連絡窓口	電話番号	FAX 番号	地域衛星通信
総務省消防庁	昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-9043421
	夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-9049101
熊本県	昼間	消防保安課	096-333-2116	096-383-1503	043-300-8-3413
	夜間	防災センター	096-213-1000	096-213-1001	043-300-8-3460
福岡県	昼間	消防防災指導課	092-643-3111	092-643-3117	040-700-2490
	夜間	宿直室	092-641-4734		040-700-2497
佐賀県	昼間	消防防災課	0952-25-7026	0952-25-7262	041-200-1350
	夜間	当直室	0952-24-2111		041-200-1050
長崎県	昼間	消防保安室	095-895-2146	095-821-9202	042-111-8-2146
	夜間	防災室	095-894-3731		042-111-7226
大分県	昼間	消防保安室	097-506-3158	097-533-0930	044-200-4-3158
	夜間	防災危機管理課	097-506-3152		044-200-4-3152
鹿児島県	昼間	消防保安課	099-286-2259	099-286-5521	046-311-7-2259
	夜間	消防保安課	099-286-2259		046-311-7-2259
沖縄県	昼間	防災危機管理課	098-866-2143	098-866-3204	047-200-6-9-2090
	夜間	防災危機管理課	098-866-2143		047-200-6-9-2090

※　時間帯別の夜間には休日の昼間も含む

九州ブロック各県代表消防本部連絡窓口一覧

代表消防本部	時間帯別	連絡窓口	電話番号	FAX 番号	地域衛星通信
福岡市消防局	昼間	警防課	092-725-6551	092-791-2420	040-131-71
	夜間	災害救急指令センター	092-725-6595		040-131-70
佐賀広域消防局	昼間	消防課	0952-33-6761	0952-31-2119	041-511-352
	夜間	通信司令課	0952-30-0111		041-511-250
長崎市消防局	昼間	警防課	095-822-0448	095-829-1067	042-166-11
	夜間	指令課	095-822-0461		042-166-11
大分市消防局	昼間	警防課	097-532-2199	097-532-7018	044-200-6-301-910
	夜間	通信指令課	097-532-2187		044-200-6-301-910
宮崎市消防局	昼間	警防課	0985-32-4903	0985-27-8675	
	夜間	指令課	0985-27-1118		
鹿児島市消防局	昼間	警防課	099-222-0960	099-227-3119	046-355-2211
	夜間	情報管理課	099-222-0119		046-355-2411
那覇市消防局	昼間	警防課	098-867-0911	098-869-1190	047-200-6-610-21314
	夜間	指令情報課	098-868-9911		047-200-6-610-21423

※　時間帯別の夜間には休日の昼間も含む

別表第３

熊本県内関係機関及び県内消防本部連絡窓口一覧

関係機関	時間帯別	連絡窓口	電話番号	FAX 番号	地域衛星通信
熊本県	昼間	消防保安課	096-333-2116	096-383-1503	043-300-8-3413
	夜間	防災センター	096-213-1000	096-213-1001	043-300-8-3460
熊本県消防学校	昼間	総務課	096-286-9222	096-286-9223	
	夜間	防災センター	096-213-1000	096-213-1001	043-300-8-3460
熊本県防災消防航空センター	昼間	航空センター	096-289-2255	096-289-2277	
	夜間	防災センター	096-213-1000	096-213-1001	043-300-8-3460

	県内消防本部無線名称	時間帯別	連絡窓口	電話番号	FAX 番号	地域衛星通信
中央ブロック	熊本市消防局	昼間	警防部警防課	096-363-7174	096-363-2044	043-300-340-78
	くましょうほんぶ	夜間	情報司令課	096-364-6557	096-366-6679	043-300-340-78
	天草消防本部	昼間	指令課	0969-22-0119	0969-24-3229	
	あましょうほんぶ	夜間				
	上益城消防本部	昼間	警防課	096-282-1969	096-282-3282	
	かみしょうほんぶ	夜間	上益城消防署	096-282-1955		
	宇城消防本部	昼間	指令課	0964-22-0554	0964-23-1199	043-331-78
	うきしょうほんぶ	夜間				
城北ブロック	有明消防本部	昼間	指令課	0968-69-1760	0968-64-2863	
	ありしょうほんぶ	夜間				
	山鹿市消防本部	昼間	警防通信指令課	0968-43-1289	0968-43-8872	043-333-78
	やましょうほんぶ	夜間				
	阿蘇消防本部	昼間	警防通信指令課	0967-34-0048	0967-34-0213	
	あしょうほんぶ	夜間	通信指令室	0967-34-0104		
	菊池消防本部	昼間	通信指令課	096-232-9119	096-232-9332	043-432-78
	きくしょうほんぶ	夜間				
城南ブロック	八代消防本部	昼間	警防通信課	0965-32-6181	0965-32-9251	043-436-78
	はちしょうほんぶ	夜間	通信指令室			
	水俣芦北消防本部	昼間	警防課	0966-63-1191	0966-63-6719	
	みなしょうほんぶ	夜間	通信指令室			
	人吉下球磨消防本部	昼間	中央消防署	0966-22-5241	0966-22-5240	043-531-78
	ひとしょうほんぶ	夜間				
	上球磨消防本部	昼間	通信指令室	0966-42-3181	0966-42-3182	043-532-78
	しょうぼうかみくま	夜間				

※　時間帯別の夜間には休日の昼間も含む

別表第４

緊急消防援助隊指揮支援隊情報連絡窓口一覧

消防本部名	時間帯別	連絡窓口	電話番号	FAX 番号	動態システム携帯 衛星電話
指揮支援部隊長 福岡市消防局	昼間	警防課	092-725-6551	092-791-2420	080-9668-7601
	夜間	災害救急指令センター	092-725-6595		870772283489
北九州市消防局	昼間	警防課	093-582-3817	093-592-6898	080-9668-7605
	夜間	指令課	093-582-3811		870772283491
広島市消防局	昼間	警防課	082-546-3451	082-249-1160	080-9668-7607
	夜間	警防課(指令係)	082-546-3456		870772283380
岡山市消防局	昼間	警防課	086-234-9979	086-234-1059	080-9668-7608
	夜間	情報指令課	086-253-9978		870772283323

別表第５

熊本県域第一次出動県大隊・代表消防本部連絡窓口一覧

県大隊 代表消防本部	時間 帯別	連絡窓口	電話番号	FAX 番号	動態システム携帯 衛星電話
福岡県	昼間	警防課	092-725-6551	092-791-2420	080-9670-0824
福岡市消防局	夜間	災害救急指令センター	092-725-6595		870772285634
大分県	昼間	警防課	097-532-2199	097-532-7018	080-9670-1461
大分市消防局	夜間	通信指令課	097-532-2187		870772289542
宮崎県	昼間	警防課	0985-32-4903	0985-27-8675	080-9668-8620
宮崎市消防局	夜間	指令課	0985-27-1118		870772289561
鹿児島県	昼間	警防課	099-222-0960	099-227-3119	080-9668-7622
鹿児島市消防局	夜間	情報管理課	099-222-0119		870772289563

熊本県域出動準備県大隊・代表消防本部連絡窓口一覧

県大隊 代表消防本部	時間 帯別	連絡窓口	電話番号	FAX 番号	動態システム携帯 衛星電話
佐賀県	昼間	消防課	0952-33-6761	0952-31-2119	080-9668-7640
佐賀広域消防局	夜間	通信司令課	0952-30-0111		870772289054
長崎県	昼間	警防課	095-822-0448	095-829-1067	080-9668-7617
長崎市消防局	夜間	指令課	095-822-0461		870772289086
沖縄県	昼間	防災危機管理課	098-866-2143	098-866-3204	080-9668-8628
那覇市消防局	夜間	防災危機管理課	098-866-2143		870772289582
兵庫県	昼間	警防課	078-322-5747	078-325-8597	080-9668-7612
神戸市消防局	夜間	司令課	078-333-0119		870772283089
島根県	昼間	警防課	0852-32-9131	0852-22-9876	080-9669-7830
松江市消防本部	夜間	通信指令課	0852-32-9171		870772288559
岡山県	昼間	警防課	086-234-9979	086-234-1059	080-9668-7608
岡山市消防局	夜間	情報指令課	086-253-9978		870772283323
広島県	昼間	警防課	082-546-3451	082-249-1160	080-9668-7607
広島市消防局	夜間	警防課(指令係)	082-546-3456		870772283380
山口県	昼間	警防課	083-233-9112	083-224-0119	080-9669-7827
下関市消防局	夜間	情報指令課	083-233-9119		870772288593
徳島県	昼間	警防課	088-656-1192	088-656-1201	080-9669-7484
徳島市消防局	夜間	通信指令室	088-656-1190		870772288779
香川県	昼間	消防防災課	087-861-1550	087-861-2504	080-9669-7334
高松市消防局	夜間	情報指令課	087-861-2500		870772288802
愛媛県	昼間	警防課	089-926-9220	089-926-9188	080-9668-7643
松山市消防局	夜間	通信指令課	089-926-9200		870772288822
高知県	昼間	警防課	088-871-7502	088-824-5082	080-9668-7645
高知市消防局	夜間	情報指令課	088-822-8151		870772288912

※　時間帯別の夜間には休日の昼間も含む

別表第６

応援部隊進出拠点等の指定一覧

No.	名称	所在地	施設管理者等	連絡先	備考
1	熊本港	熊本市西区新港１丁目	熊本港管理事務所	096-329-4411	
2	グランメッセ熊本	熊本県上益城郡益城町福富１０１０	熊本産業文化振興株式会社	096-286-8000	
3	九州自動車道北熊本 SA	熊本県熊本市北区改寄町	西日本高速道路株式会社	096-245-2014	
4	九州自動車道託麻 PA	熊本県熊本市東区戸島西５丁目	西日本高速道路株式会社	0965-39-0711（熊本高速道路事務所）	
5	九州自動車道緑川 PA	熊本県上益城郡甲佐町	西日本高速道路株式会社	0965-39-0711（熊本高速道路事務所）	
6	熊本県消防学校	熊本県上益城郡益城町惣領２１６７	熊本県	096-286-9222	
7	県総合運動公園	熊本市東区石原町２丁目９－１	熊本県スポーツ振興事業団	096-380-7599	
8	菊池広域連合消防本部南消防署	熊本県菊池郡菊陽町原水７－１	菊池広域連合消防本部	096-232-9331	
9	山鹿市消防本部	山鹿市南島１２７０－１.	山鹿市消防本部	(0968)43-1194	
１０	宇城広域連合消防本部北消防署	宇土市境目町 427 番地	宇城広域連合消防本部	0964-22-0554	

別表第７－１

宿営場所一覧

NO.	管轄署	名称	所在地	面積（㎡）	水道有無	トイレ有無	駐車台数（台）	指定避難場所	所有者関係者	連絡先
1	中央	熊本城三の丸第一駐車場	中央区二の丸３番地	5,400	有	有	普通車用 123 大型車用５ ※普通車用駐車場に大型車約 40 台駐車可能	無	熊本市	熊本城総合事務所 356-5655
2	中央	熊本城三の丸第二駐車場	中央区古京町１番４号	6,500	無	無	普通車用 229 ※普通車用駐車場に大型車約７０台駐車可能	無	熊本市	熊本城総合事務所 356-5655
3	西	熊本城二の丸駐車場	中央区二の丸２番３号	10,343	有	有	普通車 210 （大型車可能 70 台）	無	熊本市	熊本城総合事務所 352-5900
4	東	動植物園（駐車場）	東区健軍５丁目１４番２号	A 車場 10,200 E 車場 9,800	有	有	A 駐車場　287 （大型 16 台） E 駐車場　117 （大型 36 台）	無	熊本市	動植物園（総務班） 日中　：368-4416 時間外：369-3248
5	東	水前寺江津湖公園　広木地区駐車場	東区広木町３０番６号	駐車場 8,000 広場 19,000	有	有	駐車場　200	有	熊本市	東区土木センター 河川公園班：367-5509
6	西	熊本製粉株式会社	西区花園１丁目 25 番１号	2,000	有（飲料可）	有	普通車 30 大型車 10	無	熊本製粉株式会社 総務課長	096-355-1221 受付（守衛室）
7	西	熊本港夢咲島６号緑地	熊本市西区新港１丁目４番１号	63,200	有	有	約 58 台 （大型可能）	無	熊本県	096-329-4411
8	南	ルネサススポーツプラザ１階及び西側駐車場	南区八幡１丁目３番地	6,162	有	有	大型車 70	無	ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社 川尻工場長	総務課 311-6607
9	南	熊本宇城農業協同組合下北営農生活センター	熊本市南区城南町島田 289 番地	8,427	有（飲料可）	有	大型車 25	無	熊本宇城農業協同組合 代表理事組合長	下北営農生活センター 0964-28-4111
10	南	熊本宇城農業協同組合富合城南広域カントリーエレベータ	熊本市南区城南町島田 272 番地	15,327	有（飲料可）	有	大型車 50	無	熊本宇城農業協同組合 代表理事組合長	下北営農生活センター 0964-28-4111
11	南	熊本市上下水道局平田ポンプ場	熊本市南区平田２丁目 249 番	8,300	無	有（南署内）	大型車 10	無	熊本市上下水道局 熊本市上下水道事業管理者	熊本市上下水道局維持管理部水再生課 096-381-6340
12	北	吉松スポーツ公園	北区植木町亀甲 464 番地	グラウンド 5,000 駐車場 3,000	有	有	普通車 50 大型車 30	無	熊本市	スポーツ振興課 328-2724
13	北	植木総合スポーツセンター	北区植木町山本 787 番地	第一駐車場 2,000 第二駐車場 2,000	有	有	普通車 240 大型車 120	有	熊本市	スポーツ振興課 328-2724
14	北	植木青果市場南側敷地	北区植木町岩野 76 番地１	3,000	有	有	普通車 50 大型車 20	無	㈱植木青果市場 代表取締役	植木青果市場 272-6577
15	北	北区役所東側芝生広場	北区植木町岩野 238 番地１	15,000	有	有	普通車 250 大型車 170	有	熊本市	北区総務企画課 272-1110

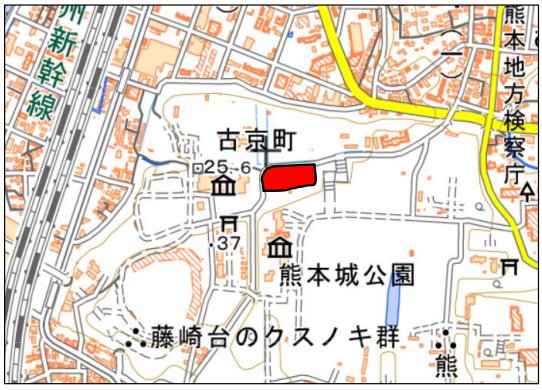
NO.	管轄署名	名称	所在地	面積（㎡）	水道有無	トイレ有無	駐車台数	指定避難場所	所有者関係者	連絡先
16	北	北部公園運動施設	北区下硯川町 480 番地 1	グラウンド 7,000 駐車場 3,000	有	有	普通車 150 大型車 70	有	熊本市	スポーツ振興課 328-2724
17	北	フードパル熊本食品交流会館駐車場	北区貢町 581 番地 2 食品交流会館南側	北側 4,000 南側 2,500	無	無	普通車 100 大型車 35	有	熊本市	フードパル 245-5111 産業振興課 328-2950
18	北	必由館高校野球場	北区貢町 811 番地西側	駐車場 10,000	有	有	普通車 150 大型車 50	無	熊本市	必由館高校 343-0236
19	北	ルーテル学院菊南グラウンド	北区鶴羽田町 5 丁目 2 番 23 号西側	サッカー場 6,000 野球場 10,000 駐車場 1,000	有	有	普通車 250 大型車 30	無	ルーテル学院理事長	ルーテル学院 学院中高 343-3246
20	北	扇田環境センター北側敷地	北区貢町 1567 番地	3,000	無	無	普通車 50 大型車 20	無	熊本市	扇田環境センター 245-2696 環境施設課 328-2431
21	益城西原	益城町立木山中学校サブグラウンド	益城町大字木山 1090 番地	16,712	無	無	普通車 100 大型車 50	無	益城町学校教育課長	益城町学校教育課 286-3111
22	益城西原	西原村民グラウンド西側サブグラウンド	西原村大字布田 1517 番地	12,000	有	有	普通車 140 大型車 25	無	西原村総務課長	西原村総務課 279-3111

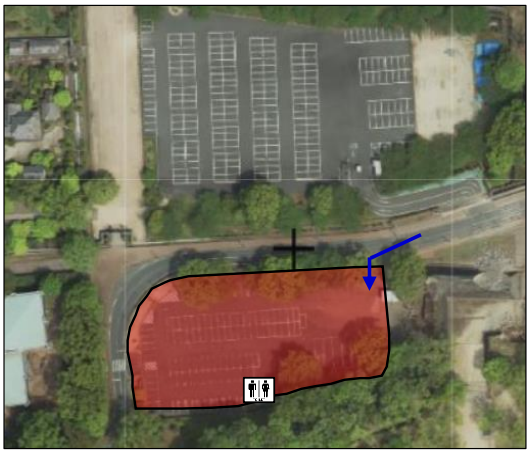
別表第７－２

No. 1 宿営場所（ホテル等を除く）

名称	三の丸第一駐車場	管轄	中央消防署

案内図





※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成　※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本市中央区二の丸３番地				
座標	32° 48’31.6″N 130° 42’02.8″E				
所有者・関係者	熊本市文化市民局 熊本城総合事務所 所長	協定締結		締結済	
ＦＡＸ	熊本城総合事務所 096-356-5655	連絡先		熊本城総合事務所 096-352-5900	
面積	5,400 ㎡	水道設備		有	
地盤面の状況	アスファルト	トイレ		1 箇所	
車両受入れ台数		普通車		123 台	
		大型車		5 台	
避難所として指定有無	無	耐震性能		屋外	
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

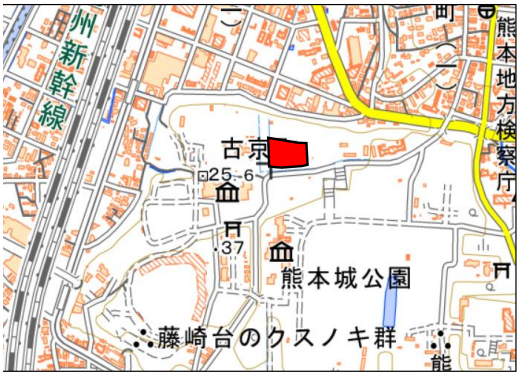
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

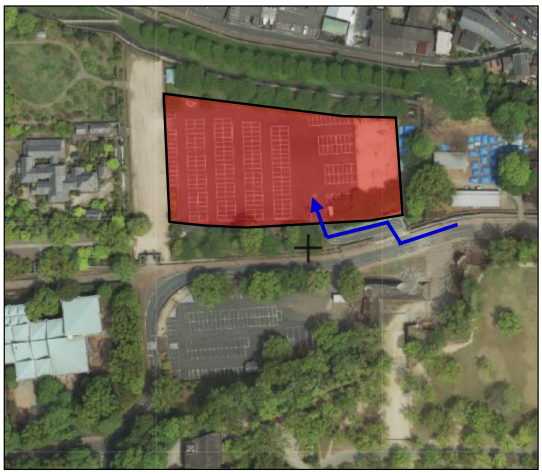
No.　2　**宿営場所（ホテル等を除く）**

名称	三の丸第二駐車場	管轄	中央消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本市中央区古京町1番4号				
座標	32°　48’34.4″N　130°　42’02.9″E				
所有者・関係者	熊本市文化市民局 熊本城総合事務所　所長	協定締結		締結済	
ＦＡＸ	熊本城総合事務所 096-356-5655	連絡先		熊本城総合事務所 096-352-5900	
面積	6,500　㎡	水道設備		無	
地盤面の状況	アスファルト	トイレ		0	箇所
車両受入れ台数		普通車		229	台
		大型車		50	台
避難所として指定有無	無	耐震性能		屋外	
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

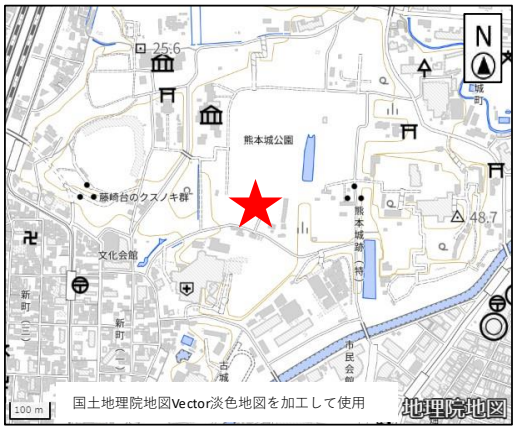
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

No. 3 宿営場所（ホテル等を除く）

名称	熊本城二の丸駐車場	管轄	西消防署

案内図





住所	熊本市中央区二の丸２番３号				
座標	32° 48’20.7″N 130° 42’05.8″E				
所有者・関係者	熊本市	協定締結	締結済		
ＦＡＸ	096-356-5655	連絡先	096-352-5900		
面積	10,343 ㎡	水道設備	有		
地盤面の状況	アスファルト	トイレ	1 箇所		
車両受入れ台数		普通車	210 台		
		大型車	70 台		
避難所として指定有無	無	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

No.　4－1　**宿営場所（ホテル等を除く）**

名称	動植物園(A駐車場)	管轄	東消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本県熊本市東区健軍五丁目14番2号				
座標	32° 46’37.5″N 130° 45’03.6″E				
所有者・関係者	熊本市	協定締結	未締結		
ＦＡＸ	365-5671	連絡先	368-4416、時間外369-3248		
面積	10,200　㎡	水道設備	有		
地盤面の状況	アスファルト	トイレ	1　箇所		
車両受入れ台数		普通車	287　台		
		大型車	16　台		
避難所として指定有無	無	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

No. 4－2 **宿営場所（ホテル等を除く）**

名称	動植物園(E駐車場)	管轄	東消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本県熊本市東区健軍五丁目14番2号				
座標	32° 46’34.0″N 130° 44’42.3″E				
所有者・関係者	熊本市	協定締結	未締結		
ＦＡＸ	365-5671	連絡先	368-4416、時間外369-3248		
面積	9,800 ㎡	水道設備	有		
地盤面の状況	アスファルト	トイレ	1 箇所		
車両受入れ台数		普通車	117 台		
		大型車	36 台		
避難所として指定有無	無	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

No.　5　**宿営場所（ホテル等を除く）**

名称	水前寺江津湖公園　広木地区駐車場	管轄	東消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本県熊本市東区広木町30番6号				
座標	32° 46’06.1″N 130° 45’26.8″E				
所有者・関係者	熊本市	協定締結	未締結		
ＦＡＸ	367-5764	連絡先	367-5509		
面積	27,000　㎡	水道設備	有		
地盤面の状況	アスファルト	トイレ	1　箇所		
車両受入れ台数		普通車	200　台		
		大型車	0　台		
避難所として指定有無	有	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

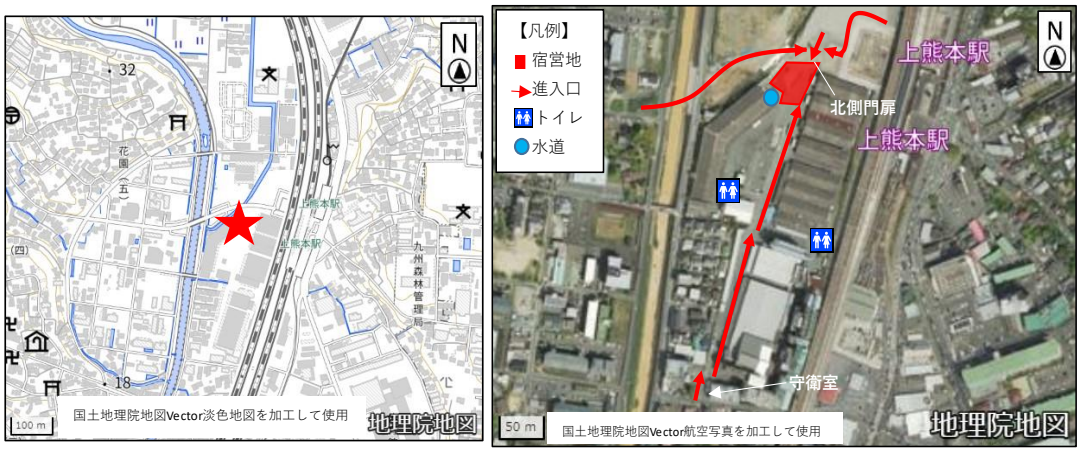
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表７－２

No. 6 **宿営場所（ホテル等を除く）**

名称	熊本製粉株式会社	管轄	西消防署

案内図



住所	西区花園1 丁目25 番1号				
座標	32° 49’00.4″N 130° 41’54.3″E				
所有者・関係者	熊本製粉株式会社 総務課長	協定締結		締結済	
ＦＡＸ	096-355-1264	連絡先		096-355-1221 受付（守衛室）	
面積	2,000 ㎡	水道設備		有	
地盤面の状況	アスファルト	トイレ		2	箇所
車両受入れ台数		普通車		30	台
		大型車		10	台
避難所として指定有無	無	耐震性能		屋外	
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など	敷地内南側に守衛室あり。緊急援助隊車両の出入口として、通常使用していない北側の門扉を開放可能。				

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

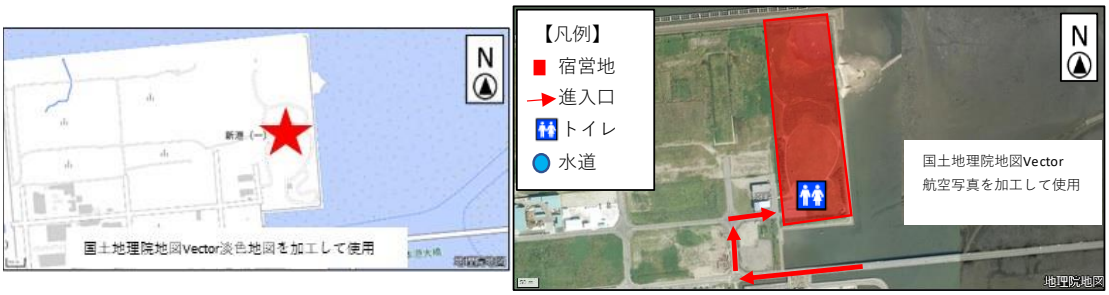
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

No.　7　**宿営場所（ホテル等を除く）**

名称	熊本港夢咲島６号緑地	管轄	西消防署

案内図



住所	熊本市西区新港1丁目４番１号				
座標	32°　45’57.0″N　130°　35’32.3″E				
所有者・関係者	熊本市	協定締結		締結済	
ＦＡＸ	096-329-6260	連絡先		096-329-4411	
面積	63,200　㎡	水道設備		有	
地盤面の状況	芝生	トイレ		1	箇所
車両受入れ台数		普通車		58	台
		大型車		20	台
避難所として指定有無	無	耐震性能		屋外	
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当
		高潮	該当	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

No. 8 宿営場所（ホテル等を除く）

名称 ルネサススポーツプラザ　　管轄 南消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本市南区八幡１丁目３番地　ルネサススポーツプラザ１階及び西側駐車場				
座標	32° 44’42.6″N 130° 40’32.4″E				
所有者・関係者	ルネサスセミコンダクタ マニュファクチュアリング株式会社 川尻工場長　伊東　謙一		協定締結	締結済	
ＦＡＸ			連絡先	096-311-6607（担当者：林氏）	
面積	6,162 ㎡		水道設備	有	
地盤面の状況	アスファルト		トイレ	2 箇所	
車両受入れ台数			普通車	台	
			大型車	70 台	
避難所として指定有無	無		耐震性能	屋外	
ハザードマップの警戒区域該当			洪水	該当なし	津波	該当なし
			高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など	トイレ（２箇所）：１階および２階（男性用・女性用） シャワー室（２箇所）：１階（男性用・女性用）				

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

No.　9　**宿営場所（ホテル等を除く）**

名称	熊本宇城農業協同組合下北営農生活センター	管轄	南消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本市南区城南町島田２８９番地				
座標	32°　42’49.5″N　130°　42’18.2″E				
所有者・関係者	熊本宇城農業協同組合 代表理事組合長	協定締結		締結済	
ＦＡＸ	0964-28-6695	連絡先		下北営農センター0964-28-4111	
面積	8,427　㎡	水道設備		有	
地盤面の状況	アスファルト	トイレ		5　箇所	
車両受入れ台数		普通車			台
		大型車		25	台
避難所として指定有無	無	耐震性能		屋外	
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当	津波	該当なし
		高潮	該当	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

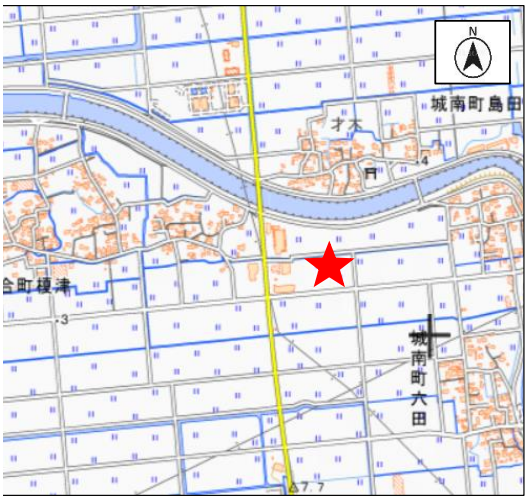
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

No. 10 宿営場所（ホテル等を除く）

名称	富合城南広域カントリーエレベーター	管轄	南消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本市南区城南町島田２７２番地				
座標	32° 42’46.9″N 130° 42’22.9″E				
所有者・関係者	熊本宇城農業協同組合 代表理事組合長	協定締結		締結済	
ＦＡＸ	0964-28-6695	連絡先		下北営農センター0964-28-4111	
面積	15,327 ㎡	水道設備		有	
地盤面の状況	アスファルト	トイレ		4	箇所
車両受入れ台数		普通車			台
		大型車		50	台
避難所として指定有無	無	耐震性能		屋外	
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当	津波	該当なし
		高潮	該当	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

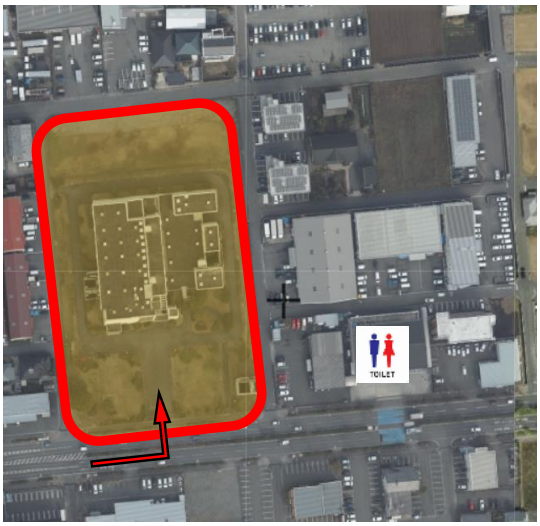
No.　11　**宿営場所（ホテル等を除く）**

名称	熊本市上下水道局平田ポンプ場	管轄	南消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本市南区平田２丁目２４９番				
座標	32° 46’18.7″N 130° 41’49.4″E				
所有者・関係者	熊本市上下水道局　管理者	協定締結		締結済	
ＦＡＸ		連絡先		熊本市上下水道局維持管理部 水再生課　381-6340	
面積	8,300　㎡	水道設備		無	
地盤面の状況	アスファルト	トイレ		有※南消防署内　箇所	
車両受入れ台数		普通車		20　台	
		大型車		10　台	
避難所として指定有無	無	耐震性能		屋外	
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

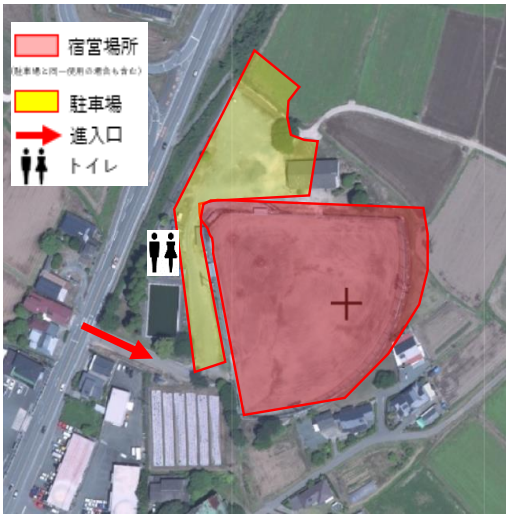
No. 12 **宿営場所（ホテル等を除く）**

名称	吉松スポーツ公園	管轄	北消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本市北区植木町亀甲４６４番地				
座標	32° 56’04.1″N 130° 42’11.0″E				
所有者・関係者	スポーツ振興課	協定締結			
ＦＡＸ		連絡先	096－328-2724		
面積	8,000 ㎡	水道設備	有		
地盤面の状況	砂利	トイレ	1 箇所		
車両受入れ台数		普通車	50 台		
		大型車	30 台		
避難所として指定有無	無	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など	※WCは新しく、多目的WC完備 ※管理人室も有				

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

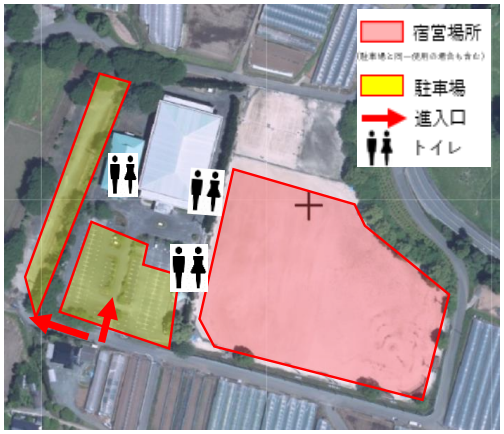
No.　13　**宿営場所（ホテル等を除く）**

名称	植木総合スポーツセンター	管轄	北消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本市北区植木町山本７８７番地				
座標	32° 55’09.5″N 130° 41’12.6″E				
所有者・関係者	スポーツ振興課	協定締結	締結済		
ＦＡＸ		連絡先	３２８－２７２４		
面積	4,000　㎡	水道設備	有		
地盤面の状況	砂地	トイレ	3　箇所		
車両受入れ台数		普通車	240　台		
		大型車	120　台		
避難所として指定有無	有	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など	※道路幅、進入口が狭隘のため大型車進入困難 ※管理人室有 ※多目的WC完備				

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

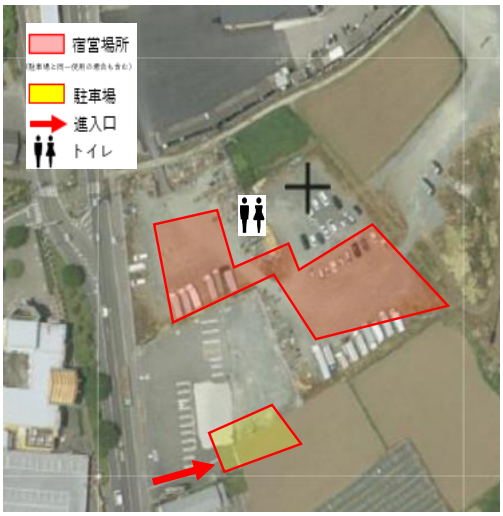
No. 14 **宿営場所（ホテル等を除く）**

名称	植木青果市場南側敷地	管轄	北消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本市北区植木町岩野７６番地１				
座標	32° 54’41.5″N 130° 41’33.0″E				
所有者・関係者	植木青果市場	協定締結		締結済	
ＦＡＸ		連絡先		２７２－６５７７	
面積	3,000 ㎡	水道設備		有	
地盤面の状況	アスファルト	トイレ		1	箇所
車両受入れ台数		普通車		50	台
		大型車		20	台
避難所として指定有無	無	耐震性能		屋外	
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

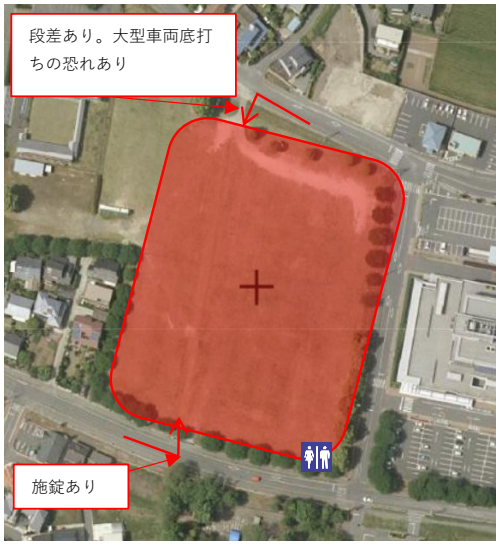
No.　15　宿営場所（ホテル等を除く）

名称	北区役所東側芝生広場	管轄	北消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本県熊本市北区植木町岩野238番地1				
座標	32° 54’09.7″N 130° 41’50.4″E				
所有者・関係者	熊本市北区役所総務企画課	協定締結	締結済		
ＦＡＸ	096-272-6912	連絡先	096-272-1110		
面積	15,000　㎡	水道設備	有		
地盤面の状況	芝生	トイレ	箇所		
車両受入れ台数		普通車	250　台		
		大型車	170　台		
避難所として指定有無	有	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

No. 16 宿営場所（ホテル等を除く）

名称	北部公園運動施設	管轄	北消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本県熊本市北区下硯川町480番地1				
座標	32° 51’54.9″N 130° 42’15.8″E				
所有者・関係者	熊本市スポーツ振興課	協定締結	締結済		
ＦＡＸ	096-323-9262	連絡先	096-328-2724		
面積	7,000 ㎡	水道設備	有		
地盤面の状況	砂地	トイレ	2 箇所		
車両受入れ台数		普通車	150 台		
		大型車	70 台		
避難所として指定有無	有	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

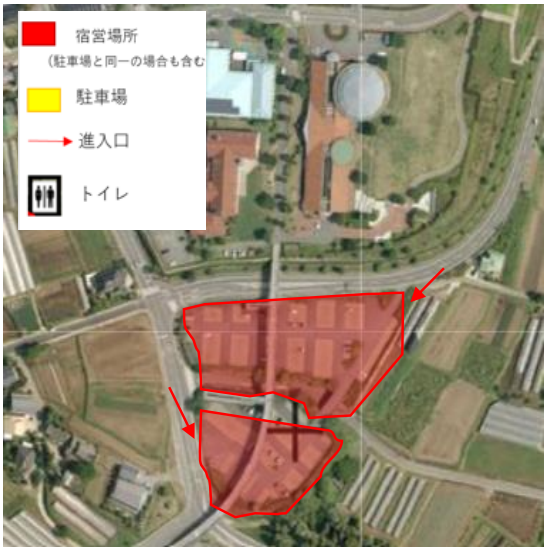
No.　17　宿営場所（ホテル等を除く）

名称	フードパル熊本食品交流会館駐車場	管轄	北消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本市北区貢町５８１番地２　食品交流会館南側				
座標	32°　50’50.4″N　130°　41’46.1″E				
所有者・関係者	熊本市	協定締結	締結済		
ＦＡＸ		連絡先	フードパル　２４５－５１１１ 産業振興課　３２８－２９５０		
面積	北側　4,000 南側　2,500　㎡	水道設備	無		
地盤面の状況	アスファルト	トイレ	0	箇所	
車両受入れ台数		普通車	100	台	
		大型車	35	台	
避難所として指定有無	有	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

	決定するためのチェックリスト	チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

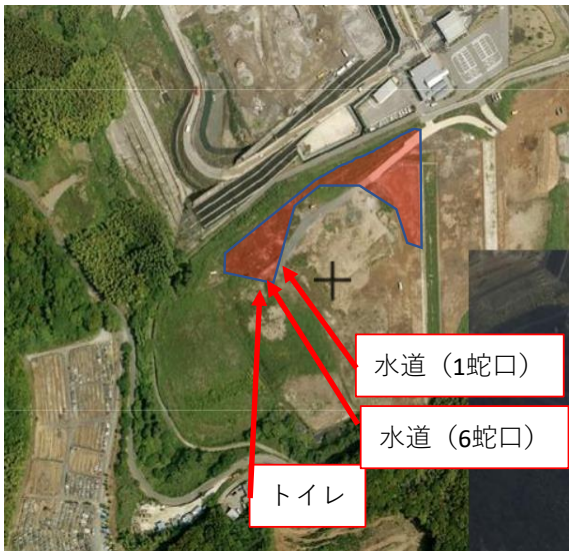
No. 18 宿営場所（ホテル等を除く）

名称	必由館高校野球場	管轄	北消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本県熊本市北区貢町８１１				
座標	32° 50’19.3″N 130° 41’22.0″E				
所有者・関係者	熊本市	協定締結	未締結		
ＦＡＸ		連絡先	096-343-0236		
面積	10,000 ㎡	水道設備	有		
地盤面の状況	砂地	トイレ	1 箇所		
車両受入れ台数		普通車	150 台		
		大型車	50 台		
避難所として指定有無	無	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など	連絡先は必由館高校				

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

No.　19　宿営場所（ホテル等を除く）

名称	ルーテル学院菊南グラウンド	管轄	北消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	熊本市北区鶴羽田町５丁目２番２３号　西側				
座標	32° 51’52.7″N 130° 43’23.0″E				
所有者・関係者	ルーテル学院理事長	協定締結		締結済	
ＦＡＸ		連絡先		ルーテル学院　中高 ３４３－３２４６	
面積	サッカー場６０００ 野球場　１００００ 駐車場　１０００　㎡	水道設備		有	
地盤面の状況	芝生	トイレ		1	箇所
車両受入れ台数		普通車		250	台
		大型車		30	台
避難所として指定有無	無	耐震性能		屋外	
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

No. 20 **宿営場所（ホテル等を除く）**

名称	扇田環境センター北側敷地	管轄	北消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	北区貢町１５６７番地				
座標	32° 50’29.2″N 130° 41’26.3″E				
所有者・関係者	熊本市	協定締結	未締結		
ＦＡＸ		連絡先	096-328-2341		
面積	3,000 ㎡	水道設備	有		
地盤面の状況	アスファルト	トイレ	1 箇所		
車両受入れ台数		普通車	50 台		
		大型車	20 台		
避難所として指定有無	無	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など	扇田環境センター（096-245-2696）環境施設課（096-328-2431） 大型車2ヵ所から進入可能だが、ゲートがあるため、開放が必要。 日曜と夜間は職員がいないため、扇田環境センターの①署長野添（090-2395-4502）か②オオノ（０９０-4994-0215）に連絡すること。				

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

No.　21　宿営場所（ホテル等を除く）

名称	益城町立木山中学校サブグラウンド	管轄	益城西原消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	益城町大字木山1090番地				
座標	32° 47’ 23.5″N 130° 49’ 52.3″E				
所有者・関係者	益城町学校教育課長	協定締結	締結済		
ＦＡＸ	096－286－4523	連絡先	096－286-3111		
面積	16,712　㎡	水道設備	無		
地盤面の状況	芝生	トイレ	無　箇所		
車両受入れ台数		普通車	100　台		
		大型車	50　台		
避難所として指定有無	無	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など					

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第７－２

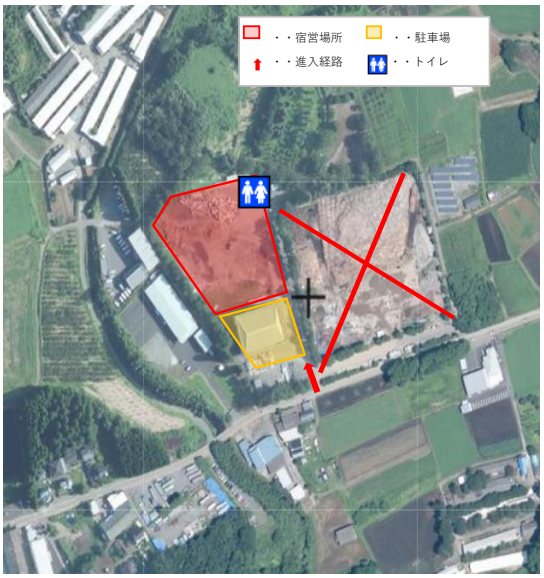
No. 22 宿営場所（ホテル等を除く）

名称	西原村民グラウンド西側サブグラウンド	管轄	益城西原消防署

案内図



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成



※地理院地図（電子国土Web）（国土地理院）を加工して作成

住所	西原村大字布田１５１７番地１				
座標	32° 49’55.9″N 130° 53’23.8″E				
所有者・関係者	西原村総務課長	協定締結	未締結		
ＦＡＸ	096-279-3506	連絡先	096-279-3111		
面積	12,000 ㎡	水道設備	無		
地盤面の状況	芝生	トイレ	1 箇所		
車両受入れ台数		普通車	140 台		
		大型車	40 台		
避難所として指定有無	無	耐震性能	屋外		
ハザードマップの警戒区域該当		洪水	該当なし	津波	該当なし
		高潮	該当なし	土砂災害	該当なし
【備考】 ※入浴、炊事等の情報など	・サブグラウンド内は車両乗り入れ禁止（テント設営可） ・トイレ施錠あり（トイレの鍵は、西原村役場が所有(096-279-3111)）				

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設かどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

別表第８

宿泊場所一覧

No.	管轄署	名称	所在地	収容人数 （人） ※見込み	駐車台数枠 （台）	連絡先

別表第９

熊本市域飛行場外離着陸場適地一覧

No.	名称	場所	緯度	経度	管理・所有者	電話番号
1	熊本港親水緑地	熊本市西区新港１丁目４番	32.46.04	130.35.33	熊本港管理事務所	096-329-4411
2	河内グラウンド	熊本市西区河内町野出地内	32.50.09	130.37.14	熊本市スポーツ振興課	096-328-2724
3	小萩園ヘリポート	熊本市北区貢町大字小萩地内	32.50.25	130.40.37	熊本森林管理署	0968-25-2101
4	アイシン九州グラウンド	熊本市南区城南町舞原５００－１	32.42.28	130.44.28	アイシン九州株式会社	0964-28-8181
5	芝生公園	熊本市北区植木町岩野 269-2	32.54.13	130.41.47	熊本市北区役所	096-272-1111
6	益城町民グラウンド	上益城郡益城町宮園３０２	32.47.07	130.49.02	益城町役場総務課	096-286-3111

別表第１０

受援に係る職員派遣先等一覧

No.	内容	派遣先・担当業務	派遣期間	派遣調整責任者	派遣職員元所属	携行品（例）	備考
1	他機関派遣	**熊本県調整本部連絡調整員（リエゾン）** ・調整本部の運営 ・活動状況の共有 ・消防局対策部（指揮本部）との連絡調整 ・関係機関との調整	応援等要請 ～調整本部解散 ２４時間交替（災害初期） ※以降輪番計画を作成し派遣する。	警防部 警防課長	消防局 対策部 （指揮本部）	・公用携帯電話 ・携帯無線 ・熊本県及び熊本市消防局受援計画 ・管内地図 ・パソコン ・ベスト（所属名入り） ・消防局職員配置表 ・名刺	・消防局課長の職にある者又は局長が指定する者 ・消防局警防課員又は局長が指定する者 ・その他災害の状況に応じ、局長が指定する者
2		**市町村災害対策本部情報収集連絡要員（リエゾン）** ・活動状況の共有 ・消防局対策部（指揮本部）との連絡調整 ・関係機関との調整 ・熊本市については、市対策本部要員を兼務	市町村災害対策本部設置後 ～対策本部解散	警防部 警防課長	消防局 対策部 （指揮本部）	・熊本県及び熊本市消防局受援計画 ・パソコン ・ベスト（所属名入り） ・消防局職員配置表	熊本市非常災害対策規程第８条に既定する派遣職員

No.	内容	派遣先・担当業務	派遣期間	派遣調整責任者	派遣職員元所属	携行品（例）	備考
3	他所属派遣	**拠点地区隊連絡調整員（リエゾン）** ・拠点地区隊の運営 ・活動状況の共有 ・消防局対策部（指揮本部）との連絡調整 ・関係機関との調整	拠点地区隊設置～拠点地区隊解散	警防部 警防課長	消防局 対策部 （指揮本部）	・熊本県及び熊本市消防局受援計画 ・パソコン ・ベスト（所属名入り） ・消防局職員配置表 ・名刺	・熊本市消防局指揮支援隊長又は副隊長 ・熊本市消防局指揮支援隊員又は局長が指定する者
4		**拠点地区隊活動応援隊員** ・拠点地区隊での活動応援	拠点地区隊設置～拠点地区隊解散	総務部 総務課長	支援 地区隊	・携帯無線 ・カメラ ・現場活動するための個人装備	必要に応じ、支援地区隊から局長が指定する者
5	応援部隊補助	**指揮支援隊送迎員** （ヘリコプター離着陸場→指揮支援本部）	ヘリ輸送による到着時のみ	警防部 警防課長	消防局 対策部 （指揮本部）	・携帯無線 ・誘導棒	２名派遣（内１名は、消防司令補以上）
6		**進出拠点連絡員** ・隊名、規模、連絡先の確認 ・被害状況伝達 ・活動場所の指示 ・活動場所、宿営場所までの経路伝達	都度	総務部 総務課長	支援 地区隊	・簡易テーブル ・拡声器 ・携帯無線 ・熊本県及び熊本市消防局受援計画 ・管内地図 ・ベスト（所属、役割入り） ・ライト、誘導棒 ・カメラ ・名刺	３名派遣（内１名は消防司令補以上）

No.	内容	派遣先・担当業務	派遣期間	派遣調整責任者	派遣職員元所属	携行品（例）	備考
7	応援部隊補助応援部隊補助	**宿営場所連絡調整員** ・宿営施設との現地調整 ・受入れ後の施設の説明 ・配置レイアウト案の提示	緊援隊到着前～引揚げ	宿営地管轄署消防署長	宿営地管轄署	・携帯無線 ・熊本県及び熊本市消防局受援計画 ・管内地図 ・ベスト（所属、役割入り） ・ライト、誘導棒 ・カメラ	３名派遣（内１名は消防司令補以上）
8		**現地指揮所連絡調整員** ・活動場所までの誘導 ・現地合同調整所との連絡調整 ・緊急消防援助隊及び各関係機関の活動支援 ・地図、資機材の貸出し	各隊の活動中	拠点地区隊消防署長	拠点地区隊、現場管轄消防署、消防団	・携帯無線 ・被災現場地図 ・ベスト（所属、役割入り） ・タブレット端末（熊本市） ・ライト、誘導棒 ・カメラ	応援部隊の各指揮隊に２名派遣（内１名は消防司令補以上）
9		**救急隊連絡調整員** ・現場、搬送先医療機関までの案内 ・搬送先医療機関の選定	各隊の活動中	拠点地区隊消防署長	拠点地区隊、現場管轄消防署	・携帯無線 ・感染防止衣 ・個人装備	応援部隊の各救急隊に職員１名を同乗させる。
10		フォワードベース、ランディングポイント安全管理員	都度	警防部警防課長	管轄消防署	・携帯無線 ・誘導棒	航空指揮本部と調整の上、必要に応じて配置

別表第１１

消防局対策部（指揮本部）運営に係るチェックリスト

	Ⅰ 応援等要請の検討		
優先	1	消防局管内の被害状況を確認したか？	□
優先	2	必要に応じて、熊本県の消防防災ヘリに被害状況の確認を依頼したか？	□
	3	必要に応じて、ドローンによる被害状況の確認を行ったか？	□
優先	4	受援計画第２章１に規定する応援等要請の基準に該当する状況にあるか？ (1)　地震 ア　中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合 イ　地震の揺れによる直接的な被害により、複数の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合 ウ　地震に伴う土砂災害により、民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合 エ　火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合 (2)　風水害 ア　白川、緑川又はそれらの支流の堤防が決壊した場合 イ　市街地又は準市街地において、浸水深１．５ｍを超えている場合又は超えると見込まれる場合 ウ　土砂災害により、複数の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合 エ　大規模な土砂災害により複数日数対応することが見込まれ、かつ、当該土砂災害の初動時において管轄消防本部の職員数が半数近く出動している場合又は初動時において管轄消防本部の全隊の概ね５割が業務を行い継続して稼働している場合 オ　１１９番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合 (3)　火災 ア　６件以上の火災が同時に発生している場合 イ　危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合 (4)　上記以外の災害で、甚大な被害が見込まれる場合	□
優先	5	熊本県内応援隊の応援要請を行ったか？	□

優先	6	緊急消防援助隊の必要性について判断したか？判断に迷う場合、熊本県に相談したか？	□
優先	7	熊本県又は消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	□
優先	8	自衛隊の災害派遣要請について検討したか？	□
優先	9	応援等を必要とする現場の詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらについて応援要請を行った県内消防本部、熊本県に連絡したか？	□
	Ⅱ 消防局対策部（指揮本部）の設置		
	1	熊本県内応援隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日( ) :	□
	2	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日( ) :	□
	3	消防局対策部（指揮本部）の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日( ) :	□
優先	4	調整本部に対し、消防局対策部（指揮本部）設置の連絡をしたか？	□
優先	5	調整本部、災害対策本部へリエゾンまたは情報収集連絡要員を派遣したか？	□
	6	消防局対策部（指揮本部）の業務について、担当者を指定したか？	□
	Ⅲ 応援隊（熊本県内応援隊、緊急消防援助隊）の受入れ		
優先	1	応援要請を行った県内の消防本部に対して、活動場所を指示したか？必要に応じて、進出拠点を設定し、連絡員を派遣したか？	□
支援可	2	指揮支援隊の受入れに関して、様式２号及び４号により確認、調整したか？	□
	3	指揮支援本部の設置場所は確保できているか？指揮支援部隊長に設置候補場所を報告したか？	□
優先	4	緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合、受入れ業務の支援について調整本部又は代表代行消防機関に依頼したか？	□
支援可	5	指揮支援隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	□
支援可	6	都道府県大隊、各部隊の受入れに関して、様式３号及び４号により確認、調整したか？ ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱別記様式３－３） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：調整本部 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：調整本部	□
支援可	7	熊本県内応援隊の編成状況について確認したか？	□

優先	8	応援隊へ貸し出す資機材（スピンドルドライバー等）について準備しているか？	□
支援可	9	応援隊へ配布する地図を準備しているか？	□
優先	10	災害現場までのアクセス道に通行不能区間はあるか？通行不能区間について、緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	□
優先	11	重機派遣の必要性について検討したか？必要に応じて手配したか？	□
	Ⅳ 活動中		
	1	災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	□
支援可	2	災害現場において、必要に応じて現地合同調整所を設置したか？ （目的）自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等との情報共有、活動調整	□
支援可	3	災害現場の管轄消防署長（拠点地区隊）に対し、次の箇所への連絡調整員の派遣を指示したか？ ・熊本県内応援隊及び都道府県大隊・各部隊の現地指揮所 ・救急隊（熊本県内応援隊）、救急小隊（緊急消防援助隊）	□
支援可	4	災害現場付近のヘリコプター離着陸場について、使用可否を確認したか？緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	□
	5	災害現場付近の燃料補給場所について、給油の可否について確認したか？ 緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	□
	6	被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	□
支援可	7	調整本部と被害状況等の情報を共有しているか？	□
支援可	8	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準の統一等）に配慮しているか？	□
支援可	9	熊本県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	□
	10	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？	□
支援可	11	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	□
支援可	12	緊急消防援助隊動態情報システム等を使用し、必要な情報提供をしているか？	□

別表第１２

署活動用無線の使用無線波一覧

周波数 名称	チャン ネル	使用機関	備考
Ｇ１	１	熊本市中央消防署	
Ｇ２	２	熊本市東消防署	
Ｇ３	３	熊本市西消防署	
Ｇ４	４	熊本市南消防署	
Ｇ５	５	熊本市北消防署	
Ｇ６	６	応援部隊	
Ｇ７	７		
Ｇ８	８	熊本市益城西原消防署	
Ｇ９	９	応援部隊	
Ｇ１０	１０		
Ｇ１１	１１		
Ｇ１２	１２	熊本市救急隊	
Ｇ１３	１３		
Ｇ１４	１４	応援部隊	
Ｇ１５	１５		
Ｇ１６	１６		
Ｇ１７	１７		
Ｇ１８	１８	防災相互波	

※消防署長又は現場最高責任者は、必要に応じて応援部隊の各隊と交信するチャンネルの調整を行うこととする。

様式第１号（第３章第１２関係）

○消発第　　号
令和　　年　　月　　日

警防部警防課長　　様

○○消防署長

宿営可能場所の選定について（報告）

このことについて，熊本市消防局受援計画第３章第１２に基づき，下記のとおり報告します。

記

１　野営可能場所

No.	名称	所在地	面積	連絡先	責任者

２　可能場所の詳細事項

No.	水道の有無	トイレの有無	車両駐車可能台数	避難指定場所の有無	地面状態	施錠の有無（出入口等）
	有（飲料可能）	有（水洗）	大型２００台	有（広域避難場所）	アスファルト	有

（担当　　）

様式第２号（第４章第１３関係）

指揮支援隊管理表

都道府県名		消防 本部名		月　　日 時　　分現在
補　職　名	階　級	氏　　名	備　　考	
隊長				
副隊長				

車両等種別	
管理 都道府県大隊名	
備考（その他特記事項）	

様式第３号（第４章第１３関係）

都道府県大隊管理表

進出拠点場所			受援本部担当
県大隊名		年月日	年　月　日　時　分現在

補職名		所属消防本部	階級	氏名	部隊数・隊員数
中隊長等	県大隊長				隊　名
	消火中隊長				隊　名
	救助中隊長				隊　名
	救急中隊長				隊　名
	後方支援中隊長				隊　名
	特殊災害中隊長				隊　名
	特殊装備中隊長				隊　名
				合計	隊　名

消防本部名			年　月　日　時　分現在
車両種別		車両台数	隊員数	備考
応援車両等	指揮車	台	名	
	救助工作車	台	名	
	ポンプ車	台	名	
	化学車	台	名	
	救急車	台	名	
	支援車	台	名	
	特殊装備車	台	名	
	その他車両	台	名	
	合計	台	名	
その他特記事項				

様式第４号（第４章第１３関係）

緊急消防援助隊　受け入れ管理表

指揮支援隊

指揮支援隊長	人数	移動方法						指揮支援本部 到着時刻
		手段	受け入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	受援本部 送迎担当者	移動経路	指揮支援本部 到着予定時刻	
（消防本部） （氏名） （連絡先）	名	ヘリコプター （　　県ヘリ）						
		自動車						

都道府県大隊・各部隊（指揮支援部隊、航空部隊を除く）

応援都道府県	隊の種類	隊の規模	隊の代表者 （消防本部） （氏名） （連絡先）	進出拠点					宿営場所		
				名称	到着予定時刻	到着時刻	出発時刻	受援本部 連絡員	名称	到着予定時刻	受援本部 調整員
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂	隊　名									
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂	隊　名									
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂	隊　名									
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂	隊　名									
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂	隊　名									

7-2 災害対策本部と消防局との連携強化要領

1　目的

この要領は、災害の発生及び発生の恐れがある場合において、本部態勢に応じた消防局職員の配備態勢と その業務要領について定め、災害対策本部と消防局との情報の共有・連携体制を強化することにより、迅速かつ適切な意思決定と応急災害対策の実施を図ることを目的とする。

（※上記「災害対策本部」とは、水防本部等災害対応にあたる組織を含む。以下、「対策本部」という。）

2　本部態勢に応じた職員の配備時期

（1）警戒態勢（災害警戒レベル４）

ア　応急活動準備態勢

応急活動準備態勢に伴い、消防局から管理調整班要員として職員１名を配備する。

イ　災害警戒態勢

災害警戒態勢の発令に伴い、消防局から管理調整班要員として職員１名、水防本部又は災害警戒本部対応部責任者（消防局連絡幹部）として職員１名の合計２名を配備する。

（2）非常態勢（災害警戒レベル５）

ア　災害対応態勢

災害対応態勢の発令に伴い、消防局から総合調整室内調整班員として職員１名、総合調整室内情報班員として職員１名、さらに情報支援室内管理調整班員として職員１名の合計３名を配備する。

イ　全庁総力態勢

全庁総力態勢の発令に伴い、消防局から前項ア同様、総合調整室内調整班員として職員１名、総合調整室内情報班員として職員１名、さらに情報支援室内管理調整班員として職員１名の合計３名配備する。

3　対策本部等に配備される消防職員の業務

（1）水防本部又は災害警戒本部配備職員の業務

ア　応急活動準備態勢時

応急活動準備態勢に伴い配備された消防職員は、水防本部又は災害警戒本部・管理調整班において、以下の業務を行う。

（ア）班長の指示により、本部内の消防に関する災害情報の収集・整理等を行う。

（イ）水防本部における災害情報及び応急対応状況等について、適時に消防局へ連絡する。特に、人命の危険や被害の拡大が予想される場合は、時機を失することなく、迅速に消防局へ情報を伝達する。

（ウ）消防局及び消防団の活動状況及び災害情報等について、適時に入手し班長に報告する。

（エ）その他、班長の指示する事項

イ　災害警戒態勢時

災害警戒態勢の発令に伴い、配備された消防局連絡幹部は、対策本部において以下の業務を行う。

（ア）管理調整班の消防職員と連携して、災害情報及び応急対応状況等について、適時に消防局へ連絡する。

（イ）消防局及び消防団の活動状況並びに災害情報等を適時に入手し、責任者へ報告するとともに必 要に応じ補佐する。 特に、救助活動や人命への被害及び災害の発生、または災害の発生の恐れのある情報等、重要 な情報については、時機を失することなく迅速に報告する。

（ウ）総合調整室が開設された場合は、責任者の指示により指揮室において、消防局及び消防団の活動並びに災害情報等の収集と連絡調整にあたる。特に、緊急を要する情報については、機を失せず危機管理監等に報告する。

（エ）その他、責任者及び危機管理監が指示する事項

（２）災害対策本部配備職員の業務

災害対策本部長等の指示を受けて、前項（１）に準じた業務を行う。

４　災害時の連絡手段

対策本部及び消防局は災害状況に応じ、各種の通信手段の特性を考慮して、下記の連絡手段により相互にあたる。

（１）危機管理防災部設置の消防局内線電話

（２）危機管理防災部設置の緊急非常用電話

（３）派遣職員が携行した、消防無線

（４）その他、連絡が取れない場合における携帯電話（公用携帯等）

7-3 消防団との連携強化要領

1 目的

この要綱は、消防団が単独で活動する現場において、確認・入手した災害情報及び消防団の活動内容を、消防局を通じ災害対策本部が取得できる体制を確立させ、迅速かつ適切な意思決定及び災害応急活動の実施を図ることを目的とする。

2 消防団が消防局に連絡する重要情報について

（1） 人命危険（救助の要請や、死傷者の発生、又は発生するおそれがある場合）
（2） 道路の損壊、冠水、通行止（国、県道等、橋梁損壊含む）
（3） 河川のはん濫（堤防の決壊・損傷・亀裂・湧水等）及びはん濫のおそれ
（4） 短時間かつ局地的大雨による地下空間への浸水危険
（5） 建物の倒壊及び崩壊（全壊・半壊・一部損壊）
（6） 床上・床下浸水
（7） がけ崩れの発生、又は発生するおそれがある前兆現象
（8） 消防団による応急活動状況の内容

3 活動消防団等から消防局警防課消防団班への伝達手段

災害現場において、人命危険や被害の拡大が予想される場合は、伝達可能な時機において、携帯電話で消防局へ情報を伝達し、連絡体制の保持に努めるもの。

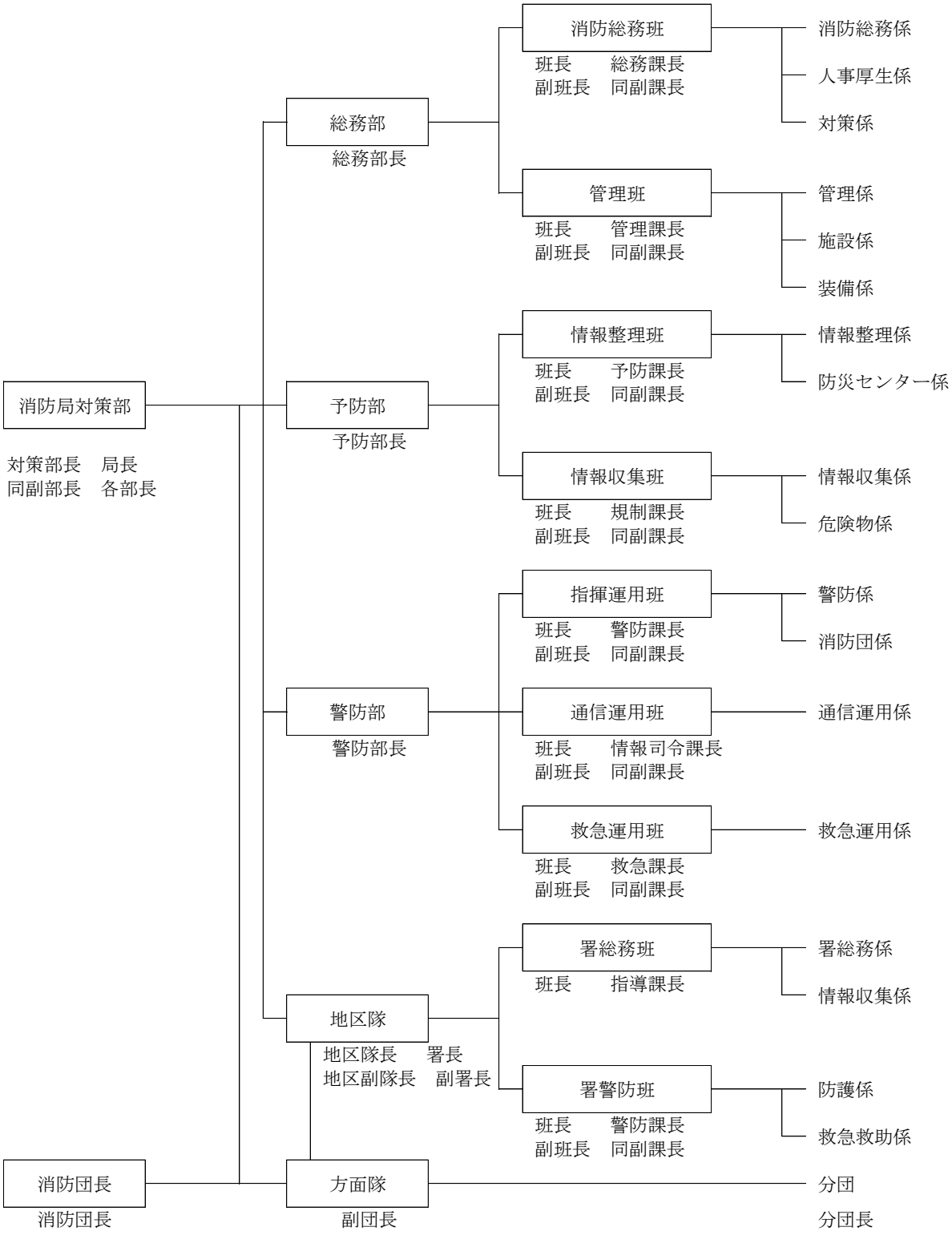
4 消防局から災害対策本部への伝達

消防局は消防団から得た重要情報を遅滞なく、下記の手段により災害対策本部に報告し、必要に応じ、災害対策本部へ助言を行う。

（1） 消防局専用の内線電話回線
（2） 危機管理防災部設置の緊急非常用電話
（3） 消防無線
（4） その他緊急を要する情報で、連絡が取れない場合は携帯電話（公用、私用含む）

7-4 消防局対策部組織編成及び事務分掌

【消 防 局 対 策 部 組 織 図】



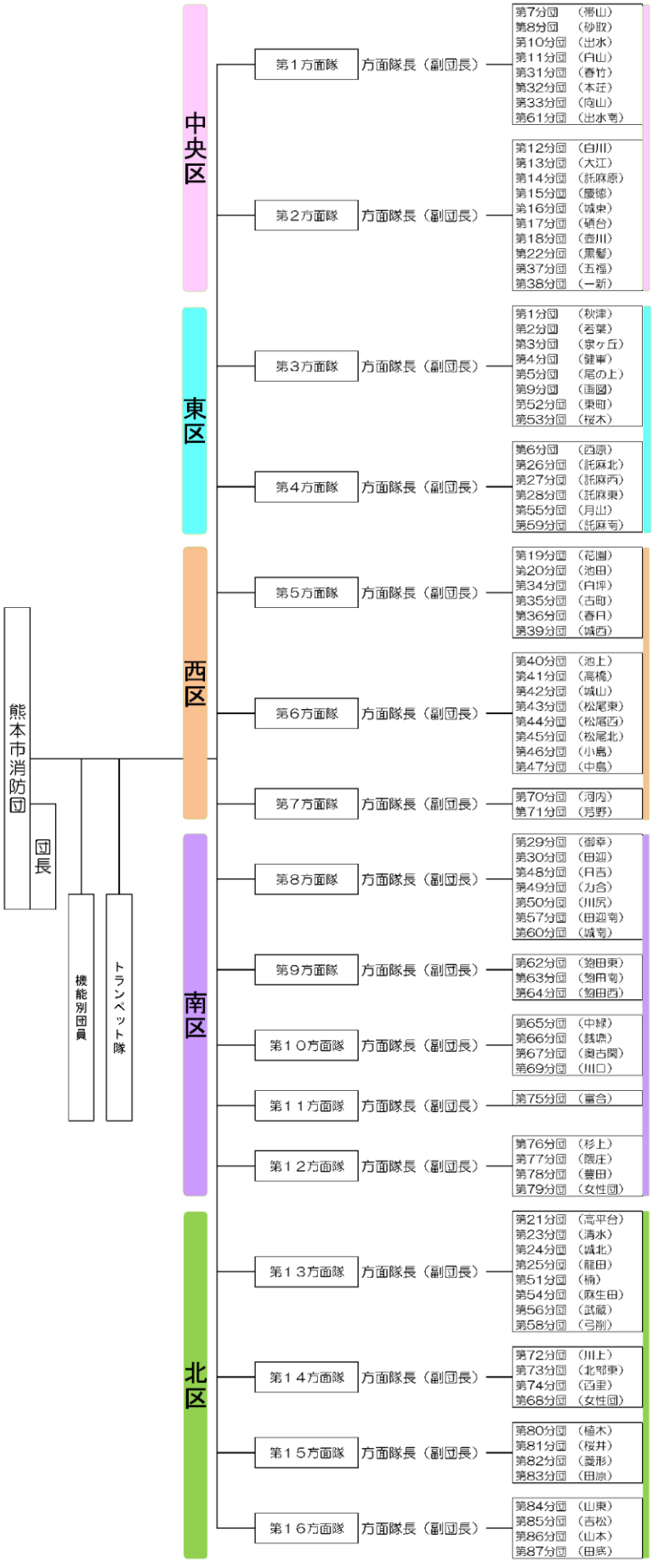
※対策部各班の副班長については、副課長を配置していない班の場合は、課長代理又は主幹とする。なお、課長代理又は主幹が配置されていない班は、主査１名をあらかじめ副班長に指定しておくものとする。

【消防局対策部事務分掌】

対策部長 （局長）	対策部の指揮及び統括に関すること。	
対策副部長 （各部長）	対策部長の補佐に関すること。 対策部長不在時の職務代理に関すること。 各部の指揮及び統括に関すること。	
消防総務班 （総務課長） （同副課長）	消防総務係 （総務班主査）	対策部の総務に関すること。 部長の伝令に関すること。 災害対策会議全般の統合調整に関すること。 広報及び広聴並びに報道機関との連絡に関すること（災害事案内容に関するものを除く。）。
	人事厚生係 （人事班主査）	職員の参集受付に関すること。 職員の労務管理に関すること。 職員の配置及び派遣に関すること。 職員の公務災害に関すること。 職員の衛生対策、り災職員及び家族等の被害調査並びに救護に関すること。 職員の非常食材、衣料等の確保配分に関すること。
	対策係 （企画班主査）	熊本市との連絡調整に関すること。 被害報の取りまとめに関すること。
管理班 （管理課長） （同副課長）	管理係 （財務班主査）	職員、庁舎等の緊急を要する資金の調達、調整等に関すること。
	施設係 （施設班主査）	庁舎の保全及び庁舎関係被害の取りまとめに関すること。 寝具に関すること。
	装備係 （装備班主査）	車両資機材及び燃料の調達配分に関すること。 消防資機材の応急修理に関すること。
情報整理班 （予防課長） （同副課長）	情報整理係 （査察指導班・火災調査班主査）	災害状況の集計及び記録の作成に関すること。
	防災センター係 （予防班主査）	防災用資機材の備蓄、保管及び貸出に関すること。
情報収集班 （規制課長） （同副課長）	情報収集係 （設備規制班主査）	災害情報の収集に関すること。
	危険物係 （危険物班・保安班主査）	危険物施設等の災害状況の把握及び対策部への報告に関すること。 火薬類・高圧ガス施設の応急対処に係る指導に関すること。
指揮運用班 （警防課長） （同副課長）	警防係 （警防救助班主幹） （訓練研修班主査）	熊本県、国及び関係機関との連絡調整に関すること。 警防活動方策及び指導に関すること。 方面及び全市的大部隊運用に関すること。 延焼阻止線の検討に関すること。 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。 消防資機材の整備及び運用に関すること。 広域応援及び緊急消防援助隊に関すること。
	消防団係 （消防団班主査）	消防団員の動員に関すること。 消防団出場指令及び情報伝達に関すること。 消防団の公務災害に関すること。
通信運用班 （情報司令課長） （同副課長）	通信運用係 （情報管理班主査） （指令班主査）	警防隊の出場指令に関すること。 指揮命令の伝達に関すること。 通信の運用及び無線の統制に関すること。 通信施設の応急復旧に関すること。 気象警報、災害情報等の受報、伝達に関すること。 広報及び広聴並びに報道機関との連絡に関すること（災害事案内容に関するものに限る。）。
救急運用班 （救急課長） （同副課長）	救急運用係 （救急管理班主査） （救急指導班主査）	救急活動の方策に関すること。 救急資機材の整備及び運用に関すること。 関係医療機関との連携に関すること。

地区隊 （署長） （副署長）	署総務班 （指導課長）	署総務係 （総務班主査）	地区隊の総務に関すること。 参集職員に関すること。 対策部への連絡に関すること。 庁舎の保守及び応急復旧に関すること。 通信施設の保守に関すること。
		情報収集係 （予防班主査）	被害状況及びその他の情報収集報告に関すること。 対策部への伝令派遣に関すること。 区役所との連絡調整に関すること。
	署警防班 （警防課長） （警防課副課長）	防護係 救急救助係 （警防課長代理） （警防班主査） （救急救助班主査） （計画管理班主査）	招集の伝達に関すること。 警防活動方針に関すること。 現場広報に関すること。 警報の伝達に関すること。 火災防御及び救急救助活動に関すること。 消防資機材の調達及び確保に関すること。 消防団の運用に関すること。 仮救護所の設置に関すること。 避難指示に関すること。 防災機関との連絡に関すること。 警防活動状況、被害状況及びその他の情報の収集に関すること。 管内の災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。 医療機関との連絡に関すること。 負傷者の把握に関すること。
消防団 方面隊 （副団長）		分団 （分団長）	火災防御及び人命救助に関すること。 警戒線の配備、飛火警戒等に関すること。 管内住民への情報伝達、避難指示に関すること。 地区隊への伝令派遣に関すること。

7-5　熊本市消防団組織


熊本市消防団
団長
機能別団員
トランペット隊
中央区
第１方面隊　方面隊長（副団長）
第7分団　（帯山）
第8分団　（砂取）
第10分団　（出水）
第11分団　（月山）
第31分団　（春竹）
第32分団　（本荘）
第33分団　（向山）
第61分団　（出水南）
第２方面隊　方面隊長（副団長）
第12分団　（白川）
第13分団　（大江）
第14分団　（託麻原）
第15分団　（慶徳）
第16分団　（城東）
第17分団　（碩台）
第18分団　（壺川）
第22分団　（黒髪）
第37分団　（五福）
第38分団　（一新）
東区
第３方面隊　方面隊長（副団長）
第1分団　（秋津）
第2分団　（若葉）
第3分団　（泉ヶ丘）
第4分団　（健軍）
第5分団　（尾の上）
第9分団　（画図）
第52分団　（東町）
第53分団　（桜木）
第４方面隊　方面隊長（副団長）
第6分団　（西原）
第26分団　（託麻北）
第27分団　（託麻西）
第28分団　（託麻東）
第55分団　（月出）
第59分団　（託麻南）
西区
第５方面隊　方面隊長（副団長）
第19分団　（花園）
第20分団　（池田）
第34分団　（白坪）
第35分団　（古町）
第36分団　（春日）
第39分団　（城西）
第６方面隊　方面隊長（副団長）
第40分団　（池上）
第41分団　（高橋）
第42分団　（城山）
第43分団　（松尾東）
第44分団　（松尾西）
第45分団　（松尾北）
第46分団　（小島）
第47分団　（中島）
第７方面隊　方面隊長（副団長）
第70分団　（河内）
第71分団　（万野）
南区
第８方面隊　方面隊長（副団長）
第29分団　（御幸）
第30分団　（田迎）
第48分団　（月吉）
第49分団　（力合）
第50分団　（川尻）
第57分団　（田迎南）
第60分団　（城南）
第９方面隊　方面隊長（副団長）
第62分団　（鶴羽田東）
第63分団　（鶴羽田南）
第64分団　（鶴羽田西）
第１０方面隊　方面隊長（副団長）
第65分団　（中緑）
第66分団　（銭塘）
第67分団　（奥古閑）
第69分団　（川口）
第１１方面隊　方面隊長（副団長）
第75分団　（富合）
第１２方面隊　方面隊長（副団長）
第76分団　（杉上）
第77分団　（隈庄）
第78分団　（豊田）
第79分団　（女性団）
北区
第１３方面隊　方面隊長（副団長）
第21分団　（高平台）
第23分団　（清水）
第24分団　（城北）
第25分団　（龍田）
第51分団　（楠）
第54分団　（麻生田）
第56分団　（武蔵）
第58分団　（弓削）
第１４方面隊　方面隊長（副団長）
第72分団　（川上）
第73分団　（北部東）
第74分団　（百里）
第68分団　（女性団）
第１５方面隊　方面隊長（副団長）
第80分団　（植木）
第81分団　（桜井）
第82分団　（菱形）
第83分団　（田底）
第１６方面隊　方面隊長（副団長）
第84分団　（山東）
第85分団　（吉松）
第86分団　（山本）
第87分団　（田底）

関係機関電話番号（０９６）

テレホンサービス　３７１－２５００

熊本市消防局　３６３－０１１９

３６６－５７９６（ＦＡＸ）

消防局警防課　３６３－７１７４（直通）

３６３－２０４４（ＦＡＸ）

熊本市防災協会　３６３－９６２０　（〒862-0971　熊本市中央区大江３丁目１－３）

中央消防署　３７１－０１１９

３６３－７１８６（ＦＡＸ）

東　消防署　３６７－０１１９

３６７－９２５０（ＦＡＸ）

西　消防署　３２５－０１１９

３５３－５１７１（ＦＡＸ）

南　消防署　２１２－０１１９

２１２－０１２５（ＦＡＸ）

北　消防署　３２７－０１１９

３２７－０１２３（ＦＡＸ）

益城西原消防署　２８６－２１１９

２８６－６９４７（ＦＡＸ）

7-6 消防信号

市民に対しては、報道機関、広報車、消防信号により周知をはかるものとする。
消防法施行規則に定める消防信号は次のとおりである。

方法／信号	種類	打鐘信号	余いん防止付サイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号（消防屯所から約800m以内のとき）	●●●●●（連点）	約3秒 ～ 約2秒	
	出場信号（署所団出場区域内）	●●● ●●●（3点）	約5秒 ～ 約6秒	
	応援信号（署所団特命応援出場のとき）	●● ●● ●●（2点）		
	報知信号（出場区域外の火災を認知したとき）	● ● ● ● ●（1点）		
	鎮火信号	● ●●● ● ●●●（1点と2点との班打）		
山林火災信号	出場信号（署所団出場区域内）	●●● ●●（3点と2点との班打）	約10秒 ～ 約2秒	
	応援信号（署所団特命応援出場のとき）			
火災警報信号	火災警報発令信号	● ●●●● ● ●●●●（1点と4点との班打）	約30秒 ～ 約6秒	掲示板　旗　吹流し 赤地に白字「火災警報発令中」 赤白　赤白 形状および大きさは適宜とする
	火災警報解除信号	● ● ●● ● ● ●●（1点2個と2点との班打）	約10秒　約1分 ～ 約3秒	口頭伝達，掲示板の撤去 吹流しおよび旗の降下
演習招集信号	演習招集信号	● ●●● ● ●●●（1点と3点との班打）	約15秒 ～ 約6秒	
備考	① 火災警報発令信号および火災警報解除信号はそれぞれの1種または2種以上を併用することができる。 ② 信号継続時間は適宜とする。 ③ 消防職員または消防団員の非常招集を行なうときは，近火信号を用いることができる。			

8 応援要請・協定

項目	ページ
8－1 自衛隊の災害派遣、撤収要請様式	345
8－2 ランデブーポイント	346
8－3 災害協定一覧	351
8－4 災害時における井戸水の提供	358

8-1　自衛隊の災害派遣、撤収要請様式

様式第１

第　　号

年　　月　　日

熊本県知事　殿

熊本市長　　㊞

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第８３条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

１．災害の情況及び派遣を要請する事由
２．派遣を希望する期間
３．派遣を希望する区域及び活動内容
４．その他参考となるべき事項

様式第２

第　　号

年　　月　　日

熊本県知事　殿

熊本市長　　㊞

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　月　日付第　号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いします。

記

１．撤収要請日時
２．派遣された部隊
３．派遣人員及び従事作業の内容
４．その他参考事項

8-2 ランデブーポイント

人命の救出又は傷病者の搬送を円滑に実施するため、選定条件にもとづき次表のとおりランデブーポイントを選定している。

※救急車で搬送された傷病者をヘリコプターへ引き継ぐ又は傷病者を救急車へ引き継ぐためのヘリコプターの緊急離着陸場をランデブーポイントと呼びます。

令和５年４月１日現在

	区名	名称	住所
1	中央	熊本医療センター	熊本市中央区二の丸1番5号
2	中央	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘1丁目1番1号
3	中央	本山河川敷	熊本市中央区本山2丁目地先
4	中央	上江津湖	熊本市中央区水前寺江津湖公園
5	中央	出水中学校	熊本市中央区出水5丁目3番1号
6	中央	出水小学校	熊本市中央区出水1丁目1番75号
7	中央	出水南中学校	熊本市中央区出水7丁目86番1号
8	中央	出水南小学校	熊本市中央区出水4丁目1番1号
9	中央	一新小学校	熊本市中央区新町3丁目10番45号
10	中央	大江小学校	熊本市中央区大江3丁目5番31号
11	中央	帯山中学校	熊本市中央区帯山1丁目35番32号
12	中央	帯山小学校	熊本市中央区帯山4丁目11番11号
13	中央	帯山西小学校	熊本市中央区帯山1丁目29番8号
14	中央	黒髪小学校	熊本市中央区黒髪2丁目2番1号
15	中央	京陵中学校	熊本市中央区京町本丁1番14号
16	中央	江原中学校	熊本市中央区琴平2丁目9番59号
17	中央	向山小学校	熊本市中央区本山4丁目5番11号
18	中央	江南中学校	熊本市中央区本山町75番地
19	中央	桜山中学校	熊本市中央区黒髪5丁目13番1号
20	中央	城東小学校	熊本市中央区千葉城町5番1号
21	中央	白川中学校	熊本市中央区大江3丁目1番12号
22	中央	白川小学校	熊本市中央区新屋敷1丁目7番13号
23	中央	砂取小学校	熊本市中央区神水1丁目1番1号
24	中央	西山中学校	熊本市中央区島崎1丁目27番1号
25	中央	碩台小学校	熊本市中央区井川淵町4番8号
26	中央	託麻原小学校	熊本市中央区渡鹿2丁目3番1号
27	中央	藤園中学校	熊本市中央区千葉城町5番2号
28	中央	白山小学校	熊本市中央区菅原町9番1号
29	中央	春竹小学校	熊本市中央区琴平1丁目9番43号
30	中央	必由館高校	熊本市中央区坪井4丁目15-1
31	中央	本荘小学校	熊本市中央区本荘6丁目5番47号
32	中央	竜南中学校	熊本市中央区坪井4丁目16番1号

	区名	名称	住所
33	北	小萩山（小萩園へリポート）	熊本市北区貢町大字小萩地内
34	北	八景水谷公園	熊本市北区八景水谷1丁目
35	北	麻生田小学校	熊本市北区麻生田3丁目9番1号
36	北	川上小学校	熊本市北区西梶尾町480番地
37	北	楠中学校	熊本市北区楠3丁目2番1号
38	北	楠小学校	熊本市北区楠5丁目15番1号
39	北	清水中学校	熊本市北区清水新地2丁目3番1号
40	北	清水小学校	熊本市北区清水本町14番58号
41	北	城北小学校	熊本市北区清水新地1丁目4番1号
42	北	高平台小学校	熊本市北区高平1丁目17番28号
43	北	龍田中学校	熊本市北区龍田7丁目8番1号
44	北	龍田小学校	熊本市北区龍田7丁目7番1号
45	北	西里小学校	熊本市北区下硯川町1784番地
46	北	楡木小学校	熊本市北区楡木3丁目9番1号
47	北	北部中学校	熊本市北区鹿子木町1番地
48	北	北部東小学校	熊本市北区鶴羽田町2丁目7番1号
49	北	武蔵小学校	熊本市北区武蔵ヶ丘3丁目15番1号
50	北	武蔵中学校	熊本市北区武蔵ヶ丘4丁目19番1号
51	北	弓削小学校	熊本市北区龍田町弓削879番地1
52	北	芝公園	熊本市北区植木町大字岩野269-2
53	北	植木小学校	熊本市北区植木町広住1番地
54	北	植木北中学校	熊本市北区植木町舟島455番地1
55	北	鹿南中学校	熊本市北区植木町滴水1110番地
56	北	五霊中学校	熊本市北区植木町一木163番地
57	北	桜井小学校	熊本市北区植木町滴水2255番地
58	北	山東小学校	熊本市北区植木町有泉841番地
59	北	田底小学校	熊本市北区植木町正清515番地
60	北	田原小学校	熊本市北区植木町富応1302番5号
61	北	菱形小学校	熊本市北区植木町円台寺124番地
62	北	山本小学校	熊本市北区植木町内1424番地
63	北	吉松小学校	熊本市北区植木町豊田474番地
64	北	九州森紙業株式会社	熊本市北区植木町正清1310番地
65	北	合志川河川公園	熊本市北区植木町伊知坊332番地1
66	北	大鳥居町グラウンド	熊本市北区大鳥居町175番地4付近
67	北	北部農村運動広場	熊本市北区小糸山町341番地
68	北	太郎迫グラウンド	熊本市北区太郎迫町223番地
69	北	熊本保健科学大学	熊本市北区和泉町325番地
70	北	ルーテル学院菊南グラウンド	熊本市北区鶴羽田5丁目4番1号
71	北	北部浄化センター南側広場	熊本市北区四方寄町156番地
72	北	寺迫グラウンド	熊本市北区立福寺町603番地
73	北	立福寺グラウンド	熊本市北区立福寺町1535番地
74	北	瑞巌寺公園	熊本市北区貢町字寺の前1421番地

	区名	名称	住所
75	東	熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺2丁目1番地1号
76	東	秋津小学校	熊本市東区秋津3丁目9番20号
77	東	泉ヶ丘小学校	熊本市東区水源1丁目7番1号
78	東	画図小学校	熊本市東区下江津8丁目1番6号
79	東	尾ノ上小学校	熊本市東区尾ノ上2丁目8番1号
80	東	健軍小学校	熊本市東区健軍2丁目25番56号
81	東	健軍東小学校	熊本市東区東町4丁目15番2号
82	東	湖東中学校	熊本市東区湖東1丁目13番1号
83	東	桜木中学校	熊本市東区桜木4丁目13番23号
84	東	桜木小学校	熊本市東区花立2丁目23番1号
85	東	桜木東小学校	熊本市東区桜木6丁目10番1号
86	東	託麻北小学校	熊本市東区上南部3丁目34番1号
87	東	託麻西小学校	熊本市東区御領2丁目3番30号
88	東	託麻東小学校	熊本市東区戸島3丁目15番1号
89	東	託麻南小学校	熊本市東区長嶺東3丁目2番20号
90	東	月出小学校	熊本市東区月出6丁目2番40号
91	東	東部中学校	熊本市東区上南部2丁目21番1号
92	東	長嶺中学校	熊本市東区長嶺南7丁目21番40号
93	東	長嶺小学校	熊本市東区長嶺南7丁目22番1号
94	東	錦ヶ丘中学校	熊本市東区錦ヶ丘22番1号
95	東	西原中学校	熊本市東区保田窪4丁目9番1号
96	東	西原小学校	熊本市東区新南部3丁目4番60号
97	東	東野中学校	熊本市東区東野3丁目6番50号
98	東	東町小学校	熊本市東区東町3丁目3番1号
99	東	東町中学校	熊本市東区東町4丁目15番1号
100	東	二岡中学校	熊本市東区戸島3丁目15番2号
101	東	山ノ内小学校	熊本市東区山ノ内4丁目1番1号
102	東	若葉小学校	熊本市東区若葉4丁目23番1号
103	東	託麻PA(上り)	熊本市東区戸島西5丁目
104	東	託麻PA(下り)	熊本市東区戸島西5丁目
105	東	熊本市民病院	熊本市東区東町4丁目1番60号
106	南	済生会熊本病院	熊本市南区近見町字道添515番地
107	南	飽田中学校	熊本市南区孫代町72番地
108	南	飽田西小学校	熊本市南区並建町1005番地
109	南	飽田東小学校	熊本市南区砂原町115番地
110	南	飽田南小学校	熊本市南区護藤町999番地
111	南	奥古閑小学校	熊本市南区奥古閑町4072番地
112	南	川口小学校	熊本市南区川口町3045番地
113	南	川尻小学校	熊本市南区川尻4丁目1番1号
114	南	城南中学校	熊本市南区八幡8丁目1番1号
115	南	城南小学校	熊本市南区南高江4丁目2番70号
116	南	銭塘小学校	熊本市南区銭塘町990番地
117	南	託麻中学校	熊本市南区出仲間6丁目4番1号

	区名	名称	住所
118	南	田迎小学校	熊本市南区出仲間8丁目3番30号
119	南	田迎南小学校	熊本市南区田井島3丁目12番1号
120	南	天明中学校	熊本市南区奥古閑町2146番地1
121	南	中緑小学校	熊本市南区美登里町800番地
122	南	日吉小学校	熊本市南区近見1丁目9番30号
123	南	日吉中学校	熊本市南区近見5丁目5番1号
124	南	日吉東小学校	熊本市南区近見5丁目1番1号
125	南	御幸小学校	熊本市南区御幸笛田7丁目16番1号
126	南	力合小学校	熊本市南区刈草2丁目10番1号
127	南	力合中学校	熊本市南区島町5丁目8番1号
128	南	アイシン九州グラウンド	熊本市南区城南町舞原500番地の1
129	南	隈庄小学校	熊本市南区城南町隈庄270番地
130	南	下益城城南中学校	熊本市南区城南町宮地1020番地1
131	南	杉上小学校	熊本市南区城南町永505番地1号
132	南	豊田小学校	熊本市南区城南町塚原259番地
133	南	緑川PA（上り）	熊本市南区城南町出水
134	南	富合小学校	熊本市南区富合町清藤472番地
135	南	富合中学校	熊本市南区富合町平原56番地
136	南	緑川健康運動広場	熊本市南区富合町杉島
137	南	潤川水門空地	熊本市南区富合町硴江
138	南	こころの医療センター	熊本市南区富合町平原
139	南	雁回公園	熊本市南区富合町木原
140	南	JAうきカントリーエレベーター	熊本市南区城南町島田272番地
141	西	白川下流河川敷	熊本市西区小島下町
142	西	親水公園	熊本市西区新港1丁目4番
143	西	河内グラウンド（野出グラウンド）	熊本市西区河内町野出地内
144	西	芳野グラウンド	熊本市西区河内町野出1405-2
145	西	大多尾広場	熊本市西区　大多尾公民館　南西空地
146	西	池田小学校	熊本市西区池田1丁目28番5号
147	西	池上小学校	熊本市西区池上町850番地
148	西	井芹中学校	熊本市西区上熊本3丁目27番1号
149	西	小島小学校	熊本市西区小島7丁目9番1号
150	西	春日小学校	熊本市西区春日5丁目3番5号
151	西	花陵中学校	熊本市西区八島2丁目14番1号
152	西	河内中学校	熊本市西区河内町大字船津2470番地1
153	西	河内小学校	熊本市西区河内町船津2505番地2号
154	西	三和中学校	熊本市西区上高橋1丁目4番1号
155	西	城山小学校	熊本市西区城山大塘1丁目23番1号

	区名	名称	住所
156	西	城西中学校	熊本市西区小島8丁目17番1号
157	西	城西小学校	熊本市西区島崎3丁目12番60号
158	西	白坪小学校	熊本市西区蓮台寺4丁目4番1号
159	西	高橋小学校	熊本市西区高橋町1丁目6番1号
160	西	千原台高校	熊本市西区島崎2丁目37-1
161	西	中島小学校	熊本市西区中島町538番地
162	西	花園小学校	熊本市西区花園6丁目9番15号
163	西	古町小学校	熊本市西区二本木4丁目9番65号
164	西	旧松尾西小学校	熊本市西区松尾町上松尾4456番地1
165	西	旧松尾東小学校	熊本市西区松尾町上松尾2880番地
166	西	芳野中学校	熊本市西区河内町野出1420番地46
167	西	芳野小学校	熊本市西区河内町野出1419番地
168	西	リバーサイド熊本東側広場	熊本市西区河内町野出1936番地1
169	西	熊本市西部浄化センター	熊本市西区沖新町4944番地3
170	西	河内町農村運動広場	熊本市西区河内町白浜2191番地9

8-3 災害協定一覧

令和7年（2025年）5月1日時点

No	協定（覚書）名称	締結先	締結日	内容
①	自治体等互応援に関する協定（12）			
1	熊本市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定	尼崎市	H8. 8. 1	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供 (4)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (5)前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項
2	熊本市及び福井市災害時相互応援協定	福井市	H9. 11. 21	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両等の提供 (4)救援・救助、医療、防疫、清掃、その他応急復旧活動に必要な職員の派遣 (5)ボランティアや民間機関等の応援あっせん (6)前各号に掲げるもののほか、要請があった事項
3	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会・熊本県町村会	H15. 7. 23	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両・舟艇等の提供 (4)救援・救助、医療、防疫、清掃、避難所運営、罹災証明書関係事務、生活再建支援関係業務、災害廃棄物に係る業務その他応急復旧活動及び復興対策に必要な職員の派遣 (5)前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項
4	熊本県都市災害時相互応援に関する協定	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、天草市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、上天草市	H20. 4. 23	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両・舟艇等の提供 (4)救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣 (5)前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請があった事項
5	21大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	H24. 4. 1	(1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供 (4)救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 (5)前各号に掲げるもののほか、必要な事項
6	島原市及び熊本市災害時相互応援協定	島原市	H24. 7. 3	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 (2)被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両等の提供 (4)救援・救助、医療、防疫、清掃、その他応急復旧活動に必要な職員の派遣 (5)ボランティアや民間機関等の応援あっせん (6)眉山崩壊避難対策協議会等を招集した場合の情報提供 (7)前各号に掲げるもののほか、要請があった事項
7	災害時における相互応援に関する協定	松山市	H24. 11. 27	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣 (5)災害対策基本法に定める都道府県外広域一時滞在に関する協議及び情報提供 (6)前各号に掲げるもののほか、要請があった事項
9	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	（一社）地域環境センター	H28. 10. 21	農業集落排水施設が被災した場合、下記の活動により被災地支援を行う (1)情報収集、整理、広報等 (2)先遣隊の派遣 (3)応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定 (4)応援部隊の編成、資機材の調達 (5)その他の応援 ※応援隊には各協定参加者（各市町村）も含む場合がある
8	総社市・熊本市災害時相互応援協定	総社市	R2. 10. 19	(1)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供 (2)食料、飲料水その他生活必需物資等の物資及びその供給に必要な資機材の提供 (3)応急対策等に必要な職員の派遣 (4)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
10	防災に係る連携協定	札幌市	R5. 11. 8	自然災害及び武力攻撃事態等における両市の経験や専門的知識を共有することにより防災力の強化を図るとともに、災害等発生時の迅速かつ効果的な協力体制を構築する。 (1)災害等の予防施策や応急対応、復旧・復興に関する情報交換や知見の共有 (2)災害等発生時における人員や物資に係る協力支援
11	熊本県内自治体間での一般廃棄物処理（可燃ごみ処理）に係る相互支援協定	八代市、荒尾市、山鹿市、山都町、氷川町、阿蘇広域行政事務組合、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、天草広域連合、天草市、上天草市、苓北町、有明広域行政事務組合、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、宇城広域連合、宇土市、宇城市、美里町、菊池広域連合、合志市、菊池市、大津町、菊陽町、人吉球磨広域行政組合、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村　球磨村、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、益城町、嘉島町、西原村、水俣芦北広域行政事務組合、水俣市、芦北町津奈木町、御船町甲佐町衛生施設組合、御船町、甲佐町	R6. 11. 1	協定自治体等が管理する可燃ごみ処理施設に不慮の故障や事故等が発生した場合、または自然災害等の発生によってごみ量が急激に増加した場合など、安定的な一般廃棄物処理に支障を来すおそれがある場合において、相互支援を図る。

No	協定（覚書）名称	締結先	締結日	内容
12	防災に係る連携協定	宮崎市	R6.12.25	災害等における両市の経験や知見を共有することによる防災力の強化、防災に関する課題解決への取り組み推進及び災害等発生時の協力体制構築を図る (1) 熊本地震の教訓と地域防災力の強化等に関する施策の共有 (2) 南海トラフ地震を想定した津波対策等に関する施策の共有 (3) 人材の交流や研修会等による人材の育成と相互施策の充実強化 (4) 災害等発生時における人員や物資に係る協力支援 (5) 前各号に定めるもののほか、災害等の予防施策や応急対応、復旧・復興に関する情報交換や知見の共有
② 主に物資供給に関する協定（45）				
13	災害時における簡易トイレ等の供給協力に関する協定	株式会社レンタルのニッケン	H17.5.11	次に掲げる物資の供給協力 簡易トイレ、発電機、テント、冷暖房機その他
14	災害時応急活動に関する協定	サントリービバレッジサービス株式会社	H20.3.24	(1)災害対応型自動販売機における機内在庫の無償提供 (2)飲料水の提供
15	災害時応急活動に関する協定	熊本ヤクルト株式会社	H20.3.24	(1)災害対応型自動販売機における機内在庫の無償提供 (2)飲料水の提供
16	災害時応急活動に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H20.6.5	次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等
17	災害時応急活動に関する協定	DCM株式会社	H20.10.9	次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等
18	災害時応急活動に関する協定	株式会社ホームインプルーブメントひろせ	H20.10.9	次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等
19	株式会社ミスターマックス・ホールディングス	株式会社ミスターマックス	H20.10.9	次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等
20	災害時物資供給に関する協定	株式会社サンリブ	H22.5.24	次に掲げる物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他
21	災害時における生活用水等の供給及び平常時における防災活動への協力に関する協定	公益財団法人熊本ＹＭＣＡ	H24.6.1	(1)生活用水の供給 (2)被災者の救援・救助に伴う施設・備品の提供 (3)ボランティアコーディネート・ボランティア活動等の支援 (4)前号までに掲げるものの他、要請があった支援等
22	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社プロミクロス	H25.5.31	動物救援活動の早期安定に必要な物資の供給
23	災害時における物資の供給に関する協定	熊本県畜産農業協同組合連合会	H25.5.31	動物救援活動の早期安定に必要な物資の供給
24	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H26.7.17	地図製品等の供給及び利用等
25	災害時における畳の提供に関する協定	「５日で５０００枚の約束。」プロジェクト実行委員会	H28.10.28	避難所等への畳の提供
26	災害時における物資の供給等に関する協定	マックスバリュ九州株式会社、株式会社メガスポーツ、イオンタウン株式会社	H28.11.1	(1)物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他 (2)被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水、トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供
27	災害時における物資の供給に関する協定	ユニ･チャーム株式会社	H28.11.1	次に掲げる物資の供給 子供用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、ウェットティシュ・マスク等の衛生用品、ペットフード、ペット用品
28	災害時における応急対策に関する協定	熊本市農業協同組合	H29.3.29	(1)応急対策 食料品等の供給、日用品雑貨・燃料等の供給、緊急支援物資等の一時保管場所としての倉庫等の提供 (2)被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供、生活用水としての井戸水等農業用施設に供する水の提供
29	災害時における応急対策に関する協定	鹿本農業協同組合	H29.3.29	(1)応急対策 食料品等の供給、日用品雑貨・燃料等の供給、緊急支援物資等の一時保管場所としての倉庫等の提供 (2)被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供、生活用水としての井戸水等農業用施設に供する水の提供
30	災害時における応急対策に関する協定	熊本宇城農業協同組合	H29.3.29	(1)応急対策 食料品等の供給、日用品雑貨・燃料等の供給、緊急支援物資等の一時保管場所としての倉庫等の提供 (2)被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供、生活用水としての井戸水等農業用施設に供する水の提供
31	災害時における畳の提供に関する協定	熊本県畳工業組合熊本市支部	H29.11.17	避難所等への畳の提供
32	災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定	株式会社ホワイトトップ	H29.12.22	キャンピングカーの提供
33	災害時における物資の提供に関する協定	株式会社たらみ	H30.3.23	フルーツゼリーの提供
34	災害時における車輌の調達に関する協定	一般社団法人熊本県レンタカー協会	H31.2.19	自動車等の提供
35	災害時応急活動に関する協定	株式会社ナフコ	H31.2.28	次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等
36	災害時物資供給に関する協定	株式会社鶴屋百貨店	H31.2.28	次に掲げる物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他
37	災害時物資供給に関する協定	株式会社イズミ	H31.2.28	次に掲げる物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他
38	災害時応急活動に関する協定	イオン九州株式会社	H31.2.28	次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等
39	災害時における物資の供給に関する協定	生活協同組合くまもと	H31.2.28	次に掲げる物資の供給 食料及び飲料水、衣料寝具、日用品雑貨、調理用品、その他
40	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ローソン	H31.3.8	次に掲げる物資の供給 食料品、衣料、日用品雑貨、その他
41	災害時における段ボール製品の供給等に関する協定	南日本段ボール工業組合	H31.3.27	次に掲げる物資の供給 段ボール製簡易ベッド、段ボール製シート、段ボール製間仕切り、その他
42	大規模災害時における帰宅困難者等への救援物資の供給に関する協定	株式会社フードウェイ、九州産交ランドマーク株式会社	H31.4.16	食料品等の供給
43	健康増進に関する熊本市と大塚製薬株式会社との連携協定	大塚製薬株式会社	R1.5.28	(1)市民の健康づくり及び食育の推進 (2)熱中症予防等の市民の健康被害の防止の取組 (3)スポーツの振興、青少年の育成及び教育の推進 (4)災害時における飲料及び食料品の提供 (5)その他市民の健康増進に関する事項
44	災害時における物資の供給に関する協定	JR九州リテール株式会社・JR九州ファーストフーズ共同企業体	R1.8.1	次に掲げる物資の供給 食料品、医療衛生材料、日用品雑貨、その他
45	災害時応急活動に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	R1.12.16	(1)災害対応型自動販売機における機内在庫の無償提供 (2)飲料水の供給

No	協定（覚書）名称	締結先	締結日	内容
46	災害時応急活動に関する協定	株式会社ヒライ	R1.12.16	食料品等の供給
47	災害時応急活動に関する協定	株式会社めん食	R1.12.16	食料品等の供給
48	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	一般社団法人熊本県LPガス協会	R2.2.5	避難所等へのLPガスの供給
49	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社　ピカッシュ	R3.3.18	衛生用品等の供給
50	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	株式会社JR熊本シティ	R3.3.26	(1)飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等備蓄物資の帰宅困難者への提供 (2)帰宅困難者への設備の提供 (3)帰宅困難者の受入れに関する協力
51	災害時応急活動及び避難場所・施設利用に関する協定	株式会社　グッデイ	R3.4.23	(1)次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、食品、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等 (2)緊急避難場所としての敷地の提供 (3)支援物資の集積場所等の応急活動の拠点として使用
52	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ほっかほっか亭総本部	R3.12.10	次に掲げる物資の供給 食料及び飲料水、その他
53	災害時における物資の供給に関する協定	フタバ九州株式会社	R4.8.24	次に掲げる物資の供給 大型テント資機材類、屋外用仕切りフェンス幕類、屋内用間仕切りシステムパネル類、その他市が指定する物資
54	災害時における帰宅困難者等への支援に関する協定	日本生命保険相互会社	R4.12.16	(1)帰宅困難者等への備蓄物資の提供 (2)帰宅困難者等への電子機器を充電するための電力の提供
55	災害時における物資の供給に関する協定	大東建託株式会社	R5.2.10	次に掲げる物資の供給 作業関係、工具類、食料、飲料水、生活必需品、調理・電気用品、暖房機器、その他市が指定する物資
56	災害時物資供給に関する協定	株式会社ゆめマート熊本	R5.3.29	次に掲げる物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他
57	災害救助物資の供給等に関する協定	WAQ株式会社	R7.4.25	次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資 (1)　防災用品（簡易ベッド、マット、寝袋、LEDランタン等） (2)　その他甲が指定する物資
③　主に災害時応急活動に関する協定（75）				
58	災害等発生時における応急対策活動の協力に関する協定	熊本市管工事協同組合	H17.6.10	(1)応急給水 (2)水道管路の応急復旧 (3)避難所における貯水機能付給水管の設営支援 (4)情報収集及び広報
59	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本市造園建設業協会	H18.10.18	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2)重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3)風倒木の処理及び養生等の業務 (4)その他市が緊急に指示する予防措置や事後措置
60	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県電設業協会	H19.11.8	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2)重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3)市が指示する電気設備の復旧 (4)非常用発電機の提供 (5)その他市が指示する応急活動
61	災害時応急活動に関する協定	熊本市管工事協同組合	H19.11.8	(1)住民の一時避難場所等における上・下水道の確保のための応急復旧活動 (2)その他市が指示する応急活動
62	災害時応急活動に関する協定	熊本県石油商業組合熊本支部	H20.2.14	(1)市域内における給油所の帰宅困難者等の一時休憩所としての利用及び水道水・トイレの提供 (2)帰宅困難者等に対する災害情報及び道路情報の提供 (3)緊急車両への優先給油 (4)一時避難場所等への燃料の供給
63	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県産業資源循環協会	H21.5.8	災害廃棄物の処理等
64	災害時応急活動に関する協定	熊本市一般廃棄物処理業協同組合	H21.5.8	災害廃棄物の処理等
65	災害時応急活動に関する協定	熊本県電気工事業工業組合	H21.12.18	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2)重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3)市が指示する電気設備の復旧 (4)非常用発電機の提供 (5)その他市が指示する応急活動
66	災害時応急活動に関する協定	熊本県解体工事業協会	H22.6.28	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2)重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3)災害廃棄物の収集・運搬、処理、処分その他災害廃棄物の処理 (4)その他市が緊急に指示する予防措置や事後措置
67	大規模災害時における登記・境界に関する相談業務の実施に関する協定	熊本県土地家屋調査士会	H22.8.18	建物損壊、土地境界標の滅失等に係る登記・境界に関する相談業務
68	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人熊本県地質調査業協会	H22.10.19	(1)公共土木施設等の被害情報の収集及び市に対する報告 (2)公共土木施設等の応急対策及び災害復旧のための技術的助言、地質調査、解析等に対する提案 (3)市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務
69	大規模災害時の支援活動に関する協定	社団法人熊本県測量設計・建設コンサルタンツ協会	H22.10.19	(1)公共土木施設等の被害情報の収集及び市に対する報告 (2)公共土木施設等の応急対策及び災害復旧のための技術的助言、設計等に対する提案 (3)市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務
70	大規模災害時における応急対策に関する協定	熊本県塗装防水仕上業協同組合	H22.10.19	(1)公共施設、避難場所及び一般住宅等における汚泥の洗浄 (2)災害時に発生する一般廃棄物の指定場所への運搬 (3)被災構造物の簡易点検及び応急修理 (4)前３号に掲げるもののほか、必要と認める業務
71	熊本市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	H23.8.8	次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援 (1)所管施設の被害状況の把握 (2)情報連絡網の構築 (3)現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 (4)災害応急措置 (5)その他必要と認められる事項
72	大規模災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県景観施設業協会	H23.8.16	(1)市が管理する防球ネットや支柱及び遊具の撤去 (2)一時避難所におけるテントの設営 (3)その他市が指示する応急活動
73	災害時応急活動に関する協定	公益社団法人隊友会・熊本県隊友会	H24.3.23	(1)災害関連情報の収集及び伝達 (2)自主防災活動等への参加、協力 ア　消火、負傷者の救出・救助、応急手当及び搬送 イ　避難者の避難誘導及び災害時要援護者の介護 ウ　避難所の開設及び運営 エ　給水、炊き出し、物資・資材の管理及び配分その他の救援活動 (3)その他、市が必要と認める応急活動
74	災害時応急活動に関する協定	ＮＰＯ法人日本防災士会熊本県支部	H24.3.23	(1)災害関連情報の収集及び伝達 (2)自主防災活動等への参加、協力 ア　消火、負傷者の救出・救助、応急手当及び搬送 イ　避難者の避難誘導及び災害時要援護者の介護 ウ　避難所の開設及び運営 エ　給水、炊き出し、物資・資材の管理及び配分その他の救援活動 (3)その他、市が必要と認める応急活動

No	協定（覚書）名称	締結先	締結日	内容
75	大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定	一般社団法人熊本県ペストコントロール協会	H24. 3. 23	防疫活動の必要性がある場合における消毒活動、ねずみ・衛生害虫駆除活動
76	大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定	熊本県害虫消毒協同組合	H24. 3. 23	防疫活動の必要性がある場合における消毒活動、ねずみ・衛生害虫駆除活動
77	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社	H24. 10. 16	(1)西日本高速が管理する熊本市内に所在するサービスエリア・パーキングエリア等の施設の防災拠点としての活用 (2)休憩施設等の緊急開口部を活用した緊急車両の通行 (3)災害対策等に係る資機材及び物資の提供 (4)災害情報等の共有 (5)公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術支援 (6)相互の道路機能の共有
78	災害時における災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定	特定非営利活動法人九州救助犬協会	H24. 12. 3	災害救助犬による被災者の捜索活動
79	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定	熊本市災害し尿等対策協議会	H25. 5. 20	(1)し尿汚泥等の収集運搬 (2)移動式簡易トイレ等の設置及びその維持管理等
80	災害時の動物救援活動に関する協定	一般社団法人熊本県獣医師会熊本市支部	H25. 5. 31	(1)市が設置する被災動物救援センターに収容された所有者不明動物の健康管理及び治療 (2)市が開設する避難所の飼い主同伴動物の応急手当、健康管理及び健康相談 (3)会員の保有する施設を動物救護病院とし、飼育困難な動物及び所有者不明動物の一時保護及び治療等の協力 (4)保護収容した所有者不明動物情報の被災動物救援センターへの提供 (5)被災動物の健康相談及び飼育相談等動物救護活動に必要な措置
81	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人熊本県メンテナンス協会	H26. 11. 18	(1)市が管理する道路・橋梁における構造物及び付属物の被害情報の収集並びに報告 (2)市が管理する道路・橋梁における構造物及び付属物の撤去等簡易な応急措置 (3)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置
82	熊本市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	熊本市社会福祉協議会	H27. 3. 11	熊本市災害ボランティアセンターの設置運営
83	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本都市建設業協会	H27. 5. 18	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2)重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3)市が指示する土のうの確保及び現場への運搬業務 (4)その他市が緊急に指示する予防措置や事後措置
84	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	独立行政法人住宅金融支援機構	H27. 6. 30	(1)住宅相談窓口開設・運営 (2)住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談対応
85	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県道路舗装協会	H27. 10. 1	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2)重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3)市が指示する土のうの確保及び現場への運搬業務 (4)その他市が緊急に指示する予防措置や事後措置
86	災害時における技術支援協力に関する協定	一般社団法人全国さく井協会	H28. 4. 14	上下水道施設の被災調査や復旧業務に係る技術支援
87	災害時における技術支援協力に関する協定	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部	H28. 4. 14	上下水道施設の被災調査や復旧業務に係る技術支援
88	災害等発生時における応援対策活動の協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	H28. 4. 14	(1)下水道管渠機能の早期復旧支援 (2)避難所におけるマンホールトイレの設営支援
89	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会九州支部	H28. 4. 15	(1)市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置 (2)重機、資機材及び労力の供給又は待機 (3)その他市が緊急に指示する予防措置や事後措置
90	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人建設コンサルタンツ協会九州支部	H28. 4. 15	(1)公共土木施設等の被害情報の収集及び市に対する報告 (2)公共土木施設等の応急対策及び災害復旧のための技術的助言、設計等に対する提案 (3)市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務
91	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	熊本県行政書士会	H28. 4. 24	(1)被災支援相談窓口の設置 (2)市への会員の派遣
92	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人熊本県建築士事務所協会	H28. 5. 16	(1)公共施設の応急対策及び災害復旧のための調査、技術的助言、設計等に対する提案 (2)公共施設の災害復旧に関する測量及び設計業務 (3)市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務
93	大規模災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人熊本県設備設計事務所協会	H28. 5. 16	(1)公共施設の応急対策及び災害復旧のための調査、技術的助言、設計等に対する提案 (2)公共施設の災害復旧に関する測量及び設計業務 (3)市が緊急に行う必要があると認め、指示する業務
94	地震災害時の漏水調査技術員の派遣に関する協定	全国漏水調査協会	H28. 10. 25	管路施設の漏水調査を行う技術員の派遣
95	熊本市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	H28. 11. 14	(1)災害状況確認のための現地調査 (2)災害報告に必要な資料の作成 (3)簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他の維持又は修繕 (4)災害査定に必要な設計図書その他関係資料の作成及び災害査定への立合
96	災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県建築協会	H28. 12. 5	(1)市が管理する建築物及びその他の建築物の被害情報の収集 (2)公共建築物及びその他の建築物に起因する二次災害を防止するために必要な安全確保上の措置 (3)その他市が緊急に指示する応急活動
97	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	株式会社魚国総本社九州支社	H28. 12. 28	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し
98	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	九州綜合サービス株式会社	H28. 12. 28	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し
99	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	H28. 12. 28	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し
100	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	株式会社九州フードサプライセンター	H28. 12. 28	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し
101	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	株式会社総合人材センター	H28. 12. 28	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し
102	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	学校法人中村学園中村学園事業部	H28. 12. 28	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し
103	地域防災力向上のための相互協力に関する協定	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	H30. 8. 20	(1)市が実施する熊本市民参加型訓練の参画 (2)防災イベントの定期開催及び防災マネジメント (3)桜町再開発事業におけるエリア防災力向上 (4)自主防災組織の結成促進のための事業 (5)災害時におけるドローンによる情報収集
104	災害時における支援活動に関する協定	熊本地区生コンクリート協同組合	H30. 9. 21	(1)消火活動等を行うための消防用水の提供 (2)指定避難場所等への飲料水を除く生活用水の提供 (3)その他災害対応に必要な事項
105	「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定書」に関する実施細目	熊本県環境事業団体連合会	H30. 9. 27	(1)し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬 (2)仮設トイレの設置 (3)下水道を含む汚水の吸引及び移送

No	協定（覚書）名称	締結先	締結日	内容
106	大規模災害時応急活動に関する協定	一般社団法人熊本県優良住宅協会	H31. 3. 27	(1)木造仮設住宅の建設 (2)その他市が指示する応急活動
107	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	熊本県、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会	H31. 3. 27	応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供についての協力
108	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	熊本県、公益社団法人全日本不動産協会	H31. 3. 27	応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供についての協力
109	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	熊本県、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会	H31. 3. 27	応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供についての協力
110	災害時の上下水道局WEB受付システム等に関する協定	株式会社熊本流通情報センター	H31. 3. 28	(1)上下水道局WEB受付システムの稼働・運用 (2)上下水道局コールセンターの稼働・運用
111	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	熊本県、一般社団法人プレハブ建築協会	H31. 4. 1	応急仮設住宅の建設のための住宅建設業者のあっせん等の協力
112	電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定	日産自動車株式会社、熊本日産自動車株式会社、日産プリンス熊本販売株式会社	R1. 7. 22	(1)電気自動車の普及促進による市民の環境意識の向上 (2)災害時における電気自動車（EV）の活用による市民の安全確保 (3)電気自動車の普及を通じた地域課題の解決
113	災害時応急活動に関する協定	株式会社九州環境ネットワーク	R2. 3. 31	災害廃棄物の処理等
114	災害等発生時における応急対策活動の協力に関する協定	公益財団法人熊本市上下水道サービス公社	R2. 10. 21	(1)応急給水 (2)避難所における貯水機能付給水管の設営支援 (3)避難所におけるマンホールトイレの設営支援
115	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	医療法人社団清心会春日クリニック	R3. 3. 26	施設、設備、物資以外で帰宅困難者の受入れに関する協力
116	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	一般社団法人全国木造建設事業協会	R3. 3. 29	木材を使用した応急仮設住宅の建設のための住宅建設業者のあっせん等の協力
117	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	一般社団法人日本ムービングハウス協会	R3. 3. 29	応急仮設住宅としての移動式木造住宅の建設のための住宅建設業者のあっせん等の協力
118	災害等発生時における応急給水等業務の応援に関する協定	第一環境株式会社九州・沖縄支店	R3. 4. 1	応急給水及びその他の応急的業務の応援
119	災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人九州電気保安協会　熊本支部	R3. 4. 1	災害時における市有施設の電気設備の機能維持及び復旧
120	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	株式会社ジェイコム九州	R3. 7. 21	(1)備蓄倉庫及び区役所等から避難所への物資輸送 (2)ジェイコム九州が保有する物資等の提供 (3)その他必要と認めた事項
121	災害時における電動車両等の支援に関する協定	熊本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	R3. 10. 27	電動車両等の貸与
122	災害復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社熊本東配電事業所、熊本西配電事業所、玉名配電事業所、宇城配電事業所、大津配電事業所	R3. 12. 21	(1)復旧応援者用の施設借用 (2)道路啓開 (3)復旧作業
123	災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定	ハーベストネクスト株式会社	R4. 4. 1	(1)給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務及び給食再開に関する業務 (2)給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し
124	災害時における移動支援等に関する協定	チャリチャリ株式会社	R5. 4. 24	災害発生時に即時に必要となる細かな移動を自転車が担うもの (1)応急活動等に従事する職員に対するシェアサイクル自転車の提供 (2)自転車走行データの提供 (3)災害時における活動拠点等への公共ポートの確保
125	損害調査結果の提供及び利用について	三井住友海上火災保険㈱	R5. 7. 28	住家の被害認定調査の円滑化支援 三井住友海上火災保険株式会社が実施する住家の損害調査結果の提供及び利用
126	カーボンニュートラルの実現及びレジリエンス強化に関する連携協定	白鷺電気工業株式会社、しらさぎエナジー株式会社	R5. 12. 25	(1)再生可能エネルギー設備や電動車の普及促進によるカーボンニュートラルへの貢献 (2)災害時における電動車の活用による市民の安全確保
127	カーボンニュートラルの実現に向けた連携協定	九州旅客鉄道株式会社、住友商事株式会社、住友商事九州株式会社	R6. 2. 7	(1)再生可能エネルギーの普及拡大に関すること (2)省エネルギーの推進に関すること (3)地域の脱炭素化を通じたレジリエンスの強化に関すること (4)電気自動車等の普及拡大に関すること (5)公共交通機関の利用促進に関すること (6)防災教育と地域の担い手の育成に関すること
128	災害時における応急対策に係る業務に関する協定	一般社団法人　熊本県防水工事業協会	R6. 5. 29	(1)庁舎や市営住宅などの公共施設及び避難所における建物の壁及び床等の、高圧洗浄による汚泥等清掃 (2)被災構造物（コンクリート構造物等）の簡易点検及び応急処置 (3)ブルーシート及びロープ（以下「供給物資」という）の備蓄及び運搬 (4)その他、甲が必要と認める業務 建物の壁及び床等の、高圧洗浄による汚泥等清掃など
129	災害時における車両の移動等の協力に関する協定	一般社団法人　九州レッカー事業協力会	R6. 8. 23	災害時における道路上の車両の移動
130	災害時応急活動に関する協定書	熊本市清掃事業協同組合	R7. 3. 25	災害廃棄物の処理等
131	災害時における地域安全の確保等に係る警備業務の実施に関する協定	一般社団法人　熊本県警備業協会	R7. 4. 25	災害時における避難所等の避難者の誘導・整理及び犯罪防止等のための警戒業務、緊急交通路の確保のための交通誘導警備業務、災害廃棄物の仮置場等における災害廃棄物の搬入及び搬出車両等の誘導及び整理業務
再掲	災害時における生活用水等の供給及び平常時における防災活動への協力に関する協定	公益財団法人熊本ＹＭＣＡ	H24. 6. 1	(1)生活用水の供給 (2)被災者の救援・救助に伴う施設・備品の提供 (3)ボランティアコーディネート・ボランティア活動等の支援 (4)前号までに掲げるものの他、要請があった支援等
④　主に放送・通信に関する協定（５）				
132	アマチュア無線による災害時応援協定	社団法人日本アマチュア無線連盟熊本県支部	H12. 5. 17	情報収集伝達の協力
133	熊本市災害等緊急放送に関する協定	株式会社熊本シティエフエム	H23. 3. 1	災害緊急放送の実施
134	災害発生時の被災者支援情報の放送に関する協定	株式会社ジェイコム九州	H25. 8. 30	被災者支援情報の放送
135	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社 熊本支店	R1. 7. 24	特設公衆電話の設置及び利用等
136	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R4. 6. 17	次の中から、両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものの実施 (1)熊本市が運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること (2)熊本市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること (3)熊本市の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること (4)災害発生時の熊本市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること (5)熊本市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、この必要救援物資に関する情報ををヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること

No	協定（覚書）名称	締結先	締結日	内容
⑤	主に福祉避難所に関する協定（15）			
137	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本市老人福祉施設協議会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H24. 10. 17	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営
138	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	学校法人銀杏学園熊本保健科学大学	H25. 5. 17	福祉避難所の設置運営
139	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本県特定施設入居者生活介護事業者連絡協議会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H25. 11. 6	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営
140	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人熊本県コロニー協会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H26. 1. 8	福祉避難所の設置運営
141	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本県身体障害児者施設協議会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H26. 3. 28	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営
142	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	熊本県知的障がい者施設協会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H26. 3. 28	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営
143	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	公益社団法人熊本県精神科協会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H26. 3. 28	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営
144	災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定	一般社団法人熊本県老人保健施設協会、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	H26. 8. 6	福祉避難所及び緊急入所施設の設置運営
145	災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所利用に関する基本協定・覚書	国立大学法人熊本大学	H31. 1. 30	福祉子ども避難所の設置運営の支援
146	災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所利用に関する基本協定・覚書	熊本県立熊本支援学校	H31. 1. 30	福祉子ども避難所の設置運営の支援
147	災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所利用に関する基本協定・覚書	熊本県立盲学校	H31. 1. 30	福祉子ども避難所の設置運営の支援
148	災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所利用に関する基本協定・覚書	熊本県立熊本聾学校	H31. 1. 30	福祉子ども避難所の設置運営の支援
149	災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所利用に関する基本協定・覚書	熊本県立熊本かがやきの森支援学校	H31. 1. 30	福祉子ども避難所の設置運営の支援
150	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	熊本市旅館ホテル組合、熊本市観光旅館ホテル協同組合	H31. 3. 25	要配慮者等への宿泊施設の提供
151	災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所利用に関する基本協定・覚書	熊本県立熊本はばたき高等支援学校	R3. 4. 16	福祉子ども避難所の設置運営の支援
⑥	主に避難場所提供に関する協定（45）			
152	災害時における株式会社テレビ熊本と熊本市の協力に関する覚書	株式会社テレビ熊本	H10. 9. 28	(1)避難場所としての敷地の一部使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用
153	避難所施設利用に関する協定	熊本県立熊本高等学校	H24. 7. 31	避難場所等としての施設の一部使用
154	避難所施設利用に関する協定	熊本県立済々黌高等学校	H24. 7. 31	避難場所等としての施設の一部使用
155	避難所施設利用に関する協定	熊本県立第二高等学校	H24. 7. 31	避難場所等としての施設の一部使用
156	避難所施設利用に関する協定	熊本県立熊本西高等学校	H24. 7. 31	避難場所等としての施設の一部使用
157	避難所施設利用に関する協定	熊本県立熊本工業高等学校	H24. 7. 31	避難場所等としての施設の一部使用
158	避難所施設利用に関する協定	熊本県立熊本北高等学校	H25. 1. 22	避難場所等としての施設の一部使用
159	災害等緊急時における施設利用に関する覚書	熊本学園大学	H25. 1. 31	避難場所等としての施設の一部使用
160	避難所施設利用に関する協定	熊本県立熊本商業高等学校	H25. 3. 1	避難場所等としての施設の一部使用
161	災害等緊急時における施設利用に関する覚書	国立大学法人熊本大学	H25. 3. 12	避難場所等としての施設の一部使用
162	避難所施設利用に関する協定	熊本県立湧心館高等学校	H25. 7. 10	避難場所等としての施設の一部使用
163	避難所施設利用に関する協定	熊本県立熊本農業高等学校	H25. 7. 10	避難場所等としての施設の一部使用
164	災害発生時における相互協力に関する協定	熊本刑務所	H29. 5. 12	避難場所等としての施設の一部使用
165	避難所施設利用に関する協定	公立大学法人熊本県立大学	H30. 3. 19	避難場所等としての施設の一部使用
166	災害発生時における相互協力に関する協定	熊本県漁業協同組合連合会	H30. 4. 27	避難場所等としての施設の一部使用
167	災害発生時における熊本市と熊本市関係郵便局の協力に関する協定	熊本市内郵便局	H30. 10. 5	(1)緊急車両等としての車両の提供 (2)被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 (3)郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策（郵便物の料金免除等） (5)郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供 (6)避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項 (7)株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い (8)前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
168	大規模災害時における帰宅困難者等への支援に関する協定	熊本桜町ビル公益・事業施設一部管理組合	H31. 4. 16	(1)一時滞在施設への受入れ (2)一時滞在施設への誘導 (3)帰宅困難者等への備蓄物資の提供、その他の支援
169	熊本産業展示場（グランメッセ熊本）における大規模大害等発生時の利用者等対応に関する覚書	熊本県、熊本産業文化振興株式会社、益城町	R2. 2. 5	大規模災害等発生時における熊本産業展示場利用者等への対応に関する基本的事項
170	災害発生時における学校施設の指定緊急避難場所利用に関する基本協定・覚書	熊本県立東稜高等学校	R2. 2. 21	避難場所等としての施設の一部使用
171	災害時の避難場所・施設利用に関する協定	医療法人弘仁会熊本総合医療リハビリテーション学院	R2. 6. 18	(1)緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用
172	熊本市災害ボランティアセンターの設置場所に関する協定	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会、国立大学法人熊本大学	R2. 8. 24	災害ボランティアセンターの設置場所の提供
173	熊本市災害ボランティアセンターの設置場所に関する協定	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会、学校法人銀杏学園熊本保健科学大学	R2. 8. 24	災害ボランティアセンターの設置場所の提供
174	災害時の避難場所・施設利用に関する協定	医療法人社団香聖会	R3. 1. 11	(1)緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用
175	災害時の避難場所・施設利用に関する協定	熊本県酪農業協同組合連合会	R3. 1. 11	(1)緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用
176	災害時の避難場所・施設利用に関する協定	社会福祉法人沼山津福祉会	R3. 1. 11	(1)緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用
177	災害時の避難場所・施設利用に関する協定	社会福祉法人金峰会	R3. 1. 11	(1)緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用

No	協定（覚書）名称	締結先	締結日	内容
178	災害時の避難場所及び遺体安置所の施設利用に関する協定	熊本県、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ	R3. 3. 22	(1)指定緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用 (3)遺体安置所としての施設の使用 (4)遺体安置所としての管理運営のための資機材の使用
179	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	ANDO HOTEL KUMAMOTO株式会社	R3. 3. 26	(1)退避施設としての施設の一部使用 (2)飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等備蓄物資の帰宅困難者への提供 (3)帰宅困難者への設備の提供 (4)その他帰宅困難者の受入れに関する協力
180	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	九州旅客鉄道株式会社熊本支社	R3. 3. 26	(1)退避施設としての施設の一部使用 (2)飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等備蓄物資の帰宅困難者への提供 (3)帰宅困難者への設備の提供 (4)その他帰宅困難者の受入れに関する協力
181	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	株式会社東横INN熊本駅前	R3. 3. 26	(1)退避施設としての施設の一部使用 (2)帰宅困難者への設備の提供 (3)その他帰宅困難者の受入れに関する協力
182	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	九州財務局（熊本地方合同庁舎）	R3. 3. 26	(1)退避施設としての施設の一部使用 (2)飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等備蓄物資の帰宅困難者への提供 (3)帰宅困難者への設備の提供 (4)その他帰宅困難者の受入れに関する協力
183	災害時の避難場所・施設利用に関する協定	学校法人熊本YMCA学園	R3. 4. 22	緊急避難場所としての施設の使用
184	災害時のペット同伴避難所に関する協定	学校法人昭徳学園　九州動物学院	R3. 5. 26	ペット同伴避難所としての施設の使用
185	災害時の避難場所としての施設利用に関する協定	熊本県、公益財団法人熊本県武道振興会	R4. 3. 1	指定緊急避難場所としての施設の使用
186	災害時の避難場所・施設使用に関する協定	株式会社家族葬のファミーユ	R4. 8. 26	(1)指定緊急避難場所としての施設及び駐車場の使用 (2)避難者への物資等の提供 (3)支援物資の集積場所等の拠点としての使用
187	災害時の避難場所としての施設使用に関する協定	学校法人東海大学	R5. 1. 17	(1)指定緊急避難場所としての施設及び駐車場の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用
188	災害時の避難場所・施設使用に関する協定	作州商事株式会社	R5. 3. 14	指定緊急避難場所としての施設の使用
189	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	九州フィナンシャルグループ	R4. 5. 19	(1)退避施設としての施設の一部使用 (2)飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等備蓄物資の帰宅困難者への提供 (3)帰宅困難者への設備の提供 (4)その他帰宅困難者の受入れに関する協力
190	災害時における帰宅困難者等への支援に関する協定書	株式会社あつまるホールディングス	R7. 5. 28	(1)駐車場2,081㎡のうち、災害時の空スペースを帰宅困難者等へ提供 (2)その他帰宅困難者等の受入れに関する協力
再掲	災害時応急活動に関する協定	熊本県石油商業組合熊本支部	H20. 2. 14	(1)市域内における給油所の帰宅困難者等の一時休憩所としての利用及び水道水・トイレの提供 (2)帰宅困難者等に対する災害情報及び道路情報の提供 (3)緊急車両への優先給油 (4)一時避難場所等への燃料の供給
再掲	災害時における物資の供給等に関する協定	マックスバリュ九州株式会社、株式会社メガスポーツ、イオンタウン株式会社	H28. 11. 1	(1)物資の供給 食料品、衣料寝具、日用品雑貨、その他 (2)被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水、トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供
再掲	災害時における応急対策に関する協定	熊本市農業協同組合	H29. 3. 29	(1)応急対策 食料品等の供給、日用品雑貨・燃料等の供給、緊急支援物資等の一時保管場所としての倉庫等の提供 (2)被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供、生活用水としての井戸水等農業用施設に供する水の提供
再掲	災害時における応急対策に関する協定	鹿本農業協同組合	H29. 3. 29	(1)応急対策 食料品等の供給、日用品雑貨・燃料等の供給、緊急支援物資等の一時保管場所としての倉庫等の提供 (2)被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供、生活用水としての井戸水等農業用施設に供する水の提供
再掲	災害時における応急対策に関する協定	熊本宇城農業協同組合	H29. 3. 29	(1)応急対策 食料品等の供給、日用品雑貨・燃料等の供給、緊急支援物資等の一時保管場所としての倉庫等の提供 (2)被災者支援 避難場所としての施設の提供、水道水・トイレ等の提供、テレビ・ラジオ等で知りえた災害情報の提供、生活用水としての井戸水等農業用施設に供する水の提供
再掲	災害時応急活動及び避難場所・施設利用に関する協定	株式会社　グッデイ	R3. 4. 23	(1)次に掲げる物資の供給 作業関係、日用品、食品、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等 (2)緊急避難場所としての敷地の提供 (3)支援物資の集積場所等の応急活動の拠点として使用
⑦　主に葬祭業務に関する協定（５）				
191	災害時における葬祭業務の提供に関する協定	熊本県葬祭事業協同組合	H31. 3. 27	(1)棺の供給 (2)ドライアイスの供給 (3)葬祭用品の供給 (4)遺体の搬送
192	災害時における葬祭業務の提供に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	H31. 3. 27	(1)棺の供給 (2)ドライアイスの供給 (3)葬祭用品の供給 (4)遺体の搬送
193	災害時における遺体搬送及び葬祭業務の提供に関する協定	熊本県霊柩自動車協会	H31. 4. 1	(1)遺体の搬送 (2)棺の供給 (3)ドライアイスの供給 (4)葬祭用品の供給
194	災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定	内村酸素株式会社	R1. 10. 1	遺体保存用ドライアイスの供給
再掲	災害時の避難場所及び遺体安置所の施設利用に関する協定	熊本県、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ	R3. 3. 22	(1)指定緊急避難場所としての施設の使用 (2)支援物資の集積場所等の拠点としての使用 (3)遺体安置所としての施設の使用 (4)遺体安置所としての管理運営のための資機材の使用
⑧　主に物資輸送に関する協定（３）				
195	災害時における物資の輸送及び物流拠点の運営に関する協定	公益社団法人熊本県トラック協会	H31. 3. 1	(1)市が指定する施設及び市が指定した物流拠点等への物資等の輸送 (2)市が管理する施設及び市が指定した物流拠点等から避難所等への物資等の配送 (3)市が指定した物流拠点の運営 (4)市が管理する施設及び物流拠点の運営に必要な資機材の提供 (5)物流業務におけるアドバイザーの派遣
196	災害時における物資の輸送及び物流拠点の運営に関する協定	佐川急便株式会社	H31. 3. 1	(1)市が管理する施設及び市が指定した物流拠点等から避難所等への物資の配送 (2)市が指定した物流拠点の運営 (3)市が管理する施設及び物流拠点の運営に必要な資機材の提供 (4)物流業務におけるアドバイザーの派遣
197	災害時における物資の輸送及び物流拠点の運営に関する協定	ヤマト運輸株式会社	R4. 10. 5	(1)市が管理する施設及び市が指定した物流拠点等から避難所等への物資の配送 (2)市が指定した物流拠点の運営 (3)市が管理する施設及び物流拠点の運営に必要な資機材の提供 (4)物流業務におけるアドバイザーの派遣

8-4 災害時における井戸水の提供

地震等の災害により、広域的な断水が発生した場合、上水道が復旧するまでの間、これを補完するものとして民間の事業者が管理する市内にある井戸の水を応急用の飲料水又は生活用水として地域住民に提供するもの。また、災害協定に基づく利用が可能な井戸や、市が管理する災害用井戸として、駅前広場や地下水位観測用の井戸の一部についても応急用の生活用水の給水設備として活用する。

災害用井戸の登録状況について

災害時協力企業井戸一覧　　令和6年4月1日現在

区名		井戸所有企業名	井戸所在地	用途
中央区	1	（医）起生会　表参道吉田病院	熊本市中央区北千反畑町2番5号	飲料用
	2	ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ	熊本市中央区東阿弥陀寺町2番地	飲料用
	3	医療法人　創起会　くまもと森都総合病院	熊本市中央区大江3丁目2番65号	生活用水
	4	熊本内科病院	熊本市中央区手取本町7番1号	飲料用
	5	熊本和数奇司館	熊本市中央区上通町7番35号	飲料用
	6	KKRホテル熊本	熊本市中央区千葉城町3番31号	飲料用
	7	（株）HACCYOU	熊本市中央区神水1丁目14番68号	飲料用
	8	熊本学園大学	熊本市中央区大江2丁目5番1号	生活用水
	9	一般財団法人　杏仁会　江南病院	熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号	飲料用
	10	（医）清和会　水前寺とうや病院	熊本市中央区水前寺5丁目2番22号	飲料用
	11	テトリアくまもとビル	熊本市中央区手取本町8番1号	生活用水
	12	鶴屋百貨店	熊本市中央区手取本町６番１号	生活用水
	13	（株）マルショク　サンリブシティくまなん	熊本市中央区平成3丁目23番30号	生活用水
	14	（有）水前寺東濱屋	熊本市中央区出水1丁目8番27号	飲料用

	15	共栄観光株式会社　湯らっくす	熊本市中央区本荘町７２２番地	飲料用
	16	社会福祉法人　慈愛園	熊本市中央区神水１丁目１４番１号	飲料用
	17	スポーツクラブ&スパ　ルネサンス熊本南	熊本市中央区南熊本１丁目９番２５号　Ａｃｔｙくまもと 3F	生活用水
	18	社会福祉法人　ゆりえ会	熊本市中央区出水７丁目９０番１号	生活用水
	19	学校法人　鎮西学園	熊本市中央区九品寺３丁目１番１号	生活用水
	20	開新高等学校	熊本市中央区大江６丁目１番３３号	生活用水
	21	（医）堀尾会　熊本託麻台リハビリテーション病院	熊本市中央区帯山８丁目２番１号	飲料用
	22	公益財団法人　熊本県立劇場	熊本市中央区大江２丁目７番１号	生活用水
	23	学校法人　九州学院	熊本市中央区大江５丁目２番１号	生活用水
	24	社会医療法人　芳和会　くわみず病院	熊本市中央区神水１丁目１４番４１号	生活用水
	25	出水神社	熊本市中央区水前寺公園８番１号	飲料用
	26	ＫＫＴくまもと県民テレビ	熊本市中央区大江 2 丁目 1 番 10 号	生活用水
	27	日栄平井株式会社	熊本市中央区新町３丁目 1 番２０号	生活用水
	28	株式会社　岩永組	熊本市中央区南熊本 4 丁目 4 番 10 号	生活用水
	29	（有）オモキ屋　オモケンパーク	熊本市中央区上通町７番７－１号	飲料用
東区	1	熊本バス（株）	熊本市東区画図町重富 600 番地	生活用水
	2	西日本エレクトロニクス工業（株）	熊本市東区長嶺西１丁目８番 34 号	生活用水
	3	（社福）長嶺会　もみの木園	熊本市東区長嶺東 5 丁目 6 番 123 号	飲料用
	4	熊本森永乳業（株）	熊本市東区鹿帰瀬町 431 番 1 号	飲料用
	5	熊本県酪農業協同組合連合会熊本工場	熊本市東区戸島 5 丁目 10 番 15 号	飲料用
	6	千代田工業株式会社	熊本市東区尾ノ上 2 丁目 18 番 3 号	生活用水

	7	熊本県立大学	熊本市東区月出 3 丁目 1 番 100 号	飲料用
	8	ＪＡ熊本果実連	熊本市東区小山町 1846 番地	飲料用
	9	熊本総合鉄工団地協同組合	熊本市東区長嶺西 1 丁目 4 番 28 号	生活用水
	10	くまもと成仁病院	熊本市東区戸島２丁目３番１５号	生活用水
	11	（業）　石坂グループ	熊本市東区戸島町２８７４番地	生活用水
	12	（福）百八会　シルバーピアさくら樹	熊本市東区佐土原３丁目１２番２６号	飲料用
	13	（福）明芳会	熊本市東区長嶺南４丁目１２番６５号	生活用水
	14	熊本味岡生コンクリート（株）	熊本市東区戸島西２丁目６番３号	生活用水
	15	日研工業　株式会社	熊本市東区長嶺南７丁目１番６号	生活用水
	16	株式会社　アネシス	熊本市東区長嶺南８丁目８番５５号	飲料用
	17	九州高速道路ターミナル（株）	熊本市東区小山３丁目２番５０号	飲料用
北区	1	熊本機能病院	熊本市北区山室 6 丁目 8 番 1 号	飲料用
	2	株式会社　弘乳舎	熊本市北区高平 3 丁目 43 番 2 号	飲料用
	3	株式会社　まるふく	熊本市北区和泉町 654 番 1 号	生活用水
	4	（株）リョーユーパン熊本工場	熊本市北区植木町舞尾 671 番地	飲料用
	5	（株）フンドーダイ	熊本市北区楠野町 972 番地	飲料用
	6	明生病院	熊本市北区大窪 2 丁目 6 番 20 号	生活用水
	7	（株）フードパル熊本（とれたて市）	熊本市北区和泉町 189 番地 24	飲料用
	8	熊本カーハイテクセンター協同組合	熊本市北区明徳町字台良 205 番	生活用水
	9	博陽工業（株）	熊本市北区植木町岩野 1657 番 2 号	飲料用
	10	医療法人　横田会　向陽台病院	熊本市北区植木町鐙田 1025 番地	飲料用

	11	（株）ＪＳＰ九州工場	熊本市北区植木町宮原 553 番地	飲料用
	12	ホシサン株式会社	熊本市北区龍田弓削 1 丁目 28 番 8 号	飲料用
	13	平田機工（株）本社／熊本工場	熊本市北区植木町一木１１１番地	生活用水
	14	社会福祉法人　青山会	熊本市北区鹿子木町４０５番地	生活用水
	15	チャレンジめいとくの里	熊本市北区明徳町７０５番地１	生活用水
	16	TKU　テレビ熊本	熊本市北区徳王 1 丁目 476 番 3 号	飲料用
南区	1	コカ・コーラボトラーズジャパン（株）熊本工場	熊本市南区南高江 3 丁目 5 番 1 号	飲料用
	2	医療法人小林会　介護老人保健施設桔梗苑	熊本市南区城南町沈目 1481 番地	飲料用
	3	みなみＹＭＣＡ	熊本市南区田迎 5 丁目 12 番 50 号	生活用水
	4	五木食品（株）	熊本市南区城南町坂野 945 番地	飲料用
	5	うなぎの徳永　富合店	熊本市南区富合町清藤 83 番 1 号	生活用水
	6	日豊食品工業（株）	熊本市南区城南町築地 624 番 19 号	生活用水
	7	アイシン九州（株）	熊本市南区城南町舞原字西５００番 1 号	飲料用
	8	医療法人　博光会　御幸病院	熊本市南区御幸笛田 6 丁目 7 番 40 号	飲料用
	9	熊本県養鰻漁業協同組合	熊本市南区富合町釈迦堂 666 番地	飲料用
	10	（社）恩賜財団　済生会熊本病院外来がん治療センター	熊本市南区近見５丁目４番１号	飲料用
	11	医療法人　社団　　井上会ひかりテラス病院	熊本市南区城南町今吉野１０２０番地	飲料用
	12	社会福祉法人　恵春会　障害者支援施設　くまむた荘	熊本市南区城南町沈目１５０２番地	飲料用
	13	（特定医）　萬生会　熊本第一病院	熊本市南区田迎町田井島２２４番地	飲料用
	14	イケダ食品（株）	熊本市南区護藤町８６１番地８	飲料用
	15	（医）城南ヘルスケアグループくまもと南部広域病院	熊本市南区城南町舞原無番地	飲料用

	16	特別養護老人ホーム　こぼり苑	熊本市南区護藤町１５８６番地	生活用水
	17	社会福祉法人　熊本南福祉会	熊本市南区平成２丁目６番９号	生活用水
	18	軽費老人ホーム　富貴苑	熊本市南区御幸笛田６丁目６番７０号	飲料用
	19	特別養護老人ホーム　みゆき園	熊本市南区御幸笛田６丁目６番７１号	飲料用
	20	株式会社　城南曙生コンクリート	熊本市南区城南町塚原２０４番地１	飲料用
	21	松栄グループ	熊本市南区田迎 1 丁目 4 番 6 号	生活用水
	22	西日本食品工業株式会社	熊本市南区幸田 2 丁目 6 番 1 号	生活用水
西区	1	金剛（株）	熊本市西区上熊本 3 丁目 8 番 1 号	生活用水
	2	桜が丘病院	熊本市西区池田 3 丁目 44 番 1 号	生活用水
	3	（株）エコポート九州	熊本市西区新港 1 丁目 4 番 10 号	生活用水
	4	株式会社　ヒライ　本社工場	熊本市西区春日 7 丁目 26 番 70 号	飲料用
	5	熊本市場冷蔵株式会社	熊本市西区田崎町 484 番地	生活用水
	6	和の郷	熊本市西区中原町 504 番地	生活用水
	7	ワン・ステーションホテル熊本	熊本市西区春日１丁目１３番１号	飲料用
	8	（株）TaKuRoo	熊本市西区上熊本３丁目１番３６号	生活用水
	9	高齢者総合福祉施設　三和荘	熊本市西区城山大塘４丁目１番１５号	生活用水
	10	熊本推進建設株式会社	熊本市西区蓮台寺１丁目１３番６号	生活用水
	11	（福）同胞友愛会　友愛会銀杏寮	熊本市西区春日５丁目１７番３６号	飲料用

※肥後銀行の防災井戸：流通団地支店・上熊本支店・渡鹿支店・京塚支店・秋津支店・肥後銀行事務センター（市内６箇所全て生活用水）

※災害時の帰宅困難者の受け入れ等に関する協定に基づく、㈱九州フィナンシャルグループ（熊本市西区春日１丁目ビル内）所有の井戸は生活用水

地下水位観測井戸一覧

区名	番号	所在地	用途
中央区	1	熊本市中央区琴平１丁目９－43 （春竹小学校）	生活用水
東区	1	熊本市東区月出６丁目２－147 （月出地域コミュニティセンター）	生活用水
	2	熊本市東区上南部２丁目 21－1 （東部中学校）	生活用水
北区	1	熊本市北区鹿子木町 66 （北部まちづくりセンター・公民館）	生活用水
南区	1	熊本市南区良町４丁目８－1 （浜線健康パーク）	生活用水
西区	1	熊本市西区河内町船津 791 （河内交流室・公民館）	生活用水

災害用井戸一覧

区名	番号	所在地	用途
西区	1	熊本市西区春日３丁目 601-11 （熊本駅白川口駅前広場）	生活用水

9 災害救助法

項目	ページ
9－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について	365

9-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

（平成25年内閣府告示第228号）

この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、本部長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所の供与	(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 (2) 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用することを原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。 (3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第４条第２項に規定する避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、１人１日当たり 350 円以内とする。 (4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。 (5) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。 (6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。 (1) 建設型応急住宅 ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であるものとする。 イ 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000 円以内とする。 ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。 エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できるものとする。 オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限（2 年以内）までとする。 キ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 (2)賃貸型応急住宅 ア 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。
炊き出しその他による食品の給与	(1) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>救助の程度、方法及び期間</th></tr>
<tr><td></td><td>(2) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
(3) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,330円以内とする。
(4) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>(1) 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
(2) 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
(3) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
(2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
ア 被服、寝具及び身の回り品
イ 日用品
ウ 炊事用具及び食器
エ 光熱材料
(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。
ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>季別</th><th>1人世帯の額</th><th>2人世帯の額</th><th>3人世帯の額</th><th>4人世帯の額</th><th>5人世帯の額</th><th>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr>
<tr><td>夏季</td><td>19,800円</td><td>25,400円</td><td>37,700円</td><td>45,000円</td><td>57,000円</td><td>8,300円</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>32,800円</td><td>42,400円</td><td>59,000円</td><td>69,000円</td><td>87,000円</td><td>12,000円</td></tr>
</table>
イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>季別</th><th>1人世帯の額</th><th>2人世帯の額</th><th>3人世帯の額</th><th>4人世帯の額</th><th>5人世帯の額</th><th>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr>
<tr><td>夏季</td><td>6,500円</td><td>8,700円</td><td>13,000円</td><td>15,900円</td><td>20,000円</td><td>2,800円</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>10,400円</td><td>13,600円</td><td>19,400円</td><td>23,000円</td><td>29,000円</td><td>3,800円</td></tr>
</table>
(4) 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。
(2) 医療は、救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。
(3) 医療は、次の範囲内において行うものとする。
ア 診療
イ 薬剤又は治療材料の支給
ウ 処置、手術その他の治療及び施術
エ 病院又は診療所への収容
オ 看護
(4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。
(5) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>(1) 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。
(2) 助産は、次の範囲内において行うものとする。
ア 分べんの介助
イ 分べん前及び分べん後の処置
ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
(3) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、</td></tr>
</table>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。 (4) 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。
被災者の救出	(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。 (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。 (3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。
被災した住宅の応急修理	(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。 イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、当該修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、当該修理のために支出できる費用は、1 世帯当たり 51,500 円以内とすること。 ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了すること。 (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ア 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。 イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、当該修理のために支出できる費用は、1 世帯当たり次に掲げる額以内とすること。 (ｱ) (ｲ)に掲げる世帯以外の世帯　717,000 円 (ｲ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　348,000 円
生業に必要な資金の貸与	(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 (2) 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。 (3) 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。 ア 生業費　1 件当たり　30,000 円 イ 就職支度費　1 件当たり　15,000 円 (4) 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。 ア 貸与期間　2 年以内 イ 利子　無利子 (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。
学用品の給与	(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 ア 教科書代 (ｱ) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (ｲ) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具費及び通学用品費 (ｱ) 小学校児童　1 人当たり　5,200 円 (ｲ) 中学校生徒　1 人当たり　5,500 円 (ｳ) 高等学校等生徒　1 人当たり　6,000 円 (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品につ

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	いては 15 日以内に完了しなければならない。
埋葬	(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 (2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 ア 棺（附属品を含む。） イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ウ 骨つぼ及び骨箱 (3) 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人 226,100 円以内、小人 180,800 円以内とする。 (4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
死体の捜索	(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 (2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。 (3) 死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
死体の処理	(1) 死体の処理は。災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。 (2) 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案 (3) 検案は、原則として救護班において行うものとする。 (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,600 円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は 1 体当たり 5,700 円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができるものとする。 ウ 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。 (5) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	(1) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が 140,000 円以内とする。 (3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の捜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 (2) 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。 (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
実費弁償	(1) 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者 ア　日当 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めるものとする。 イ　時間外勤務手当 職種ごとに、アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 ウ　旅費 職種ごとに、アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とする。 (2) 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。
救助事務費	(1) 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。 ア　時間外勤務手当 イ　賃金職員等雇上費 ウ　旅費 エ　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。） オ　使用料及び賃借料 カ　通信運搬費 キ　委託費 (2) 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。 ア　3,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 10 イ　3,000 万円を超え 6,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ウ　6,000 万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 エ　1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 オ　2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 カ　3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 キ　5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4 (3) 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第 2 条から第 13 条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第 14 条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第 9 条第 2 項に規定する損失補償に要した費用の額、令第 8 条第 2 項に定めるところにより算定した法第 12 条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、本部長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

１０　避難対策

項目	ページ
１０－１　指定緊急避難場所（スペース）・指定避難所	371
１０－２　福祉避難所・福祉子ども避難所	394
１０－３　広域避難場所	399
１０－４　災害危険区域内の要配慮者利用施設	400

10-1 指定緊急避難場所（スペース）・指定避難所

(1) 指定緊急避難場所（スペース）（以下、「指定緊急避難場所」という。）について

（運動場、校舎、体育館、庁舎、公園、河川敷等）

本市が指定する指定緊急避難場所について、「校区」「名称」「所在地」「施設内容」「災害種別」を一覧表に記したものである。

(2) 災害種別における指定緊急避難場所の表記について

ア．地震　「　○　」・・・建物については、耐震性があるもの。
「　△　」・・・建物については、耐震性が一部十分でないもの。
「　×　」・・・建物については、耐震性がないもの。

イ．洪水・高潮「　○　」・・・洪水浸水想定区域図や高潮ハザードマップ（H23.3）において浸水域ではないもの。
「　△　」・・・洪水浸水想定区域図や高潮ハザードマップ（H23.3）において浸水域であるが、垂直避難が可能なもの。
「　×　」・・・洪水浸水想定区域図や高潮ハザードマップ（H23.3）において浸水域であり、垂直避難が困難なもの。

ウ．土砂　「　○　」・・・土砂災害特別警戒区域等に指定されておらず、周辺経路等の全てが安全避難できるもの。
「　×　」・・・土砂災害特別警戒区域等に指定されており、また、周辺経路等についても土砂災害特別警戒区域等に指定されており、安全に避難できないもの。

エ．津波　「　○　」・・・津波ハザードマップにおいて津波警戒ライン内ではないもの。
「　×　」・・・津波ハザードマップにおいて津波警戒ライン内であるもの。

※　記号表記については、国・県が公表したデータを基に表示

※　市が指定緊急避難場所として使用する際は、災害の規模、性状、状況等により異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、使用の可否を判断する必要がある。

◎用語解説

・耐震性があるもの
→　①新耐震基準の施設
②旧耐震の施設であっても、耐震診断の結果、耐震基準を満たしている若しくは改修している施設。
※但し、「○」「△」の施設であっても、安全確認を行った上で開設することを条件とする。

・洪水の浸水域
→　国・県が公表した浸水想定区域図に基づき、予測される浸水区域。

・高潮の浸水域
→　県が公表した高潮浸水区域図に基づき、予測される浸水区域。

・土砂災害特別警戒区域等
→　土砂災害（急傾斜地、土石流、地すべり）が発生するおそれのある場所として、県が公表した区域、箇所。

・津波警戒ライン
→　津波ハザードマップにより、警戒が必要とされるライン。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所の箇所数（令和7年4月1日現在）

区	指定緊急 避難場所	指定避難所
中央区	79	37
東区	62	33
西区	51	30
南区	63	42
北区	64	40
合計	319	182

注）各まちづくりセンター・公民館については、まちづくりセンター内の公民館（※一部例外あり）が避難所となっており、まちづくりセンター全体が避難所ではありません。

①【中央区】指定緊急避難場所

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
1	出水校区	出水小学校	中央区出水１丁目１番７５号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
2		熊本国府高校	中央区国府２丁目１５－１	運動場	○	×	○	○	○
3		ゆめマート水前寺駅（駐車場）	中央区水前寺１丁目４番８号	駐車場	○	×	○	○	○
4	出水南校区	出水南小学校	中央区出水４丁目１番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
5		出水中学校	中央区出水５丁目３番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
6		出水南中学校	中央区出水７丁目８６番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
7		湧心館高校	中央区出水４丁目１番号	運動場	○	×	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
8		ゆめマートえづ（駐車場）	中央区出水４丁目３９番２８号	駐車場	○	×	○	○	○
9	一新校区	一新小学校	中央区新町３丁目１０番４５号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
10		西山中学校	中央区島崎１丁目２７番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
11		二の丸広場	中央区二の丸２	公園	○	×	○	○	○
12		第一高校	中央区古城町３番１号	運動場	○	×	○	×	○
13		熊本YMCA本館	中央区段山本町４－１	学校	○	△	○	○	○
14		ゆめマート熊本新町（駐車場）	中央区新町２丁目１２番２１号	駐車場	○	×	○	○	○
15	大江校区	大江交流室・公民館	中央区大江６丁目１番８５号	公民館	○	○	○	○	○
16		大江小学校	中央区大江３丁目５番３１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
17		白川中学校	中央区大江３丁目１番１２号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
18		九州学院高校	中央区大江５丁目２番１号	運動場	○	×	○	○	○
19		熊本大学大江体育館	中央区大江本町５番１号	体育館	○	△	○	○	○
20		開新高校	中央区大江６丁目１番３３号	運動場	○	×	○	○	○
21		熊本学園大学	中央区大江２丁目５番１号	運動場	○	×	○	○	○
				体育館	×	○	○	○	○
22		子飼橋上流左岸	中央区大江１丁目、新屋敷２丁目	河川敷	○	×	○	○	○
23		ゆめマート大江（駐車場）	中央区大江３丁目２番４０号	駐車場	○	×	○	○	○
24	帯山校区	帯山小学校	中央区帯山４丁目１１番１１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
25		帯山７丁目どんぐり公園	中央区帯山７丁目１８番	公園	○	×	○	○	○
26		家族葬のファミーユ 上水前寺ホール	中央区上水前寺２丁目２３－２１	施設	○	○	○	○	○
27		ゆめマート帯山（駐車場）	中央区三郎１丁目１番３号	駐車場	○	×	○	○	○

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
28	帯山西校区	帯山西小学校	中央区帯山１丁目２９番８号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
29		帯山中学校	中央区帯山１丁目３５番３２号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
30	黒髪校区	黒髪小学校	中央区黒髪２丁目２番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
31		桜山中学校	中央区黒髪５丁目１３番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
32		竜南中学校	中央区坪井４丁目１６番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
33		市立必由館高校	中央区坪井４丁目１５番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
34		熊本大学黒髪運動場・黒髪体育館	中央区黒髪２丁目３９番１号	運動場	○	×	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
35		子飼橋上流右岸	中央区黒髪２丁目	河川敷	○	×	○	○	○
36		済々黌高校	中央区黒髪２丁目２２番１号	運動場	○	×	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
37		サンライフ熊本	中央区黒髪３丁目３番１２号	施設	○	△	○	○	○
38		坪井中央公園	中央区坪井６丁目１３	公園	○	×	○	○	○
39	慶徳校区	慶徳小学校	中央区山崎町７２番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
40		花畑広場	中央区花畑町７番１０号	広場	○	×	○	○	○
41	向山校区	向山小学校	中央区本山４丁目５番１１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
42		江南中学校	中央区本山町７５番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
43		白川橋上・下流左岸 （白川橋左岸緑地）	中央区本山２丁目、３丁目	河川敷	○	×	○	○	○
44		長六橋上・下流左岸	中央区迎町１丁目、本荘５丁目	河川敷	○	×	○	○	○
45		家族葬のファミーユ 世安ホール	中央区世安２丁目１－２７	施設	○	×	○	○	○
46	壺川校区	壺川小学校	中央区壺川１丁目４番５号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
47		京陵中学校	中央区京町本丁１番１４号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
48		熊本大学附属小・中学校	中央区京町本丁５番１２号	運動場	○	×	○	○	○

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
49	五福校区	五福小学校	中央区細工町２丁目２５番	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
50		五福交流室・公民館	中央区細工町２丁目２５番	公民館	○	△	○	○	○
51	城東校区	城東小学校	中央区千葉城町５番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
52		藤園中学校	中央区千葉城町５番２号	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	△	○	×	○
				体育館	○	△	○	×	○
53		銀座橋一帯白川川岸	中央区中央街	河川敷	○	×	○	○	○
54	白川校区	白川小学校	中央区新屋敷１丁目７番１３号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
55		熊本大学本荘体育館	中央区九品寺４丁目２４番１号	体育館	○	△	○	○	○
56		ゆめマート九品寺（駐車場）	中央区九品寺３丁目１７番１７号	駐車場	○	×	○	○	○
57	砂取校区	砂取小学校	中央区神水１丁目１番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
58		熊本商業高校	中央区神水１丁目１番２号	運動場	○	×	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
59		熊本工業高校	中央区上京塚町５番１号	運動場	○	×	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
60		水前寺競技場	中央区水前寺５－２３－３	会議室	○	○	○	○	○
61		熊本武道館	中央区水前寺５丁目２３番２号	武道場	○	○	○	○	○
62		水前寺運動公園	中央区水前寺５丁目２３番	公園	○	×	○	○	○
63		水前寺江津湖公園（水前寺地区）	中央区水前寺公園１２	公園	○	×	○	○	○
64		熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水２丁目７番１号	体育館	△	○	○	○	○
65	碩台校区	中央公民館	中央区草葉町５－１	公民館	○	△	○	○	○
66		碩台小学校	中央区井川淵町４番８号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
67		白川公園	中央区草葉町５番	公園	○	×	○	○	○
68		家族葬のファミーユ 藤崎宮前ホール	中央区上林町３－２６－１□	施設	○	×	○	○	○
69	託麻原校区	託麻原小学校	中央区渡鹿２丁目３番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
70		熊本高校	中央区新大江１丁目８番	運動場	○	×	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
71		渡鹿公園	中央区渡鹿１丁目１５	公園	○	×	○	○	○
72		家族葬のファミーユ とろくホール	中央区渡鹿３丁目１１－３	施設	○	×	○	○	○
73	白山校区	白山小学校	中央区菅原町９番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
74		熊本大学薬学部運動場	中央区白山１丁目６番５４号	運動場	○	×	○	○	○

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
75	春竹校区	春竹小学校	中央区琴平１丁目９番４３号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
76		江原中学校	中央区琴平２丁目９番５９号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
77		八王寺中央公園	中央区八王寺町５０	公園	○	×	○	○	○
78	本荘校区	本荘小学校	中央区本荘６丁目５番４７号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
79		九州動物学院	中央区本荘６丁目１６番３４号	学校	○	△	○	○	○

【中央区】平成28年熊本地震により閉鎖中の指定緊急避難場所

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
1	一新校区	熊本城	中央区本丸	公園	○	×	○	○	○

②【東区】指定緊急避難場所

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
80	秋津校区	秋津まちづくりセンター・公民館	東区秋津３丁目１５番１号	公民館	△	○	○	○	○
81		秋津小学校	東区秋津３丁目９番２０号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
82		秋津中央公園	東区東野２丁目２６	公園	○	×	○	○	○
83		東野中学校	東区東野３丁目６番５０号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
84		秋津三丁目公園	東区秋津３丁目６	公園	○	×	○	○	○
85		秋津西公園	東区東野１丁目１４	公園	○	×	○	○	○
86		沼山津公園	東区沼山津２丁目９	公園	○	×	○	○	○
87		光輪保育園	東区沼山津４丁目８番２９号	保育園	○	×	○	○	○
88	泉ヶ丘校区	泉ヶ丘小学校	東区水源１丁目７番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
89		水前寺江津湖公園（広木地区）	東区広木町	公園	○	×	○	○	○
90	画図校区	画図小学校	東区下江津８丁目１番６号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
91		環境総合センター	東区画図町所島４０４－１	ホール・研修室	○	△	○	○	○
92	尾ノ上校区	東部公民館	東区錦ヶ丘１－１	公民館	○	○	○	○	○
93		尾ノ上小学校	東区尾ノ上２丁目８番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
94		錦ケ丘中学校	東区錦ヶ丘２２番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
95		錦ケ丘公園	東区錦ケ丘８番	公園	○	×	○	○	○
96		家族葬のファミーユ 尾ノ上ホール	東区尾ノ上３丁目１－１２	施設	○	×	○	○	○
97	健軍校区	健軍小学校	東区健軍２丁目２５番５６号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
98		熊本マリスト学園高校	東区健軍２丁目１１番５４号	運動場	○	×	○	○	○
99		湖東中学校	東区湖東１丁目１３番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
100		水前寺江津湖公園（庄口地区）	東区健軍４丁目１９番	公園	○	×	○	○	○
101		家族葬のファミーユ 神水斎場	東区健軍２丁目２１－１４	施設	○	○	○	○	○
102	健軍東校区	健軍東小学校	東区東町４丁目１５番２号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
103		東町中学校	東区東町４丁目１５番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○

番号	校区	名称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
104	桜木校区	桜木小学校	東区花立２丁目２３番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
105		岡耳鼻咽喉科医院	東区花立２丁目１６番２４号	病院	○	○	○	○	○
106	桜木東校区	桜木東小学校	東区桜木６丁目１０番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
107		桜木中学校	東区桜木４丁目１３番２３号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
108	託麻北校区	託麻北小学校	東区上南部３丁目３４番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
109		東部中学校	東区上南部２丁目２１番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
110		託麻スポーツセンター	東区上南部３丁目２２番３０号	体育館	○	○	○	○	○
111		ゆめマートサンピアン（駐車場）	東区上南部２丁目２番２号	駐車場	○	○	○	○	○
112	託麻西校区	託麻西小学校	東区御領２丁目３番３０号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
113		家族葬のファミーユ 長嶺西ホール	東区長嶺西１丁目６－２	施設	○	○	○	○	○
114		家族葬のファミーユ 保田窪ホール	東区御領１丁目６－３８	施設	○	○	○	○	○
113	託麻東校区	託麻東小学校	東区戸島３丁目１５番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
116		二岡中学校	東区戸島３丁目１５番２号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
117		熊本総合医療リハビリテーション学院	東区小山２丁目２５－３５	学校	○	○	○	○	○
118		熊本県酪農業協同組合連合会	東区戸島５丁目１０番１５号	事業所	○	○	○	○	○
119		戸島ふれあい広場	東区戸島町１４８９番地	駐車場	○	×	○	○	○
				自由広場	○	×	○	○	○
				こもれびの森	○	×	○	○	○
				いこいの広場	○	×	○	○	○
120	託麻南校区	託麻まちづくりセンター・公民館	東区長嶺東７丁目１１番１５号	公民館	○	○	○	○	○
121		託麻南小学校	東区長嶺東３丁目２番２０号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
122		託麻南中央公園	東区長嶺東４丁目１４	公園	○	×	○	○	○
123		家族葬のファミーユ 長嶺東ホール	東区長嶺東４丁目１５－８	施設	○	○	○	○	○
124	月出校区	月出小学校	東区月出６丁目２番４０号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
125		熊本県立大学	東区月出３丁目１－１００	校舎	○	△	○	○	○

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
126	長嶺校区	長嶺小学校	東区長嶺南７丁目２２番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
127		長嶺中学校	東区長嶺南７丁目２１番４０号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
128		長嶺公園	東区長嶺南４丁目８番	公園	○	×	○	○	○
129		香りの森	東区戸島西７丁目３番	公園	○	×	○	○	○
130	西原校区	西原小学校	東区新南部３丁目４番６０号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
131		西原中学校	東区保田窪４丁目９番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
132		東海大学熊本キャンパス・付属熊本星翔高等学校	東区鹿渡９丁目１－１	運動場	○	×	○	○	○
133		保田窪公園	東区保田窪本町２４番	公園	○	×	○	○	○
134	東町校区	東町小学校	東区東町３丁目３番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
135		第二高校	東区東町３丁目１３番１号	運動場	○	×	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
136		家族葬のファミーユ 花立ホール	東区花立６丁目１－１	施設	○	○	○	○	○
137	山ノ内校区	山ノ内小学校	東区山ノ内４丁目１番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
138		山ノ内中央公園	東区山ノ内３丁目１番	公園	○	×	○	○	○
139		東稜高校	東区小峯４丁目５番１０号	運動場	○	×	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
140	若葉校区	若葉小学校	東区若葉４丁目２３番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
141		健軍文化ホール	東区若葉３丁目５番１１号	会議室等	○	○	○	○	○

③【西区】指定緊急避難場所

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
142	池田校区	池田小学校	西区池田１丁目２８番５号	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	○	○	×	○
				体育館	○	○	○	×	○
143		井芹中学校	西区上熊本３丁目２７番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
144		熊本県立総合体育館	西区上熊本１丁目９番２８号	体育館	○	△	○	○	○
145		池田１丁目西児童遊園	西区池田１丁目１９番地	公園	○	×	○	×	○
146		池亀公園	西区池亀町１２	公園	○	×	○	○	○
147	池上校区	池上小学校	西区池上町８５０番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
148		三和中学校	西区上高橋１丁目４番１号	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	△	○	×	○
				体育館	○	△	○	×	○
149		池上中央公園	西区池上町４８４－１ほか	公園	○	×	○	○	○
150	小島校区	西部公民館	西区小島２丁目７番１号	公民館	○	△	△	○	×
151		小島小学校	西区小島７丁目９番１号	運動場	○	×	×	○	×
				校舎	○	△	△	○	×
				体育館	○	△	△	○	×
152		城西中学校	西区小島８丁目１７番１号	運動場	○	×	×	×	×
				校舎	○	○	△	×	×
				体育館	○	○	△	×	×
153		西部交流センター	西区小島２丁目７番５０号	多目的室・研修室等	○	○	○	○	×
154		小島公園	西区小島６丁目１０番４０号	公園	○	×	×	○	×
155	春日校区	春日小学校	西区春日５丁目３番５号	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	△	○	×	○
				体育館	○	△	○	×	○
156		くまもと森都心プラザ	西区春日１丁目１４番地１号	会議室等	○	△	○	○	○
157		熊本駅白川口駅前広場	西区春日三丁目１５	広場	○	×	○	○	○
158	河内校区	河内交流室・公民館	西区河内町船津７９１番地	公民館	○	○	△	○	○
159		河内小学校	西区河内町船津２５０５番地２	運動場	○	×	×	×	○
				校舎	○	○	△	×	○
				体育館	○	○	△	×	○
160		旧河内小学校白浜分校	西区河内町白浜１０１８番地６	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	○	○	×	○
161		河内中学校	西区河内町船津２４７０番地１	運動場	○	×	×	×	○
				校舎	○	○	△	×	○
				体育館	○	○	△	×	○

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
162	城山校区	城山小学校	西区城山大塘１丁目２３番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
163		熊本西高校	西区城山大塘５丁目５－１５	運動場	○	×	×	○	×
				体育館	○	△	△	○	×
164		西部環境工場	西区城山薬師２丁目１２－１	大会議室	○	△	△	○	×
165		城山公園運動施設	西区城山半田４丁目１６－１	グラウンド	○	×	×	○	○
166		ゆめマート城山（駐車場）	西区城山下代２丁目５番７号	駐車場	○	×	○	○	○
167	城西校区	城西小学校	西区島崎３丁目１２番６０号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
168		市立千原台高校	西区島崎２丁目３７番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
169		古荘公園	西区島崎５丁目１５番	公園	○	×	○	×	○
170		石神山公園	西区島崎３丁目５６	公園	○	×	○	×	○
171		家族葬のファミーユ 横手ホール	西区横手３丁目１－２７	施設	○	×	○	×	○
172		ゆめマート島崎（駐車場）	西区島崎２丁目１２番１号	駐車場	○	×	○	○	○
173	白坪校区	白坪小学校	西区蓮台寺４丁目４番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
174		花陵中学校	西区八島２丁目１４番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
175		蓮台寺公園	西区蓮台寺４丁目１４番５５号、５丁目５番	公園	○	×	○	○	○
176		ゆめマート田崎（駐車場）	西区田崎２丁目５番１号	駐車場	○	×	○	○	○
177	高橋校区	高橋小学校	西区高橋町１丁目６番１号	運動場	○	×	×	○	○
				校舎	○	△	△	○	○
				体育館	○	△	△	○	○
178	中島校区	中島小学校	西区中島町５３８番地	運動場	○	×	×	○	×
				校舎	○	△	△	○	×
				体育館	○	△	△	○	×
179		中島中央公園	西区中島町字直氏３７１番地１ほか	公園	○	×	×	○	×
180		白川中原緑地	西区小島上町、中原町	河川敷	○	×	×	○	×
181	花園校区	花園まちづくりセンター・公民館	西区花園５丁目８番３号	公民館	○	△	○	○	○
182		花園小学校	西区花園６丁目９番１５号	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	×	○
183		花園五丁目公園	西区花園５丁目９番	公園	○	×	○	○	○
184		柿原公園	西区花園７丁目１９番	公園	○	×	○	○	○
185	古町校区	古町小学校	西区二本木４丁目９番６５号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
186	松尾北地区	旧松尾北小学校	西区松尾町平山２５５番地	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	○	○	×	○
				体育館	○	○	○	×	○
187	松尾西地区	旧松尾西小学校	西区西松尾町４４５６番地１	運動場	○	×	×	×	×
				校舎	○	△	△	×	×
				体育館	○	△	△	×	×
188	松尾東地区	旧松尾東小学校	西区上松尾町２８８０番地	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	○	○	×	○
				体育館	○	○	○	×	○
189	芳野校区	芳野小学校	西区河内町野出１４１９番地	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	○	○	×	○
				体育館	○	○	○	×	○
190		芳野中学校	西区河内町野出１４２０番地４６	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
191		芳野ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	西区河内町野出１４１０番地５１	ホール等	○	○	○	○	○
192		芳野保育園	西区河内町岳８８０番地	保育園	○	○	○	○	○

④【南区】指定緊急避難場所

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
193	飽田東校区	飽田東小学校	南区砂原町１１５番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
194		飽田中学校	南区孫代町７２番地	運動場	○	×	○	○	×
				校舎	○	△	○	○	×
				体育館	○	△	○	○	×
195		飽田公園運動場	南区浜口町１２６番地	グラウンド	○	×	×	○	×
196		白川飽田緑地	南区今町、土河原町	河川敷	○	×	×	○	×
197	飽田西校区	飽田西小学校	南区並建町１００５番地	運動場	○	×	×	○	×
				校舎	○	△	△	○	×
				体育館	○	△	△	○	×
198	飽田南校区	飽田まちづくりセンター・公民館	南区会富町１３３３番地１	公民館	△	△	△	○	×
199		飽田南小学校	南区護藤町９９９番地	運動場	○	×	×	○	×
				校舎	○	△	△	○	×
				体育館	○	△	△	○	×
200	奥古閑校区	奥古閑小学校	南区奥古閑町４０７２番地	運動場	○	×	×	○	×
				校舎	○	△	△	○	×
				体育館	○	△	△	○	×
201		天明中学校	南区奥古閑町２１４６番地１	運動場	○	×	×	○	×
				校舎	○	△	△	○	×
				体育館	○	△	△	○	×
202		天明体育館	南区奥古閑町１８７７	体育館	×	△	△	○	×
203		天明まちづくりセンター・公民館	南区奥古閑町２０３５	公民館	△	△	△	○	×
204	川口校区	川口小学校	南区川口町３０４５番地	運動場	○	×	×	○	×
				校舎	○	△	△	○	×
				体育館	○	△	△	○	×
205	川尻校区	川尻小学校	南区川尻４丁目１番１号	運動場	○	×	×	○	○
				校舎	○	△	△	○	○
				体育館	○	△	△	○	○
206		城南中学校	南区八幡８丁目１番１号	運動場	○	×	×	○	○
				校舎	○	△	△	○	○
				体育館	○	△	△	○	○
207		熊本農業高校	南区元三町５丁目１番１号	運動場	○	×	×	○	○
				体育館	○	△	△	○	○
208		緑川右岸第1号緑地	南区元三町４丁目	河川敷	○	×	×	○	○
209		緑川右岸第2号緑地	南区野田１丁目、３丁目	河川敷	○	×	×	○	○
210	城南校区	南部まちづくりセンター・公民館	南区南高江６丁目７番３５号	公民館	○	△	△	○	○
211		城南小学校	南区南高江４丁目２番７０号	運動場	○	×	×	○	○
				校舎	○	△	△	○	○
				体育館	○	△	△	○	○
212	銭塘校区	銭塘小学校	南区銭塘町９９０番地	運動場	○	×	×	○	×
				校舎	○	△	△	○	×
				体育館	○	△	△	○	×

番号	校区	名称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
213	田迎校区	田迎小学校	南区出仲間８丁目３番３０号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
214		託麻中学校	南区出仲間６丁目４番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
215		田迎出仲間公園	南区出仲間３丁目７番６２号	公園	○	×	○	○	○
216		家族葬のファミーユ はませんホール	南区出仲間６丁目１２－７	施設	○	×	○	○	○
217		ゆめマートはません（西側立体駐車場）	南区田井島１丁目２番１号	駐車場	○	△	○	○	○
		ゆめマートはません（北側立体駐車場）		駐車場	○	△	○	○	○
		ゆめマートはません（別館駐車場）		駐車場	○	×	○	○	○
		ゆめマートはません（地上）		駐車場	○	×	○	○	○
218	田迎西校区	田迎西小学校	南区馬渡2丁目5番1号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
219		平成中央公園	南区馬渡１丁目８番	公園	○	×	○	○	○
220		家族葬のファミーユ くまなんホール	南区馬渡１丁目１－２８	施設	○	×	○	○	○
221	田迎南校区	田迎南小学校	南区田井島３丁目１２番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
222		浜線健康パーク（田迎公園運動施設）	南区良町４丁目８番１号	運動施設	○	×	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
223	富合校区	富合小学校	南区富合町清藤４７２番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
224		富合中学校	南区富合町平原５６番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
225		雁回館	南区富合町清藤４０５ー１	運動施設	○	△	○	○	○
226		アスパル富合（富合公民館）	南区富合町清藤４００番地	研修室等	△	△	○	○	○
227	中緑校区	中緑小学校	南区美登里町８００番地	運動場	○	×	×	○	×
				校舎	○	△	△	○	×
				体育館	○	△	△	○	×
228	日吉校区	日吉小学校	南区近見１丁目９番３０号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
229		白川平田十禅寺緑地	南区平田１丁目、十禅寺２丁目	河川敷	○	×	○	○	○
230		ゆめマート近見（駐車場）	南区近見１丁目３番５号	駐車場	○	×	○	○	○
231	日吉東校区	日吉東小学校	南区近見５丁目１番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
232		日吉中学校	南区近見５丁目５番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○

番号	校区	名称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
233	御幸校区	幸田まちづくりセンター・公民館	南区幸田２丁目４番１号	公民館	○	△	○	○	○
234		御幸小学校	南区御幸笛田７丁目１６番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
235		木部中央公園	南区御幸木部町１丁目３番	公園	○	×	○	○	○
236		御幸中央公園	南区流通団地１丁目	公園	○	×	○	○	○
237		笛田中央公園	南区御幸笛田６丁目６番	公園	○	×	○	○	○
238	力合校区	力合小学校	南区刈草２丁目１０番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
239		力合中学校	南区島町５丁目８番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
240		白藤公園	南区白藤２丁目４番	公園	○	×	×	○	○
241		刈草中央公園	南区刈草２丁目１番	公園	○	×	○	○	○
242		家族葬のファミーユ 島町ホール	南区島町４丁目１５－１	施設	○	×	○	○	○
243	力合西校区	力合西小学校	南区荒尾１丁目１１番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
244		南部総合スポーツセンター	南区白藤５丁目２番１号	運動場	○	×	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
245		アクアドームくまもと	南区荒尾２丁目１番１号	広場	○	×	○	○	○
				屋内プール	×	△	○	○	○
				会議室等	○	△	○	○	○
246	隈庄校区	城南老人福祉センター	南区城南町宮地１０５０番地	会議室等	○	○	○	○	○
				空地	○	×	○	○	○
247		城南総合スポーツセンター （城南B&G海洋センター含む）	南区城南町舞原１４４番地１、外	運動場	○	×	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
				施設	○	○	○	○	○
				空地	○	×	○	○	○
248		火の君文化センター	南区城南町舞原３９４番地１	文化施設	△	○	○	○	○
				空地	○	×	○	○	○
249		下益城城南中学校	南区城南町宮地１０２０番地２	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	○	○	×	○
				体育館	○	○	○	×	○
250		隈庄小学校	南区城南町隈庄２７０番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
251	杉上校区	杉上小学校	南区城南町永５０５番地１	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
252		城南地域物産館	南区城南町坂野６５番地１	空地	○	×	○	○	○
253		高グラウンド	南区城南町高４７６番地１	運動場	○	×	○	○	○
254	豊田校区	豊田小学校	南区城南町塚原２５９番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
255		塚原グラウンド	南区城南町塚原８１－３	運動場	○	×	○	○	○

⑤【北区】指定緊急避難所

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
256	麻生田校区	麻生田小学校	北区麻生田３丁目９番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
257		清水新地公園	北区清水新地７丁目５番	公園	○	×	○	○	○
258	植木校区	五霊中学校	北区植木町一木１６３番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
259		植木小学校	北区植木町広住１番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
260	川上校区	北部まちづくりセンター・公民館	北区鹿子木町６６	公民館	○	○	○	○	○
261		川上小学校	北区西梶尾町４８０番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
262		北部中学校	北区鹿子木町１番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
263	楠校区	楠小学校	北区楠５丁目１５番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
264		楠中央公園	北区楠３丁目５番	公園	○	×	○	○	○
265		ゆめマート龍田（駐車場）	北区龍田８丁目１５番７５号	駐車場	○	×	○	○	○
266	桜井校区	鹿南中学校	北区植木町滴水１１１０番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
267		桜井小学校	北区植木町滴水２２５５番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
268		ホームセンターグッデイ植木店（駐車場）	北区植木町鐙田１０３８	駐車場	○	○	○	○	○
269	山東校区	芝生広場	北区植木町岩野２６９番地２	広場	○	×	○	○	○
270		山東小学校	北区植木町有泉８４１番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
271		植木文化センター	北区植木町岩野２３８番地1	文化施設	△	○	○	○	○
				空地	○	×	○	○	○
272		植木中央公園運動施設	北区植木町岩野２８５－３５	体育館	○	○	○	○	○
				駐車場	○	○	○	○	○
273		植木地域農産物の駅(すいかの里植木)	北区植木町岩野１６０番地１	空地	○	×	○	○	○
274	清水校区	清水まちづくりセンター・公民館	北区清水亀井町１４番７号	公民館	○	○	○	○	○
275		清水小学校	北区清水本町１４番５８号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
276		清水スポーツセンター	北区清水万石２丁目３番７３号	体育館	○	○	○	×	○
277		坪井川緑地公園	北区清水町ほか	公園	○	×	○	○	○

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
278	城北校区	城北小学校	北区清水新地１丁目４番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
279		清水中学校	北区清水新地２丁目３番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
280		八景水谷公園	北区八景水谷１丁目７番	公園	○	×	○	×	○
281		家族葬のファミーユ 麻生田ホール	北区清水新地４丁目５－４８	施設	○	○	○	○	○
282	高平台校区	高平台小学校	北区高平１丁目１７番２８号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
283		家族葬のファミーユ 清水ホール	北区山室４丁目１－１２	施設	○	○	○	○	○
284		ゆめマート清水（駐車場）	北区高平２丁目２５番１０号	駐車場	○	×	○	○	○
285	田底校区	田底小学校	北区植木町正清５１５番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
286	龍田校区	龍田まちづくりセンター・公民館	北区龍田弓削１丁目１番１０号	公民館	○	○	○	○	○
287		龍田体育館	北区龍田弓削１丁目１番１０号	体育館	○	○	○	○	○
288		武蔵塚武道場	北区龍田弓削１丁目１番１０号	武道場	○	○	○	○	○
289		龍田小学校	北区龍田７丁目７番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
290		龍田中学校	北区龍田７丁目８番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	△	○	○	○
				体育館	○	△	○	○	○
291		武蔵塚公園	北区龍田弓削１丁目３番	公園	○	×	○	○	○
292		家族葬のファミーユ 龍田ホール	北区龍田１丁目２－９	施設	○	○	○	○	○
293	龍田西校区	龍田西小学校	北区龍田陳内２丁目１７－１	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
294	田原校区	田原小学校	北区植木町富応１３０２番地５	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
295		田原スポーツ公園	北区植木町富応１５９５番地１	公園	○	×	○	○	○
296	西里校区	西里小学校	北区下硯川町１７８４番地	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	○	○	×	○
				体育館	○	○	○	×	○
297		ＴＫＵぷらざ	北区徳王１丁目８－１	空地	○	×	○	○	○
298		今熊公園	北区立福寺町９１番地２	公園	○	×	○	○	○
299		北部公園	北区下硯川町４１６番２号	公園	○	×	○	○	○
300		熊本市食品交流会館	北区貢町５８１番地２	会議室等	△	○	○	○	○

番号	校 区	名　称	所在地	施設内容	災害種別				
					地震	洪水	高潮	土砂	津波
301	楡木校区	楡木小学校	北区楡木３丁目９番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
302		楠中学校	北区楠３丁目２番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
303		熊本北高校	北区兎谷３丁目５番１号	運動場	○	×	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
304	菱形校区	菱形小学校	北区植木町円台寺１２４番地	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	○	○	×	○
				体育館	○	○	○	×	○
305		大和地域コミュニティセンター	北区植木町大和７０番２２号	会議室等	○	○	○	○	○
306	北部東校区	北部東小学校	北区鶴羽田２丁目７番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
307		勤労青少年ホーム	北区鶴羽田２丁目１３－１０	体育室等	△	○	○	○	○
308	武蔵校区	武蔵小学校	北区武蔵ヶ丘３丁目１５番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
309		武蔵中学校	北区武蔵ヶ丘４丁目１９番１号	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
310		武蔵ケ丘中央公園	北区武蔵ケ丘４丁目１１番	公園	○	×	○	○	○
311		家族葬のファミーユ 武蔵ケ丘ホール	北区武蔵ケ丘１丁目３－２０	施設	○	○	○	○	○
312		ゆめマート武蔵ケ丘（駐車場）	北区武蔵ケ丘１丁目４番５号	駐車場	○	×	○	○	○
313	弓削校区	弓削小学校	北区弓削３丁目２０－１	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
314		家族葬のファミーユ 光の森ホール	北区弓削５丁目２－６	施設	○	○	○	○	○
315	山本校区	山本小学校	北区植木町内１４２４番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
316		植木総合スポーツセンター公園	北区植木町山本７８８番地１	運動場	○	×	○	○	○
317	吉松校区	植木北中学校	北区植木町舟島４５５番地１	運動場	○	×	○	×	○
				校舎	○	○	○	×	○
				体育館	○	○	○	×	○
318		吉松小学校	北区植木町豊田４７４番地	運動場	○	×	○	○	○
				校舎	○	○	○	○	○
				体育館	○	○	○	○	○
319		吉松スポーツ公園	北区植木町亀甲４６４番地	公園	○	×	○	○	○

① 【中央区】指定避難所

番号	校 区	名　　称	所在地
1	出水校区	出水小学校	中央区出水１丁目１番７５号
2	出水南校区	出水南小学校	中央区出水４丁目１番１号
3		出水中学校	中央区出水５丁目３番１号
4		出水南中学校	中央区出水７丁目８６番１号
5	一新校区	一新小学校	中央区新町３丁目１０番４５号
6		西山中学校	中央区島崎１丁目２７番１号
7	大江校区	大江交流室・公民館	中央区大江６丁目１番８５号
8		大江小学校	中央区大江３丁目５番３１号
9		白川中学校	中央区大江３丁目１番１２号
10	帯山校区	帯山小学校	中央区帯山４丁目１１番１１号
11	帯山西校区	帯山西小学校	中央区帯山１丁目２９番８号
12		帯山中学校	中央区帯山１丁目３５番３２号
13	黒髪校区	黒髪小学校	中央区黒髪２丁目２番１号
14		桜山中学校	中央区黒髪５丁目１３番１号
15		竜南中学校	中央区坪井４丁目１６番１号
16		市立必由館高校	中央区坪井４丁目１５番１号
17		サンライフ熊本	中央区黒髪３丁目３番１２号
18	慶徳校区	慶徳小学校	中央区山崎町７２番地
19	向山校区	向山小学校	中央区本山４丁目５番１１号
20		江南中学校	中央区本山町７５番地
21	壺川校区	壺川小学校	中央区壺川１丁目４番５号
22		京陵中学校	中央区京町本丁１番１４号
23	五福校区	五福小学校	中央区細工町２丁目２５番
24		五福交流室・公民館	中央区細工町２丁目２５番
25	城東校区	城東小学校	中央区千葉城町５番１号
26		藤園中学校	中央区千葉城町５番２号
27	白川校区	白川小学校	中央区新屋敷１丁目７番１３号
28	砂取校区	砂取小学校	中央区神水１丁目１番１号
29		水前寺競技場	中央区水前寺5-23-3
30		熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水２丁目７番１号
31	碩台校区	中央公民館	中央区草葉町5-1
32		碩台小学校	中央区井川淵町４番８号
33	託麻原校区	託麻原小学校	中央区渡鹿２丁目３番１号
34	白山校区	白山小学校	中央区菅原町９番１号
35	春竹校区	春竹小学校	中央区琴平１丁目９番４３号
36		江原中学校	中央区琴平２丁目９番５９号
37	本荘校区	本荘小学校	中央区本荘６丁目５番４７号

② 【東区】指定避難所

番号	校 区	名　　称	所在地
38	秋津校区	秋津まちづくりセンター・公民館	東区秋津３丁目１５番１号
39		秋津小学校	東区秋津３丁目９番２０号
40		東野中学校	東区東野３丁目６番５０号
41	泉ヶ丘校区	泉ヶ丘小学校	東区水源１丁目７番１号
42	画図校区	画図小学校	東区下江津８丁目１番６号
43		環境総合センター	東区画図町所島４０４－１
44	尾ノ上校区	東部公民館	東区錦ヶ丘１－１
45		尾ノ上小学校	東区尾ノ上２丁目８番１号
46		錦ケ丘中学校	東区錦ヶ丘２２番１号
47	健軍校区	健軍小学校	東区健軍２丁目２５番５６号
48		湖東中学校	東区湖東１丁目１３番１号
49	健軍東校区	健軍東小学校	東区東町４丁目１５番２号
50		東町中学校	東区東町４丁目１５番１号
51	桜木校区	桜木小学校	東区花立２丁目２３番１号
52	桜木東校区	桜木東小学校	東区桜木６丁目１０番１号
53		桜木中学校	東区桜木４丁目１３番２３号
54	託麻北校区	託麻北小学校	東区上南部３丁目３４番１号
55		東部中学校	東区上南部２丁目２１番１号
56		託麻スポーツセンター	東区上南部３丁目２２番３０号
57	託麻西校区	託麻西小学校	東区御領２丁目３番３０号
58	託麻東校区	託麻東小学校	東区戸島３丁目１５番１号
59		二岡中学校	東区戸島３丁目１５番２号
60	託麻南校区	託麻まちづくりセンター・公民館	東区長嶺東７丁目１１番１５号
61		託麻南小学校	東区長嶺東３丁目２番２０号
62	月出校区	月出小学校	東区月出６丁目２番４０号
63	長嶺校区	長嶺小学校	東区長嶺南７丁目２２番１号
64		長嶺中学校	東区長嶺南７丁目２１番４０号
65	西原校区	西原小学校	東区新南部３丁目４番６０号
66		西原中学校	東区保田窪４丁目９番１号
67	東町校区	東町小学校	東区東町３丁目３番１号
68	山ノ内校区	山ノ内小学校	東区山ノ内４丁目１番１号
69	若葉校区	若葉小学校	東区若葉４丁目２３番１号
70		健軍文化ホール	東区若葉３丁目５番１１号

③　【西区】指定避難所

番号	校 区	名　　称	所在地
71	池田校区	池田小学校	西区池田１丁目２８番５号
72		井芹中学校	西区上熊本３丁目２７番１号
73	池上校区	池上小学校	西区池上町８５０番地
74		三和中学校	西区上高橋1丁目4番1号
75	小島校区	西部公民館	西区小島2丁目7番1号
76		小島小学校	西区小島７丁目９番１号
77		城西中学校	西区小島８丁目１７番１号
78		西部交流センター	西区小島２丁目７番５０号
79	春日校区	春日小学校	西区春日５丁目３番５号
80		くまもと森都心プラザ	西区春日１丁目１４番地１号
81	河内校区	河内交流室・公民館	西区河内町船津７９１番地
82		河内小学校	西区河内町船津２５０５番地２
83		旧河内小学校白浜分校	西区河内町白浜１０１８番地６
84		河内中学校	西区河内町船津２４７０番地１
85	城山校区	城山小学校	西区城山大塘1丁目23番1号
86	城西校区	城西小学校	西区島崎３丁目１２番６０号
87	城西校区	市立千原台高校	西区島崎２丁目３７番１号
88	白坪校区	白坪小学校	西区蓮台寺４丁目４番１号
89		花陵中学校	西区八島２丁目１４番１号
90	高橋校区	高橋小学校	西区高橋町1丁目6番1号
91	中島校区	中島小学校	西区中島町５３８番地
92	花園校区	花園まちづくりセンター・公民館	西区花園５丁目８番３号
93		花園小学校	西区花園６丁目９番１５号
94	古町校区	古町小学校	西区二本木４丁目９番６５号
95	松尾北地区	旧松尾北小学校	西区松尾町平山２５５番地
96	松尾西地区	旧松尾西小学校	西区西松尾町４４５６番地１
97	松尾東地区	旧松尾東小学校	西区上松尾町２８８０番地
98	芳野校区	芳野小学校	西区河内町野出１４１９番地
99		芳野中学校	西区河内町野出１４２０番地４６
100		芳野ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	西区河内町野出１４１０番地５１

④　【南区】指定避難所

番号	校 区	名　　称	所在地
101	飽田東校区	飽田東小学校	南区砂原町１１５番地
102		飽田中学校	南区孫代町７２番地
103	飽田西校区	飽田西小学校	南区並建町１００５番地
104	飽田南校区	飽田まちづくりセンター・公民館	南区会富町１３３３番地１
105		飽田南小学校	南区護藤町９９９番地
106	奥古閑校区	奥古閑小学校	南区奥古閑町４０７２番地
107		天明中学校	南区奥古閑町２１４６番地１
108		天明体育館	南区奥古閑町１８７７
109		天明まちづくりセンター・公民館	南区奥古閑町２０３５
110	川口校区	川口小学校	南区川口町３０４５番地
111	川尻校区	川尻小学校	南区川尻４丁目１番１号
112		城南中学校	南区八幡８丁目１番１号
113	城南校区	南部まちづくりセンター・公民館	南区南高江６丁目７番３５号
114		城南小学校	南区南高江４丁目２番７０号
115	銭塘校区	銭塘小学校	南区銭塘町９９０番地
116	田迎校区	田迎小学校	南区出仲間８丁目３番３０号
117		託麻中学校	南区出仲間６丁目４番１号
118	田迎西校区	田迎西小学校	南区馬渡2丁目5番1号
119	田迎南校区	田迎南小学校	南区田井島３丁目１２番１号
120		浜線健康パーク （田迎公園運動施設）	南区良町４丁目８番１号
121	富合校区	富合小学校	南区富合町清藤４７２番地
122		富合中学校	南区富合町平原５６番地
123		雁回館	南区富合町清藤４０５一１
124		アスパル富合 （富合公民館）	南区富合町清藤４００番地
125	中緑校区	中緑小学校	南区美登里町８００番地
126	日吉校区	日吉小学校	南区近見１丁目９番３０号
127	日吉東校区	日吉東小学校	南区近見５丁目１番１号
128		日吉中学校	南区近見５丁目５番１号
129	御幸校区	幸田まちづくりセンター・公民館	南区幸田２丁目４番１号
130		御幸小学校	南区御幸笛田７丁目１６番１号
131	力合校区	力合小学校	南区刈草２丁目１０番１号
132		力合中学校	南区島町５丁目８番１号
133	力合西校区	力合西小学校	南区荒尾１丁目11番1号
134		南部総合スポーツセンター	南区白藤５丁目２番１号
135		アクアドームくまもと	南区荒尾２丁目１番１号
136	隈庄校区	城南老人福祉センター	南区城南町宮地１０５０番地
137		城南総合スポーツセンター （城南B&G海洋センター含む）	南区城南町舞原144番地1、外
138		火の君文化センター	南区城南町舞原３９４番地１
139		下益城城南中学校	南区城南町宮地１０２０番地２
140		隈庄小学校	南区城南町隈庄２７０番地
141	杉上校区	杉上小学校	南区城南町永５０５番地１
142	豊田校区	豊田小学校	南区城南町塚原２５９番地

⑤【北区】指定避難所

番号	校 区	名　　称	所在地
143	麻生田校区	麻生田小学校	北区麻生田３丁目９番１号
144	植木校区	五霊中学校	北区植木町一木１６３番地
145		植木小学校	北区植木町広住１番地
146	川上校区	北部まちづくりセンター・公民館	北区鹿子木町６６
147		川上小学校	北区西梶尾町４８０番地
148		北部中学校	北区鹿子木町１番地
149	楠校区	楠小学校	北区楠５丁目１５番１号
150	桜井校区	鹿南中学校	北区植木町滴水１１１０番地
151		桜井小学校	北区植木町滴水２２５５番地
152	山東校区	山東小学校	北区植木町有泉８４１番地
153		植木文化センター	北区植木町岩野２３８番地1
154		植木中央公園運動施設	北区植木町岩野285-35
155	清水校区	清水まちづくりセンター・公民館	北区清水亀井町１４番７号
156		清水小学校	北区清水本町１４番５８号
157		清水スポーツセンター	北区清水万石２丁目３番７３号
158	城北校区	城北小学校	北区清水新地１丁目４番１号
159		清水中学校	北区清水新地２丁目３番１号
160	高平台校区	高平台小学校	北区高平１丁目１７番２８号
161	田底校区	田底小学校	北区植木町正清515番地
162	龍田校区	龍田まちづくりセンター・公民館	北区龍田弓削１丁目１番１０号
163		龍田体育館	北区龍田弓削１丁目１番１０号
164		武蔵塚武道場	北区龍田弓削１丁目１番１０号
165		龍田小学校	北区龍田７丁目７番１号
166		龍田中学校	北区龍田７丁目８番１号
167	龍田西校区	龍田西小学校	北区龍田陳内2丁目17-1
168	田原校区	田原小学校	北区植木町富応１３０２番地５
169	西里校区	西里小学校	北区下硯川町１７８４番地
170		熊本市食品交流会館	北区貢町５８１番地２
171	楡木校区	楡木小学校	北区楡木３丁目９番１号
172		楠中学校	北区楠３丁目２番１号
173	菱形校区	菱形小学校	北区植木町円台寺１２４番地
174		大和地域コミュニティセンター	北区植木町大和７０番２２号
175	北部東校区	北部東小学校	北区鶴羽田2丁目7番1号
176		勤労青少年ホーム	北区鶴羽田2丁目13-10
177	武蔵校区	武蔵小学校	北区武蔵ヶ丘３丁目１５番１号
178		武蔵中学校	北区武蔵ヶ丘４丁目１９番１号
179	弓削校区	弓削小学校	北区弓削３丁目２０－１
180	山本校区	山本小学校	北区植木町内１４２４番地
181	吉松校区	植木北中学校	北区植木町舟島４５５番地１
182		吉松小学校	北区植木町豊田４７４番地

10-2 福祉避難所・福祉子ども避難所

（１）協定等に基づく福祉避難所

中央区

No.	施設名	住所	施設区分	施設種別	校区(地域)
1	めぐみ学園	熊本市中央区萩原町１番３	障がい者施設	障害者支援施設	春竹
2	ワークショップ熊本	熊本市中央区本荘２丁目3-8	障がい者施設	障害者支援施設	本荘
3	友愛育成園	熊本市中央区壺川２丁目1-57	障がい者施設	障害者支援施設	壺川
4	水前寺有料老人ホーム	熊本市中央区国府１丁目3-15	高齢者施設	有料老人ホーム	出水
5	ケアハウス花水木	熊本市中央区出水 7-90-1	高齢者施設	軽費老人ホーム	出水南
6	特別養護老人ホーム花みずき	熊本市中央区出水７丁目90番１号	高齢者施設	特別養護老人ホーム	出水南
7	介護老人保健施設湧心苑	熊本市中央区出水４丁目15番30号	高齢者施設	介護老人保健施設	出水南
8	特定施設シルバーピアグランド通り	熊本市中央区上水前寺 1-6-5	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅	帯山
9	ノットホーム	熊本市中央区黒髪 5-23-1	高齢者施設	特別養護老人ホーム	黒髪
10	リデルホーム黒髪	熊本市中央区黒髪 5-23-1	高齢者施設	特別養護老人ホーム	黒髪
11	ファインヴィレッジ	熊本市中央区黒髪 6-31-2	高齢者施設	有料老人ホーム	黒髪
12	黒髪しょうぶ苑	熊本市中央区黒髪５丁目4-30	高齢者施設	有料老人ホーム	黒髪
13	ライトホーム	熊本市中央区黒髪 5-23-1	高齢者施設	養護老人ホーム	黒髪
14	地域密着型特別養護老人ホーム向山つくし庵	熊本市中央区本山１丁目6-17	高齢者施設	特別養護老人ホーム	向山
15	有料老人ホーム江南の杜	熊本市中央区本山 1-5-20	高齢者施設	有料老人ホーム	向山
16	ケアハウス下通り	熊本市中央区下通２丁目１番４号	高齢者施設	軽費老人ホーム	城東
17	グランガーデン熊本	熊本市中央区城東町 4-7	高齢者施設	有料老人ホーム	城東
18	介護付有料老人ホームヴィラ・九品寺	熊本市中央区九品寺３丁目９番５号	高齢者施設	有料老人ホーム	白川
19	グリーンバード水前寺公園	熊本市中央区水前寺公園 12-36-1F	高齢者施設	軽費老人ホーム	砂取
20	慈愛園ケアハウス	熊本市中央区神水１丁目14番１号	高齢者施設	軽費老人ホーム	砂取
21	パウラスホーム	熊本市中央区神水１丁目14番１号	高齢者施設	特別養護老人ホーム	砂取
22	慈愛園老人ホーム	熊本市中央区神水１丁目14番１号	高齢者施設	養護老人ホーム	砂取
23	介護老人保健施設なでしこ	熊本市中央区北千反畑町 2-5	高齢者施設	介護老人保健施設	碩台
24	老人保健施設シルバーピア水前寺	熊本市中央区水前寺５丁目２番22号	高齢者施設	介護老人保健施設	託麻原
25	介護老人保健施設フォレスト熊本	熊本市中央区渡鹿５丁目1-37	高齢者施設	介護老人保健施設	託麻原
26	特別養護老人ホーム琴平本町	熊本市中央区琴平本町 10-32	高齢者施設	特別養護老人ホーム	春竹
27	南楓苑	熊本市中央区南熊本 2-11-1	高齢者施設	介護老人保健施設	春竹
28	介護老人保健施設のぞみ	熊本市中央区本荘３丁目7-18	高齢者施設	介護老人保健施設	本荘

東区

No.	施設名	住所	施設区分	施設種別	校区(地域)
1	熊本ライトハウス	熊本市東区新生 1-23-11	障がい者施設	障害児入所施設	泉ヶ丘
2	熊本ライトハウスのぞみホーム	熊本市東区新生 1-23-11	障がい者施設	障害者支援施設	泉ヶ丘
3	社会福祉法人志友会くまもと江津湖療育医療センター	熊本市東区画図町重富 575	障がい者施設	障害児入所施設	画図
4	社会福祉法人志友会くまもと江津湖通園センター	熊本市東区画図町重富 575	障がい者施設	障害者支援施設	画図

5	障害者支援施設朋暁苑	熊本市東区小山町 2210 番地	障がい者施設	障害者支援施設	託麻東
6	託麻ワークセンター	熊本市東区小山 4-9-88	障がい者施設	障害者支援施設	託麻東
7	熊本県あかねの里	熊本市東区戸島西３丁目 4-150	障がい者施設	障害者支援施設	長嶺
8	熊本県身体障害者能力開発センター	熊本市東区長嶺南２丁目３番２号	障がい者施設	障害者支援施設	長嶺
9	障害者支援施設もみの木園	熊本市東区長嶺東５丁目６番 123 号	障がい者施設	障害者支援施設	長嶺
10	大江学園	熊本市東区渡鹿８丁目 16 番 46 号	障がい者施設	障害児入所施設	西原
11	第二大江学園	熊本市東区渡鹿８丁目 16 番 64 号	障がい者施設	障害者支援施設	西原
12	ケアハウスハーモニー	熊本市東区秋津町秋田 171-3	高齢者施設	軽費老人ホーム	秋津
13	特別養護老人ホームハーモニー	熊本市東区秋津町秋田 171-3	高齢者施設	特別養護老人ホーム	秋津
14	シニアマンションユートピア熊本	熊本市東区秋津 1-1-8	高齢者施設	有料老人ホーム	秋津
15	江津しょうぶ苑（南館）介護付有料老人ホーム	熊本市東区画図町所島 1039	高齢者施設	有料老人ホーム	画図
16	特定施設入居者生活介護すずめ	熊本市東区画図東１丁目 8-48	高齢者施設	有料老人ホーム	画図
17	ケアハウスまほろば	熊本市東区尾ノ上３丁目 3-1	高齢者施設	軽費老人ホーム	尾ノ上
18	ケアハウスゆいの家	熊本市東区尾ノ上４丁目 11 番 70 号	高齢者施設	軽費老人ホーム	尾ノ上
19	シエスタ錦ヶ丘	熊本市東区錦ケ丘 26-11	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅	尾ノ上
20	介護老人保健施設レ・ハビリス桜十字熊本東	熊本市東区三郎 1-12-30	高齢者施設	介護老人保健施設	尾ノ上
21	高齢者支援センターコスモピア熊本	熊本市東区尾ノ上１丁目 3-12	高齢者施設	介護老人保健施設	尾ノ上
22	総合ケアセンター第二コスモピア熊本	熊本市東区尾ノ上１丁目 8-8	高齢者施設	介護老人保健施設	尾ノ上
23	特別養護老人ホーム画図重富苑	熊本市東区画図町重富 968 番地	高齢者施設	特別養護老人ホーム	画図
24	江津しょうぶ苑（本館）介護付有料老人ホーム	熊本市東区画図町所島 1023-1	高齢者施設	有料老人ホーム	画図
25	シルバーピアさくら樹	熊本市東区佐土原 3-12-26	高齢者施設	特別養護老人ホーム	桜木東
26	バラ苑	熊本市東区小山町 1781	高齢者施設	特別養護老人ホーム	託麻東
27	特別養護老人ホーム白川の里	熊本市東区小山町 2493 番地	高齢者施設	特別養護老人ホーム	託麻東
28	熊本めぐみの園	熊本市東区小山町 1781	高齢者施設	養護老人ホーム	託麻東
29	朋岳園ケアハウス	熊本市東区石原２丁目 4-10	高齢者施設	軽費老人ホーム	託麻北
30	サービス付き高齢者向け住宅さくら咲く	熊本市東区石原 2-4-1	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅	託麻北
31	指定介護老人福祉施設るり苑	熊本市東区上南部１丁目 16-36	高齢者施設	特別養護老人ホーム	託麻北
32	特別養護老人ホームたくまの里	熊本市東区御領１丁目 13-26	高齢者施設	特別養護老人ホーム	託麻西
33	地域密着型介護老人福祉施設託麻苑	熊本市東区戸島町 460-1	高齢者施設	特別養護老人ホーム	託麻東
34	サンセリテ月出	熊本市東区月出２丁目 4-23	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅	月出
35	ケアハウスサンライフ長嶺	熊本市東区長嶺東３丁目 3-66	高齢者施設	軽費老人ホーム	長嶺
36	軽費老人ホームあかつき	熊本市東区戸島西２丁目 4-50	高齢者施設	軽費老人ホーム	長嶺
37	特別養護老人ホームヴィラ・ながみね	熊本市東区長嶺南 4-12-65	高齢者施設	特別養護老人ホーム	長嶺
38	介護付有料老人ホーム令寿	熊本市東区長嶺東２丁目 28-80	高齢者施設	有料老人ホーム	長嶺
39	有料老人ホーム赤とんぼ長嶺	熊本市東区長嶺南６丁目 25-97	高齢者施設	有料老人ホーム	長嶺
40	介護老人保健施設ケアセンター赤とんぼ	熊本市東区戸島西２丁目３番 10 号	高齢者施設	介護老人保健施設	長嶺
41	ケアハウスわらべ苑	熊本市東区新南部２丁目１番 35 号	高齢者施設	軽費老人ホーム	西原
42	特別養護老人ホーム風の木苑	熊本市東区西原１丁目 11-63	高齢者施設	特別養護老人ホーム	西原
43	介護付き有料老人ホームきずな	熊本市東区新南部５丁目 2-1	高齢者施設	有料老人ホーム	西原
44	特定施設きらら	熊本市東区新南部３丁目７番 76 号	高齢者施設	有料老人ホーム	西原
45	介護老人保健施設メディエイト鶴翔苑	熊本市東区保田窪本町 10 番 112	高齢者施設	介護老人保健施設	西原
46	老人デイサービスセンターパンプキンハウス	熊本市東区佐土原１丁目 22-20	高齢者施設	軽費老人ホーム	東町

西区

No.	施設名	住所	施設区分	施設種別	校区（地域）
1	障害者支援施設しょうぶの里	熊本市西区小島９丁目 14-58	障がい者施設	障害者支援施設	小島
2	平成学園	熊本市西区小島９丁目 14-33	障がい者施設	障害者支援施設	小島
3	しんせい学園	熊本市西区沖新町 3994 番地１	障がい者施設	障害者支援施設	中島
4	ゆたか学園	熊本市西区中島町 1874	障がい者施設	障害者支援施設	中島
5	つばき学園	熊本市西区花園７丁目 1090-2	障がい者施設	障害者支援施設	花園
6	多機能事業所野ばら	熊本市西区花園７丁目 57-20-1	障がい者施設	障害者支援施設	花園
7	熊本コロニー作業所	熊本市西区二本木３丁目 12-37	障がい者施設	障害者支援施設	古町
8	熊本福祉工場	熊本市西区二本木３丁目 12-37	障がい者施設	障害者支援施設	古町
9	旦過園	熊本市西区二本木３丁目 12-37	障がい者施設	障害者支援施設	古町
10	障害者支援施設ゆめの里	熊本市西区河内町野出 3-1	障がい者施設	障害者支援施設	芳野
11	特別養護老人ホーム輝祥苑	熊本市西区戸坂町 23-35	高齢者施設	特別養護老人ホーム	池上
12	なでしこガーデン上熊本	熊本市西区上熊本 2-15-24	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅	池田
13	特別養護老人ホーム上熊本苑	熊本市西区上熊本３丁目 12 番 24 号	高齢者施設	特別養護老人ホーム	池田
14	杏の里	熊本市西区池田 1-14-78	高齢者施設	介護老人保健施設	池田
15	さくらの苑	熊本市西区松尾町近津 1361 番地	高齢者施設	特別養護老人ホーム	小島
16	介護老人保健施設葵の森	熊本市西区松尾町近津 1480 番地	高齢者施設	介護老人保健施設	小島
17	グッドライフ熊本駅前	熊本市西区春日２丁目１番 24 号	高齢者施設	特別養護老人ホーム	春日
18	特別養護老人ホームみかんの丘	熊本市西区河内町白浜 1440-2	高齢者施設	特別養護老人ホーム	河内
19	三和荘ケアハウス	熊本市西区城山大塘４丁目１番 15 号	高齢者施設	軽費老人ホーム	城山
20	三和荘	熊本市西区城山大塘４丁目１番 15 号	高齢者施設	特別養護老人ホーム	城山
21	明飽苑	熊本市西区城山薬師 2-10-10	高齢者施設	養護老人ホーム	城山
22	ファインテラスせいじの	熊本市西区島崎２丁目 11-13	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅	城西
23	聖母の丘（特別養護老人ホーム）	熊本市西区島崎６丁目１番 27 号	高齢者施設	特別養護老人ホーム	城西
24	介護老人保健施設青翔苑	熊本市西区島崎２丁目 21-10	高齢者施設	介護老人保健施設	城西
25	聖母の丘（養護老人ホーム）	熊本市西区島崎６丁目１番 27 号	高齢者施設	養護老人ホーム	城西
26	介護老人保健施設なすび園	熊本市西区沖新町 3353	高齢者施設	介護老人保健施設	中島
27	おとなの学校八角堂校	熊本市西区花園 2-10-16	高齢者施設	特別養護老人ホーム	花園
28	養護老人ホーム明生園	熊本市西区花園７丁目 19-1	高齢者施設	養護老人ホーム	花園
29	リバーサイド熊本	熊本市西区河内町野出 1936-1	高齢者施設	特別養護老人ホーム	芳野

南区

No.	施設名	住所	施設区分	施設種別	校区（地域）
1	済生会ウイズ	熊本市南区内田町 3560 番地１	障がい者施設	障害者支援施設	銭塘
2	済生会かがやき	熊本市南区内田町 3555-1	障がい者施設	障害者支援施設	銭塘
3	済生会グループホーム事業所	熊本市南区内田町 3552-1	障がい者施設	障害者支援施設	銭塘
4	済生会ほほえみ	熊本市南区内田町 3560 番地１	障がい者施設	障害者支援施設	銭塘
5	障がい者総合支援センター心陽	熊本市南区富合町木原 101	障がい者施設	障害者支援施設	富合
6	障害者支援施設くまむた荘	熊本市南区城南町沈目 1502 番地	障がい者施設	障害者支援施設	豊田
7	障害者支援施設城南学園	熊本市南区城南町藤山 1276 番地２	障がい者施設	障害者支援施設	豊田
8	第二城南学園	熊本市南区城南町藤山 1263	障がい者施設	障害者支援施設	豊田
9	明和学園	熊本市南区中無田町 648	障がい者施設	障害者支援施設	中緑
10	済生会なでしこ園	熊本市南区白藤３丁目 2-71	障がい者施設	障害者支援施設	力合
11	ニチイケアセンター熊本飽田東	熊本市南区八分字町 50-1	高齢者施設	有料老人ホーム	飽田東
12	ケアハウスこぼり苑	熊本市南区護藤町 1586	高齢者施設	軽費老人ホーム	飽田南
13	特別養護老人ホームこぼり苑	熊本市南区護藤町 1586	高齢者施設	特別養護老人ホーム	飽田南
14	ケアハウス宝光庵	熊本市南区奥古閑町 4375-9	高齢者施設	軽費老人ホーム	奥古閑
15	天寿園	熊本市南区奥古閑町 4375-1	高齢者施設	特別養護老人ホーム	奥古閑
16	天寿園 NeO	熊本市南区奥古閑町 4345 番地	高齢者施設	特別養護老人ホーム	奥古閑

17	介護付有料老人ホームローズヴィラマツモト	熊本市南区野田 2-31-6	高齢者施設	有料老人ホーム	川尻
18	サービス付き高齢者住宅きらり舞原	熊本市南区城南町大字舞原字三和原 1416 番 1	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅	隈庄
19	地域密着型介護老人福祉施設はるの里	熊本市南区城南町舞原 253-1	高齢者施設	特別養護老人ホーム	隈庄
20	介護付有料老人ホーム稔の里	熊本市南区城南町六田 535	高齢者施設	有料老人ホーム	隈庄
21	介護付有料老人ホーム川尻ヒルズ	熊本市南区南高江７丁目３番	高齢者施設	有料老人ホーム	城南
22	ケアタウンかわしり・川尻ヒルズ（特別養護老人ホーム）	熊本市南区南高江７丁目３番	高齢者施設	特別養護老人ホーム	城南
23	ヒルサイドガーデン山吹	熊本市南区城南町今吉野 989	高齢者施設	有料老人ホーム	杉上
24	介護老人保健施設光乃里	熊本市南区城南町今吉野 972	高齢者施設	介護老人保健施設	杉上
25	介護老人保健施設田迎ケアセンター	熊本市南区出仲間５丁目 2-2	高齢者施設	介護老人保健施設	田迎
26	ケアハウスアメニティ富合	熊本市南区富合町古閑 994-1	高齢者施設	軽費老人ホーム	富合
27	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）ホスピタンハウス	熊本市南区富合町古閑 1012 番地	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅	富合
28	総合福祉施設ゆうとぴあ	熊本市南区富合町古閑 994-1	高齢者施設	特別養護老人ホーム	富合
29	地域密着型特定施設入居者生活介護彩	熊本市南区富合町廻江 599 番地 1	高齢者施設	有料老人ホーム	富合
30	特別養護老人ホーム祥麟館	熊本市南区城南町沈目 1513	高齢者施設	特別養護老人ホーム	豊田
31	介護老人保健施設桔梗苑	熊本市南区城南町沈目 1481	高齢者施設	介護老人保健施設	豊田
32	特別養護老人ホームシルバー日吉	熊本市南区平成２丁目 6-9	高齢者施設	特別養護老人ホーム	日吉東
33	ケアハウスピオニーガーデン	熊本市南区御幸笛田６丁目 8-2	高齢者施設	軽費老人ホーム	御幸
34	富貴苑	熊本市南区御幸笛田６丁目６番 70 号	高齢者施設	軽費老人ホーム	御幸
35	特別養護老人ホームみゆき園	熊本市南区御幸笛田 6-6-71	高齢者施設	特別養護老人ホーム	御幸
36	ホスピタルメント桜十字	熊本市南区御幸笛田 7-13-21	高齢者施設	有料老人ホーム	御幸
37	介護老人保健施設ぼたん園	熊本市南区御幸笛田６丁目８番１号	高齢者施設	介護老人保健施設	御幸
38	力合つくし庵	熊本市南区合志４丁目３番 50 号	高齢者施設	特別養護老人ホーム	力合西
39	介護老人保健施設白藤苑	熊本市南区白藤５丁目 1-1	高齢者施設	介護老人保健施設	力合西

北区

No.	施設名	住所	施設区分	施設種別	校区（地域）
1	チャレンジめいとくの里	熊本市北区明徳町 707-1	障がい者施設	障害者支援施設	川上
2	三気の家	熊本市北区室園町 20-40	障がい者施設	障害者支援施設	清水
3	愛育学園	熊本市北区清水新地 1-3-1	障がい者施設	障害児入所施設	城北
4	障害者支援施設すみれ園	熊本市北区植木町米塚 70	障がい者施設	障害者支援施設	田底
5	はなぞの学苑	熊本市北区下硯川２丁目 8-15	障がい者施設	障害者支援施設	西里
6	ケアハウスあいこう	熊本市北区清水新地 3-5-33	高齢者施設	軽費老人ホーム	麻生田
7	地域密着型特別養護老人ホームあいこうひかり館	熊本市北区清水新地 3-5-33	高齢者施設	特別養護老人ホーム	麻生田
8	特別養護老人ホームあいこう	熊本市北区清水新地 3-5-33	高齢者施設	特別養護老人ホーム	麻生田
9	そんぼの家清水麻生田	熊本市北区麻生田２丁目６番 10 号	高齢者施設	有料老人ホーム	麻生田
10	特別養護老人ホームかなんの杜	熊本市北区植木町滴水９番２号	高齢者施設	特別養護老人ホーム	植木
11	くわのみ荘	熊本市北区鹿子木町 405	高齢者施設	特別養護老人ホーム	川上
12	介護付有料老人ホームメディケアホームヒルズ成城α室園	熊本市北区室園町 10-14	高齢者施設	有料老人ホーム	清水
13	八景水谷昭和館	熊本市北区山室４丁目９番 30 号	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅	高平台
14	特別養護老人ホームサンビレッジ高平台	熊本市北区大窪３丁目 11 番 47 号	高齢者施設	特別養護老人ホーム	高平台
15	介護老人保健施設清雅苑	熊本市北区山室６丁目８番１号	高齢者施設	介護老人保健施設	高平台
16	介護老人保健施設ケアビレッジ箱根崎	熊本市北区植木町正清 888	高齢者施設	介護老人保健施設	田底
17	養護老人ホーム愉和荘	熊本市北区植木町米塚 105 番地	高齢者施設	養護老人ホーム	田底
18	リデルホーム龍田	熊本市北区龍田陳内 3-19-12	高齢者施設	特別養護老人ホーム	龍田西
19	特別養護老人ホーム天望庵	熊本市北区龍田陳内１丁目 3-30	高齢者施設	特別養護老人ホーム	龍田西
20	介護老人保健施設阿房宮	熊本市北区龍田陳内１丁目 3-20	高齢者施設	介護老人保健施設	龍田西

21	特別養護老人ホーム田原の郷	熊本市北区植木町鞍掛 1522-1	高齢者施設	特別養護老人ホーム	田原
22	コスモファミリー熊本	熊本市北区太郎迫町 144 番地 1	高齢者施設	特別養護老人ホーム	西里
23	介護老人保健施設かなこぎ苑	熊本市北区硯川町 768-1	高齢者施設	介護老人保健施設	西里
24	介護老人保健施設みつぐ苑	熊本市北区貢町 135 番地	高齢者施設	介護老人保健施設	西里
25	介護老人保健施設ぎんなんの里	熊本市北区楡木１丁目 3-70	高齢者施設	介護老人保健施設	楡木
26	特別養護老人ホームつるのはら	熊本市北区梶尾町 1779-7	高齢者施設	特別養護老人ホーム	北部東
27	グランドホームひまわり	熊本市北区植木町山本 907-1	高齢者施設	有料老人ホーム	山本
28	特別養護老人ホームさわらび	熊本市北区弓削４丁目 8-1	高齢者施設	特別養護老人ホーム	弓削
29	介護付き有料老人ホームさわらびⅡ	熊本市北区弓削４丁目 8-10	高齢者施設	有料老人ホーム	弓削
30	れいめいの家	熊本市北区植木町豊田 187 番地	高齢者施設	特別養護老人ホーム	吉松
31	黎明館	熊本市北区植木町豊田 187 番地	高齢者施設	特別養護老人ホーム	吉松
32	熊本保健科学大学	熊本市北区和泉町 325	その他	その他	西里

市外

No.	施設名	住所	施設区分	施設種別	校区(地域)
1	くまもと芦北療育医療センター	葦北郡芦北町芦北 2813	障がい者施設	障害児入所施設	市外
2	はまゆう療育園	天草郡苓北町志岐 1215 番地	障がい者施設	障害児入所施設	市外
3	かんねさこ荘	八代市二見本町 433	障がい者施設	障害者支援施設	市外
4	くぬぎ園	合志市御代志 722-7	障がい者施設	障害者支援施設	市外
5	愛隣館	山鹿市津留 2022	障がい者施設	障害者支援施設	市外
6	熊本県くすのき園	宇城市松橋町豊福 2832	障がい者施設	障害者支援施設	市外
7	障がい者支援施設けやき	人吉市合ノ原町 461-2	障がい者施設	障害者支援施設	市外
8	障害者支援施設たちばな園	阿蘇市三久保 715	障がい者施設	障害者支援施設	市外
9	障害者支援施設たまきな荘	玉名市玉名 2194 番地	障がい者施設	障害者支援施設	市外
10	障害者支援施設のぞみ	八代郡氷川町鹿島 945	障がい者施設	障害者支援施設	市外
11	障害者支援施設石蕗の里	葦北郡芦北町湯浦 1505 番地 1	障がい者施設	障害者支援施設	市外
12	障害者支援施設白鳩園	合志市御代志 722-1	障がい者施設	障害者支援施設	市外
13	水俣市立明水園	水俣市浜 4076 番地	障がい者施設	障害者支援施設	市外
14	星光園	天草市北原町 8-37	障がい者施設	障害者支援施設	市外
15	天草更生園	天草郡苓北町上津深江 10	障がい者施設	障害者支援施設	市外
16	天草整肢園	天草郡苓北町上津深江字西大田 10 番地	障がい者施設	障害者支援施設	市外
17	苓南寮	天草市北原町 5-14	障がい者施設	障害者支援施設	市外
18	苓龍苑	天草郡苓北町上津深江字西大田 10 番地	障がい者施設	障害者支援施設	市外

（2）福祉子ども避難所

No.	区	校区(地域)	施設名	住所	施設区分	主な障がい特性
1	中央	黒髪	熊本大学教育学部附属特別支援学校	熊本市中央区黒髪５丁目 17-1	特別支援学校	知的障がい
2	中央	出水南	熊本県立熊本支援学校	熊本市中央区出水５丁目 5-16	特別支援学校	知的障がい
3	東	東町	熊本県立盲学校	熊本市東区東町３丁目 14-1	特別支援学校	視覚障がい
4	東	東町	熊本県立熊本聾学校	熊本市東区東町３丁目 14-2	特別支援学校	聴覚障がい
5	東	東町	熊本県立熊本はばたき高等支援学校	熊本市東区東町３丁目 14-3	特別支援学校	知的障がい
6	西	城西	熊本県立熊本かがやきの森支援学校	熊本市西区横手５丁目 16-28	特別支援学校	肢体不自由
7	南	日吉東	熊本市立平成さくら支援学校（高等部）	熊本市南区平成２丁目 20-1	特別支援学校	知的障がい

※上記施設は学校施設であることから、原則として、一般の避難者の方が災害発生時に直接避難することはできません。「福祉子ども避難所」として開設した際に対象者となる障がい児（者）とその家族等を受け入れる避難所です。

10-3 広域避難場所

避難場所		所在地
熊本城一帯	二の丸公園	中央区二の丸
	城東小学校	中央区千葉城町 5-1
	藤園中学校	中央区千葉城町 5-2
黒髪地区	済々黌高校	中央区黒髪 2 丁目 22-1
	熊本大学黒髪地区	中央区黒髪 2 丁目 39-1
	子飼橋上流右岸（上河原）	中央区黒髪 2 丁目
大江地区	白川中学校	中央区大江 3 丁目 1-12
	熊本学園大学	中央区大江 2 丁目 5-1
	開新高校	中央区大江 6 丁目 1-33
	熊本高校	中央区新大江 1 丁目 8-1
水前寺地区	熊本工業高校	中央区上京塚町 5-1
	水前寺運動公園	中央区水前寺 5 丁目 23
	水前寺江津湖公園	水前寺江津湖公園一帯
健軍地区	第二高校	東区東町 3-13-1
本荘、迎町、本山地区	長六橋上下流左岸	中央区迎町 1 丁目・本荘 5 丁目
	代継橋下流左右岸	中央区本荘 3・5 丁目
	白川橋上下流左岸	中央区本山 2･3 丁目

※　この表には、一時避難場所と広域避難場所双方を兼ねた所もあり、これ以外にも大規模災害時には、市所有の施設等を臨時避難所として開設する場合があります。

10-4　災害危険区域内の要配慮者利用施設

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系									菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	瀬川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
【所管課：熊本市医療対策課】																							
1	熊本中央病院	南区田井島１丁目５－１		○				○						○									
2	森病院	南区近見１丁目１６番１６号		○																			
3	土井内科クリニック	南区砂原町３４１		○																			
4	くまもと江津湖療育医療センター	東区画図町大字重富５７５		○				○															
5	医療法人社団　愛育会　福田病院	中央区新町２丁目２－６		○														○	○				
6	御幸病院	南区御幸笛田６丁目７－４０		○				○															
7	西村内科・脳神経外科病院	中央区南熊本２丁目７－７		○																			
8	夢眠ホスピタルくまもと	南区御幸笛田２丁目１５－６		○				○															
9	悠愛病院	東区画図町下無田１１３９		○				○															
10	整形外科　井上病院	中央区本荘町６４４		○																			
11	あきた病院	南区会富町１１２０		○		○		○													○	○	
12	嶋田病院	中央区練兵町２４番地		○														○	○				
13	済生会熊本病院	南区近見５丁目３－１		○				○															
14	川野病院	中央区大江６丁目２５－１		○				○						○									
15	陣内病院	中央区九品寺６丁目２－３		○																			
16	本庄内科病院	東区新外３丁目９番１号											○										
17	熊本泌尿器科病院	中央区新町４丁目７－２２		○														○	○				
18	田上心臓リハビリテーション病院	中央区南千反畑町１０－３		○																			
19	熊本大学病院	中央区本荘１丁目１－１		○																			
20	くまもと在宅支援病院	東区三郎１丁目１２－２５											○										
21	自衛隊熊本病院	東区東本町１５－１											○										
22	熊本赤十字病院	東区長嶺南２丁目１－１											○										
23	熊本内科病院	中央区手取本町７－１		○																			
24	江南病院	中央区渡鹿５丁目１－３７		○																			
25	くまもと青明病院	中央区渡鹿５丁目１－３７		○																			
26	九州記念病院	中央区水前寺公園３－３８		○				○						○									
27	杉村病院	中央区本荘３丁目７－１８		○																			
28	南熊本病院	中央区南熊本３丁目７－２７		○																			
29	一般社団法人 熊本市医師会 熊本地域医療センター	中央区本荘５丁目１６-１０		○																			
30	桜十字病院	南区御幸木部１丁目１－１		○				○															
31	ニキ　ハーティー　ホスピタル	東区月出４丁目６－１００											○										
32	日隈病院	中央区萩原町９－３０		○																			
33	比企病院	東区尾ノ上３丁目１－３４											○										
34	成尾整形外科病院	中央区岡田町１２－２４		○				○															
35	イエズスの聖心病院	西区上熊本２丁目１１-２４		○														○	○				
36	表参道 吉田病院	中央区北千反畑町２－５		○																			
37	龍田病院	中央区黒髪６丁目１２番５１号		○																			
38	独立行政法人国立病院機構　熊本医療センター	中央区二の丸１番５号	○																				
39	城山病院	西区上代９丁目２－２０	○	○														○	○				
40	医療法人　金澤会　青磁野リハビリテーション病院	西区島崎２丁目２２番１５号		○															○				
41	熊本第一病院	南区田迎町田井島２２４		○				○						○									
42	山口病院	西区田崎３丁目１－１７		○														○	○				
43	上代成城病院	西区上代２丁目２番２５号		○														○	○				
44	くまもと成城病院	北区室園町１０－１７		○														○					

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
45	医療法人　聖粒会　慈恵病院	西区島崎６丁目１番２７号		○															○					
46	朝日野総合病院	北区室園町１２番１０号		○														○						
47	出田眼科病院	中央区西唐人町３９番地		○														○	○					
48	くまもと乳腺外科病院	中央区南熊本４丁目3-５		○																				
49	サキサカ病院	中央区新町２丁目１０番２７号		○														○	○					
50	熊本県立こころの医療センター	南区富合町平原３９１	○			○			○		○													
51	十善病院	中央区南熊本３丁目６－３４		○																				
52	伊東歯科口腔病院	中央区子飼本町４番１４号		○																				
53	小林病院	南区城南町隈庄５７４					○		○															
54	熊本整形外科病院	中央区新屋敷１丁目１７番１号		○																				
55	熊本市立熊本市民病院	東区東町４丁目１番６０号											○											
56	熊本脳神経外科病院	中央区本荘６丁目１－２１		○																				
57	平成とうや病院	南区出仲間８丁目２－１５						○																
58	医療法人　憲和会　南部中央病院	南区南高江６丁目２番２４号		○				○		○														
59	熊本託麻台リハビリテーション病院	中央区帯山８丁目2-1											○											
60	にしくまもと病院	南区富合町古閑１０１２番地				○	○		○		○													
61	ウィメンズクリニック　グリーンヒル	東区戸島西３丁目１番１００号											○											
62	ソフィアレディースクリニック水道町	中央区水道町９番５－１		○																				
63	松元整形・外科	北区飛田４丁目１０－１０																		○				
64	水本整形外科・内科クリニック	中央区国府２丁目１７－３４		○				○						○										
65	田嶋外科内科医院	西区田崎２丁目２－４８		○														○	○					
66	大隈整形外科医院	南区城南町千町２０５２－２				○																		
67	あけぼのクリニック	南区白藤５丁目１－１		○				○																
68	水前寺大腸肛門科医院	中央区水前寺３－５－１１		○				○						○										
69	天神内科医院	中央区大江６－２２－２２		○																				
70	日本赤十字社熊本健康管理センター	東区長嶺南２－１－１											○											
71	桑原クリニック	中央区南熊本２－１１－２７		○																				
72	石川整形外科リウマチ科	南区田井島２丁目3-４７						○																
73	蛇島肛門科外科	中央区出水１－６－１３		○				○						○										
74	鳥谷医院	中央区九品寺５－７－１２		○																				
75	熊本眼科医院	中央区九品寺２－２－１		○																				
76	石原・伊牟田内科	中央区水前寺２－１９－８												○										
77	仁誠会クリニック新屋敷	中央区新屋敷１丁目１４－２		○																				
78	六反田内科・循環器科	南区島町４丁目１４－３０		○																				
79	柴田内科・柴田整形外科	中央区内坪井町２番５号		○														○						
80	服部胃腸科	中央区新町２丁目１２－３５		○														○	○					
81	宮本内科小児科医院	中央区細工町４丁目２１番地		○														○	○					
82	小堀胃腸科外科	中央区黒髪２丁目３２番３号		○																				
83	稲葉内科医院	西区花園１丁目２０番６０号		○														○	○					
84	上熊本内科	西区上熊本１丁目３－４		○														○	○					
85	堀尾内科医院	西区河内町船津２９４５－１	○																					○
86	東熊クリニック	東区戸島西三丁目７番１５号											○											
87	しみず整形外科内科クリニック	南区出仲間６丁目１１番１号		○				○																
88	えず総合診療所	東区画図町重富５１０番１号		○				○																
89	外科内科　池田医院	中央区八王寺町１２－３１		○																				
90	熊本田崎クリニック	西区田崎２丁目5―３０		○														○	○					
91	仁誠会クリニックながみね	東区戸島西２丁目３－１０											○											
92	大宮整形外科医院	南区南高江７－９－５２		○				○		○														

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
93	アラキ整形外科	西区春日３丁目１番２０号		○																				
94	田代産婦人科医院	中央区大江４丁目５－５		○																				
95	仁誠会クリニック黒髪	中央区黒髪６丁目２９－３７		○																				
96	森永上野胃・腸・肛門科	中央区坪井６丁目２２-1		○															○					
97	外間整形外科医院	西区上熊本２丁目１３－１２		○															○	○				
98	越山眼科医院	東区錦ヶ丘３２－２５											○											
99	上野クリニック	中央区本荘町６７１－１		○																				
100	村上クリニック	中央区迎町１丁目１－１３		○																				
101	魚返クリニック	東区三郎２丁目１－１７											○											
102	ＡＲＴ女性クリニック	東区神水本町２５番１８号											○											
103	福永耳鼻咽喉科医院	中央区新屋敷１－２１－７		○																				
104	中嶋内科	北区硯川町１１３４																		○				
105	くまもと令和クリニック	中央区新市街７－１７		○																				
106	八木産婦人科医院	中央区水前寺１－１９－５		○				○						○										
107	渡辺医院	東区画図町下無田１４６５－１		○				○						○										
108	陸上自衛隊健軍駐とん地医務室	東区東町１－１－１											○											
109	鶴田胃腸科内科医院	中央区坪井１丁目９－２６		○															○					
110	良町ふくしまクリニック	南区良町４丁目１番８０号		○				○																
111	森川レディースクリニック	中央区水前寺６丁目３１－１											○											
112	ゆのはら産婦人科医院	中央区南熊本５－９－３		○																				
113	末次内科	西区上高橋２丁目１３－６	○	○															○	○				
114	うちの産婦人科	南区八幡５丁目１０－１２		○				○																
115	よしむら産婦人科皮ふ科クリニック	中央区子飼本町６－２０		○																				
116	うらさき檸檬助産院	東区江津１丁目１２-８		○				○						○										
【所管課：熊本市教育政策課】																								
117	壺川小学校	中央区壺川１丁目４番５号		○															○					
118	碩台小学校	中央区井川淵町４番８号		○																				
119	白川小学校	中央区新屋敷１丁目７番１３号		○																				
120	城東小学校	中央区千葉城町５番１号		○															○					
121	慶徳小学校	中央区山崎町７２番地		○															○	○				
122	一新小学校	中央区新町３丁目１０番４５号		○															○	○				
123	五福小学校	中央区細工町２丁目２５番地		○															○	○				
124	向山小学校	中央区本山４丁目５番１１号		○																				
125	黒髪小学校	中央区黒髪２丁目２番１号		○																				
126	本荘小学校	中央区本荘６丁目５番４７号		○																				
127	春竹小学校	中央区琴平１丁目９番４３号		○																				
128	古町小学校	西区二本木４丁目９番６５号		○															○	○				
129	春日小学校	西区春日５丁目３番５号	○	○															○	○				
130	花園小学校	西区花園６丁目９番１５号	○																					
131	池田小学校	西区池田１丁目２８番５号	○																					
132	出水小学校	中央区出水１丁目１番７５号		○				○						○										
133	白坪小学校	西区蓮台寺４丁目４番１号		○															○	○				
134	画図小学校	東区下江津８丁目１番６号		○				○						○										
135	日吉小学校	南区近見１丁目９番３０号		○																				
136	川尻小学校	南区川尻４丁目１番１号		○				○																
137	力合小学校	南区刈草２丁目１０番１号		○				○																
138	御幸小学校	南区御幸笛田７丁目１６番１号		○				○																
139	田迎小学校	南区出仲間８丁目３番３０号		○				○																

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系									菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
140	高橋小学校	西区高橋町１丁目６番１号		○														○	○				
141	池上小学校	西区池上町８５０番地		○														○	○				
142	城山小学校	西区城山大塘１丁目２３番１号		○														○	○				
143	秋津小学校	東区秋津３丁目９番２０号										○											
144	小島小学校	西区小島７丁目９番１号		○														○	○				
145	中島小学校	西区中島町５３８番地		○		○		○													○	○	
146	白山小学校	中央区菅原町９番１号		○				○															
147	尾ノ上小学校	東区尾ノ上２丁目８番１号											○										
148	月出小学校	東区月出６丁目２番４０号											○										
149	出水南小学校	中央区出水４丁目１番１号		○				○						○									
150	健軍東小学校	東区東町４丁目１５番２号											○										
151	城南小学校	南区南高江４丁目２番７０号		○				○		○													
152	田迎南小学校	南区田井島３丁目１２番１号		○				○															
153	西里小学校	北区下硯川町１７８４番地	○																				
154	芳野小学校	西区河内町野出１４１９番地	○																				
155	河内小学校	西区河内町船津２５０５番地２	○																				○
156	飽田東小学校	南区砂原町１１５番地		○																			
157	飽田南小学校	南区護藤町９９９番地		○				○															
158	飽田西小学校	南区並建町１００５番地		○		○		○													○	○	
159	中緑小学校	南区美登里町８００番地		○		○		○		○													
160	銭塘小学校	南区銭塘町９９０番地		○		○		○		○													
161	奥古閑小学校	南区奥古閑町４０７２番地		○		○		○		○													
162	川口小学校	南区川口町３０４５番地		○		○		○		○													
163	長嶺小学校	東区長嶺南７丁目２２番１号											○										
164	日吉東小学校	南区近見５丁目１番１号		○				○															
165	富合小学校	南区富合町清藤４７２番地				○	○		○		○												
166	杉上小学校	南区城南町永５０５番地１				○																	
167	菱形小学校	北区植木町円台寺１２４番地	○																				
168	田迎西小学校	南区馬渡２丁目５番１号		○				○															
169	力合西小学校	南区荒尾１丁目１１番１号		○																			
170	出水中学校	中央区出水５丁目３番１号		○																			
171	白川中学校	中央区大江３丁目１番１２号		○																			
172	藤園中学校	中央区千葉城町５番２号		○															○				
173	花陵中学校	西区八島２丁目１４番１号		○														○	○				
174	城南中学校	南区八幡８丁目１番１号		○				○															
175	京陵中学校清水が丘分校	北区打越町３８番１号	○																				
176	西山中学校	中央区島崎１丁目２７番１号		○														○	○				
177	江南中学校	中央区本山町７５番地		○																			
178	江原中学校	中央区琴平２丁目９番５９号		○																			
179	竜南中学校	中央区坪井４丁目１６番１号		○														○					
180	託麻中学校	南区出仲間６丁目４番１号		○				○															
181	三和中学校	西区上高橋１丁目４番１号	○	○														○	○				
182	城西中学校	西区小島８丁目１７番１号	○	○														○	○				
183	東野中学校	東区東野３丁目６番５０号											○										
184	東町中学校	東区東町４丁目１５番１号											○										
185	出水南中学校	中央区出水７丁目８６番１号		○				○					○										
186	井芹中学校	西区上熊本３丁目２７番１号		○														○	○				
187	河内中学校	西区河内町船津２４７０番地１	○																				○
188	飽田中学校	南区孫代町７２番地		○																			

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
189	天明中学校	南区奥古閑町２１４６番地１		○		○		○		○														
190	長嶺中学校	東区長嶺南７丁目２１番４０号											○											
191	力合中学校	南区島町５丁目８番１号		○				○																
192	龍田中学校	北区龍田７丁目８番１号			○																			
193	日吉中学校	南区近見５丁目５番１号		○				○																
194	富合中学校	南区富合町平原５６番地				○	○		○		○													
195	下益城城南中学校	南区城南町宮地１０２０番地１	○																					
196	植木北中学校	北区植木町舟島４５５番地１	○													○	○	○						
197	必由館高等学校	中央区坪井４丁目１５番１号		○															○					
198	千原台高等学校	西区島崎２丁目３７番１号		○																○				
199	碩台幼稚園	中央区南千反畑町１５番２３号		○																				
200	一新幼稚園	中央区新町１丁目１０番３８号		○															○	○				
201	向山幼稚園	中央区本山４丁目５番２号		○																				
202	川尻幼稚園	南区川尻４丁目１番７０号		○				○																
203	隈庄幼稚園	南区城南町宮地１００９番地	○			○																		
204	平成さくら支援学校	南区平成２丁目２０番１号		○																				
205	あおば支援学校	中央区千葉城町５番３号		○															○					
206	総合ビジネス専門学校	西区上熊本３丁目２５番５号		○															○	○				
【所管課：熊本市健康福祉政策課】																								
207	熊本市南部在宅福祉センター	南区日吉１丁目4−１５		○				○																
【所管課：熊本市介護事業指導課】																								
208	ヴィラ・ながみね	東区長嶺南四丁目１２番６５号											○											
209	こぼり苑デイサービスセンター	南区護藤町１５８６番地		○				○																
210	社会福祉法人　聖母会　聖母の丘指定通所介護事業所	西区島崎六丁目１番２７号		○																○				
211	三和荘通所介護事業所	西区城山大塘四丁目１番１５号		○															○	○				
212	リバーサイド熊本通所介護	西区河内町野出１９３６番地１	○																					○
213	シルバー日吉デイサービスセンター	南区平成二丁目６番９号		○																				
214	花みずき通所介護事業所	中央区出水七丁目９０番１号		○				○																
215	みゆき園デイサービスセンター通所介護事業所	南区御幸笛田六丁目６番７１号		○				○																
216	ユーカリ苑デイサービスセンター	中央区黒髪五丁目２３番１号	○																					
217	デイサービスセンターハーモニー	東区秋津町秋田１７１番地３										○												
218	デイサービスセンターなかよし	東区尾ノ上三丁目３番１号											○											
219	デイサービスセンターなのはな	南区会富町１１２０番地		○				○																
220	天寿園デイサービスセンター	南区奥古閑町４３７５番地１		○		○		○		○														
221	長寿の里デイサービスセンター	西区城山薬師二丁目１０番１０号		○															○					
222	秋津デイサービスセンター	東区秋津三丁目１７番１７号										○												
223	中央デイサービスセンター	中央区壺川二丁目３番８５号		○															○					
224	くまもとケアセンターそよ風	東区山ノ内三丁目９番２７号											○											
225	デイサービスセンターヴィーヴルへいせい	南区田迎一丁目７番９号		○																				
226	生活リハビリ館	西区上代一丁目１９番１０号		○															○	○				
227	デイサービスセンター すずめ	東区画図東一丁目８番４８号		○				○						○										
228	インターケアデイサービスセンター	西区谷尾崎町９８５番地６	○	○																○				
229	ヴィラ・九品寺	中央区九品寺三丁目９番３８号		○																				
230	デイサービスさんくす	南区南高江５丁目1−５６		○				○		○														
231	リハビリケアセンター	中央区紺屋町二丁目２８番地		○																				
232	デイサービスセンターテラス江津湖	東区広木町６番１号											○											
233	三和苑デイサービスセンター	西区城山下代三丁目６番５号		○															○					

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
234	デイサービス刈草３丁目	南区刈草３丁目３番１５号		○				○																
235	デイサービス　ぽぽろ	中央区新大江一丁目９番２７号		○																				
236	ケアサポート　メロン	南区日吉二丁目３番地８４号		○				○																
237	ヒューマンライフケア細工町の湯	中央区細工町三丁目７番２号細工町ハイツ１階		○															○	○				
238	ケアライフ春日デイサービスセンター	西区春日七丁目１６番１２号		○															○	○				
239	黒髪しょうぶ苑デイサービスセンター	中央区黒髪五丁目４番３０号		○																				
240	デイサービスセンターみのりのさと	南区城南町六田５３５番地				○			○		○													
241	笑みの樹デイサービスセンター	南区御幸笛田五丁目２番８号		○				○																
242	デイサービスおはな	中央区白山二丁目１１番１６号		○				○																
243	リハビリテーション重視型デイサービスリハケアくまもと	南区幸田二丁目１番３２号		○				○																
244	マノリアル本荘通所介護	中央区本荘五丁目１０番２３号		○																				
245	ケアサポートメロン３Ｒ	南区日吉二丁目３番８１号		○				○																
246	宮原温泉デイサービスだいち	北区植木町宮原３０６番地５														○		○						
247	セントケア熊本せいら	東区下江津八丁目１０番１４号		○				○						○										
248	リハビリデイみなみ	南区川尻四丁目４番２２号		○				○																
249	デイサービス　ヒルサイドガーデン大樹	南区城南町今吉野９８９番地	○																					
250	リハビリテーション・スタジオ　ａｒｕｃｏ	東区新南部一丁目１番６１号		○	○																			
251	リハセンターみどりの樹　琴平	中央区琴平二丁目１番７号		○																				
252	パピルス	西区横手五丁目４番１１号		○																○				
253	歩行リハビリセンター　ＨＯＫＯＲＵ　琴平	中央区琴平二丁目６番４４号		○																				
254	リハスタジオ　Ａｓｍｏ	北区龍田町弓削６丁目２６番１号		○																				
255	デイサービス　陽向　城南事業所	南区城南町下宮地９１８－２				○	○		○															
256	デイサービスセンター　みかんの花	西区池上町７７４番地		○																○				
257	デイサービスセンター昭和苑	北区植木町田底３３３														○		○						
258	デイサービス　アルク	西区上代３丁目２番４５号		○																		○	○	
259	ヒルズ成城遊水公園デイサービスセンター	北区打越町４０番４６号	○	○															○					
260	デイサービスひこ	東区三郎二丁目２２番８号（１Ｆ）											○											
261	パナソニック　エイジフリーケアセンター上熊本・デイサービス	西区花園１丁目４番２号		○															○	○				
262	デイサービスぽぽろ八王寺	中央区八王寺町１２番３７号		○																				
263	ウェルフェア熊本　江津湖店	東区江津１丁目３０-１６		○				○						○										
264	デイサービスセンター　みかんの木	西区池上町５１６-1		○																○				
265	エルダージム横手	西区横手４丁目１０-３３		○															○	○				
266	Let’ｓ リハ！近見店	南区日吉１-１-７		○				○																
267	デイサービスこころ	東区江津３丁目７-２９		○				○																
268	江津しょうぶ苑デイサービスセンター	東区画図町所島１０２３-1		○				○						○										
269	つばき園デイサービスセンター	中央区本山３丁目５-１５		○																				
270	デイサービスセンターりんどう	中央区妙体寺町６番６号		○																				
271	デイサービス５	南区白藤２丁目５番１号		○				○																
272	ツクイ熊本坪井	中央区坪井６丁目３３－２０		○															○					
273	ツクイ熊本田井島	南区田井島２丁目１番６号		○				○																
274	機能デイトレ	北区山室６丁目８－１																	○					
275	リハビリテーション特化型デイサービス　Ｓｏｗａｋａ	東区月出２丁目４－４２											○											
276	フィットネスデイサービス流れ星	南区並建町５４９番地１		○				○														○	○	
277	デイサービス　ちひろ	南区良町５丁目１５番地２３号		○				○																
278	ケアサポートメロンＤＥＫＩＲＵ	南区日吉２丁目１４-１０		○				○																
279	生活リハビリテーション重視型デイサービス　四季彩	南区富合町南田尻４７１　グループホームあゆみ				○	○		○		○													
280	Ｌｅｔ’ｓヴォルリハ！熊本駅店	西区春日３丁目２４－１JR熊本春日北ビル２階		○															○					

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系									菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
281	デイサービスセンター　ゆうとぴあ	南区富合町古閑９９４番地１				○	○		○		○												
282	祥麟館デイサービスセンター	南区城南町沈目１５１３番地	○						○														
283	デイサービスセンターわらべ	南区富合町木原１４６０番地２	○			○			○		○												
284	デイサービス水前寺	中央区水前寺二丁目１９番８号												○									
285	水前寺しょうぶ苑	中央区水前寺三丁目１３番１０号												○									
286	デイサービスセンター出水	中央区国府二丁目６番９１号		○				○						○									
287	デイサービスあやめの里	中央区渡鹿五丁目１７番２６号		○																			
288	力合つくし庵デイサービスセンター	南区合志四丁目３番５０号		○				○															
289	デイサービスセンター創幸	中央区九品寺三丁目１７番２４号九品寺Ｍ・Ⅱビル１階		○																			
290	デイサービスこ・こ（Co・Co）	中央区坪井三丁目９番２７号		○														○					
291	赤い実	中央区水前寺二丁目１８番１２号												○									
292	おとなの学校　花園校	西区花園２丁目１０番１６号	○																				
293	てとて	北区西梶尾町３５１番地	○																				
294	ほうむ熊本西	中央区島崎５丁目４-３２		○														○	○				
295	樹楽団らんの家白石	南区白石町６９８番地		○		○																	
296	デイサービスセンター太陽	南区浜口町７６５番地３		○																	○	○	
297	デイサービス亀石別荘	西区池亀町１８番２４号																	○				
298	デイサービスセンターファインテラス	西区島崎二丁目１１番１３号		○															○				
299	デイサービスセンターゆるりの家・アクア	南区島町二丁目１３番６号		○																			
300	デイサービスセンター　和ごころ	西区八島２丁目４番１８号		○														○	○				
301	デイサービス　フォーマルケア夢	南区御幸笛田２丁目２０番５６号		○				○															
302	デイサービス吾亦紅	南区良町５丁目１２番２８号		○				○															
303	上通りデイサービス	中央区南坪井町１番２９号高千穂荘１階		○														○					
304	デイサービス　あい工房木村屋　新町店	中央区新町三丁目４番２号兵庫屋ビル２階		○														○	○				
305	デイサービス　グッドライフ熊本駅前	西区春日二丁目１番２４号		○														○	○				
306	デイサービス　サベリア	中央区大江本町７番地９ビクトリアビル		○																			
307	デイサービス　サンフラワー	南区城南町隈庄４２２番地				○	○		○														
308	エミタスデイサービス薬園町	中央区薬園町３番３２号		○														○					
309	デイハウス　まきの木	南区城南町宮地１０４０番地	○																				
310	デイサービス花スミレ	南区砂原町４４０番地４		○																			
311	デイサービス土河原	南区土河原町１９９－１		○																			
312	デイサービスセンター流泳館	西区城山半田四丁目６番１８号		○														○					
313	小規模デイサービス　フクシア	南区良町五丁目１１番１２号		○				○															
314	デイサービスななみ	南区富合町杉島１１２７番地				○		○													○	○	
315	デイサービスらくらく尾ノ上	東区尾ノ上１丁目８-１											○										
316	デイサービスかみくま	西区上熊本２丁目１５番２４号		○														○	○				
317	あじさいのもり九州	南区砂原町２００番地１		○																			
318	リハプライド・平成けやき通り	南区田迎５丁目１０－５		○				○															
319	リハビリテーション強化型　デイサービスセンターあ・ふる～る	南区田井島３丁目３－１００		○				○															
320	デイサービスセンター元気もりもり	南区会富町８６－３		○				○															
321	デイサービス　あいランド	中央区小沢町３８番地パティナ小沢町		○														○	○				
322	つなぐデイサービス	中央区出水７丁目５６－１２		○				○															
323	あさひデイサービスセンター御幸	南区御幸西一丁目１４番２３号		○				○															
324	Ｌｅｔ’ｓリハ!ｌｎ　ｔｈｅ　ｍａｌｌ　はません店	南区田井島１丁目２－１　ゆめタウン　はません店		○				○						○									
325	指定地域密着型通所介護　昭孝園	中央区薬園町１０-１７		○																			
326	新町フィットネスデイ	中央区新町３丁目８番１８号		○														○	○				
327	ゆほびか　デイサービスセンター	中央区国府１丁目３－１０		○				○						○									

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	濁川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
328	早稲田イーライフ江津湖	中央区出水４－１５－２７		○				○						○										
329	Let's　リハ！富合店	南区富合町清藤３８９				○	○		○		○													
330	ヒューマンライフケアあきつ	東区若葉２丁目１５番２５号モナーク秋津１階											○											
331	Let's リハ！神水店	東区健軍２-２-５											○											
332	デイサービスセンターCocoa	東区新外２丁目１番１５号											○											
333	特養デイサービス琴平本町	中央区琴平本町１０-３２		○																				
334	おとなの学校　三郎校	中央区三郎１丁目１番８０号											○											
335	デイサービスセンターまるもり	東区長嶺南四丁目１２－５											○											
336	リハライフ水前寺	中央区水前寺三丁目１２番１７号												○										
337	デイリハ　おもやい	南区南高江７丁目３番		○				○																
338	風流街もやい館　デイサービスセンター　五福	中央区細工町４-３４-１		○															○	○				
339	デイサービスからいもさん	北区津浦町３０番５４号	○																					
340	海辺を歩けるデイサービス　ホームライフ	西区小島下町４５８９-１		○															○					
341	永の郷デイサービスセンター	南区城南町永１２０９				○			○															
342	ディサービスくれよん	南区田井島２-２-１１６						○																
343	つなぐデイサービス渡瀬	中央区水前寺４丁目７－４０												○										
344	デイハウス　ほのか	中央区東京塚町５番４２－１号											○											
345	江津しょうぶ苑	東区画図町所島１０４０		○				○						○										
346	デイサービスしんち	南区八分字町２９１８-１		○																				
347	デイサービスセンターなかよしパートⅡ	東区尾ノ上三丁目３番１号											○											
348	青翔苑デイサービスセンター	西区島崎２丁目２１-１０		○																○				
349	認知症デイサービスセンター　青明	中央区渡鹿五丁目１番３７号		○																				
350	デイサービス　あん堵	西区池上町１１３９番地４		○																○				
351	江津しょうぶ苑　グループホーム　認知症デイサービス	東区画図町所島１０４０番地		○				○						○										
352	デイサービス今町ホーム	南区今町６７９番地１		○																		○	○	
353	ケアサポート　メロン３Ｒ	南区日吉二丁目３番８１号		○				○																
354	黒髪しょうぶ苑	中央区黒髪五丁目４番３０号		○																				
355	グッドスマイル　いずみの里　デイサービスセンター	中央区出水五丁目１１番３８号出水ガーデンハイツ２棟１階		○				○						○										
356	グループホーム　ヒューマンケア富合	南区富合町廻江８２９番地１				○	○		○		○													
357	デイサービスセンター　昭和	東区尾ノ上三丁目３番１０７号											○											
358	デイサービス　オハナ	西区松尾２丁目２６－３３		○															○	○				
359	そよ風エミテラス　くまもと	東区山ノ内３丁目９番２７号											○											
360	グループホーム　三和の邑	西区城山大塘町四丁目１番１５号		○															○	○				
361	グループホーム　あおばの家	西区島崎２－２９－５		○																○				
362	グループホーム萌	南区会富町１１２０番地		○		○		○														○	○	
363	グループホーム出水	中央区国府２丁目６番９１号		○				○						○										
364	たんぽぽ	北区植木町宮原１７７番地														○		○						
365	グループホーム　ほたる家	西区河内町野出１９３６番地１	○																					○
366	グループホーム　虹の家	南区奥古閑町４２９６番地１		○		○		○		○													○	
367	江津しょうぶ苑グループホーム	東区画図町大字所島１０４０番地		○				○						○										
368	グループホーム　ヴィーヴル	南区田迎１－７－２０		○																				
369	グループホーム　こ・こ（Ｃｏ･Ｃｏ）	中央区坪井３丁目９番２７号		○															○					
370	グループホーム　ひばり	南区南高江一丁目３番４６号		○				○																
371	はなぞのケアセンター　グループホーム	西区花園７丁目２５番２３号	○																	○				
372	鈴の音	中央区国府１丁目３番１５号		○				○						○										
373	グループホーム響き	北区室園町１０番６７号		○															○					
374	グループホームレクエルド　のなか	西区野中三丁目７番２７号		○															○	○				

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系									菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
375	グループホームほがらか	南区御幸笛田六丁目６番８８号		○				○															
376	黒髪しょうぶ苑グループホーム	中央区黒髪五丁目４番３０号		○																			
377	グループホーム　こせん	中央区壺川二丁目３番７０号		○														○					
378	ほのぼの	西区河内町白浜イ２２３８番地	○																				
379	グループホーム　はけのみや	北区山室四丁目９番３０号		○														○					
380	グループホーム昭和	東区尾ノ上三丁目３番１０７号											○										
381	グループホーム城南スマイル	南区城南町下宮地３９７番地２					○		○														
382	グループホーム　グッドライフ熊本駅前	西区春日二丁目１番２４号		○														○	○				
383	グループホーム　おりがえ	南区合志四丁目３番６０号		○				○															
384	認知症高齢者グループホーム　アクア	南区八分字町２２番地１		○																			
385	グループホーム聖母の丘	西区島崎六丁目１番２７号		○															○				
386	グループホームハーモニー	東区秋津町秋田１７１番地２										○											
387	グループホーム画図こもれび	東区画図町所島２０５番地６		○				○						○									
388	グループホーム　聖徳苑	西区中原町５０４番地３		○																			
389	グループホーム八景水谷	北区八景水谷一丁目５番１号	○																				
390	（介護予防）認知症対応型共同生活介護　ステラの風	南区並建町７５８		○				○													○	○	
391	グループホーム　響き　上代	西区城山上代町６０－１		○														○	○				
392	グループホーム　クオン	西区二本木５丁目２番１０号		○														○	○				
393	グループホームもねろ	南区富合町菰江２４６番地１				○	○		○														
394	グッドスマイル　イズミノソラ　グループホーム	中央区出水七丁目９４番２０号		○				○						○									
395	グループホーム　潤	西区戸坂町２３番３１号		○														○	○				
396	グループホーム　夢眠くまもとにし	西区城山下代三丁目２番６号		○														○					
397	認知症高齢者グループホーム　銭塘アクア	南区銭塘町１１７０		○		○		○		○												○	
398	風流街もやい館　グループホーム　五福	中央区細工町４-３４-１		○														○	○				
399	グループホーム永の郷	南区城南町永１２０９				○			○														
400	グループホーム　道標	南区中無田町６４９番地５		○		○		○															
401	特別養護老人ホーム　みゆき園	南区御幸笛田６－６－７１		○				○															
402	特別養護老人ホーム　天寿園	南区奥古閑町４３７５－１		○		○		○		○													
403	小規模型ユニット型介護老人福祉施設　リデルホーム黒髪	中央区黒髪５丁目２３番１号	○																				
404	特別養護老人ホーム　シルバー日吉	南区平成２－６－９		○																			
405	特別養護老人ホーム　三和荘	西区城山大塘４丁目１番１５号		○														○					
406	特別養護老人ホーム　リバーサイド熊本	西区河内町野出１９３６－１	○																				○
407	特別養護老人ホーム　聖母の丘	西区島崎６－１－２７		○															○				
408	特別養護老人ホーム　ヴィラ・ながみね	東区長嶺南四丁目１２番６５号																	○				
409	特別養護老人ホーム　こぼり苑	南区護藤町１５８６		○				○															
410	特別養護老人ホーム　花みずき	中央区出水７丁目９０番１号		○				○						○									
411	特別養護老人ホーム　ハーモニー	東区秋津町秋田１７１－３										○											
412	特別養護老人ホーム力合つくし庵	南区合志４丁目３番５０号		○				○															
413	特別養護老人ホーム　川尻ヒルズ	南区南高江７丁目３番		○				○															
414	特別養護老人ホーム　グッドライフ熊本駅前	西区春日２丁目１番２４号		○														○	○				
415	特別養護老人ホーム　輝祥苑	西区戸坂町２３番３５号		○														○	○				
416	特別養護老人ホーム　画図重富苑	東区画図町重富９６８番		○				○															
417	特別養護老人ホーム　琴平本町	中央区琴平本町１０番３２号		○																			
418	特別養護老人ホーム　祥麟館	南区城南町沈目１５１３	○						○														
419	特別養護老人ホーム　ゆうとぴあ	南区富合町古閑９９４－１				○	○		○		○												
420	おとなの学校　八角堂校	西区花園２丁目１０番１６号	○																				
421	向山つくし庵	中央区本山１丁目６番１７号		○																			

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
422	特別養護老人ホーム　上熊本苑	西区上熊本３丁目１２番２４号	○	○															○	○				
423	特別養護老人ホーム　みゆき東館	南区御幸笛田６丁目６番７１号		○				○																
424	地域密着型特別養護老人ホームリバーサイド熊本ユニットホーム	西区河内町野出１９３６−１	○																					○
425	特別養護老人ホーム　天寿園　青葉	南区奥古閑町４３７５番１		○		○		○		○														
426	地域密着型特別養護老人ホーム　天寿園ＮｅＯ	南区奥古閑町４３４５番地		○		○		○		○														
427	地域密着型特別養護老人ホーム　かわしり御蔵	南区南高江７丁目３番		○				○		○														
428	特別養護老人ホーム　小島苑	西区小島５丁目１５番４５号		○															○	○				
429	指定短期入所生活介護事業所　ヴィラ・ながみね	東区長嶺南四丁目１２番６５号											○											
430	リバーサイド熊本短期入所生活介護	西区河内町野出１９３６番地１	○																					○
431	こぼり苑短期入所生活介護事業所	南区護藤町１５８６番地		○				○																
432	ショートステイハーモニー	東区秋津町秋田１７１番地３										○												
433	みゆき園短期入所生活介護事業所	南区御幸笛田六丁目６番７１号		○				○																
434	介護付き有料老人ホーム　ローズヴィラマツモト	南区野田二丁目３１番６号				○		○																
435	天寿園ショートステイ「ふれんど」	南区奥古閑町４３７５番１		○		○		○		○														
436	シルバー日吉ショートステイサービス	南区平成二丁目６番９号		○																				
437	花みずき短期入所生活介護事業所	中央区出水七丁目９０番１号		○				○																
438	三和荘短期入所生活介護事業所	西区城山大塘四丁目１番１５号		○															○	○				
439	社会福祉法人聖母会聖母の丘指定短期入所生活介護事業所	西区島崎六丁目１番２７号		○																○				
440	力合つくし庵	南区合志４丁目３番５０号		○				○																
441	短期入所生活介護事業所　上熊本苑	西区上熊本３丁目１２番２４号	○	○															○	○				
442	みゆき東館　短期入所生活介護事業所	南区御幸笛田６丁目６番７１号		○				○																
443	短期入所生活介護　川尻ヒルズ	南区南高江７丁目３番		○				○																
444	ショートステイ　グッドライフ熊本駅前	西区春日２丁目１番２４号		○															○	○				
445	リバーサイド熊本　ユニットホーム　短期入所生活介護	西区河内町野出１９３６−１	○																					○
446	くまもと龍田翔裕園	北区弓削６丁目６番３１号	○	○																				
447	短期入所生活介護事業所　輝祥苑	西区戸坂町２３番３５号		○															○	○				
448	画図重富苑ショートステイ	東区画図町重富９６８番		○				○																
449	短期入所生活介護　かわしり御蔵	南区南高江７丁目３番		○				○		○														
450	短期入所生活介護事業所　小島苑	西区小島５丁目１５番４５号		○															○	○				
451	祥麟館ショートステイ	南区城南町沈目１５１３番地	○						○															
452	ショートステイゆうとぴあ	南区富合町古閑９９４番地１				○	○		○		○													
453	ファインテラスせいじの	西区島崎２丁目１１−１３		○																○				
454	ココファン神水	中央区神水本町１３−１											○											
455	はっぴいはうす弐番館	東区尾ノ上４丁目１１番８３号											○											
456	高齢者複合支援施設　八景水谷昭和館	北区山室４丁目９−３０		○															○					
457	サービス付き高齢者向け住宅　ブロッサムはません	南区田迎４丁目９−１６		○				○																
458	サンセリテ月出	東区月出２丁目４−２３											○											
459	ヒルサイドガーデン大樹	南区城南町今吉野９８９番地	○																					
460	愛莉園・力合	南区刈草３丁目３番１５号		○				○																
461	西山の里　和	西区島崎２丁目１８番６４号		○				○																
462	あんのんらく	西区横手５丁目４−１５		○																○				
463	寿楽の里　輝	西区横手５丁目４−１３		○																○				
464	夢眠くまもとにし	西区城山大塘１丁目２４−８		○															○	○				
465	吉祥苑　新外	東区新外２丁目１−１５											○											
466	ココファン水前寺	中央区出水１丁目８−２０		○										○										
467	サービス付き高齢者住宅　杉上	南区城南町高１０９９−３				○			○															
468	生活リハビリ村	西区上代１丁目１９番１５号		○															○	○				

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系									菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
469	サービス付き高齢者向け住宅　福朗	中央区新町１丁目７番９−１		○														○	○				
470	パピルス横手	西区横手５丁目４番１１号		○															○				
471	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）ホスピタウンハウス	南区富合町古閑１０１２番地				○	○		○		○												
472	サンシティハウス	南区御幸笛田３丁目１７−１０		○				○		○													
473	ココファン尾ノ上	東区尾ノ上１丁目２５−３０											○										
474	ほくと	西区八島２丁目１３番３９号		○														○	○				
475	八王寺の杜	中央区国府３丁目１９−４２		○				○															
476	なでしこガーデン上熊本	西区上熊本２丁目１５−２４		○														○	○				
477	ココファン水前寺公園	中央区水前寺１丁目２４−１		○										○									
478	ココファン新町	中央区新町１丁目１０−３０		○														○	○				
479	ゆほびか水前寺	中央区国府１丁目３−１０		○				○						○									
480	サービス付き高齢者向け住宅　くまのしょう	南区城南町下宮地７２２−６					○		○														
481	ぽぽろハウス	中央区八王寺町１２番３７号		○																			
482	ココファン藤崎の杜	中央区井川淵町２−１２		○																			
483	サン　あさひの	北区室園町８番１０号		○														○					
484	サービス付き高齢者住宅・ハピネス	西区島崎２丁目１５−５		○															○				
485	シニアマンションユートピア熊本	東区秋津１丁目１−８										○											
486	ローズヴィラマツモト	南区野田２丁目３１−６				○		○															
487	グランガーデン熊本	中央区城東町４−７		○														○					
488	特定施設入居者生活介護　すずめ	東区画図東１丁目８−４８		○				○						○									
489	有料老人ホーム　ヴィーヴル	南区田迎１−７−２０		○																			
490	住宅型有料老人ホームシルバーハウス爽苑	東区画図町重富２０４		○				○															
491	清祥庵	中央区萩原町９−５２		○																			
492	ケアホーム創幸	中央区九品寺３丁目１７−２４九品寺Ｍ・Ⅱビル２階		○																			
493	水前寺有料老人ホーム	中央区国府１丁目３−１５（３階部分）		○				○						○									
494	ホームホスピスあん堵	西区池上町１１３９−４		○															○				
495	ホスピタルメントさくら西館	南区御幸木部１丁目１番１号		○				○															
496	山みずき	南区富合町木原１４６１番地１	○			○			○		○												
497	彩（地域密着特定）	南区富合町廻江５９９−１				○	○		○		○												
498	青い鳥・ミチルの家	南区御幸笛田１丁目２−１７		○				○															
499	インターケア・シニアレジデンス上松尾	西区松尾１丁目７−３２		○														○	○				
500	有料老人ホームケアライフ春日	西区春日７丁目１６−１２		○														○	○				
501	黒髪しょうぶ苑介護付有料老人ホーム	中央区黒髪５丁目４番３０号		○																			
502	介護付有料老人ホーム　稔の里	南区城南町六田５３５番地				○			○		○												
503	介護付有料老人ホーム　のどか園	南区富合町榎津４９２番地１				○	○		○		○												
504	有料老人ホーム　江南の杜	中央区本山１丁目５番２０号		○																			
505	住宅型有料老人ホーム　おはな	中央区白山２丁目１１番１６号		○																			
506	介護付有料老人ホーム　ヒルサイドガーデン　山吹	南区城南町今吉野９８９番地	○																				
507	ケアホーム　みやび苑	南区八幡８丁目４−２０		○				○															
508	有料老人ホーム　はふじ	南区八分字町２９１８−１		○																			
509	江津しょうぶ苑介護付有料老人ホーム	東区画図町所島１０３９番地		○				○						○									
510	ループたつだ	北区龍田１丁目２番１０号	○																				
511	有料老人ホーム高齢者住宅ひかり花園館	西区花園５丁目１１−１６		○															○				
512	住宅型有料老人ホームマノリアル本荘	中央区本荘五丁目１０番２３号		○																			
513	ニチイケアセンター熊本飽田東	南区八分字町４９−１		○																			
514	ホスピタルメント桜十字	南区御幸笛田７丁目１３番２１号		○				○															
515	フォーマルケア　夢	南区御幸笛田２丁目２０番５６号		○				○															

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系									菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
516	ルームス・富合	南区富合町新４２７番地２				○	○		○		○												
517	ルームス・鶴羽田	北区鶴羽田町１０４０番地	○																				
518	むつみ・近見	南区近見８丁目１３番８８号		○				○		○													
519	ホスピタルメントさくら東館	南区御幸笛田７丁目１５番３号		○				○															
520	湧水の郷　壱番館	東区江津３丁目７番２９号		○				○						○									
521	住宅型有料老人ホーム　ハーベストライフ	南区城南町六田５３９番地１				○			○														
522	介護付有料老人ホーム　ヴィラ・九品寺	中央区九品寺３丁目９番３号		○																			
523	陽向のおうち	南区城南町下宮地９１８-１				○	○		○														
524	幸ハウス野中	西区野中３丁目３番２０号		○														○	○				
525	介護付き有料老人ホーム川尻ヒルズ	南区南高江７丁目３番		○				○															
526	有料老人ホーム　東宮	東区尾ノ上３丁目１番３４号											○										
527	有料老人ホーム　メディケアホーム　ヒルズ成城	北区飛田４丁目５-２０																		○			
528	木彩（きいろ）	西区松尾２丁目２２番３４号		○														○	○				
529	エミタスガーデン薬園町	中央区薬園町３－３３		○																			
530	レジデンス北熊本	北区飛田四丁目３番８１号																		○			
531	住宅型有料老人ホーム　ななみ	南区富合町杉島１１２７番地				○		○															
532	ケアホーム蓮台寺	西区蓮台寺３丁目４番５号		○																			
533	有料老人ホーム　ひかり	西区池上町７７４番地		○															○				
534	住宅型有料老人ホーム　ケアホーム三郎一丁目	東区三郎１丁目１０番１８号											○										
535	有料老人ホームてる照２	南区八分字町２６５６		○																			
536	有料老人ホーム赤とんぼ長嶺	東区長嶺南６丁目２５-９７											○										
537	住宅型有料老人ホーム　大瑠璃	東区画図東１丁目１１番１５号		○				○						○									
538	住宅型有料老人ホーム　ケアホーム暖家～花梨館	西区二本木２丁目６-６		○															○	○			
539	有料老人ホーム　メディケアホーム　ヒルズ成城　遊水公園	北区打越４０-４６番地	○	○														○					
540	住宅型有料老人ホーム　ピュアート良町	南区良町５丁目１５番２２号		○				○			○												
541	有料老人ホーム　樹希	南区富合町清藤４２４－１				○	○		○		○												
542	有料老人ホーム　ぷらす御幸笛田	南区御幸笛田１丁目２－１４６		○				○															
543	メディケアホーム　ヒルズ成城　上代	西区城山上代町６０番１		○														○	○				
544	有料老人ホーム　リユニオン田崎	西区田崎２丁目５番３１号		○														○	○				
545	福寿庵	南区田迎２丁目１４番１号		○																			
546	有料老人ホームつばき園	中央区本山３丁目５番１５号		○																			
547	セカンドライフななみ	南区富合町杉島１１５２-１				○		○															
548	メディケアホーム ヒルズ成城α　室園	北区室園町１０番１４号		○														○					
549	住宅型有料老人ホームリビングケアあきたの杜	南区砂原町４６１番地		○																			
550	住宅型有料老人ホーム湧水の郷　弐番館	東区江津３丁目７番３０号		○				○						○									
551	城南陽気ホーム	南区城南町下宮地５９２－１					○		○														
552	住宅型有料老人ホーム桜テラス	南区南高江５丁目１－５６		○				○		○													
553	住宅型有料老人ホームてる照	南区富合町小岩瀬字天神免２１６－１				○	○		○														
554	有料老人ホームりんどう	中央区妙体寺町６番６号		○																			
555	介護付有料老人ホーム　夢眠くまもとみなみ	南区御幸西３丁目９番３６号		○				○		○													
556	有料老人ホーム　メディケア癒やしDX京町台	西区津浦町４番１３号	○																				
557	高齢者介護施設　ケアホーム八王寺通り	中央区国府三丁目２７番３０号		○																			
558	介護付き有料老人ホーム　和らく	南区御幸笛田町１２０２番地		○				○															
559	はっぴいはうす	東区三郎１丁目１１番１１号											○										
560	有料老人ホーム　木春熊本東	中央区三郎一丁目６－１３											○										
561	ケアサポートメロンほーむ	南区日吉二丁目１４番１０号		○				○															
562	住宅型有料老人ホーム　湧水の郷　参番館	東区江津三丁目７－３３		○				○						○									

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系									菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
563	小春ケアパークそよ風	南区島町２丁目１８番３６号		○																			
564	有料老人ホームみのりの家	南区城南町永１２００				○			○														
565	夢眠くまもとにし２号館おしま	西区小島９丁目１番４０号	○	○														○	○				
566	夢眠くまもとにし２号館	西区小島９丁目１番５０号	○	○														○	○				
567	住宅型有料老人ホーム　愛の郷	南区城南町東阿高１６４４番地							○														
568	メディケア癒やし花園	西区花園一丁目１２番８号		○														○	○				
569	メディケア癒やしDX長嶺	東区長嶺東２丁目１４－３８												○									
570	プライマリケアホームひゅうが熊本はません	南区田迎３丁目１１番１８号						○															
571	メディカル・リハビリホームグランダ水前寺	中央区白山１丁目１番１１号		○				○						○									
572	介護医療院　心ほか	東区新外３丁目９番１号											○										
573	介護医療院　ゆずりは	南区城南町高１０９９番地				○			○														
574	悠愛病院　介護医療院	東区画図町下無田１１３９番地		○				○															
575	介護医療院　あきた	南区会富町１１２０		○		○		○													○	○	
576	末次介護医療院	西区上高橋２丁目１３番６号	○	○														○	○				
577	介護医療院せいじの	西区島崎２丁目２２－１５		○															○				
578	小林病院　介護医療院	南区城南町隈庄５７４番地					○		○														
579	みこころ介護医療院	西区上熊本２－１１－２４		○														○	○				
580	表参道吉田病院介護医療院	中央区北千反畑町２番５号		○																			
581	くまもと成城介護医療院	北区室園町１０番１７号		○														○					
582	九州記念病院　介護医療院	中央区水前寺公園３番３８号		○				○						○									
583	介護老人保健施設　ケアセンター赤とんぼ	東区戸島西二丁目３番１０号											○										
584	介護老人保健施設　清雅苑	北区山室６－８－１																○					
585	介護老人保健施設　青翔苑	西区島崎２－２１－１０		○															○				
586	介護老人保健施設　南楓苑	中央区南熊本二丁目１１番１号		○																			
587	介護老人保健施設　湧心苑	中央区出水４－１５－３０		○				○						○									
588	介護老人保健施設　ぽたん園	南区御幸笛田六丁目８番１号		○				○															
589	介護老人保健施設　白藤苑	南区白藤白藤５丁目１番１号		○				○															
590	介護老人保健施設　のぞみ	中央区本荘３－７－１８		○																			
591	老人保健施設　フォレスト熊本	中央区渡鹿五丁目１番３７号		○																			
592	介護老人保健施設　なすび園	西区沖新町３３５３		○		○		○													○	○	
593	介護老人保健施設 なでしこ	中央区北千反畑町２番５号		○																			
594	介護老人保健施設　高齢者支援センター　コスモピア熊本	東区尾ノ上１丁目３番１２号											○										
595	介護老人保健施設　総合ケアセンター　第二コスモピア熊本	東区尾ノ上１丁目８番８号											○										
596	介護老人保健施設　レ・ハビリス桜十字熊本東	東区三郎１丁目１２番３０号											○										
597	介護老人保健施設　光乃里	南区城南町今吉野１０２０	○																				
598	江津しょうぶ苑　小規模多機能ホーム	東区画図町所島１０４０番地		○				○						○									
599	小規模多機能ハウス　ほがらか	南区御幸笛田６丁目６番８８号		○				○															
600	セントケア熊本おぜき	東区新南部１丁目２番１２号		○	○																		
601	はなぞのケアセンター　小規模多機能ホーム	西区花園７丁目２５番２３号	○																○				
602	黒髪しょうぶ苑小規模多機能ホーム	中央区黒髪５丁目４-３０		○																			
603	小規模多機能ホーム　はけのみや	北区山室４丁目９番３０号		○														○					
604	小規模多機能型居宅介護事業所　ヒルサイドガーデンひなぎく	南区城南町今吉野９８９番地	○																				
605	小規模多機能ホーム　おひさま	中央区世安町３９７－２		○																			
606	小規模多機能型居宅介護事業所　上熊本苑	西区上熊本３丁目１２番２３号	○	○														○	○				
607	小規模多機能型居宅介護事業所　水前寺きらら	中央区水前寺１丁目１１番２２号		○										○									
608	小規模多機能型居宅介護事業所　ヴィラ・九品寺	中央区九品寺３丁目９番５号		○																			
609	小規模多機能型居宅介護施設　もねろ	南区富合町蔵江２４５番地				○	○		○														

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
610	銀座通りハウス	中央区中央街５番３		○																				
611	小規模多機能ホーム　アクア	南区八分字町１９番地		○																				
612	小規模多機能型居宅介護事業所　楽しい家飽田南	南区護藤町１５９９		○				○																
613	小規模多機能ホーム赤とんぼ長嶺	東区長嶺南６丁目２５-９７		○																				
614	小規模多機能型居宅介護事業所　かがやき	西区戸坂町２３番３５号		○															○	○				
615	小規模多機能型居宅介護　くまのしょう	南区城南町下宮地７２２番地６					○		○															
616	小規模多機能型居宅介護事業所ゆう	中央区黒髪６丁目７番７号		○																				
617	小規模多機能型居宅介護事業所　道標	南区中無田町御供田６４９－１		○		○		○																
618	小規模多機能型居宅介護　夢眠くまもとにし	西区城山大塘１丁目２２番１１号		○															○	○				
619	小規模多機能型居宅介護よかひより	南区富合町廻江５９９－１				○	○		○		○													
620	看護小規模多機能型居宅介護事業所　とりい	南区薄場１丁目１０番２８号		○																				
621	看護小規模多機能型居宅介護事業所　八王寺の杜	中央区国府３丁目１９－４２		○				○																
【所管課：熊本市こども支援課】																								
622	西原公園児童館	熊本市中央区九品寺4丁目24-4		○																				
623	秋津児童館	熊本市東区秋津3丁目15-1										○												
624	西部児童館	熊本市西区小島2丁目7-1		○															○					
625	花園児童館	熊本市西区花園5丁目8-3		○																○				
626	幸田児童館	熊本市南区幸田2丁目4-1		○				○																
627	南部児童館	熊本市南区南高江6丁目7-35		○				○		○														
628	清水児童館	熊本市北区清水亀井町14-7		○															○					
【所管課：熊本市こども家庭福祉課】																								
629	菊水学園	中央区渡鹿５丁目９－１２		○																				
630	熊本乳児院	中央区本荘２-３-８		○																				
631	はばたきホーム	中央区壺川２丁目１-５７	○	○															○					
632	きらきら星レジデンス	東区尾ノ上４丁目１１-６０											○											
633	みずほ	中央区新町３丁目９-２０		○															○	○				
634	熊本市民病院	東区東町４-１-６０											○											
635	慈恵病院	西区島崎６-１-２７		○																○				
636	福田病院	中央区新町２-２-６		○															○	○				
637	りんどうホーム	北区龍田陳内１丁目１３-３１			○																			
【所管課：熊本市児童相談所】																								
638	児童相談所	中央区大江５丁目１番５０号		○																				
639	里親支援センター　アグリ	中央区本荘2丁目3番8号		○																				
【所管課：熊本市障がい福祉課】																								
640	熊本市障がい者福祉センター希望荘	熊本市中央区大江5丁目1番15号		○																				
【所管課：熊本市保育幼稚園課】																								
641	画図幼稚園	中央区出水８丁目７－４０		○				○					○											
642	白山幼稚園	中央区菅原町６－１１		○				○																
643	暁幼稚園	西区島崎５丁目４７－４１	○																					
644	YMCA熊本五福幼稚園	中央区魚屋町１丁目９		○																				
645	熊本聖母愛児幼稚園	西区島崎６丁目１－１８		○																○				
646	YMCA水前寺幼稚園	中央区出水３丁目１２番１号		○				○					○											
647	熊本音楽幼稚園	南区出仲間６丁目１４番４０号		○				○																
648	王栄幼稚園	中央区九品寺２丁目２番４４号		○																				
649	坪井幼稚園	中央区内坪井町４－１９		○															○					

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県		国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
650	ルンビニー幼稚園	南区近見２丁目７－２		○				○																
651	幼保連携型認定こども園九州学院みどり幼稚園	中央区大江５丁目３－３６		○																				
652	第一幼稚園	中央区坪井４丁目２０－２２		○															○					
653	幼保連携型認定こども園西部音楽幼稚園	西区中原町６８６		○																				
654	城山幼稚園	西区城山大塘１丁目２１－１		○															○	○				
655	幼保連携型認定こども園城山保育園	西区上代６丁目９－１		○															○					
656	田迎こども園	南区良町１丁目２２－１		○				○																
657	芳野保育園	西区河内町岳８８０	○																					
658	幼保連携型認定こども園恵水幼稚園	南区御幸笛田３－１３－１２		○				○																
659	出水幼稚園	中央区国府２－１０－３９		○				○						○										
660	認定こども園わかくさ幼稚園	南区南高江７－９－３６		○				○		○														
661	寺原保育園	中央区坪井５丁目１３－６		○															○					
662	幼保連携型認定こども園シオン	中央区新町４丁目７－３５		○															○	○				
663	幼保連携型認定こども園くほんじこども園	中央区八王寺町５１－３５		○				○																
664	なぎさこども園	東区江津１丁目７－２５		○				○						○										
665	幼保連携型認定こども園こずえ保育園	西区新土河原１丁目７－２０		○															○	○				
666	かおるこども園	西区中島町２０５６－２		○		○		○														○		
667	仁愛幼育園	南区薄場１丁目１４－１０		○																				
668	幼保連携型認定こども園力合さくら子ども園	南区合志３丁目６－２６		○				○																
669	幼保連携型認定こども園こじか園	南区南高江７丁目９－３０		○				○		○														
670	幼保連携型認定こども園モロナイ保育園	南区八分字町６１８		○				○																
671	高平幼稚園	北区高平２丁目２０－３２		○															○					
672	ゆたか幼稚園	南区今町１６１－１		○																		○	○	
673	きよめこども園	中央区国府２丁目６－３１		○				○						○										
674	幼保連携型認定こども園誠櫻幼愛園	西区春日６丁目２２－１		○																				
675	認定こども園第一幼育園	南区富合町新２５６－１				○	○		○		○													
676	そよかぜこども園	南区南高江１丁目１１－１２６		○				○																
677	こぐまこども園	北区四方寄町３９－１																	○					
678	力合幼稚園	南区白藤１丁目２２番７号		○				○																
679	幼保連携型認定こども園城高保育園	西区城山大塘２丁目１－２４		○															○	○				
680	出仲間こども園	南区出仲間３丁目１－１１		○				○																
681	かわしりこども園	南区川尻５丁目４－２４		○				○																
682	済生会しらふじ子ども園	南区白藤３丁目２－７０		○				○																
683	幼保連携型認定こども園第二桜ヶ丘こども園	中央区世安３丁目１０番７号		○																				
684	幼保連携型認定こども園愛保育園	南区近見３－１３－３０		○				○																
685	幼保連携型認定こども園たから子ども園	南区富合町小岩瀬６８６				○	○		○															
686	古町幼稚園	西区二本木４丁目４－１３		○															○	○				
687	幼保連携型認定こども園青いほしこども園	南区近見７丁目１２番３３号		○				○		○														
688	幼保連携型認定こども園千草保育園	中央区平成３丁目２番１２号		○																				
689	幼稚園型認定こども園ときわ幼稚園	中央区本荘町６８３番地２		○																				
690	認定こども園九州音楽京塚幼稚園	東区尾ノ上１丁目４７番９号											○											
691	幼保連携型認定こども園出水みなみこども園	中央区出水８丁目４３－５		○				○						○										
692	鳳鳴こども園	中央区世安町３９３番地２		○																				
693	幼保連携型認定こども園御幸こばと保育園	南区御幸笛田７丁目１５－３０		○				○																
694	なないろこども園	南区荒尾１丁目１７－１５		○																				

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
695	さくらまちこども園	中央区新市街１３－１９		○																				
696	からたちこどもえん	西区河内町河内２９４６	○																					○
697	認定こども園　えずほいくえん	東区下江津２丁目２－１		○				○					○											
698	カトレア保育園	東区若葉６丁目１３－５２									○	○												
699	幼保連携型認定こども園　なかよしこども園	南区幸田２丁目１－８０		○				○																
700	幼保連携型認定こども園　おびほ	東区月出２丁目４－２７										○												
701	まつおこども園	西区西松尾町４９７１																○						
702	幼保連携型認定こども園　日吉保育園	南区十禅寺２丁目９－１		○																				
703	幼保連携型認定こども園　和光こども園	南区城南町隈庄７３６					○		○															
704	黒髪幼愛園	中央区黒髪２丁目９－２０		○																				
705	みのり保育園	中央区本荘３丁目６－１９		○																				
706	双葉保育園	中央区本荘２丁目３－１５		○																				
707	友愛会保育園	中央区壺川２丁目１－５７	○	○															○					
708	のぞみ保育園	東区若葉２丁目１２－１											○											
709	ひかり幼児園	中央区大江２丁目３－２		○																				
710	旭保育園	南区近見６丁目１１－１１		○				○																
711	ひまわり保育園	中央区新大江１丁目７－３９		○																				
712	若葉幼愛園	西区上代１丁目１１－２		○															○	○				
713	有明保育園	西区小島下町４２２３		○															○					
714	つぼみ保育園	中央区国府本町１２－７３		○																				
715	KASUGAよんちょうめ保育園	西区春日４丁目３０－１１		○															○	○				
716	すぎのこ保育園	西区二本木４丁目２２－２５		○															○					
717	大光保育園	東区画図町所島７５５－３		○				○						○										
718	光輪保育園	東区沼山津４丁目８－２９										○												
719	つくし保育園	西区花園５丁目２－１１		○																○				
720	やまびこ保育園	東区尾ノ上２丁目２５－１８											○											
721	熊本すみれ保育園	西区池亀町２０－４１		○															○	○				
722	リズム幼育園	南区御幸笛田３丁目１２－１		○				○																
723	月出保育園	東区月出６丁目３－５											○											
724	畠口みのり保育園	南区畠口町２１３７－２		○		○		○		○												○	○	
725	熊本藤富保育園	南区護藤町９７３		○				○																
726	リリー保育園	南区並建町８３９－１		○		○		○														○	○	
727	中緑保育園	南区美登里町４５４		○		○		○		○														
728	銭塘保育園	南区銭塘町９７６－２		○		○		○																
729	奥古閑保育園	南区奥古閑町１５６２－２		○		○		○		○														
730	海路口保育園	南区海路口町６１７		○		○		○		○														
731	川口保育園	南区川口町１０９９－２		○		○		○		○														
732	さくらんぼ保育園	東区広木町２９－３５										○												
733	出水南保育園	中央区出水６丁目１５－２１		○				○																
734	雁回まこと保育園	南区富合町木原１４１０－１	○			○	○		○		○													
735	城南慈光保育園	南区城南町坂野２０９０－１				○																		
736	城南ふたば保育園	南区城南町丹生宮６６７				○	○		○															
737	くすのき保育園	南区城南町六田４７５－２				○	○		○															
738	美心幼愛園	西区中島町５６０		○																				
739	くろかみ保育園	中央区黒髪２－３６－３３		○																				

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
740	本荘保育園	中央区本荘６丁目１６－２４		○																				
741	横手保育園	中央区横手２丁目１－１１		○															○	○				
742	白山保育園	中央区白山２丁目１２－３		○				○						○										
743	京塚保育園	東区尾ノ上３丁目１３－２６											○											
744	城東保育園	中央区九品寺１丁目１３－２０		○																				
745	池上保育園	西区池上町１２２６－１		○															○					
746	小島保育園	西区小島７丁目６－７		○															○	○				
747	春日保育園	西区春日３丁目１１－１		○															○	○				
748	中島保育園	西区沖新町６７５		○		○		○														○	○	
749	幸田保育園	南区良町２丁目５－１		○				○																
750	西里保育園	北区硯川町１１３３																		○				
751	ハッピー保育園	南区田迎６丁目１１－１		○				○																
752	平成さくら保育園	南区江越１丁目１７－１２ フローラル江越１０３		○				○																
753	力合・ひまわり保育園	南区刈草３丁目２－４０　Sビル1F		○				○																
754	ことな保育園	南区富合町清藤３８３－１				○	○		○		○													
755	からしま保育舎　ぴーかーぶー	中央区辛島町６－２ ベアレントビル2F		○															○					
756	保育所　きっず・ひろば	中央区本荘６－４－１		○																				
757	みらい保育園	南区城南町下宮地４２９－１					○		○															
758	はれのひ保育園	中央区新大江３丁目７番９号		○																				
759	あーす保育園力合西	南区野口３－１９－４６		○																				
760	ムジカ保育園	中央区本荘６－７－１８		○																				
761	夢ママ保育園	東区尾ノ上４－２０－１－２											○											
762	立町・におうさん通り保育園	中央区坪井４－１－１		○															○					
763	つばさ保育園	中央区大江１－１１－１０		○																				
764	とろく保育舎　ぴーかーぶー	中央区渡鹿７－８－５３		○																				
765	ニチイキッズおのうえ保育園	東区尾ノ上３－６－２－１０２											○											
766	小規模保育所ふわにっこ	東区昭和町６－９											○											
767	古町げんきの森保育園	西区二本木２－７－２０		○															○	○				
768	白坪・ひまわり保育園	西区田崎１－５－１１５　ホワイトキャッスル田崎１０１		○															○	○				
769	かみのごう保育園プチ	南区近見２－２－１		○																				
770	にじいろ保育園	南区近見２－１６－６		○				○																
771	とことこ保育園	南区近見６－１９－１１		○				○																
772	けやき通り　みそら保育園	南区出仲間１－３－１　ウッディマンションけやき通り１０３－A		○				○																
773	世安・ひまわり保育園	中央区世安町３６１－２　エステージア世安１F－１０１		○																				
774	第二平成さくら保育園	南区江越１丁目２－１０		○				○																
775	みいな保育園	南区江越１丁目８－２０		○																				
776	メイプル保育園	南区日吉２丁目１１－６８		○				○																
777	ドレミ保育園	東区秋津３丁目１４－４８										○												
778	つっぴー	東区長嶺南７丁目７－２０											○											
779	ブルービーの森	南区田迎６丁目６－４０		○				○																
780	わくわく家庭保育室　唐人町	中央区上鍛冶屋町８－２		○															○	○				
781	えづこスマイルキッズ	東区画図町重富５６８－２		○				○																
782	鶴屋保育園スマイリア	中央区手取本町６－１		○																				
783	西方ハロー保育園	東区東本町１５－１											○											
784	おうえい附属保育園	中央区九品寺２丁目２番４４号		○																				

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
785	御幸保育園	南区御幸笛田４丁目１９番４３号		○				○																
786	ロンドンブリッジインターナショナルスクール	南区田迎町田井島２３６番地４		○				○																
787	ぶどうの木体育英語幼児園	南区田迎５丁目１２番５０号		○				○																
788	ＩＱキッズスクール	中央区安政町４番１３号　M.K.BLD.２F		○																				
789	花畑保育園	中央区花畑町１０番３号		○															○					
790	長嶺あい保育園	東区長嶺南３丁目８番６５号											○											
791	ハーもニー保育園	中央区水道町１番９号　イーストンビル２F		○																				
792	チャイルドハウスＬＥＧＯ保育園	中央区坪井２丁目３－３０THE SECOND藤崎宮１階		○																				
793	わんぱく保育園	南区御幸木部１丁目１番１号		○				○																
794	熊本医療センター二の丸保育園	中央区二の丸１番５号	○																					
795	ナーサリーコアラ	中央区新町２丁目２番６号		○															○	○				
796	青磁野リハビリテーション病院　エンゼル保育室	西区島崎２丁目２０番１０号		○																○				
797	熊本大学こばと保育園	中央区九品寺４丁目２４番１号		○																				
798	朝日野総合病院　職員用託児所	北区室園町１２番１０号		○															○					
799	城山病院　ニューキッズルーム すくすく	西区上代９丁目２番２０号	○	○															○	○				
800	西方ハロー第二保育園	東区東本町１５番１号											○											
801	はあとランド	南区近見５丁目３番１号		○				○																
802	八福園	中央区水前寺公園３番３８号		○				○						○										
803	熊本大学病院　院内保育所	中央区本荘１丁目１番１号（医学部附属病院看護師宿舎１F）		○																				
804	ホスピタウンKIDS	南区富合町古閑１０１２番地				○	○		○		○													
805	ひごっ子の森保育園	中央区水前寺３丁目１２番２４号												○										
806	熊本市医師会　保育所　メディッコクラブ	中央区本荘３丁目３番３号		○																				
807	ちいキッズ	中央区本荘３丁目３番３号		○																				
808	コツヨシKIDS出水の里保育園	中央区出水５丁目１１－４３		○				○						○										
809	鶴屋保育園エンジェリア	中央区手取本町５－８　WING館５階		○															○					
810	赤とんぼ保育園	東区長嶺南６丁目２５－９７											○											
811	都市型保育園ポポラー熊本水前寺公園	中央区出水１丁目６－５大進第５ビル１F		○				○						○										
812	コアラ保育園	中央区新町２丁目４－３７		○															○	○				
813	キッズスクールおんがくの森	南区出仲間９丁目７－１４		○				○						○										
814	Three Lions International School	東区秋津２丁目６－２２										○												
815	成城キッズランド	北区室園町１０番１４号		○															○					
816	ゆうすい保育園	中央区水前寺２丁目３番１号		○										○										
817	保育所ちびっこランド神水園	東区湖東２丁目１－３ＲＯＳＹ１F											○											
818	かごまち保育舎ぴーかーぶー	中央区安政町１番６号桑本ビル５階		○															○					
819	チャレッジ保育園	南区出仲間９丁目２番１５号		○				○						○										
820	企業主導型保育事業りんな保育園	南区馬渡２丁目１７番５号		○				○																
821	くまのこ保育園	東区下江津４丁目１０番５号		○				○						○										
822	大同スマイル保育園	西区春日７丁目２２番１８号		○															○	○				
823	らっこ保育園	西区谷尾崎町４３９番地１		○																○				
824	あいぐらん保育園熊本	東区尾ノ上１丁目１０番１号											○											
825	Emile Internatinal school	中央区坪井１丁目３番４３号		○																				
826	星の子保育園	中央区下通１丁目１０番１３号マリンタワービル１F		○																				
827	ＬＥＧＯ第２保育園	中央区上鍛冶屋町１２番１号コアマンション慶徳１０４号		○															○	○				
828	わんぱくかるがも保育園　錦ヶ丘	東区錦ヶ丘１９番２２号											○											
829	CloveR　House	北区室園町５番１１号		○																				

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	瀬川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
830	熊本信愛女学院幼稚園つぼみ組	中央区上林町２番２０号		○															○					
831	熊本聖母愛児幼稚園エンゼル保育所	西区島崎６丁目１番１８号		○																○				
832	ぷにっと保育園	中央区花畑町１３番１０号セカンドサイトビル5F		○															○					
833	くまもと城下町保育園	中央区桜町3番10号　SAKURAMACHI　Ｋｕｍａｍｏｔｏ５Ｆ		○															○	○				
834	ココロネ保育園	南区城南町下宮地４９７番１号					○		○															
835	スマイル保育園	南区上ノ郷２丁目８番２８号		○																				
836	ＮＰＯ法人ひかるつめくさ やまなみこども園　ポランのひろば	東区湖東２丁目４７番１７号											○											
837	新屋敷キッズガーデン	中央区新屋敷１丁目１７番１号管理棟１Ｆ		○																				
838	えみなる保育園	南区護藤町１５５９－２		○				○																
839	クロワッサン保育園	中央区坪井４丁目２０番１７号		○															○					
840	はなしょうぶ保育園	東区画図町所島１０２３－１		○				○						○										
841	おひさま保育園	中央区本荘２丁目１１番１２号		○																				
842	れんだいじ保育舎ぴーかーぶー	西区蓮台寺２丁目４番１号		○															○					
843	よやす保育園	中央区世安町３丁目６番３９号		○																				
844	Emile International School　九品寺園	中央区九品寺１丁目１番３号１階		○																				
845	ニチイキッズ熊本駅前保育園	西区春日３丁目２６番４７号ＪＲ熊本春日南ビル1F		○															○					
846	あいわ保育園	西区二本木２丁目１０番１８号		○															○	○				
847	コスモピア保育園	東区尾ノ上１丁目８番８号											○											
848	TERRABAL　KIDS　つぼいの森保育園	中央区坪井５丁目２番２４号		○															○					
849	湧水の郷　こども園	東区江津３丁目７番１７号		○				○						○										
850	ひごっ子の森北熊本保育園	中央区黒髪３丁目６番２０号		○															○					
851	琴平そらいろ保育園	中央区本荘町６９２－３泰明ビル1F		○																				
852	保育園　こくあ	中央区通町３３		○																				
853	新町ひだまり保育園	中央区新町４丁目１番１８号		○															○	○				
854	院内保育所すずらん	中央区萩原町９番５２号		○																				
855	サポートハウスぴよぴよ	中央区万町１丁目１３番地		○																				
856	ぼくらのひみつきち	南区城南町宮地５４２－１	○			○																		
857	亀の子幼稚園	西区 谷尾崎町４３９-１		○																○				
858	Sunny	中央区本荘５丁目13-15		○																				
859	明日花保育園	南区良町４丁目1-53		○				○																
【所管課：熊本市保護管理援護課】																								
860	熊本授産場	中央区本荘２丁目３番８号		○																				
861	友愛会銀杏寮	西区春日５－１７－３６		○															○	○				
【所管課：熊本県学校安全・安心推進課】																								
862	第二高等学校	東区東町3丁目13番1号											○											
863	熊本農業高等学校	南区元三町5丁目1番1号		○				○		○														
864	熊本西高等学校	西区城山大塘5丁目5番15号		○															○	○				
865	湧心館高等学校	中央区出水4丁目1番2号		○				○						○										
866	盲学校	東区東町3丁目14番1号											○											
867	熊本支援学校	中央区出水5丁目5番16号		○				○						○										
【所管課：熊本県健康福祉政策課】																								
868	熊本県福祉総合相談所	東区長嶺南２丁目３－３											○											
【所管課：熊本県私学振興課】																								
869	尚絅高等学校・中学校	中央区九品寺２－６－７８		○																				

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
870	熊本信愛女学院高等学校・中学校	中央区上林町３－１８		○															○					
871	熊本中央高等学校	中央区内坪井町４－８		○															○					
872	鎮西高等学校	中央区九品寺３－１－１		○																				
873	真和高等学校・中学校	中央区九品寺３－１－１		○																				
874	九州学院高等学校・中学校	中央区大江５－２－１		○																				
875	慶誠高等学校	中央区大江４－９－５８		○																				
876	熊本国府高等学校	中央区国府２－１５－１		○				○						○										
877	勇志国際高等学校（通信）熊本学習センター	中央区九品寺１－２－２０		○																				
878	九州工科自動車専門学校	中央区本荘町６５７		○																				
879	専修学校熊本ＹＭＣＡ学院	中央区段山本町４－１		○															○	○				
880	専門学校湖東カレッジ	東区湖東１－１２－２６											○											
881	熊本電子ビジネス専門学校	中央区九品寺２－２－３８		○																				
882	九州技術教育専門学校(熊本校)	中央区細工町５－３５－１		○															○	○				
883	熊本デザイン専門学校	中央区大江本町２－５		○																				
884	熊本看護専門学校	西区上熊本１－１０－８		○															○	○				
885	熊本歯科技術専門学校	中央区本荘３－１－６		○																				
886	熊本市医師会看護専門学校	中央区本荘３－３－３		○																				
887	熊本歯科衛生士専門学院	中央区坪井２－３－６		○																				
888	九州中央リハビリテーション学院	中央区本山３－３－８４		○																				
889	熊本駅前看護リハビリテーション学院	西区春日２－１－１５		○															○	○				
890	シェフパティシエ学院	中央区春竹町４８１番地		○																				
891	九州美容専門学校	中央区南坪井町１０－２８		○																				
892	熊本ベルェベル美容専門学校	中央区紺屋今町２－１８		○																				
893	熊本高等理容学校	中央区白山２－１３－２０		○				○						○										
894	専修学校モア・ヘアメイクカレッジ	中央区本山４－１－４６		○																				
895	専門学校湖東カレッジ唐人町校	中央区上鍛冶屋町８－２		○															○	○				
896	熊本保育医療スポーツ専門学校	西区春日２－２－３５		○															○	○				
897	専門学校東京ＣＰＡ会計学院熊本校	西区春日２－４－５		○															○	○				
898	大原ビジネス公務員専門学校熊本校	西区春日２－２－３５		○															○	○				
899	ヒロ･デザイン専門学校	中央区紺屋今町３－１４		○																				
900	和洋学園専門学校	中央区大江６－２９－２１		○				○																
901	専修学校熊本壺溪塾	中央区内坪井町５－１０		○															○					
902	熊本外語専門学校	中央区辛島町８－１４		○																				
903	専門学校公務員ｾﾞﾐﾅｰﾙ熊本校	西区池亀町５－５		○															○	○				
904	北九州予備校熊本校	西区春日２－３－２６		○															○	○				
905	九州動物学院	中央区本荘６－１６－３４		○																				
906	熊本情報ITクリエイター専門学校	西区春日２－２－３５		○															○	○				
907	寺原自動車学校	中央区壺川２－３－７８		○															○					
【所管課：熊本市放課後児童育成課】																								
908	春竹小児童育成クラブ	中央区琴平１丁目９－３９		○																				
909	白坪小児童育成クラブ	西区蓮台寺４丁目４－１		○															○	○				
910	黒髪小児童育成クラブ	中央区黒髪２丁目２-１		○																				
911	白山小児童育成クラブ	中央区菅原町９－１		○				○																
912	日吉小児童育成クラブ	南区近見１丁目９－３０		○																				

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
913	川尻小児童育成クラブ	南区川尻４丁目１－１		○				○																
914	本荘小児童育成クラブ	中央区本荘６丁目５－２２		○																				
915	田迎南小児童育成クラブ	南区田井島３丁目１２－１		○				○																
916	御幸小児童育成クラブ	南区御幸笛田７丁目１６－１		○				○																
917	花園小児童育成クラブ	西区花園６丁目９－１５	○																					
918	画図小児童育成クラブ	東区下江津８丁目１－６		○				○						○										
919	春日小児童育成クラブ	西区春日５丁目３－５	○	○															○	○				
920	出水南小児童育成クラブ	中央区出水４丁目１－１		○				○						○										
921	古町小児童育成クラブ	西区二本木４丁目９－６２		○															○	○				
922	力合小児童育成クラブ	南区刈草２丁目１０－１		○				○																
923	尾ノ上小児童育成クラブ	東区尾ノ上２丁目８－１											○											
924	健軍東小児童育成クラブ	東区東町４丁目１５－２											○											
925	月出小児童育成クラブ	東区月出６丁目２－４０											○											
926	田迎小児童育成クラブ	南区出仲間８丁目３－３０		○				○																
927	秋津小児童育成クラブ	東区秋津３丁目９－２０										○												
928	池上小児童育成クラブ	西区池上町８５０		○															○	○				
929	城山小児童育成クラブ	西区城山大塘１丁目２３－１		○															○	○				
930	向山小児童育成クラブ	中央区本山４丁目５－２７		○																				
931	長嶺小児童育成クラブ	東区長嶺南７丁目２２－１											○											
932	白川小児童育成クラブ	中央区新屋敷１丁目７－１３		○																				
933	城南小児童育成クラブ	南区南高江４丁目２－７０		○				○		○														
934	飽田東小児童育成クラブ	南区砂原町１１５		○																				
935	日吉東小児童育成クラブ	南区近見５丁目１－１		○				○																
936	一新小児童育成クラブ	中央区新町３丁目１０－４５		○															○	○				
937	出水小児童育成クラブ	中央区出水１丁目１－７５		○				○						○										
938	銭塘小児童育成クラブ	南区銭塘町９９０		○		○		○		○														
939	壺川小児童育成クラブ	中央区壺川１丁目４－５		○															○					
940	小島小児童育成クラブ	西区小島７丁目９－１		○															○	○				
941	河内小児童育成クラブ	西区河内町船津２４７０－１	○																					○
942	碩台小児童育成クラブ	中央区井川淵町４－８		○																				
943	城東小児童育成クラブ	中央区千葉城町５－１		○															○					
944	五福小児童育成クラブ	中央区細工町２丁目２５		○															○	○				
945	中島小児童育成クラブ	西区中島町５３８		○		○		○														○	○	
946	慶徳小児童育成クラブ	中央区山崎町７２		○															○	○				
947	奥古閑小児童育成クラブ	南区奥古閑町４０７２		○		○		○		○														
948	高橋小児童育成クラブ	西区高橋１丁目６－１		○															○	○				
949	川口小児童育成クラブ	南区川口町３０４５		○		○		○		○														
950	田迎西小児童育成クラブ	南区馬渡２丁目５－１		○				○																
951	芳野小児童育成クラブ	西区河内町野出１４１９	○																					
952	力合西小児童育成クラブ	南区荒尾１丁目１１－１		○																				
953	杉上小児童育成クラブ	南区城南町永５０５－１				○																		

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系									菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
954	飽田西小児童育成クラブ	南区並建町１００５		○		○		○													○	○	
955	中緑小児童育成クラブ	南区美登里町８００		○		○		○		○													
956	隈庄校区児童育成クラブ	南区城南町隈庄３３３－１				○	○		○														
957	ひしっこクラブ	北区植木町円台寺１２４	○																				
【所管課：熊本市高齢福祉課】																							
958	聖母の丘	西区島崎6-1-27		○																			
959	長寿の里	西区城山薬師2-10-10		○														○					
960	富貴苑	南区御幸笛田６－６－７０		○				○															
961	三和荘	西区城山大塘4丁目1番15号		○														○	○				
962	ピオニーガーデン	南区御幸笛田６－８－２		○				○															
963	こぼり苑	南区護藤町１５８６		○				○															
964	花水木	中央区出水７－９０－1		○				○															
965	ハーモニー	東区秋津町秋田１７１－３										○											
966	まほろば	東区尾ノ上３－３－１											○										
967	ゆいの家	東区尾ノ上４－１１－７０											○										
968	宝光庵	南区奥古閑町４３７５－９		○		○		○		○													
969	ケアハウス下通り	中央区下通２－１－４		○																			
970	アメニティ富合	南区富合町古閑９９４番地１				○	○		○		○												
971	北老人福祉センター	北区八景水谷１丁目２－６		○														○					
972	天明老人福祉センター	南区銭塘町２１７２		○		○		○		○													
973	富合老人福祉センター	南区富合町木原２３１９	○																				
974	お達者文化会館	南区馬渡1丁目7-1		○				○															
975	東部はつらつ交流会館	東区秋津3丁目17-23										○											
976	南部万年青会館	南区八幡6丁目9-25		○				○															
977	高齢者技能習得センター	西区島崎4丁目2-95		○															○				
【所管課：熊本県子ども未来課】																							
978	花陵幼稚園	熊本市西区田崎3-1-52		○														○	○				
979	熊本信愛女学院幼稚園	熊本市中央区上林町2-20		○														○					
【所管課：熊本大学】																							
980	熊本大学教育学部附属幼稚園	熊本市中央区城東町５－９		○														○					
【所管課：熊本市妊娠内密相談センター】																							
981	社会福祉法人熊本市社会福祉協会　熊本乳児院	中央区本荘2丁目3番8号		○																			
【所管課：熊本市障がいサービス課】																							
982	森病院	南区近見一丁目３番３２号		○																			
983	やまびこ福祉会グループホーム事業	中央区帯山四丁目２３番４５号											○										
984	しょうぶの里　グループホーム事業所	小島九丁目１４番５８号		○														○	○				
985	明和学園グループホーム事業所	南区中無田町１００７番地６		○		○		○															
986	ゆたか学園グループホーム事業所	西区中島町７５７番２号		○																	○	○	
987	つばき学園グループホーム事業所	西区花園七丁目５９番１７号		○				○		○													
988	グループホームこばと	中央区国府一丁目１８番２５号		○				○						○									
989	もみの木ホーム	東区長嶺東五丁目６番１２３号											○										
990	指定共同生活援助事業所　いこい計画	中央区渡鹿一丁目１番１号		○														○					
991	グループホーム自立応援団	西区池田三丁目４５番２３号		○														○					
992	「はなのいえ」	西区島崎二丁目２６番４６号		○															○				
993	熊本県コロニー協会グループホーム	西区二本木三丁目１２番３７号		○														○	○				

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
994	グループホーム　すまいる１	南区島町一丁目４－３		○																				
995	グループホームしんせい	西区沖新町３９９５番地４		○		○		○														○		
996	共同生活援助事業所　グループホームきづな	中央区九品寺六丁目６番７９－４０５号		○																				
997	シェアハウス　Gondo	南区護藤町１５８６番地４		○				○																
998	グループホーム　すまいる２	南区薄場町二丁目１０番５３号		○																				
999	グループホームひなた園	東区花立六丁目３番７号											○											
1000	共同生活援助　ここのわ	中央区出水六丁目４１番１４４号		○				○																
1001	めぐみ一号館	中央区国府四丁目１０番８４号　２		○															○	○				
1002	グループホーム『みらい』	中央区坪井二丁目１番２９号		○																				
1003	グループホーム　轍	中央区坪井一丁目７番６号		○															○					
1004	エミエル	中央区保田窪一丁目４番３５号１０１号室		○																				
1005	グループホーム　サニーハウス	中央区黒髪六丁目１番１５号　エレイネ黒髪１０１		○																				
1006	グループホーム　イル・レクト	中央区本山二丁目７番１１号		○																				
1007	グリーンリーフ	中央区国府二丁目６番９１号　チェリーハイツ２０２号		○				○						○										
1008	グループホーム　わっしょい	中央区横手一丁目２番９０号		○															○	○				
1009	グループホーム　ひまわり縁	中央区出水六丁目４１番１３８号		○																				
1010	グループホーム☆AQUA	南区荒尾一丁目１６番１６号		○																				
1011	クライスハイム熊本八幡事業所	南区八幡６－９－４８		○				○																
1012	グループホーム湖南荘	東区下江津５－８－１０		○				○																
1013	詩の郷　熊本駅東	西区二本木二丁目６－１９		○															○	○				
1014	グループホーム　クラフトケア	中央区国府本町5-４７　国府ハイツ１０２号		○																				
1015	熊本県ひばり園	東区長嶺南２丁目３－２											○											
1016	済生会なでしこ園	南区白藤三丁目２－７１		○				○																
1017	すきるらぼアロアロ黒髪	中央区黒髪六丁目２９番４号		○																				
1018	ひなた事業所　月出	東区月出６丁目５－１０											○											
1019	ぶーやん城山	西区城山大塘一丁目１６番１５号		○															○	○				
1020	すきるらぼアロアロ尾ノ上	東区尾ノ上三丁目３番９７号											○											
1021	こども発達支援ステーション　キャンバス	二本木四丁目９番３５号		○				○																
1022	ぽこあぽこ熊本	南区荒尾三丁目２番１号		○				○																
1023	しまさきの森	西区島崎五丁目４６番１０号　北野ハイツ	○																					
1024	たんぽぽ江津	東区江津二丁目２０番１号		○				○						○										
1025	りんごの木　尾ノ上	東区尾ノ上二丁目３番３－２号											○											
1026	さくら学院	中央区南熊本五丁目１１番１３号		○																				
1027	児童発達支援事業所　パレット新屋敷	中央区新屋敷二丁目１５番１２号		○																				
1028	ＬＳＪ江越	南区江越１丁目６番２７号		○				○																
1029	そらひろ　あさひのいえ	薬園町１２番５号　ライフサポート薬園１階１００号		○																				
1030	トレサポ	中央区平成３丁目１７番２８号		○																				
1031	らしっく	西区蓮台寺五丁目３番３３号		○															○	○				
1032	りんごの木　神水	中央区神水一丁目３３－２２　末永ビル５　１Ｆ											○											
1033	ＫＯＢウィッシュ	南区江越一丁目１７番１２号　フローラル江越１０１		○				○																
1034	子どもケアハウスＰＲＡＢＡ	東区下江津八丁目９番１号		○				○						○										
1035	放課後等デイサービス　杉島　組曲	南区富合町杉島８８８番地				○		○																
1036	ららゆ	西区蓮台寺一丁目１番２２号		○															○					
1037	運動・学習療育　放課後等デイサービス　ＱＵＩＬＬ	東区長嶺南三丁目４番１５９号											○											
1038	ＬＳＪ　ＫＵＭＡＭＯＴＯ　ＳＩ	南区江越二丁目１３番５号		○				○																
1039	にじいろの木	中央区新町四丁目３番５２号１階		○															○	○				
1040	まなびの広場ホープ	西区城山下代３丁目６番１号											○											

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
1041	子ども支援通所事業所　つみき	西区新土河原２丁目３番１８号		○															○	○				
1042	ぽこあぽこ御幸	南区御幸笛田三丁目１－３－１－２Ｆ		○				○																
1043	放課後等デイサービスセンターあした	西区二本木三丁目１２番３７号		○															○	○				
1044	さくら江津	東区江津一丁目２４番１２号		○				○						○										
1045	子どもセンター	東区健軍二丁目２番地５　ＮＫビル　２階											○											
1046	放課後等デイサービス　やまと	中央区宮内１番地７		○															○	○				
1047	重症児多機能型　あゆみガーデン	中央区帯山三丁目２０番１４号											○											
1048	児童発達支援事業所アロット	中央区白山２丁目８－１２		○				○						○										
1049	親と子サポートセンター	西区松尾一丁目２番２３号	○	○															○	○				
1050	ＹＭＣＡ自由なイルカたち	中央区段山本町４番１号		○															○	○				
1051	サポートⅡ	中央区内坪井町１番６７号　ホルンハイツ１０１		○															○					
1052	修明くらぶ	東区長嶺南３丁目８番９７－1号											○											
1053	子ども育ちの家「て・い・く」	西区上高橋一丁目６番１９号		○															○	○				
1054	桜十字の子ども発達支援所Ｌｅｔ’ｓリハ！ジュニア	南区江越二丁目１－９		○																				
1055	ぴーすクラブ　うすば	南区薄場一丁目１４－２８		○																				
1056	放課後等デイサービス　いろいろ	南区田井島三丁目１１番１１号		○				○																
1057	児童発達支援　アンダンテ・サポート　ハピネス	南区荒尾一丁目１５番５号		○																				
1058	Ｌｏｖｅ　ｉｔ	南区近見一丁目2番1号		○																				
1059	Ｓｍｉｌｅ　ｒｉｎｇ	南区近見一丁目2番2号		○																				
1060	Ｒｅｎｇｅ～れんげ～	江越一丁目１４番８号		○				○																
1061	Ｌｅａｆ　～葉～	馬渡二丁目１３番５号		○				○																
1062	アトリエＫＩＤＳ平成南	南区良町二丁目４番８号　パールハイム３階Ａ		○				○																
1063	ぽこあぽこ川尻	南区八幡九丁目１－１２		○				○																
1064	ぱんぷきん	北区山室五丁目３番２０号																	○					
1065	放課後等デイサービス　のぞみ	中央区大江一丁目１０番２５号　大江望星ビル２階		○																				
1066	放課後等デイサービス　ライトアップ	中央区黒髪１丁目１２－７　地建ビル２階		○															○					
1067	コネクト	西区横手五丁目１３番２７号		○																○				
1068	マルク	東区若葉三丁目１５番１６号　ビューティ若葉１階											○											
1069	ここぷらす日赤通り	東区月出七丁目１－１５											○											
1070	ふぁみさぽここ日赤通り	東区月出七丁目１－１５											○											
1071	こども発達サポートこもれび	東区尾ノ上一丁目１２－３　ファインパレス尾ノ上２０１号											○											
1072	ハナソラ	南区幸田一丁目７番２号		○				○																
1073	児童デイサービスＫｏｉｒｏ	中央区島崎一丁目２２番１９号		○															○	○				
1074	さくら学院　国府校	中央区国府４丁目１番４０号		○																				
1075	ふりーだむ　子ども支援センター	中央区神水一丁目２７番５号											○											
1076	ＬＳＪ　ＧＬＥＥ	南区江越一丁目１５－７		○				○																
1077	ハッピーテラス尾ノ上教室	東区尾ノ上四丁目１１番４７号　クオリア尾ノ上１０１号											○											
1078	華倶楽部　子ども支援	西区春日七丁目２０－２７		○															○	○				
1079	子育て支援センター　サンライズ	東区下江津八丁目６番１８　Ｃ号室		○				○						○										
1080	ＣＯＭＰＡＳＳ発達支援センター熊本西	上熊本一丁目９－４３　コープ野村上熊本Ｂ棟１Ｆ		○															○	○				
1081	でぃあきっず	西区城山下代二丁目７番１５号		○															○					
1082	聴覚障がい児支援かいじゅうの森くまもと	東町三丁目１４番２号											○											
1083	放課後等デイサービス　ｌａｐｏａｌｅ	出仲間１丁目３－１ウッディマンションけやき通り１０４号		○				○																
1084	かなで	南区島町一丁目８番１１号		○																				
1085	ＬＳＪ　ｎｉｋｏｒｉ	東区長嶺南四丁目１１番１２６号											○											
1086	アトリエＫＩＤＳ平成中央	南区馬渡二丁目１２番２６号		○				○																
1087	ＳＡＩ平田教室	南区平田二丁目２０－５		○																				

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
1088	児童発達支援・放課後等ディサービス　ＬＥＧＯ　ｋｏｄｏｍｏ　ＬＡＢＯ	中央区九品寺一丁目５番３号　熊本第２ビル１階　１０３		○																				
1089	放課後等デイサービス　かなた	中央区大江一丁目１０番２５号大江望星ビル４階		○																				
1090	児童発達支援　アンダンテ・サポート　スマイル	南区荒尾一丁目１５番５号		○																				
1091	多機能型支援事業所　たくまだい熊本	中央区帯山八丁目２番１号											○											
1092	放課後等デイサービス　ゆめ・はぐ	南区並建町５１８		○																		○	○	
1093	irodori	南区出仲間四丁目２番４６号		○				○																
1094	児童発達支援事業所　さくらんぼ	西区二本木三丁目１１－１８		○															○					
1095	にじいろの木　すみれ	中央区新町四丁目３番３号２階		○															○	○				
1096	こどもサポート教室「あいあい」熊本新町校	中央区新町二丁目１１－３５		○															○	○				
1097	総合育成カレッジ未来館	西区春日七丁目２０－２７		○															○	○				
1098	ＹＭＣＡりとるすてっぷ	中央区魚屋町１丁目９		○															○	○				
1099	児童発達支援☆放課後等デイサービス　ＡＱＵＡ	南区荒尾一丁目１６番１６号		○																				
1100	放課後等デイサービス　アン・サポ　ぷらす	南区荒尾一丁目１５-１０		○																				
1101	放課後等デイサービス LEGO kodomo LABO 星組	中央区坪井二丁目３番３０号 THE SECOND藤崎宮１階		○																				
1102	e-キッズひろば尾ノ上	東区尾ノ上三丁目６番８号　１階											○											
1103	放課後等デイサービスARCH	南区島町三丁目１１番２６号		○																				
1104	サポートピュア	津浦町３５番１３号　サポートビル２階	○																					
1105	こどもの発達支援支援センターPAXT	田崎二丁目２－３８アメニティ田崎１階		○															○	○				
1106	療育ステーションsol	南区八幡５丁目１-１		○				○																
1107	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー力合	合志二丁目８番４５号		○				○																
1108	nichi nichi	帯山６丁目７－１１８											○											
1109	ことばと子どもの支援室ぷれいず	新土河原一丁目１１番地１		○															○	○				
1110	熊本県身体障害者能力開発センター	東区長嶺南２丁目３－２											○											
1111	ゆたか学園	西区中島町１８７４番地		○		○		○														○		
1112	大江学園　短期入所事業所	東区渡鹿八丁目１６番４６号		○																				
1113	障害者支援施設　しょうぶの里	西区小島九丁目１４番５８号	○	○															○					
1114	済生会グループホーム事業所	南区内田町３５５２番地１		○		○		○																
1115	かぼちゃんクラブ	北区飛田三丁目９番２０号																	○					
1116	グループホーム心陽	南区富合町木原字新御堂１０１番地	○																					
1117	のっぽさん	西区上熊本二丁目１０番５号		○															○	○				
1118	障がい者ホームあゆみ	西区中原町３７０番地１		○																				
1119	にじいろの里	西区横手三丁目７番３５号		○															○	○				
1120	障がい者グループホーム　てる照３　ショートステイ	南区富合町小岩瀬３７９-３	○			○	○																	
1121	短期入所　熊本小島	西区小島八丁目９番６号		○															○	○				
1122	くまむた荘	熊本市南区城南町沈目１５０２番地	○						○															
1123	ヴィーデリアン島崎	熊本市西区花園三丁目２番５４号		○																				
1124	就労センター　すずらん	西区上高橋一丁目３番１５号		○															○	○				
1125	ワークセンターやまびこ	中央区新大江一丁目１２番１５号						○																
1126	熊本コロニー作業所	西区二本木三丁目１２番３７号		○															○	○				
1127	トライハウス	東区画図町下無田１５６２番地１		○				○						○										
1128	熊本きぼう福祉センター	南区南高江七丁目８－７７		○				○		○														
1129	デイサービスセンター　紅い華	南区元三町二丁目９番２２号		○				○																
1130	第二ぎんなん作業所	中央区新屋敷三丁目９番７号		○																				
1131	熊本県あかね荘	東区戸島西三丁目４番１５０号											○											
1132	熊本県あかねワークセンター	東区戸島西三丁目４番１５０号											○											
1133	なずな工房	南区富合町清藤８８番地２				○	○		○		○													
1134	ｅ・ワーク	南区近見九丁目１０番５０号		○				○		○														

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	潤川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
1135	就労支援センター　ピーターパン	西区河内町野出３番地１		○															○	○				
1136	犬のマック	西区蓮台寺五丁目３番３３号		○															○	○				
1137	済生会ウイズ	南区内田町３５６１－１		○		○		○		○													○	
1138	熊本福祉工場	西区二本木三丁目１２番３７号		○															○	○				
1139	ハッピーエコワーク	南区富合町杉島字長江９８３番地１				○	○		○															
1140	１，２の３	東区健軍三丁目３０番１５号　１Ｆ		○															○	○				
1141	いちにのさん	東区健軍三丁目３０番１５号　１Ｆ		○															○	○				
1142	明和学園	南区中無田町６４８番地		○		○		○																
1143	友愛育成園	中央区壺川二丁目１番５７号	○	○															○					
1144	くまもと江津湖通園センター	東区画図町重富５７５番地		○				○																
1145	カサ・チコ	南区御幸西二丁目６５９番地３		○				○		○														
1146	ゆうワークス	南区平成二丁目２番８号		○																				
1147	就労サポートすまいる	西区上高橋一丁目１０番１５号		○															○	○				
1148	そよ風	南区馬渡二丁目３番２９号		○				○																
1149	旦過園	西区二本木三丁目１２番３７号		○															○	○				
1150	障がい者ビジネススクール	中央区南坪井町５番２７－１号		○																				
1151	ささえあいの若葉	東区若葉三丁目１５番８号											○											
1152	ワークショップ熊本	中央区本荘二丁目３番８号		○																				
1153	済生会ほほえみ	南区内田町３５６０－１		○		○		○																
1154	済生会かがやき	南区内田町３５５５－１		○				○																
1155	平成学園	西区小島九丁目１４番３３号	○	○															○					
1156	オール　サポート	中央区出水四丁目２３番１号		○				○						○										
1157	障害者多機能型施設　しんせい学園	西区沖新町３９９４番地１	○	○		○		○																
1158	えづこランド	東区画図町重富５７５番地		○				○																
1159	Ｄ．Ｐワークサービス	中央区八王寺町１４番２－１０３号		○																				
1160	アグリサポートセンター	西区松尾一丁目２番２３号		○															○	○				
1161	らぶらんどカフェ	中央区水道町１４番２６号		○																				
1162	多機能型事業所　ワークサポート未	南区城南町下宮地４９８番３					○		○															
1163	それいゆ　田井島	南区田井島二丁目２－１１６						○																
1164	さくらワーク熊本	西区城山半田三丁目３番１号		○															○					
1165	コロロ遥風	東区若葉三丁目１５－１６											○											
1166	生活介護支援センターあゆみ	西区中原町３７０－４		○																				
1167	障害者就労支援センター　虹	中央区大江六丁目７番８－１０１・１０２・２０２号		○																				
1168	えがお	南区土河原町６７０番１		○																				
1169	味楽亭	中央区子飼本町３番２３号		○																				
1170	ファイブシュガー	西区城山上代町１２８番地２		○															○	○				
1171	就労支援センター　一歩	北区改寄町２３５０番地	○																					
1172	就労定着支援事業所　ウェルビー熊本水道町センター	中央区水道町８－２　秀匠苑ビル４階		○																				
1173	ふとりねこ焙煎所	中央区東子飼町８番４３号		○																				
1174	自立の店ひまわりパン工房・カフェ	中央区国府一丁目１３番８号		○				○						○										
1175	障害福祉サービス事業所　季の庭	南区護藤町１５８０番地		○				○																
1176	大夢	中央区出水一丁目７番６９号		○				○						○										
1177	就労継続支援Ａ型事業所　翔	西区野中一丁目４番１号		○															○	○				
1178	ウェルビー熊本水前寺センター	中央区水前寺一丁目１７番３２号　石本ビル２階		○				○						○										
1179	みらいねっとワークス	中央区大江四丁目９番１３号		○																				
1180	サンクスラボ・熊本オフィス	中央区安政町４番１９号　ＴＭ１０ビル４階		○																				
1181	生活介護　ゆめかど	東区小峯二丁目１番７５号											○											

番号	施設名称	所在地	土砂災害	白川水系		緑川水系										菊池川水系			坪井川水系			その他		
				国	県	国	国	国	県	県	県	県	県	県	県	国	県	国	県	県	県	県	県	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	瀬川	木山川	健軍川	藻器掘川		菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井芹川	堀川	除川	千間江湖	河内川
1182	ハピネス	南区鳶町二丁目５番１号		○				○																
1183	就労継続支援Ａ型事業所　ここちゃれ	中央区出水七丁目５６－１０		○																				
1184	ワークステージつばさ　熊本	東区月出二丁目５番６１号											○											
1185	トイロハンドワークス	東区若葉一丁目４３番２２号											○											
1186	就労支援Ｂ型事業所　シャイニング	南区城南町今吉野６００番地１４	○																					
1187	就労継続支援Ｂ型事業所なぎさの風	西区池上町２９５６	○																					
1188	カレッジくまもとＲｉｎ	中央区白山二丁目１１番１５号　ＯＦＦＩＣＥＭ		○				○						○										
1189	にじいろワーク	中央区新町一丁目６番１８号		○															○	○				
1190	ディーキャリア熊本オフィス	中央区新屋敷一丁目１４番３５号　6F−B		○																				
1191	ＫＤＳネクストカレッジ@熊本駅前	西区春日三丁目２４番２０号　春日三丁目事務所２階		○															○					
1192	クラフトステージ	東区沼山津一丁目２３番２１号										○												
1193	ウェルビー熊本駅前センター	西区春日一丁目１４番３号　くまもと森都心Ｃ棟１階２号室		○															○	○				
1194	デイサービス昭和クラブ	熊本市南区城南町下宮地４２９番地１					○																	
1195	コミュニティの学校１００年ボンド	西区花園７丁目５６-４１		○															○					
1196	minori	西区城山大塘一丁目１１番２号		○															○	○				
1197	就労移行ＩＴスクール熊本水前寺	中央区水前寺一丁目１７番３２号　石本ビル３階		○				○						○										
1198	リハスワーク熊本東	東区尾ノ上一丁目１０番４号											○											
1199	八景水谷テラス	北区八景水谷四丁目７番２１号																			○			
1200	サック就労移行支援センター	西区池上町１１４９番地	○	○																○				
1201	LITALICOワークス熊本	中央区水道町８番６号　朝日生命熊本ビル２階		○																				
1202	生活介護事業所めりい	東区沼山津三丁目１３番２５号										○												
1203	SOCIALSQUARE上乃裏	中央区水道町３番５号　上通Ｋビル１階		○															○					
1204	ゆうing	中央区平成三丁目７番１０号		○																				
1205	山ノ内ベーカリー	東区山ノ内三丁目９番１号											○											
1206	ウィルチャレンジ	中央区安政町８番１６号　村瀬海運ビル６０１号		○																				
1207	ティオくまもと新市街	中央区新市街１２番３号　グリーンノットビル２階		○																				
1208	移行支援ステージアップ	西区春日七丁目２０番２７号		○																				
1209	くまもと江津湖療育医療センター	東区画図町大字重富５７５番地		○				○																

１１　緊急輸送

項目	ページ
１１－１　輸送車両関係	428
１１－２　公益社団法人熊本県トラック協会	429

11-1 輸送車両関係

道路輸送

災害時における緊急輸送は過去の実情から考えて、陸上輸送に重点をおくべきと思われる。即ち道路輸送について各関係機関は災害時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行なわれるよう努めるものとする。

緊急物資輸送登録事業所車両等一覧　　(R7年3月現在)

災害発生時等における緊急物資輸送のための事前登録先について

重量等	4ナンバー					3ｔ未満				
車種	平ボディ	ウイング	ダンプ	バン	その他	平ボディ	ウイング	ダンプ	バン	その他
事業者数	2社	0社	2社	1社	0社	4社	7社	2社	4社	0社
昼間合計	3台	0台	4台	2台	0台	5台	10台	4台	5台	3台
夜間合計	3台	0台	1台	0台	0台	4台	4台	1台	1台	2台
休日合計	3台	0台	3台	2台	0台	4台	8台	1台	1台	3台

重量等	3～6.5ｔ未満					6.5～10ｔ未満				
車種	平ボディ	ウイング	ダンプ	バン	その他	平ボディ	ウイング	ダンプ	バン	その他
事業者数	4社	8社	6社	2社	4社	4社	2社	12社	1社	2社
昼間合計	6台	17台	7台	2台	5台	5台	10台	61台	1台	8台
夜間合計	6台	7台	4台	1台	3台	5台	9台	34台	0台	6台
休日合計	6台	14台	6台	1台	4台	5台	9台	46台	0台	6台

重量等	10ｔ以上					小計					合計
車種	平ボディ	ウイング	ダンプ	バン	その他	平ボディ	ウイング	ダンプ	バン	その他	
事業者数	11社	18社	5社	2社	5社	25社	35社	27社	10社	11社	
昼間合計	23台	52台	8台	2台	7台	42台	89台	84台	12台	23台	250台
夜間合計	13台	35台	2台	1台	6台	31台	55台	42台	3台	17台	148台
休日合計	22台	49台	9台	1台	7台	40台	80台	65台	5台	20台	210台

※一部事業者数は重複

R7年3月現在

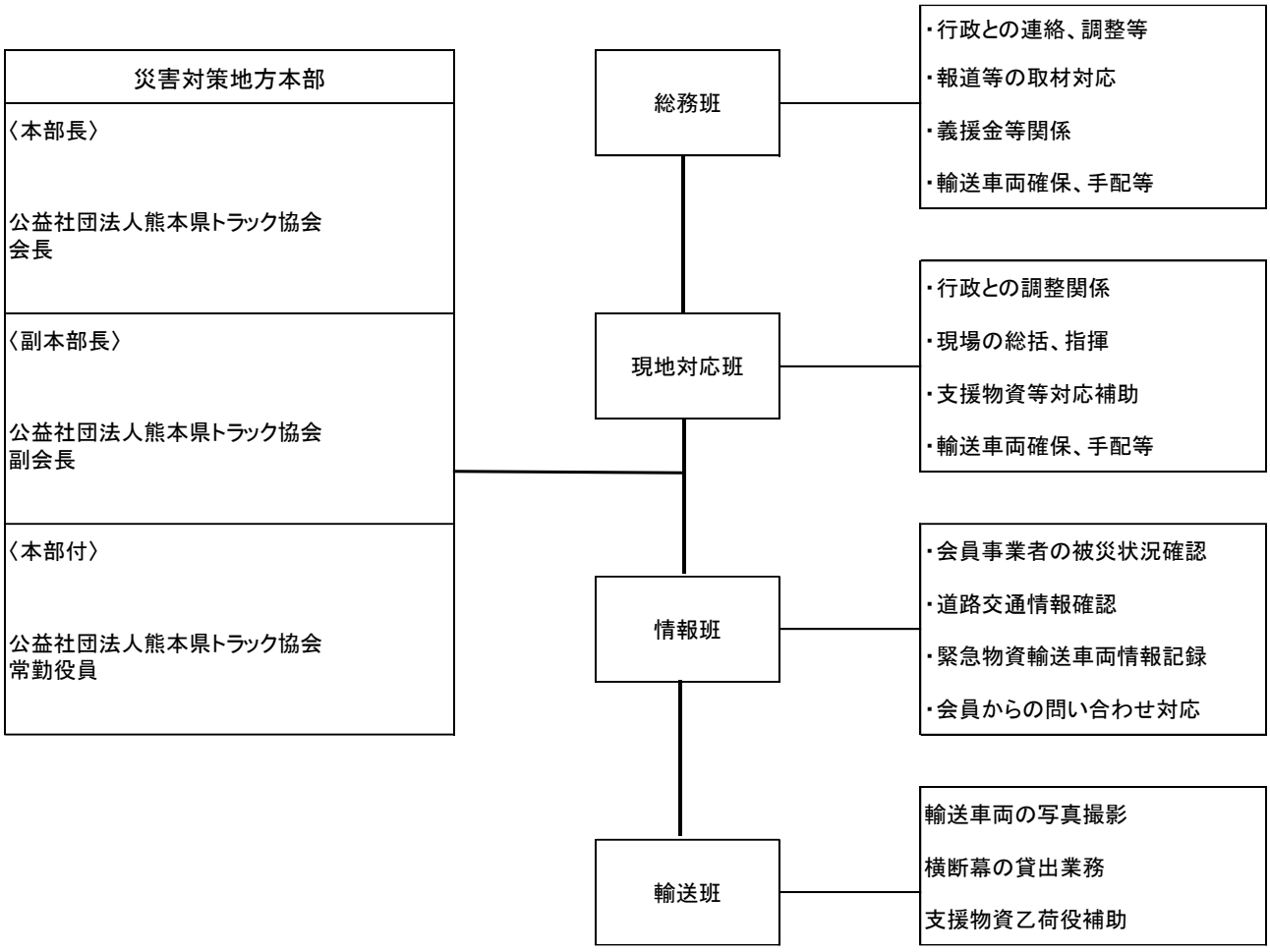
事業者数	39社 /759社	(5.14%)
昼間	250台 /14000台	(1.79%)
夜間	148台 /14000台	(1.06%)
休日	210台 /14000台	(1.50%)

※　公益社団法人熊本県トラック協会(熊本市東区東町4丁目6-2　TEL　369-3968)では災害時の出動計画策定済みで災害時の緊急輸送の総括事務局となる。

11-2 公益社団法人熊本県トラック協会

（熊本市東区東町４丁目６―２　ＴＥＬ　３６９―３９６８）

協会災害対策本部の体制は次の通り



１２　遺体の埋葬

項目	ページ
１２－１　葬祭組合	431

12-1 葬祭組合

団　体　名	住　所	電話・ＦＡＸ
全日本葬祭業協同組合会加盟 熊本県葬祭事業協同組合	〒868-0011 人吉市宝来町１３４３－６	電　話　0966-22-4044 ＦＡＸ　0966-22-4144
（一社）全国霊柩自動車協会加盟 熊本県霊柩自動車協会	〒860-0051 西区二本木４丁目１０－１ （青木葬儀社内）	電　話　353-5341 ＦＡＸ　353-5321
（一社）全日本冠婚葬祭互助協会	〒860-8567 中央区世安町１丁目４－１ （㈱セルモ内）	電　話　362-3390 ＦＡＸ　375-1255

１３　医療・救護

項目	ページ
１３－１　熊本市救急災害医療協議会運営要綱	433
１３－２　災害時における保健活動初動対応マニュアル	435
１３－３　一般社団法人熊本市医師会	465

13-1 熊本市救急災害医療協議会運営要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）第３条の規定に基づき、熊本市救急災害医療協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（協議）
第２条　協議会は、次の事項について協議する。
(1)　救急医療体制に関すること。
(2)　休日、夜間診療に関すること。
(3)　メディカルコントロールに関すること。
(4)　災害医療体制に関すること。
(5)　災害医療訓練に関すること。
(6)　救急及び災害医療関係機関の連携に関すること。
(7)　その他救急及び災害医療に必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　協議会は、２５人以内で組織する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。
２　委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（任期）
第４条　委員の任期は、別表に掲げる団体等の役職の在任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　協議会には、会長及び副会長を置く。
２　会長は、委員の互選により選任する。
３　副会長は、会長が指名する。
４　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
（会議）
第６条　協議会は、会長が招集する。
２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
３　会議の議事は、過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（書面審議）
第７条　会長は、緊急の必要性があり審議会の会議を招集する暇がない場合、その他やむを得ない理由がある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。
２　前条第３項の規定は、前項の場合について準用する。
（部会）
第８条　協議会には、必要に応じて部会を設けることができる。
２　部会の協議事項は、協議会に諮ることとする。
（庶務）
第９条　協議会の庶務は、医療対策課において行う。
（雑則）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮って定める。

別表（第３条関係）

保健医療専門団体	熊本市医師会長
	熊本市医師会理事（救急医療担当）
	鹿本医師会理事（植木担当）
	熊本市歯科医師会長
	熊本市薬剤師会長
	熊本県看護協会長
	熊本県栄養士会長
公的医療機関等	熊本大学病院長
	熊本大学病院 救急部長
	熊本中央病院長
	済生会熊本病院長
	熊本赤十字病院長
	国立病院機構熊本医療センター院長
	自衛隊熊本病院長
	熊本地域医療センター院長
	熊本市民病院長
	熊本県赤十字血液センター所長
自衛隊・警察・日赤	陸上自衛隊第８師団第４２即応機動連隊長
	熊本中央警察署長
	熊本南警察署長
	熊本東警察署長
	熊本北合志警察署長
	日本赤十字社熊本県支部事務局長
行政	熊本県健康福祉部健康局長

13-2 災害時における保健活動初動対応マニュアル

災害時における
保健活動初動対応マニュアル

令和６年（２０２４年）３月改訂

熊本市

目　　次

Ⅰ　マニュアル策定の基本的な考え方　――――――――――――――――――　２
　１　策定の背景と目的
　２　活動の基本とする方向性
　３　本マニュアルの適用について

Ⅱ　保健活動体制　――――――――――――――――――　７
　１　災害時における組織体制について
　２　災害時における保健活動の体制と役割について

Ⅲ　初動における保健活動の実際　――――――――――――――――――　１５
　１　フェーズ０
　２　フェーズ１
　３　フェーズ２

Ⅳ　発災前の準備等　――――――――――――――――――　２３
　１　災害を想定した保健活動の在り方
　２　健康支援物品

Ⅴ　その他　――――――――――――――――――　２６
　１　通信手段について
　２　自動参集にあたり各自が行うべきこと
　３　マニュアルの見直し等
　４　災害派遣に伴う事務手続き等

Ⅵ　関連情報　――――――――――――――――――　２８
　１　関連マニュアル等
　２　災害時に活用できる情報

Ⅶ　記録様式一覧　――――――――――――――――――　３０
　１　保健活動
　２　栄養管理
　３　歯と口腔管理

……　参考資料……
　１　保健活動時の記録様式（保健師・管理栄養士・歯科医師・歯科衛生士用）
　２　保健医療対策班「健康・保健係」の災害時アクションカード
　　（健康づくり推進課作成）
　３　区対策部「保健福祉班」の災害時アクションカード
　　（中央区保健こども課作成）

Ⅰ　マニュアル策定の基本的な考え方

１　策定の背景と目的

本市は、平成３年の阪神淡路大震災をはじめに、現在まで８つの自治体で災害時保健活動に従事した。平成 24 年には九州北部豪雨災害、さらに平成 28 年 4 月には熊本地震という大規模災害を経験し、フェーズ毎の「医療対策」「保健予防対策」「生活環境衛生対策」などを切れ目なく提供できる庁内の体制構築と迅速な対応、また他自治体等からの受援体制を早期に確立することの重要性などを改めて認識した。

熊本地震経験以降は、水害で被災した西予市、人吉市、直近では能登半島地震で被災した珠洲市に対し、災害被災市としての役割も果たすべく、災害時保健活動を行ってきた。

これまで経験した様々な健康危機時の受援・支援の活動や、3 年余りに及んだ新型コロナウイルス感染症への対応を通して、災害を想定した平時からの保健予防活動の取組や組織横断的な連携体制の大切さも痛感した。

全国で毎年のように災害救助法適応となる大規模災害が発生するなかで、本市が再び大規模災害により被災した際に、区役所をはじめとする全局の保健活動従事者※1が、避難所や地域において、発災直後から迅速かつ効果的な活動を実施できることは大変重要である。

本マニュアルは、「熊本市地域防災計画」「福祉避難所等の設置運営マニュアル」「避難所開設・避難所運営マニュアル」及び「健康福祉局対策部災害対応マニュアル」、「区対策部災害対応基本マニュアル」（以下、「市地域防災計画等」という。）と整合性を図ったうえで、災害時の「初動」における保健活動について記載した。

また、健康福祉局対策部保健医療対策班「健康・保健対策係」及び「医療対策係」並びに区対策部「保健福祉班」が担う役割や連携等に特化した内容を定めた。

これまでの教訓を生かし、市民の「防ぎ得る死と二次健康被害の最小化」を図り、市民の生命と健康を衛るために、実効性のある体制構築と活動が展開できるよう本マニュアルを改訂したものである。

（※１）保健活動従事者とは、保健活動を担う医師、歯科医師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等の技術専門職員及び全ての事務職員をいう。

【本市の災害派遣状況】

H3.3　　阪神淡路大震災（神戸市長田区）
H8.8　　腸管出血性大腸菌 0157 による堺市学童集団下痢症（堺市）
H16.10　新潟県中越地震（小地谷市）
H23.3　　東北地方太平洋沖地震（南三陸町）
H30.7　　H30 年 7 月豪雨（愛媛県西予市）
R2.7　　令和２年７月豪雨（人吉市）
R3.4　　新型コロナウイルス感染症（仙台市）
R6.1　　能登半島地震（珠洲市）

２　活動の基本とする方向性

保健活動従事者の活動は、災害発生直後は救命救護が最優先されるが、災害対策基本法に基づく医療関係者等の派遣が開始され、医療救護体制が整い始める頃には、公衆衛生を基本とした被災地全域を対象とする保健活動へ、その役割を移行する必要がある。

避難者の健康状態を把握し、支援を必要とする者への個別支援は勿論のこと、避難所や被災住宅における環境整備・感染症※２、エコノミークラス症候群※３、ストレス関連障害※４等の予防を目的とした普及・啓発や健康管理を担い、庁内外の保健・医療・福祉等の関係者と連携して、被災者自身が復旧・復興への意欲を高め、一日も早く心身共に健康な日常生活を取り戻すことができるような支援を行う。

○各マニュアルにおける位置づけ

熊本市地域防災計画共通編において『市は「災害時における保健活動初動対応マニュアル」及び「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を策定し、健康福祉局対策部と区対策部の連携した救護体制が図れるようマニュアル等も含めて整備する。』（P193）と記載されている。また、健康福祉局対策部災害対応マニュアルの 4-5 および 4-6 において、『区対策部保健福祉班の役割については局と区が連動した保健活動を展開できるよう「災害時における保健活動初動対応マニュアル」をもとに共有しておくこと』となっている。

※２　「感染症」への対応は、特に災害時にはインフルエンザやノロウイルスによる食中毒等の予防、また新型コロナウイルス感染症のような新興・再興感染症の予防が重要である。

※３　「エコノミークラス症候群」（深部静脈血栓症/肺塞栓症）への対応は、狭い避難所（特に車中など）での寝泊まりが続いた場合に引き起こすといわれていることから、脱水予防やこまめに手足を動かすことなどが重要とされる。

※４　「ストレス関連障害」とは、災害時など強いストレスによって起きる障害のことで、うつ状態や怒りやすくなるなど生活に一部障害がでることがある。

３　本マニュアルの適用について

（１）適用時期

熊本市地域防災計画に定める、市域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置される「熊本市災害対策本部」の設置に合わせて適用するものとする。

（２）初動の期間

災害時には、時間経過や状況の変化に伴い様々な局面（フェーズ）が生じる。各フェーズの特徴を理解し、フェーズにあわせた活動を展開することが必要である。フェーズ分類は以下を参考にすること。

フェーズ０（発災直後～24 時間以内）：初動体制の確立、人命救助

フェーズ１（発災後 72 時間以内）：人命救助、医療の確保

フェーズ２（避難所対策が中心の時期）：避難所での公衆衛生活動、医療の確保

フェーズ３（仮設住宅への移行時期）：生活再建支援、医療機関の再建支援

※当マニュアルにおいては、発災後約２週間までとする。（フェーズ０・１・２）

※このフェーズは、「災害時の保健活動推進マニュアル」（日本公衆衛生協会・全国保健師長会）に準ずる。

（３）災害時に支援を必要とする対象者

１）「要配慮者」、「災害時要援護者」、「避難行動要支援者」の定義と関係

1　要配慮者

要配慮者は、「災害の危険にさらされたとき、最も危険なのは高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な人」と定義し、次に掲げる方を対象とする。

○高齢者	○視覚障がい者	○聴覚・言語障がい者
○肢体不自由者	○内部障がい者	○知的障がい者
○発達障がい者	○精神障がい者	○難病患者等
○乳幼児	○妊産婦	○外国人等
○災害時負傷者	○災害孤児等	○地理に不案内な旅行者等

2　災害時要援護者

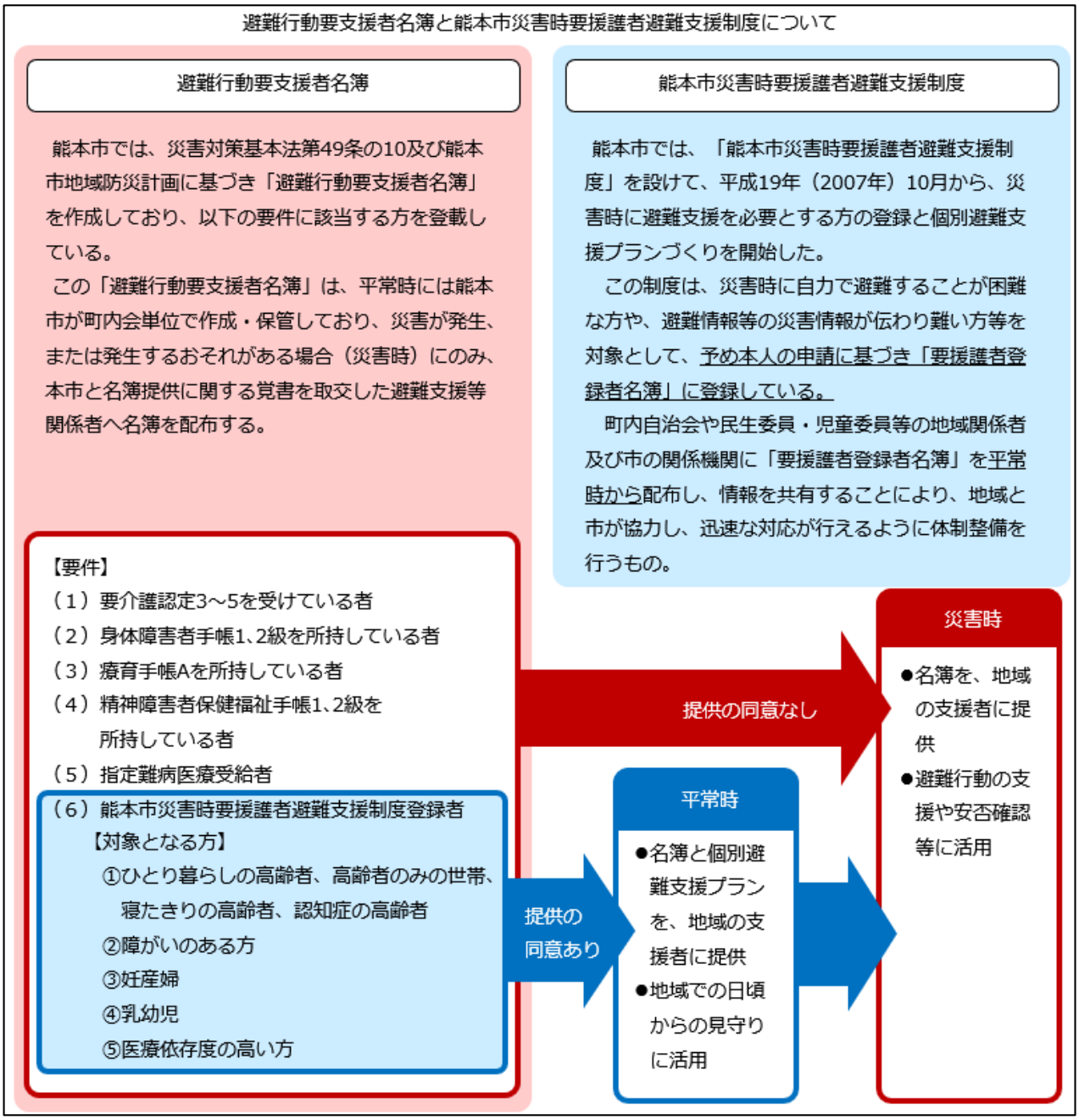
災害時要援護者は、平成 18 年(2006 年)に示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（内閣府)」に基づき、次に掲げる方を対象とする。

○独り暮らしの高齢者（高齢者のみ世帯を含む）、寝たきりの高齢者及び認知症高齢者
○障がいのある方
○妊産婦
○乳幼児
○医療依存度の高い方（人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者など）

３　避難行動要支援者

避難行動要支援者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものであり、災害対策基本法第 49 条関連及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定））」に基づき、熊本市では次に掲げる方を対象とする。

○要介護認定３～５を受けている者
○身体障害者手帳１、２級を所持している者
○療育手帳Ａを所持している者
○精神障害者保健福祉手帳１、２級を所持している者
○指定難病医療受給者



２）安否確認が必要な要配慮者への対応と役割分担

初動における要配慮者の安否確認は、保健、福祉部門との連携により効率的に実施することが特に災害時には求められる。役割分担等については以下を参考とする。

〇保健分野

区対策部保健福祉班保健師、他自治体派遣保健師等チームによる巡回体制を整え、避難所での要配慮者や要医療救護者に対するトリアージを実施し、福祉避難所や医療救護所、医療機関等必要な支援に速やかにつなぐ。また、避難所において継続支援が必要な場合には健康管理を継続する。平時から把握しているハイリスク者（慢性疾患患者や障がい者、妊産婦、乳幼児、自力では避難できないと判断される方等）について、優先度に基づき訪問や電話等にて安否確認し必要な支援を実施する。

〇障がい福祉分野

避難行動要支援者名簿、熊本市災害時要援護者避難支援制度にある障がい者等について、障がい福祉担当者と障がい者支援センター、各福祉施設等との連携により、状況把握や支援、調整等を行う。また、必要時はDWAT等の外部団体への協力依頼を検討する。

〇高齢者・介護保険分野

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯については、高齢福祉担当者と地域包括支援センター、自治会長及び民生委員等と、また、介護保険サービス利用者については、介護保険担当者と介護保険サービス事業者等との連携により状況把握や支援、調整等行う。

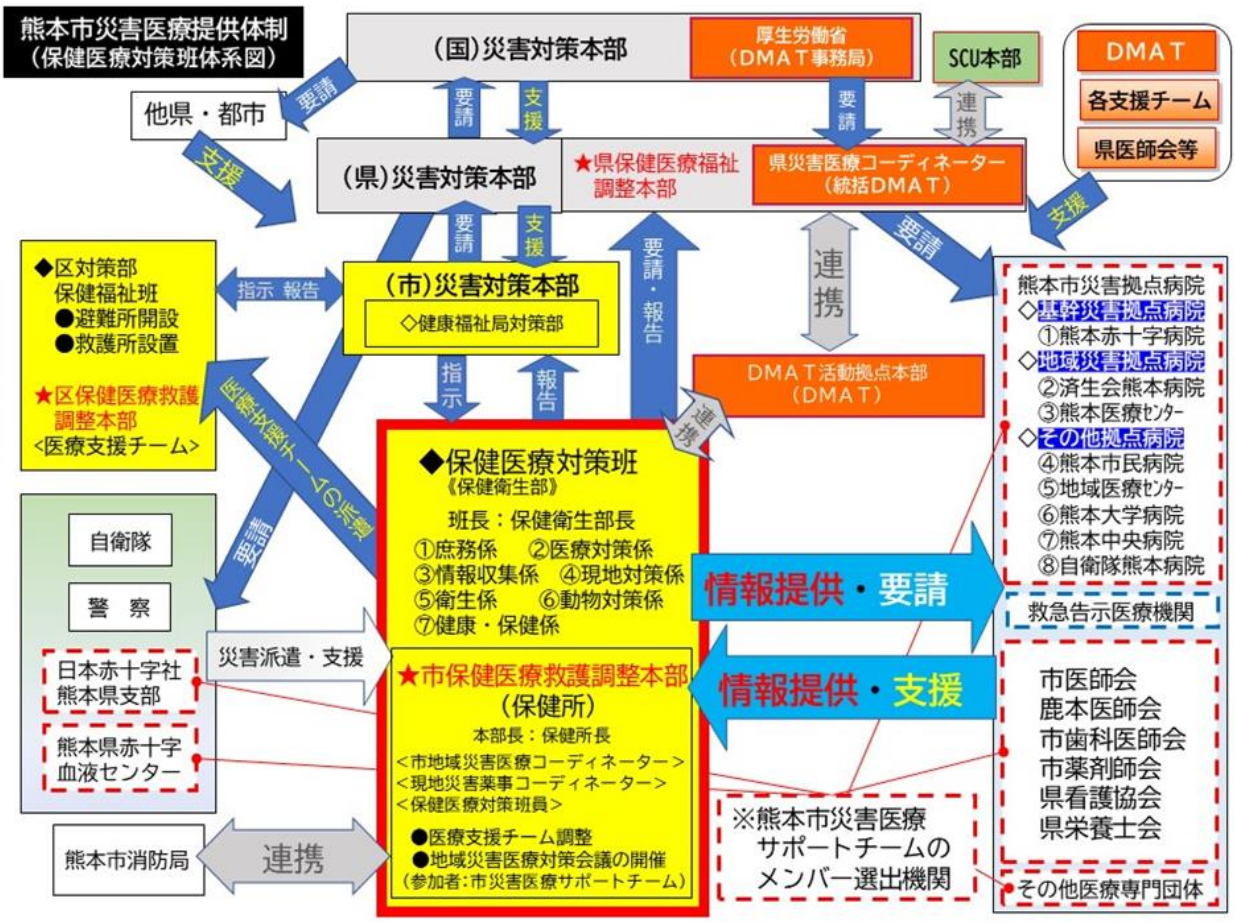
Ⅱ　保健活動体制

１　災害時における組織体制について

災害時の組織体制は市地域防災計画等において定めており、市域においての大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害予防及び災害応急対応等を迅速かつ的確に行えるよう「熊本市災害対策本部」を設置し、市の全組織をあげて災害対策に取り組むこととしている。

保健活動については、「健康福祉局対策部」及び「区対策部」の組織が連携して対応する。

【組織体制全体図】



（１）市災害対策本部

熊本市災害対策本部規程に基づく。

（２）健康福祉局対策部

健康福祉局長を対策部長として組織し、対策部内に「福祉総務班」及び「保健医療対策班」を置く。

市健康福祉局保健衛生部に、保健衛生部長を班長とする保健医療対策班（７つの係）を設置し災害対応を行うとともに、保健医療対策班内（市保健所）に保健所長を本部長とする市保健医療救護調整本部を設置し、被災エリアの保健医療ニーズ把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援等の地域災害医療コーディネートを担う。

なお、市保健医療救護調整本部は、各区対策部や区医療救護医療調整本部等と連携して医療救護活動を行う。

地域住民の健康管理等を行うため、特に「医療対策係」「健康・保健係」は、区対策部の「保健福祉班」や「区保健医療救護調整本部」等と連携を図り、区の保健活動従事者が行う保健活動等の支援及び調整を行う。

健康福祉局対策部の役割分担

対策部長 （健康福祉局長）	○対策部内の統括
副部長 （総括審議員）	○対策部長の補佐及び対策部長不在時の代理

【福祉総務班】

福祉総務班長 （健康福祉部長）	○福祉総務班内の統括 ○対策部内の職員の配置運用に関すること
副班長 （高齢者支援部長）	○福祉総務班長の補佐及び班長不在時の代理
庶務係 ＜統括＞ 健康福祉政策課長 （係長） 健康福祉政策課主査 （係員） ・健康福祉政策課 ・高齢福祉課	＜統括＞ ○局対策部長、他局、総合調整室との連絡調整の総括 ○報道対応 ＜係長、係員＞ ○局対策部の設置・運営 ○広報、報道対応調整、国との調整、局内庶務
情報収集係 （係長） 健康福祉政策課主査 （係員） ・保護管理援護課 ・障がい者福祉相談所 ・介護事業指導課 ・こころの健康センター	＜係長、係員＞ ○職員の参集状況・安否確認集計・報告 ○所管施設の被災状況集計・報告 ○福祉避難所の開設状況集計・報告 ○要援護者支援の状況等の集計・報告
福祉避難所係 （係長） 障がい福祉課副課長 （福祉避難所担当） （係員） ・健康福祉政策課 ・介護保険課	＜係長、係員＞ ○福祉（子ども）避難所の被災状況・受入可能数把握、開設調整 ○福祉（子ども）避難所の受入人数集計 ○福祉（子ども）避難所の運営支援（社協等からの人的支援調整ほか） ※区対策部との受入調整は各課（高齢福祉課等）にて対応 ※対策部要員業務のほか、必要に応じ各課にて対応
り災証明・義援金総括係 （係長） 健康福祉政策課副課長（り災証明等担当） （係員） ・介護保険課 ・障がい福祉課	＜係長、係員＞ ○り災証明の対応準備、問い合わせ等対応 ○義援金等対応準備、問い合わせ等対応
備蓄物資調整係 （係長） 高齢福祉課副課長 （係員）・介護保険課 ・障がい福祉課	＜係長、係員＞ ○備蓄物資の在庫管理・調整 ○総合調整室物資供給班職員との調整

要援護者支援係 ＜統括＞ 障がい者支援部長 （係長） 健康福祉政策課主査 （地域福祉班） （係員） ・高齢福祉課 ・介護保険課 ・障がい福祉課 ・こころの健康センター ・保護管理援護課 ・介護事業指導課	＜係長、係員＞ ○所管施設の被災状況及び利用者の安全確保 ○要配慮者（高齢者・障がい者・こども等）の安全確保及び支援 ○要配慮者（　〃　）への情報支援等 ○災害時要援護者支援名簿登録者の安全確保 ○応急災害復旧対策の実施 ※対策部要員業務のほか、必要に応じ各課にて対応
身元確認・遺体引渡係 （係長） 健康福祉政策課主査 （施設管理班） （係員） ・国保年金課	＜係長、係員＞ ○死者数・被害状況等の情報収集 ○火葬計画の策定及び火葬場利用の情報提供 ○遺体の火葬及び遺骨・遺留品の一時保管 ○遺体の身元確認（警察等の関係機関と協力） ○遺体の引渡し及び報告 ○身元不明遺体の周知（広報課・プレスセンター等）

【保健医療対策班】

保健医療対策班長 （保健衛生部長）	○保健医療対策班内の統括
副班長 （保健所長）	○保健医療対策班長の補佐及び班長不在時の代理
庶務係 （係長） 医療政策課総務班主査 （係員） 医療政策課総務班員	○班内庶務に関すること ○所管業務の広報に関すること
情報収集係 （係長） 医療政策課医療企画班主査 （係員） ・医療政策課医療企画班 ・難病対策班員	○医療機関及び医療救護所等の情報収集、集計、伝達に関すること
医療対策係 （係長） 医療政策課医務班主査 （係員） ・医療政策課医務班 ・薬務班員	○医療機関等関係機関との連絡調整に関すること ○負傷者及び要医療援護者の医療の確保に関すること ○受援と地域災害医療コーディネートに関すること ○医薬品、衛生材料、搬送車両等の確保及び搬送に関すること ○精神科救護班に関すること
現地対策係 （係長）食品保健課長 （係員）食品保健課員	○被災現場、医療機関、避難所の現地調査に関すること

衛生係 〇環境衛生部門 （係長）生活衛生課長 （係員）生活衛生課員 〇食品衛生部門 （係長）食品保健課長 （係員）食品保健課員 〇感染対策部門 （係長）感染症対策課長 （係員）感染症対策課員	〇災害時の衛生管理（食品衛生、環境衛生、感染症対策）に関すること 〇安置所の設置等に関すること
動物対策係 （係長） 動物愛護センター所長 （係員） 動物愛護センター職員	〇災害時のペットに関すること
健康・保健係 （係長） 健康づくり推進課長 （係員） ・健康づくり推進課員 ・国保年金課員	〇保健活動（健康状態・食・口腔衛生等）の情報収集と支援の全体調整に関すること 〇保健活動従事者に係る庁内および他市町村への応援要請と配置調整等に関すること

※県内で熊本市のみなど、限局的な災害であっても災害救助法の適応となる可能性がある甚大な被害を伴う場合も含め、県保健医療福祉調整本部が広域調整を行う。

※市内で被災区が限定された場合は、医療・保健活動については、県と連携しながら、市保健医療救護調整本部が調整を行う。

（３）区対策部（区医療救護調整本部も設置）

区長を対策部長として組織し、対策部内に「総務班」、「保健福祉班」を置く。

※ 災害時における要配慮者の健康状況把握や健康支援を中心となって担う「保健福祉班」の保健活動形態は、保健こども課長を統括として次の３つのチームによって活動する。この３つのチームは、それぞれの業務を完全に分離させて行うのではなく、人員確保状況等を踏まえ、役割を明確にしながら臨機応変に保健活動を展開する。

① 保健情報管理チーム

保健活動に必要な様々な情報を集約し、保健活動の経時的記録を作成する。また、健康支援チームの避難所巡回情報等や、各種定型報告シートなどを入力、データ化を行う。

② 健康支援チーム

避難所や地域等を巡回し、要配慮者の健康管理を行う等、直接的健康支援を実施する。

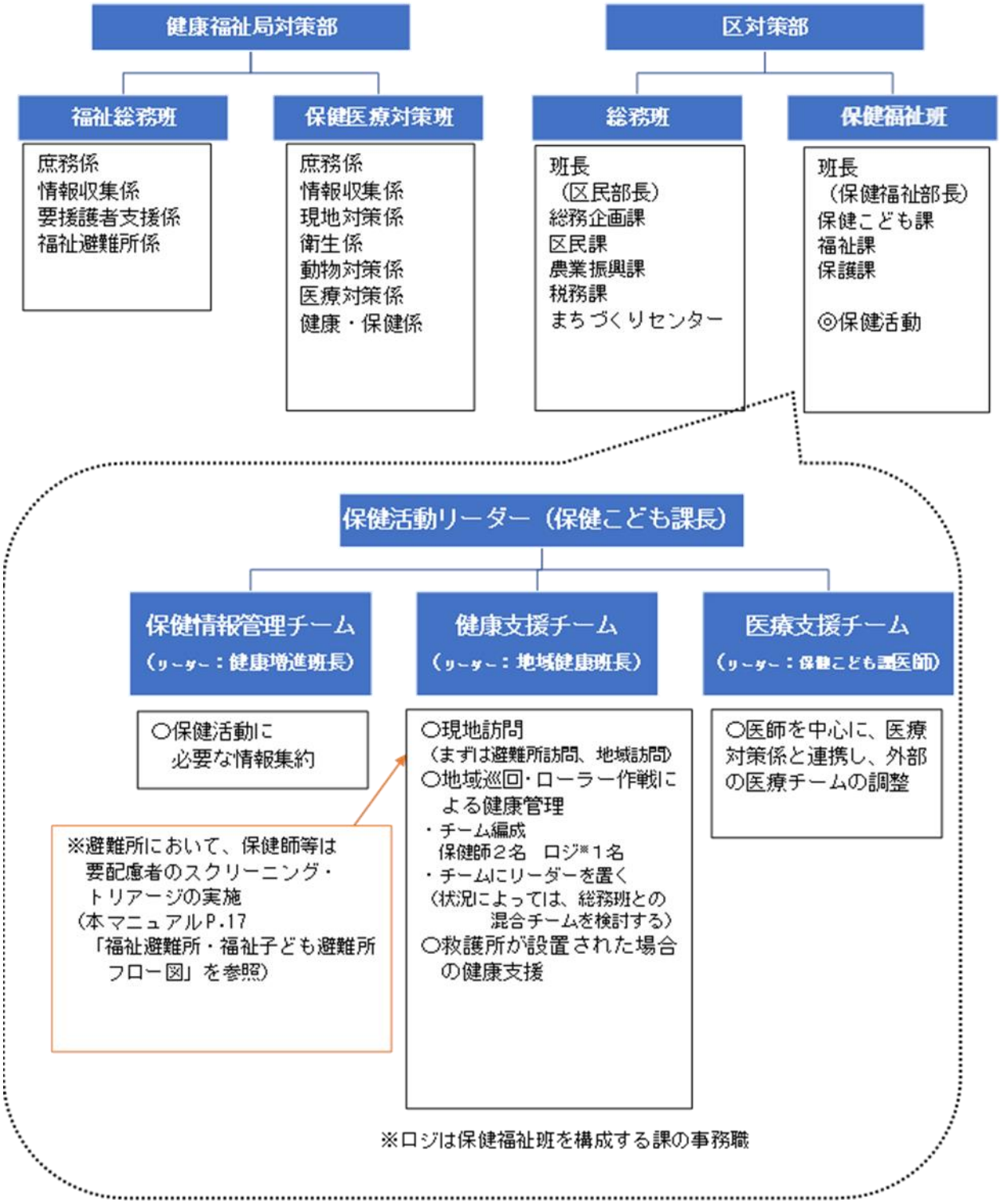
また、避難所における保健予防活動を実施する（衛生管理、各種感染症予防、２次的健康被害を防止するための環境づくりなど）。

派遣される応援自治体保健師等チームとの連携と活動調整を行う。

③ 医療支援チーム

区医療救護調整本部に、様々な災害医療支援チームが派遣される場合、区の「医療支援チーム」は保健こども課医師をチーム長として災害保健医療活動を行うこととなる。医師は、保健医療救護調整本部、災害医療コーディネーター等と連携を図りながら指揮を執る。

福祉避難所等の設置運営マニュアルに、**「各区対策部保健福祉班長（保健福祉部長）は保健師等に指示し、発災初日から指定避難所等を巡回させ、避難者のうち福祉避難所等による要配慮者（入所対象者）の把握を行います」と記載**されており、保健こども課等の保健医療専門職は初動からフェーズ２ぐらいまでの期間は、避難所運営担当職員としてではなく被災者の健康危機管理業務に当たる。


健康福祉局対策部
区対策部
福祉総務班
庶務係
情報収集係
要援護者支援係
福祉避難所係
保健医療対策班
庶務係
情報収集係
現地対策係
衛生係
動物対策係
医療対策係
健康・保健係
総務班
班長
（区民部長）
総務企画課
区民課
農業振興課
税務課
まちづくりセンター
保健福祉班
班長
（保健福祉部長）
保健こども課
福祉課
保護課
◎保健活動
保健活動リーダー（保健こども課長）
保健情報管理チーム
（リーダー：健康増進班長）
○保健活動に
必要な情報集約
健康支援チーム
（リーダー：地域健康班長）
○現地訪問
（まずは避難所訪問、地域訪問）
○地域巡回・ローラー作戦による健康管理
・チーム編成
保健師２名　ロジ※１名
・チームにリーダーを置く
（状況によっては、総務班との混合チームを検討する）
○救護所が設置された場合の健康支援
医療支援チーム
（リーダー：保健こども課医師）
○医師を中心に、医療対策係と連携し、外部の医療チームの調整
※避難所において、保健師等は
要配慮者のスクリーニング・
トリアージの実施
（本マニュアルP.17
「福祉避難所・福祉子ども避難所
フロー図」を参照）
※ロジは保健福祉班を構成する課の事務職

２　災害時における保健活動の体制と役割について

保健活動の実施にあたり、市災害対策本部や区対策部に集約される情報と共に、住民の生活環境、生活状況を公衆衛生の視点に立って把握し、社会資源についても現状分析を行い、今後、発生する可能性の高い健康問題についても明確にしておくことが重要となる。

そこで、初動においては、迅速かつ的確な健康被害の予防活動と保健活動に係る情報管理が重要な業務となる。

この保健活動は、健康福祉局対策部「保健医療対策班健康・保健係」と区対策部「保健福祉班」が連携し展開する（Ｐ７．「組織体制全体図」参照）。

（１）保健活動従事者の役割

保健活動は、臨機応変な対応や長期間の活動が必要とされるが、初動の期間においては次のような４つの役割がある。

①　「災害時保健活動調整」
- ・保健活動に必要な情報収集、ニーズ把握
- ・保健活動の内容や方法の方針決定
- ・保健活動従事者の応援調整等

②　「救命・救護」
- ・避難所における救護所※５設置と救護活動
- ・医療救護所※６設置判断と要請

③　「避難所における健康管理」
- ・避難者の健康状況把握と健康管理
- ・要配慮者や要医療救護者に対するトリアージ
- ・避難所の衛生管理等

④　「地域における健康管理」
- ・要配慮者の健康状況把握と継続支援等

※５「救護所」とは、医師は常駐していないが、看護職を配置し軽微な処置や健康支援等を行うところ。

※６「医療救護所」とは、各区で設置される避難所のなかで医療処置もしくはトリアージを行うなど、医師または歯科医師の配置が必要な救護所のこと。傷病者が多数発生し被災地内の医療機関では対応しきれないと判断した場合は、区医療救護調整本部（医療支援チーム）は、保健所（保健医療対策本部）に設置を要請。医療救護班（DMAT をはじめとした外部医療支援チーム）の支援による運営する。

避難場所・避難所に関する定義

１）一時的に避難する避難場所（スペース）

（１）　指定緊急避難場所

（２）　地域の避難場所

（３）　ペット同伴避難場所

（４）　広域避難場所

２）避難生活する避難所

（１）　指定避難所

（２）　福祉避難所（福祉子ども避難所含む）

令和５年（２０２３年）６月５日現在

Ⅲ　初動における保健活動の実際

災害の種類や規模、発生時期（季節・平日か休日か・時間帯等）、ライフラインやインフラ等の復旧状況などにより、要配慮者の状況は刻々と変化する。保健活動従事者はその変化に伴って起こりうる健康問題やニーズを予測し、避難者の状況に対応した支援を行うことが必要である。

主に以下の状況（フェーズ０～２）が想定される。現状を見極めながら、保健活動の優先は、臨機応変に対応する必要がある。

各区における健康危機管理担当保健師は、地域健康班主査とともに、庁内関係各課や医療・保健等の様々な派遣支援チームとの連携を図りながら、被災者への健康支援活動の優先度と役割分担、BCP 計画に基づいた保健事業等を明確にし、保健活動を実施する。

１ フェーズ０（概ね災害発生後 24 時間以内）

（１）全体

① 市災害対策本部、健康福祉局対策部及び区対策部等の設置

② 避難所における要配慮者等の安否確認及び情報収集を行い、スクリーニング・トリアージの実施※

③ 初期医療チーム（ＤＭＡＴ等）による救命救護活動

④ 被災状況や医療機関の診療状況（ＥＭＩＳ※7）などの情報収集（保健医療対策班による）

⑤ 災害時保健活動の方針の決定と初動活動体制の確立

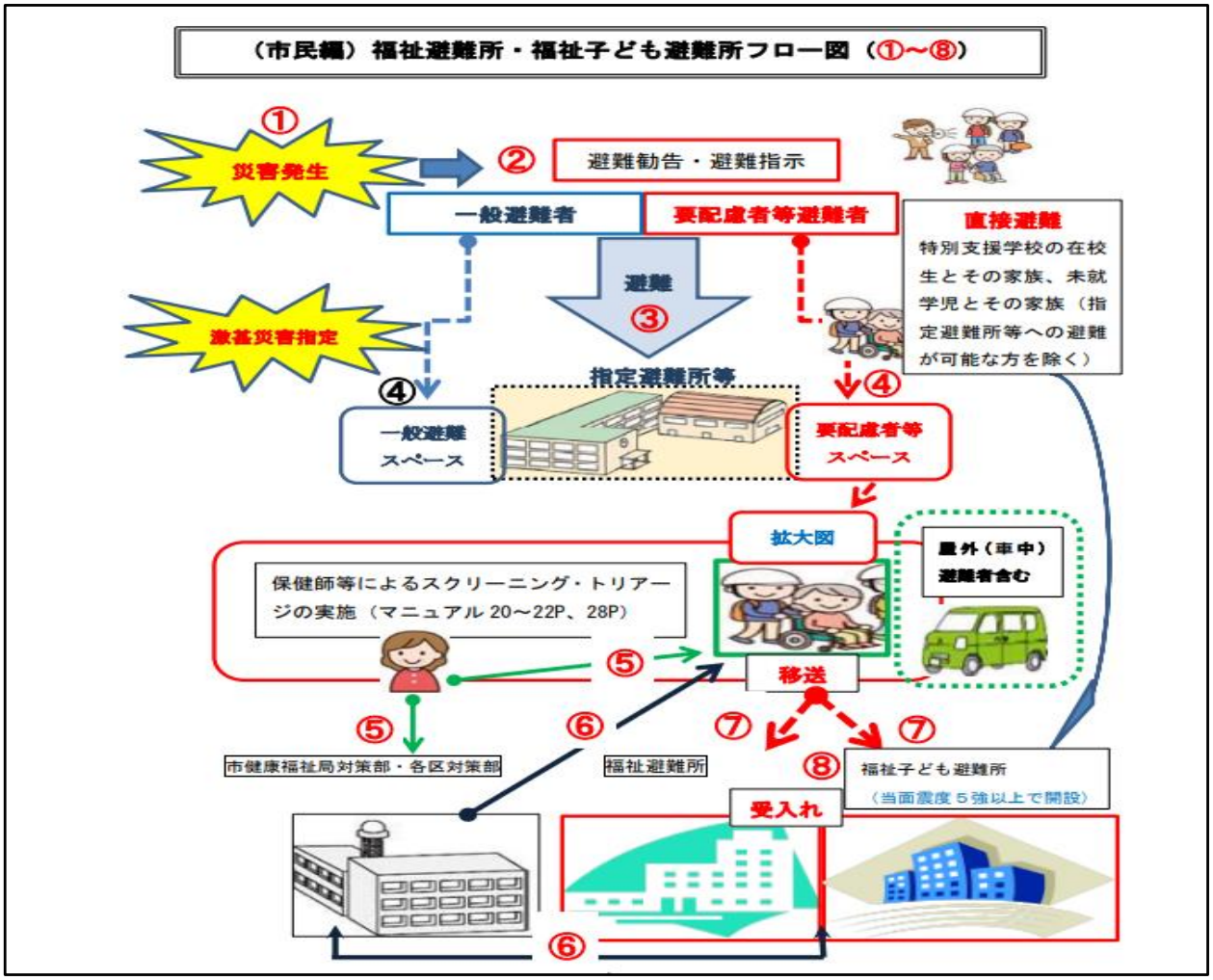
※「スクリーニング」とは、選択、選定、ふるい分けなどを意味する言葉。災害時に使用される場合は、多数の被災者を選別して仕分することを意味する。
また、「トリアージ」とは、災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位を設定する作業である。

【スクリーニングの基準】

	区分	判断基準 概　要	避難・ 搬送先例
1	治療が必要	・治療が必要 ・発熱、下痢、嘔吐	病院
2	日常生活に常時部分的、全面的に介助、見守りが必要	・食事、排泄、移動が一人でできない ・３歳以下とその親	福祉避難所
3	日常生活に常時ではないが、一部介助や見守りが必要	・食事、排泄、移動の一部に介助が必要 ・産前・産後・授乳中 ・医療処置を行えない ・３歳以下とその親 ・精神疾患がある ・難病患者の増悪化を予防	福祉避難室(指定避難所として設置される体育館の一部スペースや教室等)
4	自立	・歩行可能、健康、介助がいらない、家族の介助がある	体育館など、仕切りのない広いスペース

（熊本市福祉避難所等の設置運営マニュアル p. 20 より）

※７「EMIS」とは、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とする広域災害救急医療情報システム。（広域災害救急医療情報センターHP より）



（熊本市福祉避難所等の設置運営マニュアルｐ.　４より）

（２）起こりうる状況について

- 災害の規模、発生時期（季節、平日か休日か、時間帯等）により、情報収集や初動体制は左右される。
- 情報収集が困難、停電等による情報の途絶
- 上水道・下水道が使えなくなり、良好な衛生状態を確保しにくい。
- 職員も被災し、登庁者が限定
- 道路が損壊し、移動困難（道路の安全情報が不可能）
- 野外等への避難者増大（車中泊、テント等）
- 救急対応以外にも、けが、熱傷、低体温、熱中症などの健康被害が発生
- 医療的ハイリスク者（人工透析・人工呼吸器装着者等）の生命に関わる医療アクセスの途絶、食物アレルギー者の避難所配給物の誤食

（３）保健活動について

優先度	保健活動項目	保健活動内容
1	災害時保健活動調整	○災害時保健活動実施及び支援内容の決定 ・市内の被災状況、保健活動従事者の参集状況の把握 ・活動内容の決定 ・保健活動の配置調整 ・外部への応援要請と調整
	救命・救護	○救護所での医療活動（医師の指示に基づく初期医療・看護、場合によりトリアージ）
	地域における健康管理	○平時に把握している要配慮者の安否確認 ・訪問、電話等により確認 ・救護所、避難所、医療機関、消防署等との連携により避難所誘導等及び処遇整理
2	避難所における健康管理※８	○避難所担当職員と連絡調整 ○要配慮者の安否確認 （スクリーニングとトリアージの実施） ○避難者の健康管理及び処遇調整支援 （食支援状況確認含む） ○衛生管理及び環境整備（感染症や食中毒予防） ○担当エリアの被災状況や医療機関の診療状況の把握

※８　避難所における健康管理については、職員の参集状況により、被害規模の大きいところから配置する。

２ フェーズ１（概ね災害発生後２４時間～７２時間以内）

（１）全体

①　情報収集と災害保健活動の方針の決定

・初動期における管内全体の被災状況の確認

・災害保健活動の優先順位を決める

②　通常業務の調整

・当面の対応方針の決定

・関係機関との調整（中止・延期）

③　他自治体から派遣される応援保健師等チームや、他の区役所等保健活動従事者の応援要請の方針決定

④　支援者の健康管理（休息の確保、健康相談、必要に応じ早期受診勧奨）

・職員については、衛生管理室との連携により実施

（２）起こりうる状況について

緊急対策として生命・安全の確保が最優先されるこの時期は、主に以下の状況が想定される。

- 死傷者の増大、生存者の救出
- 地域における避難者の安否確認
- 余震や道路交通機関・ライフライン等の途絶による活動の制約
- 緊急性を要する保健活動等の業務の増大
- 感染症、食中毒発生の懸念
- 外部からの支援者、支援物資等の受け入れの本格化

（３）保健活動について

優先度	保健活動項目	保健活動内容
1	災害時保健活動調整	○災害時保健活動方針の見直し等 ・市内の被災状況、保健活動従事者の参集状況の把握 ・「避難所等巡回・地域ローラー作戦による健康支援」を行う必要人員の把握（災害規模によっては巡回実施）

		・外部への応援要請と応援派遣保健活動従事者の配置調整
	救命・救護	○医療救護所での医療活動（医師の指示に基づく初期医療・看護、場合によりトリアージ）
	地域における健康管理	○保健・医療・福祉の情報収集 ○保健、福祉、介護保険等各担当部署との連携による要配慮者の安否確認 ○校区担当保健師が日頃から把握しているハイリスク者の安否確認 ○要配慮者の食支援状況の把握
２	避難所における健康管理	○避難所巡回の実施 ○避難者の健康管理及び処遇調整支援 ・健康状況に応じた保健指導（必要時は「心理的応急処置：サイコロジカル・ファーストエイド※9（以下、「ＰＦＡ」という。）」を行う） ・歯科的支援が必要な避難者の把握、支援者への情報提供 ・口腔清掃、誤嚥性肺炎予防の普及啓発 （ポスター掲示、チラシの配布） ・栄養相談の実施、栄養関係チラシ （避難所での食事ポイント、便秘予防水分補給等）配布 ○避難者の食支援状況の把握 ・普通食以外の避難者の把握と支援 ・炊き出し実施状況把握。必要に応じ自衛隊等への炊きだし要請・献立例示 ○避難所内の環境整備（感染症・食中毒発生予防） ○担当エリアの被災状況や医療機関の診療状況の把握と情報提供（歯科診療所等も含む） ○在宅避難者や車中泊等への巡回の準備と調整 ○保健・医療・福祉の情報収集 ○保健衛生上必要な物資の要求と配布 （救急用品、口腔衛生用品、特殊栄養食品等）

※９　災害やテロの直後に、こども、思春期の人、大人、家族を支援する際に使用できる効果が知られた心理的支援の方法を、必要な部分だけ取り出して使えるように構成したもの。

３ フェーズ２（概ね４日目から２週間まで）

（１）全体

① 情報収集

② 避難所を中心とした活動計画の策定と実施・評価、経過に応じた見直し

③ 通常業務の調整（中止や延期、再開すべき優先事業と方法等の検討）

③ 応援・派遣保健活動従事者の調整

④ 医療関係派遣職員（DMAT 等）の撤退に向けての調整

⑥ 支援者の健康管理

⑦ こころのケアの関係職員等による支援者への研修の企画・実施

（２）起こりうる状況について

避難所対策が中心である時期にあたっては、主に以下の状況が想定される。

- ライフラインの復旧または一部復旧
- 感染症の発症（避難所等の衛生的な環境の確保）
- 避難所等集団生活不適応者の顕在化
- 高齢者のＡＤＬ※10低下、脱水、感染症、便秘症、下痢症が増加してくる可能性
- プライバシーの問題等、避難生活の影響から成人の健康者も体調不良を生じる
- こどもの情緒に変化が見られる（災害時の恐怖感、退行現象等）
- ストレスにより悪化しやすい疾病の顕在化（精神疾患、喘息、アレルギー、循環器系疾患等）
- 避難所生活と住宅の後片付けに追われ、慢性疲労やけがが増える
- 共同生活のストレス、今後の生活不安から不眠が増加する
- 医療チームの撤退を考え始める
- ボランティアや外部支援チームが増加する
- 学校、保育園の再開に向けて避難所が統合・縮小・閉鎖される
- 慢性疾患の内服薬中断等による悪化や服薬についての不安が出てくる
- 野菜、ビタミンの不足への対応など食事の問題が出てくる
- 食中毒が発生しやすい
- ストレスによるアルコール摂取や生活習慣の問題がでてくる

※１０　ＡＤＬ（英: activities of daily living）とは日常生活動作にことで、食事・更衣・移動・排泄・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動を指す。

（３）保健活動について

優先度	保健活動項目	保健活動内容
１	災害時保健活動調整	○　災害時保健活動内容の変更・決定 ○　外部への応援要請と応援派遣保健活動従事者の配置調整
２	避難所における健康管理	○避難者の健康管理及び処遇調整支援 （必要時はＰＦＡを行う） ○避難所内の環境整備 ○避難者の食事状況の把握及び疾病予防 （食欲不振解消、肥満予防等） ○各担当部署との連携による健康教育・相談の実施 ○歯・口腔に関する対応が必要な避難者の把握と歯科支援の調整 ○担当エリアの被災状況や医療機関の診療状況の把握と情報提供（歯科診療所等も含む） ○避難者の健康状態や生活状況を把握し、要配慮者の抽出 （継続支援、専門相談へ） ○健康状態への対応（一次的） ○応援派遣保健活動従事者要請数の見直し
	地域における健康管理	○要医療者の継続受診支援 ○要配慮者の健康状態や生活状況の把握と対応 （栄養状況や口腔内状況含む） ○在宅避難者や車中泊等への巡回実施

Ⅳ　発災前の準備等

迅速な危機管理対応及び適切な保健活動を展開するにあたっては、平常時を発災前と位置づけ、市地域防災計画等の周知徹底、地域住民への防災教育や関係機関との連携を含む災害を想定した保健活動、保健活動従事者自身の災害に特化した研修の企画や受講、訓練によるスキルアップが必要である。そのため、各区の健康危機管理担当保健師は、以下の１、２について、平時より中心となって企画、実施し、有事に向け万全を期すものとする。

１　災害を想定した保健活動の在り方

（１）本庁、区役所関係各課の関係性の強化

発災時には、区対策部は被災地域住民への直接的サービスを最前線で展開しなければならない。

また、健康福祉局対策部保健医療対策班「健康・保健係」は、区対策部保健福祉班が行う被災区内の保健活動の支援や他区対策部との調整等の役割を担い、区対策部保健福祉班は区内関係各課と連携し、迅速かつ効果的に保健活動を展開していくことが必要とされる。

また、本マニュアルやアクションカードを活用した合同研修会や訓練等を実施するなど、平時から本庁と区役所間で、スムーズな初動体制を築いておくことが重要である。

（２）地域住民に対する災害時の対応につながる健康教育

地域住民に対して、防災訓練時等さまざまな機会を通じて災害時の対応につながる健康教育を行う。

・平時からの健康まちづくりなどの地域保健活動、地区組織、関係機関等とのネットワークが緊急時の大きな力になる重要な活動であること

- 薬の管理や健康手帳等の活用や携帯等
- 災害に備え、飲料水や食料の備蓄とともに、限られた資源で食を確保する方法等の啓発を行う。
- 校区防災会議、避難所運営委員会との連携
- その他災害時に発生しやすい健康課題について等

（３）災害時の健康管理体制整備

- 避難所訪問時又は救護所設置時に必要な保健活動用物品の点検と整備
- 災害時の健康管理に必要な保健・医療・福祉関連の情報リスト等の作成等

（４）関係機関との連携、まちづくり活動

災害時には保健・医療・福祉サービスの一体的な提供を行うため、日頃から関係機関とのネットワークの構築や校区単位の健康まちづくりの推進を図るなど、地域に密着した公衆衛生活動を行う。

２　健康支援物品

※人事異動後の毎年４月には、健康支援物品の点検・確認等行い、本マニュアル、アクションカード、熊本地震の保健活動の振り返りなど、職場での OJT を確実に行う。

物品名	健康づくり推進課
健康支援のための救急用品セット	２セット
	健康づくり推進課倉庫（ウェルパルくまもと１階倉庫）
救護服	救護服１２着（スーツケース内保管）、ビブス８枚
	健康づくり推進課倉庫（ウェルパルくまもと１階倉庫）
リュック等	リュック１２個、寝袋１８個※、寝袋用シーツ、エアマット
	健康づくり推進課倉庫（旧東保健福祉センター２階調理実習室跡） ※災害派遣時、第１陣は寝袋のリースを検討すること。 （クリーニングが間に合わない可能性が高いため。）
その他	車用ステッカー（災害支援　熊本市）４枚、 カセットコンロ、両手鍋、フライパン、やかん、電気ケトル、ヘッドライト５個、LED 卓上ライト２個、USB 急速充電機、 モバイルバッテリー、USB ケーブル、キッチン鋏、トング
	健康づくり推進課倉庫（旧東保健福祉センター２階調理実習室跡）

物品名	中央	東	西	南	北
健康支援のための救急用品セット	各区　２セット				
	保健こども課（旧局長室）	保健こども課（執務室）	保健こども課執務室東側	保健こども課執務室横	保健こども課消毒室
救護服	１０着	９着	１０着	１０着	１０着
	保健こども課（旧局長室）	保健こども課更衣室前キャビネ	保健こども課書庫	保健こども課ホール前キャリー内	保健こども課小会議室
ヘルメット	５個	４個	５個	５個	５個
	保健こども課（旧局長室）	保健こども課更衣室前キャビネ	保健こども課書庫	保健こども課ホール前キャリー内	保健こども課小会議室
安全靴	５足	４足	５足	５足	３足
	保健こども課（旧局長室）	保健こども課更衣室前キャビネ	保健こども課書庫	保健こども課ホール前キャリー内	保健こども課小会議室
大型用品 ① 保健活動テント ② 簡易ベッド ③ 簡易テーブル	各区　各１				
	ウェルパル１階倉庫	①②屋外防災倉庫 ③３階保健こども課消毒室	保健こども課執務室東側	①１階倉庫 ②③３階保健こども課ホール	北区役所備蓄倉庫

＊健康支援のための救急用品は日頃から準備しておくこと。

（各区必要に応じ内容やセット数補充）

① 活動用品：血圧計、聴診器、体温計、ペンライト、ハサミ等
② 衛生用品：アルコール消毒液、アルコール入り綿棒、手指消毒液、ガーゼ、絆創膏、ディスポーザブル手袋、毛布、バスタオル、歯ブラシ、洗口液等
③ 記録票等：健康相談票等、筆記具（マジック、ボールペン、ホチキス、付箋、クリップ、ファイル等）
④ 防災用品：災害時保健活動マニュアル、ヘルメット、防塵マスク、軍手等
⑤ 社会資源に関する資料、健康教育関係パンフレット資料類
⑥ 校区または近隣地域毎の住宅地図

Ⅴ　その他

１　通信手段について

各地域で保健活動を実施する際の通信手段は、災害時優先電話やLINE 等活用する。

２　自動参集にあたり各自が行うべきこと

- 自己及び家族の安全確保
- ラジオ、テレビなどからの情報収集
- 自己の安否報告（各所属課へ）
- ３日分程度の食料、活動に適した服装、常備薬等の参集準備
- 参集途上における周辺の被災状況の把握
- 各活動場所に参集後、参集場所及び周辺の安全確認、ライフラインの確認
- 各自の活動エリアの被災状況に係る情報の収集と共有

３　マニュアルの見直し等

マニュアル初版は、九州北部豪雨災害等を受けて平成２４年度に策定。その後、平成２８年熊本地震での活動を踏まえ平成３０年度に改訂した。今回は、本庁・各区の災害時保健医療体制や、受援時に共通に使用する様々な記載様式とその使用時期等について主に改訂し、併せて、いくつかのアクションカードも参考資料として加えている。

今後も、社会状況の変化や組織改編、国からの通知等により、概ね年１回は確認を行い、必要な見直しを行う。

４　災害派遣に伴う事務手続き等

関係課	総務課、人事課、労務厚生課、健康福祉政策課、財政課
派遣に伴う経費	・旅費の支給・旅券の手配・現地での活動費の支給・宿泊施設の手配・公用車等のガソリン代支給・公用車、公用携帯及びレンタカー借用等 ※上記のとりまとめや調整については、健康福祉政策課が行う。 ※派遣職員の名簿、スケジュール、交通手段等の情報は、健康づくり推進課から健康福祉政策課へ提出する。 ※現地での活動費はすべて一般需用費（資金前途）で支出。派遣後に精算。資金前途で年度を跨ぐ場合は、注意が必要。特に旅費。
予算措置が見込まれる費目	・旅費（普通旅費）：旅費＋宿泊費 ※現地までの旅券の手配は旅行会社に依頼。JAL、ANA が無料の渡航協力があるのでホームページをチェックしておく。 ・一般需用費：必要物品購入 ・役務費：宅配、クリーニング代 ・燃料高熱費：公用車等のガソリン代 ・使用料、賃借料（高速道路使用料、レンタカー借上料）
公用車　借用	管財課
携帯電話　借用	危機管理課
プリンター（有線タイプ、A3 可）、 タブレット借用	デジタル戦略課
派遣職員の調整	・毎年度初めに、人事課より選出依頼があり。保健師名簿については、併せて健康づくり推進課にも提出する。 ・厚労省や庁内から他都市への派遣要請があった場合は、派遣名簿から、速やかに第１陣の派遣者を人選する。

※災害派遣時に必要な PC 機器について（令和５年７月：デジタル戦略課確認済）

○各自の公用パソコンは、持ち出し申請（通常時と同様の様式で可）を行うこと。

Ⅵ　関連情報

１　関連マニュアル等

（１）　熊本市地域防災計画関連

（２）　福祉避難所設営運営マニュアル

（３）　避難所開設・運営マニュアル

（４）　健康福祉局対策部災害時マニュアル

（５）　区災害対応マニュアル

（６）　災害時の保健活動推進活動マニュアル

（令和元年度地域保健総合推進事業「災害時の保健活動推進マニュアルの周知」報告書）

/日本公衆衛生協会・全国保健師長会

（７）　熊本県災害時の栄養管理ガイドライン　令和２年４月

/熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

（８）「災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル」2023年度版　/日本歯科衛生士会

https://www.jdha.or.jp/pdf/outline/saigaimanual2023.pdf

（９）「避難所等に関する資料の送付について」

厚生労働省健康局健康課通知　（事務連絡令和5年8月1日）

（１０）災害時の保健師等広域応援派遣調整要領について

厚生労働省健康局健康課通知　（健健発1220第2号令和3年12月20日）

（１１）大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について

厚生労働省大臣官房厚生科学課長他通知（科発0722第2号他令和4年7月22日）

（１２）DHEAT活動ハンドブック

（第２版：令和４年度　厚労科研補助金事業　令和5年3月）

２　災害時に活用できる情報

（１）　大阪府こころの健康総合センター「災害時等のこころのケアのてびき」
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/41577/00000000/saigai202303.pdf

（２）全国保健師長会　「大規模災害時における保健師の活動マニュアル」
http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf

（３）国立健康・栄養研究所、日本栄養士会「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」
http://www.dietitian.or.jp/data/manual/h23evacuation5.pdf

（４）日本公衆衛生協会「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン」
http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf

（５）日本災害時公衆衛生歯科研究会
http://jsdphd.umin.jp/shiryo.html

（６）サイコロジカル・ファーストエイド
https://www.j-hits.org/document/pfa_spr/page1.html

（７）ＥＭＩＳ　広域災害救急医療情報システム
https://www.wds.emis.go.jp/

13-3 一般社団法人熊本市医師会

郵便番号	事　務　局　住　所	Ｔ　Ｅ　Ｌ
〒８６０―０８１１	熊本市中央区本荘３丁目３－３	096-362-1221

熊本市医師会非常災害対処規則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市並びに周辺地区に突発的大災害が発生し、一時に傷病者が多発した場合における熊本市医師会のとるべき非常時の対処の基準について熊本市地域防災計画に基づき定めるものである。

（定義）本文中の「災害」とは、災害対策基本法第２条第１項に準ずるものとする。災害対策基本法第２条第１項　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（非常災害時の行動の準拠）

第２条

（１）「熊本市医師会災害対策本部」（以下、市医災害対策本部という）は、次の基準に達したとき、又は熊本市医師会長が必要と認めるとき設置する。

①気象庁発表による震度５以上の地震が、市域に発生した場合

②津波予報区（有明海・八代海）に津波注意報又は津波警報が発表され、かつ災害が
発生した場合

③火災、爆発、放射線物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、航空機の墜落等で災害が発生した場合

④熊本県、熊本市、熊本県医師会等からの災害対策に関する協力要請を受けた場合

（２）非常災害による被害のおそれがなくなった場合は、市医災害対策本部長が市医災害対策本部を解散する。

（市医災害対策本部の構成）

第３条　市医災害対策本部は、熊本市医師会長、副会長、理事及び職員等をもって構成し、市医師会長は本部長、副会長は副本部長、その他は本部部員の任にあたる。

（非常災害時の行動の準拠）

第４条　市医災害対策本部は、別紙「熊本市医師会災害対策本部機能図」により行動するものとする。

（災害発生時における配備）

第５条

（１）第２条第１項に示す災害等が発生した場合、関係理事及び部・局長は、所属職員の全部又は一部を指揮監督して、会長の指示を受けて活動しうる態勢を整えておくものとする。

（２）勤務時間外に第２条第１項に示す災害等が発生した場合、職員等は所属の上司と連絡を取り、また自主判断で出勤し、第４条に係る業務に従事しうる体制をとるものとする。

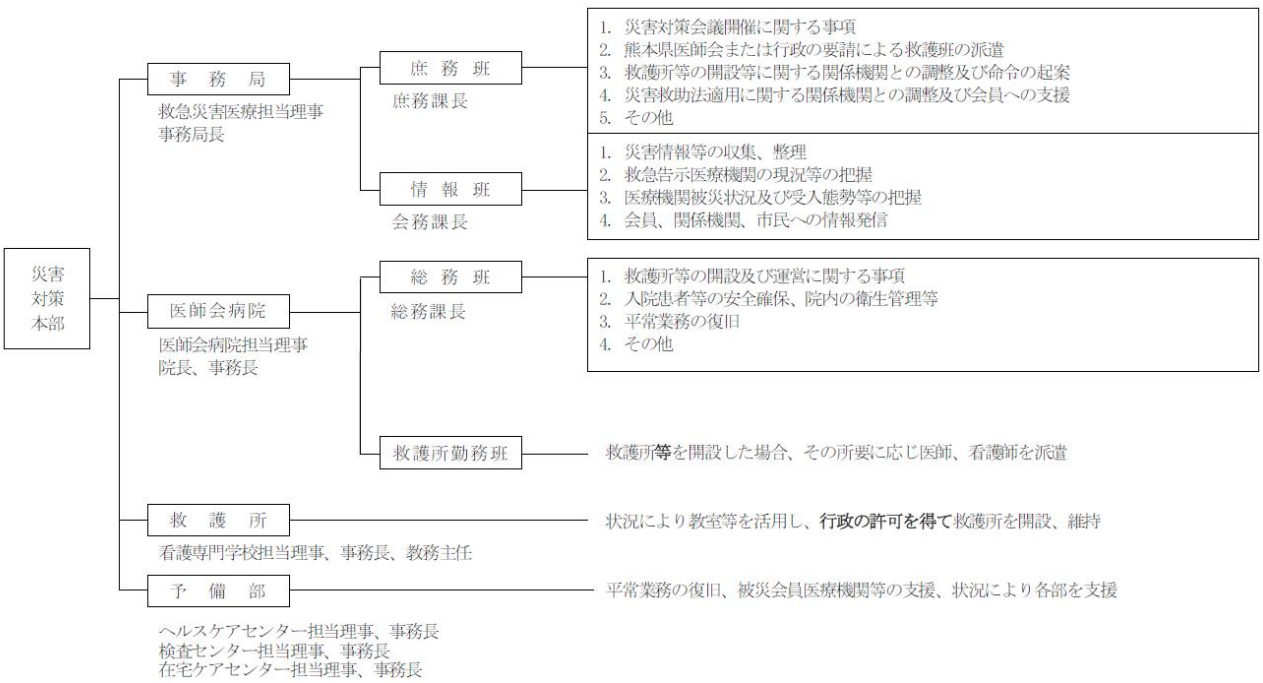
（職員の招集）

第６条　関係部・局長は所属職員の招集系統図を作成しておき、最も迅速確実な方法により連絡にあたるものとする。

（関係部門の準備）

第７条　本会、医師会病院、検査センター、ヘルスケアセンター、在宅ケアセンター及び看護学校は、それぞれこの規則に基づき、非常災害対処に関し、必要事項を定め、所要の準備を整えるものとする。

熊本市医師会災害対策本部機能図



１４　救援対策

項目	ページ
１４－１　熊本市大規模災害時における物資供給計画対応マニュアル	468
１４－２　米穀の買入れ・販売等に関する基本要領	520
１４－３　給水関係施設等	526

14-1 熊本市大規模災害時における物資供給計画対応マニュアル

熊本市大規模災害時における
物資供給計画対応マニュアル

「平時からの備蓄対策及び大規模災害時の物資供給体制」

令和３年４月

熊本市

【目次】

Ⅰ 基本的な考え方
１ 基本的方針
２ 本マニュアルで使用する用語集

Ⅱ　備蓄対策
１　備蓄及び家庭・地域・企業内備蓄の基本的な考え方
２　備蓄目標
３　整備（購入）計画
４　家庭内備蓄について
５　企業内備蓄について

Ⅲ　協定による物資供給について

Ⅳ　各自治体との相互応援協定及び団体・事業者との災害協定による人的派遣援助について

Ⅴ　指定都市市長会行動計画、九州市長会防災部会からの応援体制

Ⅵ　物資供給体制
１　体制の確立
２　備蓄の活用：発災から２４時間程度
３　プッシュ型物流：発災から３日程度
４　プル型物流：発災から４日目以降

Ⅶ　物資集積センターの運営
１　物資集積センターの体制
２　物資集積センター施設内と関係者・物資等の動き

Ⅷ　必要様式一覧

Ⅰ　基本的な考え方

本マニュアルは、熊本市において大規模災害により、被災地外からの支援が行き届かない発災初日等に機能が発揮される備蓄対策とともに、避難所開設が長期間に及ぶ可能性があり、継続的に物資を供給する必要が生じた場合に、被災した市民等に対して物資を円滑に供給するため、関係機関への支援要請や物資受入れ・配送拠点の設置・運営等について具体的な手順を示したマニュアルである。

マニュアルは、熊本市地域防災計画（共通編）第３章２節１項の「物資供給計画」に基づき、本市が実施すべき備蓄対策や物資受入れ・配送業務等の手順を示したものであるが、防災関係機関、民間団体や事業者の協力・連携がなければ円滑な物資供給ができないため、関連する部分については協力頂く防災関係機関、民間団体、事業者の役割の概要も記している。

なお、定期的に本マニュアルに基づく訓練を実施し、マニュアル内容の習熟に努めるとともに、訓練により抽出された課題や引き続き検討する課題、災害時物流に関する国、指定都市市長会行動計画、九州市長会防災部会をはじめとした各自治体等の動き等を踏まえ、適宜、改善していくものとする。

１　基本的方針

（１）物資供給、輸送等に関する災害協定や自治体間の相互応援協定を活かした物資受入配送対策とする。

（２）各家庭、地域、企業等に災害発生から最低１週間以上の備蓄促進を強化する。

（３）小中学校等に設置している分散備蓄物資は指定避難所へ配給する。また、指定避難所以外の被災者へも物資配給ができる体制を整備する。

（４）避難者想定数及び上記を踏まえ、女性、こども、高齢者、障害者等の災害弱者の視点を考慮し、災害初動時に必要となる非常食、生活物資、資機材等の備蓄対策とする。

（５）各区災対本部及び各校区防災連絡会は、指定避難所をはじめ校区内の避難・被災者の情報把握に努め、物資ニーズを携帯無線やタブレット等により発注し、総合調整室物資供給班、物資配送チームと連携し物資供給を行う体制を整備する。

２　本マニュアルで使用する用語集

本マニュアルにおいて使用する用語の意義は、以下のとおりである。

用　語	意　義
災対本部	熊本市災害対策本部
区災対本部	区災害対策本部
県災対本部	熊本県災害対策本部
物資供給班	熊本市災害対策部情報調整室に設置される班で、大災害時における物資供給の統括的な役割を果たす
物資供給オペレーションセンター	物資供給班及び班と情報連携し、物資受入れ･仕分け･配送に関わる職員や事業者の総称
校区防災連絡会	災害時の避難所運営や校区内の被災状況等を把握し、行政との情報共有を行う組織。地域、学校、避難所運営担当者等で組織し、平時から開設運営訓練や地域防災について協議する。
避難所運営委員会	各避難所を運営する組織で、地域、施設管理者、避難所運営担当職員等が事前に協議･訓練等を行う。
応援自治体	熊本市と相互応援協定を締結している自治体、（九州市長会防災部会自治体を含む。）
協定事業者	熊本市と物資供給等に関する協定を締結している団体、事業者
支援物資	国や各自治体等から供給される物資
備蓄物資	市が備蓄している物資
調達物資	市が必要に応じて協定事業者等から調達する物資
義援物資	法人又は個人から任意で市に提供される物資
不急物資	飲料水や食料と比べて配送頻度が少なく、急を要さない物資（衣服等）
物資集積センター	支援物資等の配送及び荷卸し、仕分け、登録、在庫管理、分配、積込み等の拠点　、事前に候補地を数箇所想定しておき、被災状況に応じ設置する。
防災倉庫	市内10箇所の公園内に設置。うち9箇所は耐震性貯水槽を整備（公園課6、消防局3箇所所管）
備蓄倉庫	総合出張所･まちづくりセンター等14箇所に設置。非常食、生活必需品を備蓄、資機材なし（健康福祉政策課所管）
分散備蓄倉庫	指定避難所である小中学校等149箇所に設置。発電機、ガスコンロ、アルファ米、毛布など初動時必要な最小限数を備蓄
避難所等	支援物資等の配送先となる熊本市内の指定避難所及び校区防災連絡会等が把握する避難所等
物資集積センター拠点担当者	物資集積センターに派遣される市職員
運営事業者	物資集積センターを運営する事業者（佐川急便、ヤマト運輸株式会社）
トラック事業者	熊本県トラック協会の会員事業者

配送事業者	物資を配送する事業者（佐川急便、ヤマト運輸株式会社、トラック事業者）
プッシュ型物流	避難者数等を踏まえて、食料や飲料水等の最低限必要と考えられる物資を配送すること
プル型物流	避難者の物資需要（ニーズ）を踏まえて、避難所等からの要請に基づき物資の構成を調整して配送すること
特命隊	業務継続計画における非常時優先業務にあたる100名の市職員

Ⅱ　「備蓄対策」

１　備蓄及び家庭・地域・企業内備蓄の基本的な考え方

大規模災害発生時には、物流・流通機能等が停止し、災害発生から１週間程度は、被災地外からの支援が行き届かないことや被災地のニーズを的確に収集することが困難な状況が続くことを想定しておかなければならず、この間は、住民、事業者、行政を含めた備蓄や区域内における民間協定事業者等からの調達を中心とした物資の供給体制を整備することにより、被災地域内で自立することが求められる。

災害発生時に地域の住民が、まず避難する場所である「指定緊急避難場所（一時避難場所)」は、距離的にも比較的至近で、かつ、安全で損壊の恐れのない場所であり、本市では、264 箇所を指定している。また、災害によっては、被災者の住宅に対する危険が予想される場合や住宅の損壊・消失等により生活の場が失われた場合、「一時避難場所」は「避難所」として一時的な生活の場所となる。このような状況を踏まえ、避難場所へ避難した住民への対応を中心として、日頃から被災直後に必要な物資等を備えておくことが必要である。

また、「自助」「共助」の視点から、家庭における非常持出品等の備蓄が重要であり、いつでも持ち出すことができるよう、備えを呼びかけていく必要があり、「わが家の防災マニュアル」の配布や出前講座など、さまざまな機会を捉えて、家庭内備蓄の充実について市民に対し継続的に啓発していくとともに、自治会や自主防災クラブ等の平常時の活動においても、広報周知を行い、各家庭や地域、企業における備蓄を促進する。

さらに、避難に際しては、防寒・寝具・食糧や生活必需品等を持参するよう促す。

備蓄品の整備の考え方

「熊本地震」では指定避難所や指定以外の場所に１１万人を超える避難者が発生したことから、大規模災害時に必要な備蓄物資等について、避難者数を１１万人と想定し備蓄対策を講じる。

指定避難所であるまちづくりセンター等１４箇所に備蓄倉庫を、また、公園１０箇所には防災倉庫を設置している。

指定避難所である小中学校等には、分散備蓄倉庫を設置し発災初動時の避難者への支援を行うこととしている。

（１）防災倉庫、備蓄倉庫、分散備蓄倉庫：資料編６－４のとおり
（２）物資集積センター：大災害発生時は非公開
（３)備蓄品目
　備蓄品目は次のとおり。
　　１）非常食糧　２）飲料水　３）生活必需品　４）資機材
（４)備蓄以外の飲料水

飲料水については防災倉庫の設置されている１０箇所の公園のうち９箇所に設置された「耐震性貯水槽」で合計８６０トンの水が確保できるようになっている。さらに災害対策用貯水施設２３箇所（６０，０５０㎥貯水）及び小中学校３２箇所に貯水機能付給水管（各４㎥）を設置している。

２　備蓄目標

（１）　備蓄目標の考え方

○備蓄する品目は、非常食、飲料水、生活必需品、資機材とし、災害弱者の視点を踏まえた品目とする。

○行政で備蓄すべき数量を避難者想定者数の１１万人分とし、災害協定による流通備蓄、家庭・地域内での備蓄促進等を踏まえ、非常食、飲料水は１日分とする。

（２）　備蓄目標数量

（１）　食料

①アルファ米・長期保存パン等

《対象：3 歳から69 歳まで》

【目標数量】110,000人×80.09％×2 食分×1日≒ 176,000 食

② おかゆ・アレルギー対応食《対象：1 歳，2 歳及び70 歳以上》

【目標数量】110,000 人×18.98％×2 食分×1日≒ 42,000 食

③ ミルク《対象：0 歳》

【目標数量】110,000人×0.93％×5食/日×1 日 ≒ 5,200食

①　＋　②　＋　③　＝ 223,200食

（２）飲料水

【目標数量】110,000 人×２ﾘｯﾄﾙ（1日分）＝ 220,000ﾘｯﾄﾙ

（３）生活必需品

① 毛布・レスキューシート

【目標数量】110,000 人×1 枚 ≒ 110,000 枚

② 紙おむつ

・乳幼児用《対象：0 歳から3 歳》

【目標数量】110,000 人×3.76％×3 枚/日×1 日 ≒ 12,500 枚

・大人用《要介護の高齢者を想定》

【目標数量】110,000 人×0.5%×8 枚/日×1 日 ≒ 4,400 枚

③ 生理用品《対象：10 歳から55 歳女性》

【目標数量】110,000 人×28.00%×3/30×8 枚/日×1 日 ≒ 25,000 枚

【参考】目標数量算定根拠

年齢区分	割 合	適 用
3 歳から69 歳まで	80.09%	五目御飯（アルファ化米） 乾パン・栄養補助食品
1 歳，2 歳及び70 歳以上	18.98%	おかゆ
0 歳	0.93%	ミルク
0 歳から3 歳	3.76%	乳幼児用紙おむつ
要介護の高齢者数	0.5%	大人用紙おむつ
10 歳から55 歳女性	28.00%	生理用品

※割合は、熊本市人口統計（平成28 年4 月1 日現在）に基づき算定。

※要介護の高齢者数は、内閣府「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（２７年３月）」を参考に算定

④ その他

資料編６－４　防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程

３　整備（購入）計画

整備（購入）計画を次のとおり定める。目標数量については別途、年次計画をたて整備していく。

１　食料・生活必需品

賞味期限等に応じ、計画的に購入する。

（１）アルファ米・おかゆ・アレルギー対応食・長期保存パン等

5 年間の賞味期限を有するものを購入する。有効期限が１年未満については、地域の防災訓練等において有効活用を図る。

（２）粉ミルク・液体ミルク

（18 箇月の賞味期限を有するものを購入。）

（３）　毛布・レスキューシート

長期保存ができるよう、真空パックした毛布を購入する。また保温対策としてレスキューシートを活用する。

（４）　紙おむつ・生理用品・トイレットペーパー

大人用の紙おむつについて、仕様は汎用性が高いものを購入する。

紙おむつ（大人用・乳幼児用）、生理用品及びトイレットペーパーなど、生活必需品については、衛生面を考慮して、定期的に購入する。

２　飲料水

熊本地震の教訓を踏まえ、避難所にできるだけ身近な場所にペットボトルで備蓄する。５ヵ年間の消費期限を有するものを購入する。有効期限が１年未満については、地域の防災訓練等において有効活用を図る。

３　資機材

資機材のうち、充足していないものを優先して整備していく。その他、備蓄に適さない資機材については、災害時物資等供給に関する協定に基づき、応援を要請する。

４　備蓄物資の管理

備蓄物資の管理については、校区防災連絡会及び避難所運営委員会が避難所開設訓練時等に確認を行うとともに、それぞれの物資を所管する部署において数量チェック等を実施し、防災倉庫・備蓄倉庫等維持管理規程等に基づき適正な管理を行う。

4 家庭内備蓄について

（1）備蓄食料の条件

次のような条件を満たしたものが、備蓄食料として適する。

ア	日常生活にも使え、なおかつ長期間保存に耐えられるもの
イ	調理にあまり手間のかからないもの
ウ	持ち運びに便利なもの
エ	必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

（2） 家庭での備蓄に適した食料・飲料水

主食	○レトルト主食、○米、○個包装もち、○アルファ化米　○乾パン、○即席めん、クラッカー、シリアル類、○乾めん(うどん、そば、そうめん等)
主菜	○魚・肉缶詰　○レトルト肉料理、○シチュー類缶詰
飲料	ミネラルウォーター、お茶類（ペットボトル・缶）、スポーツ飲料、スキムミルク
その他	○粉ミルク、ベビーフード等、乳幼児や高齢者の食べられるもの

5 企業内備蓄について

企業等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止などに取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震等の災害が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資器材を備蓄し、防災訓練を実施する必要がある。

また、災害時における従業員との連絡方法を定め、1週間分以上の備蓄等を推進し、災害が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

出前講座などを通じて、企業内備蓄の充実に向けた啓発活動を実施していくことが重要となる。

(1) 企業等で用意することが望ましいもの

食料・飲料水	※1週間分以上
資器材等	医薬品、携帯トイレ、防水シート、テント、ラジオ、乾電池、ヘルメット、軍手、長靴、自転車など ※ 保管場所は、取り出すときの容易さ、耐震性、分散化を考慮する。 ※飲料水、食料、乾電池等は、定期的な更新をする。

(2) 従業員（個人）で用意することが望ましいもの

地図、懐中電灯、防寒着、手袋、歩きやすい靴、携帯食料、飲料水、携帯ラジオ

Ⅲ 協定による物資供給について

本市では、企業等とあらかじめ協定等を締結し、災害時に、必要な物資を調達するできる体制を構築している。
現在、下記のとおり、流通や飲食関係業者と物資（食料・生活必需品）及び資機材等に関する協定を締結している。
今後、大災害時における物資供給について、直接、各避難所へ物資を配給できるか等の具体的な方法についての協議や訓練等への参加を行い、物資供給体制を強化していく。

資料編８－３　災害協定一覧

Ⅳ 各自治体との相互応援協定及び団体･事業者との災害協定による人的派遣援助について

熊本地震では、救援物資が大量に届けられ、受付・仕分け・配送等の業務が一時停滞するなどの混乱が生じた。

このように、受け入れた物資の仕分け・配送等には、多くのマンパワーを要し、速やかに避難所に搬送できない恐れや本市が被災した場合、市職員の中にも業務に就くことのできない者が多数出ることも想定し、被害の状況に応じて、人的な応援を要請できる体制を築く必要がある。

このため、下記のとおり指定都市間、姉妹都市間などで相互応援協定を結び、災害時のマンパワーの確保をすると共に、団体や企業との災害協定締結による連携など、効率・効果的な物資供給システムを構築していく。

資料編８－３　災害協定一覧

Ⅴ　指定都市市長会行動計画、九州市長会防災部会からの応援体制

・「広域・大規模災害における指定都市市長会行動計画」において、熊本地震を踏まえてプッシュ型物資支援は、国の支援体制との整合性を図り、発災から３日以内を前提に被災地の近隣市より行うこと、全市の備蓄物資を一覧できる台帳を整備し共有することなどについて協議を行っている。

・九州市長会防災部会において、発災２４時間後に即応支援班（１０～２５班）を派遣し、集積拠点から避難所までのピストン輸送や荷捌き等支援を行う「九州市長会における災害時相互応援プラン」を平成２９年５月１１日に定め、迅速かつ効果的な支援を行うとともに、九州地方知事会など広域応援の枠組みとも連携し災害支援に取り組むこととしている。

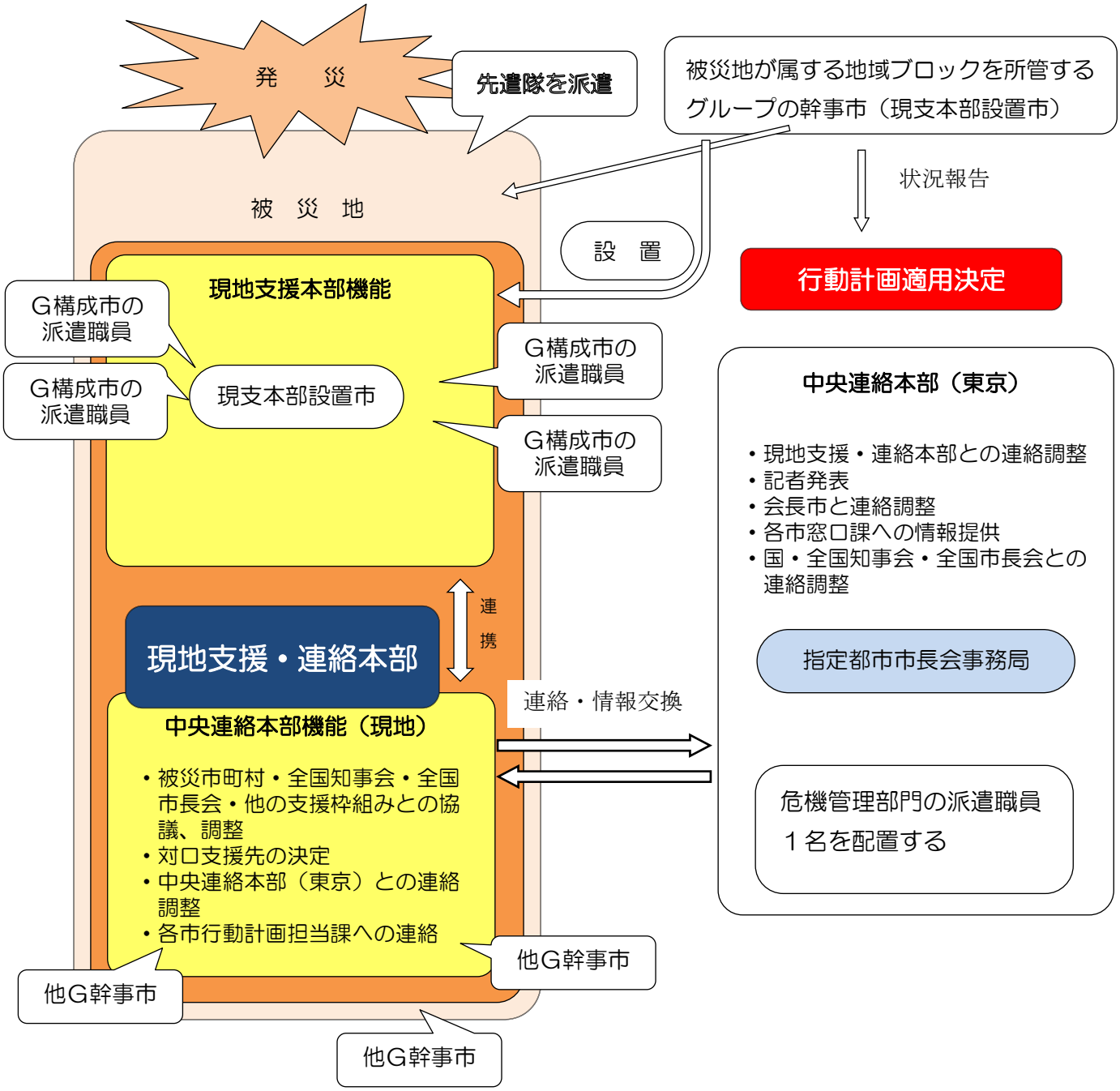
九州市長会防災部会物資支援イメージ

即応支援班の業務＜各カウンターパート先にて＞

①「物資配送のラストワンマイルへの対応を中心とした避難所支援」
　・物資のピストン輸送（避難所⇔集積拠点 ）
　　※防災・減災アプリ等を活用し，指定外避難所にも対応
　　※余力があれば集積拠点での荷捌きなども実施
②「被災地の情報収集」
　・被災地状況を把握し，防災部会本部へ報告



全国指定都市市長会行動計画適用決定後の支援イメージ



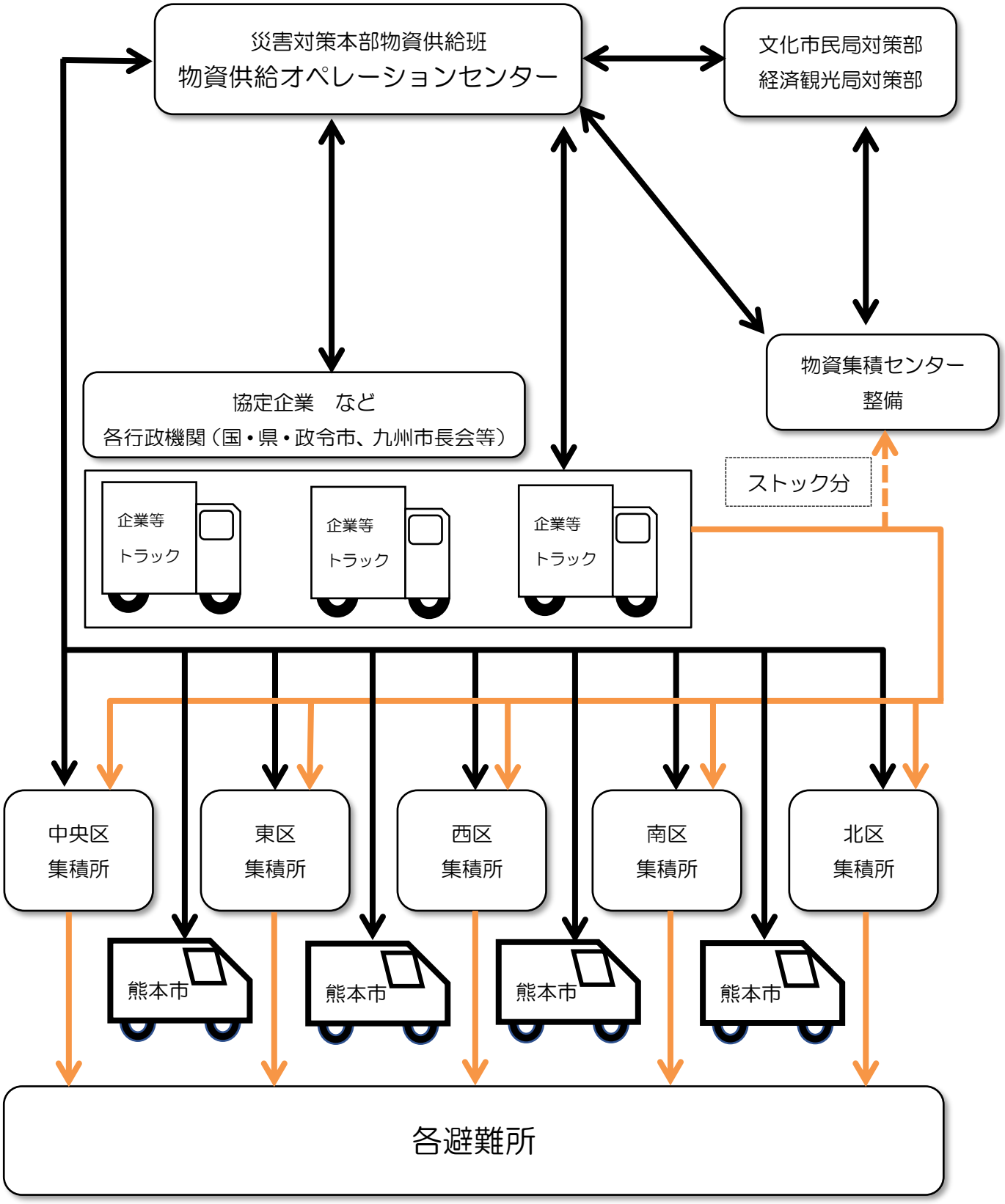
現地支援・連絡本部	現地支援本部機能	現地支援本部設置市（統括官1名＋職員3名）　4名 グループ構成市（3名×4市）　12名程度 他グループの支援隊派遣市　各1名以上 ※ただし、現地支援本部長は、状況に応じ、減員できる。
	中央連絡本部機能（現地）	他グループ幹事市　1名×3市　3名
中央連絡本部（東京）		指定都市市長会事務局　11名（担当者1名） 危機管理部門からの派遣職員　1名 ※派遣都市は検討中

Ⅵ　物資供給体制

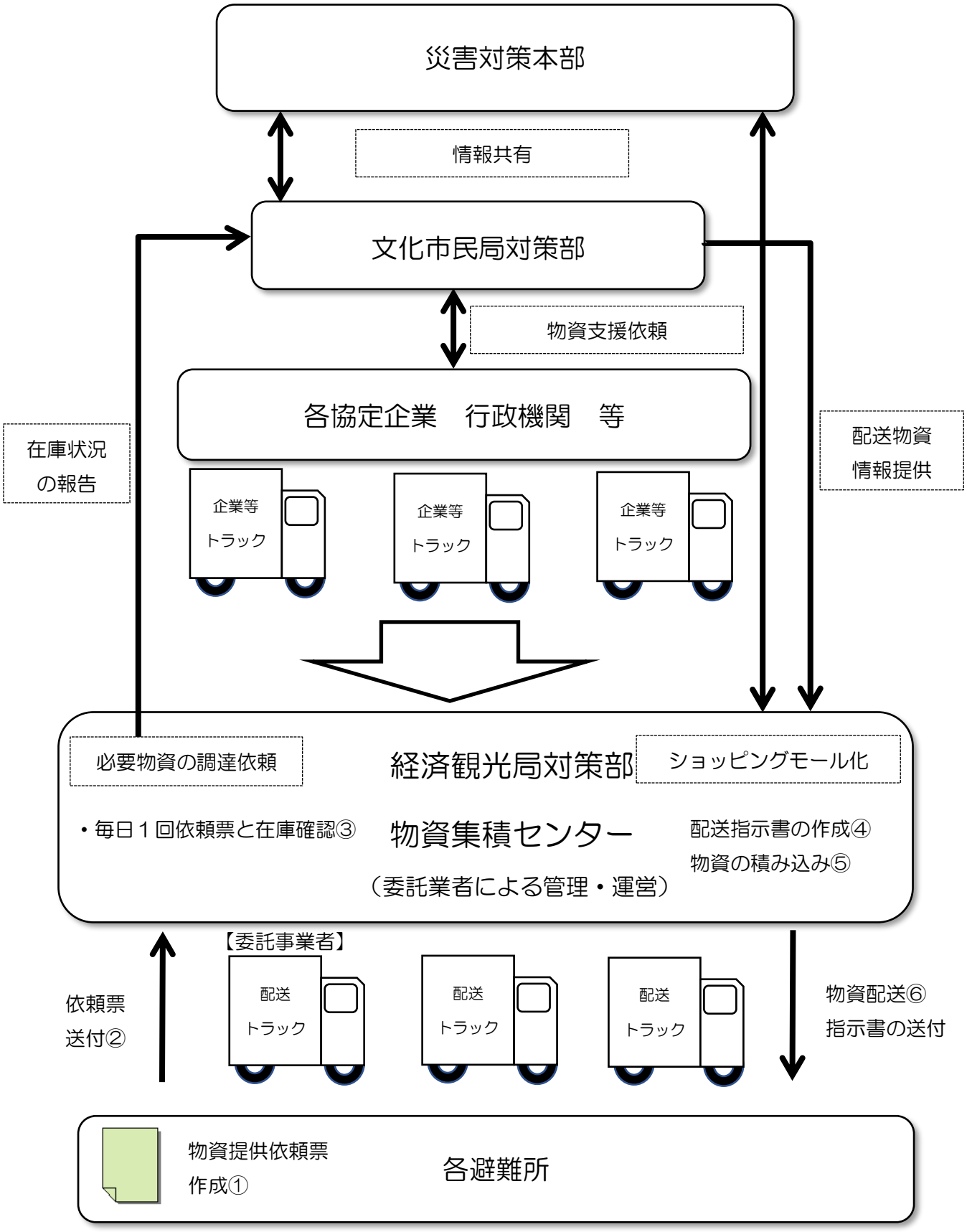
大規模災害時に熊本市で支援物資等を避難所等に供給するための関係機関も含めた協力体制、物資集積拠点等との関係及び全体の流れは、以下のとおりである。

1体制の確立	･物資供給班の設置 ･物資供給オペレーションセンターの設置 ･特命隊の設置 ･物資集積センターの設置 ･関係機関の被災状況把握 ･民間物流業者･集積所運営会社への車両、資機材等の要請
2備蓄の活用 :発災から24時間程度	･防災備蓄センターから市備蓄物資の避難所等への配送 ･相互応援都市への備蓄物資等の要請、受入れ　　など
3プッシュ型物流 :発災から3日程度	･各自治体、協定先への支援物資等の要請、受入れ、配送 ･義援物資の受入･配送 ･物資配分計画の作成　など
4プル型物流 :発災から4日目以降	･避難所ニーズの収集 ･ニーズを踏まえた支援物資等の要請、受入れ、配送 ･義援物資の受入れ、配送 ･ニーズを踏まえた物資配分計画の作成

物資供給の流れ（物資集積センター稼動前　区へ直接配送が中心）



物資供給の流れ（物資集積センター稼動後）



基本的手順

・業務の実施に当たっては、関係機関や市災害対策本部との情報伝達事項など、その内容を様式「災害対策活動連絡票」に記入し組織内の情報共有を図るとともに、活動内容の記録に努めること。
・本マニュアルにおいて、民間事業者などへ要請を行う場合の流れは、まず派遣・提供の可否状況を把握する必要があるため、基本的に以下の手順で行うものとする。

１　体制の確立

本節では、大規模災害が発生し、災害対策本部が設置された後、物資を避難所まで届ける体制を確立するまでの間に、市と関係者が行うべき事項を定める。

市は、物資を避難所に届けるための体制確立に必要な以下の関係機関等に対し、被災状況の確認を行うとともに、物資の配送を実施するための協力の要請を行う。

＜関係機関等＞

・　熊本県トラック協会
・　佐川急便
・（物資集積センターの運営管理を行う事業者）
・「災害時における物資供給に関する協定」を締結している団体、事業者等
※災害時の物資供給に関する協定締結一覧参照

(1) 災害対策本部・物資供給班等の設置

・ 熊本市地域防災計画第３章災害応急対策計画に基づき、市域において大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるときに市災対本部を設置する。
・災対本部は、避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要が生じると想定される場合に、災対本部情報調整室内に物資供給班設置及び物資供給オペレーションセンターを設置する。（物資集積センター設置までの期間）
物資配送を行う特命隊を設置する。
・ 災対本部は、物資集積センターを候補地の中から選定を行う。
・ 災対本部は、物資供給オペレーションセンターの構成所管局へ職員の参集を要請する。
・ 区対策部は物資供給班及び各校区避難所運営委員会等との情報連携が十分に行えるよう体制を整備する。
・ 物資供給体制に要する人員に不足が生じた場合は、総合調整室がその確保にあたる。
・ 災対本部、物資供給班及び物資供給オペレーションセンターは、物資供給に関する連絡を円滑に実施するため、必要な通信手段を確保する。

※ 風水害時など、避難所の開設が短期間で、備蓄物資の範囲内で対応できる場合は、総合調整室調整班が「発災から２４時間対応」に準じて物資供給に関する調整を行う。

［業務チェックリスト］　チェック項目

チェック項目	担当	日時	担当名
□物資供給班及び物資供給オペレーションセンター設置の判断	災対本部		
□物資集積センターの選定、設置	災対本部		
□構成所管局への職員参集要請	災対本部総合調整室		
□通信の作動確認（電話、FAX、メール、無線、Cネット、タブレット）	物資供給班 区災対本部		
□参集職員の担当割	物資供給班 区災対本部		
□不足要員の確保	市災対本部 区災対本部		
□情報調整室で用意する物資供給班必要物品の用意　（２２頁参照）	物資供給班		
□情報調整室で用意する物資集積センター必要物品の用意　（２２頁を参照）	物資供給班		
□紙ベースで様式「災害対策活動連絡票」を多数コピーする	物資供給班		

表中の「日時」、「担当名」欄は、実際の災害応急対策を実施する状況下で記入する。以降のページも同様である。

【総合調整室で用意する物資供給班及び物資供給オペレーションセンター必要物品】

物品名称	数量	物品名称	数量
ビブス（ゼッケン）	人数分	パソコン	人数分
名札（各自）	人数分	プリンター	災対本部兼用
事務用品	適量	ホワイトボード	1台
電卓	適量	防災地図（大）	1枚
タブレット	2台		

【総合調整室で用意する物資集積センター必要物品】１箇所あたり

物品名称	数量	物品名称	数量
ビブス（ゼッケン）	人数分	パソコン	人数分
名札（各自）	人数分	プリンター	1台
事務用品	適量	防災地図（大）	1枚
電卓	2台	ヘルメット	人数分
カッター	4本	移動系無線	1台
ガムテープ、セロテープ	各5個	トランシーバー 、タブレット	人数分

【物資供給班の体制】

構成所管局（参集人数）	チーム内の役割			人数（※）
危機管理防災部（1） 文化市民局（1） 健康福祉局（1） 経済観光局（1） 応援局（7）	物資供給オペレーションセンター	総括	・チームの総合調整	1名
		センター員	・避難所情報の収集、整理 ・配分計画の作成 ・関係機関の状況把握 ・物流専門家、管理栄養士の確保 ・物資集積センターの体制確立 ・物資配送の車両等の確保 ・協定事業者等への物資要請 ・支援物資等の受入れ調整 ・義援物資の受入れ調整	6名
	物資集積センター担当		【物資集積センターの体制】参照	4名×開設数
上下水道局（※）	応急給水調整担当		・応急給水と物資供給（飲料水）の調整	1名
管理栄養士（※）			・物資供給（食料）の栄養バランス等の検討	1名
物流専門家（※）			・配分計画、物資配送に関する助言 ・拠点運営事業者との調整	1名
合　計				14名

※ 応急給水調整担当は、状況により調整班担当が兼ねるものとする。

【物資集積センターの体制】

担当	役割	人数（※）
物資集積センター担当	□管理･運営担当(「市①」2名うち1名は総合調整を担当する総括) ･運営の管理(センター開設時のレイアウト検討含む) ･物資の授受確認(様式への入力) ･物資供給班との連絡 ･運営事業者との連携 □拠点出入口担当(「市②」1名) □待機駐車場連絡担当(「市③」1名)	4名
物資集積センター仕分け担当 (上記に加え、拠点運営事業者が拠点へ到着するまでの間に必要な人員)	□検品担当(「市A」2名以上)	18名以上
	□搬入担当(「市B」4名以上)	
	□仕分担当(「市C」4名以上)	
	□ピッキング担当(「市D」4名以上)	
	□搬出担当(「市E」4名以上)	
運営事業者	□運営 ･物資集積センターのレイアウト ･物資の検品、荷卸し、仕分け、保管、ピッキング、積込み ･物資輸送計画の立案 □市物資集積センター担当者との連携	事業者の判断による

＊「市①」～「市③」、「市Ａ」～「市Ｅ」の詳細な役割の内容は、４９頁参照

＊「物資集積センター担当」は、センターを確保し移動するまでは物資供給班「調達要請担当」の業務を行う

＊運営事業者の協力が得られるまでは、「物資集積センター仕分け担当」を配置する。職員の確保は、災対本部と協議のうえ直近参集者等から確保する

＊人数は、あくまで概数であり、業務状況に応じて「総括」が市災対本部と協議のうえ増員等の調整を行う

※物資供給班及び物資集積センター担当の総括は、各担当の具体的な役割分担を指示すること。

※ 物資集積センターの具体的な運営方法は、４９頁「Ⅲ 物資集積センターの運営」を参照

⑵ 関係機関等の被災状況の把握

〇物資供給班は、物資供給の体制確立に必要な下記の関係機関等の被災状況や応援・物資調達要請の可否等について確認する。

＜関係機関等＞

- 熊本県トラック協会 （輸送）
- 佐川急便（輸送、物資集積センター管理運営、資機材の提供等）

- コカ・コーラウエスト（飲料水の輸送）
- （物資集積センターの運営管理を行う事業者）
- 「災害時における物資供給に関する協定」を締結している団体、事業者等

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□関係機関等の被災状況(概況)の確認 (様式<3>「関係機関被災状況等一覧表」)	物資供給オペレーションセンター		

⑶ 物資供給班への物流専門家等の派遣要請

○　物資供給班は、熊本県トラック協会、佐川急便等に対し、物資供給班へ物流専門家の派遣を要請する。

○　熊本県トラック協会及び佐川急便等は、要請を受け、物資供給班へ物流専門家を派遣する。

○　物資供給班は、避難所への食料の栄養バランス等の適切配分を図るため、管理栄養士を確保する。

➲　円滑な物資配送体制を確立するため、派遣される物流専門家は、（７）で要請するセンター運営事業者と同一事業者が望ましい。

【物流専門家の役割】

□支援物資の受入れ、配送に関する助言 □物資集積センターへ派遣する民間事業者の調整 □物資配分計画策定時の輸送面からの助言

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□熊本県トラック協会及び佐川急便に対して物流専門家の派遣の可否を打診		物資供給班	
□上記協会、事業者からの物流専門家の派遣可否の連絡を受信		物資供給班	
□上記協会、事業者へ物流専門家の派遣を要請 (様式<5>「物資等支援･調達依頼票」)		物資供給班	
□上記協会、事業者から下記連絡票を受領 (様式<6-2>「物資等支援･調達予定連絡票」)		物資供給班	
□栄養管理士の派遣を要請		物資供給班	

［参照リスト］

➲　関係機関リスト

⑷　物資集積センターの設置

○　物資供給班は、物資集積センターとして使用する候補施設の管理者へ被災状況や物資配送拠点としての使用可否を確認し、施設の使用を災害対策本部を通して要請する。

➲　要請に当たっては、可能な限り施設や駐車場等を拠点専用に利用できるように合わせて要請する。

○　物資集積センター候補地が使用できない場合、物資供給班は、民間施設を含めて使用できる施設を速やかに選定する。

物資集積センター候補施設　（非公開）

物資集積センターの選定に当たっては、事前に候補施設を選定するとともに、防災備蓄センターや民間事業者の施設を活用する。

物資集積センターの候補施設は、設置した際に運営等に支障をきたす恐れがあることから、非公開とする。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□物資集積センター候補施設の使用可否状況の確認	物資供給班		
□施設管理者へ施設使用の要請（様式<4>「施設利用依頼票」）	物資供給班		

※物資集積センター候補地が使用できない場合

□民間施設等の施設使用の可否の打診	物資供給班		
□上記施設使用の可否連絡を受信	物資供給班		
□使用可能施設から物資集積センターを決定し、施設利用を要請（様式<4>「施設利用依頼票」）	物資供給班		
□物資集積センター設置の情宣活動の実施（関係者には情報共有、市民には直接取りに来ることは不可）	物資供給班		

⑸ 物資集積センター担当者の配置

○　物資供給班は、物資集積センター担当者を決め、物資集積センターへ配置する。
　➲運営事業者の配置が遅れる場合は、災対本部と協議のうえ、参集職員等から職員を増員配置する。

○　物資集積センター担当者は、センターに到着後、運営に必要な準備を行う。この際、センターの総括は円滑な対応ができるよう、それぞれの担当者の具体的な役割を決めること。

○　物資供給班は、区災対本部へ物資集積センターを設置することを連絡する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□移動手段の確保（公用車等）	物資供給班		
□物資集積センター必要物品の用意（9頁参照）	物資供給班		
□物資集積センター担当者の決定、配置（移動）	物資供給班		
□物資集積センター担当者の具体的な役割分担の決定（10頁参照）	物資集積センター担当者（統括）		
□物資集積センターにおける通信機器等の作動確認	物資集積センター担当者		
□事務室の確保	物資集積センター担当者		
□車両待機スペースの確保	物資集積センター担当者		
□車両出入口担当者及び駐車場担当者の配置	物資集積センター担当者		
□物資集積センター設置の連絡	物資供給班		

⑹ 物資配送に必要な車両等の提供要請

○　物資供給班は、配送事業者との応援要請による配送体制が整うまで、職員による配送を行う公用車を確保する。

○　物資供給班は、熊本県トラック協会及び佐川急便に対して、物資配送用の車両等（トラックと人員）の確保・提供を要請する。

○　要請に当たって、物資供給班は、備蓄物資の配送状況を確認するなど、その状況を踏まえ、車両等の派遣先及び台数を事業者へ伝える。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□職員による配送用公用車の確保	物資供給班		
□熊本県トラック協会及び佐川急便への物資輸送用の車両等(トラックと人員)の確保･提供の可否を打診	物資供給班		
□上記協会、事業者から車両等提供の可否の連絡の受信	物資供給班		
□区災対本部へ備蓄物資の配送状況を確認	物資供給班		
□物資集積センターへ派遣する車両数を決定	物資供給班		
□上記協会、事業者へ車両等の派遣先及び台数を要請(様式<5>「物資等支援･調達依頼票」)	物資供給班		
□上記協会、事業者から下記連絡票を受領 (様式<6-2>「物資等支援･調達予定連絡票」)	物資供給班		

［参照リスト］

➲　関連機関リスト

［要請するトラック台数について］

➲　被害が甚大であり、必要台数が不明な場合、まずは、２トン車５０台を目安として、確保・提供を要請する。

➲　なお、物資供給班に物流専門家が到着した後は、専門家の助言を得ながら、必要なトラック台数を調整、確保する。

(7) 物資集積センター運営に必要な要員・資機材等の派遣・提供要請

○　物資供給班は、物資集積センターを円滑に運営するために、熊本県トラック協会、佐川急便に対して、センターから避難所等への配送要員及び車両等（フォークリフト）、資器材等の派遣・提供を要請する。

【物資集積センターにおける運営事業者の役割】

□物資集積センターにおける運営全般
・物資集積センターのレイアウト
・物資の荷卸し、仕分け、保管、ピッキング、積込み
・物資輸送計画の立案
□市物資配送拠点担当者との連携

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□熊本県トラック協会、佐川急便等に対して、物資集積センター運営事業者及び物資配送要員、資器材の派遣･提供の可否を打診	物資供給班		
□上記協会、事業者から要員及び資器材の派遣･提供の可否の連絡を受信	物資供給班		
□物資集積センター運営事業者、配送事業者を決定する	物資供給班		
□決定した運営事業者、配送事業者に要員及び資機材の派遣･提供を要請（様式<5>「物資等支援･調達依頼票」）	物資供給班		
□決定した拠点運営事業者、配送事業者から下記連絡票を受領(様式<6-2>「物資等支援･調達予定連絡票」)	物資供給班		

２．備蓄の活用の時期：発災から 24 時間程度

備蓄物資は、小中学校等に分散備蓄倉庫、まちづくりセンター等１４箇所に備蓄倉庫、公園１０箇所に防災倉庫（うち９箇所に耐震性貯水槽を設置）を設置し非常食、生活必需品、資機材を備蓄している。

災害対策本部は、大規模災害の発生に伴い、物資供給班や物資集積センターの体制の確立を行うことと並行して市内の避難所に対し、備蓄物資の配送を実施する。

指定緊急避難場所への避難者に対しては、まず、分散備蓄倉庫内の備蓄物資を配給する。

校区避難所協議会から備蓄物資等が不足するなど必要な物資の情報を区対策部が把握・報告し、物資供給班は、全体把握に努め必要な措置を講ずる。

※災害発生初動期の備蓄物資の配送は、まず、区災対本部が区公用車等により配送を始める。並行して、物資供給オペレーションセンターが特命隊へ指示を送り配送を行う、また、配送事業者へ協力を要請し、配送事業者車両が順次、備蓄物資保管場所へ到着しだい配送事業者の配送へ切り替えていく。

(1) 避難所情報の収集・報告

〇区災対本部は、区域内の避難所等における避難者数等の情報を収集整理し、ｃネットシステムへ入力する。

（全庁共用⇒政策局⇒危機管理防災部⇒災害対策本部⇒避難者数）

〇災対本部は、防災情報システムから避難者数等の情報を収集・整理する。

〇物資供給班は、災対本部に集約された避難所に関する情報を確認し、物資の供給が必要な避難所数や避難者数等を整理する。

〇物資供給班は、災対本部に集約された備蓄物資保管場所、物資集積センター、避難所を結ぶ道路状況の情報を収集する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□避難所等の避難者数の情報収集	区災対本部		
□避難所情報の防災情報システムへの入力	区災対本部		
□避難所情報の収集･整理	市災対本部		
□避難者数等の情報の把握･整理 （様式<1>「避難所情報一覧表」）	物資供給班		
□道路状況の情報収集	物資供給班		

⑵ 備蓄物資の避難所への配送

○ 区災対本部は、備蓄物資の配送に使用する区公用車及び職員を確保する。

○ 物資供給班は、避難者数等の避難所情報を参考に、備蓄物資の各避難所への配送を決定し、区災対本部へ連絡する。

○ 区災対本部は、配分計画をもとに物資集積センター等にある備蓄物資を避難所へ公用車等で配送する。

○ 区災対本部は、早期に配送事業者が備蓄物資保管場所へ派遣された場合には、配送事業者に配送を要請する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□配送のための公用車及び職員の確保	区災対本部		
□備蓄物資保管場所の解錠、配送準備	区災対本部		
□備蓄物資の避難所への配送の決定	物資供給オペレーションセンター		
□公用車による各避難所への備蓄物資の配送 （様式<2-1>「備蓄物資配送指示集計表」） （様式<2-2>「備蓄物資配送指示票」）	区災対本部		

※配送事業者が派遣された場合

□配送事業者への配送依頼 （様式<2-2>「備蓄物資配送指示票」）	区災対本部		

［参照リスト］

➲ 物資備蓄施設リスト

《備蓄物資の配分計画作成に当たっての留意点》

➢ 発災直後は、避難者数等の情報が錯綜し、正確な情報が得られない可能性が高いことから、定量又は按分による配分計画を事前に検討しておく

➢ 備蓄物資の配送順位（①飲料水、②アルファ化米、③毛布など）

➲　物資集積センター担当者は、できる限り事前に検討したレイアウト案に近い形で、物資配送拠点内の各スペースの区分を検討する。

[業務チェックリスト]

チェック項目	担当	日時	担当名
□提供可能数等の確認･集計表への整理 （様式<6-1>「物資等支援･調達予定集計表」）	物資集積センター担当者（運営事業者）		
□物資配送拠点における物資蔵置スペースの確保	物資集積センター担当者（運営事業者）		
□施設内の搬入･搬出ルートの確保	物資集積センター担当者（運営事業者）		

３．プッシュ型物流の時期：発災から概ね３日程度

市は、国、各自治体及び災害協定先から配送される支援物資等を物資配送拠点で受入れを行う。受け入れた支援物資等は、各避難所の人数等の情報をもとに、各避難所への配分量を調整した上で、配送事業者の協力を得て、各避難所への配送を行う。

※この時点までに、物資配送拠点では、物資集積センターの運営事業者と物資輸送の団体、業者の協力により物資配送拠点の運営体制が整っており、配送事業者の協力により物資配送拠点と各避難所との間の配送体制も整っているものと想定する。

(1) 避難所情報の収集・連絡

○ 区災対本部は、市内の避難所等における避難者数等の情報を収集整理し、防災情報システムへ入力する。

○ 災対本部は、防災情報システムから避難者数等（在宅避難者数含む）等の情報を収集・整理する。

○ 物資供給班は、市災対本部に集約された避難所に関する情報を確認し、物資の供給が必要な避難所数や避難者数等を整理する。

○ 物資供給班は、市災対本部に集約された物資配送拠点と避難所を結ぶ道路状況の情報を収集する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□避難所等の避難者数の情報収集	区災対本部		
□避難所情報の防災情報システムへの入力	区災対本部		
□避難所情報の収集･整理	市災対本部		
□避難者数等の情報の把握･整理 （様式<1>「避難所情報一覧表」）	物資供給班		
□道路状況の情報収集	物資供給班		

（2）協定先への調達物資の提供要請

○　物資供給オペレーションセンターは、国、各自治体からの物資の提供可能数の連絡をうけ、不足する物資がある場合は、応援自治体及び協定事業者（スーパー等）に対して必要な物資の提供を要請する。

➲　協定内容を確認したうえで依頼可能な物資を要請すること。

○　応援自治体及び協定事業者（スーパー等）は、協定に基づき、市への提供可能数、荷姿、到着予定時間等を物資供給チームへ連絡する。

○　物資供給オペレーションセンターは、提供可能数等の連絡を受ける。この連絡の際に、配送先となる物資配送拠点の位置及び輸送ルート状況もあわせて伝える。

○　物資供給オペレーションセンターは、物資提供の連絡をうけ、市物資配送拠点担当者へ提供可能数等を連絡する。

➲　弁当やおにぎりなどの日持ちのしない食料を要請する場合、協定事業者から直接避難所へ配送することが望ましい。

➲　一般的に協定事業者（スーパー等）は配送車両を所有していないので、配送事業者に直接、協定事業者の指定する場所から避難所へ配送するように要請する。

➲　上記のような避難所へ直送する物資がある場合には、配分計画を作成の際、直送された数量を差し引く必要があるので、直送する物資の内容と量を記録・管理することが必要である。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□応援自治体及び協定事業者（スーパー等）に対して物資提供の可否を打診	物資供給オペレーションセンター		
□上記自治体、事業者から物資提供の可否連絡を受信	物資供給オペレーションセンター		
□上記自治体、事業者へ物資配送拠点の位置及び輸送ルート状況の連絡	物資供給オペレーションセンター		
□上記自治体、事業者へ物資の提供を要請（様式<5>「物資等支援・調達依頼票」）	物資供給オペレーションセンター		
□上記自治体、事業者等から下記連絡票を受領（様式<6-2>「物資等支援・調達予定連絡票」）	物資供給オペレーションセンター		
□物資配送拠点担当者へ提供可能数、荷姿、到着予定時間等を連絡（様式<6-2>「物資等支援・調達予定連絡票」）	物資供給オペレーションセンター		

（3）物資集積センターの物資の受入れ準備

○　物資集積センター担当者及び拠点運営事業者は、支援物資及び協定先事業者（スーパー等）からの調達物資、義援物資の提供可能数、荷姿、到着予定時間等の連絡をうけ、集計表への整理など、受入れ準備を行う。

[業務チェックリスト]

チェック項目	担当	日時	担当名
□提供可能数等の確認･集計表への整理 （様式<6-1>「物資等支援･調達予定集計表」）	市物資配送拠点担当者		
□物資配送拠点における物資蔵置スペースの確保	市物資配送拠点担当者（拠点運営事業者）		
□施設内の搬入･搬出ルートの確保	市物資配送拠点担当者（拠点運営事業者）		

（4）支援物資・調達物資・義援物資の受入れ

○　応援自治体及び協定事業者（スーパー等）、義援物資提供者は、市からの提供要請に基づき、市の物資配送拠点へ物資を配送する。

○　物資集積センター担当者及び運営事業者は、配送された支援物資、調達物資、義援物資の検品、受入れを行う。

○　運営事業者は、受け取った物資を、適切なレイアウトに基づき物資配送拠点内に蔵置する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□物資の検品･記録 （様式<6-2>「物資等支援･調達予定連絡票」).	市物資配送拠点担当者（拠点運営事業者）		
□レイアウト案に沿った蔵置	市物資配送拠点担当者（拠点運営事業者）		

（5）物資の受入れ報告

○　物資集積センター担当者は、受入れた支援物資、調達物資、義援物資の情報を集計表に記入（パソコンが使用できる場合はパソコンに入力）する。

○　市物資配送拠点担当者は、物資供給オペレーションセンターへ支援物資、調達物資、義援物資を受入れた旨の報告を行う。

➲　物資の受入れにあたっては、配送されてきた物資をむやみに受入れるのではなく、物資配送拠点内で物資の種類ごとに区分しながら蔵置することを優先する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□受入れた備蓄物資の情報を集計表に記入 （様式<6-1>「物資等支援･調達予定集計表」） ⇒様式中「受入完了日時」を入力 （様式<8>「物資等集積管理集計表」）	物資集積センター担当者		
□備蓄物資受入数量等の報告 （様式<6-2>「物資等支援･調達予定連絡票」） ⇒様式中「搬入日時」を入力	物資集積センター担当者		

（6）物資の配分計画の決定と連絡

○　物資集積センター担当者は、物資配送拠点における物資の集積状況（内容、量）を物資供給オペレーションセンターへ報告する。

➲　報告時刻は、物資供給オペレーションセンターと協議して定める。概ね１日の拠点運営終了後に報告する。

○　物資供給オペレーションセンターは、物資集積センターにおける物資の集積状況の報告を受け、各避難所への物資の配分計画（物資等配送指示票）を決定し、物資配送拠点担当者へ連絡する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□物資供給オペレーションセンターに対して物資の集積状況(内容、量)の報告 (様式<8>「物資等集積管理集計表」)	物資集積センター担当者		
□物資の集積状況に基づき、物資配分計画(物資等配送指示票)を作成、決定	物資供給オペレーションセンター		
□物資集積センター担当者へ配分計画(物資等配送指示票)を連絡 (様式<7-1>「物資等配送指示集計表」) (様式<7-2>「物資等配送指示票」)	物資供給オペレーションセンター		

《配分計画の作成に当たっての留意点》

➢　物資の到着予定で配分計画を立案するのではなく、物資集積センターの在庫を踏まえて立案する。これにより、到着予定物資の未着や遅れの場合に配送物資の不足の事態を回避することができる。

➢　ただし、避難所へ直送する物資がある場合には、配分計画を作成の際、直送された数量を差し引く必要があるので、直送する物資の内容と量を記録・管理することが必要である。

➢　プッシュ型の時期は、避難者１人当たり３食（主食３食、飲料水３本、毛布１枚等）を目安に計画を作成する。毛布は、備蓄物資の配送状況を勘案する。

➢　時間経過とともに避難所への直送物資や避難所での炊き出しなど、状況を踏まえた計画作成が必要になる。

（7）物資の避難所への配送

○　運営事業者は、物資供給オペレーションセンターからの各避難所への物資の配分計画（物資等配送指示票）をふまえ、ピッキング、積込み準備を行う。

○　物資集積センター担当者は、物資供給オペレーションセンターからの配分計画（物資等配送指示票）に基づき、配送事業者に対し、物資を避難所へ配送するよう要請する。

○　運営事業者は輸送ルートを検討する。

○　物資集積センター担当者及び運営事業者は、配送事業者の車両に物資を積み込む。

○　配送事業者は、物資を避難所等へ配送を実施する。

○　避難所担当職員は、避難所へ配送された物資を受け取り、配送確認を行う。

○　配送事業者は、配送が完了した物資等配送指示票を市物資配送拠点担当者へ返却する。

○　物資集積センター担当者は、受領した物資等配送指示票を物資配送拠点で保管しておく。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□配分計画に基づき、ピッキング、積込み準備 （様式<7-2>「物資等配送指示票」）	拠点運営事業者		
□輸送ルートの検討、配送事業者へ伝達 （様式<7-2>「物資等配送指示票」） （「緊急輸送ルートマップ」）	拠点運営事業者		
□配送事業者又は区公用車へ物資の積込み （様式<7-2>「物資等配送指示票」）	拠点運営事業者		
□物資配送拠点から各避難所へ配送 （様式<7-2>「物資等配送指示票」）	配送事業者		
□配送された物資の確認 （様式<7-2>「物資等配送指示票」） ⇒様式「搬入完了確認」へ受領サイン	避難所担当職員		
□配送の完了した配送管理票を受領し、拠点で保管する （様式<7-2>「物資等配送指示票」）	市物資配送拠点担当者		

【ポイント】

➲　同一避難所への配送量が多く、１日に複数回配送する必要がある場合は、１回目の配送は食料等とし、２回目以降に生活必需品というように優先度の高いものから配送する。

（8）物資保管量の調整（２次保管拠点の活用）

○　物資配送拠点担当者及び拠点運営事業者は、集積した物資の総量が物資配送拠点の保管可能量を上回らないよう、保管する物資量について、物資供給オペレーションセンターと連携しながら、適宜調整する必要がある。

○　物資供給オペレーションセンターは、物資配送拠点が保管可能量を上回ることが見込まれる場合、不急物資を２次保管拠点への移送を検討する。

○　物資供給オペレーションセンターは、必要と判断される場合においては、２次保管拠点として利用できる施設を手配する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□不急物資の2次保管拠点への移送を検討	物資供給オペレーションセンター		
□配送事業者へ不急物資の配送を要請 （様式<5>「物資等支援･調達依頼票」）	物資供給オペレーションセンター		
□物資配送拠点担当者へ2次保管拠点の確保、移送日時等を連絡する。	物資供給オペレーションセンター		
□車両への不急物資の積込み	拠点運営事業者		
□2次保管拠点への職員の派遣	物資供給オペレーションセンター		

［参照リスト］

➲　関係機関リスト

➲　物資配送拠点候補施設リスト

４．プル型物流の時期：発災から概ね４日目以降

市は、各避難所の物資ニーズを、区役所を通じて収集し、その情報に基づき、必要となる物資について県や協定事業者への調達を依頼する。

調達を依頼した物資は、物資配送拠点に集約し、拠点運営事業者や配送事業者の協力を得て、避難所まで配送を行う。

また、物資配送拠点で保管しきれない物資については、２次保管拠点を確保し、２次保管拠点において、一時的に物資の保管を行う。

※この時点までに、物資配送拠点では、拠点運営事業者と資機材リース会社の協力により物資配送拠点の運営体制が整っており、配送事業者の協力により物資配送拠点と各避難所との間の配送体制も整っているものと想定する。

(1) 避難所ニーズの収集・報告

○ 避難所担当職員は、指定避難所の避難者や在宅避難者等の物資ニーズを集約し、区災対本部へ報告する。

○ 区災対本部は、各避難所からの物資ニーズを受け、集計、対応の適否の検討も含めて物資供給オペレーションセンターへ報告する。また、避難者数等の情報も引き続き収集整理し、防災情報システムへ入力する。

○ 物資供給オペレーションセンターは、区災対本部からの物資ニーズの報告をうけ、集計、対応の適否を検討、決定する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□避難者や在宅避難者の物資ニーズの集約･区災対本部への報告 （様式<9-2>「物資等配送要望票」）	避難所担当職員		
□各避難所からの物資ニーズの集計･対応適否検討、物資供給班への報告 （様式<9-1>「物資等避難所要望集計表」） （様式<9-2>「物資等配送要望票」）	区災対本部		
□避難所情報の防災情報システムへの入力	区災対本部		
□各区からの物資ニーズの集計･対応適否の判断 （様式<9-1>「物資等避難所要望集計表」）	物資供給オペレーションセンター		

《物資ニーズ収集に当たっての留意点》

➢ 物資ニーズの報告は、毎日、避難所担当職員、区災対本部、物資供給オペレーションセンターへ報告する時間を定め、締切時間を過ぎた報告は翌日分として処理する。

- プル型の時期においても、日配品（主食、飲料水等）の種類は物資供給オペレーションセンターで調整するものとする。したがって、日配品の種類（弁当、ラーメン、お茶等）のニーズへの対応は原則行わない。
- ニーズ対応する物資は、要援護者用（アレルギー対応食、ミルク等）や避難所運営に必要な物資（炊き出し物品、燃料等）に限定する。
- お酒やたばこ等の嗜好品のニーズも不可とする。

（2）協定先への調達物資の提供要請

○　物資供給オペレーションセンターは、各自治体等からの物資の提供可能数の連絡をうけ、不足する物資がある場合は、応援自治体や協定事業者（スーパー等）へ、物資の提供を要請する。

➲　協定内容を確認したうえで依頼可能な物資を要請すること。

○　応援自治体及び協定事業者（スーパー等）は、協定に基づき、市への提供可能数、荷姿、到着予定時間等を物資供給チームへ連絡する。

○　物資供給オペレーションセンターは、提供可能数等の連絡を受ける。この連絡の際に、配送先となる物資配送拠点の位置及び輸送ルート状況もあわせて伝える。

○　物資供給オペレーションセンターは、物資提供の連絡をうけ、市物資配送拠点担当者へ提供可能数等を連絡する。

➲　弁当やおにぎりなどの日持ちのしない食料を要請する場合、協定事業者から直接避難所へ配送することが望ましい。

➲　一般的に協定事業者（スーパー等）は配送車両を所有していないので、配送事業者に直接、協定事業者の指定する場所から避難所へ配送するように要請する。

➲　上記のような避難所へ直送する物資がある場合には、配分計画を作成の際、直送された数量を差し引く必要があるので、直送する物資の内容と量を記録・管理することが必要である。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□応援自治体及び協定事業者(スーパー等)に対して物資提供の可否を打診	物資供給オペレーションセンター		
□上記自治体、事業者から物資提供の可否連絡を受信	物資供給オペレーションセンター		
□上記自治体、事業者へ物資配送拠点の位置及び輸送ルート状況の連絡	物資供給オペレーションセンター		
□上記自治体、事業者へ物資の提供を要請 （様式<5>「物資等支援･調達依頼票」）	物資供給オペレーションセンター		
□上記自治体、事業者から下記連絡票を受領 （様式<6-2>「物資等支援･調達予定連絡票」）	物資供給オペレーションセンター		
□物資配送拠点担当者へ提供可能数、荷姿、到着予定時間等を連絡 （様式<6-2>「物資等支援･調達予定連絡票」）	物資供給オペレーションセンター		

［参照リスト］

➲　関係機関リスト

（3）義援物資の提供申し入れ

○　物資供給オペレーションセンターは、法人等からの大口の義援物資の提供申入れがあった場合、内容、量、到着予定日を聞きとるとともに、配送する物資配送拠点の場所等を伝達する。

○　物資供給オペレーションセンターは、物資提供の連絡をうけ、市物資配送拠点担当者へ提供可能数等を連絡する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□義援物資の内容、量、到着予定日の聞き取り （様式<6-2>「物資等支援・調達予定連絡票」 ⇒わかる範囲で、物資供給チームで様式に必要情報を記載、物資配送拠点へ伝達。	物資供給オペレーションセンター		
□市物資配送拠点担当者へ提供可能数、荷姿、到着予定時間等を連絡 （様式<6-2>「物資等支援・調達予定連絡票」）	物資供給オペレーションセンター		

《義援物資の申し入れに当たっての留意点》

- 個人等からの小口の申し入れは丁重に断る。
- 法人等からの大口の申し入れであっても、プッシュ型供給の間は飲料水や主食、生活必需品以外の不用不急な物資の場合は、プル型供給が始まり、物資供給体制が軌道に乗るまで提供を待ってもらう。
- ただし、２次保管拠点の体制が整っている場合は、２次保管場所へ配送してもらう。
- 過剰な物資供給を未然に防ぐため在庫を確認し、適正在庫を超える場合は早めに義援物資の受付終了を広報する。

（4）物資集積センターの物資の受入れ準備

○　物資集積センター担当者及び運営事業者は、支援物資、応援自治体等及び協定事業者（スーパー等）からの調達物資、義援物資の提供可能数、荷姿、到着予定時間等の連絡をうけ、集計表への整理など受入れ準備を行う。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□提供可能数等の確認･集計表への整理 （様式<6-1>「物資等支援･調達予定集計表」）	市物資配送拠点担当者		
□物資配送拠点における物資蔵置スペースの確保	市物資配送拠点担当者（拠点運営事業者）		
□施設内の搬入･搬出ルートの確保	市物資配送拠点担当者（拠点運営事業者）		

（5）支援物資・調達物資・義援物資の受入れ

● 応援自治体及び協定事業者（スーパー等）、義援物資提供者は、市からの提供要請に基づき、市の物資配送拠点へ物資を配送する。

○ 物資集積センター担当者及び運営事業者は、配送された支援物資、調達物資、義援物資の検品、受入れを行う。

○ 運営事業者は、受け取った物資を、適切なレイアウトに基づき物資配送拠点内に蔵置する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□物資の検品･記録 （様式<6-2>「物資等支援･調達予定連絡票」	市物資配送拠点担当者 （拠点運営事業者）		
□レイアウト案に沿った蔵置	市物資配送拠点担当者 （拠点運営事業者）		

（6）物資の受入れ報告

○ 物資集積センター担当者は、受入れた支援物資、調達物資、義援物資の情報を集計表に記入（パソコンが使用できる場合はパソコンに入力）する。

○ 物資集積センター担当者は、物資供給オペレーションセンターへ支援物資、調達物資、義援物資を受入れた旨の報告を行う。

➲ 物資の受入れにあたっては、配送されてきた物資をむやみに受入れるのではなく、物資配送拠点内で物資の種類ごとに区分しながら蔵置することを優先する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□受入れた備蓄物資の情報を集計表に記入 （様式<6-1>「物資等支援･調達予定集計表」） ⇒様式中「受入完了日時」を入力 （様式<8>「物資等集積管理集計表」）	物資集積センター担当者		
□備蓄物資受入数量等の報告 （様式<6-2>「物資等支援･調達予定連絡票」） ⇒様式中「搬入日時」を入力	物資集積センター担当者		

（7）物資の配分計画の決定と連絡

○　物資集積センター担当者は、物資集積センターにおける物資の集積状況（内容、量）を物資供給オペレーションセンターへ報告する。

➲　報告時刻は、物資供給班と協議して定める。概ね１日の拠点運営終了後に報告する。

○　物資供給オペレーションセンターは、物資集積センターにおける物資の集積状況の報告を受け、各避難所への物資の配分計画（物資等配送指示票）を決定し、物資配送拠点担当者へ連絡する。

○　避難所の開設が長期に及ぶことが想定される場合は、避難者の栄養バランスを踏まえた食糧供給が重要となるため、物資供給班は、管理栄養士の助言を受けながら、配分する食料、食材を決定する。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□物資供給班に対して物資の集積状況（内容、量）の報告 （様式<8>「物資等集積管理集計表」）	物資集積センター担当者		
□物資の集積状況に基づき、物資配分計画（物資等配送指示票）を作成、決定	物資供給オペレーションセンター		
□物資集積センター担当者へ配分計画（物資等配送指示票）を連絡 （様式<7-1>「物資等配送指示集計表」） （様式<7-2>「物資等配送指示票」）	物資供給オペレーションセンター		

《配分計画の作成に当たっての留意点》

➢　物資の到着予定で配分計画を立案するのではなく、物資配送拠点の在庫を踏まえて立案する。これにより、到着予定物資の未着や遅れの場合に配送物資の不足の事態を回避することができる。

➢　ただし、避難所へ直送する物資がある場合には、配分計画を作成の際、直送された数量を差し引く必要があるので、直送する物資の内容と量を記録・管理することが必要である。

➢　配分計画は、避難者１人当たり３食（主食３食、飲料水３本等）を基本とするが、時間経過とともに避難所への直送物資や避難所での炊き出しなど、状況を踏まえた計画作成が必要になる。

＜参考＞東日本大震災時の緊急物資輸送における管理栄養士の役割（宮城県気仙沼市の例）

平成23年3月に発生した東日本大震災において、宮城県気仙沼市では、避難所生活が長期にわたることが想定されたため、避難者の食事の栄養が偏ることのないように、日々の避難所への食料の配送内容を決定する場に管理栄養士が加わって、検討が行われた。

（8）物資の避難所への配送

○　運営事業者は、物資供給オペレーションセンターからの各避難所への物資の配分計画（物資等配送指示票）を踏まえ、ピッキング、積込み準備を行う。

○　物資集積センター担当者は、物資供給オペレーションセンターからの配分計画（物資等配送指示票）に基づき、配送事業者に対し、物資を避難所へ配送するよう要請する。

○　運営事業者は輸送ルートを検討する。

○　物資集積センター担当者及び運営事業者は、配送事業者の車両に物資を積み込む。

○　配送事業者は、物資を避難所等へ配送する。

○　避難所担当職員は、避難所へ配送された物資を受け取り、配送確認を行う。

○　配送事業者は、配送が完了した物資等配送指示票を物資配送拠点担当者へ返却する。

○　物資集積センター担当者は、受領した物資等配送指示票を物資集積センターで保管しておく。

［業務チェックリスト］

チェック項目	担当	日時	担当名
□配分計画に基づき、ピッキング、積込み準備 （様式<7-2>「物資等配送指示票」）	運営事業者		
□輸送ルートの検討、配送事業者へ伝達 （様式<7-2>「物資等配送指示票」） （「緊急輸送ルートマップ」）	運営事業者		
□配送事業者又は区公用車へ物資の積込み （様式<7-2>「物資等配送指示票」）	運営事業者		
□物資集積センターから各避難所へ配送 （様式<7-2>「物資等配送指示票」）	配送事業者		
□配送された物資の確認 （様式<7-2>「物資等配送指示票」） ⇒様式「搬入完了確認」へ受領サイン	避難所担当職員		
□配送の完了した配送管理票を受領し、拠点で保管する （様式<7-2>「物資等配送指示票」）	物資集積センター担当者		

【ポイント】

➲　同一避難所への配送量が多く、１日に複数回配送する必要がある場合は、１回目の配送は食料等とし、２回目以降に生活必需品というように優先度の高いものから配送する。

（9）物資保管量の調整（２次保管拠点の活用）

○　物資集積センター担当者及び運営事業者は、集積した物資の総量が物資配送拠点の保管可能量を上回らないよう、保管する物資量について、物資供給班と連携しながら、適宜調整する必要がある。

○　物資供給班は、物資集積センターが保管可能量を上回ることが見込まれる場合、不急物資を２次保管拠点（または民間施設）への移送を検討する。

○　物資供給班は、必要と判断される場合においては、２次保管拠点として利用できる施設を手配する。

Ⅶ　物資集積センターの運営【１箇所あたり】

１．物資集積センターの体制

【物資集積センターの体制】１０頁参照

担当	役割	人数（※）
物資集積センター管理運営担当	□センター管理・運営担当（「市①」2名うち1名は総合調整を担当する総括） ・センター運営の管理（立ち上げ時のレイアウト検討含む） ・物資の授受確認（様式への入力） ・物資供給班との連絡 ・運営事業者との連携 □施設出入口担当（「市②」1名） □待機駐車場連絡担当（「市③」1名）	4名
物資集積センター仕分け担当（上記に加え、運営事業者が拠点へ到着するまでの間に必要な人員）	□検品担当（「市A」2名以上）	18名以上
	□搬入担当（「市B」4名以上）	
	□仕分担当（「市C」4名以上）	
	□ピッキング担当（「市D」4名以上）	
	□搬出担当（「市E」4名以上）	
運営事業者	□備蓄集積センター運営 ・物資集積センターのレイアウト ・物資の検品、荷卸し、仕分け、保管、ピッキング、積込み ・物資輸送計画の立案 □物資集積センター担当者との連携	事業者の判断による

＊「市①」～「市③」、「市Ａ」～「市Ｅ」の詳細な役割の内容は、57頁参照

＊「物資集積センター管理運営担当」は、センターを確保し移動するまでは物資供給班「調達要請担当」の業務を行う

＊「物資集積センター担当」のうち交通整理及び駐車場担当は、センター運営が安定すればボランティア等の置き換えも検討する

＊運営事業者の協力が得られるまでは、「物資集積センター仕分け担当」を配置する。職員の確保は、災対本部と協議のうえ直近参集者等から確保する

＊人数は、あくまで概数であり、業務状況に応じて「総括」が市災対本部と協議のうえ増員等の調整を行う

※物資供給班及び物資集積センター担当の総括は、各担当の具体的な役割分担を指示すること。

【市で用意する物資配送拠点必要物品】９頁参照

物品名称	数量	物品名称	数量
ビブス（ゼッケン）	人数分	パソコン	人数分
名札（各自）	人数分	プリンター	1台
事務用品	適量	防災地図（大）	1枚

電卓	2台	ヘルメット	人数分
カッター	4本	移動系無線	1台
ガムテープ、セロテープ	各5個	トランシーバー	人数分

【協定資機材リース会社から調達する物資配送拠点必要物品】１７頁参照

物品名称	数量	物品名称	数量
フォークリフト	3台	ハンドリフト	3台
ロールボックス、台車	30台	プラパレット	10枚
コピー機	1台		

- 上記は目安であり、物資供給班の物流専門家や拠点運営事象者の助言を得ながら決定し、必要に応じて追加要請を行う。
- 特に、ロールボックス（台車）やプラパレットの上記必要数量は、明確な根拠はない。円滑な運営を考慮すると、できるだけ多く確保する方がよい。

２．物資集積センター施設内と関係者・物資等の動き

① 物資搬入の連絡

・ 拠点管理・運営担当（市①）は、待機駐車場連絡担当（市③）へ連絡し、搬入車両の待機スペース（第２駐車場）から搬入場所への移動を依頼する。

② 搬入車両の誘導 （待機場所～施設出入口）

・ 拠点管理・運営担当（市①）は、出入口担当（市②）へ、搬入車両が待機スペース（第２駐車場）から搬入場所へ移動を開始した旨を伝える。

・ 出入口担当（市②）は、拠点管理・運営担当（市①）からの連絡をうけて、施設出入口で納品伝票の内容を拠点管理・運営担当（市①）へ連絡する。搬入物資の確認は、状況に応じて待機駐車場連絡担当（市③）であらかじめ行う。

③ 搬入車両の誘導 （施設内へ）

・ 拠点管理・運営担当（市①）は、搬入物資が物資供給班から事前に連絡がある物資であるか確認（様式<6-1>「物資等支援・調達予定集計表」）し、出入口担当（市②）へ施設内への入場許可を連絡する。

・ 出入口担当（市②）は、搬入車両を施設内へ誘導する。

④ 検品、検数

・ 拠点管理・運営担当（市①）は到着物資の検品、検数を実施する。（様式<6-2>「物資等支援・調達予定連絡票」）

・ 拠点運営事業者［検品担当（市Ａ）］は、検数の補佐を行う。

・ 検品では、納品伝票を受け取り、受け入れる物資の発送元、内容、数量、賞味期限（食品の場合）を確認すること。

・ 検品、検数は、協定企業から調達する物資は、後の代金支払いもあるため必ず行うこと。支援物資や義援物資は、拠点の繁忙状況により物資供給班と協議したうえ省略することもある。また、検品実施者と（様式<5-2>「物資等支援・調達予定連絡票」）へチェックする者の担当を分ける。

・ 検品は、目視だけでなく、声を出し、手で触るなど、数量確認の間違いがおこらないように工夫する。

⑤ 荷下ろし・搬入

・ 拠点運営事業者［搬入担当（市Ｂ）］は、搬入車両の運転手等の協力を得ながら搬入車両から建物内の入荷スペースへ荷物を移動する。

⑥ 保管場所への仕分け

・ 拠点運営事業者［仕分担当（市Ｃ）］は入荷スペースから物資の種類別にそれぞれの保管場所へ荷物を移動する。

・ できる限り事前に検討したレイアウト案に近い形で、物資配送拠点内の各スペースの区分を検討する。61頁参照

・ 搬入する際は、搬入通路（中央）から品目ごとに搬出通路側（東西）に詰めて保管していくこと。

・　レイアウト案の通りの蔵置ができない場合においても、フォークリフトの可動範囲（原則、入荷スペースまで）と作業者の動線をカラーコーン等で明確に区分し、事故の起こらないよう、作業者の安全管理を第一とすること。
・　円滑な移動を行うため、出来るだけロールボックス（かご車）へ乗せ換える。
・　飲料水などの重量のある物資は、パレットのまま保管する。ただし、ハンドリフト使用可能なパレット（プラスチックパレット等）の上に搬入されたパレットごと乗せ換える。
・　フォークリフト、ハンドリフト、ロールボックス（かご車）、カッター、施設鍵、廃棄物などの置場を明確にし、拠点内の整理整頓に務めること。

⑦　配分計画の伝達

・　拠点管理・運営担当（市①）は本部から伝達された配分計画（様式〈7-2〉「物資等配送指示票」）を拠点運営事業者へ伝達する。

⑧　配送計画の立案

・　拠点運営事業者［拠点管理・運営担当（市①）］は、配送計画を立案する。

⑨　ピッキング

・　拠点運営事業者［ピッキング担当（市Ｄ）］は、配送計画（様式〈7-2〉「物資等配送指示票」）に基づき、必要な物資をそれぞれの保管場所からピッキングし、出荷スペースへ移動する。
・　ピッキングの際には、出来るだけキャリーボックス（かご車）、台車を利用する。ロールボックス（かご車）には、（様式〈8-2〉「物資等配送指示票」）をテープで張り付け、数量確認を実施し、配送の間違いがおこらないようにする。配送の際は、配送指示票をはずし運転手へ渡す。
・　仕分け、ピッキングの際には、目視だけでなく、声を出し、手で触るなど、数量確認の間違いがおこらないようにする。

⑩　搬出・積み込み

・　拠点運営事業者［搬出担当（市Ｅ）］は出荷スペースの荷物を配送車両の側まで移動し、配送車両へ手作業により荷物を積み込む。
・　物資の積込みを行う際にも、目視だけでなく、声を出し、手で触るなど、数量確認を実施し、配送の間違いがおこらないようにする。

⑪　配送車両出発

・　市物資配送拠点担当者（及び拠点運営事業者）は、物資を荷ほどきした際に出るごみ等は屋内廃棄物置場に廃棄し、適宜、屋外廃棄物置場へ集約する。また、適宜、ゴミ収集の依頼を行う。廃棄物置場は、５６、５７頁参照
・　市物資配送拠点担当者（及び拠点運営事業者）は、パレット置き場を決め、集積された不要なパレットは適宜トラック事業者に持ち帰りを依頼する。または、産業廃棄物処理業者へ処理を依頼する。パレット置場は、５７頁参照

《物資集積センターの体制構築に当たっての留意点》

・　大規模災害時における物資集積センター運営は、運営が長期に及ぶことを視野に入れた体制構築が重要であり、２４時間体制で拠点を運営するのではなく、配置要員の

状況等を勘案し、災害対策本部等と十分に協議を行ったうえで、運営時間を定めることが必要である。

・　例えば、午前８時から午後５時までを拠点の運営時間とし、午後５時以降は、翌日の配送計画の立案や棚卸し作業などを行う。
・　物資調達時に、午後５時以降は物資の受入れができない旨を周知することが肝要である。仮に時間を過ぎて配送してきたトラックがあっても翌日に配送してもらうよう要請する、など。
・　上記は一例であり、長期的な視点のもと、限られた人員で拠点を運営していくことを主として運営を行う。

《物資配送拠点における１日の流れの例》

時刻	業務概要
8:00	◇物資集積センターの運営開始（物資の受入れ等の開始）
8:00 ～ 17:00	◇配分計画に基づき、当日の輸送計画の立案 ◇積込みができたものから順次避難所等へ配送 ◇必要に応じて1箇所の避難所等に複数回の配送や、1回の配送で複数の避難所等の配送などを実施
17:00	◇物資集積センターの運営終了（この後の物資の受入れはしない）
17:00	◇在庫情報を物資供給班に連絡 ◇必要に応じて棚卸し ◇在庫量をふまえ、必要に応じて今後不足が想定される物資について、物資供給班に調達を要請
20:00	◇物資供給班は、在庫情報とニーズ情報をふまえ、翌日の配分計画を立案 ◇物資供給班は、翌日の配分計画を市物資配送拠点担当者に送付

※上記は、例示であり、物資供給班や拠点運営事業者と協議して定める。

Ⅷ　必要様式一覧

No.	様式名称	様式の概要	情報のやり取りをする主体
	災害対策活動連絡票	・ 災害時物資供給業務に関する連絡事項を組織内で情報共有するために記録 ・ 基本的には手書きする	・ 物資供給班内 ・ 物資集積センター内 ・ 区災対本部内
1	避難所情報一覧表	・ 災対本部が、避難者数等の情報整理を行う様式 ・ 防災情報システムから情報収集し記入	・区災対本部 ・ 物資供給班内
2-1	備蓄物資配送指示集計表	・ 様式<2-2>の内容を集計し、全体量を把握する様式	・ 区災対本部内 ・ 区災対本部→物資供給オペレーションセンター
2-2	緊急支援物資輸送輸送手配票	・ 備蓄物資を避難所等へ配送を行うことを指示する様式	・ 区災対本部内 ・ 物資供給オペレーションセンター→配送事業者
3	関係機関被災状況等一覧表	・ 関係機関の被災状況等の情報整理を行う様式	・ 物資供給班オペレーションセンター
4	施設利用依頼票	・ 関係機関（物資配送拠点の候補となる施設）に対し、施設の利用を依頼する様式	・ 物資供給班→関係機関（物資配送拠点の候補となる施設）
5	物資等支援・調達依頼票	・ 関係機関に対し、物資等の支援・調達を依頼する様式	・ 物資供給オペレーションセンター→関係機関
6-1	物資等支援・調達予定集計表	・ 関係機関からの物資等の支援・調達予定を集計、整理する様式 ・ 物資搬入の際、物資配送拠点での確認に使用する様式	・ 物資供班オペレーションセンター ・ 物資配送拠点内
6-2	物資等支援・調達予定連絡票	・ 関係機関が、市に対して物資等の支援・調達の予定を連絡する様式（※関係機関からの連絡が任意様式の場合、物資供給チ班が本様式に転記） ・ 物資搬入の際、物資配送拠点での確認や検品、検数作業に使用する様式	① 関連機関→物資供給オペレーションセンター ② 資供給オペレーションセンター→物資集積センター ③物資集積センター→物資供給オペレーションセンター ※協定企業等からの調達物資の場合、物資供給班から物資配送拠点へ連絡する際に様式左上欄に〇印を記入すること

No.	様式名称	様式の概要	情報のやり取りをする主体
7-1	物資等配送指示集計表	・ 様式<7-2>の内容を集計し、全体量を把握する様式	・ 物資供給オペレーションセンター ・ 物資供給オペレーションセンター→区災対本部
7-2	物資等配送指示票	・ 各避難所への物資等の配分量を指示する様式 ・ 物資配送拠点でのピッキング、車両への積込みや避難所等への配送に使用する様式	①物資供給オペレーションセンター→物資配送拠点 ②物資配送拠点内 ③物資配送拠点→配送事業者 ④配送事業者⇔避難所担当 ⑤配送事業者→物資配送拠点 ⑥物資配送拠点で保管
8	物資等集積管理集計表	・ 物資集積センターで、品目ごとに物資の集積(在庫)状況を集計、把握する様式	・ 物資集積センター内 ・ 物資集積センター→物資供給オペレーションセンター
9-1	物資等避難所要望集計票	・ 様式<9-2>の内容を集計し、全体量を把握する様式	・ 区災対本部内 ・ 区災対本部→物資供給オペレーションセンター
9-2	物資等配送要望票 ⇒避難所担当者が避難所ニーズを、区災対本部へ報告する様式	・ 避難所担当者が避難所ニーズを区災対本部へ要望する様式	・ 避難所担当者→区災対本部 ・ 区災対本部 ・ 区災対本部→物資供給オペレーションセンター

14-2 米穀の買入れ･販売等に関する基本要領

制定　平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号 総合食料局長通知
最終改正　令和 7 年 4 月 1 日付 6 農産第 5106 号農産局長通知

第４章　政府所有米穀の販売
第 11　災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例
1　災害救助用米穀の引渡しの体制整備
(1)　農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。
ア　災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合
イ　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 （平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合
(2)　(1) の具体的な内容は、次のとおりとする。
ア　農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。
イ　知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。
ウ　イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。
エ　代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。
（ア）　(1)のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、３か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。
a　大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 2 23 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
b　自衛隊の派遣が行われていること。
c　知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。
（イ）　(1)のイの場合は、３か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。
2　災害救助用米穀の引渡方法
農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。
(1)　農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）（様式４－24）により契約を締結する。
(2)　農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。
(3)　農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。

様式４－24

（災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却）

政府所有主要米穀売買契約書

１　種類
２　数量
３　代金

用途（価格）区分	種別	産年	産地品種	包装	量目	等級	数量（キロ数）	単価	金額	備考
計										
消費税及び地方消費税の相当額										
合計										

内　訳

４　現品受渡場所
５　現品受渡期限　令和　　年　　月　　日
６　代金納付場所　日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
７　代金納付期限　令和　　年　　月　　日
８　買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）
第１条　甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）
第２条　甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

（買受代金の納付）

第３条　乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

２　歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。

（現品の引渡し）

第４条　甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（ＳＢＳ方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

２　乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

３　甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

（契約の内容に適合しない現品の交換）

第５条　引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

２　受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

３　乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

（保管料の負担区分）

第６条　現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

（危険負担）

第７条　第４条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行っ

た場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

（転売等の禁止）

第８条　乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

（契約の解除）

第９条　次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

(1)　乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。

(2)　乙が、本契約の条項に違反した場合。

（違約金）

第１０条　乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年１０．９５パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

２　前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

（延滞金）

第１１条　乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年１４．６０パーセント、違約金にあっては、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第４項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

２　前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

３　前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

４　歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

（責任の免除）

第１２条　甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

(1)　天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合

(2)　第９条により契約を解除した場合。

(3)　引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

（期限の特則）

第１３条　本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

（調査、報告）

第１４条　甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

２　乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

（協力義務）

第１５条　次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

(1)　甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。

(2)　倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。

(3)　甲が、第１４条により調査、報告を求めた場合。

（契約条項の通知）

第１６条　乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく　関

係市町村に通知するものとする。

（法令の補充適用）
第１７条　本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

（紛争の解決方法）
第１８条　本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

（合意管轄）
第１９条　契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書２通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　食料安定供給特別会計契約担当官
　　農林水産省農産局長　　印

乙　住所
　　氏名　　印

14-3 給水関係施設等

(1) 災害対策用貯水施設

ア　配水池

令和3年3月31日

施設名	所在地	貯水量
立田山	中央区黒髪4丁目743	12,600㎥
健軍	東区水源1丁目1-1	12,000
改寄	北区改寄町1281	1,250
平山	西区松尾町平山1131-7	400
高遊原	菊池郡菊陽町曲手1501-1	11,000
西梶尾	北区西梶尾町436-3	500
川床	西区河内町野出1890-1	250
和泉	北区和泉町1803-2	4,400
徳王	北区徳王町1丁目7-38	2,600
白浜	西区河内町白浜89-2	150
小山山	東区小山町3634	1,400
岩倉山	北区清水岩倉3丁目7－1	3,200
川尻	南区元三町1-78	4,000
島崎	西区島崎7丁目786－2	800
舞原	南区城南町舞原140-1	400
計		54,950

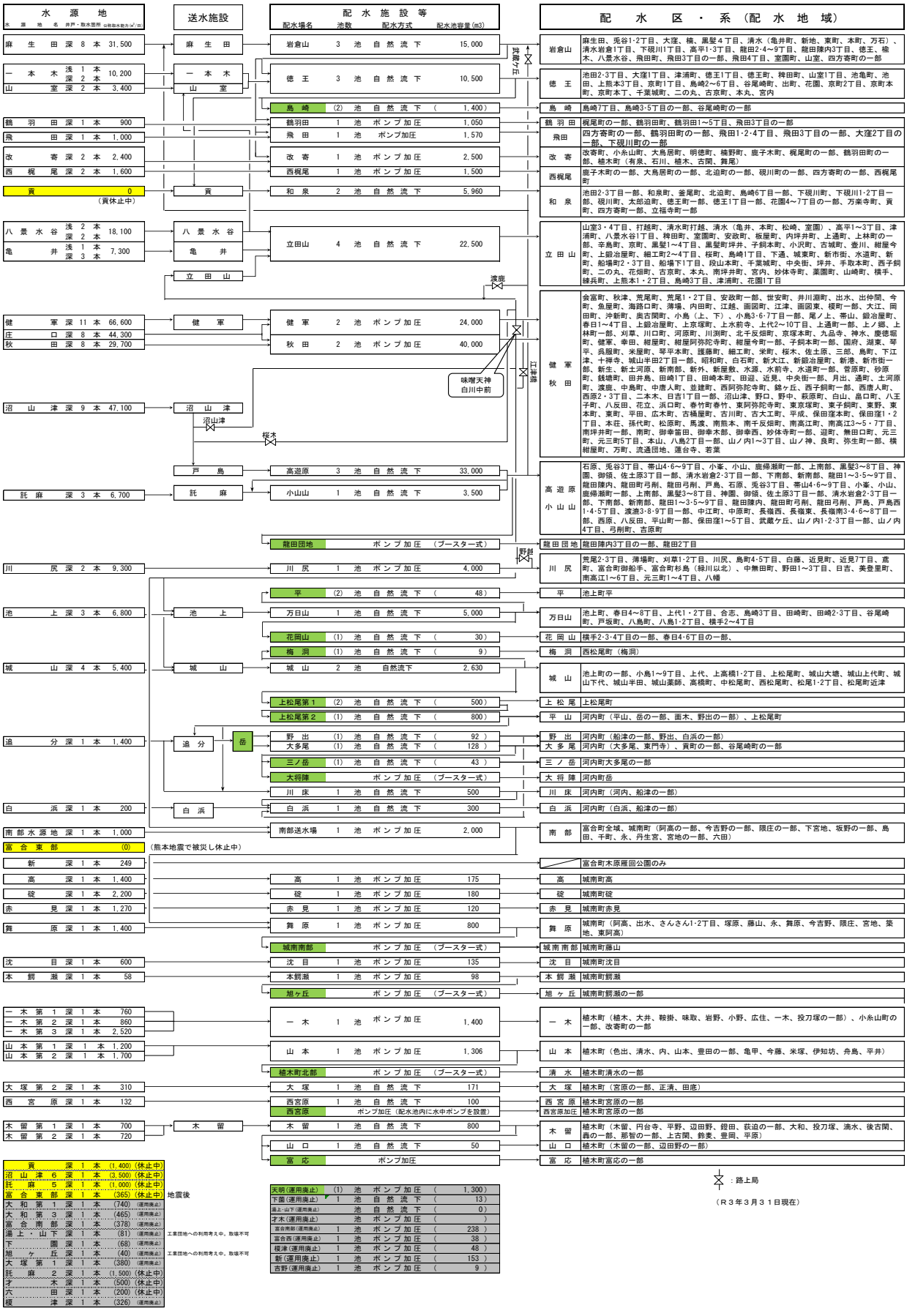
イ　調整池

施設名	所在地	貯水量
一本木送水場	北区飛田4丁目2-15	350㎥
上松尾第2加圧ポンプ所	西区松尾町上松尾2475-2	250
城山送水場	西区上代10丁目6-31	500
八景水谷送水場	北区八景水谷1丁目7-3	500
貢送水場	北区貢町1163-1	250
池上送水場	西区池上町 900-3	500
戸島送水場	東区戸島町 2636	3,000
岳加圧所	西区河内町野出字東迫 1433	150
南部送水場	南区富合町釈迦堂606	1,000
計		6,500

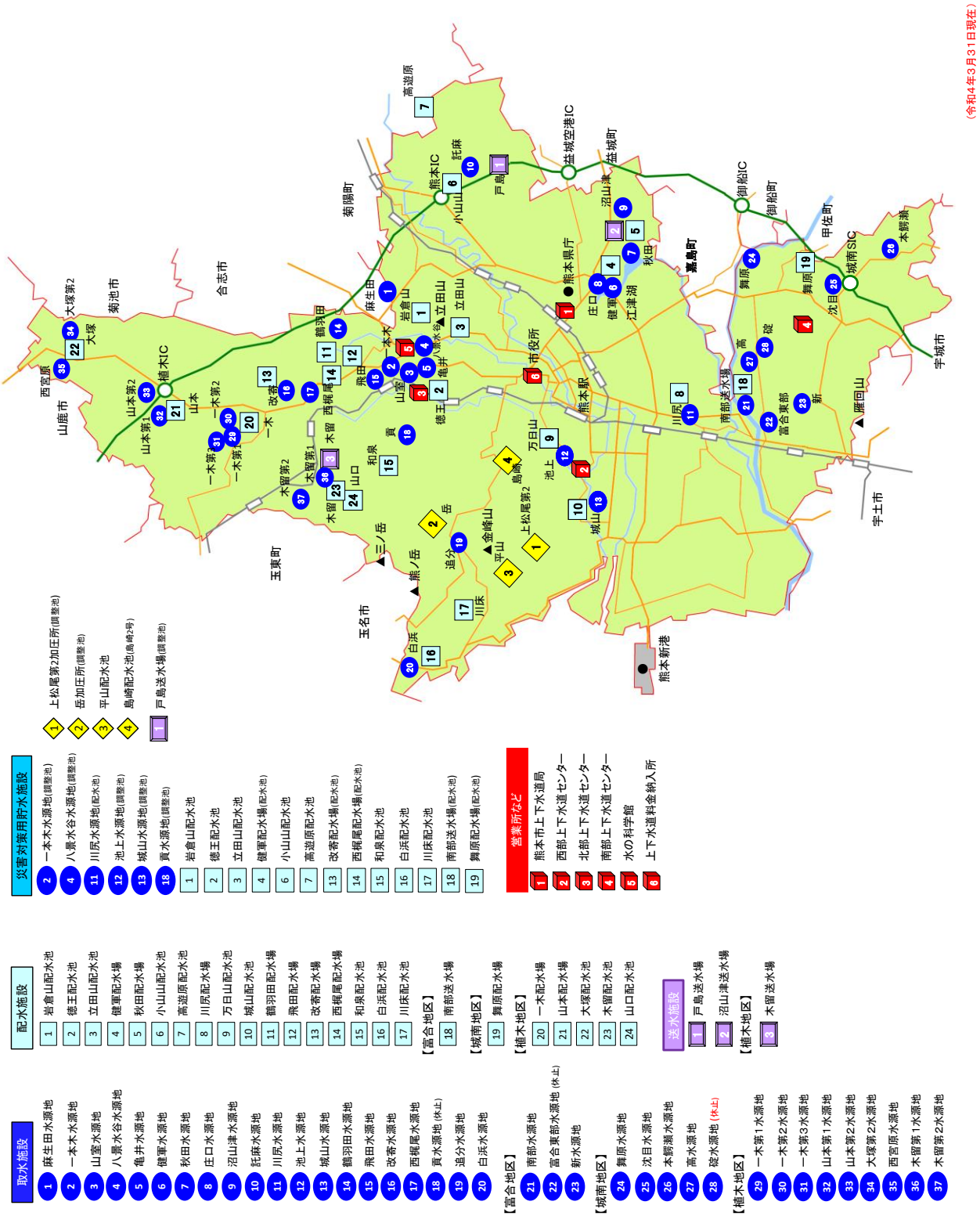
(2) 応急給水設備

名　　称	品　　質　・　形　　状		数量	計	合　計
給水タンク	アルミタンク	容量　1,000 ℓ	17個	17,000 ℓ	265,100ℓ
	折りたたみ式 タンク	容量　1,000 ℓ	17個	17,000 ℓ	
給　水　車	積載容量	3,400 ℓ 2,000 ℓ 1,700 ℓ	1台 5台 1台	15,100ℓ	
非常用水袋		容量　　6 ℓ	36,000 袋	216,000ℓ	
応急給水装置	C型 SUS製 65A	給水栓　4個付×2基	9組	38組	
		給水栓　3個付×2基	11組		
	T型 消火用直結型	給水栓　2個付	18組		
緊急作業車	1.25トン積トラック		3台		

(3) 配水系統図


水源地
送水施設
配水施設等
配水場名 池数 配水方式 配水池容量(m3)
配水区・系（配水地域）
麻生田 深 8 本 31,500
麻生田
岩倉山 3 池 自然流下 15,000
岩倉山 麻生田1-2丁目、大窪、楠、黒髪４丁目、清水（亀井町、新地、東町、本町、万石）、清水岩倉1丁目、下硯川1丁目、高平1-3丁目、龍田2-4～9丁目、龍田陳内3丁目、徳王、楡木、八景水谷、飛田町、飛田3丁目の一部、飛田4丁目、室園町、山室、四方寄町の一部
一本木 浅 1 本 深 2 本 10,200
山室 深 2 本 3,400
一本木
山室
徳王 3 池 自然流下 10,500
徳王 池田2-3丁目、大窪1丁目、津浦町、徳王1丁目、徳王町、稗田町、山室1丁目、池亀町、池田、上熊本3丁目、京町1丁目、島崎2～6丁目、谷尾崎町、出町、花園、京町2丁目、京町本町、京町本丁、千葉城町、二の丸、古京町、本丸、宮内
減圧弁
島崎 (2) 池 自然流下 (1,400)
島崎 島崎7丁目、島崎3-5丁目の一部、谷尾崎町の一部
鶴羽田 深 1 本 900
飛田 深 1 本 1,000
鶴羽田 1 池 ポンプ加圧 1,050
飛田 1 池 ポンプ加圧 1,570
鶴羽田 梶尾町の一部、鶴羽田町、鶴羽田1～5丁目、飛田3丁目の一部
飛田 四方寄町の一部、鶴羽田町の一部、飛田1･2･4丁目、飛田3丁目の一部、大窪2丁目の一部、下硯川町の一部
改寄 深 2 本 2,400
西梶尾 深 2 本 1,600
改寄 1 池 ポンプ加圧 2,500
西梶尾 1 池 ポンプ加圧 1,500
改寄 改寄町、小糸山町、大鳥居町、明徳町、楠野町、鹿子木町、梶尾町の一部、鶴羽田町の一部、楡木町（有泉、石川、楡木、古関、舞尾）
西梶尾 鹿子木町の一部、大鳥居町の一部、北迫町の一部、硯川町の一部、四方寄町の一部、西梶尾町
貢 0
（貢休止中）
貢
和泉 2 池 自然流下 5,960
和泉 池田2-3丁目一部、和泉町、釜尾町、北迫町、島崎6丁目一部、下硯川町、下硯川1-2丁目一部、硯川町、太郎迫町、徳王町一部、徳王1丁目一部、花園4～7丁目の一部、万楽寺町、貢町、四方寄町一部、立福寺町一部
八景水谷 浅 2 本 深 2 本 18,100
亀井 浅 1 本 深 3 本 7,300
八景水谷
亀井
立田山 4 池 自然流下 22,500
立田山 山室3・4丁目、打越町、清水町打越、清水（亀井、本町、松崎、室園）、高平1～3丁目、津浦町、八景水谷1丁目、稗田町、室園町、安政町、板屋町、内坪井町、上通町、上林町の一部、辛島町、京町、黒髪1～4丁目、黒髪町坪井、子飼本町、小沢町、古城町、壺川、緋屋今町、上鍛冶屋町、細工町2～4丁目、桜町、島崎1丁目、下通、城東町、新市街、水道町、新町、船場町2・3丁目、船場下1丁目、段山本町、千葉城町、中央街、坪井、手取本町、西子飼町、二の丸、花畑町、古京町、本丸、南坪井町、宮内、妙体寺町、薬園町、山崎町、横手、練兵町、上熊本1・2丁目、島崎3丁目、津浦町、花園1丁目
立田山
渡鹿
健軍 深 11 本 66,600
庄口 深 8 本 44,300
秋田 深 8 本 29,700
健軍
健軍 2 池 ポンプ加圧 24,000
秋田 2 池 ポンプ加圧 40,000
健軍
秋田
江津湖
味噌天神
白川中前
健軍 会富町、秋津、荒尾町、荒尾1・2丁目、安政町一部、世安町、井川淵町、出水、出仲間、今町、魚屋町、海路口町、薄場、内田町、江越、画図町、江津、画図東、榎町一部、大江、岡田町、沖新町、奥古関町、小島（上、下）、小島3･6･7丁目一部、尾ノ上、帯山、鍛冶屋町、春日1～4丁目、上鍛冶屋町、上京塚町、上水前寺、上代2～10丁目、上通町一部、上ノ郷、上林町一部、刈草、川口町、河原町、川渕町、北千反畑町、京塚本町、九品寺、神水、慶徳堀町、健軍、幸田、緋屋町、緋屋阿弥陀寺町、緋屋今町一部、子飼本町一部、国府、湖東、琴平、呉服町、米屋町、琴平本町、護国町、細工町、栄町、桜木、佐土原、三郎、島町、下江津、十禅寺、城山半田2丁目一部、昭和町、白石町、新大江、新鍛冶屋町、新港、新市街一部、新生、新土河原、新南部、新外、新屋敷、水源、水前寺、水道町一部、菅原町、砂原町、銭塘町、田井島、田崎1丁目、田崎本町、田迎、近見、中央街一部、月出、通町、土河原町、渡鹿、中島町、中唐人町、並建町、西阿弥陀寺町、錦ヶ丘、西子飼町一部、西唐人町、西原2・3丁目、二本木、日吉1丁目一部、沼山津、野口、野中、萩原町、白山、畠口町、八王子町、八反田、花立、浜口町、春竹町春竹、東阿弥陀寺町、東京塚町、東子飼町、東野、東本町、東町、平田、広木町、古橋屋町、古川町、古大工町、平成、保田窪本町、保田窪1・2丁目、本荘、孫代町、松原町、馬渡、南熊本、南千反畑町、南高江町、南高江3～5・7丁目、南坪井町一部、南町、御幸笛田、御幸本町、御幸西、妙体寺町一部、迎町、無田口町、元三町、元三町5丁目、本山、八島2丁目一部、山ノ内1～3丁目、山ノ神、良町、弥生町一部、横緋屋町、万町、流通団地、蓮台寺、若葉
沼山津 深 9 本 47,100
沼山津
沼山津
桜木
戸島 高遊原 3 池 自然流下 33,000
託麻 深 3 本 6,700
託麻
小山山 1 池 自然流下 3,500
高遊原
小山山 石原、兎谷3丁目、帯山4･6～9丁目、小峯、小山、鹿帰瀬町一部、上南部、黒髪3～8丁目、神園、御領、佐土原3丁目一部、清水岩倉2･3丁目一部、下南部、新南部、龍田1～3･5～9丁目、龍田陳内、龍田町弓削、龍田弓削、戸島、石原、兎谷3丁目、帯山4･6～9丁目、小峯、小山、鹿帰瀬町一部、上南部、黒髪3～8丁目、神園、御領、佐土原3丁目一部、清水岩倉2･3丁目一部、下南部、新南部、龍田1～3･5～9丁目、龍田陳内、龍田町弓削、龍田弓削、戸島、戸島西1･4･5丁目、渡瀬3･8･9丁目一部、中江町、中原町、長嶺西、長嶺東、長嶺南3･4･6～8丁目一部、西原、八反田、平山町一部、保田窪1～5丁目、武蔵ヶ丘、山ノ内1･2･3丁目一部、山ノ内4丁目、弓削町、吉原町
龍田団地 ポンプ加圧 （ブースター式）
龍田団地 龍田陳内3丁目の一部、龍田2丁目
野越
川尻 深 2 本 9,300
川尻 1 池 ポンプ加圧 4,000
川尻 荒尾2-3丁目、薄場町、刈草1･2丁目、川尻、島町4･5丁目、白藤、近見町、近見7丁目、鹿町、富合町御船手、富合町杉島（線川以北）、中無田町、野田1～3丁目、日吉、美登里町、南高江1～6丁目、元三町1～4丁目、八幡
平 (2) 池 自然流下 (48)
平 池上町平
池上 深 3 本 6,800
池上
万日山 1 池 自然流下 5,000
万日山 池上町、春日4～8丁目、上代1・2丁目、合志、島崎3丁目、田崎町、田崎2･3丁目、谷尾崎町、戸坂町、八島町、八島1･2丁目、横手2～4丁目
花岡山 (1) 池 自然流下 (30)
花岡山 横手2･3･4丁目の一部、春日4･6丁目の一部、
梅洞 (1) 池 自然流下 (9)
梅洞 西松尾町（梅洞）
城山 深 4 本 5,400
城山
城山 2 池 自然流下 2,630
城山 池上町の一部、小島1～9丁目、上代、上高橋1･2丁目、上松尾町、城山大塘、城山上代町、城山下代、城山半田、城山薬師、高橋町、中松尾町、西松尾町、松尾1･2丁目、松尾町近津
上松尾第１ (2) 池 自然流下 (500)
上松尾 上松尾町
上松尾第２ (1) 池 自然流下 (800)
平山 河内町（平山、岳の一部、面木、野出の一部）、上松尾町
追分 深 1 本 1,400
追分
岳
野出 (1) 池 自然流下 (92)
大多尾 (1) 池 自然流下 (128)
三ノ岳 (1) 池 自然流下 (43)
大将陣 ポンプ加圧 （ブースター式）
野出 河内町（船津の一部、野出、白浜の一部）
大多尾 河内町（大多尾、東門寺）、貢町の一部、谷尾崎町の一部
三ノ岳 河内町大多尾の一部
大将陣 河内町岳
川床 1 池 自然流下 500
白浜 深 1 本 200
白浜
白浜 1 池 自然流下 300
川床 河内町（河内、船津の一部）
白浜 河内町（白浜、船津の一部）
南部水源地 深 1 本 1,000
富合東部 (0)
（熊本地震で被災し休止中）
南部送水場 1 池 ポンプ加圧 2,000
南部 富合町全域、城南町（阿高の一部、今吉野の一部、隈庄の一部、下宮地、坂野の一部、島田、千町、永、丹生宮、宮地の一部、六田）
新 深 1 本 249
富合町木原鹿回公園のみ
高 深 1 本 1,400
高 1 池 ポンプ加圧 175
高 城南町高
碇 深 1 本 2,200
碇 1 池 ポンプ加圧 180
碇 城南町碇
赤見 深 1 本 1,270
赤見 1 池 ポンプ加圧 120
赤見 城南町赤見
舞原 深 1 本 1,400
舞原 1 池 ポンプ加圧 800
舞原 城南町（阿高、出水、さんさん1･2丁目、塚原、藤山、永、舞原、今吉野、隈庄、宮地、築地、東阿高）
城南南部 ポンプ加圧 （ブースター式）
城南南部 城南町藤山
沈目 深 1 本 600
沈目 1 池 ポンプ加圧 135
沈目 城南町沈目
本鍔瀬 深 1 本 58
本鍔瀬 1 池 ポンプ加圧 98
本鍔瀬 城南町鍔瀬
旭ヶ丘 ポンプ加圧 （ブースター式）
旭ヶ丘 城南町鍔瀬の一部
一木第１ 深 1 本 760
一木第２ 深 1 本 860
一木第３ 深 1 本 2,520
一木 1 池 ポンプ加圧 1,400
一木 楡木町（楡木、大井、鞍掛、味取、岩野、小野、広住、一木、投刀塚の一部）、小糸山町の一部、改寄町の一部
山本第１ 深 1 本 1,200
山本第２ 深 1 本 1,700
山本 1 池 ポンプ加圧 1,306
山本 楡木町（色出、清水、内、山本、豊田の一部、亀甲、今藤、米塚、伊知坊、舟島、平井）
植木町北部 ポンプ加圧 （ブースター式）
清水 楡木町清水の一部
大塚第２ 深 1 本 310
大塚 1 池 自然流下 171
大塚 楡木町（宮原の一部、正清、田底）
西宮原 深 1 本 132
西宮原 1 池 自然流下 100
西宮原 ポンプ加圧 （配水池内に水中ポンプを設置）
西宮原 楡木町宮原の一部
西宮原加圧 楡木町宮原の一部
木留第１ 深 1 本 700
木留第２ 深 1 本 720
木留
木留 1 池 自然流下 800
木留 楡木町（木留、円台寺、平野、辺田野、鍛田、荻迫の一部、大和、投刀塚、滴水、後古関、轟の一部、那智の一部、上古関、鈴麦、豊岡、平原）
山口 1 池 自然流下 50
山口 楡木町（木留の一部、辺田野の一部）
富応 ポンプ加圧
富応 楡木町富応の一部
貢 深 1 本 (1,400) (休止中)
沼山津 6 深 1 本 (3,500) (休止中)
託麻 5 深 1 本 (1,000) (休止中)
富合東部 深 1 本 (365) (休止中)
地震後
大和第１ 深 1 本 (740) (運用廃止)
大和第３ 深 1 本 (465) (運用廃止)
富合南部 深 1 本 (378) (運用廃止)
湯上・山下 深 1 本 (81) (運用廃止)
工業団地への利用考え中。取水不可
下鶴 深 1 本 (68) (運用廃止)
旭ヶ丘 深 1 本 (40) (運用廃止)
工業団地への利用考え中。取水不可
大塚第１ 深 1 本 (380) (運用廃止)
託麻 2 深 1 本 (1,500) (休止中)
才木 深 1 本 (500) (休止中)
六田 深 1 本 (200) (休止中)
榎津 深 1 本 (326) (運用廃止)
天明(運用廃止) (1) 池 ポンプ加圧 (1,300)
下鶴(運用廃止) 1 池 自然流下 (13)
湯上・山下(運用廃止) 池 自然流下 (0)
才木(運用廃止) 池 ポンプ加圧 ( )
富合南部(運用廃止) 1 池 ポンプ加圧 (238)
富合西(運用廃止) 1 池 ポンプ加圧 (38)
榎津(運用廃止) 1 池 ポンプ加圧 (48)
新(運用廃止) 1 池 ポンプ加圧 (153)
吉野(運用廃止) 1 池 ポンプ加圧 (9)
：路上局
（Ｒ３年３月３１日現在）
公称施設能力 317,244 m³/日
稼働施設 310,979 m³/日
休止施設 6,265 m³/日
運用廃止施設 4,678 m³/日
水源地 38 箇所
井戸本数 98 本
休止中（4本）含む
配水施設 30 箇所 43 池 180,845 m³
加圧配水施設 15 箇所 11 池 3,050 m³
合計 45 箇所 54 池 183,895 m³
※各施設計に（運用廃止）は含まない。

(4) 水道施設位置図


（令和4年3月31日現在）
取水施設
1 麻生田水源地
2 一本木水源地
3 山室水源地
4 八景水谷水源地
5 亀井水源地
6 健軍水源地
7 秋田水源地
8 庄口水源地
9 沼山津水源地
10 託麻水源地
11 川尻水源地
12 池上水源地
13 城山水源地
14 鶴羽田水源地
15 飛田水源地
16 改寄水源地
17 西梶尾水源地
18 貢水源地（休止）
19 追分水源地
20 白浜水源地
【富合地区】
21 南部水源地
22 富合東部水源地（休止）
23 新水源地
【城南地区】
24 舞原水源地
25 沈目水源地
26 本鶴瀬水源地
27 高水源地
28 碇水源地（休止）
【植木地区】
29 一本第1水源地
30 一本第2水源地
31 一本第3水源地
32 山本第1水源地
33 山本第2水源地
34 大塚第2水源地
35 西宮原水源地
36 木留第1水源地
37 木留第2水源地
配水施設
1 岩倉山配水池
2 徳王配水池
3 立田山配水池
4 健軍配水場
5 秋田配水場
6 小山山配水池
7 高遊原配水池
8 川尻配水場
9 万日山配水池
10 城山配水池
11 鶴羽田配水場
12 飛田配水場
13 改寄配水場
14 西梶尾配水場
15 和泉配水池
16 白浜配水池
17 川床配水池
【富合地区】
18 南部送水場
【城南地区】
19 舞原配水場
【植木地区】
20 一木配水場
21 山本配水場
22 大塚配水池
23 木留配水池
24 山口配水池
送水施設
1 戸島送水場
2 沼山津送水場
【植木地区】
3 木留送水場
災害対策用貯水施設
2 一本木水源地(調整池)
4 八景水谷水源地(調整池)
11 川尻水源地(配水池)
12 池上水源地(調整池)
13 城山水源地(調整池)
18 貢水源地(調整池)
1 岩倉山配水池
2 徳王配水池
3 立田山配水池
4 健軍配水場(配水池)
6 小山山配水池
7 高遊原配水池
13 改寄配水場(配水池)
14 西梶尾配水場(配水池)
15 和泉配水池
16 白浜配水池
17 川床配水池
18 南部送水場(配水池)
19 舞原配水場(配水池)
1 上松尾第2加圧所(調整池)
2 岳加圧所(調整池)
3 平山配水池
4 島崎配水池(島崎2号)
1 戸島送水場(調整池)
営業所など
1 熊本市上下水道局
2 西部上下水道センター
3 北部上下水道センター
4 南部上下水道センター
5 水の科学館
6 上下水道料金納入所
菊陽町
合志市
菊池市
山鹿市
玉東町
玉名市
宇土市
熊本新港
益城空港IC
益城町
熊本IC
小山山
託麻
戸島
高遊原
熊本県庁
沼山津
庄口
健軍
江津湖
秋田
嘉島町
御船IC
御船町
甲佐町
城南SIC
本鶴瀬
舞原
沈目
碇
高
富合東部
新
南部送水場
川尻
熊本駅
市役所
万日山
池上
城山
上松尾第2
島崎
金峰山
平山
追分
川床
白浜
岳
三ノ岳
熊ノ岳
貢
和泉
木留
木留第1
木留第2
山口
西梶尾
改寄
一木
一木第1
一木第2
一木第3
山本
山本第1
山本第2
植木IC
大塚
大塚第2
西宮原
麻生田
岩倉山
立田山
亀井
八景水谷
山室
一本木
飛田
鶴羽田

１５　生活ごみ・し尿・災害廃棄物

項目	ページ
１５－１　熊本市災害廃棄物処理計画	531
１５－２　清掃関係施設等	567

15-1 熊本市災害廃棄物処理計画

熊本市災害廃棄物処理計画

令和５年（２０２３年）３月改訂

熊本市環境局

目次

第１章 災害廃棄物処理計画の概要
第１節 計画策定の目的と位置付け
　１ 計画策定の目的
　２ 計画の位置付け
第２節 基本的な事項
　１ 対象とする災害
　２ 災害時に発生する廃棄物
　３ 一般廃棄物処理施設等の状況
　４ 災害廃棄物処理の基本方針
第２章 組織及び協力支援体制
第１節 体制と業務概要
　１ 組織・体制
　２ 各担当者の業務概要
　３ 情報収集及び連絡体制
第２節 関係機関、民間事業者等との連携
　１ 受援・支援体制
　２ 警察、消防、自治会、ボランティア等との連携
　３ 広報と情報発信
第３章 災害廃棄物等処理
第１節 収集運搬体制の確保
第２節 し尿処理
第３節 生活ごみ等の処理
第４節 災害廃棄物処理
　１ 災害廃棄物の排出
　２ 災害廃棄物処理実行計画
　３ 発生量・処理可能量
　４ 処理スケジュール
　５ 広域的な処理
　６ 処理フロー
　７ 二次仮置場の設置、運営管理、返却
　８ 分別・処理
　９ 水害廃棄物の処理
　１０ 有害物質含有廃棄物等の対策
第４章 その他
　１ 環境対策、モニタリング、火災防止対策
　２ がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去
　３ 思い出の品
　４ 廃棄物処理手数料の減免
資料１　初動期等業務チェックリスト

第１章 災害廃棄物処理計画の概要

第１節 計画策定の目的と位置付け

１ 計画策定の目的

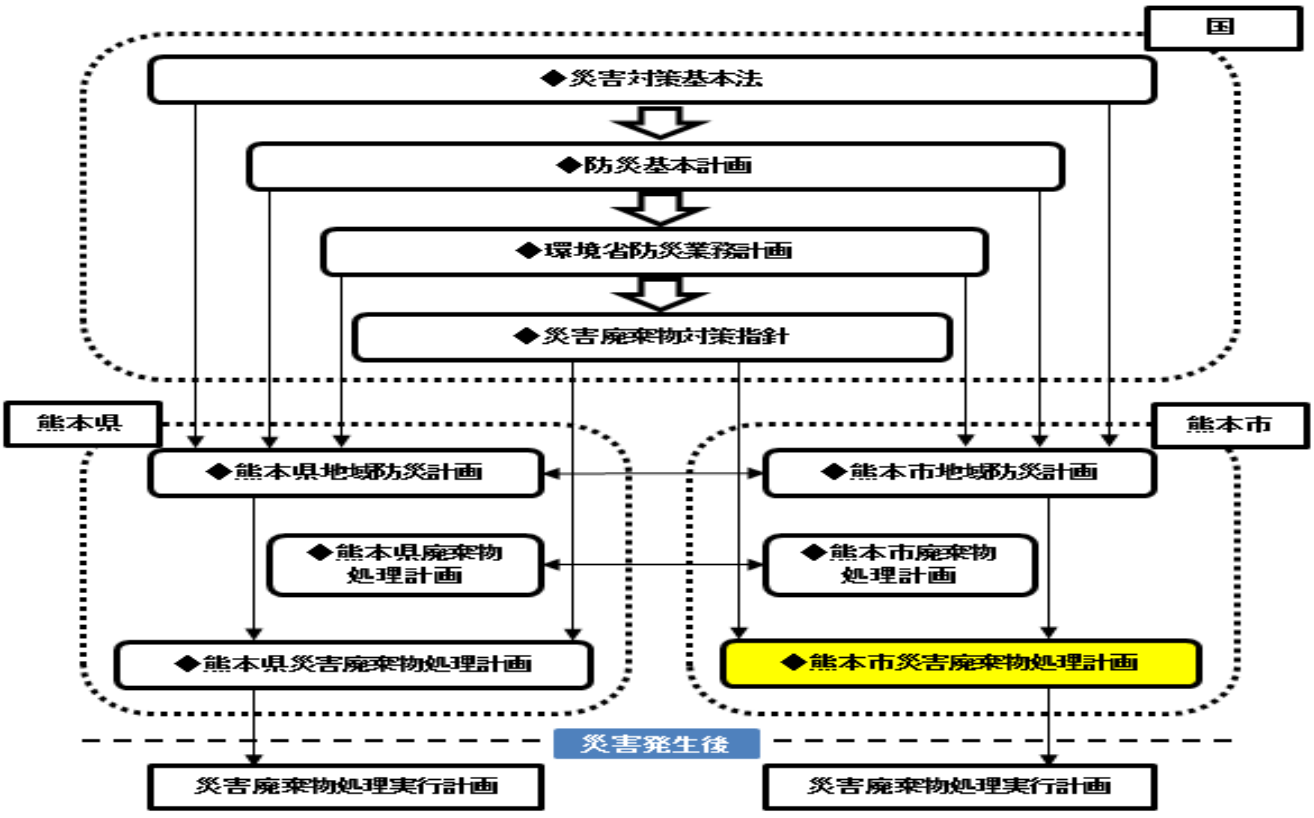
本計画は、熊本市における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

２ 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針（**平成 30 年改定**）に基づき策定するものであり、熊本市地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示すものである。

本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

図 1-1　本計画の位置付け



出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）図 1-3-1 を編集

第２節 基本的な事項

1 対象とする災害

本計画で想定する災害については、熊本市地域防災計画で想定する以下の災害（地震・津波、水害及び高潮）を対象とする。

表 1-1　想定する災害（地震・津波）

項目	被害想定				
想定地震	布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）	南海トラフ	布田川・日奈久断層帯（中部単独型）	布田川・日奈久断層帯（北東部単独型）	立田山断層
予想規模	M7.9	M9.0	M7.6	M7.2	M6.5
建物全壊棟数	3,003 棟	2,814 棟	2,056 棟	778 棟	1,053 棟
建物半壊棟数	9,343 棟	6,719 棟	5,476 棟	3,802 棟	4,751 棟
避難人口	57,946 人	8,961 人	44,600 人	21,091 人	39,761 人

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

表 1-2　想定する災害（水害）

項目	被害想定
想定水害	洪水浸水想定区域を基にハザードマップを作成し、水害における被害を想定

表 1-3　想定する災害（高潮）

項目	被害想定
想定高潮災害	高潮浸水想定区域を基にハザードマップを作成し、高潮における被害を想定

2　災害時に発生する廃棄物

災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。本計画において対象とする廃棄物は、表 1-4 のとおりとする。

表 1-4　廃棄物の種類

区分	種類	内容
生活ごみ		家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ		避難所から排出されるごみ
し尿		仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物（住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみや、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物）	可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（４品目）	被災家屋から排出される家電４品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電／その他家電	被災家屋から排出される家電４品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物／危険物	石綿含有廃棄物、ＰＣＢ、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・ＣＣＡ（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類等の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス、太陽光パネルなどの本市施設では処理が困難なもの、漁網、石膏ボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）を編集

3　一般廃棄物処理施設の状況

本市及び一部事務組合の一般廃棄物処理施設について、その処理能力及び連絡先等を表 1-5 及び表 1-6 に示す。

表 1-5　本市の一般廃棄物処理施設

施設種類	施設名称	施設概要（規模）	住所・連絡先
焼却施設	東部環境工場	処理能力 600 t ／日	熊本市東区戸島町 2570 番地・ 096-380-8211
	西部環境工場	処理能力 280 t ／日	熊本市西区城山薬師 2 丁目 12 番 1 号・ 096-329-0900
下水道終末処理場内のし尿受入処理施設	東部浄化センター	受入能力 90 ㎥／日（暫定）	熊本市東区秋津町秋田 536 番地・ 096-369-6401
	中部浄化センター	受入能力 180 ㎥／日	熊本市西区蓮台寺 5 丁目 7 番 2 号・ 096-356-6600
最終処分場	扇田環境センター	埋立容量 1,499,700 ㎥	熊本市北区貢町 1567 番地・ 096-245-2696

表 1-6　本市が構成員となっている一部事務組合等の保有施設

施設種類	組合名	施設名称	施設概要（規模）	住所・連絡先
し尿処理施設	山鹿植木広域行政事務組合	山鹿衛生処理センター	処理能力 92kℓ／日	山鹿市山鹿 2055 番地・ 0968-43-1195
最終処分場		最終処分場	埋立容量 242,020 ㎥	熊本市北区植木町轟 2582 番地 6・ 096-272-6339

図 1-2　一般廃棄物処理施設の位置図



4　災害廃棄物処理の基本方針

（1）処理の基本方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を表 1-7 に示す。

表 1-7　災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内　容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本市による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、熊本県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

（2）処理期間

最長でも発生から概ね３年以内の処理完了を目標とするが、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、可能な限り早期の処理完了を目指す。

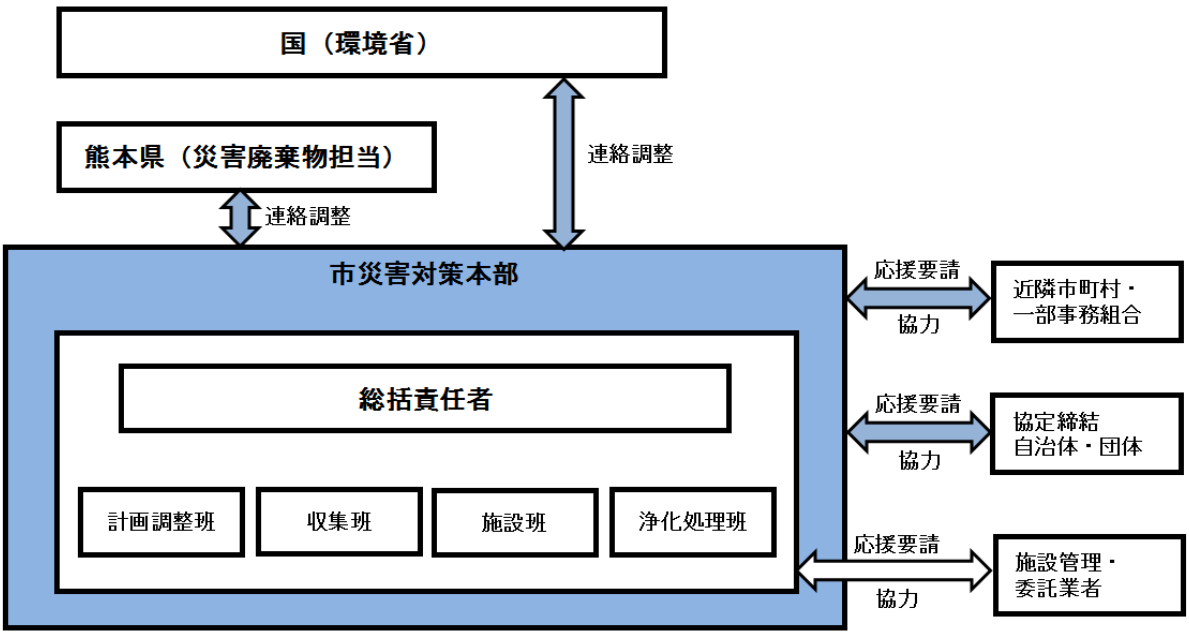
第２章 組織及び協力支援体制

第１節 体制と業務概要

１ 組織・体制

発災直後の配備体制と業務は、地域防災計画のとおりとする。災害廃棄物処理を担当する組織については、図 2-1 のとおりとする。

図 2-1　災害廃棄物対策組織の構成



２ 各担当者の業務概要

発災後の各時期の特徴は表 2-1、各時期に行う業務の概要は表 2-2 及び表 2-3 のとおりとする。また、各担当者の分担業務は表 2-4 のとおりとする。

表 2-1　各時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～３週間程度
応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～３カ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～３年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）

表 2-2　生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理

区分	初動期	応急対応（前半）	応急対応（後半）	復旧・復興
生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認 稼動可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入 補修体制の整備、必要資機材の確保 補修・再稼動の実施 収集方法の確立・周知・広報 収集状況の確認・支援要請 生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保 収集運搬・処理体制の確保 処理施設の稼動状況に合わせた分別区分の決定 収集運搬・処理・最終処分 感染性廃棄物への対策			
仮設トイレ等 し尿	仮設トイレ（簡易トイレを含む）、消臭剤や脱臭剤等の確保 仮設トイレの必要数の把握 仮設トイレの運搬、し尿のくみ取り運搬計画の策定 収集状況の確認・支援要請 仮設トイレの設置 し尿の受入施設の確保（設置翌日からし尿収集運搬開始：処理、保管先の確保） 仮設トイレの管理、し尿の収集・処理	仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導（衛生的な使用状況の確保） 災害に伴って便槽に流入した汚水の処理		避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴い撤去

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）を編集

※初動期、応急対応（前半）、応急対応（後半）の業務の進捗状況を確認するため、「資料１　初動期等業務チェックリスト」を活用すること。

表 2-3　災害廃棄物処理

区分	初動期	応急対応（前半）	応急対応（後半）	復旧・復興
自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携			
発生量	被災状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始	災害廃棄物の発生量の推計（必要に応じて見直し）		
実行計画		実行計画の策定・見直し		
処理方針		処理方針の策定		
処理フロー		処理フローの作成・見直し		
処理スケジュール		処理スケジュールの検討・見直し		
収集運搬	片付けごみ回収方法の検討			
	住民、ボランティアへの情報提供（排出場所、分別方法等）			
	収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携			
	収集運搬の実施			
			広域処理する際の輸送体制の確立	
撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）			
		倒壊の危険のある建物の優先撤去（設計、積算、現場管理等を含む）（関係部局との連携）		
				撤去（必要に応じて解体）が必要とされる損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）（設計、積算、現場管理等を含む）
二次仮置場	受入に関する合意形成			
	仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策			
	仮置場必要面積の算定			仮置場の集約
	仮置場の過不足の確認、集約			
				仮置場の復旧・返却
二次災害防止のための環境対策、モニタリング、火災対策	仮置場環境モニタリングの実施（特に石綿モニタリングは、初動時に実施することが重要。実施に際しては、環境保全担当部局と連携）			
	悪臭及び害虫防止対策			
有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮			
		所在、発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、撤去作業の安全確保		
		PCB、テトラクロロエチレン、フロンなどの優先的回収		
破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分	既存施設（一般廃棄物・産業廃棄物）を活用した破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分			
	処理可能量の推計			
		広域処理の必要性の検討	広域処理の実施	
		仮設処理施設の必要性の検討	仮設処理施設の設置・管理・運営	
				仮設処理施設の解体・撤去
	腐敗性廃棄物等の優先的処理		港湾における海底堆積ごみ、漂流・漂着ごみの処理	
進捗管理	進捗状況記録、課題抽出、評価			
各種相談窓口の設置・住民等への啓発広報	壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）等、各種相談窓口の設置（立ち上げは初動期が望ましい）			
			相談受付、相談情報の管理	
	住民等への啓発・広報			

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）を編集

※初動期、応急対応（前半）、応急対応（後半）の業務の進捗状況を確認するため、「資料１　初動期等業務チェックリスト」を活用すること。

表 2-4　各担当者の分担業務

担　当　名		主となる部署	業　務　概　要
総括責任者		環境局長	災害廃棄物処理業務全般の総括
			市災害対策本部・本部員会議への要請・協議
計画調整班	総務担当	廃棄物計画課	庁内窓口、庶務、物品管理
			予算管理、契約事務
			国庫補助関係事務
	災害廃棄物処理計画担当		災害廃棄物発生量（し尿を除く）の推計
			災害廃棄物処理実行計画（総括）の策定
	廃棄物処理担当		処理先の確保（再資源化、中間処理、最終処分）
			広域処理に係る連絡調整
			適正処理困難物等の処理ルートの確保
収集班	廃棄物収集担当	廃棄物計画課 クリーンセンター	被災状況の情報収集
			収集運搬体制の確保
			広域応援に係る連絡調整
			収集運搬の実施
			広域応援に係る現場統括
施設班	処理施設担当	東部環境工場 環境施設課 事業ごみ対策課	処理施設の被害状況の把握
			補修体制の整備、再稼動の実施
	二次仮置場担当		二次仮置場・仮設処理施設の整備・管理
浄化処理班	し尿処理担当	浄化対策課	し尿発生量の推計
			収集運搬体制、処理先の確保
			災害廃棄物処理実行計画（し尿）の策定
			仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画
			被災便槽の汚水収集運搬

※不足する人員は環境局内で調整するほか、全庁的に支援を求める必要がある。また、熊本地震の際は、公費解体を担当する部署として、震災廃棄物対策課を設置した。

3　情報収集及び連絡体制

災害廃棄物等の適性かつ円滑・迅速な処理を行う観点から、災害が発生した直後から、表 2-5 に示す情報について優先順位をつけて収集し、関係行政機関、関係事業者団体等との情報連絡体制の確保を図る。

これらの情報は、時間経過とともに更新されるため、定期的な情報収集に努める。

表 2-5　収集する情報

情報の種類	収集する情報の種類
①被災状況	・ライフラインの被害状況 ・避難所数、避難人数及び仮設トイレの設置数 ・本市内の一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況 ・本市内の産業廃棄物処理施設（ごみ処理施設、最終処分場等）の被害状況 ・有害廃棄物の状況
②収集運搬体制に関する情報	・道路情報 ・収集運搬車両の状況
③発生量を推計するための情報	・全半壊の建物棟数及び解体・撤去を要する建物棟数 ・水害の浸水範囲（床上、床下浸水棟数）

第２節 関係機関、民間事業者等との連携

1 受援・支援体制

災害廃棄物処理に当たっては、本市が主体となり自区内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては､県や他自治体等との協力･連携により広域的な処理を進める。

災害時の応援協定等については、平時に定期的に内容の確認と見直しを行う。

（受援体制）

◆発災後、自区内の資機材では処理が困難と判断される場合には、協定等に基づき、行政や民間等に対し、支援を要請する。

◆委託処理や職員派遣等の円滑な応援・受援対策のため、体制の整備を図る。

表 2-6-①　災害廃棄物等に関する応援協定（行政）※主な協定を抜粋

協定書名	締結日	協定相手方
九州九都市災害時相互応援に関する協定	平成 7 年 12 月 28 日	北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市
21 大都市災害時相互応援に関する協定	平成 24 年 4 月 1 日	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
九州 3 指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定	平成 29 年 6 月 1 日	北九州市、福岡市

表 2-6-②　災害廃棄物等に関する応援協定（民間）

協定書名	締結日	協定相手方
災害時応急活動に関する協定	平成 21 年 5 月 8 日	一般社団法人熊本県産業資源循環協会
災害時応急活動に関する協定	平成 21 年 5 月 8 日	熊本市一般廃棄物処理業協同組合
災害時応急活動に関する協定	平成 22 年 6 月 28 日	一般社団法人熊本県解体工事業協会
災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定	平成 25 年 5 月 20 日	熊本市災害し尿等対策協議会
災害時応急活動に関する協定	令和 2 年 1 月 24 日	熊本県清掃事業協議会
災害時応急活動に関する協定	令和 2 年 3 月 31 日	株式会社九州環境ネットワーク

（支援体制）

◆県や他自治体等から収集運搬の支援要請を受けた場合には、保有する資機材や人員を踏まえ、交替要員も考慮し必要な支援体制を整備する。

◆県や他自治体等から処理の支援要請を受けた場合は、処理施設の稼働状況等を踏まえ受入れの可否、受入れ可能量等の検討を行う。

◆支援（委託処理）を行う場合は、市町村間で受入手続きを行うとともに、必要に応じ受入施設の周辺住民等に対し説明を行い、合意形成を図る。

2 警察、消防、自治会、ボランティア等との連携

◆発災直後は、人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のための道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、関係部局と連携するほか、災害対策本部を通じた自衛隊、警察、消防等との連携方法について調整する。

◆応急段階での災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるため、その手順について、災害対策本部を通じて、警察・消防等と十分に連携を図る。

◆災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を、必要に応じて自衛隊、警察、消防等に提供する。

◆地域のごみ集積場、避難所のごみ排出場所や仮設トイレ、一時的な仮置場等での排出方法の周知や衛生管理等、また災害弱者におけるごみの排出の援助については、自治会等に協力を依頼する。

◆①被災家屋における家財の撤去や搬出、②災害廃棄物の選別、貴重品や思い出の品等の整理、その他の清掃業務等については、ニーズに応じて社会福祉協議会を通じてボランティアに協力を要請する。①の場合、日程調整を行い、本市は撤去されたごみの収集を行う必要がある。このほか、熊本地震の際は、多量に排出された家電４品目を二次仮置場にて種類、メーカーごとに分別する作業をボランティアにお願いした。

3 広報と情報発信

◆発災時は、通信の不通等が想定されるため、災害廃棄物処理等に関する情報を多くの住民に周知できるよう、次の方法で広報を行う。

・市ホームページの活用
・市ごみカレンダーアプリの活用
・公共通信媒体（テレビ、ラジオ、新聞等）の活用
・コールセンター（ごみゼロコール）の活用
・市フェイスブック、ライン、X（エックス：旧ツイッター）の活用
・防災行政無線の活用
・避難所への掲示板の設置
・広報紙の配布

◆広報内容は次の内容とする。

・生活ごみの排出方法（排出場所、分別方法）
・災害廃棄物（家庭系・事業系）の排出方法（排出場所、分別方法等）
・不法投棄や野焼きの禁止　等

◆災害対策本部を通じ、報道機関に対して、災害廃棄物処理の進捗について、定期的な情報発信を行う。

◆相談窓口は、廃棄物計画課に設置する。相談窓口には、廃棄物の分別方法、仮置場の利用方法など、必要な情報を文書化して常備する。

◆平常時から、分別の方法やごみの出し方など災害廃棄物処理を円滑に進めるために必要な事項について、普及啓発・広報に努める。

◆平常時に加え、梅雨や台風など災害が発生しやすい時期に合わせて分別の方法やごみの出し方等について、普及啓発・広報に努める。

◆外国人に対しても市ごみカレンダーアプリ等の活用により周知を図る。

第３章 災害廃棄物等処理

第１節　収集運搬体制の確保

災害廃棄物等の収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況について、収集班が把握するとともに、住民の生活環境改善のため効率的な収集運搬計画を策定する。

（１）収集運搬車両の把握

平常時においては直営、委託業者及び許可業者が保有する収集運搬車両の把握に努める。

（２） 収集ルートの検討

発災後においては廃棄物の収集運搬車両だけではなく、緊急物資の輸送車両等が限られたルートを利用する場合も想定されるため、交通渋滞や避難所、仮置場の設置場所等を考慮した効率的な収集運搬ルートを検討する。

（３） 通行上支障となる災害廃棄物の撤去

主要ルート等における通行上支障となる災害廃棄物の撤去に当たり、関係部局と連携し、自衛隊・警察・消防等の関係機関に収集運搬ルートを示して道路啓開を進める。その際には、危険物・有害廃棄物、石綿を含む建築物等の情報を併せて提供する。道路啓開に伴い発生した災害廃棄物は、順次、二次仮置場に分別・搬入する。

（４） 収集運搬体制の整備

生活ごみは、平時に収集運搬を行うクリーンセンター又は委託業者が収集運搬する。

避難所ごみは、原則として避難所が設置された校区の生活ごみの収集日に、その校区を所管するクリーンセンター又は委託業者が生活ごみと併せて収集するが、困難な場合は、特別な収集運搬体制を構築する。

災害廃棄物は、原則としてクリーンセンター又は委託業者が生活ごみと併せて収集運搬するが、困難な場合は、特別な収集運搬体制を構築する。

（５） 収集運搬車両の確保

災害廃棄物、生活ごみ及び避難所ごみを収集運搬するための車両が不足する場合には、協定等に基づき他都市や民間事業者に支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保する。

（６） 収集運搬計画の見直し

災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の閉鎖、避難所の縮小等の変化に応じて、収集運搬車両の必要台数を見直し、収集運搬の効率化を図る。

第２節　し尿処理

（１）仮設トイレの設置

◆発災後、災害対策本部等より避難所への避難者数等の情報収集を行い、表 3-1 及び表 3-2 のように、避難所におけるし尿発生量の推計、必要な仮設トイレの数量を把握したうえで、仮設トイレ配備計画を策定する。

◆配備計画に沿って、速やかに熊本市災害し尿等対策協議会の協定事業者へ依頼し、必要な仮設トイレを設置する。仮設トイレが不足する場合には、熊本県へ協力要請を行うなど、他都市からの支援により手配する。

表 3-1　し尿の発生量推計

災害の種類	避難者数	し尿原単位	し尿発生量
地震	57,946 人（最大値）	1.7Ｌ/人・日	98,508Ｌ/日

※避難者数は、表 1-1 を参照

表 3-2　仮設トイレの必要数

災害の種類	避難者数	し尿原単位	収集頻度	仮設トイレの便槽容量	必要数
地震	57,946 人	1.7Ｌ/人・日	3 日/1 回	約 150Ｌ/基	1,970 基

算出式

仮設トイレの必要数［基］
＝避難者数［人］×1.7［Ｌ/人･日］×3［日/回］÷仮設トイレの便槽容量
（し尿原単位）　（収集頻度）（約 150［Ｌ/基］）

出典：環境省「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて（平成 26 年 3 月）」参考資料 7 に基づく

（２）仮設トイレの設置基準

◆避難所の既設トイレの使用可能状況を確認したうえで、以下の割合で段階的に設置する。

①避難者 250 人に 1 基の割合で設置

②避難者 100 人に 1 基の割合で設置

③必要に応じて設置数を増加

◆避難所を最優先に設置するが、災害対策本部等より在宅避難者やライフラインの被害により水洗トイレが長期にわたって使用不可能な被災者への配備依頼があった場合には、公園等の拠点に設置する。

（３）仮設トイレの衛生対策

◆仮設トイレの維持管理（清掃、ペーパー及び水の補充等）は、原則、使用者である避難者自らが協力して行う。

◆消毒については、健康福祉局と連携しながら実施する。

（４）し尿の収集・運搬・処理

◆し尿の収集・運搬にあたっては、避難所の状況や在宅避難者などの情報、表 1-5 及び表 1-6 に掲げる施設の受入能力を考慮したうえで、収集処理計画を策定し、排出されるし尿は、全量適正処理を原則とする。

◆収集・運搬の主体は、原則、本市のし尿収集運搬許可業者とし、収集車両が不足する場合には、熊本県への協力要請や他都市と協議の上、必要な車両を確保する。

◆災害し尿は、通常生活し尿より優先して収集運搬を行い、収集車両の台数が充足している場合には、本市のし尿収集運搬許可業者が通常生活し尿の収集運搬を行う。

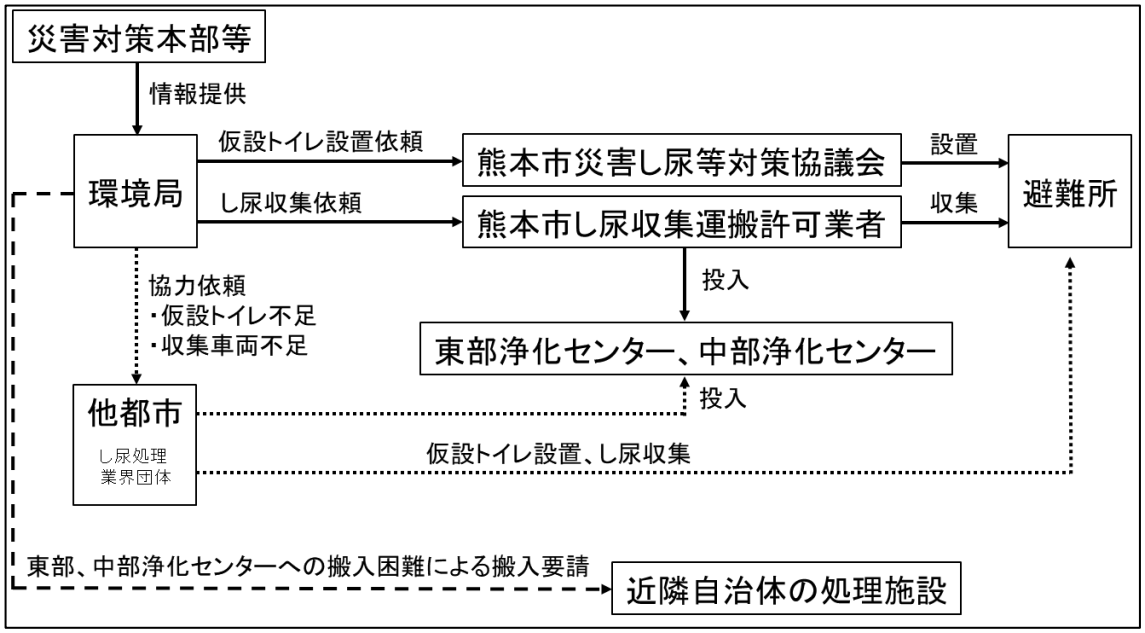
◆本市のし尿処理施設の被害状況や各地域の道路状況によっては、近隣自治体への運搬・処理を依頼する。

◆仮設トイレが配置するまでの間に、携帯トイレや簡易トイレを使用し保管された便袋は、可燃性災害ごみとして処理する。

（５）一般家庭のくみ取り料金の負担

◆水害によりトイレが使用できなくなり、日常生活に支障をきたしている状態にある場合に限り、本市がくみ取り料金を全額負担する。

図 3-1　し尿の収集、処理イメージ



第３節 生活ごみ等の処理

◆生活ごみは、原則として平常時のルールに従ってごみステーションに排出することとし、二次仮置場には搬入しないこととする。

ただし、災害廃棄物が多量に発生し収集に支障を来す場合には次の対応を検討する。①燃やすごみ以外のごみについては、収集を一時停止し、災害廃棄物の収集を優先する。②大型ごみについては、発災後の申込に対して通常より遅い収集日の設定を行う。

◆表 3-3 のように避難所から排出されるごみの分別及び保管方法を検討する。

◆表 3-4 のように避難所ごみの発生量を推計し、収集運搬車両が不足する場合は、協定等に基づき支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保する。

◆避難所ごみの収集運搬に係る経費は災害救助法適用となるため、災害廃棄物の収集運搬契約とは分けて管理する。

表 3-3　避難所ごみの分別及び保管方法

種類	内容	保管方法等
燃やすごみ	衣類、生ごみ等	生ごみ等腐敗性の廃棄物は袋に入れて保管し、優先的に回収する。
紙類	段ボール、新聞紙等	分別して保管する。
ペットボトル	ペットボトル	分別して保管する。
容器包装プラスチック	食品の包装等	分別して保管する。
空きびん・空き缶	びん・缶	分別して保管する。
埋立ごみ	ガラス、せともの等	分別して保管する。
携帯トイレ	携帯トイレ、おむつ等	衛生面から可能な限り密閉して管理する必要がある。
有害物・危険物	蛍光灯、消火器、ガスボンベ、刃物等	避難者の安全を十分に考慮し、それぞれ分別して保管・回収する。
感染性廃棄物	注射針、血の付いたもの等	蓋のできる保管容器で管理し、回収については医療関係機関と調整する。

表 3-4　避難所ごみの発生量推計

災害の種類	避難者数	原単位	発生量
地震	57,946 人（最大値）	555ｇ/人・日	32.2ｔ/日

算出式：避難所ごみの発生量＝避難者数［人］×原単位［ｇ/人･日］

※1　避難者数は、表 1-1 を参照

※2　原単位は、平成 29 年度の１人１日当たりの家庭ごみ排出量を使用

第４節 災害廃棄物処理

１ 災害廃棄物の排出

（１）排出方法

原則として可燃性廃棄物、不燃性廃棄物に分別して、それぞれの生活ごみの収集日に合わせて一次仮置場に排出することとする。ただし、災害廃棄物が多量に発生した場合は、排出可能日を緩和し指定収集袋を不要とする特別収集を行う。

また、可燃性廃棄物は東西環境工場に、不燃性廃棄物は扇田環境センターに直接搬入してもかまわない。

なお、収集に当たっては、可能な限り積み込みの段階で分別することとする。混合状態で収集すると二次仮置場の管理運営においても、その後の処理においても大きな負担となる。

（２）一次仮置場の設置

本市では、原則として既設のごみステーションを一次仮置場とするが、別途必要に応じて、収集車の出入りが可能で周辺の迷惑にならない場所で、かつ、地元住民が土地の管理者の同意を得た場合であれば設置することができる。

（３）住民への一次仮置場の周知

一次仮置場を設置した時には、場所、排出可能日、分別方法、持込禁止物、指定収集袋の要否等を明確にしたうえで広報を行う。

広報は、インターネット、専用電話（自動音声）、公共通信媒体、コールセンター（増員）、広報紙等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。

一次仮置場においては、生活ごみ、災害廃棄物（可燃）、災害廃棄物（不燃）が混在しないようスペースの管理を周知する（特に生ごみの収集に支障が出ないようにするため、生ごみを含む燃やすごみと災害廃棄物の置き場を分けるよう徹底する）。

（４）事業系災害廃棄物の排出

事業所で発生した災害廃棄物の一次仮置場への排出は不可とし、分別されたものに限り東西環境工場又は扇田環境センターにて受け入れる。

２ 災害廃棄物処理実行計画

発災後、災害廃棄物の処理に相当の期間を要すると見込まれる場合には、本計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、実行計画を作成する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握することは困難であるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある。処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

実行計画の具体的な項目例は、表 3-5 のとおりとする。

表 3-5　実行計画の項目例

1 実行計画策定の趣旨
1.1 計画の目的
1.2 計画の位置づけと内容
1.3 計画の期間
1.4 計画の見直し
2 被災状況と災害廃棄物の発生量
2.1 被災状況
2.2 発生量の推計
3 災害廃棄物処理の基本方針
3.1 基本的考え方
3.2 処理期間
3.3 処理の推進体制
4 災害廃棄物の処理方法
4.1 処理フロー
4.2 集積
4.3 選別
4.4 処理・処分
4.5 広域処理
4.6 進捗管理

3　発生量・処理可能量

地震では、家屋が損壊し、木くず、コンクリートがら、鉄骨、壁材、断熱材、瓦、スレート、石膏ボード等の構造部材が廃棄物として排出され、水害では、家具や家電等の家財が浸水により廃棄物となったものが多く排出される。

◆発生量の推計は、仮置場の設置や災害廃棄物の処理計画等に影響するため重要であり、建物の被害棟数を把握し、発生原単位を用いて推計する。

◆熊本地震の初期段階においては、東日本大震災時の仙台市の半壊以上の件数に対する家屋解体率や本市の資産税台帳に基づく建物分類、国が示した発生源単位を基に推計した。

◆処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被害状況の調査結果に基づき、発生量推計の見直しを行う。

表 3-6　災害廃棄物の発生量（推計例）

区分		被災棟数	発生原単位	災害廃棄物量
地震	全　　壊	3,003 棟（最大値）	117 t /棟	351,351 t
	半　　壊	9,343 棟（最大値）	23 t /棟	214,889 t
	合　　計	12,346 棟（最大値）	―	566,240 t

※1　被災棟数は、表 1-1 を参照。

※2　発生原単位は、環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）技術資料 14-2 を参照。

※3　平成 28 年熊本地震に伴う災害廃棄物の発生量は 1,508,135 t であったが、これは半壊家屋が公費解体の対象になったことによるところが大きい。

表 3-7　地震による災害廃棄物の組成割合と発生量（推計例）

項目		木造（91.3%）		非木造（8.7%）	
		混合割合（%）	発生量（t）	混合割合（%）	発生量（t）
全壊	柱角材	18	57,741	0	0
	可燃物	1	3,208	2	611
	不燃物	26	83,404	0	0
	コンクリートがら	51	163,599	93	28,429
	金属くず	1	3,208	3	917
	その他	3	9,623	2	611
	合計	100	320,783	100	30,568
半壊	柱角材	18	35,315	0	0
	可燃物	1	1,962	2	374
	不燃物	26	51,010	0	0
	コンクリートがら	51	100,059	93	17,386
	金属くず	1	1,962	3	561
	その他	3	5,886	2	374
	合計	100	196,194	100	18,695
合計	柱角材	－	93,056	－	0
	可燃物	－	5,170	－	985
	不燃物	－	134,414	－	0
	コンクリートがら	－	263,658	－	45,815
	金属くず	－	5,170	－	1,478
	その他	－	15,509	－	985
	合計	－	516,977	－	49,263

※　混合割合は、環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）技術資料 14-2 表 8 を参照。木造・非木造の割合は熊本地震時の解体実績に基づく。

4　処理スケジュール

発生した災害廃棄物は、原則３年以内に処理業務を完了することを目標とするが、実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討する。

処理スケジュールは表 3-8 を想定する。

表 3-8　処理スケジュール

	１年目		２年目		３年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
二次仮置場設置	■					
家屋解体廃棄物の搬入		■	■	■	■	
家屋解体廃棄物の処理		■	■	■	■	
二次仮置場撤去						■

5　広域的な処理

推計した災害廃棄物の組成や発生量を踏まえ、自区域内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、表2-6-①の協定や「大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画（平成２９年６月）」等に基づき広域処理を検討する。

広域処理には次のような業務が考えられる。

①一次仮置場からの収集運搬

②二次仮置場からの収集運搬

③処分

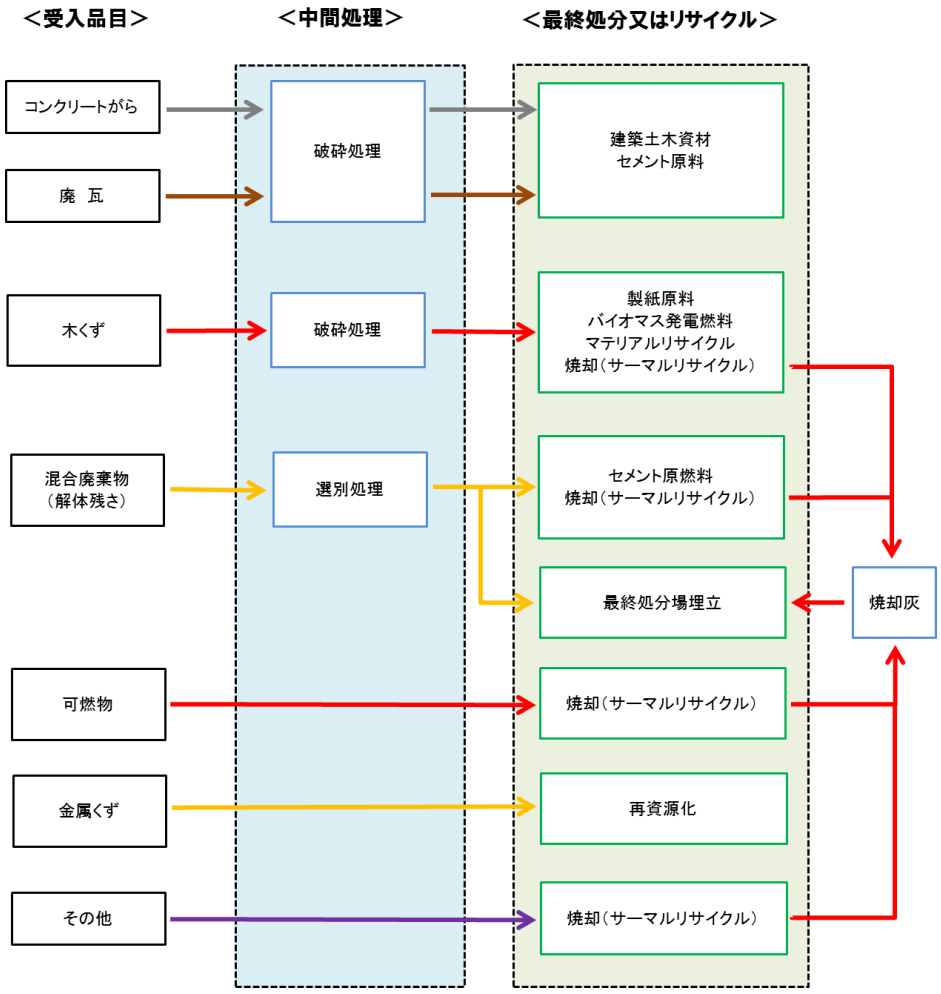
なお、広域処理に当たっては、事前に処理施設立地自治体との協議を行うとともに、廃棄物処理法施行令第４条第９号イに基づき通知を行う。

6　処理フロー

災害廃棄物の再資源化率を高めるためには、混合状態を防ぐことが重要であることから、その後の処理方法を踏まえた分別を徹底するものとする。混合廃棄物を減らすことが、中間処理・再資源化・最終処分のトータルコストを低減できることを十分に念頭に置くものとする。

災害廃棄物処理の基本方針、発生量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、分別・処理フローを設定する。

図 3-2　災害廃棄物処理フロー例



7　二次仮置場の設置、運営管理、返却

（１）二次仮置場の選定

災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、二次仮置場を設置するものとし、平常時にその候補地を選定する。

本市における二次仮置場候補地は表 3-9 のとおりとする。

表 3-9　二次仮置場候補地

名称	所在地	概算面積（ha）	所有者及び管理者
戸島塵芥埋立地	東区戸島町 1543 番地外	7.2	市
扇田環境センター敷地内	北区貢町 1567 番地	1.0	市
旧城南町焼却施設跡地	南区城南町下宮地	0.5	市

◆必要面積の推計方法の例

面　積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（１＋作業スペース割合）

集積量＝災害廃棄物の発生量－処理量

処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理期間

見かけ比重　：可燃物 0.4（ｔ/m3）、不燃物 1.1（ｔ/m3）

積み上げ高さ　：5m以下が望ましい。

作業スペース割合：0.8～1

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）技術資料 1-14-4

※二次仮置場候補地の選定の際に考慮する点

≪選定を避けるべき場所≫

・学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺は避ける。
・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
・浸水想定区域等は避ける。

≪候補地の絞り込み≫

・重機等による分別・保管をするため、できる限り広い面積を確保する。
・公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地。
・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借上げ）。
・アスファルト等舗装してある場所が望ましい。
・候補地に対する他の土地利用（自衛隊野営場、避難所、応急仮設住宅等）のニーズの有無を確認する（防災担当部署と協議しておく）。
・効率的な搬入出ルート、必要な道路幅員が確保できる。
・長期間の使用が可能。
・道路渋滞や周辺への環境影響を十分考慮する。
・地元自治会等から事前に理解を得る。

（２）二次仮置場の設置、運営

平成２３年東日本大震災や平成２８年熊本地震など過去の大災害の教訓から、処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止等の観点から、搬入時から分別を徹底することが重要とされているため、本市においても同様に行う。

◆仮置場の選定は、候補地リストの中から、市災害対策本部内で調整のうえ行う。

◆仮置場の運営業務について、災害廃棄物等に関する応援協定（民間）等に基づき委託先を選定する。

◆アスファルト等舗装していない仮置場候補地は、平常時若しくは使用前に土壌調査をしておくことが望ましい。また、保管する予定の廃棄物の性状に応じて、シート敷設や覆土等土壌汚染防止対策を検討する。その他、雨天時における車両のスタック防止策を講じる必要がある。

◆仮置場が周辺環境に与える影響を最小限に抑えるために、必要な仮設物等の設置を検討する（表 4-1 参照）。

◆仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。

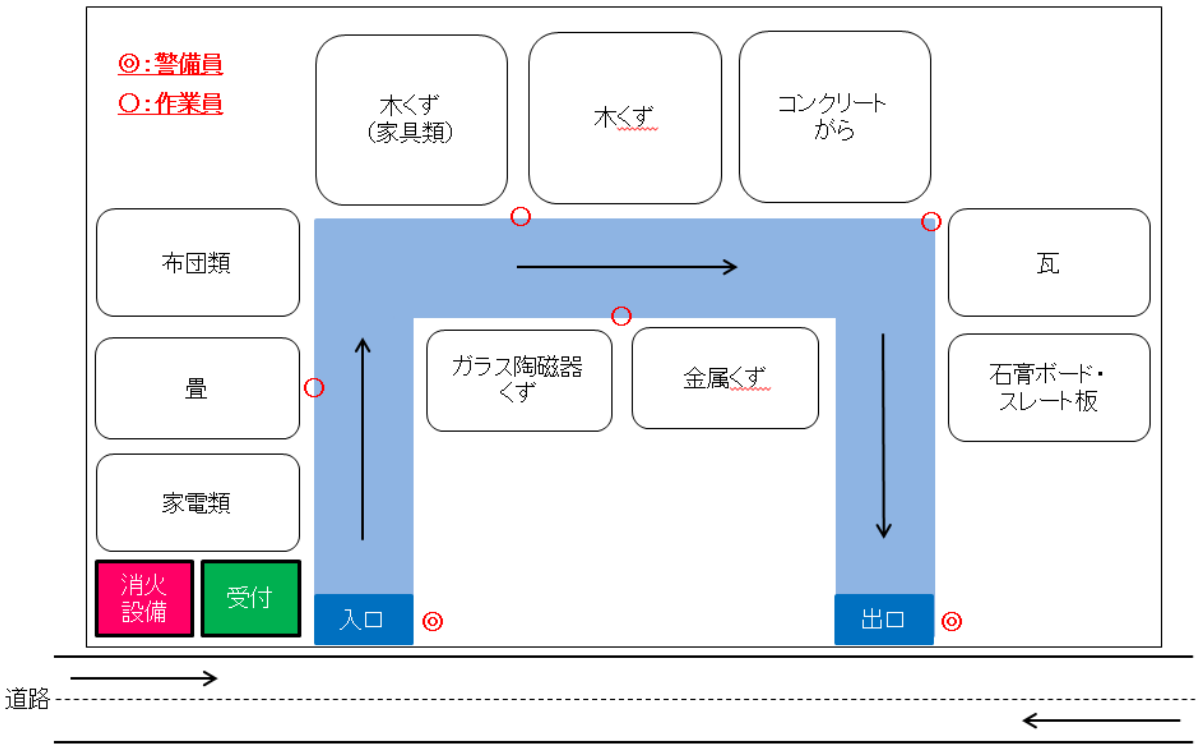
◆仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。

◆災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。

◆分別品目ごとに作業員を配置し、分別配置の指導や荷下ろしの補助を行う。

◆火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにする。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。

図3-3　二次仮置場の分別配置の例



※分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する。

※災害廃棄物の分別区分は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決めるのが望ましい。

※出入口は２箇所が望ましいが、１箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りとする。

（３）二次仮置場の復旧

仮置場を復旧する際は、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、原状回復に努める。

８ 分別・処理

◆災害廃棄物等の再生利用を進めることは、埋立処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、廃棄物ごとに表3-10にある留意点に配慮し、処理の手順を定める。

◆災害時には、様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理可能な事業者を検討する。

◆初動期においても、今後の処理を考慮し可能な限り分別を行う。

◆廃棄物の腐敗等への対応を検討する。害虫駆除や悪臭対策に当たっては、専門機関に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行う。

◆緊急性のある廃棄物以外は混合状態とならないよう、収集時又は仮置き時での分別・保管を行う。

◆災害廃棄物の処理に当たっては、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例（廃棄物処理法第１５条の２の５）に基づき、産業廃棄物処理施設の活用も図る。

表 3-10　廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

種　類	処理方法・留意事項等
混合廃棄物	・混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破砕し、選別（磁選、比重差選別、手選別など）を行うなど、段階別に処理する方法が考えられる。
木くず	・木くずの処理に当たっては、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要が生じる場合もある。
コンクリートがら	・分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破砕を行う。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等の物性試験や環境安全性能試験を行って安全を確認するなどの対応が考えられる。
家電類	・特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）の対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、買い替え等に併せ、原則として所有者が家電リサイクル法ルートでリサイ

	クルを行う。 ・市が処理する場合においては、次のとおり処理する。 ○分別が可能な場合は、災害廃棄物の中から可能な範囲で家電リサイクル法対象機器を品目ごと、グループごと（A、B、指定法人）に分別し、仮置場にて保管する。 ※時間が経ってからメーカー等から方針が示されることもあるので、保管場所に余裕があるならば、処理を急がないことが重要。 ○家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入する。この場合の引渡料金は原則として国庫補助の対象となる。リサイクルが可能か判断困難な場合は、環境省の通知では（財） 家電製品協会に連絡することとなっているが、（財）家電製品協会によれば引き取らないものはない。 ○分別が不可能なものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。 ※冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンについては、冷媒フロンの抜き取りが必要であり、専門業者（認定冷媒回収事業所）に依頼する必要がある。 ※なお、パソコン・携帯電話についても、原則は小型家電リサイクル法に基づく認定事業者で処理するものとするが、分別が不可能なものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。
畳	・破砕後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。 ・畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離し高く積み上げないよう注意する。また、腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
タイヤ	・チップ化することで燃料等として再資源化が可能である。火災等に注意しながら処理する。
漁網	・漁網には錘に鉛などが含まれていることから事前に分別する。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。
漁具	・漁具は破砕機での破砕が困難であるため、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破砕して焼却処理した事例がある。
肥料・飼料等	・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は（港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む）、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。
廃自動車	・被災した自動車（以下「廃自動車」という。）及び被災したバイク（自動二輪車及び原動機付自転車。以下「廃バイク」という。また、廃自動車及び廃バイクを合わせて、以下「廃自動車等」という。）は、原則として使用済自動車の再資源化等に関する法律によるリサイクルルート又はメーカー等が自主的に構築している二輪車リサイクルシステムにより適正に処理を行う。なお、廃自動車等の処分には、原則として所有者の意思確認が必要となるため、関係機関等へ所有者の照会を行う。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）表 2-3-1 を編集

9 水害廃棄物の処理

次のような水害廃棄物の特徴を考慮して処理を行う。

◆水害廃棄物の特徴

1 大型ごみ等：水害により一時的に大量に発生した大型ごみ及び生活ごみ

・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。

・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車両等では収集・運搬が困難。

・土砂が大量に混入しているため、処理に当たって留意する必要がある。

・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入していたり、畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要。

・便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパン等）が混入することがあり、混入防止の留意が必要。

2 し尿等：水没した汲取り槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥並びに仮設トイレからのくみ取りし尿

・公衆衛生の確保の観点から、水没した汲取り便所の便槽や浄化槽については、被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。

3 その他：流木等

・洪水により流されてきた流木等、平常時は市町村で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。

表 3-11　水害廃棄物の処理に当たっての特記事項

・ 水害により土砂が可燃物に付着・混入することで、焼却炉の摩耗や可動部分への悪影響、焼却残さの増加等の影響を及ぼすため、トロンメルやスケルトンバケットによる土砂分の分離を事前に行うことが有効である。 ・ 水分を多く含んだ災害廃棄物を焼却することで焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、助燃剤や重油を投入する必要が生じることがある。 ・ 大量の濡れた畳の処理に当たっては、焼却炉のピット内での発酵による発熱、発火に注意をする必要があり、一度に多量にピット内に入れないようにする。 ・ 水没したくみ取り槽、浄化槽を清掃した際に発生する浄化槽汚泥については、原則として所有者の責任において、許可業者と個別の収集運搬の契約による処理を行う。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）表 2-3-2 を編集

１０ 有害物質含有廃棄物等の対策

◆本市で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

◆災害時における有害・危険性廃棄物の収集・処理方法における留意事項は、表3-12のとおりとする。

◆有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要する。

◆混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

表 3-12　有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種　類	留意事項等
石膏ボード、スレート板などの建材	・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 ・バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
石綿	・損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 ・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 ・損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
ＰＣＢ廃棄物	・ＰＣＢ廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、ＰＣＢ保管事業者に引き渡す。 ・ＰＣＢを使用・保管している損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合や撤去（必要に応じて解体）作業中にＰＣＢ機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ・ＰＣＢ含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、ＰＣＢ廃棄物とみなして分別する。
揮発性有機化合物	・最終処分に関する基準を越えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
危険物	・危険物の処理は、種類によって異なる。(例：消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理は県エルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など)

太陽光発電設備	・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断する。 ・可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。 ・可能であれば、ケーブルの切断面から銅線がむき出しにならないようにビニールテープなどを巻く。 ・保管時において、太陽電池モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受ける。
蓄電池	・感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）表 2-3-1 を編集

第４章 その他

１ 環境対策、モニタリング、火災防止対策

（１）基本方針

環境対策及びモニタリングを行うことにより、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺等における地域住民の生活環境への影響を防止する。環境モニタリング結果を踏まえ、環境基準を超過する等周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には、専門家の意見を求め、的確な対策を講じ環境影響を最小限に抑える必要がある。

（２）環境影響とその要因

災害廃棄物処理に係る主な環境影響と対策例を表 4-1 に示す。

表 4-1　災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・解体・撤去等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートやアスファルト舗装等を敷設 ・ＰＣＢ等の有害廃棄物の分別保管
臭気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）技術資料 18-5 を編集

（３）仮置場における火災対策

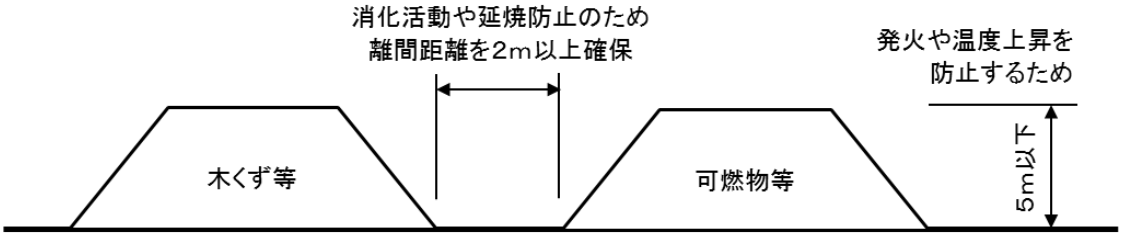
二次仮置場における火災を未然に防止するための措置を実施する。また、万一火災が発生した場合に、二次被害の発生を防止するための措置も併せて実施する。

災害廃棄物が高く積み上がった場合、微生物の働きにより内部で嫌気性発酵することでメタンガスが発生し、火災の発生が想定されるため、仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、高さ５m以下、一山当たりの設置面積を２００㎡以下（可能な限り高さ３m以下、一山当たりの設置面積１００㎡以下）にし、積み上げられる山と山との離間距離は２m以上とする。

また、火災の未然防止措置として、日常から、温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を行うとともに、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施する。

万一火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を行う。消火器や水などでは消火不可能な危険物に対しては消火砂を用いるなど、専門家の意見を基に適切な対応を取る。

図 4-1　理想的な仮置場の廃棄物堆積状況



２　がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

（１）損壊建物・倒壊の危険がある建物等（以下「損壊建物等」という。）の処理等

発災直後は人命救助を最優先するために、緊急車両等の通行の妨げとなる道路上の散乱物や道路を塞いでいる損壊建物等の撤去等を行わなければならない。

道路啓開は国、県及び本市道路関係部署が行うが、本市環境局は、啓開開始により生じた災害廃棄物等の仮置場等への搬入を指示し、協力を行う。廃建材等には石綿が混入している恐れもあることから、作業を行う者は廃建材等の性状を観察して、石綿等が混入している恐れがあるときは、他の廃棄物とは別に集積し、飛散防止対策等を講じる。

損壊建物等の解体撤去等については、表 4-2 に示す国の方針を参考として処理等を行う。

表 4-2　東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

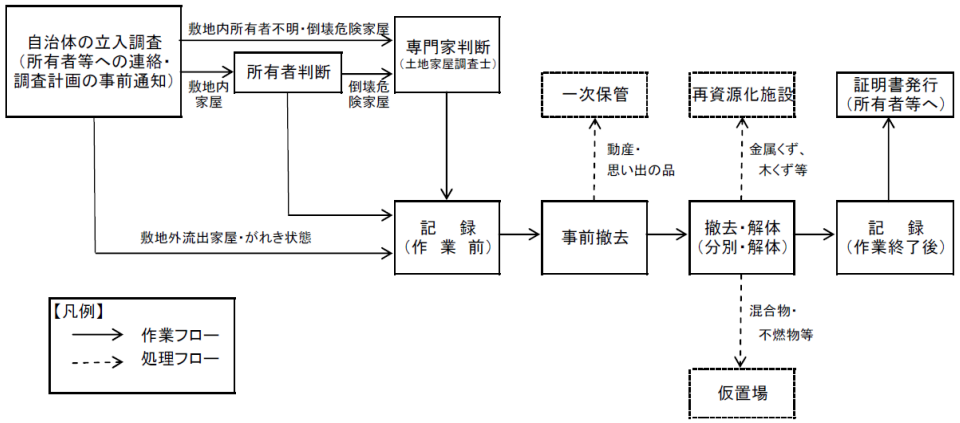
【指針の概要】

① 倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、又は、連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。

② 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物に価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。

③ 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。それ以外のものについては、撤去・廃棄できる。

【作業・処理フロー】



【留意点】

① 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知したうえで被災物件の立ち入り調査を行う。

② 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。

③ 撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて撤去前後の写真等の記録を作成する。

④ 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
⑤ 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）技術資料 1-15-1 を編集

（２）損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行う。ただし、国が特例措置として、市町村が半壊以上の損壊家屋等の解体を実施する分を補助金対象とする場合がある（公費解体）。

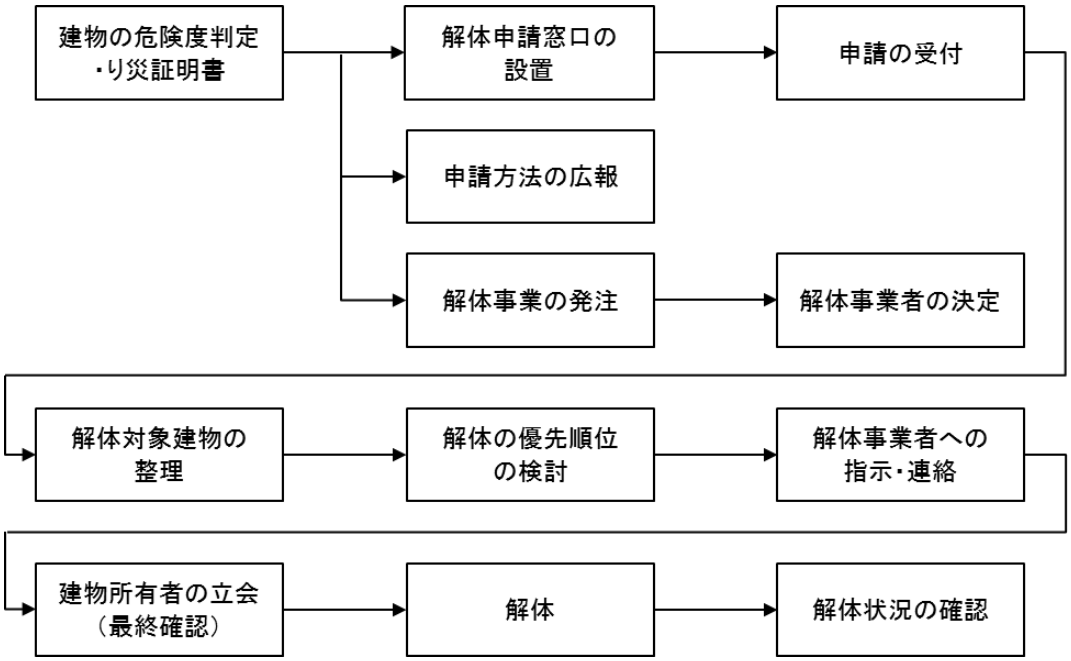
災害の規模等によって補助金対象かどうか異なるため、環境省に確認し、補助金の対象となる場合は、本市で公費解体を行う。

公費解体を行う場合でも、残置物（家財道具、生活用品等）は所有者の責任で撤去してもらう必要があるため、所有者に対し、解体工事前に撤去するよう指示する。

＜公費解体の手順＞

公費解体を行う場合の手順を図 4-2 に示す。

図 4-2　公費解体における手順の例



出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）図 2-2-3 を編集

＜業者との契約＞

公費解体については、申請件数が少ない場合には１件ごとに解体工事の設計を行い、入札により業者を設定する。ただし、大規模災害において、１件ずつの契約が現実的でない場合は、解体標準単価を設定し、随意契約（単価契約）等を検討する必要がある。

＜石綿対策＞

石綿含有成形板等のレベル３建材は多くの家屋に使用されており、解体撤去工事に当たり、石綿に関する事前調査が必要となる。

事前調査により把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

石綿含有建材を使用した被災家屋の解体・撤去、石綿を含有する廃棄物の撤去や収集・運搬に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）」を参照して安全に配慮する。

＜太陽光パネル、蓄電池等への対応＞

太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池等の撤去に当たっては、感電のおそれがあるため、取扱いに注意する。

電気自動車やハイブリッド車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両を取扱う場合には、感電する危険性があることから、十分に安全性に配慮して作業を行う。

3　思い出の品

思い出の品の取扱いルールは、表 4-3 のように定める。

思い出の品や貴重品は、保管場所の確保を行い、ルールにのっとり、回収・清潔な保管・広報・返却等を行い、貴重品の取扱いについては、警察と連携を図る。

また、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点の周知を徹底する。

表 4-3　思い出の品の取扱いルール

項目	取扱いルール等
定義	**アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等**
持主の確認方法	**公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法**
回収方法	**災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。**
保管方法	**泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。**
運営方法	**地元雇用やボランティア等の協力を検討する。**
返却方法	**基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。**

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）表 2-1-2 を編集

4 廃棄物処理手数料の減免

（1）減免の適用

災害に伴って発生した廃棄物について、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第１７条に基づく廃棄物処理手数料の減免を適用するか否かは、発災後速やかに決定する。

（2）減免の適用範囲

減免を適用できる範囲は、災害が直接起因して発生した廃棄物に限定する。また、事業系災害廃棄物（停電等に伴い商品価値が滅失した食品等を除く。）についても減免の対象とする。

（3）減免の適用期間

減免の適用期間は、原則として災害発生の翌日から起算して１年間とする。

（4）手続に関する特例

減免申請の受付は、通常、廃棄物計画課及び各区総務企画で行うが、発災後、特に必要と認める場合は、市の処理施設（東西環境工場、扇田環境センター）でも受け付ける。

15-2 清掃関係施設等

(1) 塵芥処理施設

① 城山半田2丁目　　西部クリーンセンター
② 戸島西７丁目　　東部クリーンセンター
③ 戸島町　　東部環境工場
④ 城山薬師２丁目　　西部環境工場
⑤ 貢町　　扇田環境センター
⑥ 植木町轟　　山鹿植木広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場

(2) 運搬車両

	塵芥車（直営車両）
西部クリーンセンター	２５
東部クリーンセンター	２３
計	４８

(3) 塵芥処理能力

① **焼却処理能力**　1日　880t(東部600t、西部280t)
② **埋立容量**　1,499,700㎥（扇田）
242,020 ㎥（山鹿植木広域行政事務組合）

(4) 地区別内訳

①西部クリーンセンター

【中央区】

出水・一新・大江・黒髪・慶徳・向山・壺川・五福・城東・白川・碩台・託麻原・白山・春竹・本荘・帯山・帯山西・砂取・出水南

【西区】

春日・古町・池上・小島・城山・城西・白坪・高橋・中島・花園・松尾・河内・芳野・池田

【南区】

川尻・城南・田迎・田迎西・田迎南・日吉・日吉東・御幸・力合・力合西・飽田東・飽田南・飽田西・中緑・銭塘・奥古閑・川口・富合・杉上・隈庄・豊田

②東部クリーンセンター

【東区】

泉ヶ丘・秋津・尾ノ上・健軍・健軍東・桜木・桜木東・託麻北・託麻西・託麻東・託麻南・月出・長嶺・西原・東町・山ノ内・若葉・画図

【北区】

麻生田・楠・清水・城北・高平台・龍田・龍田西・楡木・武蔵・弓削・川上・北部東・西里・植木・山本・田原・菱形・桜井・山東・吉松・田底・大和

(5) し尿収集に係る車両

バキューム車　４５台（一時使用車１１台を含む）
（3kℓ積載車以上：４２台、3kℓ積載車未満：３台）

(6) し尿等の処理施設

① **旧熊本市処理能力**　中部浄化センター　210kℓ/日
東部浄化センター　90kℓ/日
② **植木地区処理能力**　山鹿浄化センター　121kℓ/日
※植木地域のし尿等は、山鹿市の山鹿浄水センターにて処理

１６　ライフライン施設対策

項目	ページ
１６－１　ＮＴＴ西日本熊本支店災害等対策実施細則（抜粋）	569
１６－２　九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社	572
１６－３　西部ガス株式会社	576

16-1　ＮＴＴ西日本熊本支店災害等対策実施細則（抜粋）

１　目的

この実施細則は、西日本電信電話株式会社（以下「西地域会社」という。）の災害等対策規程[社長達第34号（2021年7月1日）]（以下「災対規程」という。）に係わる西地域会社の熊本支店の対策組織としての災害対策の遂行に係わる内容を定め、熊本支店が社会的使命及び指定公共機関としての役割を果たすことを目的とする。

２　対策組織

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災対規程の非常態勢区分により、次の災害対策組織（以下「対策組織」という。）を組織規程にかかわらず、自己判断、本社、関係組織の要請により、支店の対策組織を設置する。

災害対策本部、支援本部等の災害等対策規定による。

本社より対策組織の設置依頼を受けた時は、エリアに被災地を有しない場合でも、該当対策組織を設置する。

非常態勢	エリアに被災地を有する場合	エリアに被災地を有しない場合
警戒態勢	情報連絡室（※１）	
第１非常態勢	災害対策本部（※１）	支援本部（※２）
第２非常態勢	災害対策本部（※１）	情報連絡室（※２）
	地震災害警戒本部（※１）	情報連絡室（※２）
第３非常態勢	災害対策本部（※１）	情報連絡室（※２）
	情報連絡室（※３）	情報連絡室（※２）
武力攻撃等非常態勢	国民保護対策本部（※１）	情報連絡室（※２）
広域応援体制	災害対策本部（※４）	情報連絡室（※２）
重大事故	災害対策本部（※４）	
特別保守体制	情報連絡室（※５）	

※１　グループ会社と合同本部を設置する。

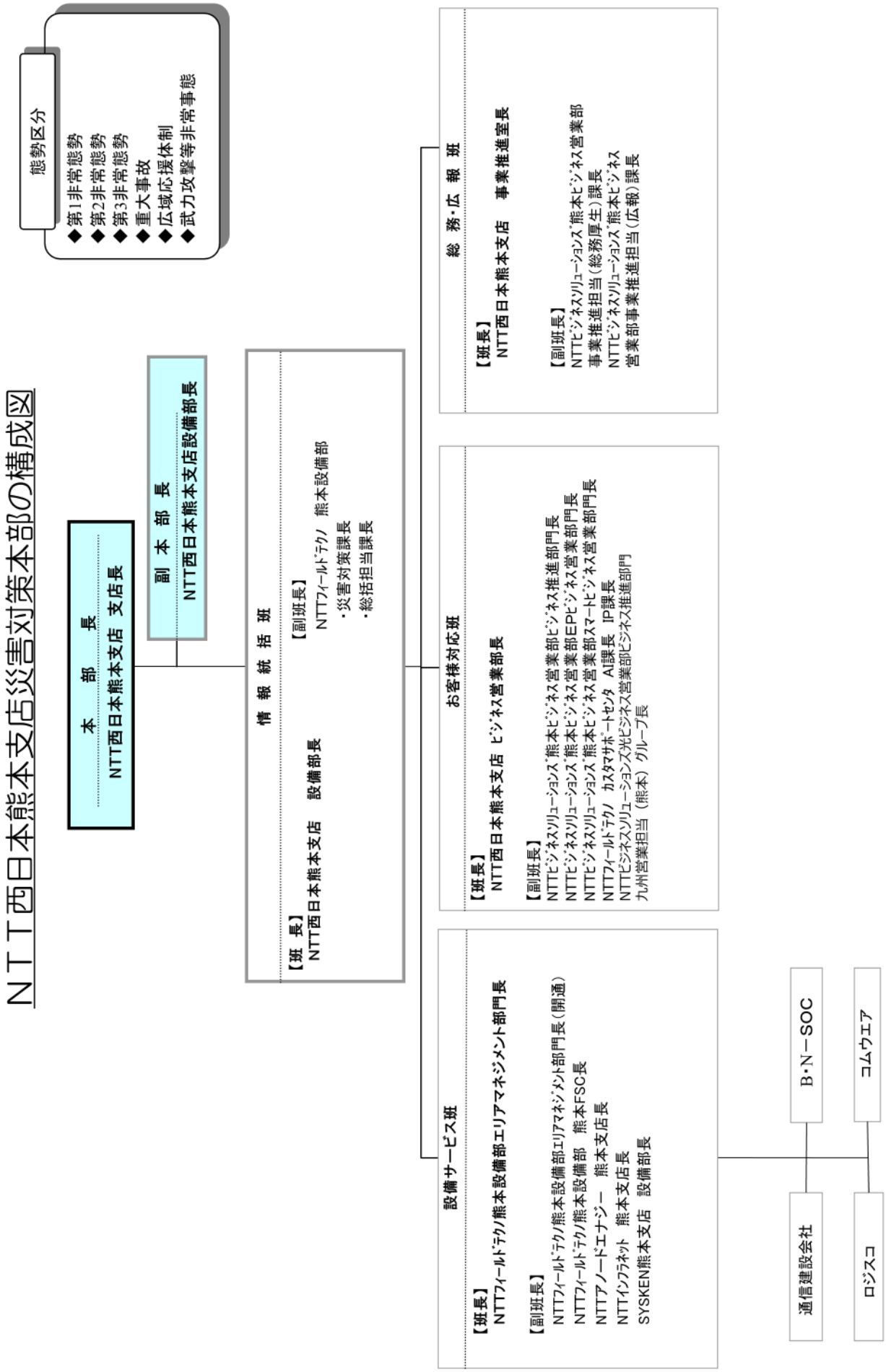
※２　ＮＴＴ西日本本社の要請に基づき、支援本部、情報連絡室を設置する。

※３　社会活動に重大な支障を及ぼす故障が発生した場合及び東海地震等の注意情報が発せられた場合に設置する。

※４　必要に応じグループ会社と合同本部を設置する。

※５　イベントの規模等により柔軟に対応を行う。

参考１　　NTT西日本熊本支店　災害対策本部の構成図



参考２　災害用伝言サービスの運営

１．災害用伝言サービスの運用開始

運用指示者:本社災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は災害対策室長等）

災　害　等		起動判断	伝言登録エリア	伝言登録可能数
地震	震度６弱以上	直ちに起動	被災した都道府県エリア	都道府県毎に設定されている伝言登録可能数
	震度５強以下で輻輳が発生している場合	運用指示者の指示により起動	運用指示者の指示による	運用指示者の指示による
他の災害	輻輳が発生している場合 多数の被災者が発生している場合	運用指示者の指示により起動	運用指示者の指示による	運用指示者の指示による
東海地震注意情報等発出時、東海地震注意情報等発出後運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合		直ちに起動	東海地震に係わる地震防災対策強化地域を全てカバーするエリア	

２．災害用伝言サービスの運用終了等

①　同時に災害が発生した場合の運用について

災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板（web171）の運用を必要とする災害が同時に発生した場合は、訓練運用を中止する。

②　運用停止について

トラヒックの集中防止を目的に導入されていることから、日々の利用状況を把握（トラヒック管理）し、伝言登録件数が１日２０件以下となった場合は、速やかに運用停止の手続きを実施する。

③　複数災害発生時の運用停止について

登録件数が１日２０件以下とならない場合でも、登録件数見合いで運用停止を検討し、可能な限り新たな災害での運用とする。

16-2 九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社

九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社　防災業務計画（抜粋）

第１節　防災体制

１　防災体制の区分

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、（以下「非常事態」という。）に対処するための防災体制は次の区分による。

非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が予想される場合	準　備　体　制
災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合	非　常　体　制

２　災害対策組織

(1)　九州電力及び九電送配は、防災体制に対処する災害対策組織（以下「対策組織」という。）をあらかじめ別表１のとおり定めておく。

なお、原子力災害との複合災害発生時の体制においては、上記の対策組織と原子力事業者防災業務計画に定める原子力災害対策組織との連携を図り、的確に事態対処を行う。

(2)　災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。

第２節　対策組織の運営

１　防災体制の発令及び解除

(1)　九州電力の社長は非常事態が発生したときは、情勢に応じた防災体制を発令する。

九州電力の支店、発電所等及び九電送配の配電事業所の長は、必要に応じ当該所管内の防災体制を発令する。

防災体制が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

(2)　九州電力の支店及び発電所等の長が防災体制を発令した場合は、直ちに対策総本部の長に報告しなければならない。また、九電送配の配電事業所の長が防災体制を発令した場合は、直ちに対策本部の長に報告しなければならない。解除の場合も同様とする。なお、報告先の対策組織が設置されていない場合は、別途定める部署に報告する。

(3)　特に供給区域内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、本店ならびに当該地震が発生した支社等、発電所等及び配電事業所等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。

(4)　対策組織の長は、管内に災害の発生するおそれがなくなった場合、又は災害復旧が進行して、平常組織によって処理し得ると認めた場合は、防災体制を解除する。

２　権限の行使

(1)　防災体制が発令された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

(2)　防災体制が発令された場合、対策組織の長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。

ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。

(3)　対策組織の決定権限者が対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行についてあらかじめ定めておく。

３　動　員

対策組織の長は、発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

４　指令伝達及び情報連絡の経路

対策組織が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は、別表２のとおりとする。

第３節　社外機関との協調

１　地方防災会議等

平常時には、担当部署が管内の防災会議等と、また災害時には対策組織が管内の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。

(1)　地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し、参加させる。

(2)　災害対策本部等との協調

この計画が円滑、適切に行われるよう要請に応じ対策要員を派遣し、次の事項に関し協調をとる。

ａ　災害に関する情報の提供及び収集

ｂ　災害応急対策及び災害復旧対策

２　防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等について協定を締結する等、災害時における相互連携体制を整備しておく。

３　他電力会社等との協調

他電力会社、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等について協定を締結する等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

４　事業所所在地区での住民との共助

事業所は、関係市町村と連携のうえ、当該地区における防災力の向上に努める。

以上

別表１

対策組織の構成と任務

［一般防災、南海トラフ地震防災］

非常災害対策総本部（※１，２）
南海トラフ地震対策総本部（※３）

総本部長
九州電力　社長

副総本部長
九電送配　社長(※1，3)
九州電力　危機管理官(※2，3)

委　員
九州電力及び九電送配の関係本部長、副本部長

班　名	班　長	任　務
総括班	【九電送配】（※１） （系統技術本部） 技術計画担当部長 【九州電力】（※２，３） （BS統括本部地域共生本部） 危機管理担当部長	本部の設営、運営、連絡会議の事務、本部指令の伝達 各種情報の収集、連絡、報告 役員特命事項、他の班に属さない事項
広報班	【九州電力】 （BS統括本部地域共生本部） 広報担当部長 （ES事業統括本部営業本部）（※2） 営業担当部長 【九電送配】 （電力契約本部） 契約計画担当部長	報道機関等に対する情報発信 お客さま対応 お客さま対応
復旧班	【九電送配】 （送変電本部） 用地担当部長 工務担当部長 （配電本部） 配電担当部長 （系統技術本部） 情報通信担当部長 【九州電力】 （原子力発電本部） 原子力管理担当部長 原子力建設担当部長 （ES事業統括本部火力発電本部） 火力担当部長 （ES事業統括本部水力発電本部） 水力担当部長 （TS統括本部土木建築本部） 土木建築担当部長 （TS統括本部情報通信本部） システム企画担当部長 電子通信担当部長	総合復旧計画の樹立、応援人員の把握及び応援動員計画の策定 電力施設の予防措置 電力系統の応急対策、他電力への融通体制の確認、融通要請
支援班	【九州電力】 （BS統括本部業務本部） 資材調達担当部長	資金の調達、必要復旧資機材の把握 復旧資材の確認・調達・輸送 主要道路状況の把握、復旧用機動力の確認・調達・確保 社屋の修理対策 食料・被服の調達 医療、防疫対策、宿舎・社宅の手配 従業員の安否確認
予備班		総本部長の指示により応援

（※１）
自然災害等による供給支障事故の場合
＊同時に九州電力が所有する設備の事故が発生した場合も含む

（※２）
九州電力が所有する設備の単独事故の場合

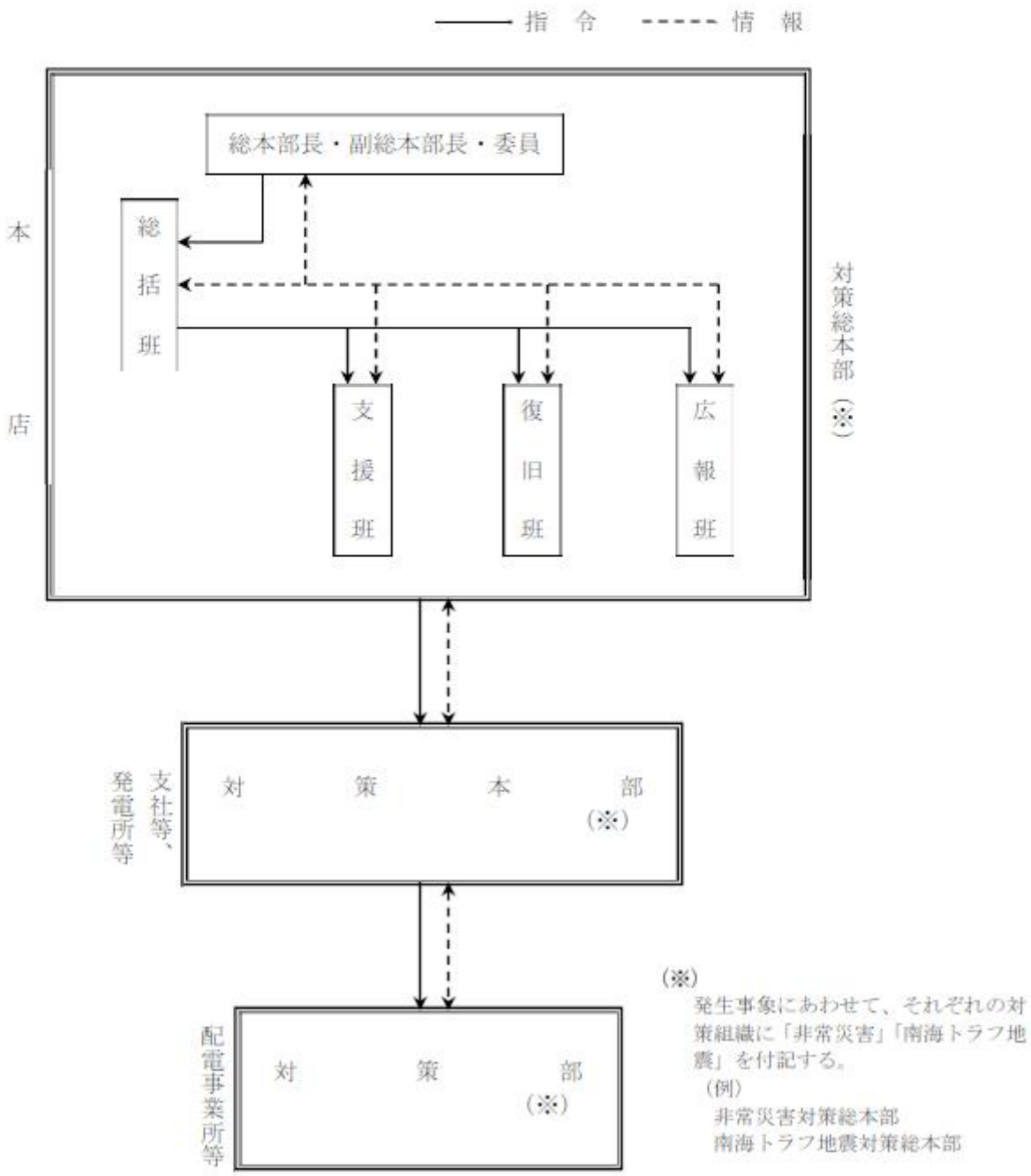
（※３）
南海トラフ地震防災の場合

注1　本店以外の対策組織は本店に準じて定めるものとする。具体的には、支社等は合同の対策組織を、発電所等は個々の対策組織を定める（対策本部）。また、配電事業所等は合同の対策組織を定める（対策部）。
2　組織の構成は必要に応じ増減することができる。
3　予備班班長は総本部長から指名された者が行う。

別表２

指令伝達及び情報連絡の経路

［一般防災、南海トラフ地震防災］



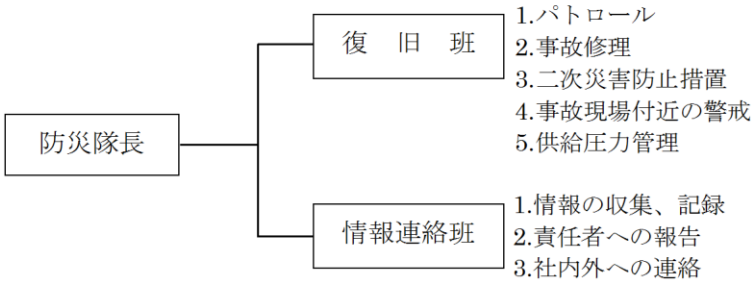
16-3 西部ガス株式会社

非常体制の組織及び業務分担

第１非常体制

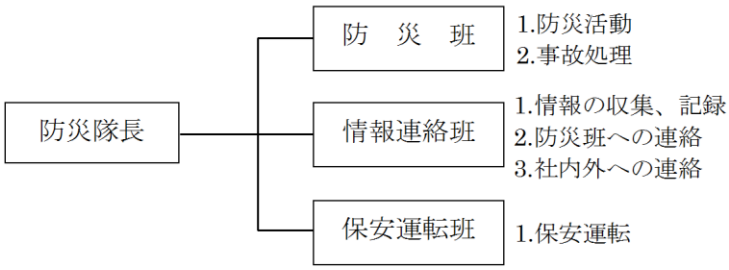
①　供給関係

関係者の一部動員によるパトロール又は事故処理ができる体制



②　製造関係

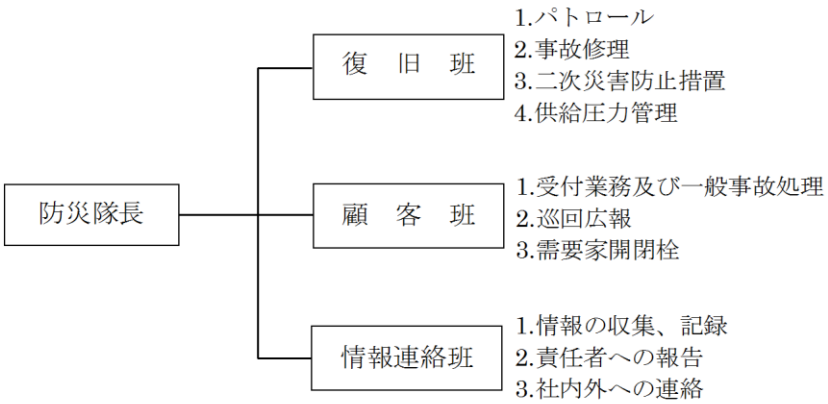
通常勤務担当者で処理できる体制



第２非常体制

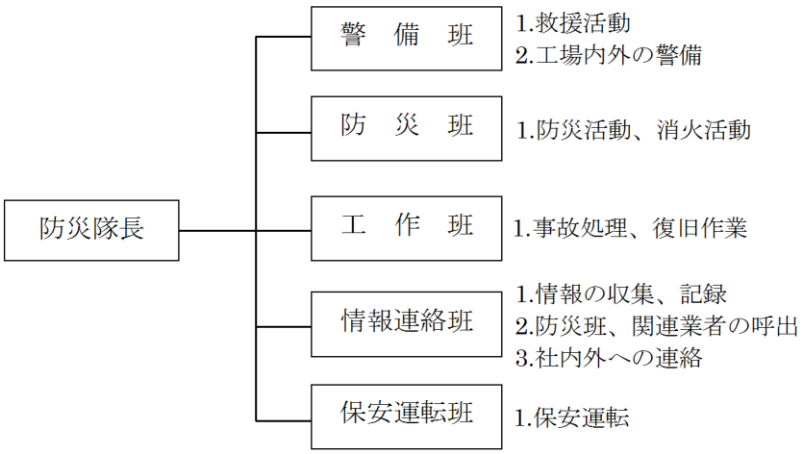
①　供給関係

関係者の動員によるパトロール又は事故処理及び広報ができる体制

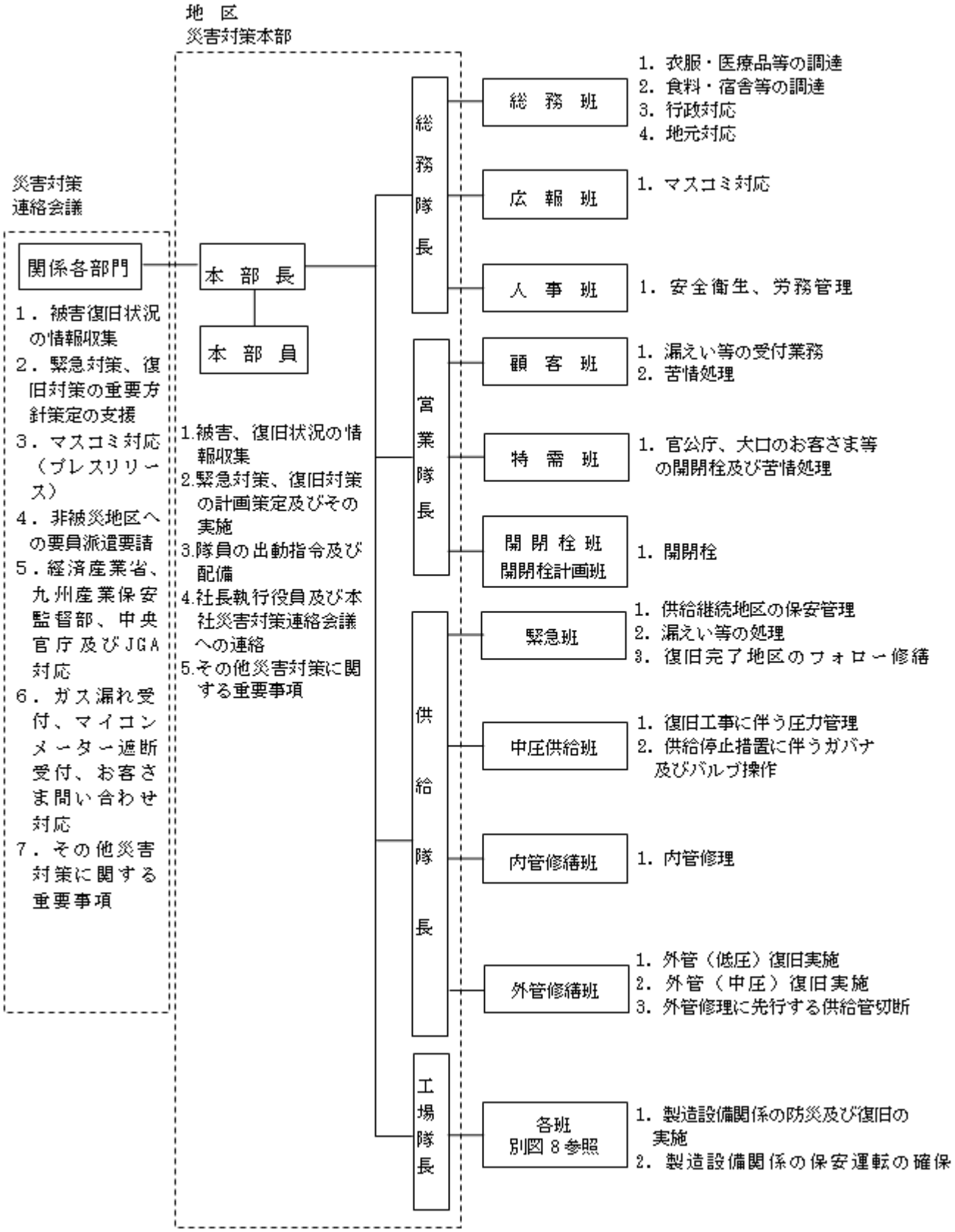


②　製造関係

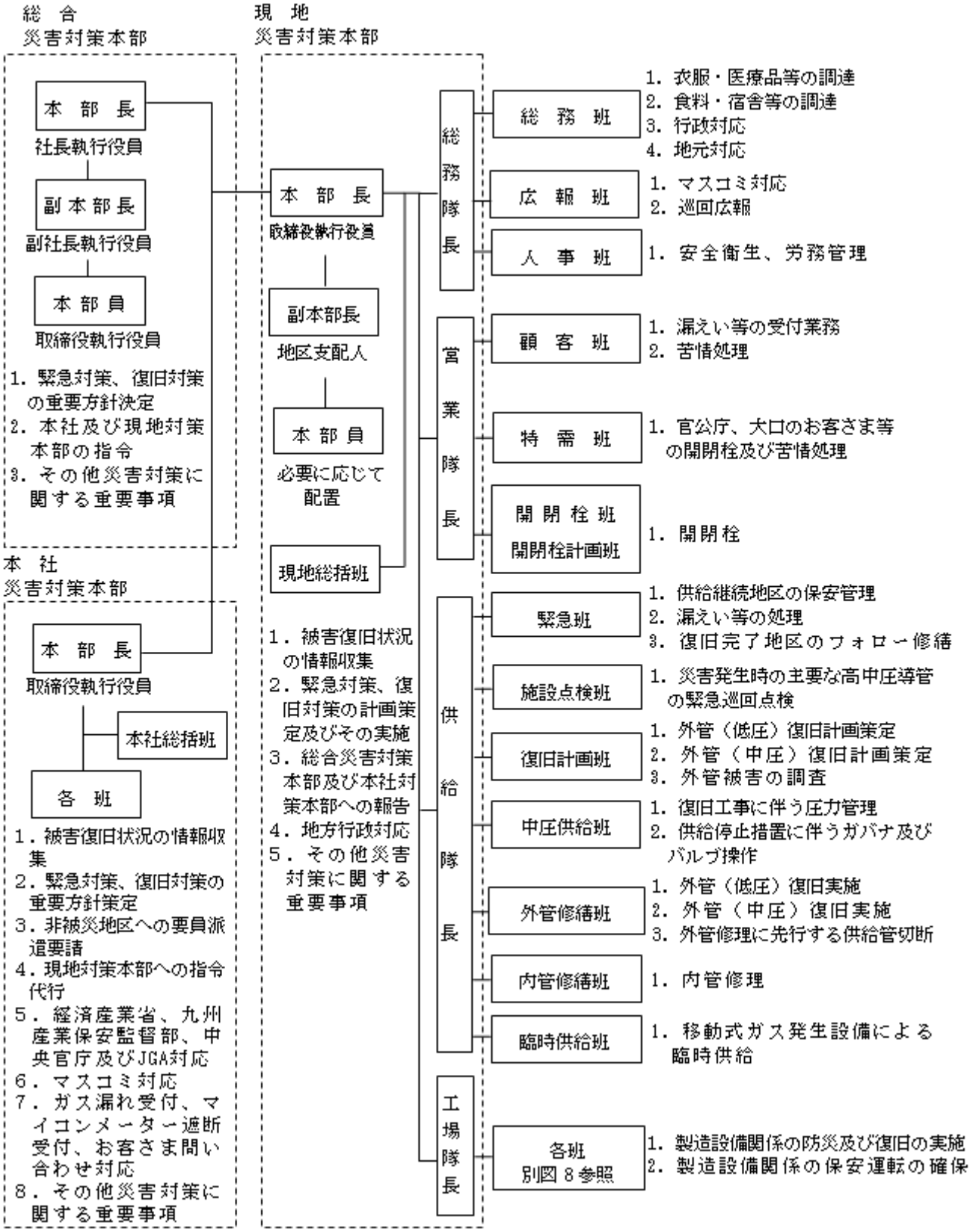
関係者の動員により処理できる防災及び災害復旧体制



第３非常体制


地　区
災害対策本部
災害対策
連絡会議
関係各部門
１．被害復旧状況の情報収集
２．緊急対策、復旧対策の重要方針策定の支援
３．マスコミ対応（プレスリリース）
４．非被災地区への要員派遣要請
５．経済産業省、九州産業保安監督部、中央官庁及びJGA対応
６．ガス漏れ受付、マイコンメーター遮断受付、お客さま問い合わせ対応
７．その他災害対策に関する重要事項
本　部　長
本　部　員
1.被害、復旧状況の情報収集
2.緊急対策、復旧対策の計画策定及びその実施
3.隊員の出動指令及び配備
4.社長執行役員及び本社災害対策連絡会議への連絡
5.その他災害対策に関する重要事項
総務隊長
総　務　班
1．衣服・医療品等の調達
2．食料・宿舎等の調達
3．行政対応
4．地元対応
広　報　班
1．マスコミ対応
人　事　班
1．安全衛生、労務管理
営業隊長
顧　客　班
1．漏えい等の受付業務
2．苦情処理
特　需　班
1．官公庁、大口のお客さま等の開閉栓及び苦情処理
開閉栓班
開閉栓計画班
1．開閉栓
供給隊長
緊急班
1．供給継続地区の保安管理
2．漏えい等の処理
3．復旧完了地区のフォロー修繕
中圧供給班
1．復旧工事に伴う圧力管理
2．供給停止措置に伴うガバナ及びバルブ操作
内管修繕班
1．内管修理
外管修繕班
1．外管（低圧）復旧実施
2．外管（中圧）復旧実施
3．外管修理に先行する供給管切断
工場隊長
各班
別図８参照
1．製造設備関係の防災及び復旧の実施
2．製造設備関係の保安運転の確保

総合非常体制


総　合
災害対策本部
本　部　長
社長執行役員
副本部長
副社長執行役員
本部員
取締役執行役員
1．緊急対策、復旧対策の重要方針決定
2．本社及び現地対策本部の指令
3．その他災害対策に関する重要事項
本　社
災害対策本部
本　部　長
取締役執行役員
本社総括班
各　班
1．被害復旧状況の情報収集
2．緊急対策、復旧対策の重要方針策定
3．非被災地区への要員派遣要請
4．現地対策本部への指令代行
5．経済産業省、九州産業保安監督部、中央官庁及びJGA対応
6．マスコミ対応
7．ガス漏れ受付、マイコンメーター遮断受付、お客さま問い合わせ対応
8．その他災害対策に関する重要事項
現　地
災害対策本部
本　部　長
取締役執行役員
副本部長
地区支配人
本部員
必要に応じて配置
現地総括班
1．被害復旧状況の情報収集
2．緊急対策、復旧対策の計画策定及びその実施
3．総合災害対策本部及び本社対策本部への報告
4．地方行政対応
5．その他災害対策に関する重要事項
総務隊長
総　務　班
1．衣服・医療品等の調達
2．食料・宿舎等の調達
3．行政対応
4．地元対応
広　報　班
1．マスコミ対応
2．巡回広報
人　事　班
1．安全衛生、労務管理
営業隊長
顧　客　班
1．漏えい等の受付業務
2．苦情処理
特　需　班
1．官公庁、大口のお客さま等の開閉栓及び苦情処理
開閉栓班
開閉栓計画班
1．開閉栓
供給隊長
緊急班
1．供給継続地区の保安管理
2．漏えい等の処理
3．復旧完了地区のフォロー修繕
施設点検班
1．災害発生時の主要な高中圧導管の緊急巡回点検
復旧計画班
1．外管（低圧）復旧計画策定
2．外管（中圧）復旧計画策定
3．外管被害の調査
中圧供給班
1．復旧工事に伴う圧力管理
2．供給停止措置に伴うガバナ及びバルブ操作
外管修繕班
1．外管（低圧）復旧実施
2．外管（中圧）復旧実施
3．外管修理に先行する供給管切断
内管修繕班
1．内管修理
臨時供給班
1．移動式ガス発生設備による臨時供給
工場隊長
各班
別図８参照
1．製造設備関係の防災及び復旧の実施
2．製造設備関係の保安運転の確保

災害対策連絡会議（第３非常体制時）

災害情報の収集及び外部対応を図ると共に、地区災害対策本部の災害対策活動に対して全面的に支援、補佐する。

議長
総務広報部長

【本社総括班】
［担当業務］
・災害対策室の設営及び関係部門との連絡体制確立
・経済産業省、九州産業保安監督部（常駐対応含む）、JGA等への報告及び対応
・本部班各班情報の収集及び集計表作成
・諸会議の開催
・災害対応方針策定支援
・各班へ議長の指示伝達
・本部班間の連携調整
・他地区、関係会社等、他社ガス小売事業者への応援要請
・役員への報告
・社内、関係会社等への情報等の提供
・全社復旧要員管理
・地方行政機関(県・市等、県警・消防本部等)対応支援

本部班	分担業務
広報班	・ﾏｽｺﾐ等対応 ・災害発生時の広報（お客さま・ﾏｽｺﾐ） ・ガス供給停止時の広報（お客さま・ﾏｽｺﾐ） ・復旧時の広報 ・復旧活動の記録 ・地区災害対策本部総務隊との連携、支援
総務班	・勤務時間内における社員等の避難誘導 ・災害対策連絡会議設置に係る庶務事項 ・全社建物等被害状況の収集 ・地区災害対策本部総務隊への要員派遣を非被災地区と調整 ・食料及び宿舎等の調達 ・前進基地、資材ヤード、駐車場等用地の確保 ・外部に対する総務的事項（協力要請等） ・地区災害対策本部総務隊との連携、支援
人事班	・社員及び家族被災状況の把握 ・安全衛生管理対策の実施 ・被服等の調達 ・社員の出勤状況等の把握
情報通信班	・情報ｼｽﾃﾑ(ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ、ﾈｯﾄﾜｰｸ、業務ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ)及び電話の被害状況の収集 ・ﾆﾀｺｰﾋﾞﾙ千代の被害状況の収集 ・情報ｼｽﾃﾑ及び電話の復旧計画等の策定 ・情報ｼｽﾃﾑ及び電話等の機器の調達 ・お客さまﾃﾞｰﾀ出力等の電算機処理業務
経理班	・資金調達 ・資金調達計画
資材班	・復旧資機材の調達 ・資機材搬送 ・現地への資材班派遣 ・代替熱源の調達
原料班	・原燃料供給会社被害状況の把握、原燃料の確保
営業班	・現地営業隊の統括 ・お客さま対応 ・お客さま対応状況の把握 ・受電本数に応じた受付体制の検討、確立 ・開閉栓の復旧計画の策定支援 ・営業隊への他地区社員及び関連、協力会社要員等の派遣調整 ・開閉栓進捗状況の把握 ・応援費用の積算
供給班	・現地供給隊の統括 ・供給設備の被害状況の把握 ・緊急対策策定支援 ・復旧計画策定支援 ・臨時供給設備の数量調整 ・応援費用の積算
供給指令センター	・供給設備、製造設備の被害状況の把握 ・供給系監視制御システムの通信状況の把握 ・関係会社との生産調整 ・緊急対策（製造・供給）の策定、実施 ・ガス漏えい電話受付
生産班	・製造設備（関係会社含む）の被害状況の把握 ・緊急対策、復旧対策の方針策定 ・現地工場隊への応援計画の策定 ・ＬＮＧローリ輸送ルートの情報把握
電力班	・停電、復電状況の把握 ・電力需給調整

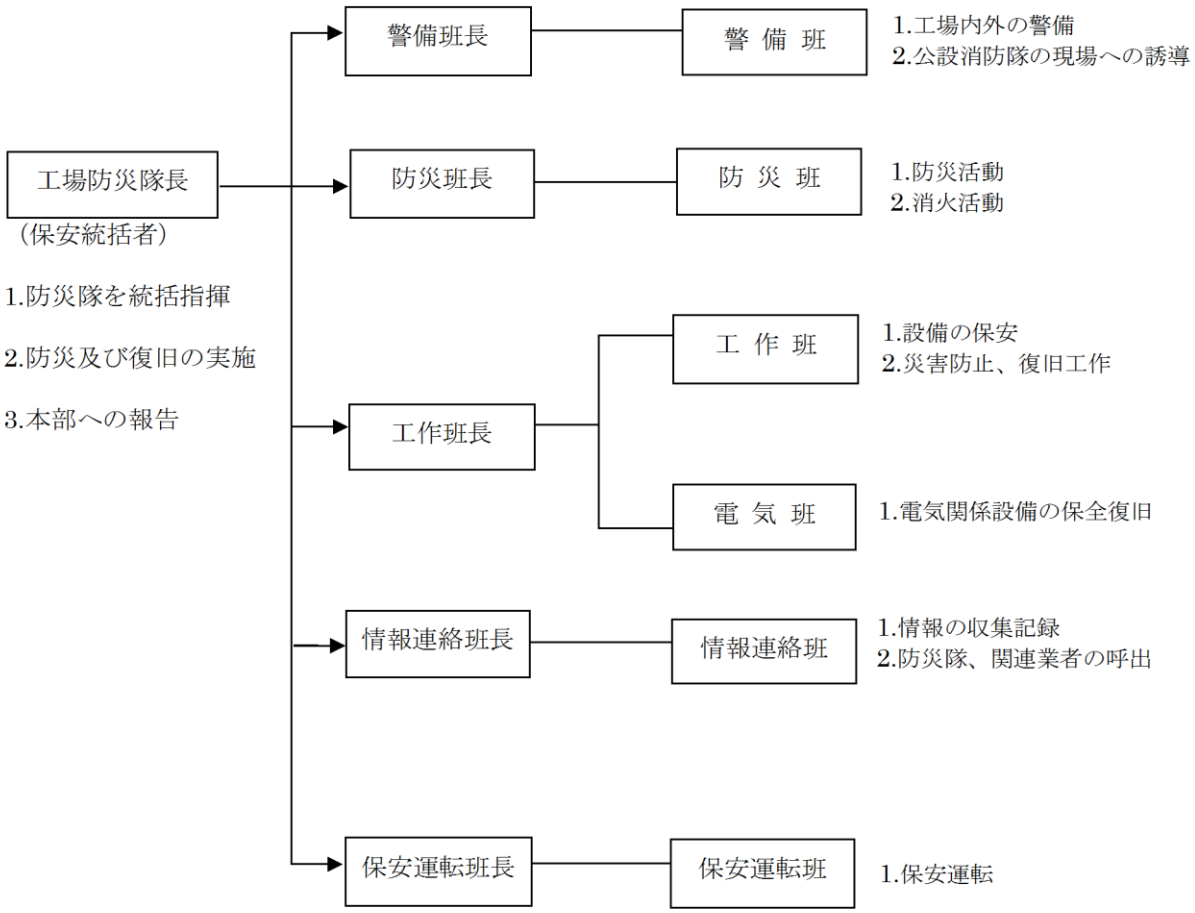
（注）各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

総合災害対策本部



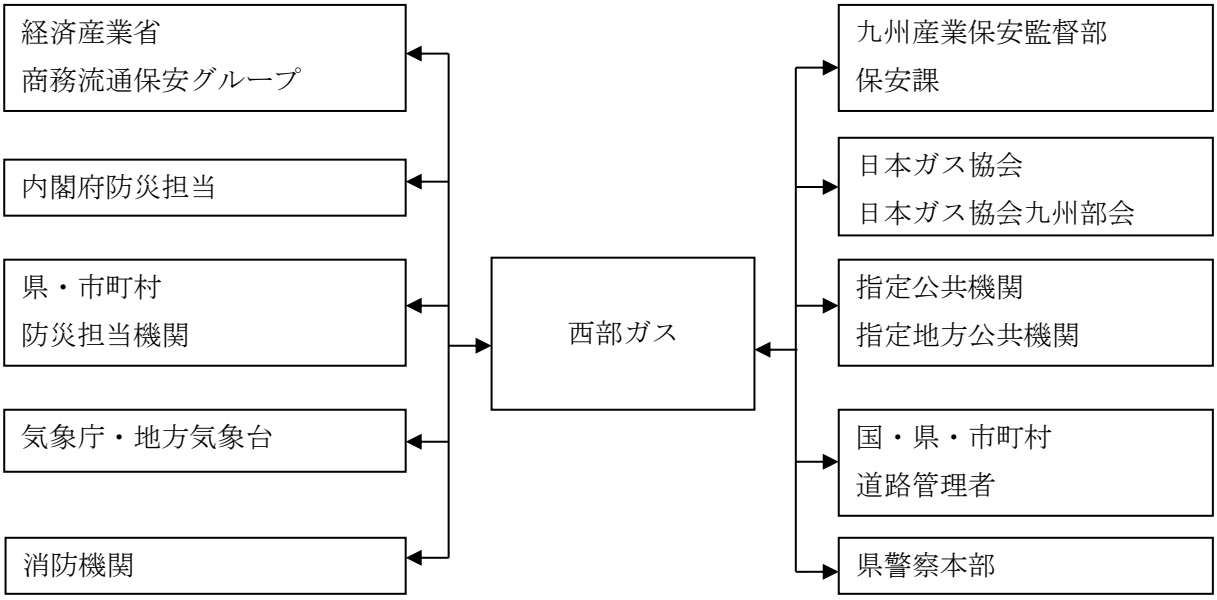
（注１）本部長は本部員部長の内、災害内容に応じて隊長を指名する。
（注２）各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

工場防災隊



（注１）上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できるものとする。

防災関係機関との連携関係図



各非常体制の責任者

	第１非常体制	第２非常体制	第３非常体制	総合非常体制
熊本地区	熊本供給部 保全Ｇﾏﾈｼﾞｬｰ 熊本工場長※	熊本供給部長 熊本工場長※	熊本供給部長	社長執行役員

※製造設備の損壊等により、ガス供給に影響を及ぼす場合又は及ぼす可能性がある場合

（注１）第３非常体制の責任者は地区災害対策本部長であり、総合非常体制の責任者は総合災害対策本部長である。

本部長代行者

総合災害対策本部	副社長執行役員
熊本地区災害対策本部	熊本供給部長、熊本工場長※

※製造設備の損壊等により、ガス供給に影響を及ぼす場合又は及ぼす可能性がある場合

１７　災害復旧・復興

項目	ページ
１７－１　り災証明書様式	584
１７－２　災害弔慰金等の支給及び貸付制度	585
１７－３　熊本市税条例	590
１７－４　熊本市国民健康保険条例	592
１７－５　国民年金保険料の免除及び学生納付特例（国民年金法）抜すい	594
１７－６　災害に対する金融措置一覧	595
１７－７　災害公営住宅計画	596
１７－８　災害復旧に伴う財政援助一覧	597

17-1 り災証明書様式

り　災　証　明　書

熊本災証 第　　号
年　月　日

世帯主住所			
世帯主氏名		世帯人員	
り災状況	災害の原因		
	り災者住所		
	り災者		
	り災者区分		
	り災場所		
	り災物件種類		

世帯構成

氏　名	続柄	年齢	氏　名	続柄	年齢

り災程度	区　分	
	参　考	
	その他	

上記のとおり、り災したことを証明する。
年　月　日

熊本市長

17-2 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

１　災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律８２号）の規定に基づき「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する弔慰金の支給制度。

(1) 対象となる災害

災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する災害（暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象）で次に掲げる場合

①　熊本市域において住家の滅失した世帯が５世帯以上ある場合

②　被災が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であって、住家の滅失した世帯の数が５以上の市町村が３以上存在する場合

③　都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合

④　災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合

(2) 支給対象者

上記の災害で死亡した市民とする。

（火災・事故等の人為的な要因による死亡は含まない。）

(3) 支給対象遺族及び順位

①　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

②　前号の遺族の順位は、次に掲げる順位とする。

配偶者 ⇨ 子 ⇨ 父母 ⇨ 孫 ⇨ 祖父母

③　上記以外の場合は「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定によるものとする。

(4) 弔慰金の支給額

①　死亡当時、生計を主として維持していた場合　⇨　５００万円

②　その他の場合　⇨　２５０万円

(5) 弔慰金の支給手続

市長が調査のうえ支給する。

ただし、熊本市の区域外で死亡した場合は死亡地の官公署が発行する死亡証明書等を提出する。

また、熊本市民でない遺族が請求する場合は、当該死亡者の遺族であることを証明する書類（戸籍謄本など）を提出するものとする。

２　災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する障害見舞金の支給制度。

(1) 対象となる災害

災害弔慰金と同じ。

(2) 支給対象者

上記の災害を原因として、負傷または疾病にかかり、治ったときに以下の障がいがある市民とする。

（火災・事故等の人為的な要因による障がいは含まない。）

(3) 障がいの程度

① 両眼が失明したもの。

② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの。

③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの。

④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの。

⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの。

⑥ 両上肢の用を全廃したもの。

⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの。

⑧ 両下肢の用を全廃したもの。

⑨ 精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの。

(4) 見舞金の支給額

① 被災時、世帯の生計を主として維持していた場合　⇨　２５０万円

② その他の場合　⇨　１２５万円

３　災害見舞金

「熊本市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱」に基づき支給する見舞金制度。

(1) 対象となる災害

暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象及び火災の災害により生ずる被害

(2) 支給対象者

災害で被害を受けた「熊本市民」であること。

市民の定義　⇨　住民基本台帳または外国人登録台帳に登録されている者

(3) 見舞金額

◇全焼・全壊又は流失

１世帯につき　⇨　５０，０００円

◇半壊又は半焼

１世帯につき　⇨　３０，０００円

◇床上浸水

１ 世 帯　⇨　１０，０００円

◇重　傷

１人に付き　⇨　３０，０００円

◇死　亡

１人に付き　⇨　１００，０００円

(4) 支給の制限

① 災害による死亡又は負傷が、その死亡又は負傷した者及び世帯員の故意又は重大な過失による場合。

② 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和４８年政令第３７４号）第２条の規定に該当する場合。

③　熊本市の条例で支給が受けられる場合。

④　住家でない建造物の被害。

⑤　災害発生時に避難等の指示に従わなかった場合。

4　災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」「同法律施行令」「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する貸付制度。

(1) 対象となる災害

①　熊本市に対して、「災害救助法」が適用された場合の災害。

②　熊本県内の自然災害により、「災害救助法」が適用された市町村が１カ所でもある場合の災害。

(2) 貸付対象者

主としてその世帯の生計を維持する者で、社会通念上妥当と認められる者

(3) 所得の制限

同一世帯に属する者の所得を合算した額が、次の金額未満であること。

１人世帯　⇨　２２０万円

２人世帯　⇨　４３０万円

３人世帯　⇨　６２０万円

４人世帯　⇨　７３０万円

５人以上世帯　⇨　７３０万円に世帯人員が１人増すごとに、３０万円を加算した額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、１，２７０万円となる。

(4) 対象となる被害の程度と貸付限度額

《1》療養に要する期間が１カ月以上の世帯主の負傷及び以下の項目に該当するとき。

①　家財、住家とも損害がない場合　⇨　１５０万円

②　家財の損害金額が、その価値の概ね３分の１以上の損害　⇨　２５０万円

③　住居が半壊した場合　⇨　２７０万円

④　住居が全壊した場合　⇨　３５０万円

《2》世帯主の負傷がなく、以下の項目に該当するとき。

①　家財の損害金額が、その価値の概ね３分の１以上の損害　⇨　１５０万円

②　住居が半壊した場合　⇨　１７０万円

③　住居が全壊した場合（④の場合を除く）　⇨　２５０万円

④　住居の全体が滅失（全壊・全焼及び流失を含む）した場合　⇨　３５０万円

《3》上記で被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊す場合等特別の事情がある場合は以下のとおりとする。

《1》の③の場合　⇨　３５０万円

《2》の②の場合　⇨　２５０万円

《2》の③の場合　⇨　３５０万円

(5) 償還方法及び償還期限

償還方法　⇨　年賦償還・半年賦償還・月賦償還のいずれかを選択（全て元利均等償還）

償還期限　⇨　３年据え置き後７年償還

償還利率　⇨　保証人を立てる場合：無利子

保証人を立てない場合：年1.5%（据え置き期間は無利子）

5　畳替費用助成金

熊本市水害に伴う畳替費用助成金支給要綱に基づき支給する助成金制度。

(1) 対象となる災害

豪雨・洪水・津波その他の異常な自然現象等による水害により床上浸水以上の被害

(2) 支給対象者

水害で被害を受けた「熊本市民」で、畳替を自らの費用で行った者。

市民の定義⇨熊本市に住所を有し、住民基本台帳または、外国人登録台帳に登載されている者。

(3) 支給の制限

①　市県民税課税世帯に属する者

②　生活保護法を受けている者

(4) 助成金額

床上浸水以上の被害を受けた畳１枚につき９，０００円以内。ただし、１２枚（１０８，０００円）を上限とする。

6　生活福祉資金

低所得世帯に対して、資金の貸付を行い経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、熊本市社会福祉協議会が熊本県社会福祉協議会から事務の委託を受けて行う貸付制度です。

◇災害援護資金　⇨　１，５００，０００円以内

据置期間　⇨　６ヶ月以内

償還期間　⇨　７年以内

償還利率　⇨　保証人を立てる場合：無利子、保証人を立てない場合：年1.5%

◇申 込 方 法　市役所が発行する「り災証明書」を添付して、熊本市社会福祉協議会へ申し込む。

7　被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。なお、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。

①　災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号が適用された市町村における自然災害

②　各市町村で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

③　県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

④　①又は②の市町村を含む都道府県で５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

⑤　①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）で５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

⑥　①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、

５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

２世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)

(2) 支援金の支給対象

上記(1)に該当する自然災害により、

① 住宅が全壊した世帯

② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）が支援金支給の対象となる。

(3) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる

（※世帯人員が１人の場合は、各該当欄の３/４の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊 (2) ①に該当	解体 (2) ②に該当	長期避難 (2) ③に該当	大規模半壊 (2) ④に該当
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃貸 （公営住宅以外）
支給額	２００万円	１００万円	５０万円

※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円

(4) 支援金の申請期間

基礎支援金は、被災した日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内

17-3 熊本市税条例

第１　申告等に関する期限の延長

第１３条の２　市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して、当該期限を延長するものとする。

２　前項の指定は、市長が公示によって行うものとする。

３　市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第１項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については２月以内、特別徴収義務者については３０日以内において、当該期限を延長するものとする。

４　前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を記載した書面でしなければならない。

５　市長は、第３項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。

第２　市民税の減免

第３３条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。

(1)～(6)　略

(7)　天災その他これに類する災害により資産につき損失を受けた者

２　前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)　年度（法人にあっては法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額）、月別、納期の別及び税額

(2)　減免を受けようとする事由

３　略

第３　固定資産税及び都市計画税の減免

第５０条　市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

(1)及び(2)　略

(3)　市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

(4)　略

２　前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)　納税義務者（所有者以外の使用者が納税義務者である場合においては、当該使用者及び所有者の住所及び氏名又は名称）

(2)　土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格

(3)　家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格

(4)　償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格

(5)　減免を受けようとする事由及び前項第３号の固定資産にあっては、その被害の状況

３　略

第１５０条　都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合にあわせて賦課し、及び徴収する。ただし、市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合においては、この限りでない。

第４　軽自動車税種別割の減免

第６７条　市長は、災害その他特別の事情により特に必要と認める軽自動車等に対しては、種別割を減免することができる。ただし、減免すべき事由が発生した日前に納期限を経過しているものについては、この限りでない。

２　前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする事由その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該軽自動車等が同項の軽自動車等に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

３　略

第５　事業所税の減免

第１４４条　市長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、事業所税を減免することができる。

２　前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添えて、これを市長に申請しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項に規定する者に該当することが明らかであり、かつ、事業所税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)　住所及び氏名又は名称

(2)　事業所等の所在地

(3)　減免を受けようとする事由

(4)　前各号に掲げるもののほか、市長において必要があると認める事項

３　略

17-4 熊本市国民健康保険条例

１　徴収猶予

第２４条　市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

(3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

(4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

２　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 徴収猶予を必要とする理由

３　市長は、第１項の規定により保険料の徴収猶予を受けた者がその後において、その猶予事由が消滅した場合は、その徴収猶予を取り消すことができる。

２　保険料の減免

第２５条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納付義務者

ア　資格取得日において、65歳以上である者

イ　資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格取得日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ｱ) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(ｲ) 船員保険法の規定による被保険者

(ｳ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(ｴ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(ｵ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(3) その他特別の理由がある者

２　前項の規定により保険料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 減額又は免除を受けようとする理由

３　第1項の規定によって保険料の減額又は免除を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

17-5 国民年金保険料の免除及び学生納付特例（国民年金法）抜すい

第９０条　次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

保険料を納付することが著しく困難な場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

第９０条の２　第１、２、３項次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、その4分の3・半額・4分の1を納付することを要しないものとすることができる。

ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。保険料を納付することが著しく困難な場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

第９０条の３　次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であった被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。

保険料を納付することが著しく困難な場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

17-6 災害に対する金融措置一覧

資　　金	措　　置	根　　拠　　法　　令
自作農維持資金	貸　　付	自作農維持資金融通法
災害復興住宅建設資金	貸　　付	住宅金融支援機構法
天災による被害農林漁業者等に対する資金	貸　　付	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
	貸付(限度額引き上げ等)	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」）
被災私立学校災害復旧資金	貸　　付	日本私学復興財団法
被災中小企業者等に対する災害復旧資金	貸　　付	株式会社日本政策金融公庫法 株式会社商工組合中央金公庫法
被災医療機関等に対する災害復旧資金	貸　　付	医療金融公庫法
被災農林漁業者等に対する土地改良災害復旧資金、主務大臣指定施設災害復旧資金等	貸　　付	日本政策金融公庫
中小企業信用保険法による災害関係保証	付保限度額の別枠設定、普通保険のてん補率引き上げ～保険料率の引下げ	中小企業信用保険法 激甚法
母子父子寡婦福祉資金	支払猶予	母子及び父子並びに寡婦福祉法

17-7 災害公営住宅計画

(1) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法(昭和２６年法律第１９３号)）第８条第1項の規定による公営住宅をいう。）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に低所得り災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

① 適用災害の規模

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による場合

（ア） 被災全域の滅失戸数が５００戸以上のとき。

（イ） １市町村の区域内の滅失戸数が２００戸以上のとき。

（ウ） １市町村の区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の１割以上のとき。

イ 火災による場合

（ア） 被災地域の滅失戸数が２００戸以上のとき。

（イ） １市町村の区域内の滅失戸数が当該市町村の区域内の住宅戸数の１割以上のとき。

② 建設および管理者

災害公営住宅は市町村が建設し、管理するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは県において建設し管理するものとする。

③ 建設、管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理等の基準は、おおむね次の基準によるものとする。

区　　分	基　　準　　内　　容
入居者の条件	(1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。 (2) 当該災害発生後３年間は月収２１．４万円以下の世帯であること。 (3) 現に同居し又は同居しようとする親族を有する世帯であること。 (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
建設限度戸数	(1) 一般災害は滅失戸数の３割 (2) 激甚災害は滅失戸数の５割
補　助　率	(1) 一般災害の場合は当該年度の標準工事費の２／３ (2) 激甚災害の場合は当該年度の標準工事費の３／４
規　　格	住宅１戸の床面積の合計が２５平方メートル以上８０平方メートル以下のものとする。
家　　賃	管理者が必要に応じて、その都度決定する額とする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費もしくは補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資、又は、一般個人向け融資を活用して復旧に努めるものとする。

17-8 災害復旧に伴う財政援助一覧

事　業　名	国　の　財　政　援　助　等	
	通　常　災　害	激　甚　災　害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条	激甚に対処するための特別の財政援助等に関する法律第３条
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第３条	同上・第３条
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第８条	同上・第３条
農林水産施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第３条	同上・第５、６条
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第７５条	同上・第３条
児童福祉施設災害復旧事業	予算補助	同上・第３条
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第２６条	同上・第３条
身体障がい者厚生援護施設災害復旧事業	知的障がい者福祉法第３７、３７の２条	同上・第３条
精神薄弱者援護施設災害復旧事業	精神薄弱者福祉法第２５、２６条	同上・第３条
感染症指定医療機関の災害復旧事業	―	同上・第３条
感染症予防事業	―	同上・第３条
堆積土砂排除事業	―	同上・第３条
湛水排除事業	―	同上・第３条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第３条	同上・第８条
共同利用小型漁船の建造費	―	同上・第１１条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	―	同上・第１２条
事業協同組合等施設の災害復旧事業	―	同上・第１４条
公立社会教育施設災害復旧事業	―	同上・第１６条
私立学校施設災害復旧事業	―	同上・第１７条
水防資材補助	水防法第３３条の２	同上・第２１条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第８条第１項	同上・第２２条
上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
工業用水道災害復旧事業	―	同上
廃棄物処理施設災害復旧費補助		同上
ごみ処理施設災害復旧事業	予算補助	同上

事　業　名	国　の　財　政　援　助　等	
	通　常　災　害	激　甚　災　害
災害廃棄物処理事業費補助金	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第２２条	同上
火葬場・と畜場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	同上
都市施設災害復旧事業 （街路、公園等、都市排水施設）	建設省都市局長通達・都市災害復旧事業 国庫補助に関する基本方針	―

熊本市地域防災計画

資 料 編

発行・編集　　熊本市防災会議

事　務　局　　危機管理防災部防災計画課

住　　所：〒860-8601　熊本市中央区手取本町１番１号

電 話 番 号：096-328-2111（代表）

ホームページ：http://www.city.kumamoto.jp/